

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月28日) (水曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 発議第 1 号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について	10
花木千鶴さん提案理由説明	10
日程第 6 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	10
宮路市長提案理由説明	10
日程第 7 議案第 14 号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めること に関する協議について	11
日程第 8 議案第 15 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	11
日程第 9 議案第 16 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	11
日程第 10 議案第 17 号日置市部設置条例の一部改正について	11
日程第 11 議案第 18 号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について	11
日程第 12 議案第 19 号日置市消防委員会条例の一部改正について	11
日程第 13 議案第 20 号日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について	11
日程第 14 議案第 21 号日置市農村センター条例の一部改正について	11
日程第 15 議案第 22 号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	11
日程第 16 議案第 23 号日置市一般住宅条例の一部改正について	11
日程第 17 議案第 24 号日置市都市公園条例の一部改正について	11
日程第 18 議案第 25 号日置市公民館条例の一部改正について	11
日程第 19 議案第 26 号日置市体育施設条例の一部改正について	11
宮路市長提案理由説明	12
益満総務企画部長	13
田上消防本部消防長	15
外園産業建設部長	16
満尾教育次長	17

田畑純二君	17
益満総務企画部長	18
坂口ルリ子さん	18
益満総務企画部長	19
外園産業建設部長	19
池満 渉君	19
神之門社会教育課長	19
富迫企画課長	19
池満 渉君	19
富迫企画課長	19
佐藤彰矩君	20
住吉東市来支所長	20
佐藤彰矩君	20
住吉東市来支所長	20
松尾公裕君	20
神之門社会教育課長	20
松尾公裕君	21
住吉東市来支所長	21
大園貴文君	21
富迫企画課長	21
神之門社会教育課長	22
休 憩	22
日程第20 議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算(第7号)	23
日程第21 議案第28号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	23
日程第22 議案第29号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	23
日程第23 議案第30号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)	23
日程第24 議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	23
日程第25 議案第32号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	23
日程第26 議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	23
日程第27 議案第34号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第3号)	23

日程第 2 8	議案第 3 5 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 3
日程第 2 9	議案第 3 6 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 3
日程第 3 0	議案第 3 7 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 3
日程第 3 1	議案第 3 8 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	2 3
	宮路市長提案理由説明	2 3
	田畑純二君	2 7
	宮路市長	2 9
	福田財政管財課長	2 9
	富迫企画課長	2 9
	脇健康保険課長	2 9
	熊野農林水産課長	3 0
	樹土木建設課長	3 1
	外園都市計画課長	3 1
	田畑純二君	3 1
休	憩	3 2
	梶 康博君	3 2
	福田財政管財課長	3 2
	富迫企画課長	3 2
	梶 康博君	3 2
	池満 渉君	3 3
	宮路市長	3 3
	満尾教育次長	3 3
	坂口ルリ子さん	3 3
	瀬川税務課長	3 4
	坂口ルリ子さん	3 4
	瀬川税務課長	3 4
	外園都市計画課長	3 4
	樹土木建設課長	3 4
	坂口ルリ子さん	3 4
	瀬川税務課長	3 4
	樹土木建設課長	3 4

	坂口ルリ子さん	3 4
	樹土木建設課長	3 4
	坂口ルリ子さん	3 4
	樹土木建設課長	3 4
	坂口洋之君	3 4
	瀬川税務課長	3 5
	坂口洋之君	3 5
	瀬川税務課長	3 5
休	憩	3 5
	瀬川税務課長	3 5
	坂口洋之君	3 5
	瀬川税務課長	3 5
	西菌典子さん	3 6
	桜井市民生活課長	3 6
	西菌典子さん	3 6
	福田財政管財課長	3 6
	西菌典子さん	3 6
	地頭所貞視君	3 6
	福田財政管財課長	3 6
	坂口ルリ子さん	3 7
	瀬川税務課長	3 7
	坂口ルリ子さん	3 7
	瀬川税務課長	3 7
	脇健康保険課長	3 7
	坂口ルリ子さん	3 7
	瀬川税務課長	3 7
	坂口ルリ子さん	3 7
	脇健康保険課長	3 8
	坂口ルリ子さん	3 8
	池満 渉君	3 8
	瀬川税務課長	3 8
	脇健康保険課長	3 8

休 憩	3 9
池満 渉君	3 9
瀬川税務課長	3 9
池満 渉君	3 9
宮路市長	3 9
地頭所貞視君	3 9
坂口吹上支所長	4 0
地頭所貞視君	4 0
坂口吹上支所長	4 0
地頭所貞視君	4 0
佐藤彰矩君	4 1
吉丸商工観光課長	4 1
瀬川税務課長	4 1
休 憩	4 1
桜井市民生活課長	4 2
休 憩	4 2
日程第 3 2 議案第 3 9 号平成 1 9 年度日置市一般会計予算	4 2
日程第 3 3 議案第 4 0 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計予算	4 2
日程第 3 4 議案第 4 1 号平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計予算	4 2
日程第 3 5 議案第 4 2 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	4 2
日程第 3 6 議案第 4 3 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	4 2
日程第 3 7 議案第 4 4 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	4 2
日程第 3 8 議案第 4 5 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	4 2
日程第 3 9 議案第 4 6 号平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会 計予算	4 2
日程第 4 0 議案第 4 7 号平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	4 2
日程第 4 1 議案第 4 8 号平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	4 2
日程第 4 2 議案第 4 9 号平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	4 2
日程第 4 3 議案第 5 0 号平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	4 2
日程第 4 4 議案第 5 1 号平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計予算	4 2
日程第 4 5 議案第 5 2 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算	4 3
日程第 4 6 議案第 5 3 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計予算	4 3

宮路市長提案理由説明	43
日程第47 陳情第1号医師・看護師不足対策に関する陳情書	49
日程第48 陳情第2号市町村管理栄養士設置に関する陳情書	49
日程第49 陳情第3号日豪EPA交渉に関する陳情書	49
日程第50 陳情第4号畜産政策・価格に関する陳情書	49
日程第51 陳情第5号議会改革に関する陳情書	49
日程第52 陳情第6号政務調査費の使途基準適正化について改善を求める陳情書	49
散 会	50

第2号（3月8日）（木曜日）

開 議	55
日程第1 議案第21号日置市農村センター条例の一部改正について	55
日程第2 議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正について	55
松尾産業建設常任委員長報告	55
休 憩	56
日程第3 議案第25号日置市公民館条例の一部改正について	56
日程第4 議案第26号日置市体育施設条例の一部改正について	56
田畑教育文化常任委員長報告	56
池満 渉君	58
田畑教育文化常任委員長	59
漆島政人君	59
中島 昭君	59
日程第5 議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）	60
田丸総務企画常任委員長報告	60
長野環境福祉常任委員長報告	63
休 憩	65
松尾産業建設常任委員長報告	65
田畑教育文化常任委員長報告	67
漆島政人君	70
鳩野哲盛君	70
花木千鶴さん	71
上園哲生君	72

日程第 6	議案第 28 号平成 18 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	7 2
日程第 7	議案第 29 号平成 18 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)	7 2
日程第 8	議案第 30 号平成 18 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 4 号)	7 2
日程第 9	議案第 34 号平成 18 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 2
日程第 10	議案第 35 号平成 18 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 2
日程第 11	議案第 37 号平成 18 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	7 2
	長野環境福祉常任委員長報告	7 2
休 憩		7 6
	松尾産業建設常任委員長	7 6
日程第 12	議案第 31 号平成 18 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	7 6
日程第 13	議案第 32 号平成 18 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 6
日程第 14	議案第 36 号平成 18 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)	7 6
日程第 15	議案第 38 号平成 18 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	7 6
	松尾産業建設常任委員長報告	7 6
日程第 16	議案第 33 号平成 18 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 9
	田丸総務企画常任委員長報告	7 9
日程第 17	議案第 39 号平成 19 年度日置市一般会計予算	8 0
日程第 18	議案第 40 号平成 19 年度日置市国民健康保険特別会計予算	8 0
日程第 19	議案第 41 号平成 19 年度日置市老人保健医療特別会計予算	8 0
日程第 20	議案第 42 号平成 19 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	8 0
日程第 21	議案第 43 号平成 19 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	8 0
日程第 22	議案第 44 号平成 19 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	8 0
日程第 23	議案第 45 号平成 19 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	8 0
日程第 24	議案第 46 号平成 19 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算	8 0
日程第 25	議案第 47 号平成 19 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	8 0
日程第 26	議案第 48 号平成 19 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	8 0
日程第 27	議案第 49 号平成 19 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	8 1
日程第 28	議案第 50 号平成 19 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	8 1

日程第 29 議案第 51 号平成 19 年度日置市介護保険特別会計予算	81
日程第 30 議案第 52 号平成 19 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算	81
日程第 31 議案第 53 号平成 19 年度日置市水道事業会計予算	81
畠中實弘君	81
宮路市長	82
福田財政管財課長	83
畠中實弘君	84
福田財政管財課長	84
田畑純二君	84
福田財政管財課長	85
富迫企画課長	86
有村合併プロジェクト室長	86
樋渡市民福祉部長	86
豊辻福祉課長	87
桜井市民生活課長	87
脇健康保険課長	87
吉丸商工観光課長	88
熊野農林水産課長	88
重水富夫君	88
宮路市長	89
重水富夫君	89
宮路市長	89
坂口ルリ子さん	89
宮路市長	90
福田財政管財課長	90
吉丸商工観光課長	90
外園都市計画課長	90
樹土木建設課長	91
坂口ルリ子さん	91
外園都市計画課長	91
坂口ルリ子さん	91
外園都市計画課長	91

	坂口ルリ子さん	9 1
	外園都市計画課長	9 1
	坂口ルリ子さん	9 1
休	憩	9 1
	池満 渉君	9 2
	宮路市長	9 3
	瀬川税務課長	9 3
	福田財政管財課長	9 4
	池上総務課長	9 4
	田代教育長	9 5
	福田財政管財課長	9 6
	町岡学校教育課長	9 6
	池満 渉君	9 7
	福田財政管財課長	9 8
	瀬川税務課長	9 8
	梶 康博君	9 8
	宮路市長	9 8
	梶 康博君	9 9
	満尾教育次長	1 0 0
	佐藤彰矩君	1 0 0
	池上総務課長	1 0 0
	福田財政管財課長	1 0 1
	瀬川税務課長	1 0 1
	福田財政管財課長	1 0 1
	佐藤彰矩君	1 0 1
	福田財政管財課長	1 0 1
	佐藤彰矩君	1 0 1
	瀬川税務課長	1 0 1
	佐藤彰矩君	1 0 1
	瀬川税務課長	1 0 2
	谷口正行君	1 0 2
	福田財政管財課長	1 0 3

	熊野農林水産課長	1 0 3
	山之内教育総務課長	1 0 3
休	憩	1 0 3
	長野瑳や子さん	1 0 4
	吉丸商工観光課長	1 0 4
	長野瑳や子さん	1 0 4
	吉丸商工観光課長	1 0 4
	田丸武人君	1 0 4
	福田財政管財課長	1 0 5
	熊野農林水産課長	1 0 5
	漆島政人君	1 0 5
	神之門社会教育課長	1 0 5
	町岡学校教育課長	1 0 6
	漆島政人君	1 0 7
	神之門社会教育課長	1 0 7
	町岡学校教育課長	1 0 8
	地頭所貞視君	1 0 8
	熊野農林水産課長	1 0 8
	地頭所貞視君	1 0 8
	熊野農林水産課長	1 0 8
	地頭所貞視君	1 0 8
	熊野農林水産課長	1 0 9
	地頭所貞視君	1 0 9
	宮路市長	1 0 9
休	憩	1 1 0
	外園産業建設部長	1 1 0
	宮路市長	1 1 0
散	会	1 1 0

第3号（3月9日）（金曜日）

開	議	1 1 4
日程第1	一般質問	1 1 4

並松安文君	1 1 4
宮路市長	1 1 5
並松安文君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
並松安文君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
池上総務課長	1 1 7
田上消防本部消防長	1 1 7
並松安文君	1 1 7
田上消防本部消防長	1 1 7
並松安文君	1 1 7
宮路市長	1 1 8
並松安文君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
並松安文君	1 1 8
宮路市長	1 1 9
並松安文君	1 1 9
上園哲生君	1 1 9
宮路市長	1 2 1
上園哲生君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
上園哲生君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
上園哲生君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
上園哲生君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
上園哲生君	1 2 6
休 憩	1 2 7
宮路市長	1 2 7
上園哲生君	1 2 7
宮路市長	1 2 8

上園哲生君	1 2 9
神之門社会教育課長	1 2 9
上園哲生君	1 2 9
宮路市長	1 3 0
上園哲生君	1 3 0
宮路市長	1 3 1
上園哲生君	1 3 1
神之門社会教育課長	1 3 1
上園哲生君	1 3 1
神之門社会教育課長	1 3 2
上園哲生君	1 3 2
神之門社会教育課長	1 3 2
上園哲生君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
上園哲生君	1 3 3
宮路市長	1 3 3
上園哲生君	1 3 3
坂口吹上支所長	1 3 4
上園哲生君	1 3 4
坂口吹上支所長	1 3 4
上園哲生君	1 3 4
宮路市長	1 3 5
休 憩	1 3 5
花木千鶴さん	1 3 5
宮路市長	1 3 6
花木千鶴さん	1 3 9
宮路市長	1 3 9
花木千鶴さん	1 4 0
福田財政管財課長	1 4 0
花木千鶴さん	1 4 0
宮路市長	1 4 1
花木千鶴さん	1 4 1

宮路市長	1 4 1
花木千鶴さん	1 4 2
富迫企画課長	1 4 2
花木千鶴さん	1 4 2
宮路市長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 5
宮路市長	1 4 6
花木千鶴さん	1 4 6
宮路市長	1 4 6
花木千鶴さん	1 4 7
桜井市民生活課長	1 4 7
花木千鶴さん	1 4 7
桜井市民生活課長	1 4 7
花木千鶴さん	1 4 8
宮路市長	1 4 8
花木千鶴さん	1 4 8
宮路市長	1 4 8
休 憩	1 4 9
田畑純二君	1 4 9
宮路市長	1 5 4
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
田畑純二君	1 5 7
宮路市長	1 5 8

	田畑純二君	1 5 8
	宮路市長	1 5 8
	田畑純二君	1 5 8
	宮路市長	1 5 9
	田畑純二君	1 5 9
	宮路市長	1 5 9
	田畑純二君	1 5 9
	宮路市長	1 5 9
	田畑純二君	1 6 0
	宮路市長	1 6 0
	田畑純二君	1 6 0
	宮路市長	1 6 0
休	憩	1 6 0
	西藺典子さん	1 6 1
	宮路市長	1 6 3
	田代教育長	1 6 4
	西藺典子さん	1 6 5
	宮路市長	1 6 5
	西藺典子さん	1 6 5
	宮路市長	1 6 5
	西藺典子さん	1 6 5
	豊辻福祉課長	1 6 5
	西藺典子さん	1 6 6
	豊辻福祉課長	1 6 6
	西藺典子さん	1 6 6
	宮路市長	1 6 7
	西藺典子さん	1 6 7
	宮路市長	1 6 7
	西藺典子さん	1 6 8
	宮路市長	1 6 8
	西藺典子さん	1 6 8
	田代教育長	1 6 8

西園典子さん	1 6 9
宮路市長	1 6 9
西園典子さん	1 6 9
田代教育長	1 7 1
西園典子さん	1 7 1
池上総務課長	1 7 1
西園典子さん	1 7 2
宮路市長	1 7 2
西園典子さん	1 7 2
池上総務課長	1 7 2
西園典子さん	1 7 2
宮路市長	1 7 2
西園典子さん	1 7 2
宮路市長	1 7 2
西園典子さん	1 7 2
休 憩	1 7 3
鶴園秋男君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
田代教育長	1 7 4
鶴園秋男君	1 7 4
池上総務課長	1 7 5
鶴園秋男君	1 7 5
池上総務課長	1 7 5
鶴園秋男君	1 7 5
池上総務課長	1 7 5
鶴園秋男君	1 7 5
田代教育長	1 7 5
鶴園秋男君	1 7 5
池上総務課長	1 7 6
鶴園秋男君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
鶴園秋男君	1 7 6

宮路市長	1 7 7
鶴園秋男君	1 7 7
豊辻福祉課長	1 7 7
鶴園秋男君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
鶴園秋男君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
鶴園秋男君	1 7 8
田代教育長	1 7 8
鶴園秋男君	1 7 8
田代教育長	1 7 8
鶴園秋男君	1 7 8
田代教育長	1 7 8
鶴園秋男君	1 7 9
田代教育長	1 7 9
鶴園秋男君	1 7 9
田代教育長	1 7 9
鶴園秋男君	1 8 0
佐藤彰矩君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
佐藤彰矩君	1 8 2
宮路市長	1 8 2
佐藤彰矩君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
佐藤彰矩君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
佐藤彰矩君	1 8 3
宮路市長	1 8 4
佐藤彰矩君	1 8 4
宮路市長	1 8 5
佐藤彰矩君	1 8 5
宮路市長	1 8 5

佐藤彰矩君	185
宮路市長	185
佐藤彰矩君	186
宮路市長	186
佐藤彰矩君	186
宮路市長	186
佐藤彰矩君	187
有村合併プロジェクト室長	187
佐藤彰矩君	187
有村合併プロジェクト室長	187
佐藤彰矩君	187
宮路市長	188
有村合併プロジェクト室長	188
佐藤彰矩君	188
有村合併プロジェクト室長	188
佐藤彰矩君	189
有村合併プロジェクト室長	189
佐藤彰矩君	189
有村合併プロジェクト室長	189
佐藤彰矩君	189
有村合併プロジェクト室長	190
佐藤彰矩君	190
有村合併プロジェクト室長	190
佐藤彰矩君	190
有村合併プロジェクト室長	191
佐藤彰矩君	191
宮路市長	191
散 会	191

第4号（3月12日）（月曜日）

開 議	196
日程第1 一般質問	196

谷口正行君	1 9 6
宮路市長	1 9 7
谷口正行君	1 9 9
宮路市長	1 9 9
谷口正行君	1 9 9
宮路市長	2 0 0
谷口正行君	2 0 0
熊野農林水産課長	2 0 1
谷口正行君	2 0 2
熊野農林水産課長	2 0 2
谷口正行君	2 0 2
熊野農林水産課長	2 0 2
谷口正行君	2 0 3
宮路市長	2 0 3
谷口正行君	2 0 3
熊野農林水産課長	2 0 4
谷口正行君	2 0 4
熊野農林水産課長	2 0 4
谷口正行君	2 0 4
熊野農林水産課長	2 0 4
谷口正行君	2 0 4
熊野農林水産課長	2 0 5
谷口正行君	2 0 5
熊野農林水産課長	2 0 5
谷口正行君	2 0 6
宮路市長	2 0 6
谷口正行君	2 0 6
宮路市長	2 0 7
谷口正行君	2 0 7
宮路市長	2 0 7
谷口正行君	2 0 7
宮路市長	2 0 8

	谷口正行君	208
	宮路市長	208
	谷口正行君	208
	宮路市長	208
	熊野農林水産課長	208
	谷口正行君	209
	宮路市長	209
	谷口正行君	209
	宮路市長	210
休	憩	210
	坂口ルリ子さん	210
	宮路市長	214
	田代教育長	215
	坂口ルリ子さん	216
	宮路市長	216
	坂口ルリ子さん	217
	瀬川税務課長	217
	坂口ルリ子さん	217
	宮路市長	217
	池上総務課長	217
	坂口ルリ子さん	217
	宮路市長	217
	坂口ルリ子さん	217
	宮路市長	218
	坂口ルリ子さん	218
	宮路市長	218
	坂口ルリ子さん	218
	宮路市長	218
休	憩	219
	坂口ルリ子さん	219
	宮路市長	219
	坂口ルリ子さん	219

田代教育長	2 2 0
坂口ルリ子さん	2 2 0
田代教育長	2 2 0
坂口ルリ子さん	2 2 0
田代教育長	2 2 1
坂口ルリ子さん	2 2 1
田代教育長	2 2 1
坂口ルリ子さん	2 2 1
田代教育長	2 2 1
坂口ルリ子さん	2 2 2
田代教育長	2 2 2
坂口ルリ子さん	2 2 2
田代教育長	2 2 2
西峯尚平君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
田代教育長	2 2 4
西峯尚平君	2 2 5
田代教育長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
田代教育長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
田代教育長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
田代教育長	2 2 5
山之内教育総務課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
宮路市長	2 2 6
樹土木建設課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
樹土木建設課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
樹土木建設課長	2 2 6

西峯尚平君	2 2 6
樹土木建設課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
樹土木建設課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 7
樹土木建設課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
樹土木建設課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
樹土木建設課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
樹土木建設課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
宮路市長	2 2 7
岡元水道課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
岡元水道課長	2 2 7
西峯尚平君	2 2 7
岡元水道課長	2 2 8
西峯尚平君	2 2 8
宮路市長	2 2 8
西峯尚平君	2 2 8
休 憩	2 2 8
岡元水道課長	2 2 8
成田 浩君	2 2 9
宮路市長	2 3 0
成田 浩君	2 3 1
宮路市長	2 3 1
成田 浩君	2 3 1
宮路市長	2 3 2
成田 浩君	2 3 2
宮路市長	2 3 2

吉丸商工観光課長	2 3 2
成田 浩君	2 3 2
吉丸商工観光課長	2 3 2
成田 浩君	2 3 2
宮路市長	2 3 2
熊野農林水産課長	2 3 3
成田 浩君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
成田 浩君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
成田 浩君	2 3 3
宮路市長	2 3 4
成田 浩君	2 3 4
宮路市長	2 3 4
成田 浩君	2 3 4
宮路市長	2 3 4
成田 浩君	2 3 5
宮路市長	2 3 5
成田 浩君	2 3 5
宮路市長	2 3 5
出水賢太郎君	2 3 5
宮路市長	2 3 7
出水賢太郎君	2 3 8
宮路市長	2 3 8
富迫企画課長	2 3 8
出水賢太郎君	2 3 8
宮路市長	2 3 9
出水賢太郎君	2 3 9
富迫企画課長	2 3 9
出水賢太郎君	2 3 9
宮路市長	2 3 9
出水賢太郎君	2 3 9

	宮路市長	2 3 9
	出水賢太郎君	2 4 0
	宮路市長	2 4 0
	出水賢太郎君	2 4 1
	宮路市長	2 4 1
	出水賢太郎君	2 4 1
	宮路市長	2 4 1
	出水賢太郎君	2 4 2
	宮路市長	2 4 2
休	憩	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 2
	宮路市長	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 3
	宮路市長	2 4 3
	出水賢太郎君	2 4 3
	宮路市長	2 4 3
	出水賢太郎君	2 4 3
	宮路市長	2 4 4
	宮園下水道課長	2 4 4
	出水賢太郎君	2 4 4
	宮路市長	2 4 4
	出水賢太郎君	2 4 4
	宮園下水道課長	2 4 5
	出水賢太郎君	2 4 5
	宮路市長	2 4 5
	出水賢太郎君	2 4 6
	宮路市長	2 4 6
	出水賢太郎君	2 4 7
	宮路市長	2 4 7
	出水賢太郎君	2 4 7
	宮路市長	2 4 8
	出水賢太郎君	2 4 8

宮路市長	2 4 8
出水賢太郎君	2 4 9
宮路市長	2 4 9
出水賢太郎君	2 4 9
宮路市長	2 4 9
出水賢太郎君	2 4 9
宮路市長	2 5 0
田代教育長	2 5 0
出水賢太郎君	2 5 0
宮路市長	2 5 1
田代教育長	2 5 1
出水賢太郎君	2 5 1
宮路市長	2 5 2
坂口洋之君	2 5 2
宮路市長	2 5 3
田代教育長	2 5 5
休 憩	2 5 5
坂口洋之君	2 5 5
宮路市長	2 5 6
坂口洋之君	2 5 6
宮路市長	2 5 6
坂口洋之君	2 5 7
宮路市長	2 5 7
坂口洋之君	2 5 7
宮路市長	2 5 7
富迫企画課長	2 5 7
瀬川税務課長	2 5 7
坂口洋之君	2 5 8
宮路市長	2 5 8
坂口洋之君	2 5 8
宮路市長	2 5 8
豊辻福祉課長	2 5 9

坂口洋之君	2 5 9
豊辻福祉課長	2 5 9
坂口洋之君	2 5 9
瀬川税務課長	2 5 9
坂口洋之君	2 6 0
田代教育長	2 6 0
坂口洋之君	2 6 0
田代教育長	2 6 0
坂口洋之君	2 6 1
宮路市長	2 6 1
坂口洋之君	2 6 1
宮路市長	2 6 1
坂口洋之君	2 6 2
宮路市長	2 6 2
坂口洋之君	2 6 3
宮路市長	2 6 3
坂口洋之君	2 6 3
宮路市長	2 6 3
坂口洋之君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
坂口洋之君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
坂口洋之君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
坂口洋之君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
坂口洋之君	2 6 5
宮路市長	2 6 5
坂口洋之君	2 6 5
宮路市長	2 6 5
坂口洋之君	2 6 5
重水富夫君	2 6 6
宮路市長	2 6 7
重水富夫君	2 6 8

	宮路市長	2 6 9
	重水富夫君	2 6 9
	宮路市長	2 7 0
	重水富夫君	2 7 0
	宮路市長	2 7 1
	重水富夫君	2 7 1
	宮路市長	2 7 1
休	憩	2 7 1
	重水富夫君	2 7 2
	宮路市長	2 7 2
	重水富夫君	2 7 2
	宮路市長	2 7 2
	福田財政管財課長	2 7 2
	重水富夫君	2 7 3
	宮路市長	2 7 3
	重水富夫君	2 7 3
	宮路市長	2 7 3
	重水富夫君	2 7 3
	福田財政管財課長	2 7 3
	重水富夫君	2 7 3
	宮路市長	2 7 4
	重水富夫君	2 7 4
	宮路市長	2 7 4
	重水富夫君	2 7 4
	宮路市長	2 7 4
	重水富夫君	2 7 4
	宮路市長	2 7 5
	重水富夫君	2 7 5
	宮路市長	2 7 5
	重水富夫君	2 7 6
	宮路市長	2 7 6
	重水富夫君	2 7 6

宮路市長	2 7 7
重水富夫君	2 7 7
宮路市長	2 7 8
重水富夫君	2 7 8
宮路市長	2 7 8
岡元水道課長	2 7 9
散 会	2 7 9

第5号（3月14日）（水曜日）

開 議	2 8 4
日程第1 一般質問	2 8 4
大園貴文君	2 8 4
宮路市長	2 8 5
大園貴文君	2 8 6
宮路市長	2 8 6
大園貴文君	2 8 6
宮路市長	2 8 6
大園貴文君	2 8 6
宮路市長	2 8 6
大園貴文君	2 8 7
宮路市長	2 8 7
大園貴文君	2 8 7
宮路市長	2 8 7
大園貴文君	2 8 7
宮路市長	2 8 7
大園貴文君	2 8 7
宮路市長	2 8 7
大園貴文君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
大園貴文君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
大園貴文君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
大園貴文君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
大園貴文君	2 8 9

宮路市長	2 8 9
大園貴文君	2 8 9
宮路市長	2 8 9
大園貴文君	2 8 9
宮路市長	2 9 0
大園貴文君	2 9 0
宮路市長	2 9 0
大北農業委員会事務局長	2 9 0
大園貴文君	2 9 0
大北農業委員会事務局長	2 9 0
大園貴文君	2 9 0
宮路市長	2 9 0
大園貴文君	2 9 1
宮路市長	2 9 1
大園貴文君	2 9 1
宮路市長	2 9 1
大園貴文君	2 9 1
宮路市長	2 9 1
大園貴文君	2 9 1
宮路市長	2 9 2
大園貴文君	2 9 2
宮路市長	2 9 2
大園貴文君	2 9 2
宮路市長	2 9 3
大園貴文君	2 9 3
宮路市長	2 9 3
大園貴文君	2 9 3
宮路市長	2 9 3
大園貴文君	2 9 4
宮路市長	2 9 4
大園貴文君	2 9 4
宮路市長	2 9 4
大園貴文君	2 9 4
宮路市長	2 9 5

	大園貴文君	2 9 5
	宮路市長	2 9 6
休	憩	2 9 6
	田代吉勝君	2 9 6
	宮路市長	2 9 6
	田代吉勝君	2 9 7
	宮路市長	2 9 7
	田代吉勝君	2 9 8
	宮路市長	2 9 9
	田代吉勝君	2 9 9
	宮路市長	2 9 9
	田代吉勝君	2 9 9
	宮路市長	2 9 9
	田代吉勝君	2 9 9
	宮路市長	3 0 0
	田代吉勝君	3 0 0
	宮路市長	3 0 0
	田代吉勝君	3 0 0
	宮路市長	3 0 1
	田代吉勝君	3 0 1
	宮路市長	3 0 1
	田代吉勝君	3 0 1
	宮路市長	3 0 1
	田代吉勝君	3 0 1
	宮路市長	3 0 2
	田代吉勝君	3 0 2
	宮路市長	3 0 2
	田代吉勝君	3 0 2
	宮路市長	3 0 2
	漆島政人君	3 0 2
	宮路市長	3 0 4
休	憩	3 0 6
	漆島政人君	3 0 6
	宮路市長	3 0 6

瀬川税務課長	3 0 6
漆島政人君	3 0 6
宮路市長	3 0 6
瀬川税務課長	3 0 6
漆島政人君	3 0 7
宮路市長	3 0 7
漆島政人君	3 0 8
宮路市長	3 0 8
漆島政人君	3 0 9
宮路市長	3 0 9
漆島政人君	3 0 9
宮路市長	3 1 0
漆島政人君	3 1 0
宮路市長	3 1 1
富迫企画課長	3 1 1
神之門社会教育課長	3 1 1
漆島政人君	3 1 2
桜井市民生活課長	3 1 2
漆島政人君	3 1 2
宮路市長	3 1 3
漆島政人君	3 1 3
宮路市長	3 1 4
漆島政人君	3 1 4
宮路市長	3 1 5
中島 昭君	3 1 5
休 憩	3 1 7
宮路市長	3 1 7
中島 昭君	3 1 8
宮路市長	3 1 9
中島 昭君	3 1 9
宮路市長	3 1 9
中島 昭君	3 1 9

宮路市長	3 2 0
中島 昭君	3 2 0
宮路市長	3 2 0
中島 昭君	3 2 0
宮路市長	3 2 1
中島 昭君	3 2 1
宮路市長	3 2 1
池上総務課長	3 2 1
中島 昭君	3 2 2
池上総務課長	3 2 3
中島 昭君	3 2 3
宮路市長	3 2 3
中島 昭君	3 2 4
宮路市長	3 2 4
中島 昭君	3 2 5
池満 渉君	3 2 5
宮路市長	3 2 6
田代教育長	3 2 7
池満 渉君	3 2 8
宮路市長	3 2 8
池満 渉君	3 2 8
宮路市長	3 2 8
池満 渉君	3 2 9
宮路市長	3 2 9
池満 渉君	3 2 9
宮路市長	3 2 9
池満 渉君	3 3 0
池上総務課長	3 3 0
池満 渉君	3 3 0
宮路市長	3 3 0
池満 渉君	3 3 1
宮路市長	3 3 1

池満 渉君	3 3 2
池上総務課長	3 3 2
池満 渉君	3 3 2
池上総務課長	3 3 2
池満 渉君	3 3 3
休 憩	3 3 4
宮路市長	3 3 4
池満 渉君	3 3 4
宮路市長	3 3 5
池満 渉君	3 3 5
宮路市長	3 3 5
池満 渉君	3 3 5
宮路市長	3 3 6
池満 渉君	3 3 6
田上消防本部消防長	3 3 6
池満 渉君	3 3 6
田上消防本部消防長	3 3 6
池満 渉君	3 3 6
田上消防本部消防長	3 3 7
池満 渉君	3 3 7
田代教育長	3 3 7
池満 渉君	3 3 7
田代教育長	3 3 8
池満 渉君	3 3 8
田代教育長	3 3 8
池満 渉君	3 3 9
田代教育長	3 3 9
池満 渉君	3 3 9
田代教育長	3 3 9
長野瑛や子さん	3 4 0
宮路市長	3 4 1
田代教育長	3 4 2

長野瑛や子さん	3 4 4
宮路市長	3 4 4
長野瑛や子さん	3 4 4
宮路市長	3 4 5
長野瑛や子さん	3 4 5
宮路市長	3 4 5
長野瑛や子さん	3 4 5
宮路市長	3 4 6
長野瑛や子さん	3 4 6
宮路市長	3 4 7
長野瑛や子さん	3 4 7
田代教育長	3 4 7
長野瑛や子さん	3 4 7
田代教育長	3 4 7
町岡学校教育課長	3 4 7
長野瑛や子さん	3 4 7
宮路市長	3 4 8
長野瑛や子さん	3 4 8
宮路市長	3 4 9
長野瑛や子さん	3 4 9
宮路市長	3 4 9
長野瑛や子さん	3 4 9
宮路市長	3 4 9
田代教育長	3 5 0
長野瑛や子さん	3 5 0
田代教育長	3 5 1
長野瑛や子さん	3 5 1
宮路市長	3 5 1
田代教育長	3 5 1
長野瑛や子さん	3 5 1
田代教育長	3 5 2
長野瑛や子さん	3 5 2

田代教育長	3 5 2
長野瑛や子さん	3 5 2
田代教育長	3 5 3
散 会	3 5 3

第6号（3月28日）（水曜日）

開 議	3 5 9
日程第1 発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について	3 5 9
日程第2 発議第3号日置市議会会議規則の一部改正について	3 5 9
花木議会運営委員長提案理由説明	3 5 9
日程第3 議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について（総務企画常任委員長報告）	3 6 0
田丸総務企画常任委員長報告	3 6 0
漆島政人君	3 6 1
鳩野哲盛君	3 6 1
日程第4 議案第39号平成19年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）	3 6 2
田丸総務企画常任委員長報告	3 6 2
休 憩	3 6 8
田丸総務企画常任委員長報告	3 6 8
長野環境福祉常任委員長報告	3 6 8
松尾産業建設常任委員長報告	3 7 0
田畑教育文化常任委員長報告	3 7 3
休 憩	3 7 9
坂口ルリ子さん	3 7 9
田丸総務企画常任委員長	3 7 9
坂口ルリ子さん	3 8 0
長野環境福祉常任委員長	3 8 0
坂口ルリ子さん	3 8 0
長野環境福祉常任委員長	3 8 0
中島 昭君	3 8 0
花木千鶴さん	3 8 1
坂口洋之君	3 8 3

梶 康博君	3 8 3
漆島政人君	3 8 4
佐藤彰矩君	3 8 5
坂口ルリ子さん	3 8 6
西園典子さん	3 8 7
成田 浩君	3 8 9
池満 渉君	3 8 9
休 憩	3 9 0
池満 渉君	3 9 0
休 憩	3 9 1
日程第 5 議案第 4 0 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 6 議案第 4 1 号平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 7 議案第 4 2 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 8 議案第 4 7 号平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 9 議案第 4 8 号平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 1 0 議案第 5 1 号平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
日程第 1 1 議案第 5 2 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算（環境福祉常任委員長報告）	3 9 1
長野環境福祉常任委員長報告	3 9 1
日程第 1 2 議案第 4 3 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	3 9 6
日程第 1 3 議案第 4 4 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	3 9 6
日程第 1 4 議案第 4 9 号平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	3 9 6
日程第 1 5 議案第 5 0 号平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（産業建	

設常任委員長報告)	3 9 6
日程第 1 6 議案第 5 3 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告)	3 9 6
松尾産業建設常任委員長報告	3 9 6
日程第 1 7 議案第 4 5 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 (総務企画常任委員 長報告)	3 9 9
日程第 1 8 議案第 4 6 号平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別 会計予算 (総務企画常任委員長報告)	3 9 9
田丸総務企画常任委員長報告	4 0 0
日程第 1 9 陳情第 4 号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書 提出を求める陳情書 (環境福祉常任委員長報告)	4 0 1
日程第 2 0 陳情第 1 号医師・看護師不足対策に関する陳情書 (環境福祉常任委員長報告) ...	4 0 1
日程第 2 1 陳情第 2 号市町村管理栄養士設置に関する陳情書 (環境福祉常任委員長報告) ...	4 0 1
長野環境福祉常任委員長報告	4 0 1
日程第 2 2 陳情第 3 号日豪 E P A 交渉に関する陳情書 (産業建設常任委員長報告)	4 0 3
日程第 2 3 陳情第 4 号畜産政策・価格に関する陳情書 (産業建設常任委員長報告)	4 0 3
松尾産業建設常任委員長報告	4 0 3
日程第 2 4 意見書案第 1 号リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求め る意見書	4 0 4
日程第 2 5 意見書案第 2 号医師・看護師の増員を求める意見書	4 0 4
長野環境福祉常任委員長報告	4 0 4
日程第 2 6 意見書案第 3 号日豪 E P A 交渉に関する意見書	4 0 5
日程第 2 7 意見書案第 4 号畜産政策・価格に関する意見書	4 0 5
松尾産業建設常任委員長報告	4 0 6
日程第 2 8 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	4 0 7
長野瑛や子さん	4 0 7
日程第 2 9 閉会中の継続審査申し出について	4 0 7
日程第 3 0 閉会中の継続調査申し出について	4 0 8
日程第 3 1 所管事務調査結果報告について	4 0 8
日程第 3 2 行政視察結果報告について	4 0 8
閉 会	4 0 8

平成19年第2回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月28日	水	本 会 議	議案上程、質疑、表決、付託、市長施政方針説明
3月 1日	木	休 会	高等学校卒業式
3月 2日	金	委 員 会	総務企画・環境福祉・産業建設
3月 3日	土	休 会	
3月 4日	日	休 会	
3月 5日	月	委 員 会	総務企画・環境福祉・教育文化
3月 6日	火	休 会	
3月 7日	水	休 会	
3月 8日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告、表決、総括質疑、付託
3月 9日	金	本 会 議	一般質問
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	本 会 議	一般質問
3月13日	火	休 会	中学校卒業式
3月14日	水	本 会 議	一般質問
3月15日	木	委 員 会	総務企画・環境福祉・教育文化
3月16日	金	委 員 会	環境福祉・産業建設・総務企画（午後1時）
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	委 員 会	総務企画・環境福祉・産業建設
3月20日	火	委 員 会	総務企画・環境福祉・産業建設・教育文化・議運（午後1時30分）
3月21日	水	休 会	春分の日
3月22日	木	休 会	小学校卒業式
3月23日	金	休 会	
3月24日	土	休 会	
3月25日	日	休 会	皆田小学校閉校式
3月26日	月	休 会	

3月27日	火	休	会	
3月28日	水	本	会	議
				付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第 1 4 号	日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について		
議案第 1 5 号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第 1 6 号	日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について		
議案第 1 7 号	日置市部設置条例の一部改正について		
議案第 1 8 号	日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について		
議案第 1 9 号	日置市消防委員会条例の一部改正について		
議案第 2 0 号	日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について		
議案第 2 1 号	日置市農村センター条例の一部改正について		
議案第 2 2 号	日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について		
議案第 2 3 号	日置市一般住宅条例の一部改正について		
議案第 2 4 号	日置市都市公園条例の一部改正について		
議案第 2 5 号	日置市公民館条例の一部改正について		
議案第 2 6 号	日置市体育施設条例の一部改正について		
議案第 2 7 号	平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号)		
議案第 2 8 号	平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
議案第 2 9 号	平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)		
議案第 3 0 号	平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 4 号)		
議案第 3 1 号	平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)		
議案第 3 2 号	平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 3 3 号	平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 3 4 号	平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 3 5 号	平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 3 6 号	平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
議案第 3 7 号	平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 3 8 号	平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)		

- 議案第39号 平成19年度日置市一般会計予算
- 議案第40号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第41号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 議案第42号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第43号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第44号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第45号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第46号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 議案第47号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第48号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第49号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 議案第50号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第51号 平成19年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第52号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第53号 平成19年度日置市水道事業会計予算
- 陳情第1号 医師・看護師不足対策に関する陳情書
- 陳情第2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書
- 陳情第3号 日豪EPA交渉に関する陳情書
- 陳情第4号 畜産政策・価格に関する陳情書
- 陳情第4号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書
- 陳情第5号 議会改革に関する陳情書
- 陳情第6号 政務調査費の使途基準適正化について改善を求める陳情書
- 意見書案第1号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書
- 意見書案第2号 医師・看護師の増員を求める意見書
- 意見書案第3号 日豪EPA交渉に関する意見書
- 意見書案第4号 畜産政策・価格に関する意見書
- 発議第1号 日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について
- 発議第2号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 発議第3号 日置市議会会議規則の一部改正について

第 1 号 (2 月 2 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	発議第 1号 日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	議案第14号 日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について
日程第 8	議案第15号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第16号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第17号 日置市部設置条例の一部改正について
日程第11	議案第18号 日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について
日程第12	議案第19号 日置市消防委員会条例の一部改正について
日程第13	議案第20号 日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
日程第14	議案第21号 日置市農村センター条例の一部改正について
日程第15	議案第22号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
日程第16	議案第23号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第17	議案第24号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第18	議案第25号 日置市公民館条例の一部改正について
日程第19	議案第26号 日置市体育施設条例の一部改正について
日程第20	議案第27号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第21	議案第28号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第29号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第30号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第31号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第32号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第33号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第34号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第35号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第36号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第30 議案第37号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第38号 平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第39号 平成19年度日置市一般会計予算
- 日程第33 議案第40号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第41号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 日程第35 議案第42号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第36 議案第43号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第44号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第45号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第39 議案第46号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 日程第40 議案第47号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第41 議案第48号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第42 議案第49号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第43 議案第50号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第44 議案第51号 平成19年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第52号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第46 議案第53号 平成19年度日置市水道事業会計予算
- 日程第47 陳情第1号 医師・看護師不足対策に関する陳情書
- 日程第48 陳情第2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書
- 日程第49 陳情第3号 日豪EPA交渉に関する陳情書
- 日程第50 陳情第4号 畜産政策・価格に関する陳情書
- 日程第51 陳情第5号 議会改革に関する陳情書
- 日程第52 陳情第6号 政務調査費の使途基準適正化について改善を求める陳情書

本会議（2月28日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 務 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	久富木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下水道課長	宮 園 光 次 君
水道課長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山之内 修 君
学校教育課長	町 岡 光 弘 君	社会教育課長	神之門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	出 納 室 長	奥 蘭 正 名 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成19年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、谷口正行君、西峯尚平君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの29日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月28日までの29日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。監査結果の報告であります。平成18年11月24日、27日に実施された10月分の例月出納検査の結果、12月25日、26日に実施された11月分の例月出納検査の結果、平成19年1月23日、24日に実施された12月分の例月出納検査の結果について、平成18年11月28日から平成

19年1月22日までに実施された本庁各課等、消防本部、教育委員会、農業委員会及び監査委員事務局の定例監査の結果について、平成19年1月30日、31日、2月1日、2日に実施された社団法人日置市シルバー人材センター、4町観光協会、体育協会などの財政支援団体等の監査の結果について、平成19年2月5日から9日まで、2月13日から15日までに実施された市内小・中学校、幼稚園、イントラネット基盤施設整備、ゆのもと保育所建築工事、市道の改良工事などの随時監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上で報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月30日から主な行政執行についてご報告を申し上げます。

12月22日に、吹上地域田尻の産業廃棄物安定型最終処分場の再開に関し、地域住民の理解を得られ、株式会社栄和産業と地区住民並びに市との間で環境保全協定を結びました。今後は公害の発生のないよう、市も水質検査等を実施しながら監視してまいります。

次に、1月3日に、伊集院文化会館におきまして、平成19年日置市成人式を挙行いたしました。新成人534名の出席をいただき、盛大にかつ厳粛にとり行われました。

次に、1月7日に、鹿児島県消防学校におきまして、日置市消防出初め式を挙行いたしました。悪天候の中、中止する訓練もありましたが、消防団員・消防署員を含め約

400名の出席のもと厳粛にとり行われました。

次に、1月13日に、チェスト小鶴ドームの看板除幕式を挙りました。県内の市町村では初めてのネーミングライツスポンサーで、日置市以外の方々にも親しみを持っていただければと思っています。

以下、2月25日までの主要な行政執行については、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会運営委員長（花木千鶴さん）

本市における現下の財政状況は、税収や交付税などの一般財源の伸びが見込めない中、合併後の各種事業への取り組み、住民サービスの維持、継続事業の推進など、財政需要は容易に縮小できず、このため収支のバランスが不均衡となるなど大変厳しい状況下であり、財政の健全化が急務となっております。

このような中、我々議員といたしましても、財政の健全化に寄与するため、平成18年度は報酬の減額を実施いたしておりますが、平成19年度においても継続して報酬の減額を実施するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正しようとして提案するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。

これから発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成19年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

野崎楠雄氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから諮問第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、野崎楠雄さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は野崎楠雄さんを適任者として認めることに決定しました。

-
- △日程第7 議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について
- △日程第8 議案第15号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- △日程第9 議案第16号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- △日程第10 議案第17号日置市部設置条例の一部改正について
- △日程第11 議案第18号日置市行政改革推進委員会条例の一部改正について
- △日程第12 議案第19号日置市消防委員会条例の一部改正について
- △日程第13 議案第20号日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
- △日程第14 議案第21号日置市農村センター条例の一部改正について
- △日程第15 議案第22号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- △日程第16 議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正について
- △日程第17 議案第24号日置市都市公園条例の一部改正について
- △日程第18 議案第25号日置市公民館条例の一部改正について
- △日程第19 議案第26号日置市体育

施設条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約を定めることに関する協議についてから日程第19、議案第26号日置市体育施設条例の一部改正についてまでの13件を一括議題とします。

13件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第14号は、日置市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約を定めることに関する協議についてであります。

市民の利便の増進を図るため、平成19年6月1日から、市内の郵便局において証明書等の交付事務を取り扱わせることとしたいので、規約を定めることについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条第2項の規定により、日本郵政公社九州支社と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第15号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、国に準じ扶養手当及び管理職員特別勤務手当の額並びに管理職手当の支給基準を改定するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第16号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

市財政の健全化に寄与するため、平成18年度から実施している市長等の給料月額及び部課長等の管理職手当を減額することについて、平成19年度においても継続して実

施するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第17号は、日置市部設置条例の一部改正についてであります。

非常備消防業務を消防本部で処理し、常備消防及び非常備消防の連携を図るため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第18号は、日置市行政改革推進委員会条例の一部改正についてであります。

行政組織機構の見直しに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第19号は、日置市消防委員会条例の一部改正についてであります。

非常備消防業務を消防本部で処理することに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

6件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第20号は、日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてであります。

日置市消防署北分遺所の位置確定により、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど消防長に説明させます。

次に、議案第21号は、日置市農村センター条例の一部改正についてであります。

日置市飯牟礼農産物加工センターの設置に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第22号は、日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第23号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

皆田小学校の廃校に伴い教職員住宅を日置市一般住宅に変更するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第24号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業の推進により、施行区域内にある湯之元児童公園を廃止することに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

4件の内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第25号は、日置市公民館条例の一部改正についてであります。

東市来地域及び日吉地域に新たに地区公民館を設置することに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第26号は、日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市東市来総合運動公園内に弓道場を設置することに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上13件、よろしくご審議をお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第14号から、補足して説明を申し上げます。

まず、議案第14号でございますが、日置市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約を定めることに関する協議についてでございます。

提案理由にもございましたとおり、市民の利便の増進を図るため、議案第25号でも出てまいりますけれども、地区公民館と郵便局での住民サービスをあわせて行うというものでございます。

別紙により説明いたします。まず、第1条でございますが、事務を取り扱う郵便局の名称及び事務の範囲ということでございまして、第1条で、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律（平成13年法律第120号）というのがございますが、その第2条第1項の規定に基づきまして、日本郵政公社九州支社受け持ち区域内の下伊集院郵便局、吉利郵便局及び伊集院北郵便局（以下、「取扱郵便局」といいます）、において、次に掲げる日置市の事務（以下、「地方公共団体事務」という）を取り扱うこととするものでございます。第1号でございますが、住民票の写しの交付、これにつきましては、自己または自己と同一の世帯に属するものに対する者に限るものでございます。これの請求の受け付け、これに係ります住民票の写しの引き渡しに関する事務を行うとい

うものがございます。第2号で、印鑑登録証明書の交付、これにつきましては、当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限るというものがございます。3号は所得証明書の交付、以下、4号で納税証明書の交付、5号で公課証明書の交付、6号で資産証明書の交付ということでございます。

第2条が、取扱方法でございますが、地方公共団体事務の取り扱いにおける日置市と取扱郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、日置市が取扱郵便局に設置いたしましたファクシミリ及びプリンター装置により送受信するものがございます。日置市は、当該事務に係るデータの摂取の防止について対策を講じるものということでございます。

第3条が、取り扱いに関する経費でございますが、経費は日置市の負担とするものがございます。第2項で、日置市は、地方公共団体事務に係る事務手数料を日本郵政公社に支払うものとするということで、1件当たり168円の事務手数料が必要となっております。それから、3項で、地方公共団体事務の取り扱いにより、請求者から徴収する交付手数料は日置市に帰属するものとするということで、窓口の証明手数料は一緒でございます。

それから、第4条で、取り扱いの期間でございますが、取り扱いの期間は平成19年6月1日から平成20年3月31日までとするということでございまして、ことしの10月から郵政公社が民営化されますけれども、民営化前に結ばれた契約等については6カ月間有効ということで、20年の3月までは有効でございまして、再度、来年1年経過するときには、もう1回民営化された団体と結ぶ、このお願いをすることになります。

第5条で、取扱時間でございますが、時間につきましては、取扱郵便局における地方公共団体事務の取扱時間は、日置市の休日を定

める条例第1条第1項各号に規定する日を除く、午前9時から午後4時までとするということで、郵便局の開庁時間に合わせるものがございます。

連絡会議ということで、第6条でございますが、公共団体事務の取り扱いに関し、必要があると認めるときは、日置市長と日本郵政公社九州支社長は連絡会議を開くことができるということで、連絡会議で密接な連携を図っていくということでございます。

第7条は、協定でございまして、これを受けまして、この規約に定めるもののほか、地方公共団体事務の取り扱いに関し必要な事項については、日置市長と日本郵政公社九州支社長が合意の上、別途協定を結ぶというものがございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年6月1日から施行するものがございます。

ちなみに、九州管内では、こういう証明書等の交付事務等について、これまで22件の実績がございます。1月31日現在でございますが、福岡県で6件、佐賀で1件、長崎で3件、熊本で5件、大分で4件、宮崎で1件、鹿児島県では長島町でこういう例がございますが、第2番目ということになります。そのほか、入場券の配布、ごみ袋の受託販売というのもまだ郵政公社がやっております。九州管内で26市町やっております。日置市におきましては、文化会館、交流センターの自主事業の入場券も、こういう協定を結びまして、今販売の委託をしているところでございます。

続きまして、議案第15号でございます。

別紙をあけていただきますと、今回の改正は、先ほど提案理由にもございましたとおり、扶養手当の額の改定と、それから管理職の緊急時に出勤した場合におきます、支給いたします管理職特別手当の額を改正すること、そ

れから、管理職の手当の額はこれまで15%以内という、超えない範囲で、率で支給をしておりましてけれども、今回定額化するものでございます。

以下、内容につきましては、第10条で、これまで扶養手当が1人につき5,000円でごございましたけれども、これを6,000円に引き上げるものでございます。

第21条で、これまでの管理職の緊急時の特別手当につきまして、6,000円でごございましたが、これを7,000円に引き上げるものでございます。26号につきましては、字句の訂正、修正でございます。

それで、第27条の第2項で、管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額100分の15、すなわち15%を超えない範囲で規則で定める額とするということで、定額化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は19年の4月1日から施行すると。あと、2条、3条が規則への委任等でございます。

続きまして、議案第16号でございますが、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正ということで、財政の健全化に寄与するため、18年度から実施しております市長等の給料月額、部課長等の管理職手当を、これまで1年間さらに19年度まで延長するというものでございます。

別紙により説明をいたしますと、第1条中の、「19年3月31日」を「20年3月31日」、助役の副市長というのは字句の修正でございます。そういうことで、内容といたしましてはこういうことでございます。

続きまして、議案第17号でございます。

日置市の部設置条例の一部改正でございまして、提案理由にもございましたとおり、非常備消防の、つまり消防団業務を消防の本部の方で一括処理いたしますので、それについ

ての条文改正でございまして、第1条で、字句の修正でございます。第2条で、「消防及び」を削るものでございまして、第5条で、事務の一部ということで、これまで総務企画部の総務課の方で事務を分掌しておりましたが、今回消防本部の方でやるということで、その業の方で、総務企画部の中の事務分掌を今度は支所の分掌もあわせてやるという字句の修正でございます。

それから、議案第18号でございますが、日置市行政改革推進委員会条例の一部改正についてでございます。

今回若干の見直しをいたしますが、それにあわせまして字句の修正と、それから第7条で、これまで総務企画部合併プロジェクト室で担当しておりましたけれども、今回4月1日で合併プロジェクト室を総務企画部企画課の方に統合するという計画でございますので、この7条の変更するものでございます。

附則といたしまして、19年4月から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号でございますが、これにつきましても、別紙をお開きいただきますと、第2条、第4条、第6条につきましては字句の修正でございまして、第7条中の「総務企画部総務課」を「消防本部総務課」に改めるということで、担当部課の変更をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

議案第20号日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてであります。

設置条例の附則に第1項と第2項が規正されております。第1項は、この条例は平成17年10月11日から施行する。第2項は、北分遣所の位置は、当分の間、東市来町長里

184番地に置くものとする。この184番地は旧東市来町中央公民館の番地ですが、平成18年4月1日に現在の位置に確定いたしましたので、この第2項を削除し、あわせて第1項の番号を削除するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第21号から補足して説明を申し上げます。

議案第21号は、日置市農村センター条例の一部改正でございますが、伊集院地域に飯牟礼農産物加工センターが3月完成することに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

別紙で、別表第1は、条例の第2条関係の名称、位置でございますが、日置市飯牟礼農産物加工センター、日置市伊集院町飯牟礼909番地1を追加いたしまして、別表第2は、条例の第3条、第9条関係の使用時間、使用料についてですが、第5項として、飯牟礼農産物加工センターを加え、使用時間、使用料につきましては表のとおりでございます。

次に、以下の項を1項ずつ繰り下げる改正ということございまして、附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。

施設の内容を簡単に説明申し上げます。鉄骨造の1階建て、床面積136.08平米でございます。加工室が主でございますが、そのほかに製品の保管庫、研修室、事務室、ボイラー室などで、みそ加工などの農産物加工をするということでございます。

次に、議案第22号につきまして説明を申し上げます。

今回の道路法施行令の一部改正につきましては、道路上における自転車、原動機つき自転車等の放置問題について対処するため、交通に支障のない車道、それから路側帯、ロータリーなどに設置する自転車等の駐車に必要な

な車輪止め装置、その他器具を道路上の占用物件として定めております。地方公共団体に管理する道路につきましても同じではございますが、本市では一応該当物件はないということで、用語の改正のみをいたしております。

別紙のちょうど中ほどに、同表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中、「地下電線その他地下に設ける」という字句を、「地下に設ける電線その他の」というようなふうに改正が行われましたので、あわせて改正するもので、そのほかの条文につきましては、すべて条文整理でございますので、もう説明は省略いたします。

次に、議案第23号につきまして説明を申し上げます。

東市来町皆田小学校廃校に伴い、校長、教頭の教職員住宅を皆田一般住宅に変更するため、条例の一部を改正するもので、別紙によりまして説明します。

第3条から第17条までは条文整理でございます。別表の玉田一般住宅の次に皆田一般住宅としまして、東市来町湯田4510番地、木造平屋76.59平米、家賃2万4,000円、これは昭和56年築の旧校長住宅でございます。次に、東市来町湯田4458番地に木造平屋69.56平米、家賃2万6,000円、これは平成元年築の旧教頭住宅であります。この2棟を加えるものでございます。家賃につきましては、これまで校長住宅2万円、教頭住宅2万2,000円でしたが、建築年度や地域性等を考慮いたしまして、2万4,000円と2万6,000円としております。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するということでございます。

次に、議案第24号につきまして説明を申し上げます。

東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区

画整理事業の区域内にありました湯之元児童公園、これは事業の推進に合わせまして廃止いたします。そのために条例の一部改正をするものでございまして、なお、この街区につきましては3つの公園が新たに整備される計画になっております。

別紙によりますが、下から4行目、別表第1、湯之元児童公園の項を削りというのがこの条文の主な趣旨でございまして、あとの条文改正につきましては、すべて条文整理でございまして、省略をいたします。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、ただいま議題となっております議案第25号日置市公民館条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

改正の内容でございまして、大きく4点ございまして、1点目は、第16条第1項で、これまで伊集院地域の中央公民館に20人以内で、その他の公民館に10人以内で置かれておりました公民館運営審議会を、市内で一つの公民館運営審議会として日置市中央公民館に置こうとするものであります。したがって、第16条第2項で、委員の数も20人以内だけで組織しようとするものであります。

2点目は、附則第2項中、「吹上町中央公民館設置」の文言を「吹上町公民館の設置」に改めるものであります。

第3点目は、別表第1の中に新たに設置いたします地区公民館を挿入しようとするものでございまして、高山地区公民館の項の次に、新設いたします上市来地区公民館、伊作田地区公民館、湯田地区公民館、皆田地区公民館を加え、同じく妙円寺自治公民館の項の次に、日新地区公民館、住吉地区公民館、吉利地区

公民館、扇尾地区公民館をそれぞれ加えようとするものであります。

4点目は、別表第2の使用料を、これまで各地域の公民館ごとに設けておりましたのを、新設の公民館の使用料を含めまして、この際一つの表であらわそうとするものであります。なお、新設の公民館で既設の施設と併用するものにつきましては、既設の使用料との整合性を保つように設定をいたしました。

以上で、25号の説明を終わります。

次に、議案第26号であります。日置市体育施設条例の一部を改正する条例であります。

別表第2表の1、東市来地域の部の（7）東市来総合運動公園使用料の項中、「ア多目的陸上競技場の使用料」を「ア多目的陸上競技場」に、「イ多目的広場使用料」を「イ多目的広場」に、この「使用料」の表現を抜くということで文言の修正であります。それから、ウといたしまして、イの次に新しく建設をされました弓道場の使用料を追加するもので、使用区分1時間当たりの単価を、金額を追加するものであります。同項の表中、備考中、1の中の「小学生」を「小学校」に改めて、同表の備考に次のものを加えるもので、5といたしまして、占用使用料と、それから一部使用料の項を加えるものであります。

附則といたしまして、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（宇田 栄君）

これから13件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約を定めることに関する協議について質疑いたします。

先ほど部長の方から説明があったんですけども、このことは九州管内で22件と、そし

て、鹿児島県内では長島町に次いで2件目ということでございましたですけども、市民からこういうことに関してそのような要望があったのか。そして、今後、例えば3郵便局の利用者がそれほど見込めるのか。それと、市民の皆さんにはどうこれを周知徹底していくのか。それと、郵便局は日置市内にはたくさんあるんですけど、この3郵便局に限定した理由ですね。それと、こういうことをやることによって、もちろんここの提案理由にあります市民の利便性の増進を図るといのはわかるんですけども、具体的に、例えばこういうことをやって市民の皆さんが本当にこれが必要として利用されるのか、そこら辺をどういうふうに考えておられるのか。それと、そのメリット、鹿児島県内で2番目と、先例、それはいいんですけども、そういうメリットを具体的にどのように考えておられるのか、そこら辺を質疑いたしますので、答弁願います。

○総務企画部長（益満昭人君）

この件につきましては、先ほども若干説明いたしましたとおり、地区公民館で同じような住民サービスを提供したいというのが合併協議をするときの説明でもお願いをしておりました。今回、公民館を、地区公民館の設置をするということで、この3件につきましては、美山地区について、場所等も余り決まっていなくて、一番しやすいのは美山の下伊集院郵便局ではないだろうかということでございます。それと、つつじヶ丘等については、北中学校の隣に地区公民館が、北地区の公民館がございますけれども、800戸程度抱えておりますつつじヶ丘という大きな団地がございます。この人たちの利便性も考慮したと。さらに、そういうことで北地区に1カ所より2カ所設けた方が住民の利便性も一層向上するのではないだろうかということと、それと、吉利小学校につきましては、

吉利の本通りから若干、地区公民館を建設する場所がちょっと離れておりまして、本通りに面した郵便局の方がよりベターじゃないだろうかということ等も考えまして、この3つの郵便局にはこういうことでお願いをしたというものでございます。

そういうことで、今回見込めるのかということ等もございませうけれども、将来、地区公民館でサービスを提供することによって、本庁、各支所よりより身近な、今後高齢化社会も迎えるわけでございますので、その方々の利便性も考慮してこういう選択をしたということでございます。

周知につきましては、今回認めていただきますと、4月、5月と、まだ2カ月ございますので、周知期間を十分2カ月とって住民の方々には周知を図っていくということでございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

2点ほど質問いたします。1点は、職員の給与の第15号議案ですね、これについて私は理解しかねるところがあるんですが、市長や管理職が減額になったり、管理職手当がどうちゅうのはわかりませんが、この条例は一般職員にはどう、どこまでどう関連があるのかなのか。それから、この特別職の、市職員この給与は日置市だけでなく、全県、全国的にこんな条例なのか、日置市だけの条例なのか、その2点。

それから、もう一つ、今度はあれが変わりますが、第21号の飯牟礼の加工センターのことです。本当に飯牟礼の人が待ち望んでいたのができたなあともううれしいわけですが、ここの責任者ですね、それから常駐で勤める人がいるのか、そこ辺のことを質問いたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

私の方に関連が2点ございました。まず、第15号は一般職に及ぶのかということでございますが、これにつきましては、一般職、扶養手当の5,000円が6,000円に上がると、それだけは一般職に及びますが、他ににつきましては及びません。それと、定額のこととございますが、国が18年からこういう制度を設けておりますので、これに準じております。ということで、他の団体もこれに準じているものと思っております。

以上です。

○産業建設部長（外園昭実君）

飯牟礼の農産物加工センターの管理につきましては、他の館と同じように生活研究グループに委託する予定でございます。常駐はございません。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

議案第25号、公民館の条例でございます。先ほどの14号の郵政公社との部分に関連がございますが、1にお伺いをいたします。東市来、日吉両地域でございますけれども、まだ未設置の部分が幾つかございます。決定をしてないというか、そういったようなところが今後どうなのかということ、それから、新築とかそういったことで臨んでいかれる予定なのかということをお伺いをいたします。

それと、もう一つは14号との関連でございますが、もし今後そういったところに設置がされた場合には、議案第14号の郵政公社との契約はその後どうなるのかと、その事務についてはそのまま委託、郵政公社にやるのか、あるいは、地区公民館ができた場合にはそっちの方に引き取るのかということ、その2点をお伺いをいたします。

○社会教育課長（神之門透君）

今回26の地区に24の地区公民館、やか

たが整うわけですけれども、日吉地域の日置地区と東市来の美山地区にはやかたの整備がまだできませんでした。これを今後場所の問題とか、それから条件を整えば整備をしていきたいと思っております。新築のやかたとか、今、今度日吉の場合には仮のやかたということで整備いたしますが、将来的にはいい制度等があれば進んでそういうのを取り入れて、条例公民館としてのやかたを整えていきたいという考えであります。

○企画課長（富迫克彦君）

今回ご提案申し上げてます議案第14号、郵便局のかかわりのことについてでございます。今社会教育課の方からもございましたけれども、26の拠点施設の方で地域づくりの拠点と申しますか、そういう機能、また生涯学習的な拠点、情報化の拠点、そういった形で今後進めてまいります。それぞれの郵便局で今回証明書の発行いたしますが、これにつきましては、当分の間は引き続きお願いしていきたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

当分の間はということではありますが、2つの地区公民館が建設された際にはどのような取り扱いになりますか。そのまま郵政公社と継続をしていくのか、それとも、それを地区公民館に全部移すのかということだけですが、いかがでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

美山地区の公民館につきましては、場所はどこということがまだ決定してないということがございますので、そこについては移す可能性はあるかと思えます。日吉につきましては、日吉支所の近辺ということが想定されますので、そちらの方についてはこれまで支所で証明書の発行いたしておりますので、そこは変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

議案第26号についてお尋ねいたします。東市来町にできました弓道場の問題でございます。弓道場の運営、そして管理の問題でございます。一応管理としましては、施設に管理者がおりまして管理されるだろうと思いますが、この弓道という特殊な体育の施設なんですけれども、弓道の協会がございまして、この協会との話し合い、管理とか運営についての話し合いがされたのか、どのような話し合いをされたのか、お尋ねいたします。

○東市来支所長（住吉伸一君）

弓道部の建設に当たって、今まで東市来の弓道部の、体協にある弓道部と話し合いをしてきております。今後の運営についても、現在、この条例が制定されることによって、管理についても協議をしているようです。伊集院におきましても、伊集院の弓道部の皆さん方が管理をされていらっしゃるということで、市の建物ですから、その施設の管理は市でやっていきますけど、その中のいろんな作業については、今現在体協の弓道部と協議をしているところでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

施設の管理については、市の方の管理者が常駐して、たしか夜10時まででしたかね、管理をされていると思います。よって、10時までにおいてはかぎの設置とか、そういうものをされるだろうと思えますけれども、弓道というものは、場合によっては夜間、また年越しなんかにおいては、年越し的な時間において使用される場合が多いんですよ。そういうときにかぎの設置の問題につきまして、弓道連盟、こういう協会の方との管理についての問題が非常に大事だろうと思えますので、その辺について今後されるということでもいいんでしょうかね。

○東市来支所長（住吉伸一君）

今弓道部と協議をしております、その受け入れについてどのようにできるのか、今後詰めをしながら、弓道部が本当に有効に活用できるように対応していきたいと思えます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

私は、日置市の公民館条例の一部を改正する条例についてでございますが、この中で今回設置される湯田地区の公民館でございます。今現在、湯田地区の公民館は、福祉センター、また学童保育、そしてまた校区公民館ということで、3つの事業がこの中に組み込まれていくわけでありまして、非常に合理的、効率的に活用するという事は非常にいいことかと思えますが、しかしながら、そういう機能が、今福祉センターが中心でありますので、地域公民館として有効に発揮できるのかなど、そのことがちょっと心配でありますけれども、そこで、私は、どうも福祉センターを間借りしているような地区公民館になるのかなという感じがするのであります。地区公民館として一つの方針の中でも、地域の話し合いによって地域の振興計画をつくる、地域の発展方針を決める場所になっていくんだというようなことであれば、もっとしっかりとしたやかたが必要ではないのかなと思ったりもするわけでありまして、このことについて、別な場所の検討、新たな検討というようなことはなかったものか、そのことをお伺いします。

○社会教育課長（神之門透君）

湯田地区におきましては、支所の方ともいろいろお話し合いをさせていただきまして、小学校の空き部屋とか、それから商工会館ですかね、いろんな公共的な施設等も検討をさせていただきました。しかし、当分の間、今湯田の総合福祉センターの方がよかろうということになりました。間借りの状況という

ことは私どもも心配をいたしておりますけれども、最低公民館活動として館長、指導員、主事を置き、それから話し合い活動、学級講座等、今も夜はあそこを近くの学習グループが使っていらっしゃるようでございますので、そういう意味では十分使えるのかなというふうにとらえております。

終わります。

○21番（松尾公裕君）

湯田校区は7集落で1,900戸ぐらいあるわけですね。合計で人口は3,000人をちょっと超えております。そういう中のいわゆる地区館ということでもありますので、やはりそういう規模的なものもしっかりしたものが必要ではないのかなと思ったりもするわけですが、新たにつくるというのは非常に財政上も非常に大変だと思いますので、そこはわかりますが、今後の検討課題の中にまたひとつ考えていただきたいと思っておりますが、そういう中で、今度地区館ができますと、やっぱり車の出入りというのが非常に多くなってくるだろうと思います。そこで、非常に駐車場が、あの状況は25台から30台ぐらいですかね、とまれるわけではありますが、やっぱり駐車場の確保をしなければ地区館としての機能を発揮できないのではないかなど。大事な人たちが集まるときに集まらないんじゃないかなと思います。

そこで、やはりそういったことも今後の課題として考えていただきたいと、地域の情報発信基地にもなりますので、そういう駐車場の確保というものもしっかりやっていただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○東市来支所長（住吉伸一君）

さっき社会教育課長が先ほど実情について説明をさせていただきました。福祉センターの位置についても、現在湯之元のちょうど中央地区にあります。また、現在そういう大きなやかたというのが現在では福祉センター

しかないという状況もあります。

現在ご質問の駐車場につきましては、隣接に商工会有りまして、商工会館の前に大きな駐車場もありますので、そう距離的には離れておりませんので、そういう今現在ある施設などを有効に活用しながら今後対応をしていくというのが現在の段階でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（大園貴文君）

議案25号と14号は関連があるかと思いますが、地区公民館で証明書の発行をするということにつきまして、郵便局、最寄りの郵便局があちこちあるわけなんです。そちらの方が経費的に非常に安くついて負担もないんじゃないかと考えられます。そしてまた、営業時間につきましても、地区公民館で行った場合に、通常の9時から4時ということになりますと、証明書を発行する、主事ほかだれかを入れると、週何回かという話も聞いております。そこまで必要性があるのか、そういったことを市民の中から声も聞いております。そういったことを考えなかったのか。

それから、統合された自治会、日吉なんかも大分統合されたと思いますが、自治公民館の有効活用ということ等も考えなかったのか、新たにつくらないとどうしても困る、そういったものなのか、この証明書の発行だけだと、その中に作業をするということもできるのではないかと考えますが、その辺についてお伺いいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問の、地区館等での証明書発行の必要性のことでございます。確かにおっしゃるとおり、その証明発行だけを考えますと、これまで車で本庁、支所にお出かけいただいて、証明をとっていただいておりますので、さほどメリットはないのかなというふうに考えます。

ただ、総合計画の中でも申し上げております地区公民館組織第2層の組織の拡充、そういったことを踏まえて、今後行政組織そのものも大きく転換しないといけない状況が見えてきておりますので、そういったことも複合的に総合して勘案して、今回イントラネットの施設整備に合わせて証明書の発行を先行してやるということがございます。社会教育課の方からもありましたように、それぞれの地域でそれぞれの地域の振興計画等をつくっていただけるような組織として育成していきたいということがございますので、そのようなご理解いただければというふうに考えております。

○社会教育課長（神之門透君）

地区公民館の整備は、たまたま光ファイバー事務者証明書等の発行の問題と一緒にになりましたけれども、それとは別に、各地区3層の公民館活動を推進していくというのが本市の大きな柱でございます、各地区に地区公民館を整備していくという大きな前提がございます。自治公民館を使えないかということですが、扇尾地区につきましては、また予算でも出てまいりますけれども、現在の扇尾の自治公民館を寄附採納していただいて、市の方で今後管理をしていくという考え方でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております13件のうち、議案第14号は総務企画常任委員会に、議案第21号及び議案第23号は産業建設常任委員会に、議案第25号及び議案第26号は教育文化常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっております13件のうち、議案第15号から議案第

20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第15号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第15号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件は一括して採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第24号の8件は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分からといたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第20 議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- △日程第21 議案第28号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- △日程第22 議案第29号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- △日程第23 議案第30号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
- △日程第24 議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- △日程第25 議案第32号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第26 議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第27 議案第34号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第28 議案第35号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第29 議案第36号平成18年

度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

- △日程第30 議案第37号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △日程第31 議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第31、議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの12件を一括議題とします。

12件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第27号は、平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,547万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億4,148万2,000円とするものであります。今回の補正予算の概要は、継続費年割り額の補正、繰越明許費、債務負担行為の廃止・変更、合併市町村補助金の追加採択、執行算の現額等の予算補正でございます。

まず、歳入の主なものでは、市税で市民税の滞納繰越分の増額、法人の現年課税分の増額、固定資産税の滞納繰越分の増額、軽自動車税の現年課税分及び滞納繰越分の増額により、2,860万7,000円を増額計上しました。地方譲与税では、収入見込み額の減により、7,437万5,000円を減額計上いたしました。利子割交付金で、収入見込み額の減により、575万7,000円を減額計上いたしました。配当割交付金で、収入見込み額の増により、507万6,000円を増

額計上いたしました。株式等譲渡所得割交付金で、収入見込み額の増により、369万5,000円を増額計上いたしました。ゴルフ場利用税交付金で、収入見込み額の減により、852万円を減額計上いたしました。自動車取得税交付金で、収入見込み額の増により、765万2,000円を増額計上いたしました。分担金及び負担金で、農林水産業費分担金の農地災害復旧費分担金、県単補助治山事業費分担金、民生費負担金の老人福祉施設入所措置費負担金等の減額等により、719万9,000円を減額計上いたしました。使用料及び手数料で、土木使用料の公営住宅使用料滞納繰越分、総務手数料の除籍謄本交付手数料、税務証明手数料等の増額等により、163万3,000円を増額計上いたしました。国庫支出金で、国庫補助金の合併市町村補助金の追加採択による増額、浄化槽設置事業費国庫補助金の事業費確定による減額、消防防災施設等整備事業費国庫補助金の不採択による減額等により、2億4,624万7,000円を増額計上いたしました。県支出金で、土木費県負担金の公共施設管理者県負担金の減額、総務費県補助金の鹿児島県合併特例交付金の減額、衛生費県補助金の浄化槽設置整備事業費県補助金の事業費確定による減額、農林水産業費県補助金の県単補助治山事業費県補助金の事業費確定による減額、災害復旧費県補助金の過年度補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の事業費確定による増額等により、8,437万8,000円を減額計上いたしました。財産収入で、利子及び配当金の財政調整基金利子の増額、不動産売り払い収入の国道3号線拡幅に伴う土地売り払い収入等の増額等により、3,731万6,000円を増額計上いたしました。繰入金で、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額により、2億7,796万7,000円を減額計上いたしました。諸収入で、貸付金

元利収入の地域総合整備資金貸付金の増額、雑入で畜産基盤再編統合整備事業費参加者負担金の事業繰り越しによる減額、人事交流派遣職員等負担金の負担金確定による増額等により、980万5,000円を減額計上いたしました。市債では、農林水産業債の県営中山間地域総合整備事業債、県営かんがい排水事業債、土木債の一般単独事業債、市道整備事業債、教育債の社会体育施設整備事業債、義務教育施設整備事業債、消防債の消防施設整備事業債、災害復旧事業債の事業費確定等により、1,770万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、そのほか委託料等の執行残の減額等により、538万4,000円を減額計上いたしました。総務費で、人件費の減額や国道3号線拡幅に伴う土地開発基金からの土地購入費の増額、合併補助事業採択による航空写真整備、地籍管理システム整備、家屋評価システム整備の増額、各事業の執行残の減額等により、1,737万4,000円を減額計上いたしました。民生費で、社会福祉費、老人福祉費の扶助費の減額、児童福祉施設費のゆのもと保育所建設事業の執行残の減額等により、1億2,499万1,000円を減額計上いたしました。衛生費で、環境衛生費の浄化槽設置整備事業の事業費確定による減額、老人保健医療特別会計への繰り出し金の増額、塵芥処理費、し尿処理費の委託料執行残の減額等により、1億9,071万円を増額計上いたしました。農林水産業費で、農業振興費の中山間地域等直接支払い交付金事業、活力ある中山間地域基盤施設整備事業、かごしま園芸タウン産地条件整備事業、畜産業費の畜産基盤再編統合整備事業参加者負担金、農地費の県単農業農村整備事業、県営かんがい排水事業、林業費の県単補助治山事業、漁港建設費の広域漁港整備事業等の事業費確定により、1億

1,798万1,000円を減額計上いたしました。商工費で、商工業振興費の商工業制度資金等利子補給補助金の補助対象事業費確定による補助金の増額や、観光費、観光施設管理費の執行残の減額等により、139万2,000円を増額計上いたしました。土木費で、合併補助事業採択による一般道路整備事業の増額、街路事業まちづくり交付金事業の事業費変更、公営住宅建設事業、がけ地近接危険住宅移転事業の減額等により、1,256万4,000円を減額計上いたしました。消防費で、人件費の減額や救急統計システム委託料の執行残の減額等により、1,044万7,000円を減額計上いたしました。教育費で、小学校費の委託料、工事請負費の執行残の減額、合併補助事業採択による小学校耐力度調査の増額、中学校費の委託料、工事請負費の執行残の減額、合併補助事業採択による扇尾地区公民館改修工事、日吉地域地区公民館整備、備品購入の増額、総合運動公園整備事業の工事請負費、備品購入費の執行残の減額等により、3,842万7,000円を減額計上いたしました。災害復旧費で、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公園災害復旧費の事業費確定により、4,086万7,000円を減額計上いたしました。公債費で、市債の借り入れによる利子確定の増額、基金の繰りかえ運用及び銀行への一時借入金の利率上昇等により、2,045万8,000円を増額計上しました。

次に、議案第28号は、平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,268万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,217万7,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税の滞納繰越分、督促手数料、療養給付費等負担金の減額、療養給付費交付金の増額、高額医療費共同事業負担金の減額等により、1億2,268万4,000円を増額計上しました。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金、予備費等の増額により、1億2,268万4,000円を増額計上しました。

次に、議案第29号は、平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,570万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,172万3,000円とするものであります。

歳入では、医療費交付金の減額、医療費負担金の減額、県負担金の減額、一般会計繰入金医療費分の増額等により、2億6,570万2,000円を減額計上いたしました。

歳出では、一般管理費のそのほかの委託料、医療給付費、医療費支給費の減額により、2億6,570万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第30号は、平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,806万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,860万7,000円とするものであります。

歳入では、施設介護サービス収入の減額、短期入所生活介護サービス収入の増額等により、1,806万6,000円を減額計上いたしました。

歳出では、一般管理費の一般職夜間勤務手当、備品購入費、施設介護サービス事業費の

そのほかの委託料等の減額等により、1,806万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第31号は、平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ419万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,332万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金、基金繰入金の減額により、419万7,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費のそのほか委託料、消費税の執行残の減額、下水道整備費の受益者負担金前納報奨金の確定による増額等により、419万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第32号は、平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,472万4,000円とするものであります。

歳入では、農業集落排水事業促進基金利子の増額、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の増額により、53万7,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費の手数料、消費税の減額、農業集落排水事業促進基金積立金の増額等により、53万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第33号は、平成18年度国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,543万1,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,143万4,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の料金収入、営業外収入の諸収入の減額等により、2,543万1,000円を減額計上いたしました。

歳出では、総務管理費の工事請負費、消費税の減額、一般事業費の原材料費の減額等により、2,543万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第34号は、平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723万6,000円とするものであります。

歳入では、温泉使用料を18万7,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費の光熱水費の減額、予備費の増額により、18万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第35号は、平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,152万7,000円とするものであります。

歳入では、浴場使用料を93万5,000円増額計上いたしました。

歳出では、浴場管理費の執行残の減額、予備費の増額により、93万5,000円を増額計上しました。

次に、議案第36号は、平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1,709万2,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金増額、貸付元利収入の減額により、9,000円増額計上いたしました。

歳出では、公債費の起債元金、起債利子の増額により、9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第37号は、平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,870万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,616万円とするものであります。

歳入では、介護保険料の減額、国庫支出金の介護給付費負担金、地域支援事業交付金等の減額、県支出金の介護給付費負担金の減額、地域支援事業交付金の減額、一般会計繰入金等の減額等により、8,870万1,000円を減額計上いたしました。

歳出では、居宅介護サービス給付費負担金、特定入所者介護サービス負担金、介護予防特定高齢者施策事業費そのほかの委託料、包括的支援事業任意事業費の減額等により、8,870万1,000円を減額計上いたしました。

議案第38号は、平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算総額は既定の収益的収入及び支出の予算のとおりとし、予算の総額を7億6,913万5,000円と決めました。収益的収入では、営業収益の水道料金15万9,000円を減額し、営業外収益の他会計補助金15万9,000円を増額計上しました。収益的支出では、職員給与費等の減、減価償却費の増により、営業費用31万9,000円を減額し、支払い利息分

の営業外費用を31万9,000円増額計上しました。

また、既定の資本的収入及び支出予算の収入を1,642万5,000円減額し、資本的収入の総額を1億6,833万7,000円と決めました。支出では、1億762万円減額し、資本的支出の総額を3億8,265万9,000円と決めました。資本的収入では、建設改良の確定等に伴い、出資金を98万1,000円、工事負担金を1,544万4,000円減額計上いたしました。資本的支出では、建設改良の確定等により、委託料、工事請負費など建設改良費を1億762万円減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。

まず、議案第27号について質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

私は、この第27号について質疑いたします。それに関連します3月補正予算案説明資料につきまして、私の所属する教育文化常任委員会の所管する以外の案件につきまして、順次10点ほど質疑していきます。また、この最後に各種予算案の説明資料の記載方法についての要望事項等も申し上げます。

まず、第1番目でございます。説明資料の43ページ、財産管理費、節の17公有財産購入費、本庁関係、東市来支所関係が書いてございます。まず、本庁関係について、なぜ残地が出たのか、また、その残地の場所はどこで広さは幾らですか。

2番目に、国道3号線拡幅による土地開発云々とありますけども、拡幅の場所はどこどのように拡幅するのですか。

また、なぜ買い戻しするのですか。具体的にわかりやすく明確に説明してください。

2番目、49ページ、情報管理費、節の

13 委託料、その他委託料 950 万円とありますけれども、何をどこにどのように委託しているのですか。

また、950 万円の差額が出る理由は何か。具体的にわかりやすく明確に教えてください。

3 番目、70 ページ、老人保健費、節 28 の拠出金 2 億 7,723 万 4,000 円ございますが、大きい金額でありますけれども医療費交付金変更—医療費交付金等変更とは何がどのように変更されたのですか。できるだけ具体的にわかりやすく教えてください。

4 番目、79 ページ、畜産業費、節の 19 投資的経費のもの。その中で畜産基盤再編総合整備事業参加者負担金 2,892 万 1,000 円の減額、一部事業の翌年度へ繰り越しによる減額補正とありますけれども、畜産基盤再編総合整備事業とはどのような事業でその参加者はどうですか。地域別に何名いるのですか。

また、翌年度へ繰り越しになる一部事業は何ですか。具体的にわかりやすく明確に教えてください。

5 番目、82 ページ、農地費、県営事業費活性と—節 19 の投資的経費のもの、県営かんがい排水事業費、減額の 1,304 万 9,000 円、県営事業確定による減額補正とありますが、この確定とはどこの分がどのように確定したのか。具体的にわかりやすく明確に説明してください。

6 番目、84 ページ、林業振興費、節の 15 工事請負費、単独事業、事業費確定による減額補正、各 4 地域ごとを書いてありますけれども、4 地域ごとにおおのの場所と金額を知らせてください。

それと、この場所、金額を後でプリントにして、資料として我々議員に配付するように心がけてください。

2 番目、県単補助治山事業は 19 年度日置市内でどのように実施される予定であります

か。現在わかっている範囲でお知らせください。

7 番目、92 ページ、道路建設改良費、節 15 の工事請負費、単独事業、一般道路整備事業単独 8,230 万円。

そこに理由が書いてありますけれども、合併補助金事業繰り越し分とは具体的にどこのどんな事業なのですか。

また、執行残とは何の事業がどのように残っているのですか。具体的にわかりやすく明確に教えてください。

8 番目、95 ページ、土地区画整備費、節の 15 工事請負費、補助事業、単独事業とありますが補助事業の不用残はどこの分がなぜ生じたのですか。

また、単独事業の執行残はどこの分が、何がどのように残ったのですか。具体的にわかりやすく明確に教えてください。

それから、その次の 96 ページ、同じく土地区画整備費補償金、減額の 1,238 万 9,000 円、執行残による補正とありますけれども、どこの分がどのように残っているのか。

また、なぜこのように執行残になったのか。具体的にわかりやすく明確に説明してください。

9 番目。あと二つです。100 ページ、住宅建設費、節の 15 工事請負費、公営住宅建設事業費、3 種類ありますけれども、それぞれの、どこの公営住宅でそれぞれなぜ執行残が生じたのですか。具体的にわかりやすく明確に説明してください。

それから、最後です。129 ページ、公共土木施設災害復旧費、節 15 の工事請負費、減額の 1,880 万 5,000 円とありますけれども、どこの分の補助事業でなぜ執行残が生じたのですか。具体的にわかりやすく明確に説明してください。

以上、おおむね 1,000 万円以上の

10点について質疑しますが、今までも何回か要望してきましたように、このうち何点かは執行部の担当課の担当者の方で読む側に立っていただいて、もう少し気を使っていたら、詳しく説明してあればこの場であえて質疑はしなくても済むものであります。

関係者は、これはあくまで補正予算案の説明資料であることをいま一度さらに再認識いただいて、今までの従来のやり方書き方にとられることなく、もう一段踏み込みもう一工夫してもう少し詳しく、括弧つきでもいいです。各事業の内容とか関係場所、関係事項、そしておのおのの執行残の原因・理由等もできるだけ具体的にわかりやすく明確に掲載されますよう、この場を借りて再度要望しておきます。

この点について市長はどう考えどのように指導されていくつもりか、市長の見解をお聞かせください。

次に、以上10点に対する各関係者の答弁を求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、それぞれの項目の中におきましてまだわかりにくいという部分がございますので、今後その執行残等につきましました中につきまして十分検討して掲載するようにしていきたいと思っております。

○財政管財課長（福田秀一君）

まず、資料の43ページでございます。公有財産購入費の関係でございますが、本庁関係の271万円でございます。これにつきましては、場所は伊集院地域の大田のところでございます。大田から飯牟礼の方に伊集院日吉線がバイパスが通りました。あの交差点の関係でございます。

あそこを585平米を等価交換をしたわけですが、あと県有地が451.56平米残地として残っております。その分を市の

方に購入してくれということでございまして、その分を平米当たり6,000円で購入するというところでございます。

それから、東市来支所のところでございますが、これ土地開発基金で買った土地がそのまま残っております。国鉄精算事業団とさつま日置農協で、ここから平成8年と平成12年に購入した分でございますが、それが土地開発基金で残っておりますので、今度一般会計の方に買い戻すということでございます。

これが資料の23ページをちょっとお聞きいただきたいと思っております。この中ほどに不動産売り払い収入というのがございます。この中に東市来支所の東市来駅前国道3号線、この売り払いが出てくるわけですが、今申し上げた国鉄精算事業団とJAから借り入れた面積が2,092.05平米でございます。そのうちの633.29平米を県道の方に売り払うということでございます。そういった関係で今回、この県道は養母長里線ですかね、あそこの東市来のところからまたバイパスはできるようですけれども、その関係でこの633.29平米を県の方に売却することで今回予算計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○企画課長（富迫克彦君）

ちょっと開けてまして、資料の49ページ、情報管理費でございます。委託料のその他委託料につきまして、950万円の主な減額の内訳はですね、選挙に関する期日前投票のシステムの改修を計画しておりましたけれども、担当課とも協議をした上で今回は見送ると。現状のままで何とか対応できるんじゃないかということで今回減額をさせていただきました。

以上でございます。

○健康保険課長（脇 忠男君）

70ページの老人保健費の繰り出し金2億7,723万4,000円ですけれども、これは老人保健特別会計からの繰入金でございます。ページの136ページ、137ページに載っております。それで一般会計繰入金ということでこちらの方に載せてございますけれども、2億7,700万円ですけれども、一番上の方に医療費交付金というのがございます。これは支払い基金の分で医療費の60分の30、50%を占めております。それから、国が60分の20、33.3%、県、それから市が60分の50ということで8.3%という割合で医療費は払います。

支払い基金の一番上の分ですけれども、見込みが42億7,700万円という形で載せてございます。支払い基金の方は2カ月12月に見込みが来まして、そして2月に来て、3月に今までの実績を見込んで入ってくるわけなんですけれども、12月の見込みで42億7,700万円ですけれども、2月に来た分ではこれから1億7,000万円ぐらい増になっております。

それと支払いの分で右側の方になりますけれども、医療費を払うわけですけれども、1月時点では2月、3月、4月までまだ医療費を払わなければなりません。これの分で約4,000万円ぐらい平均よりふやしてございます。

それと1億2,000万円とそれと1億7,000万円、概算ですけれども、その分が一般会計の繰り出し金という形で、実績についてはまた翌年度精算ということになります。

以上です。

○農林水産課長（熊野一秋君）

3点につきまして説明をいたします。

まず1点目の79ページ、畜産業費の中の投資的経費のものの中で、畜産基盤再編総合整備事業、この事業の内容ですけれども、畜

産農家が吹上地域の西園ミルファームでございます。

これ酪農の経営農家でありますけれども、18年度で会社、それから堆肥の発酵舎、そしてパーラーと畜舎ということで計画をいたしておりました。これは事業主体は県の畜産振興公社ということになるわけですけれども、これを最終的にはこの西園ミルファームが譲り受けるということになります。その工事に伴う負担金ということで今回2,892万1,000円減額しておりますけれども、この内容につきましては、事業は当初18年度で実施する計画でしたけれども、どうしても工事的に単年度では難しいということもありまして、本年度堆肥舎とそれから堆肥発酵舎、それから機械の導入、これを18年度に実施すると。

それから、19年度におきましてはパーラー舎と牛舎の建設ということで、2カ年で実施するという関係で今回減額ということでございます。

それから、2点目につきましては、82ページになりますけれども、県営のかんがい排水事業の実績でございます。これにつきましては、まず一つは、揚水機場の設置。これ1号ポンプの設置でございます。

それから、2点目がファームポンド、これは550トン級ですけれどもこれを設置いたしております。

それから、3点目が取りつけ道路、39.3メートル。

それから、4点目が支線の送水路ということで1,921.2メートルが今回の18年度の実績でございます。

次に、84ページの15節工事請負費でございます。これは県単の補助治山事業の関係ですけれども、これにつきましてはまた後もって資料提出云々というようなことでございますので、とりあえず実績といたしましては、

各地域別に申し上げますと、東市来地域、それから伊集院地域、日吉地域それぞれ1カ所ずつでございます。それから吹上地域につきましては2カ所ということでございます。

あと県が事業主体となって実施する治山事業、公共治山で8カ所、それから県営県単事業で2カ所実施をいたしております。

それと、19年度の計画でございますが、今のところ19年度につきましては各地域1カ所ずつの計画で県に対してお願いをいたしているところであります。

あと県営の関係につきましては公共負担で5カ所、それから県営県単事業で1カ所ということで計画を直さしているところでございます。

以上でございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

道路新設改良費の工事請負費の関係です。今回単独事業としまして8,230万円という計上させていただきましたが、これは合併補助金を財務の方から事業に使うということで、繰り越しをしてもいいよということの予算でございますが、これによりまして、今19年度の分をちょっと前倒しでやるということ等も含めて、全体で27路線、改良を1路線、局部改良で3路線、舗装を13路線、排水溝が8路線、安全施設で2路線という形で一応計画をいたしてございます。その分の追加分と。

理由につきましては、先ほど言ったように19年度の繰り越しということになります。

それから、合併時の公営住宅の建設の関係です。補助事業の関係につきましては、公営住宅建設事業というのが東市来の紙屋敷団地、まちづくり交付金は伊集院地域の中園団地と新宮団地、この工事入札執行残でございます。

単独事業につきましては、伊集院地域の中園団地と新宮団地の擁壁と駐車場舗装工事の入札の執行残ということになります。

それから、災害復旧の関係です。災害復旧の関係につきましては、補助事業で道路が9件、河川が16件、それと単独事業につきましては8件の工事入札執行による不用額になります。終わります。

○都市計画課長（外園信夫君）

説明資料の95ページでございます。15節の工事請負費、補助事業で500万円の減額、それと単独事業で800万円の減額でございますが、これにつきましては湯之元第1地区の区画整備事業に係るものでございます。公共施設の管理者負担金、これが県と年度初め協議をしていきまして、その年度の交換金の負担額を決めてまいります。

これが当初5,000万円で協議しておりましたものが4,160万円で決定いたしましたので、これは大里川に係るものでございますけれども、これに係る分の減額でございます。工事請負費の減額500万円。

それと、あと次のページの補償費の方につきましても、同じく交換金に係る減額が318万9,000円、それと、あと交付金事業の一部組み替えによりまして119万5,000円の増額、それから単独の866万4,000円の減額。これが湯之元地区第1地区に係るものでございます。

それと、あと徳重地区に係るもので主要特定道路の執行残が173万1,000円の減額、これらの補償費が1,238万9,000円の減額となっております。

以上です。

もう1点、単独事業の800万円の減額でございます。工事請負費の方でございますが、これも同じく湯之元第1地区に係ります工事、道路築造設置等の執行残でございます。

○議長（宇田 栄君）

田畑さん、もういいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

17番。2件だけ伺いをしたいと思います。まず、今回の補正にも計上されております合併補助金ですけれども、総額でどのくらいがあるのか見込めるのか。また、用途について制約があるのかないか伺いたいと思います。

それから、説明資料の47ページの委託料ですけれども、13節。このコミュニティー事業のこの残額がこう出されておりますけれども、この意味について伺いたいと思うわけですけれども、これぐらいの予算が余るということであれば、もうちょっとこういう予算は地域の便宜を図る必要もあるんじゃないかと思うんですが、ひとつそのことについても伺いたいと思います。終わります。

○財政管財課長（福田秀一君）

合併補助金の件でございますが、この合併補助金は旧合併特例法に基づき合併した市町村に対しまして、市町村建設計画に基づき実施する事業に対し、合併市町村の人口に応じて市町村建設計画の期間、おおむね10年間ですけれども交付されるものでございます。

本年度は、国が補正予算を含めまして大体1,024億円という予算措置がなされたわけでございます。

こういった関係で、関係市町村は18年度中にそれぞれの団体の限度額の70%を申請するようにというような通知がございました。本市の場合が限度額が4億8,000万円で

ございます。その70%と言いますと3億4,000万円ぐらいになるわけですが、申請は一応3億4,000万円で行いましたけれども、結局内示額は限度額の60%ということで2億8,700万円の内示があったところでございます。これにつきましては、特に用途はハードでもソフトでも使える補助金でございまして、合併によって生じた需要に対しては使えるというものでございます。

○企画課長（富迫克彦君）

コミュニティバスのその他委託料に関してご説明申し上げます。

伊集院地域につきましては昨年の8月から実施をしたということで、年度途中からの実施でありましたけれども、ご承知のとおり11月に路線バスの廃止がございましたので、その後の対応に幾らか増便の可能性、路線変更の可能性もあるんじゃないかということで、最終的に3月まで残してございました。そういった意味で今後のその路線バスの住民の方々の利用しやすい路線等々については今後も引き続き検討してまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

○17番（梶 康博君）

今の合併補助金についてはわかりました。

このコミュニティバスですけれども、東市来の田代地域も非常にこう話もたびたび出ておりますけれども、私も住民の方からも聞きまして非常に不自由をしていると。こういったところへのバスの周変えの交渉っていうのは根強くバス会社にも続けていく必要もあるし、こういった予算が計上できる——残額が出るということであれば、やはりもっと市としても積極的な要望もお願いもしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、これは意見ですけれどもそういう努力をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

3月補正ですのでほぼこれで終わりだろうと思いますが、大体確定というふうに見てよろしいのでしょうかね。

今年度の当初予算が241億3,900万円、そして今回の補正で243億4,100万円ということで、大体2億円ほどの差でございますが、増減についてはそれぞれ交付税あるいは繰越金、基金の関係とかプラスマイナスにしてということで、大体当初と似たような額に来たんじゃないかという気がいたしますけれども、実はやりくりの問題で一時流用をしたり、基金からの流用をしたりして非常に内情は厳しいというのは見えてきますけれども、今の3月補正の時点で市長が全体としてお感じになる、今の段階で締めてというかお感じになる感想をひとつお伺いをしたいと思います。

それから、もう1点ですが、伊集院と東市来、この二つの地域で以前一般質問でも出ましたけれども、学校関係の備品の購入などについておくれた部分があったんじゃないかという指摘もございました。この3月補正の段階で実際に教材として間に合わなかったという話も聞いておりますが、そこら辺は何とか取り戻せたのかどうかということをお伺いをいたします。

以上、2点でございます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました今補正の中におきまして、当初から約2億円程度差異があるということでございます。基本的に大きな差異の中におきましては、災害関係が約3億円程度発生したというのも一つの大きな要因でもあったというふうに思っておりますし、事業執行している中におきまして、大半義務的的局面の中におきまして大分精査をさしていただいたというふうに感じております。

今後決算の中におきましてどれぐらい、ま

た繰り越し等を含めたのが残るのか。このことにおきまして大きな財源の確保というの必要であるというふうに認識しておるところでございます。大方18年度執行——当初予算からそれぞれ6月、9月、12月議会もあつたわけでございますけど、内容的に執行段階の中で大分精査をさせていただいたというふうに思っております。

○教育次長（満尾利親君）

学校関係の備品のことでございますけれども、このことにつきましてはおこなわれているというご指摘がありまして、その後急いで取り組みをいたしまして、現在のところすべて備品の納入につきましては執行をいたしておるところであります。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。——ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

3点質疑いたします。

1点目、説明資料の1ページですが固定資産税が858万円ぐらいふえておりますが滞納者が納めたからだということですが、この858万円の何件ぐらいでこんなに800万円も集まったかな。最高がどれぐらいなのか。

私が、ちょっとこれに関連して伊集院に安寿クリニックっていう婦人病院があつたんですね。あそこが閉じてからもう4年ぐらいなるんですか、近所の人が「どうなってるの」と質問を受けても何も答えられない現実で、この間固定資産税課に聞いたら、「去年の10月180万円ぐらい催促したら入ってきて、あと500万円ぐらいあつとうなあ」ちゅう、正確じゃあないですけど大体のことを耳にしておりましたので、そこが入つたかなあと思つたりもしたんですが、それがわかつてたら何件で大体何百万円ぐらい入つたのか、そこ。

それから、あと97ページの特種地下壕対

策のここを丸ごとご説明願います。

それと、98ページの28節かな、公営住宅のところで住宅新築、これが理解しかねますのでこの節を丸ごとご説明願います。

以上です。

○税務課長（瀬川利英君）

固定資産税の858万7,000円の増加につきましては今の病院の部分ではないと思っております。そのほかの部分で、件数ちょっとここで正確に言えませんが、かなり徴収努力にもよりますがもう結果かなあというふうな感じでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

何ぼぐらい。

○税務課長（瀬川利英君）

申しわけありません。ちょっと件数はここにちょっと持ってきておりません。申しわけありません。

全額入った分もあれば一部納入というふうな分もございますので、これらにつきましてはまた別の機会に報告したいと思っております。

○都市計画課長（外園信夫君）

97ページの特種地下壕対策事業でございます。投資的委託料の減額42万5,000円、この内訳といたしまして、日吉地域の内門地区の地下の捜査をしております。これが当初予算で400万円、これの残額32万5,000円、執行残でございます。それと吹上地域の同じく地下壕の調査、30万円の当初予算に対しまして執行残で10万円の減額ということでございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

住宅新築資金の関係ですが、これは住宅新築資金貸付事業特別会計、会計の方に起債償還分を繰り出すということでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

税務課長へ、まだ固定資産税の滞納額の残がどれぐらいあるのか1点。

それから、都市計画のところはわかりまし

た。

新築、住宅新築ちゅうのは同和に貸し出したあの住宅の件ですね。それが91万9,000円、どっからどげん……、ちょっと私は理解しかねましたがもう一回お願いします。

○税務課長（瀬川利英君）

固定資産税、18年度の滞納繰り越し分として1億9,130万716円が調整額としてありますけれども、そのうちこれまでに入った分が今回補正した分でございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

この特別会計の関係ですが、償還分が資金がでんかかったということです。ですから、その分を市がぱっと立てかえて繰り出すということでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

この間何件かまだ新築のこのお金を借りて返さないちゅうのはどっか耳に挟んでますが、何戸数ぐらいなんですか。

そして、時効がある……時効があるんじゃないかと、もう返さんで済むと思ったような人がいるんじゃないかと思う。

○土木建設課長（樹 治美君）

18年度以降に償還計画で残っているのが22件ございます。時効を迎えたちゅうのはちょっと……

○18番（坂口ルリ子さん）

ないですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

はい。ありません。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

昨年ですね……

○議長（宇田 栄君）

マイク上げて、マイク上げて。

○5番（坂口洋之君）

済みません。昨年、日置市が問題となりました旧伊集院町時代からの固定資産税と国民健康保険税の過徴収です。——済みません。

説明資料の52ページ、過誤納返納金の点についてお尋ねいたします。

昨年、本市で国民健康保険税と固定資産税が多く取り過ぎたということで、その金額が3,113万円ということでした。市は、この過徴収については徴収を認めて返納することだったんですけれども、課税台帳が10年分しか保管していないため5年を過ぎたら時効になるんですけれども、返納に関しては10年分までは市が面倒見るということだったんですけれども、その返納者の返納金についてどの程度、最高はどの程度の返納金をしたのかお尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

固定資産税の住宅認定の課税誤りに伴います返還金、それから還付加算金等ですけれども、伊集院、東市来、日吉、吹上、4地区合わせまして結果的に538件、返還する税額と利息相当額の加算金を加えまして5,898万2,500円というふうになっております。そのうちに最高額につきましては伊集院地域の方で180万円近くになっているようでございます。

○5番（坂口洋之君）

返納金について実は市民から、その方は13年分誤って、多く税金を払ったのに、今回法律によって10年分しか返ってこなかったということで苦情の電話をいただいたんですけれども、実際10年を超えた方は無効になるわけですけれども、その方々は大体何名ほどいたのか、わかれば伺いたいと思います。

また、基本的な台帳は10年分しかありませんので、その点がわかるのかわからないのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

制度が始まったのが昭和48年でございま

す。中には昭和48年以前からあったものももちろんあってはいるんですけども、建築年が全く不明な建物というふうなもの、そういうふうなものもございまして……ちょっと後で言います。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時17分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（瀬川利英君）

10年以前の分については額の分までは確定しておりません。台帳がないもんですから、その分はどうしても計算ができないというふうなことになります。

あと不明な点につきましては、また後ほどにしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○5番（坂口洋之君）

全国的に固定資産税の過剰徴収というのが非常に多かったらしいです。日置市は10年分は過剰徴収に対しては返還するという事なんですけれども、ちなみに薩摩川内市は5年間分しか返還されないっていうことで非常に大きな問題になっているようであります。

今回、新築・増改築の家屋調査や所有権移転などの際に、特例措置によって適用漏れがあったということなんですけれども、今後そういった対策についてどう考えているのかお尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

住宅認定の課税誤りににつきましては、納税者からの申請書に基づきまして適用していくんですけども、前にお話しましたように職員自体の個々のチェック、確認というふうな部分をしっかりしさえすれば防げることであり

ますので、今後におきましては担当レベルから課長レベルまで決裁を引き上げまして確認をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（西園典子さん）

14番。今のにちょっと関連があるのかなあと思いながらお尋ねいたします。——済みません。わからなくなってしまいました。——失礼しました。ちょっとページがわからなく……11ページです。説明資料の11ページです。11ページの総務手数料の21番、22番、23番におきまして、手数料などが既定が0円であったのが記載されております。これが既定がなくて新しくこれが上がったという状態ではありますが、これが過誤納との関連があるのかどうか、またそれが既定がなしでまたこうしてこの時点で上がった理由、そこをひとつお尋ねいたします。

それから、もう一つ……、とりあえずそれをお願いいたします。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

この21、22、23の税務の所掌名、それから公募閲覧、それから家屋調査、家屋証明手数料、これは12月分から市民生活課の方で収入として見るということで、それ以前の分については税務課の方で収入として見てありました。

ですから、市民生活課の方の手数料収入としてこの月から見ますので、一応既定が0円という形で、その後の4カ月分をここに計上しておられます。

以上でございます。

○14番（西園典子さん）

今のはわかりました。

次に、22ページをひとつお願いいたします。22ページの利子及び配当金でございま

す。これ0.1、財調に関する利子が利率の上昇に伴う見込み額の増額補正がなっておりますが、これは財調の関係でこれだけが増額になったと、利子が収入になったということでございますが、全体として起債もあるわけですが、起債に対しては払う率がまた上がるのではなかろうか、またこれこういうふうで基金におきましてはこうして収入がふえると、そういうものの増額、また両方の増額ですね。それを全部の基金及び借金の部分、その見込みというのを18年度におきまして計算などなされたことはないのかどうか。もし出していらっしゃいましたらお知らせいただけたらと思います。

○財政管財課長（福田秀一君）

今この予算に計上してありますのは利子の分だけでございます。大体0.1%上昇いたしております。その分の増分でございますが、この利子の引き上げが借入額にどれぐらい影響するのかというのはまだ試算をいたしてないところでございます。

○14番（西園典子さん）

金額の全額っていうのは出していらっしゃらないということですね。ぜひして、どういような条件があつてということ。また、今後もまた利率が上がるという見込みがあるようでございますので、そこ辺の検討の課題になるのではなかろうかということ意見をとして申し上げておきます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○24番（地頭所貞視君）

公衆浴場事業特別会計の……

○議長（宇田 栄君）

ちょっと、地頭所さん。それは次に行きます。一応27号だけです。はい。

ほかに質疑ありませんか。

○財政管財課長（福田秀一君）

今の西園議員の質疑でございますけれども、新規の利率が影響してきますのは新規借り入れ部分からでございます。現在借り入れている利率はもう今のまま変わらないわけでございます。はい。

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第28号から議案第38号の11件について、質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。国保……28号議案ですね、国民保健。こちらの説明書の103ページのところに補正として924万円というようなのが出ておりますが……

○議長（宇田 栄君）

ちょっと、坂口さん。どっちに説明、予算説明。

○18番（坂口ルリ子さん）

説明書。

○議長（宇田 栄君）

事項別明細ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

説明書。（発言する者あり）——済みません。

全国的に国保の滞納がすごい、480万世帯というようなふうに、なんでかちや、やっぱり国保税が高くなって生活、貧困が——生活が苦しくなって納めない人がおって、こんな補正をしなきゃあならないふうになると思いますが、今日置市での滞納世帯ですね、2005年ごろから変化で2005、5年、6年、7年……3年ぐらいどんなふうにふえてきたんだろうかと思ってるんですが、そこ辺がわかっていたら。

それから、資格証明書を納めない人はもらって病院なんかに行っているわけですが、こんな世帯がどれぐらいあるのかですね。県も知りたいですが市だけでもいいですのでお答え願います。

○税務課長（瀬川利英君）

国民健康保険税の滞納世帯についてのご質問かと思っておりますけれども、18年度の当初で911世帯。

○18番（坂口ルリ子さん）

900幾ら。

○税務課長（瀬川利英君）

911。その前年が889世帯というふうになっております。

○健康保険課長（脇 忠男君）

資格証明書ですけれども、平成16年度、合併前ですけれども、東市来——旧東市来町で資格証明書が32世帯、それから日置市になりまして17年度は出しておりません。そして平成18年度、今現在リストを出して最終調整をしてるところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

17年度が889世帯、次が911、微増といえば微増ですが、とにかく納めたくても納められない現実があるのか。その中身を、滞納者の中身を分析してみればどんな家庭が納めてないのか、そこがわかりますか。

○税務課長（瀬川利英君）

ちょっと手元に詳しい分析の結果がないんですけども、感想的なものもあるかもしれませんが、やはり納税意識の低い方が最近ふえているのかなあというふうな感じも見受けられるところでございます。もちろん低所得者の方もいらっしゃることは事実でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。そちら側の課長さんに。健康保険課ですか。資格証明書をまだやってない現実があるとすれば、今からなんかやるようなふうに聞いとったんですが、いざこの人たちが病気になったときにはそれがなければ病院にも行けない。病気がひどくなって死に至るというようなことも有りかねないわけですよ。ほかのところは資格証明書を出して、

資格証明書を全国的に35万世帯、35万世帯ぐらいやってあるっていうんですが、日置市の場合はそれが今までやってないということはどういうことでしょうか。

○健康保険課長（脇 忠男君）

国民健康保険証を基本的にもらうわけです。そして、税金を納めない世帯については短期保険者証というのなんかも1カ月と、そういう形であります。なおかつお金が滞納、税金を納めない方については資格証明書といいまして、これは資格があるちゅうだけで全額、病院に行った場合100%払って、そして70%ほどがまた支払う、本人に支払うと。これが資格証明書でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

ちょっと、4回目ですけどちょっといいですか。簡単に。続けて言おうかと思ったら課長と言ったもんだから。（笑声）

○議長（宇田 栄君）

いえ……。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいですか。

○議長（宇田 栄君）

3回までです。

○18番（坂口ルリ子さん）

いや、言おうかと思ったけど、議長が先に指名したからそのあとが言えなかったんです。1分で済みません。

○議長（宇田 栄君）

いや、もうそこはご勘弁ください。

○18番（坂口ルリ子さん）

だめ。

○議長（宇田 栄君）

はい。

○16番（池満 渉君）

同じ国保のところですからちょっと補足いたしますが、今質問が出ましたけれども、今回の補正で滞納繰り越し、いや滞納分の徴収が出た分が収入になりましたということですか

れども、18年度、現在の段階での国保税の滞納額は幾らですか。17年度の決算では介護と合わせて9,100万円ぐらいと17年度で出てますけれども、18年度現在の滞納額をお示しをいただきたいと思います。

それから、今出ました資格証明書の発行ですね。これはまとめてるということでしたけれども数は出ないという、今は出ないということでしょうか。もしまとめて出た時点であれば資料をいただきたいと思いますが、議長にお願いをいたします。

そして、もう一つ、短期被保険者ですね。いわゆる保険料を払えずに滞納をしていて、とりあえず5,000円でも1万円でも内払いをしますということで、1カ月間の期限を切つての保険証をもらう。こういった人たちは何人ぐらいいるんでしょうか。その数がわかればお示しをいただきたいと思います。

○税務課長（瀬川利英君）

18年度現在の滞納額は調定レベルで2億9,708万8,000円。（「それ、健康保険税」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「健康保健だけ」と呼ぶ者あり）（「国保だけ」と呼ぶ者あり）国保だけです。国保の税額が2億9,700万円、滞納額が。2億9,700万円。（「いや、累計でなく18年だけ」と呼ぶ者あり）18年、現年度分だけちゅう意味ですか。ちょっとお待ちください。済みません。

○健康保険課長（脇 忠男君）

資格者証は63世帯、今102枚と。今カード式になっておりますので63世帯ということでございます。

それから、短期保険者証が810……347世帯ということで、少しでも内金を入れてもらえれば短期保険者証を継続していくということになります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後 1 時 33 分休憩

午後 1 時 35 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

済みません。ちょっと質問の仕方が悪かったようではありますが18年度、いわゆる現年度ですね、現年度はまだ6期も残しておりますし、滞納という言い方よりも現時点での未納分というんでしょうかね、18年度についてまだ、実は入る予定もあるかもしれませんが18年度についての未納分の額がわかれば教えていただきたい。

○税務課長（瀬川利英君）

詳細につきまして、ちょっと資料を持ってきておりませんので申しわけありません。後もってお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○16番（池満 渉君）

詳細な資料については後もってお示しをいただけたと思いますが、この3月補正の段階で非常にやっぱり世間は厳しいということはみんなが口にしていてありますし、この資格証明書の発行やらあるいは短期の保険者、被保険者ということであれば国保税が高いんじゃないかという感覚がやっぱり住民の中にあるんだろうと思います。もちろん納税義務としての責任は全うしないとけないということはわかりますけれども、そこで市長に、何とかやっぱり税額の調整を今後していくということは可決はいたしましたけれども、何らかの形でやっぱり市民の生活は厳しいんだということを認識をしていただいてこの国保会計にも臨んでいただきたいと思いますが、その辺の感想をひとつ聞かせていただきたいと思っています。

○市長（宮路高光君）

特に国保会計の中に保険税の問題でございますけど、その前にこの給付費の伸びとか、是正という形の中で私ども日置市1.14である以上を超えたら、日置市の場合につきまして1.21、昨年が1.25ということで若干下がったわけでございますけどまだ国の指定を受けている。基本的には国保税の問題もですけど、この給付のこの問題について、やはり私ども市民とともに一緒にこのことは考えていかなければならないのかなあというふうに考えておまして、ここの徹底というのを19年度もそれぞれ市民総ぐるみの中でやっていくべきであるというふうに思っております。

なおご指摘のとおり、この国保が高いとかいうことも私も耳にしております。この中におきまして、やはりそれぞれの応能の負担といたしますか、給付が上がっていけばそれだけ保険料も上がっていくんだと。やはり保険料だけが安いという論議よりも、今後やはり給付を含めた中でどうしたら私どもこの日置市が国の指定を受けないでいけるのか。やはりこのことをやはり考えていくことが大事なことであるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○24番（地頭所貞視君）

議案第35号の公衆浴場事業特別会計についてお伺いいたします。

今回提案されておりますのは使用料が93万5,000円増額、そして管理費が94万3,000円と、それを予備費に充当したということで、説明資料の147ページ、この事業は指定管理者業務で9月から指定管理者が有園に移行しておるわけですが、それと踏まえてその関連性でお伺いするわけですが、浴場使用料が93万5,000円とこういうふうになっておるんですけど、この

93万5,000円の収入増は指定管理者制度が始まるまでの金額であるのか。そして、その指定管理者に移行するまでの増額なのか。

管理費はほとんど指定管理者に移動した時点でおきまして94万幾らがもう減ってるわけですよ。もう全部それ以降は指定管理者が管理運営してるのにこれだけ増額あると。管理費は下がってると。

だからそれについて、ここに入浴者数増によると、その状況とそれをどのようなこの入場者数が変わってきたのか。そしてこれだけの93万5,000円が移行するまでの時のその根拠ですね。それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○吹上支所長（坂口文男君）

お答えをいたします。

歳入で使用料を計上いたしております。この93万5,000円は指定管理者に移行する前の4月から8月分までの使用料でございます。

ちなみに前年度期と比較しますと、4月から8月のですね、しますと約1,200人の増ということでございます。

入浴料は以上のことでございます。

歳出の方につきましては、これは9月から指定管理者に移行をしておりますので、この分については市の方の、あとは指定管理者の分についてはもう特に指定管理料をもらうというやつですので、これは市の不用額分ということでございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○24番（地頭所貞視君）

では実績として前年度対比、4月から9月までの間に1,200人の利用増があったと。それに間違いありませんか。それで3回ありますので。

ただ、聞くところによりますと、指定管理

者に移行する前に回数券をすごく売ったと。そしてそれをもって指定管理者制度で今の指定管理の業者がそこで運営してとったりなんかでも掃除もするんですけど、その金額は全部市の方に入ったんだと。

だから、先にもういわば駆け込みでどんどん安くても売りさえすれば、その後入る人は指定管理が全部運営をするんだと。そういうお金じゃなかったのかと私は思ってるんですけど、もしそれであれば指定管理者制度である時点でこういうのはぴしっとやはり精算しとくか、それをしっかりすべきで、仕事はそっちにせえ、券の売った点は私のものだというのであればちょっとここにおかしい問題があると。

だから、やはりそこでちゃんと働いて収納業務なり管理業務をしてるわけですから、その差額なりをやはりぴたっと返すのが当たり前じゃないかと思うんですけど、こういうの関係なしに1,200人の結局4カ月分の入場料のふえたということで、この補正を計上したということで間違いはないですか。

○吹上支所長（坂口文男君）

今回指定管理者制度ともう一つ公衆浴場の利用料金の値上げもございました。これにつきましては今回回数券のお話ございましたけれども、回数券につきましては条例改正施行後2カ月間の有効期限と、それ以後については利用はできないということなんですけども、実質9月から移行しましたので当然その前に回数券を売った分については、指定管理者の2カ月分の中には入ってはいくという実情はございます。

以上です。

○24番（地頭所貞視君）

今2カ月間は有効と、そういうのをうたつてであると言いますが、それは確かに2カ月間はその前に売ったのは有効ですよ、はいこれを使って入ることはできますよと。それは

当然私はそれでいいと思うんですよ。ただ、それにかかわる経費は、やはり指定管理業者がもうそこでやってるわけですから、その分のやはり入浴料のその管理は出すべきであるし、今後もし指定管理が4年間過ぎまして次の人が管理業務をやるときに、今その業務を請け負ってる人が自己責任でやるわけですから、今度は回数券をもう安くしてたくさんばらまいて、で次の人が今度やったときにはただの人がどんどん入ってくるわけですよ。

だから私は言ったのは、そういう公的な機関がやってるのに、そういうの先に売ってこういうようにプラスに出すような会計の仕方はおかしいと。だからやはり仕事をした分には返すと、でもらうのはもらうというようなやり方をしないと、ちょっとこの予算の提案の仕方はおかしいとそう思ったわけです。

ただ、今1,200人が多いのであればこれはいいけど、まさか回数券等の収入増であるということにあれば、とてもじゃないがこれは大変な問題であると思うっております。わかりました。はい。終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

2点だけお尋ねいたします。

1点目は、議案33号国民宿舎の件でございますけれども、これはこの前実は交通事故を起こしまして、事故の説明があった砂丘荘の問題じゃないかと思うんですけども、本会計上でその事故の問題、それから本会計上、予算上の計上の必要性は発生しなかったのか、その件についてお尋ねいたします。1点目。

それから、2点目は国保の問題です。徴収率が今年度最終的にどれぐらいなるのか。といいますと、国保の場合徴収率が92%を割りますと国からの助成、そういうものがカットされるというようなこともお聞きしてるんですけども、その辺について課長の答弁をお

願いたします。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

国民宿舎の関係の交通事故の予算の関係でございますけれども、今の遺族に対しての補償の協議を行っているところでございます。当然この協議が終われば自賠保険、任意保険、こういう関係で議会に提出して承認をもらって遺族への補償をいたします。

これにつきましては、今の3回ほど遺族と協議をしておりますけれども、来週ぐらいには一応またもう一回協議をいたします。これが成立すれば3月議会で追加議案としてお願いしたいと思っております。もしこれに間に合わない場合は、済んだ時点で臨時議会に、そういうので承認をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を……。

○税務課長（瀬川利英君）

国民健康保険税の徴収率のことでございますけれども、昨年の現年度分が93.74%でございました。ご存知のとおり92を下回るというふうなことを我々もいっつも聞いておりますので、とにかく前年度並みを何とか徴収率クリアできるように職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております——失礼。11ページの予算審議でちょっと間違いがあるということで、ここで休憩をとってちょっと新しいのお配りしますので。

しばらく休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時52分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活課長（桜井健一君）

先ほど総務手数料の中で、21番、22番、23番の税務手数料以下公募閲覧手数料、家屋証明手数料を説明申し上げましたが訂正をさせていただきますと思います。

21番の税務証明手数料につきましては、見込み額406万7,000円、既定額176万7,000円（発言する者あり）——176万7,000円ですね。見込み額230万円。

それから、公募閲覧手数料の方につきましては見込み額13万9,000円、既定額3万9,000円、今回の手数料計上額が10万円になります。

それから、家屋証明手数料、これは見込み額が20万円、既定額7万円、今回の手数料計上額が13万円というふうになりますのでご訂正をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ただいま議題となっております議案第27号は各常任委員会に分割付託いたします。

議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案第35号及び議案第37号は環境福祉常任委員会に付託します。

議案第31号、議案第32号、議案第36号及び議案第38号は産業建設常任委員会に付託します。

議案第33号は総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時5分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第32 議案第39号平成19年度日置市一般会計予算

△日程第33 議案第40号平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第34 議案第41号平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第35 議案第42号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第36 議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第37 議案第44号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第38 議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第39 議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

△日程第40 議案第47号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第41 議案第48号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第42 議案第49号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第43 議案第50号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第44 議案第51号平成19年度日置市介護保険特別会

計予算

△日程第45 議案第52号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算

△日程第46 議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算から日程第46、議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算までの15件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月8日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、15件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成19年日置市議会第2回定例会が開会されるに当たり、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施政方針を申し述べ、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

日置市が発足してから2年目の平成18年度は、日置市の一体化をより促進するため、合併1周年記念式典を開催するとともに、市民憲章を制定し市花を梅、市木を黒松を広く市民の意見をもとに決定いたしました。また、各種制度の統一や公共施設への指定管理者制度への導入など、市民生活の充実とあわせて、行財政の効率化実現のために積極的に取り組んでまいりました。

初めに、市内のインフラ整備につきましては、まちづくり交付金や道整備交付金等を活用した道路網の整備を初め、地域イントラネット基盤施設整備事業を活用して市民への効率的な情報伝達手段の整備にも取り組み、日置市の発展に必要なインフラの整備が整いつつあるものと考えております。

次に、都市農村交流事業の取り組みといたしまして、昨年から日置市全体で修学旅行生を受け入れる態勢が整い、11月に1回目の受け入れをいたしました。さらに、吹上地域の上与倉地区や東市来地域の高山地区で取り組まれている体験交流事業とあわせて、都市部との交流を促進させるための足がかりをつくることができたものと考えております。

また、昨年はいわさきグループの路線バス廃止の問題がありまして、朝夕の通勤、通学の便を確保するという対応させていただいたところでありますが、19年度に市全体の交通体系のあり方について検討したいと考えております。

さらに、スポーツ振興への取り組みといたしまして、施設の管理運営経費の確保を図るため、伊集院総合運動公園屋内運動場に命名権を導入し、チェスト小鶴ドームとして皆様方にご利用いただいているところあります。

そのほかにもそれぞれの事業で、市民の皆様を初めご参集の議員の皆様のご理解とご協力により、一定の成果を得ることができたものと考えておりまして、改めて深く感謝申し上げ、厚くお礼申し上げたいと思っております。

さて、平成19年度におきましては、少子高齢化による人口減少社会の到来ということがマスコミ等を通じていろいろな場面で報道されておりまして、合併の大きな目的であります行財政の改革を、より積極的に進めていかなければならないと考えております。

まず、行政改革大綱に基づく行動計画を平

成18年度に策定いたしました。平成19年度は、5年後に50億円の経費削減を目標とするこの行動計画の2年目となりまして、目標達成のためにも大事な年であります。

本市では、効率的で効果的な行政経営を目指し、また、市民サービス向上のため組織・機構の改善や自主性・自立性の高い財政運営の確保など、行動計画実現に向けて取り組んでまいります。実施に当たっては、職員一人一人の意識改革と資質向上を図り、市民との協働による取り組みを行うとともに、将来を見据えた簡素で効率的な行政組織の確立ということを念頭に置いた組織の再編を進めてまいります。

その一方で、より多くの市民の皆様に参加していただける「共生・協働の社会」を実現するために、その核となる「地区コミュニティ組織」を各小学校区単位を基本として26カ所に設置します。

この組織は「地域づくりの拠点」として、それぞれの地区の話し合い活動を通じてニーズを掘り起こし、地区の将来像を描いた地域振興計画を地域ごとに作成していただき、それを市の総合計画に反映させながら進めてまいります。また、市民の皆様のいろいろな課題に対応できる相談窓口としての機能も充実させていきたいと考えております。

さらに、「生涯学習の拠点」として、地区の人材育成や自治会との連携を推進する拠点として活用してまいりますとともに、「情報化の拠点」として、18年度に整備しました市の情報ネットワークを利用して、6月から住民票の交付や印鑑証明、所得証明などの税務証明を発行できるようにいたします。あわせて、市議会本会議の中継を行い、市民の皆様方の身近な場所で傍聴していただき、市政への参画意識を醸成してまいりたいと考えております。将来的には、市民の皆様が直接的

にいろいろな行政情報に触れていただけるように充実させてまいりたいと考えております。

また、すべての市民が心身ともに健康で生きがいを感じられるまちづくりを目指すとともに、高齢者等が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるよう、ニーズや状態の変化に応じて、介護サービスを初めさまざまなサービスを一体的に提供していく必要があります。これらの役割を果たす中核的機関として地域包括支援センターを設置いたします。

続きまして、入札制度の改善への取り組みについては、一般競争入札制度の導入に向けて、このほど、市内業者を対象に入札参加意欲のある建設業者の中から指名を行う「受注希望型指名競争入札制度」を試行いたしますとともに、電子入札の導入に向けた事務手続等の整備を進めまして、入札制度の一層の透明性や効率化に努めてまいります。

このような取り組みをもとに、平成19年度は第一次日置市総合計画を基本に日置市の一体感を醸成しながら、将来にわたり、人が住みたくなるまち、市民が誇りを持てるまちづくりのために全力を傾注してまいり所存であります。何とぞ、引き続きお力添えをお願いいたしたく深くお願い申し上げます。

次に、国の経済動向についてであります。消費に弱さが見られるものの、景気は回復を続け、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くとされています。

このような中、政府は、平成19年度予算において、簡素で効率的な政府の実現に向けて、これまでの歳出改革路線を堅持・強化するため、行政改革推進法に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、人件費改革、特別会計改革、資産・債務改革等について適切に予算に反映させるなどした基本方針を定めたところであります。

また、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、人件費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされております。

このようなことから、平成19年度の予算編成に当たりましては、本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを認識し、限られた財源を最大限有効に活用するとの観点から、内部努力による経費の節減、市単独事業を初めとする徹底した事務事業費等の見直しや投資的経費の重点化に努めることとしました。

その中で、普通建設事業の予算編成につきましては、日置市総合計画に計上した事業の範囲内とする要求枠を設定いたしまして、さらに、投資効果、緊急度を考慮し、事業費の重点的・効率的な投資を図ることとしました。また、財源確保の観点から、過疎債や合併特例債等の交付税措置のある有利な地方債の活用を図るとともに、補助対象事業採択に向けて、関係機関と十分な連携に努めることとしました。

以上、本市の基本理念であります「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現に向けて予算編成をしたところであります。

それでは、本年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業について順次ご説明申し上げます。

一般会計予算案は、総額を前年度より8億円少ない233億1,350万円といたしました。

内訳として、まず歳入では、市税で前年度より15.9%増の41億8,926万7,000円を見込みました。市債の借り入れは31億5,680万円となり、償還元金32億8,309万1,000円を約1億2,000万円下回る額となりました。

一方、歳出では、「第一次総合計画」や「過疎地域自立促進計画」の推進や、農業漁業への取り組み、子育てしやすい環境をつくるための施策や安全・安心のまちづくりの推進、教育環境の整備充実、中心市街地活性化のための都市基盤整備、幹線道路の整備など、これまでの懸案事項や当面する課題を着実に実行するための予算としました。

続きまして、各部門ごとに事業の概要を申し上げます。

最初は総務部門であります。

初めに、職員の意識改革と資質の向上を図るために職員研修等の開催に努めます。

次に災害に向けた取り組みであります。防災計画を策定し、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動等、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

交通安全確保策として、ロードミラー等の交通安全施設の整備を進めてまいります。また、市内の交通政策については、コミュニティバス等の市内交通に関する検討会を設置し、市内外への移動の利便性の向上に努めてまいります。

情報政策については、平成18年度に整備しました地域イントラネットを活用し、各地区公民館等に設置しましたモニターによる議会中継の放映や、窓口での住民票等の証明書の発行により、均一な行政サービスの提供ができるよう体制づくりに努めます。

また、日置市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の推進に努めてまいります。

次に、民生部門であります。

障害者福祉については、障害者自立支援法が施行され、障害者の程度にかかわらず、共通の福祉サービスを地域において受けられるようになりましたが、さらに、障害者福祉サービスの円滑な運営に努めてまいります。

児童福祉については、次世代育成支援対策

推進法に基づく次世代育成支援のための具体的な行動計画が策定されており、この計画の普及推進に努めてまいります。

高齢者福祉については、老人保健福祉計画や介護保険計画が策定されており、地域及び集落で実施する「ふれあい・いきいきサロン」等、これに基づいた取り組みを進めてまいります。また、高齢者の健康づくり、生きがいくりの高揚、社会参加を目的とした「ねんりんピック2008鹿児島」の開催に向けての準備作業を進めてまいります。

乳幼児医療費助成制度については、自動償還方式を導入し、制度の充実を図るなど子育て支援に努めてまいります。

公立保育所では、延長保育や障害児保育の実施など、保育内容の充実を努めてまいります。

環境政策については、公共用水域の水質保全のための浄化槽設置事業を推進していくほか、ごみの分別徹底による資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めてまいります。また、日置市の貴重な環境資源である吹上浜を守り、自然と調和する豊かな暮らしの実現を目指してまいります。

日置市総合計画の基本理念を環境面から実現するための「日置市環境基本計画」を本年度より2年かけて策定してまいります。また、引き続き特殊地下壕対策事業を実施し、住民の安全の確保を図ります。

保健、医療面については、各地域の保健推進体制の充実を図るとともに、病気、介護に対する予防事業を充実させ、きめ細かく質の高い福祉サービスの提供に努め、子供から高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、経済部門であります。

農業生産基盤の整備については、県営中山間地域総合整備事業、広域営農団地農道整備事業、県営かんがい排水事業等、土地改良事

業の推進に努めてまいります。さらに、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、畜産基盤再編総合整備事業、県単補助治山事業、江口浜海浜公園整備事業、物産館増築整備事業、漁港整備等、ハード面の整備を進めてまいります。

ソフト面では、担い手や集落営農への対策を初めとして、農業近代化資金利子補給や新規就農・後継者育成事業、いちご雨よけハウス補助、優良乳用牛導入補助、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業等を推進してまいります。

商工関係では、各種イベント補助事業等を実施し、地場産業の育成や商工業の育成に努めてまいります。

観光面については、風情ある温泉街の整備やサービス向上による集客向上のための組織を立ち上げ、商工会とも連携しながら引き続き取り組んでまいります。

次に、建設部門であります。

主要幹線道路網の整備については、地方道路整備臨時交付金事業や道整備交付金事業による事業の推進を図ってまいります。また、国道や県道の整備については、継続して事業促進を図られるよう要望してまいります。

さらに、市民要望の多い道路等生活に密着した事業についても、過疎対策事業や辺地対策事業等の事業を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

都市計画事業については、街路の整備や徳重地区及び湯之元第一地区の区画整理事業を進め、良好な住環境の整備を促進してまいります。

公園につきましては、引き続き総合運動公園の整備を進め、市民の健康増進を図ってまいります。

公営住宅については、紙屋敷住宅、中園住宅、新宮住宅等の整備に努めてまいります。

次に、消防部門であります。

消防については、高規格救急車両の購入や防火水槽の設置、消防団の消防積載車の整備を進めてまいります。

最後に教育部門であります。

学校教育については、伊集院中学校校舎建築工事を初め、小中学校施設の整備を進め、教育環境の整備に努めてまいります。夢づくり事業を導入し、より一層特色ある学校づくりに努めます。

また、市学習指導支援アシスタント派遣事業を実施し、子供たちの学力向上に努めてまいります。

スクーリングサポート事業の適応指導教室（ふれあい教室）、日置市教育相談員配置事業の拡充により、不登校児童生徒の自立を促し、いじめ問題等への対応の充実を図ってまいります。

外国青年招致事業を実施し、地域内外で活躍する国際性を備えた人づくりに努めてまいります。

社会教育については、青少年海外派遣やふるさと学寮等のほか、新たに青少年健全育成対策事業を設け、市青少年補導センターを設置するとともに、青少年健全育成市民会議や市校外生活指導連絡会議を立ち上げ、心身ともに健やかな次代を担う青少年の育成に努めてまいります。

公民館事業については、新たに東市来地域に上市来地区公民館を初め4館を設置するとともに、日吉地域に住吉地区公民館を初め4館を新設いたします。各地区館に館長、社会教育指導員、公民館主事補を配置し、地区公民館活動の強化充実を図ってまいります。また、まちづくり交付金事業により、伊集院地域に妙円寺地区館を建設いたします。

図書館事業では、図書館システムが構築されたことにより、4館連携したサービスの向上に努めます。

文化振興については、指定管理者との連携

のもと、文化会館及び交流センターの自主事業を充実し、伝統を継承し活用する仕組みの構築に努めてまいります。

体育施設の利用については、吹上浜一帯の自然環境を生かした施設を中心に、市民のグラウンドゴルフ大会や野球、陸上、バスケットボールなどの合宿に広く利用されていますが、引き続き利用促進に努めてまいります。また、各種イベントや大会等を開催し、市民の健康増進を図ってまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算は、国民健康保険制度の使命と保険給付を適正に行い、これを賄うに足りる保険税を公平かつ適正に賦課徴収することを主眼として編成しました。

国民健康保険制度は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活状況等の変化により、医療費は増加し、非常に厳しい事業運営となっております。

こうした状況の中、医療給付費の適正化対策、介護納付金を合わせた保険税の収納率の向上対策、収支両面にわたる経営努力を実施するよう配慮し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億9,410万3,000円と決めました。

続きまして、老人保健医療特別会計予算について説明申し上げます。

老人保健医療特別会計予算は、老人保健法の改正により平成14年度から受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、医療費の負担割合も世帯の自己負担限度額が定められております。本年度の医療費の動向等を考慮し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,316万4,000円と決めました。

続きまして、特別養護老人ホーム青松園の特別会計予算について説明申し上げます。

特別養護老人ホーム青松園は指定介護老人福祉施設として運営を行っております。従来

の運営費と異なり、施設介護サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ており、この施設報酬を主たる財源として施設の運営を行っております。

また、居宅介護サービス事業であります短期入所生活介護事業を併設し、同時に運営を行っており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,618万円と決めました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、職員の人件費のほか、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、下水道実施計画委託及び汚水管渠築造工事等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,280万8,000円と決めました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算について説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、手数料、委託料及び公債費で起債元金、起債利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,405万2,000円と決めました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算について説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費、一般賃金、備品購入費及び原材料費を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,051万4,000円と決めました。

続きまして、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算について説明申し上げます。

国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算は、施設維持補修費、予備費を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ200万円と決めました。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算について説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、温泉給湯事

業費で電気料等の管理運営及び維持補修費、委託料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ524万7,000円と決めました。

続きまして、公衆浴場事業特別会計予算について説明申し上げます。

公衆浴場事業特別会計は、公衆浴場費で施設維持補修費、消耗品費等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118万5,000円と決めました。

続きまして、飲料水供給施設特別会計予算について説明申し上げます。

飲料水供給施設特別会計予算は、電気料等施設の管理運営費及び維持補修費、薬品費、水質検査手数料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50万2,000円と決めました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、公債費で起債元金及び起債利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ500万9,000円と決めました。

続きまして、介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

介護保険制度の発足以来6年以上が経過し、制度の着実な浸透に伴いまして、介護給付費が増大してきましたが、制度の継続の必要から平成18年度以降大幅な改正が行われてきております。今後とも、制度の所期の目的であります介護を要する高齢者等が、住みなれた地域で安心して生活が送れますよう自立支援に向けた事業の推進を図るとともに、関係機関と連携し介護給付費の適正化にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億2,796万7,000円と決めました。歳入では介護保険料、支払い基金交付金、国・県支出金等を計上し、歳出では保険給付費、地域支援事業費等を計上し

ました。

続きまして、国民健康保険病院事業会計予算について説明申し上げます。

業務の予定量を入院患者数1万5,695人、外来患者数2万4,500人と決めました。収益的収入及び支出の予算では、収入額、支出額それぞれ3億6,427万円と決めました。

収入の主なものは、医業収益で入院収益・外来収益・そのほか医業収益3億4,434万2,000円、医業外収益では受け取り利息配当金・他会計負担金・患者外給食収益・そのほか医業外収益1,992万8,000円を計上しました。

支出の主なものは、医業費用で職員の人件費のほか医薬品等の材料費、施設の管理運営に係る経費・減価償却費・資産減耗費・研究研修費3億6,204万8,000円を計上しました。医業外費用では企業債利息・患者外給食材料費66万8,000円、特別損失1,000円、予備費として155万3,000円を計上しました。

資本的収入及び支出では、収入額406万6,000円、支出額610万1,000円を計上し、差し引き財源不足額203万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしました。

続きまして、水道事業会計予算について説明申し上げます。

水道事業会計では、料金統一に向けて19年度から22年度までの段階的な調整料金への移行を行い、下神殿等の水道未普及地域の水源調査や計画作成、各地域の施設の改修を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営の運営に努めてまいります。

収益的収入及び支出の予算では、収入額、支出額それぞれ7億4,074万1,000円と決めました。

収入の主なものは、営業収益で水道料金、

給水負担金等7億226万6,000円、営業外収益では簡易水道事業分に係る一般会計補助金、雑収益等3,847万5,000円を計上しました。

支出の主なものは、営業費用で職員の人件費のほか水道管破損等の修繕費、水道台帳作成業務委託費、動力費、減価償却費等6億3,874万7,000円、営業外費用では支払い利息等9,699万1,000円を計上いたしました。

資本的収入及び支出では、収入額1億7,451万円、支出額5億3,391万4,000円を計上し、差し引き財源不足額3億5,940万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとしました。

以上、今後の市政運営について私の基本的な考え方と本年度の施政方針について申し上げますが、本施策の推進に当たりましては議会の皆様を初め、市民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これで議案第39号から議案第53号までの15件に対する提案理由の説明を終わります。

-
- △日程第47 陳情第1号医師・看護師不足対策に関する陳情書
 - △日程第48 陳情第2号市町村管理栄養士設置に関する陳情書
 - △日程第49 陳情第3号日豪EPA交渉に関する陳情書
 - △日程第50 陳情第4号畜産政策・価格に関する陳情書
 - △日程第51 陳情第5号議会改革に関する陳情書
 - △日程第52 陳情第6号政務調査費の使途基準適正化について改善を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第47、陳情第1号医師・看護師不足対策に関する陳情書から日程第52、陳情第6号政務調査費の使途基準適正化について改善を求める陳情書までの6件を一括議題とします。

陳情第1号及び第2号は環境福祉常任委員会に付託します。陳情3号及び陳情第4号は産業建設常任委員会に付託します。陳情第5号及び陳情第6号は議会運営委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。3月8日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会をいたします。

午後2時40分散会

第 2 号 (3 月 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 2 1 号 日置市農村センター条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第 2 3 号 日置市一般住宅条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第 2 5 号 日置市公民館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 4	議案第 2 6 号 日置市体育施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 5	議案第 2 7 号 平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）（各常任委員長報告）
日程第 6	議案第 2 8 号 平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 7	議案第 2 9 号 平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 8	議案第 3 0 号 平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 9	議案第 3 4 号 平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 3 5 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 3 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 3 7 号 平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 3 1 号 平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 3	議案第 3 2 号 平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 4	議案第 3 6 号 平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 5	議案第 3 8 号 平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 6	議案第 3 3 号 平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 7	議案第 3 9 号 平成 1 9 年度日置市一般会計予算
日程第 1 8	議案第 4 0 号 平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 1 9	議案第 4 1 号 平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計予算

- 日程第 2 0 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月8日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 務 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	久富木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下水道課長	宮 園 光 次 君
水道課長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山之内 修 君
学校教育課長	町 岡 光 弘 君	社会教育課長	神之門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	出 納 室 長	奥 蘭 正 名 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第21号日置市農村センター条例の一部改正について

△日程第2 議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第21号日置市農村センター条例の一部改正について及び日程第2、議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第21号日置市農村センター条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

この議案は、県単村づくり事業によって、飯牟礼児童館横に農産物加工センターの設置であり、面積が136.08平方メートルで、建設費が1,893万3,000円で、3月27日完成であります。

この加工施設では、みそ、ふくれ菓子、てんつゆ、めんつゆ、焼き肉のたれなどの食品加工をつくる予定であり、利用者は地域の10グループと一般の方や扇尾、美山の方も利用可能となります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

この料金は、利用グループなどの意見を聞いて設定したのかとの問いに、料金設定は伊集院地域の二つの既存の施設に合わせて設定した。19年度中に市内の施設の料金統一に向けた調整をし、20年度に条例改正を行えるよう計画していると答弁。

加工グループの使用は、朝6時ごろから利用する場合もあるが、今回の料金設定の時間外に利用する場合はどうするのかとの問いに、伊集院地域内の施設では、設定時間外に利用しているグループもあるが、今回の条例の中で市長が特別に許可する場合はこの限りでないとの条文で対応していると答弁。

時間外利用の場合、料金設定を条例にのせなくていいのかとの問いに、販売を目的とした加工グループは、日置市の特産物開発や活性化などを行っているため、市長の特に定めることができるという条文で運用していきたいとの答弁。

どこの販売所も商品が類似しているが、飯牟礼の場合は特色のある商品はないのかとの問いに、飯牟礼の場合は、集団転作地に大豆、そばなどを栽培し、それを利用したそばまんじゅうなどをつくる計画ですとの答弁。

以上で質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第21号日置市農村センター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続いて、議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

この条例は、皆田小学校の廃校に伴い、校

長住宅、教頭住宅の教職員住宅を日置市の一般住宅に変更するために、条文の整理を図り、条例の一部を改正するものであります。

続いて、質疑の概要を申し上げます。

民間住宅との家賃価格差はないのかとの問いに、家賃設定は、公営住宅などを勘案して設定した。しかし、所得制限は設けていないとの答弁。

以上で質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号日置市一般住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時09分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第25号日置市公民館条例の一部改正について

△日程第4 議案第26号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第25号日置市公民館条例の一部改正について及び日程第4、議案第26号日置市体育施設条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第25号は、去る2月28日の本会議において、当常任委員会に付託されました。その審査を去る3月5日16時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて、議案第27号に引き続き行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

審査に入る前に、まずこの八つの地区公民

館の設置場所等の現地調査と平面図の確認を約2時間30分かけて行い、それから審査に入りました。

提案者の説明としまして、提案理由は、東市来地域及び日吉地域に新たに地区公民館を設置することに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいというものです。

具体的に、日置市公民館条例（平成17年日置市条例第89号）の一部を次のように改正する。詳細は別紙のとおりであります。

これに対しまして、担当課長よりさらに次のような補足説明がありました。

改正の内容は大きく4点でございます。

1点は、第16条第1項で、これまで伊集院地域の中央公民館に20人以内で、その他の公民館に10人以内で置かれていました「公民館運営審議会」を市内で一つの「公民館運営審議会」とし、日置市中央公民館に置こうとするものであります。

したがって、第16条第2項で、委員の数も20人以内だけで組織しようとするものです。

2点目は、附則第2項中、「吹上町公民館設置」の文言を「吹上町公民館の設置」に改めるものでございます。

3点目は、別表第1の中に、新たに設置いたします地区公民館を挿入しようとするもので、高山地区公民館の項の次に、新設いたします「上市来地区公民館」「伊作田地区公民館」「湯田地区公民館」「皆田地区公民館」を加え、同じく妙円寺地区公民館の項の次に、「日新地区公民館」「住吉地区公民館」「吉利地区公民館」「扇尾地区公民館」をそれぞれ加えようとするものでございます。

4点目は、別表第2の使用料を、これまで各地域の公民館ごとに表を設けておりましたのを、新設の公民館使用料を含め、この際一つの表であらわそうとするものでございます。

なお、新設の公民館で既設の施設と併用するものにつきましては、既設の使用料との整合性を保つよう設定をいたしました。

以上、補足説明がございました。

以上で説明を終わり、質疑に入りましたが、主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、使用料は今までと変わらないのかとの質疑に対しまして、そのとおりで、変わらないと答弁。

委員より、地区公民館に常設される人の報酬はどうなるのかとの質疑に対しまして、条例公民館と活動組織の2面があるが、やかたの管理運営に責任を持つ公民館長は月2万5,800円で、原則として元校長等を地区で承認、推薦いただいた方を教育委員会で任命する。館長の指示のもと、管理運営、学級づくり、地域づくりをする社会教育指導員は、週4日勤務で月10万1,400円で、十分な経験と社会教育に理解があることで選考し、最終的に教育委員会で決めて発令する。公民館主事は、週3日勤務で月6万3,300円であるとの答弁。

委員より、社会教育指導員の任命はどうしているのか、校長上がりの人がなっているが、透明性を持って対処していただきたい。申し合わせの任期5年間の基本線を守ってほしいがとの質疑に対しまして、経験と資格を考慮しての任命制度である。基本線は守りたいが、1年間の余裕をいただきたいとの答弁。

委員より、社会教育指導員は、日置市全部で何人任命するのかとの質疑に対しまして、小学校区ごとの26人と本庁・支所1人ずつの4人、合計30人であるとの答弁。

委員より、湯田地区公民館（福祉センター）に設置する者の駐車場はどうするのか、近くの商工会館の駐車場は何台駐車可能か、またそこまでの距離は歩いて何分ぐらいかとの質疑に対しまして、福祉センターの左側にも20台分の駐車場がある。商工会館までは

歩いて五、六分だが、駐車場スペースは約30台分、また商工会館の前にも市所有の駐車場があるとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議案第26号について報告いたします。

議案第26号は、去る2月28日の本会議において、当常任委員会に付託されました。その審査を去る3月5日16時20分より第3委員会室において、委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて、議案第25号に引き続き行いました。

その審査の経過と結果の報告をいたします。

審査に入る前に、東市来総合運動公園内に新設されたこの弓道場の現地調査を行って、それから審査に入りました。

提案者の説明としまして、提案理由は、日置市東市来総合運動公園内に弓道場を設置することに伴い、所要の改正をし、あわせて条例の整理を図るため、条例の一部を改正したいというものです。詳細は別紙のとおりであります。

以上で説明を終わり、質疑に入りましたが、主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、県内に同規模の弓道場は幾つあるのか、またどの程度の利用を見込んでいるのかとの質疑に対しまして、全く同等の施設はないが、薩摩川内市と同じか、鹿児島アリーナは別格である。徳之島にもあるが離れており、鹿屋市にも遠的と近的の弓道場がある。県の弓道連盟のご指導も仰いでおり、県との協議で県の大会、昇段試験等も五つ、六つお願いしてあるので、駐車場も広いという利点もあり、そのうち幾つかは開催される見込みである。利用者は今のところ試算していないと答弁。

委員より、使用料はどうするのか、弓道部

としての使い方はどうなるのかとの質疑に対しまして、弓道部は料金を取る、クラブ・スポーツ少年団等とは減免措置で対応するとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

議案第25号日置市公民館条例の一部改正についての委員長の報告に質問をいたします。

東市来地域の四つの地区公民館、そして日吉地域ということですが、特に東市来、それから日吉地域の扇尾地区の公民館についてであります。

ご承知のように、それぞれの施設については、建設当初はそれなりの目的があって建設をされたわけでありまして。特に東市来の方の上市来あるいは伊作田というセンターでは、県単の村づくり事業などの補助をいただきながら、先ほど飯牟礼のセンターでもありましたように、めんつゆや焼き肉のたれ、あるいはみそ、ふくれ菓子などをつくったりしておりますが、また湯田地区の総合福祉センターは、福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るために設置されたはずであります。もちろん、施設を有効に利用するということについては、私は大変いいことだと思いますが、建設当時に連携をとったり、あるいは補助金などをいただいたりした、例えば、県農政サイドなどの協議といったようなものは済んでいるのか。地区公民館として活用するために条例改正を上げたわけでありまして、そういったところとの協議は済んでいるのかということ。

それから、伊作田地区の活性化センターに

おいては、各種の機械装置などもございますし、それらを扱う現在の管理人さんがありますけれども、そういった機械装置の使用についての指導者などは今後どうなるのか。ある程度専門知識を持った人がいないと、相当使用について危ないという部分も心配をいたしますが、委員長の報告の中でそこら辺については特にございませんでしたけれども、漏れていないのか、あるいはそういったような協議はなかったのかということをお尋ねいたします。

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

今お尋ねの件ですけれども、当常任委員会の審査の中で、その協議事項あるいは伊作田地区についての特にそういう協議質疑はございませんでした。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。（発言する者あり）反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）討論がありますので、発言を許可します。

○11番（漆島政人君）

私は、議案第25号に反対の立場で討論いたします。

今まで各地区の公民館活動につきましては、それぞれ組織や形態、そういったものが異なっている地区もありました。しかし、それぞれの地区でそれぞれの考え方で、また主体的な取り組みがなされてきています。

したがって、私が見る限り、どの地区も公民館活動、そういったものについての中身や事業成果については、大きな違いはないように感じます。

しかし、今回、合併協議での調整方針ということで、3層構造の公民館体制を整備して

いくための条例案が提案されました。また、平成19年度からはそれに伴って新たに多額の財源を投入して、その地区館に人的配置もなされる計画です。

私は、合併によって行政範囲が広くなればなるほど、行政に頼らない、住民みずからの知恵と努力でつくり上げていく地域活動が求められるのではないかと認識いたします。

その意味におきましては、余りにも行政が形づくりに固持されているような気がします。また、今いろいろな分野で歳出削減が求められています。それに現在、自治会再編計画も進められています。そういった中で、住民への十分な説明や理解も得られない状況で、3層構造の公民館体制を整備していくことは拙速な気がいたします。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○12番（中島 昭君）

私は、議案第25号に賛成の立場で討論いたします。

本条例改正案は、日置市全地域の平等な公平な住民サービスを図るために、条例の改正をするものと心得ております。旧吹上町時代に行われておりました3層構造の公民館活動は、大変すばらしい成果を上げていたように思います。こういうものをやはり日置市全地域に網羅して、市民が活力を持って市全体の力を押し上げていく、そういう手段といたしますか、そういうものの確立が必要だと考えます。

そういう意味から、私は議案第25号に賛成をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第27号平成18年度
日置市一般会計補正予算
(第7号)

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから総務企画常任委員長に報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議において、本委員会所管にかかわる分を付託され、3月2日と3月5日に委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,547万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億4,148万2,000円にするものであります。

継続費の補正は、紙屋敷公営住宅建設事業の総額及び年割額の変更、繰越明許費は、合併補助金を充てた事業など25件の設定。債務負担行為の補正は、廃止2件、変更8件であります。また、地方債の補正は、追加1件、変更28件であります。

委員会に係る歳入の主なものは、合併市町村補助金、土地売り払い収入、市税、配当割交付金、自動車取得税交付金などが増額、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、ゴルフ場利用税交付金、市町村合併特例交付金、財政調整繰入金、市債などが減額となっております。

歳出は、執行残による減額が主であり、議会関係では、会議録作成委託料などが減であります。

総務課関係では、経費節減による消耗品費の減、補助事業分が組み替えた関係で通信運搬費の減、例規集作成に伴う委託料の減、消防団員数の確定による報酬の減、防火槽に係る委託料の減、災害対策に係る通信運搬費などの減であります。

財政管財課関係では、電力契約変更による光熱水費の減、庁舎管理を一括にしたための委託料の減、補助事業分に組み替えた関係で使用料及び賃借料などの減、また事業に伴う土地開発基金から土地買い戻し等、公有財産購入費及び公債費の償還利子などの増であります。

出納室関係では、預金利子が増、決算書等

の印刷製本費が減であります。

企画課関係では、コミュニティバス事業に係る委託料の減、広報発行に伴う印刷製本費の減、ホームページ作成委託料の減、情報管理に係る委託料などの減であります。

税務課関係では、合併補助事業採択に伴い、地籍管理システム整備事業に係る備品購入及び航空写真整備の委託料などの増、固定資産税に係る過誤納返戻金の償還、利子及び割引料などの減であります。

商工観光課関係では、商工業制度資金利子補給補助金が確定による増、吹上地域の観光案内所電気代などの減であります。

消防本部関係では、救急統計システム導入委託料の減、救急救命士資格取得研修負担金などの減であります。

次に、本委員会における主な質疑の内容を申し上げます。

まず、財政管財課関係では、合併補助金、今回の補正で2億8,700万円であるが、総額はどのくらいになるのかの質疑に対し、補助金10年間で4億8,000万円となる。当初は毎年度均等に配分されると聞いていたが、国の歳入が伸びたため、7割を18年度に使うように指示が来た。6割の2億8,700万円の内示があり、執行済みの事業にも充当できるということで、また未執行でもできるということで、繰越明許費として事業を行うと答弁。

公債費の補正、元金は64万円の減額、利子は2,000万円から増額となっているが、18年度確定の金利分かの質疑に対し、18年度当初では、17年度分が18年5月の借入れとなる2月初旬の利息で計上しているが、昨今は金利が上昇していると答弁。

繰越明許費が相当ある。3月補正、このような形でよいのか。合併補助金の財源として繰り越すことができないのか。起債利子の増額予定していた金利より上がった理由は、公

定歩合が上がったのか。宝くじ交付金、当初1,000万円であるが、定額交付か。吹上の野首の契約変更の中身は何かの質疑に対し、繰越明許費に7件、合併補助金を上げてあるが、事業がつかないと採択はならない。利子の関係では、利子が毎年上がっている。以前は1%であったが、最近は利率が2%になっている。2月時点で借り入れるが、総額が関係してくる。宝くじ交付金は市になって交付されている。収益に応じて交付され、1,082万6,000円交付され、野首小学校の分は、パソコンの先生が7月で解約され、10月からデザイナーの方と契約をしたので、その分の差額であると答弁。

市営駐車場の使用料、伊集院は利用者が多い。困っている人がいると聞くが、その後の計画はないか。また、東市来の駐車利用料の減の理由は何かの質疑に対し、駅西は国鉄清算事業団から購入した土地であるが、はっきりとは利用が決まっていない。駐車場は暫定の利用方法として使っている。奥の方はまだ30台ぐらいいるので、今後検討していく。また、東市来は、湯之元記念病院の職員の利用があったが、病院が駐車場を整備したため、減となっていると答弁。

自動車重量譲与税の減は何か。宝くじ交付金の計算方法は。また、消防車の起債の減は何かの質疑に、自動車重量譲与税は、最終が3月になり、まだ確定していない。前年度決算と同じくらいに落ち着くと見ている。宝くじは、オータムジャンボの収益によるものである。消防車は、合併特例債から合併補助金へ組み替えたためであると答弁。

総務課関係では、職員の健康診断の委託料が減になっているが、診断を受けなかった人は何人ぐらいいるかの質疑に、臨時職員の受診を必要とする人、職員で人間ドック受診者が予想以上に多かったことから減になっているが、ほとんど受診していると答弁。

防火水槽で国庫補助が認められなかったということであったが、消防債の説明をしてほしい。また、財源の振替はどのようにするのかの質疑に対し、これまで3基で補助対象となっていたが、18年度は4基以上でないと対象にならなかった。また、国庫補助金がつかなかったので、消防債へ振り替えたと答弁。

土地改良区総代の選挙は各地区でやっているのか。廃止は玉田だけかの質疑に、当初段階では総代制を用いて実施することになっていたが、予算計上したが、玉田地区が途中で総代制廃止の決定があり、なくなった。他の地区では出てくると答弁。

合併プロジェクト室関係では、特例交付金の状況はの質疑に対し、特例交付金は7億円で、2億円の見込みが1億3,141万9,000円になった。残り2億3,300万円残っている。平成19年度から22年度まで利用できるかと答弁。

税務課関係では、滞納徴収の手順はどうなるのか。地籍数値化事業は、伊集院は終わり、日吉、吹上はどうなるのかの質疑に対し、滞納処理の手順は、納期限後10日から2週間後、督促状を発送、電話や出向いて催告を行い、催告状を発送する。納付されない場合は、差し押さえに向けて催告書を二、三回発送し、この間、金融機関等の調査を行い、最終警告書を発送する。数値化事業は、伊集院は18年度に終了する。日吉、吹上は19年度に実施し、終了する予定であると答弁。

差し押さえの状況はどうかの質疑に、12件の差し押さえを行っている。13件は調査に入っている。預金照会319件で、金融機関、生命保険会社に照会を、所得税についても700件の照会を行っているかと答弁。

軽自動車が本市で300台ふえたということであったが、5ナンバー、4ナンバーはどう違うのか、原付はどうだったのか。普通車は、自動車重量譲与税で交付されるが、軽自

動車との比較はどうかの質疑に対し、4ナンバーと軽トラック、変動がない。原付は不明、比較の試算はしていないと答弁。

街中の空き家、固定資産税がきちんと払われているのか、どういうことになっているかの質疑に、固定資産税が課税されているのかどうかは、特定しないとわからないと答弁。

企画課関係では、広報費、印刷製本費300万円減であるが、広報紙に広告をとるように考えるべきであるが、どうかの質疑に、県内でも広告を取っているところがあるが、封筒などには取り入れていきたい。ホームページを一新した。広告の枠を設けてであると答弁。

生活交通路線維持補助金に状況はの質疑に、国土交通省、県を含め、バス事業者が生活交通路線として認定された系統がある。日置市としては、枕崎から伊集院高校まで1系統がこの路線に該当している。利用者が少なく、赤字が出るので、行政側が補てんするものであると答弁。

亀丸工業団地のその後の進捗状況はどのようにになっているかの質疑に対し、いわきり食品としては、豆乳については販路拡大の考えは変わっていない。もうしばらく時間をいただきたいと言っておられる。会社の経営状況をしっかりしてからされたいということであると答弁。このことについては、地元は早くしてほしいと期待しているので、働きかけてほしいという要望がありました。

次に、商工観光課関係では、山形屋物産展について、伊集院町は古くから実績があるが、他の3町の関与はどういう状況か。同じような実績があるかの質疑に、山形屋物産展については、これまでは行政が中心であったが、今は実行委員会できている。当時は、職員の研修を兼ねて出ていたが、今は売り子としては出していない。品切れがあったときなどの補充だけである。他町の関係はまだ入っていない

ないと答弁。

制度資金の利子補給の補助対象事業はどのようなもので、また件数は何件ぐらいかの質疑に、日置市商工業制度資金利子補給補助金交付金の要綱に基づき交付している。設備投資と運転資金の二通りに分かれている。設備が2%以内、運転資金が1.5%以内の利子補給を行う。件数は、伊集院が51件、東市来が37件、日吉が25件、吹上が51件、合計164件である。対象額は、設備投資が1億5,519万5,000円、運転資金が6億7,815万円となっており、1,334万4,000円の利子補給の額であると答弁。

次に、消防本部関係では、救急救命士の資格取得研修負担金38万6,000円の減額とあるが、この年度の取得者は何名か。また、救急救命士の資格取得費用は、以前は1人400万円かかるということであったが、この負担金の見込みは267万円になっているが、負担金は落ちてきたのかの質疑に対し、この年度の資格取得者は1名である。また、400万円というのは、6カ月間の研修だけでなく、帰ってきた後に病院研修もろもろ出てくる。それらを含めて救急救命士が育つまでには400万円かかるということである。実際の6カ月の研修はこの費用で済んでいるということであると答弁。

出納室関係では、通常の一時的借入れ以外に、基金からの流用をする場合があるが、流用期間については、金利を発生させて処理するのかの質疑に対し、基金があるが、借りた額に対して利率を定めて返すことになる。繰りかえ運用の形をとっている。一時的借入れは、銀行から借りて利子を含めて銀行に返すが、基金から借りても、それと同じように返す。利子については、普通預金の安い利率が返していると答弁。

定期預金の動向はどうなっているかの質疑に、18年2月は0.02、18年7月は

0.15、19年2月は0.25となっていると答弁。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論がありましたが、賛成討論はなく、採決の結果、議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）の総務企画常任委員会所管にかかわる予算については賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉常任委員会に付託されました議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会における審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、審議いたしました。

以下、主なる事項について申し上げます。

まず、所管にかかわる債務負担行為補正額は、平成19年度から23年度までの障害者自立支援システム用パソコン使用料減額分20万1,000円、平成19年度までの介護保険事業管理運營業務追加分454万5,000円であり、変更契約に伴うものであります。

歳出の民生費については、社会福祉総務費の扶助費は、進行性筋萎縮症者療養等給付事業、身体障害者居宅事業費、精神障害者居宅事業費等の実績見込みによる減額補正であります。

老人福祉費の委託料は、食の自立支援事業や介護予防・生きがい対応型デイサービス事業等の実績見込みによる減額補正であり、配

食サービスの18年度実績見込み数は、16万1,540食であります。扶助費は、老人福祉施設入所措置費の入所者見込み数減、繰り出し金は、介護保険事業費の実績見込みによる減額補正であります。

衛生費については、予防費の委託料は結核レントゲン委託事業及び日本脳炎の個別予防接種委託事業の不用残であり、結核検診は65歳以上の対象者8,000人のうち、4,828人の受診者であります。受診者が少なかった要因は、肺がん検診で済ませた分があるとの説明でありました。

環境衛生費の需用費は、ウミガメ保護監視員設置事業等であり、18年度ウミガメ上陸頭数は111頭であり、東市来9頭、日吉47頭、吹上55頭、また渚クリーンアップ事業の海岸清掃参加人数については、東市来550人、日吉490人、吹上426人の合計1,466人でありました。補助金及び交付金は、生ごみ処理機購入補助執行残や浄化槽設置整備事業の事業費確定による減額補正等であります。生ごみ処理機の設置は58基であり、伊集院30基、東市来12基、日吉10基、吹上6基、コンポストは、伊集院10基、東市来2基、吹上2基、合併浄化槽設置数は202基であり、東市来73基、伊集院56基、日吉25基、吹上48基であります。

保健指導費の委託料は、母子健康診査、がん検診事業等に伴うものであり、がん検診事業については、18年度の受診者実績見込み数を2,584人増の1万7,634人とする増額補正であります。

老人保健費の繰り出し金は、老人保健医療特別会計への老人医療給付費見込み増に伴う補正であります。

し尿処理費の負担金は、薩南衛生処理組合の合併に伴う清算分であります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基

づく分担金及び負担金、使用料及び手数料、国、県からの支出金等の補正が主なるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一委員より、年輪ピックの視察後は何かあるのかとの問いに、正式名称は全国福祉祭りというが、来年鹿児島大会として開催される予定である。60歳以上の高齢者が対象であり、スポーツだけでなく、囲碁、将棋や俳句など、文化行事を通して交流するのがねらいである。本市においては、ソフトボールとウォークラリーの2種目を受け入れることにしているとの答弁。

一委員より、子育て支援ホームヘルプ派遣事業の産前産後等の利用の周知徹底はどの問いに、今後検討するとの答弁。

一委員より、薩南衛生処理組合清算金とあるが、今後どうなるのかとの問いに、薩南衛生処理組合が4月1日をもって広域連合化することに伴う基金の返納金である。火葬場については、昭和47年に建設され、老朽化に伴い、新しい組合のもとで建て直すことになった。なお、4月の告示をもって3市2町構成での南薩地区衛生管理組合、及び2市構成でのいちき串木野市・日置市衛生処理組合の名称となるとの答弁。

一委員より、除籍謄本交付手数料が極端に多くなった理由はどの問いに、推測であるが、17年の戸籍法改正により、婚姻により新しい戸籍が発生することにより2通必要になるケースがあるとの答弁。

一委員より、ウミガメ保護監視とクリーン作戦の今後はどの問いに、県よりの補助金は今年度までであるが、大切な資源であるとの判断から、継続する考えであるとの答弁。

一委員より、母子健康診査事業等での看護師、保健師等、賃金不用額の理由はどの問いに、訪問指導等在宅の看護師や保健師の確保が十分できなかった。今後は保健所の協力を

得ての人材発掘が大事であるとの答弁。

一委員より、思春期教室が1中学校開催されなかった理由はとの問いに、学校のカリキュラムの都合でできなかった。今後は教育委員会とも連絡をとりながら進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案の所管に属する部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、3月2日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は1億1,798万1,000円の減額補正と農林水産業施設災害復旧費1,879万6,000円の減額補正であります。

歳入で主なものは、中山間地域等直接支払い交付金県補助金やかごしま園芸タウン産地

条件整備事業費県補助金の減額補正などが主なものであります。

歳出で主なものは、補助金及び交付金で中山間地域等直接支払い交付金は、協定集落69集落による草払い共同作業などであるが、実績見込みによる減額補正であります。

新規就農、後継者育成対策事業は、毎年3人ずつ受け入れておるが、受け入れる時期が遅れたために減額補正と、住宅改装が実績確定による減額であります。

投資的経費は、本年度事業の実績見込みによる減額補正であります。

畜産業費の畜産基盤再編総合整備事業負担金の減は、吹上の西園ミルファームで当初18年度で終わる予定であったが、18年度は堆肥舎、機械設備だけで牛舎、パーラー舎は19年度になったために減額補正であります。

農地費の経営かんがい排水事業は、国の補助が減額になったために、用水施設の3基が1基になり、ファームポンドの防護柵や送水管の実設計などの減額補正であります。

林業振興費の工事請負費の県単補助治山事業費は、各支所から計9件の要望があったが、5カ所の事業決定のため、大幅な減額補正であります。

農地農業用施設災害復旧費の工事請負費は、事業費決定により農地災害70件、農業用施設65件で、見込み額よりも減額補正であります。

次に、土木費にかかわる予算は、1,256万4,000円の減額補正であります。また、公共土木施設災害復旧費は、2,184万6,000円の減額補正であります。

歳出で主なものは、道路維持費の賃金の減は、作業員退職及び休職による減額補正であります。

道路新設改良費の工事請負費の一般道路整備事業は、合併補助金による27カ所の事業

追加補正であります。

公有財産購入費の減額は、一般道路整備事業の執行及び長期計画再検討による減額補正が主なものであります。

公共土木施設災害復旧費、工事請負費の補助事業、単独事業は、入札執行残による減額補正であります。

次に、都市計画課であります。工事請負費の減額は、公管金の減額や道路築造整地の執行残による減額補正であります。

補償金の減額の主なものは、湯之元第一地区の公管金の減額や補償金の減額、徳重地区の減額等であります。

特殊地下壕対策事業費の委託料は、日吉町内門地区と吹上の野首地区の執行残による減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農林水産課では、歳入の雑入で、指定管理者納付金の江口蓬萊館であるが、2,731万円の見込み利益があり、契約では利益の5%が納付金となっている。しかし、利益は指定管理者が操作することができるので、やはり1年は実績を考慮し、誰でもわかるような基準を決めないといけない。今後は統一した指定管理の納付金率を考えるべきであると思うがとの問いに、指定管理者の事務局は合併プロジェクトで行った。納付金については、いろいろ議論を行った結果、5%となった。見込み利益の根拠は、9月から11月までの売り上げ実績があるので、それをもとに算出しているとの答弁。

また、納付率の5%の根拠とその他の施設との整合性はどうかとの問いに、「ゆすいん」などの指定管理者と契約する際は、希望者から見積もりをとって契約をしているが、物産館の場合は、収益がある施設のために、これまでの給付金等を参考に5%と決めたわけである。結論づける根拠はないが、市の判断にて5%になったとの答弁。

また、委員の中から、利益は操作できるので、しっかりした根拠と整合性を持つことや、利益の5%でなく、売り上げの5%であれば問題がないのではという質疑があり、今後見直しや検討をしっかりとってほしいとの意見があったことを報告しておきます。

農業振興費の負担金で、協定集落数69集落の草払い共同作業の減額はどのようなことか。また、畜産業費の負担金で、優良種豚導入事業は黒豚だけなのか、白豚は対象にならないのかとの問いに、中山間直接支払いの交付金の減額は、伊集院地域が当初25地区を計画していたが、7地区が減っております。優良種豚導入は、現在パークシャーが対象であり、日吉町の関係は3戸の農家が対象であると答弁。

土木建設課では、工事請負費の合併補助金は、19年度を前倒して27カ所行うとのことであるが、要望をとって各地域に均等に割り振ったのかとの問いに、割り振り方は、当初要求分と前年度の執行分を勘案して配分をしましたとの答弁。

報償費の道路と河川の愛護作業が減額になっているが、その内容はとの問いに、道路愛護で吹上で94万2,000円の減、日吉で68万円の減額であり、河川愛護で本庁の1,000円減と日吉で26万9,000円の減となっておりますとの答弁。

次に、都市計画課では、湯之元第一地区は、総体的に事業の遅れがあると聞くが、事業の遅れは取り戻せるのかとの問いに、湯之元第一地区の今年度繰越明許事業が4,759万9,000円となっており、これは19年度事業で行います。移転補償交渉の関係で事業の進捗が左右されるので、何とか取り戻したいと考えているとの答弁。

都市公園の数と公営住宅に隣接する公園はどう管理しているか。また、地下壕対策事業で2カ所調査しているが、他の地域はないの

かとの問いに、都市計画課で管理している都市公園は52カ所である。公営住宅に付随する公園は土木建設課、農林関係の公園は農林水産課が担当している。特殊地下壕については、他の伊集院地域の切通地区の調査も実施しているとの答弁。

以上のほか、質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会所管につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

3月5日、第3委員会室において、委員全員出席、また執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

審査は、1、教育総務課、2、学校教育課、3、社会教育課、4、市民スポーツ課の順で課ごとに説明を求め、質疑して審査を進めました。

その中で主な事項のみについて申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。

事務局費、減額の208万2,000円、主なものは、各種研修等講師謝金、執行残、各種負担金、執行残。

小学校管理費、減額の1,795万

9,000円、主なものは、妙円寺小学校プール防水塗装工事ほか執行残の減額654万6,000円。

教育振興費、減額の2,787万3,000円、主なものは、東市来地域小学校パソコン整備に伴う減額補正2,384万5,000円。

小学校建設費2,079万4,000円、主なものは、小学校耐力度調査の合併補助金事業採択に伴う増額補正2,530万、伊集院小学校、伊集院北小学校、上市来小学校分。

中学校管理費、減額の1,493万2,000円、主なものは、伊集院中学校部室屋根修繕工事ほか執行残449万6,000円。

教育振興費、減額の1,045万円、主なものは、東市来中学校パソコン整備に伴う減額補正1,034万4,000円。

中学校建設費、減額の234万6,000円。幼稚園費、減額の230万3,000円。社会教育総務課、減額の317万1,000円。

公民館費2,858万2,000円、主なものは、日吉地域扇尾地区公民館改修工事（合併補助事業採択）600万円、日吉地域3地区公民館整備と備品購入（合併補助事業採択）2,900万円。

図書館費、減額の265万4,000円。文化振興費、減額の293万4,000円。文化財費、減額の142万7,000円。保健体育総務費、減額の82万3,000円。体育施設費、減額の828万1,000円、主なものは、需用費減額の457万6,000円。

給食センター費943万2,000円、主なものは、伊集院、東市来給食センターへのコンビオープン3台整備費1,080万円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

教育使用料、社会教育施設使用料53万7,000円、保健体育施設使用料、減額の315万1,000円、行政財産目的外使用料（日吉総合体育館自販機分）12万4,000円。

教育費国庫負担金、小学校建設費国庫補助金、減額の283万1,000円。

総務費国庫補助金、合併市町村補助金2億8,770万円のうち、日吉地域4地区公民館改修費等2,500万円。

教育費国庫補助金、幼稚園国庫補助金、減額の19万6,000円。

雑入、東市来文化交流センター太陽光発電電代、減額の48万円。

教育債、社会体育施設整備事業債（総合運動公園）410万円。

このような説明がなされました。

続いて、質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

委員より、説明資料125ページ、コンビオープンとはどのようなものであるかとの質疑に対しまして、焼き物料理のできる焼き物器のことである。耐用年数は10年間だが、これを使うことによって料理の種類が増え、魚の塩焼き、ハンバーグ、オムレツ、みそ焼き、ウナギのかば焼き、ニンジンケーキなどのいろいろな献立が準備できる。熱源は電気とガスのミックスであるとの答弁。

委員より、皆田小学校の児童は、4月1日より湯田小学校へ通学することになるが、湯田小の教室増築等に伴う補正はないのかとの質疑に対しまして、既に18年度で済んでいると答弁。

委員より、給食費の滞納に関連して、1、滞納金の現状はどうなっているか、2、未納の原因理由は経済的なものか、意識的にやっているのか、3、義務教育は無償だからと文句は出ていないのかとの質疑に対しまして、次のように答弁、1、平成18年4月から12までの未納額は、東市来で保護者数10人で20万1,945円、伊集院で同じく44人で90万5,460円、日吉で同じく4人で14万4,072円、吹上で同じく9人で24万7,591円、合計67人で

149万8,468円である。昨年と比較すると、伊集院地区で納付意識の向上が見られる。2、17年度は払える状況ではあるのに、払わない人もいたが、18年度には経済的に困った人に絞られてきた。17年以前の累積は、伊集院地区は給食センター督促で70万円入金し、ほかの地域も入っており、粘り強く請求するしかない。3、伊集院地域は出なかった。東市来に無関心で払う意思のない人が二、三人いた。

次に、委員より、説明書109ページ、小学校建設費投資的委託料2,530万円、小学校耐力度調査の合併補助事業採択に伴う増額補正に関して、1、小学校ごとの内訳はどうなっているか。2、実施するには児童への影響を配慮する必要があるが、実施の予定はいつか。3、関連して伊集院北小の現在活用している通称木の家は、今後どうするのかとの質疑に対しまして、次のように答弁、1、伊集院小学校1,430万1,000円、伊集院北小学校721万3,000円、上市来小学校378万6,000円。2、夏休み時を考えている。3、現在有効に活用されているが、屋根の修理等ができていないので、今後修理しながら音楽室に使用していきたい。改築も検討したが、今後とも部分修理しながら有効に活用していき、地域の皆さんにもその旨説明して、協力をお願いする。

委員より、説明資料109ページ、111ページ、東市来地域小中学校パソコン整備に伴う減額補正は金額が大きいですが、その理由は何かとの質疑に対しまして、当初、小中学校のパソコン整備を予定していたが、2月に地域イントラ整備でハード面とあわせてソフト面も整備していただいたので、その分減額になった。企画部の事業に採用されたので、19年度は出てこないと答弁。

委員より、説明書の109ページ、要保護及び準要保護児童の扶助費に関連して、1、

執行残で402万8,000円の減額になっているが、残った分を戻すのなら、もう少し枠を広げたらどうか。2、要保護と準要保護の違いは何か。3、日置市の要保護と準要保護の家庭数は幾らか。4、そのうちで給食滞納者はどうかとの質疑に対しまして、次のように答弁、1、予算は、見込み人数であったが、基準に照らしての実際の人数とに開きがあり、実数の把握が難しかった。2、要保護は、生活保護世帯の児童・生徒である。準要保護児童・生徒は、要保護児童・生徒に準ずるもので、具体的には、市民税が非課税であるとか、児童扶養手当を受給しているとか、災害等による税の減免を受けている者が対象となる。3、小学校の要保護児童者数24名、準要保護児童者数242名、合計266名、中学校の要保護生徒数17名、準要保護生徒数140名、合計157名である。4、給食費については、未納の状況により学校長が就学援助費などを現金で渡す際、その分を差し引いてもらっているもので、滞納はない、以上のように答弁。

委員より、学校への教材備品の配布が遅れたと聞いたが、その理由は何かとの質疑に対しまして、立て込んで忙しかったし、4地域分まとめて購入すれば安価になると思い、一括購入しようとしたが、入札等の手続の遅れもあり、配布が一部遅れたのは事実である。この点を反省し、今後はかかることのないように努力していきたいとの答弁。

委員より、説明資料111ページ、伊集院北中学校部室屋根修繕工事ほか執行残による減額補正が449万6,000円あるが、これだけの減額があれば、申請を出して、残っている他のところも修繕できたのではないかとの質疑に対しまして、急ぐものについては取りかかっているが、現在執行手続が厳しくなっており、時間がかかってすぐに対応できないケースがある。きちんとした修繕をする

ため、指名委員会にかけるので時間がかかるが、早期執行に努力したいとの答弁。

委員より、説明資料107ページ、各種負担金執行残とあるが、各種とはどんな種類があるのかとの質疑に対しまして、地区の生活指導連絡協議会、地区の学校保健会連絡協議会、地区の同和教育研修会、県学校図書館協議会、地区の学校図書館協議会、特殊教育研究会、情緒教育研究会、日置地区結核対策委員会などであるとの答弁。

委員より、説明資料116ページ、青少年リーダー研修事業執行残による減額補正で、申し込みが少なかったと説明があったが、研修の内容と来年度はどうなるのかとの質疑に対しまして、霧島行きが50名の募集に対して28名の参加者、屋久島行きが30名の募集に対して28名の参加者であった。来年度は近くでみんなが集まって交流できるよう、屋久島行きのみで4泊5日、60名を募集し、付き添い、学校の先生、青年団、社協の職員の参加を予定したい。7割個人負担であるとの答弁。

委員より、説明資料118ページ、図書館費、吹上分賃金、雇用者日数減による執行残35万円とあるが、雇用形態と人数、労働条件はどうなっているのかとの質疑に対しまして、図書館の雇用形態は正職員2名、臨時職員3名、清掃1名であるが、全員司書の資格がある。臨時4名のうち、1名は社会保険料がある。賃金は1時間640円、掃除する人は670円である。6カ月働いて1カ月休むが、1月分で不用を発生したとの答弁。

委員より、成人式の記念品はどんなものであったのか。また、飯牟礼小学校の臨時職員の異動はあるのかとの質疑に対しまして、子供たちに検討させ、図柄も自分たちで考えてもらったが、1,000円のTシャツとなった。反省会はまだ持っていない。臨時職員ではなく、障害者の雇用であるが、学校司書に

すべく、異動を検討中。公務員の障害者雇用率からすると、日置市教育委員会の不足数は1名と労働局より通知を受けているとの答弁。

委員より、各種委員会の欠席者が多いようだが、何か理由があるのかとの質疑に対し、充て織が多く、校長らは平日の会議に出られないケースもあり、やむを得ない面もあるとの答弁。

委員より、説明資料9ページ、10ページ、保健体育施設使用料、減額の原因をどう考えているのかとの質疑に対し、吹上浜公園関係利用者減理由は、谷山の中山に同じような施設ができたし、伊集院小鶴ドームへも利用者が流れた。また、九州大会の宿泊地が鹿児島市になったことや、会もキャンセルされたのがあったのが響いた。B & G関係では、クレーが人工芝へ流れ、1,000人ぐらいの減、プールでは、17年比2,000人増えているが、当初の見積もりが大き過ぎた。年間利用のパスポートが割安になり、1日1日分が減った。体育館は3,000人の利用減だが、1団体が湯之元体育館に移ったとの答弁。

委員より、保健体育施設使用促進売り込みについて、鹿県全体との誘致の協力、連携はどうか。積極的に売り込む意向か。また、売り込みの仕方も、従来のやり方を変えて、個性を売り出していくべきではとの質疑に対し、年間利用計画をつくって陸上団体等111団体と連携をとっている。利用計画でも、土曜・日曜は埋め、平日はあけて、伊集院ドームの野球場、多目的広場、陸上競技場等を大学等に積極的にPR、売り込んでいきたい。東市来サッカー場は神村学園、吹上地域はゆーぷるとのセットで売り込み戦略を練り、各地域の特色を生かしていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案

第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会関係で当委員会に属する案件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

○11番（漆島政人君）

議案第27号に反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算で、日吉地域に地区公民館を建設するための予算が提案されています。先ほども申しましたが、今いろいろな分野で歳出削減が求められています。また、これからは、新たに施設を整備するのではなく、今ある施設をいかに有効活用していくか、このことが物すごく求められていると思います。

したがって、一時的なプレハブまで設置して公民館のやかたを整備されることは反対です。

以上の理由をもって、本案に対する私の討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○29番（鳩野哲盛君）

議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）の賛成討論をいたします。

今回の予算は、予算総額から歳入歳出それぞれ1億5,547万5,000円を減額し、総額を243億4,148万2,000円とするものであります。会計年度末の実質最終予算として、これまでの諸事業の確定あるいは

実績見込み、入札残等による整理や、国庫支出金、地方譲与税の確定によるものが主なものであります。

これまで1年間の中で執行当局が行財政改革に懸命に取り組んでこられた結果、財政調整基金からの繰り入れ予定を2億7,796万7,000円減額するなど、努力の成果は一応評価していいのではないかと思います。

しかしながら、日置市全体から見れば、特別会計を含め、まだまだ健全財政化への道は険しいものがあります。個々の事業等については地域格差も見られる。十分とは認められません、今後なお一層の執行当局の努力を期待し、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）反対ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（花木千鶴さん）

私は、議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算（第7号）について反対の立場で討論をいたします。

補正額1億5,547万5,000円のうち、その大部分については異論はありませんが、伊集院地域コミュニティバスに対する396万4,000円の執行残については、質疑の過程での執行説明に納得が得られなかったもので、賛成しがたい理由を明らかにしたいと思います。

840万円の予算のうち、1台のコミュニティバスの契約が480万円、その収入が36万4,000円となり、相殺して443万6,000円の歳出見込みとなったとのことでありました。残金396万4,000円は、路線バス廃止後の増便に備えていたという説明でありました。

しかし、実際にはどうだったのでしょうか。路線バス廃止後はコミュニティバスで対応す

る予定だったので、そうしてくれと要求したにもかかわらず、約5カ月間、住民は不便を強いられてまいりました。なぜ増便しなかったのかの質疑に対し、現在の1台を増便する余裕がないので、もう一台運行しなければならず、一度始めるとやめられなくなるからの答えでありました。

住民は便利になると、路線バスの復活を要求しなくなると考えたのでしょうか。逆からいえば、不便になれば何でもいいから走らせてくれというようになるではありませんか。住民感情があおられた結果となったことは否めません。

また、この間に公共交通機関のあり方について検討してきたとの答弁でありましたが、計上してあった予算でコミュニティバスを走らせながら、その一方で公共機関のあり方を十分検討すればよかったのではないのでしょうか。

4月以降どうして行くかは、いわさきの路線復活も含め、地元や地域の業者に参入させることも同時に検討すべきだったと考えます。規制緩和によって地域の観光バス、レンタカー業者等々も参入でできるようになっています。そのために運営協議会を立ち上げなければなりません、時間は5カ月もあったことから、その気になれば可能だったと考えられます。もっと地元、地域業者育成にも配慮をし、進めるべきだったと思います。

現在、県内各地で路線バス会社とコミュニティバスなど問題が発生していることは多くの知るところであります。財政難の折、予算はあっても民間に任せることができればと努力されたことも予測されないではありませんが、それでも業者をどこにするのか、配慮に欠けたと思います。予算は十分あったのに、住民は十分な説明もされないまま不便を強いられ、料金を上げてくれと要求し、赤字補てんを条件にして路線バス復活となりました。

このことが本当に将来の市民益と市益につながるものかどうか疑問であります。

また、行政執行として説明責任、福祉向上に資するという住民の負託にこたえる姿勢に欠けていたと思われてなりません。

以上の理由で、原案を認めることができませんので、反対するものであります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）賛成です。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○2番（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第27号平成18年度日置市一般会計補正予算に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

大局的に見て、国の歳入増の結果、総務管理費国庫補助金、すなわち合併市町村補助金が2億8,770万円の増額がまいりました。結果として財政調整基金からの繰入金2億7,796万7,000円の減額、市債1,770万円の減額という財政への配慮の中で、それぞれの事業を果たせることは大変意義深いことだと考えます。まだまだ個々の事業、行政サービスに要望するところ、確保するところはありますけれども、市債残高、基金積み立て、すなわち将来への償還能力にも配慮していかなければならず、そういう意味で大局的に見て、今回の補正予算に賛成いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第28号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第7 議案第29号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第30号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第9 議案第34号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第35号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第37号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第6、議案第28号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第11、議案第37号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題とします。

6件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉常任委員会に付託されました議案第28号及び議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案

第35号、議案第37号についての審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会の審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、審議いたしました。

以下、主なる事項について申し上げます。

まず、議案第28号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億2,268万4,000円を追加し、総額62億7,217万7,000円とするものであり、歳出の保険給付費では、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費増による増額補正であり、高額医療費共同事業医療費拠出金の減額は、レセプト1件当たり交付基準額70万円が80万円を超えるものの変更に伴うものであります。

一般被保険者保険税還付金及び加算金については、200件、567万400円、伊集院58件、265万2,800円、東市来18件、52万7,200円、日吉26件、64万3,600円、吹上98件、178万3,800円であります。

歳入の主なもの、保険税の滞納繰越分の増額、国庫県支出金の減額、財政調整交付金の減額、療養給付費交付金の増額は、退職被保険者等療養給付費であります。

質疑においては、一委員より、国保運営協議会開催の内容はとの問いに、日置市の医療費の高騰問題、データ分析、医療費抑制等について協議がなされた。19年度にはヘルスアップ事業を取り進む中で、医療費分析、元気な市民づくり運動を行っていききたいとの答弁。

一委員より、高額医療費の対象者と医療費の状況はとの問いに、本年度2月末で対象者3,551人、2億5,532万6,000円となっているとの答弁。

一委員より、税徴収率が92%下回った場

合のペナルティーはとの問いに、ペナルティーは調整交付金7億円程度の5%カットである。徴収状況は2月末で89.5%であり、滞納繰越分については前年度同月で12.24%が11.83%で0.41%の減となっているが、現年分をクリアするように優先して取り組みたいとの答弁でありました。

委員会としては、調整交付金のカットは避けるべきであり、今後とも納税の公平性の保持を重視し、各課連携した徴収体制で危機感を持って努められたいとの意見の一致を見ました。

以上で質疑を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億6,570万2,000円を減額し、総額85億4,172万3,000円とするものであります。

歳出については、医療給付費及び医療費支給見込みによる減額であり、歳入は、現年分医療費交付金の減額、国庫県支出金の減額及び一般会計繰入金等の増額であります。

質疑においては、一委員より、対象者は現在何人かとの問いに、8,879人で75歳以上と65歳以上で障害の人が対象であり、20年度になると後期高齢者広域連合に変わるとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,806万6,000円を減額し、総額3億2,860万7,000円とするものであり、今回の補正は、施設介護

サービス収入の減額見込み等に伴う計上であります。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ18万7,000円を減額し、総額723万6,000円とするものであり、湯量の配給調整による温泉使用料の減額に伴うものであります。

質疑においては、一委員より、湯量の調整とはとの問いに、毎分230リットル分を7カ所の配給先は決められているので、不足した場合は砂丘荘の湯量で調整せざるを得ないとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、総額1,152万7,000円とするものであり、4月から8月分までの前年度対比1,200人の入浴者数増による浴場使用料の増額計上に伴うものであります。

質疑においては、一委員より、管理委託をする前の回数券の利用について、業者との調整や利用者への周知はなされたのかとの問いに、指定管理者を制度化するに当たって、現状のまま引き継ぐとしていた。回数券の件については、今後指定管理者選考等委員会で検討していく。回数券の有効期限については、11月末で条例化しており、入り口など出入り4カ所に周知の張り紙もしたので、十分周知されたかと思われているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論、採決に入り、討論は

なく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ8,870万1,000円を減額し、総額42億6,616万円とするものであります。繰越明許費の補正については、介護保険システム改修事業430万円、養護老人ホーム施設機能強化事業671万1,000円であります。

歳出では、一般管理費の委託料は、後期高齢者医療保険創設に伴うシステム改修分であり、補助金及び交付金は、養護老人ホーム施設において、平成18年10月1日から介護保険の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業所として県から指定を受けたための介護保険の給付管理システムやバリアフリー化等の施設機能強化推進事業によるものであります。

保険給付費の居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、特定入所者介護サービス費等は執行残による減額補正であります。

地域支援事業費では、介護予防事業費、特定及び一般高齢者施策事業、任意事業等の執行残による減額補正であります。

歳入では、歳出基準に伴う介護保険料、国庫、県支出金、支払い基金交付金、一般会計繰入金をそれぞれ減額し、基金繰入金を3,709万7,000円増額補正するものであります。基金残高は、現在1億7,540万円であります。

続いて質疑に入り、一委員より、包括支援センター開設に向けての体制整備はどうかとの問いに、職員や保健師と事務員の確保、またケアマネージャー4人は各在宅介護支援センターから派遣、社会福祉協議会から社会福祉士1人の予定である。ケアマネージャー9人の公募については、5人確保の状況

であるが、不足の分について公募は今後も続けるとの答弁。

一委員より、介護保険制度は3年ごとに見直すということだったが、制度がくるくる変わりわかりにくい、どう考えるかとの問いに、制度改正についての住民への周知は大事である。今回、包括支援センターが立ち上がったので、一般家庭用と利用者用を配布の予定である。常に情報のアンテナを張り、情報収集を図っているとの答弁でありました。

委員会としては、今後、支援の需要が増すことは予想され、即戦力になる人材確保は最重要課題であり、住民サービスが劣らないように鋭意努力され、また介護保険課と福祉課との環境整備を早急に図るべきであるとの意見の一致を見ました。

質疑を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで産業建設委員長より委員長報告に対して訂正の申し出がありましたので、許可します。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

先ほど一般会計の補正予算のところで、質疑の部分でございますが、指定管理者の納付

金のことについて質疑がございました。その中で、また委員の中から、利益は操作できるので、しっかりとした根拠と整合性を持つことや、「利益の5%でなく、売り上げの5%であれば問題がないのでは」という質疑がありましたが、「利益の5%でなく、売り上げの1%とか5%であれば問題がないのでは」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

△日程第12 議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第13 議案第32号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第14 議案第36号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第15 議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題とします。

4件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ419万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億5,332万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金、基金繰入金を減額補正するものであります。

歳出で主なものは、需用費の光熱水費が暖冬のため減額や、委託料の執行残による減額補正、公課費の消費税が減額補正であります。

下水道整備費の報償費は、受益者負担金前納報奨金の確定による増額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

公課費の執行残が多いが、その理由はどの問いに、これは消費税のことであるが、合併のために新たに日置市の下水道事業が始まることになり、税法上2年間は消費税が免除されることとなりますとの答弁。

汚泥は一般への需用は伸びないのかとの問いに、この汚泥は脱水機で絞ったものを単に乾燥させているだけで、発酵処理などは行っていないので、一般的には質が悪いために需用は伸びていないとの答弁。

受益者負担金の前納報償金は何戸数だったのか。また、一般会計から繰り入れているが、この報償費を支払うのは妥当であるかとの問いに、人数は109人で18年度納付額は1,833万円であります。報償金については、税の方は撤廃となっているが、受益者負担金の場合には1回のみ負担金であるので、継続となっております。5年間で納付をお願いする関係で、賦課途中での廃止は不平等が発生するために継続をお願いしているとの答弁。

1,800万円の納付のうち、300万円報償金を支払うのは妥当なのかとの問いに、この受益者負担金は昭和63年から始まって

おる。報償金については、納付しやすい形をとっており、全額納付の場合20%を支払うと決めているとの答弁。

そのほか質疑もありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第32号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出53万7,000円を減額し、予算の総額を4,472万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を減額し、繰越金を増額するものであります。

歳出で主なものは、維持管理費の減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

汚泥費は公共下水道と同じかとの問いに、公共下水道は産業廃棄物となり、処理場で絞るが、農業集落排水はある程度絞るが、一般廃棄物の取り扱いとなる。汚泥をバキュームで吸い出し、南薩の処理場に持っていくとの答弁。

以上で質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続いて、議案第36号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、本委員会に予算を付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,000円を増額し、予算の総額を1,709万2,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を増額し、貸付金元利収入を減額しております。

歳出では、公債費を増額しております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

過年度収入は単年度か。また、累積の収入か。また、何人かとの問いに、これは累積分で人数は6人分ですとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第36号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月2日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正は、水道事業の収益的収入、支出の総額は変わらず、7億6,913万5,000円とするものであります。資本的収入は1,642万5,000円を減額し、1億6,833万7,000円とし、資本的支出は1億762万円を減額し、3億8,265万

9,000円とするものであります。

収入の部では、給水収益を減額し、一般会計補助金を増額であります。

支出の部で主なものは、配水及び給水費を減額し、減価償却費の増額となっております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

吹上の湯之元地区は、新たに水源を探すためかとの問いに、現在湯之元地区は、表流水を使用しているが、それだけでなく、地下水も利用するために調査していると答弁。

長里、伊作田配水池増設分が減額となっているが、その内容はとの問いに、長里、伊作田は計画をしていたが、地権者の開発許可が必要であることが判明したため、次年度送りとなったとの答弁。

現時点の水道料の滞納分は幾らかとの問いに、約600万円程度であると答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第38号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告します。（「委員長」と呼ぶ者あり）はい。

間違いが、訂正があります。農業集落の補正予算（第4号）と言いましたが、これは（第3号）でありますので、訂正をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議において、本委員会に付託され、3月5日に委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,543万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,143万4,000円にするものであります。

また、債務負担行為の補正は、19年度に

係る吹上砂丘荘管理運営業務の追加であります。

歳入の主なものは、事業収入で、室利用料は増であります。宿泊者及び婚礼減少の影響等で宿泊料、食事料、婚礼売り上げ料及び雑入が減となっております。

歳出の主なものは、食堂の改修に伴う工事請負費の減、消費税の公課費の減、賄材料、原材料費の減、予備費の減となっております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

宿泊料の減額が500万円であるが、関東学院大学の野球部の影響があるのかとの質疑に対し、今回は沖縄に変更になったが大いに影響があると答弁、吹上地区観光協会の役員会のときに、19年度さつま湖の花火大会があるのかとあれば借入額をしなければならぬと話が入っているが返事ができないという状況である。方向性を示さないといけないがどう考えているかの質疑に対し、花火大会はまだわからない。吹上の地域振興課の窓口でいわさきとの協議を行っている。花火目的の宿泊が考えられるが、今は回答できない。早く話をつけたいと答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第33号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第39号平成19年度日置市一般会計予算

△日程第18 議案第40号平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第19 議案第41号平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第20 議案第42号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第21 議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第22 議案第44号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第23 議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第24 議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

△日程第25 議案第47号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第26 議案第48号平成19年

度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第27 議案第49号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第28 議案第50号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第29 議案第51号平成19年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第30 議案第52号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算

△日程第31 議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算から、日程第31、議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算までの15件を一括議題とします。

この15件につきましては、さきの本会議において、提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することにしておりましたので、これから総括質疑を行います。

まず、議案第39号について、質疑はありませんか。

○23番（畠中實弘君）

平成19年度一般会計当初予算についての総論的な質疑でございます。

提案されました歳入歳出予算総額は233億1,350万円となっております。当初予算の対前年度比で8億2,610万円削減されております。しかし、その削減額は、ちょうどイントラネット整備事業の完了による総務管理費の減額分に相当するものであって、行財政改革の視点から見ると、数字的には何ら削減努力の効果が出ておりません。と

りわけ、土木費と普通建設費は改革の対象から外されたような印象を与えるわけでございます。

日置市にとって、ことし、平成19年度が、事実上の行財政改革元年に位置づけされるわけでございますが、参考までに、私は今ここに県下17市の新年度予算規模分析表を持っておりますが、対前年度比の削減率が10%を超える市も多い中で、本市の場合、わずか3.4%の削減にとどまっております。だから、一つの目安とされておりました総額230億円を切れず、市民1人当たり換算しますと44万円となって、他の市に比べてこの面においても相変わらず高どまりに位置しておるわけでございます。そのような数字を根拠に、私はなぜ行財政改革が不発に終わったのか、なぜ予算に反映できなかったのかをお聞きしたいわけであります。

当然のこととして、当局としても予算編成に当たっては、実際は継続事業の練り直しや新規事業の見送りなど、投資効果、緊急度等を考慮しなければならず、事業費の重点的、効率的な投資を図る必要上、大変な苦勞を重ねられたことと察しますが、どこの部分を削り、どの部分を優先したのか、数字を示しながら総論的な説明を市長に求めるものであります。それが第一点。

質疑の2点目は、市債の今後の償還見込み額で、今後5年間の中期展望が示されました。これは文書で示されておるわけですが、それによりますと、平成15年度から平成17年度の普通建設事業費の伸びにより、市債残高が増加していると。平成19年度以降の推移としては、市債借入額が30億円前後でないと減少にはならない見込みであるとなっております。そのとおりでろうと思えます。同感です。早速本年度も市債と償還のバランスがほどよくとれていると、これは認めます。

ところで、将来、利率の高騰等も見込み、

10年、15年、20年の長期プランで市債残高がどのように推移していくのか、できれば予測表を示しながら説明してほしいと願っております。詳しくは、具体的にはあしたからの一般質問、それから当初予算の各常任委員会による審査等で、具体的には検討、審査されると思いますが、総論的な意味でその辺をお願いしたいと思っているわけでございます。

行財政改革集中プランについても、前倒しや見直しを相当な覚悟をもって実施しなければならないわけであります。そして、我々議員は、市の財政再建の展望をきちんと市民に対して説明する責任があるわけです。そういう意味からも、しっかりと市長の答弁を望むものであります。

以上です。

○市長（宮路高光君）

今回の19年度の当初予算編成に当たりましては、施政方針の中でも述べさせていただきましたとおり、特に行政改革推進の大綱に基づきまして予算編成をやったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

今、具体的に数字に見えないという部分の中でございましたけど、基本的に大きな一つの改革の中におきまして、経費削減ということに当たりましたのは、特に人件費率、この人件費の削減というのにも取り組まさせていただきました。特に、後ほどまたいろんな中で詳細についてあるというふうに考えておりますけれども、新規採用と退職者、総体いたしますと、約20名近くの職員がやめますけど、新規採用について6名というふうに抑えております。

また、今ご指摘ございましたこの土木費の中におきます削減ということでございますけど、基本的に数字的に見えないということでございますけど、特に今回の中におきます精査の中におきましては、継続事業というのもの

ございまして、継続事業にいたしましても、特に半島振興事業の路線の中につきましても延長の縮小、または区画整理事業につきましても事業費の削減、また運動公園におきます施設整備につきましても削減、そのように継続事業でありましても若干の削減はいたしましたし、また一般単独におきます維持費等におきます道路整備の中におきましても、単独事業につきましても基本的には95%というのを基本的に今回の予算編成の中に入れております。

また、一般的な補助の問題につきまして、各種団体含めまして、基本的に今回の予算編成に当たりましては約5%、ことしは5%という一つの線を出して削減をさせていただきました。数的に土木の中におきましても、それぞれ事業が終了した部分があったり、また新規の部分が入りましてこのような差異になっているというふうに考えております。今後やはり義務的な経費というのを十分抑えていかなければならないとそういう覚悟の中でやっていきたいというふうに思っております。

特に、この市債の償還につきましても、特に21年度を含めまして、この償還の見込みが一番ピークになってくるというふうに考えております。そのような中におきまして、ご指摘がございましたように、利子の高い利率のもの、こういうものにつきましてもは、繰り上げ償還というのをことしもやっていかなければならないというふうに考えておりまして、今、公定歩合がそれぞれ上がっている中におきまして、ご心配であられるというご指摘でございます。私どももやはりこの公定歩合というの推移をやはりいつも把握しながら、この償還に対します利率の問題につきましても精査をしていくつもりでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長の方から説明をさせていただきます。

○財政管財課長（福田秀一君）

まず、道路整備事業費の関係でございますが、ちょっと内容を申し上げてみたいと思います。

まず、道路維持補修費でございます。この道路維持補修費と申しますと、作業員の賃金とか、愛護作業の報償費、それと維持に必要な需用費、こういったのが含まれているわけですが、これが前年度に比較いたしまして、約370万円の減額でございます。

それから、一般単独事業費、これは道路の局部改良とか、排水路、舗装、こういった経費でございます。こちらの方が約9,000万円の減額、これにつきましては、3月補正で一応繰り越し、明繰りで計上した関係でほとんど増減はないというようなことになるかと思えます。

それから、過疎、辺地、半島、これを合わせまして約1億5,000万円の減額ということでございます。

それから、補助事業が3億3,000万円ほど増えております。これは、18年度は、道整備事業等を6月補正で計上した関係もございまして、そのとき2億3,000万円追加をいたしております。実質は1億増えたというようなことでございます。

トータルで申し上げますと9,000万円増えているわけですが、今申し上げましたように、この6月補正で追加した道整備事業等を考慮すれば、実質は減額になっているということが言えるのではなかろうかというふうに思っております。

それから、継続事業の見直し部分でございますが、先ほど市長の方からも答弁いたしましたけれども、東市来の総合運動公園のテニスコートの整備、これを当初8面で計画しておりましたけれども、当面、4面に変更いたしました。そうすることによりまして「1億円」が「6,900万円」にと。

それから、半島振興道路の関係でございます。これは伊集院地域の中川土橋線、土橋竹之山線でございますが、工事延長を見直しまして「6,750万円」が「4,200万円」に、それから区画整理事業が事業縮減といえますか、抑えることによりまして、およそ1億8,000万円の減ということでございます。

それから、事業の完了による部分でございますが、地域イントラネット整備事業、こちらがおおよそ6億6,000万円の減でございます。

それから、伊集院総合運動公園のドームの建設費、これが2億6,700万円の減ということでございます。

それから、新たに計上いたしました新規事業、ハード部分で申し上げますと、蓬莱館の増築が1億2,000万円、それから伊集院中学校の校舎改築、こちらが約4億5,000万円、それから妙円寺地域の交流センターの新築、こちらが1億7,700万円、それから、消防車、これは東市来地域の中央分団でございますが、こちらが2,400万円、こういった新規事業も計上をさせていただいているところでございます。

それから、市債の件でございます。こちらもその利率自体はそのときどきで変動いたしまして、その予測は非常に難しいと考えているわけです。しかし、利率が高いから借入れをしないというわけにもいかないと思っております。利子と言いますのは元金につくものですので、まずはこの元金を減らすことが起債残高を減らすことにつながると思っております。

そういったことで、償還額より少ない額の借入れに努めてまいりたいと考えているわけですが、その際は交付税措置のある有利な起債の借入れに努めたり、あわせて利率の高いものについては、なるだけ繰り上げ償還

等も考えていきたいところ考えているところ
でございます。

○23番（畠中寛弘君）

大体わかりました。総論的ちゅうより具体的にお話をいただいたので、大分この委員会
審査の際の参考にさせていただきたいと思
います。

1点抜けた感じでしたね。償還金の長期ス
パン計画ちゅうか、その辺は示すことはでき
ないんでしょうかね。審査の事前にそういう
のがあれば、それをまた参考にしながらいろ
いろ審査もしやすいと思いますので、さきの
質疑の中にそれを入れたんですが、いかな
なものでしょうか。

○財政管財課長（福田秀一君）

元金につきましては、一応借り入れ統計額
を入れて積算は——試算はできるわけですけ
れども、利率も今の利率で入れればできない
ことはないと思いますけれども、それがそう
いう妥当性があるのかどうかですね。利率等
について今後も変動を予測されますので、そ
ういった程度をつくとすれば、予測用しか
できないのかなと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、今総括質疑がございましたので、今
度は当初予算の説明資料に基づきまして、私
の所属します教育文化常任委員会以外の案件
につきまして、順次10ページほど説明資料
をもとに質疑をさせていただきますので、各
担当課長はできるだけ具体的にわかりやすく、
場合によっては簡潔に答えてください。

まず、第1ページ目、予算説明資料の
49ページでございます。財政管理費、入札
等監視委員会謝金とありますけれども、この
入札等監視委員会のメンバー、だれで、いつ、
どんなときに具体的にどんなことをやってい
くのか、明確に説明願います。

それから、その下の委託料、バランスシ
ート、コストと書いていますけれども、行政コ
スト計算書作成書作成システム委託料、この
件につきましてはどこに委託していつの分
から作成できるようになるのか、具体的にわ
かりやすく説明願います。

それと、その下の電子入札システム開発費
負担金と、県と共同開発とありますけれども、
電子入札システムとはどんなシステムでいつ
から利用できるようになるのか、また、県内
のどのような自治体が共同開発するのか、具
体的にわかりやすく説明願います。

それから、2ページ目、52ページでござ
います。2番目、52ページ、財産管理費と
あります。委託料、市有地不動産鑑定業務
云々、市有地維持補修重機借上云々とありま
すけれども、本市の市有地としてはどこにど
の程度の広さがあり、現在どのようになって
いるのか、大きなところだけでも具体的にわ
かりやすく説明してください。

3番目、59ページでございます。
59ページの企画費、委託料、指定管理者審
査委託料でございます。この指定管理者審
査委託とはどこにいつどんな内容を審査して
もらい、その結果をどのように活用していく
のか、具体的にわかりやすく明確に説明願
います。

それから、その下、負担金補助及び交付金
負担金、南のふるさとづくり協議会負担金、
その下にも南のふるさとづくりとありますけ
れども、この南のふるさとづくりのメンバ
ーはだれで、その活動の内容、具体的にわか
りやすく説明願います。

それから、4ページ目、4番目、88ペ
ージ、役務費の在宅介護支援センター運営事
業費とあります。これは先ほどの委員会の中
でも一部質疑として出ておったようですけれ
ども、ここで改めて質疑いたします。

在宅介護支援センターは、いつから、どこ

に、どんな内容で運営されていくのか、その目的、内容等をできるだけ具体的にわかりやすく明確に説明願います。

それから、5ページ目、5番目、91ページの老人福祉費、生活支援ハウス運営事業費とありますけれども、生活支援ハウスの内容、具体的にわかりやすく説明を願います。

それから、扶助費の単独事業で高齢者タクシー運賃助成事業とあります。この高齢者タクシー運賃助成事業とは、何歳以上のどんな高齢者をどう助成するのかなど、その内容を具体的にわかりやすく説明願います。

それから、107ページの生活保護総務費、扶助費6億1,173万6,000円、その中で生活保護総務管理費、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業、出産、葬祭、保護、扶助、医療扶助とありますけれども、このそれぞれの医療扶助の対象人数など内容をそれぞれわかりやすく簡潔に説明願います。

それから、7ページ目、7番目、115ページ、環境衛生費とあります。環境衛生費の投資的経費、浄化槽設置整備事業費、浄化槽設置補助、5人槽、7人槽、10人槽、単独転換上乘せ、それぞれありますけれども、それぞれ地域ごとに何槽ずつなのか、説明願います。

それから、8ページ目、8番目、123ページ、国民健康保険財政対策費拠出金5億1,402万円、それぞれの事業費を5項目ほど掲げてありますけれども、これはそれぞれの内容をわかりやすく簡潔に説明してください。

それから、9番目、9ページ目、129ページ、労働諸費、シルバー人材センターのことが書いてございます。シルバー人材センター事業費、この補助、このシルバー人材センターについて、現在、人数や活動内容、実績等について具体的にわかりやすく明確に説明願います。

10ページ目、最後です。166ページ、水産業振興費、物産館増築整備事業、東市来工事——東市来建築工事、これは蓬莱館のこととございますけれども、江口蓬莱館の増築について、その内容を具体的にわかりやすく簡潔に説明願います。

以上、答弁を求めます。

○財政管財課長（福田秀一君）

まず、入札等監視委員会の件でございますが、メンバーは大学の教授の方が2名、それと公認会計士の先生が1名、弁護士の先生が1名、それと民間の方が1名、計5名でございます。入札の結果を報告をして、それに対するご意見等をいただいております。それと、今いろいろな入札制度改革に取り組んでおりますけれども、そういったのを一応提案してそれに対するご意見もいただいているところでございます。

それから、バランスシート、コスト計算書作成システム委託の件でございますが、これは、昭和44年度からの旧4町の分をそのデータをすべて集計して分析していくという作業でございます。業者の選定はこれからでございます。

それから、電子入札の件でございますが、このシステムとしましては、今、入札はこの入札会場に出向いて入札書を投函していただいているわけですが、出向かずに、自分の事務所なり、そこらからいわゆるパソコンを通して入札ができるというものでございます。

これ県下全域に県が呼びかけてやっているわけですが、その中でもまだ二、三の団体が入っていらっしゃらないということを知っておりますけど、大部分の市町村がこれに入っているということでございます。運用については、平成20年度から運用できるのではないかと今の見通しでございます。

それから、市有地の件でございますが、ど

ここにどれくらいあるのかということでございますけれども、今ここに具体的な台帳を持っておりませんが、例えば、本庁で申し上げますと、区画整理区域内、ここに市有地がございます。それから、団地の中に、朝日ヶ丘団地、それとパームタウンといえますか、あそこに宅地を2画、それと育英館のあの山手の方にもございます。それと東市来地域につきましてもありますし、今ここでどの場所にとというのはなかなか具体的に申し上げられませんが、それぞれ支所でございます。こういったいわゆる遊休地について、当面、利用を見込めないものにつきましては、財源確保の面から処分をしていきたいということで、順次鑑定に出しているところでございます。

18年度につきましても伊集院地域を2筆で、鑑定に出して、1宅はもう処分をしたところでございます。

以上でございます。

○企画課長（富迫克彦君）

説明資料の59ページの南のふるさとづくり推進協議会の関係を先にご説明をさせていただきます。

負担金につきましては、県が中心になって、県下の全市町村も加盟する南のふるさと推進協議会ということで組織をされておまして、これは平成7年ごろに設立された団体ということでございます。それと、自治体と民間のそれぞれNPOの方とか、地域づくりにかかわっていらっしゃる方、そういう方々も加盟されております。

それから、補助金及び交付金の中の南のふるさとづくり団体補助金ということで、こちらにつきましては、日置市内で吹上地域に吹上ハリケーン・クラブという組織がございます。こちらの団体が南のふるさとづくりの方に加盟されておまして、構成としましては、唐芋交流の実行委員会でありましたり、商工会の青年部、生活研究グループ等14の団体

が参加されてハリケーン・クラブという組織を立ち上げられております。その組織で、地域づくり、まちづくりに関する講演会の開催とか、いろいろとイベントも開催されておまして、そちらに対する補助を予定しているところでございます。

以上でございます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

指定管理者審査委託料でございます。これにつきましては、公認会計士さんの方をお願いをしようということで、財務諸表等を申請者の方に出していただきますので、その内容につきまして見てもらいたいということで、例えば、申請施設への適合性とか、収支計画書に関する部分、それから財務分析、財務諸表からの問題点、それらとそれから総合的な評価、例えば1施設について3社からあった場合のその3社の評価ですね、それぞれ比べた場合の評価、そういうものをしていただいで、指定管理者としての経営が可能かということを見ていただきたいということでございます。（「件数はどんな」と呼ぶ者あり）件数、どんなところと言いますと、指定管理者をまだ今検討中ではございまして、今後進めていまして、4月から施設を絞りまして、それから9月、12月の中で議会の方にまた一応改正案なり指定議案なりかけていきます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

88ページの在宅介護支援センター運営事業費のことでございます。ことしの4月1日から介護支援センターの設置がされるわけでございますけれども、従来、日吉地域で行われておりました在介の業務でございますが、今後は相談業務等がまだありますので、そういった分については今のところ残していくという考え方を持っております。

また、今後、4月から包括の方に移ってはいきますけれども、一部まだ半年ぐらいは、従来の業務の一部は残ってくるというふうな

ことで、その経費等をここに計上してあるということでございます。

○福祉課長（豊辻重弘君）

91ページの生活支援ハウス運営事業費の関係でございます。これにつきましては、伊集院町にあります生活支援ハウス「やはずの里」の方に11床のベッドがありまして、そちらに入所されております方に対する運営費の補助ということでございます。

それと、同ページの高齢者タクシーの関係でございます。70歳以上の者を対象としまして、12回以内で、年ですね、年12回以内で補助をしております。補助金等につきましては、距離等によっておのおの異なるようでございます。

次に、107ページです。扶助費の関係で、生活保護総務管理費の扶助の関係ですね。まず、これ平成18年度の保護費の支出見込みの数値でご説明させていただきたいと思うんですが、生活扶助で3,300名程度、住宅扶助で2,300名程度、教育扶助で400名、医療費扶助で2,900名、介護扶助で400名、生活扶助で70名程度を延べでございますね、延べでそのぐらいになるというふうに予想しております。

以上でございます。

○市民生活課長（桜井健一君）

浄化槽設置数につきまして、お答えいたします。

これは、大体の目安でございまして、東市来地域で5人槽45基、7人槽15基、10人槽2基、伊集院地域の方で5人槽50基、7人槽15基、10人槽4基、日吉地域の方で5人槽20基、7人槽10基、それから10人槽2基、吹上地域の方で5人槽30基、7人槽10基、10人槽2基と、全市で大体210基を一応目安として今年度計上してございます。

それから、上乘せ分につきましても、全市

で一応30基ということで今回予算計上してございます。

以上でございます。

○健康保険課長（脇 忠男君）

ページの123ページの国民健康保険財政対策費ということで、繰出金5億1,402万円でございます。国民健康保険基盤安定化等事業費、これは税金の低所得者に対して2割・5割・7割分が少なく入るわけですがけれども、その分の補充ということで、県より4分の3、市が4分の1分でございます。この額については、もう18年度等の実績額でございます。

それから、その下の国民健康保険財政安定化事業費ということで1億1,275万7,000円ですけれども、国保財政の安定化をということで国より交付税という形で入ってくる額でございます。

そして、その下の方が国民健康保険基準超過費用額負担事業費ということですがけれども、これについては、今、高医療費市町村の指定を受けておりますけれども、1.14が指定を受けるわけですがけれども、1.17を超える医療費に算定をした分でございます。その分が3,863万3,000円、これを一般会計の方から繰り入れるというものでございます。

それから、国民健康保険助産費給付事業費ですけれども、これについては、68人の子供さんの生まれる1件35万円の分ですがけれども、これを国・県の3分の2補助ということで1,586万7,000円でございます。

それから、高齢者システム事業費ですがけれども、20年の4月から広域連合ができますけれども、国民健康保険の老人もいるわけですがけれども、国民健康保険の老人の75歳以上が外れる、それから65歳から75歳未満の年金等から税金を落とすというそのような電算にかかわる1,490万円、これはほか

に300万円の国庫収入がありまして、歳出の方で1,790万円の電算の委託料、電算の方でございます。

以上です。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

それでは、資料の129ページの労働諸費でございます。19の負担金補助及び交付金ということで今、質問があった分でございます。シルバー人材センターの補助金につきましての内容でございますけれども、これにつきましては、60歳以上の高齢者の就業機会の拡大を図るということで日置シルバー人材センターができております。

実績についてでございますけれども、19年の1月末現在で申しますと、会員数が214名でございます。これを地域別に言いますと、伊集院で157、東市来で17、日吉で32、吹上で8名、合わせまして214名の会員が届けをしております。

受注件数でございます。これも同じく19年の1月現在の実績で言いますと、公共事業を受けた分が279件、契約金額で3,705万6,000円、民間事業で受注件数が2,100件、金額で4,943万7,000円、合わせまして2,379件の8,649万4,000円でございます。

以上でございます。

○農林水産課長（熊野一秋君）

166ページの物産館増築整備事業の件ですけれども、これにつきましては、平成14年度に整理をされた江口蓬莱館でございます。この江口蓬莱館につきましては、魚介類、それから農産物、レストラン、これを主体として施設であるわけですけれども、当初の計画からいたしまして、平成17年度の実績を比較したときに、販売所で147%、それからレストランで300%の比率になっておりまして、かなりの来客数となっております。

そういった観点から販売所が非常に狭いというふうな部分、それからまた、レストランにつきましても待ち時間が長くて、食べた後がゆっくりくつろげないという問題もありますし、また一方、駐車場の関係につきましても、時期によっては海水浴とのダブリもありまして、非常に駐車場の台数も少ないというふうなことから、今回増築整備するというふうなことであります。

整備をする内容につきましては、販売所、これが175.5平米、それからレストランが135平方メートル、そして風除室10.5平方メートルということで、321平方メートルの増築といった計画でございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。

○22番（重水富夫君）

1件だけお尋ねいたします。

以前、一般質問でしたことがございますが、市内の各種団体への補助金の件でございます。

市長の答弁で約250団体、運営費補助が5億円、事業費補助が5億円、合計10億円程度であると言われました。17年度、18年度は、以前とほぼ同額とも言われました。財政が厳しい中、アクションプランでもありますように、年間10億円程度の予算減が余儀なくされております。その影響が大きくあったと思いますが、19年度予算の内容を精査される中、担当課より上がってきた要求金額が調整されてどのようになったのか、先ほど市長の答弁で5%の削減の説明がなされましたが、これが一律なのか、打ち切りもあったのか、私が以前申し上げた市が合併したことにより、その団体なども合併をせざるを得ず、そのための必要な予算、増額があったのか、これは公共性の大きな団体等であり

ますが、これから各委員会で深く審議がなされますので、詳しくはいりませんが、基本的な市長の考えを伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

アクションプランの中でもそれぞれお示ししてありますとおり、年間5%、2,500万程度削減していかなきゃならない。また、年次的にこのことをして急激な削減ということにおきましては、大変各種団体も影響が出てくるということをごさいますして、とりあえず19年度におきましては5%、またその20年度にまた5%、そういう状況の中で進めさせていただきたいというふうに考えて、それぞれ各多くの団体がございまして、大方そのような線の中でカットていきますか、原価からも10%も削減した形の中で来ているところもございまして、また5%のままだったり、またそのままきた、それぞれでございました。

そういう中におきまして、基本的にことし5%できないところは来年10%するんだとそういう意識の中で今回の査定をさせていただきました。おのおのについては、またそれぞれの委員会の中で詳しくお聞きすればよろしいのかなというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

ただいまの答弁で5%もあったが、10%もあったと言われましたので、これは一律ではなかったということで理解いたしますけれども、もうこの団体については、打ち切りというのがなかったのか、そしてまた、私が一番質問でしたいのは、合併によって特別な出費がある団体がたくさんございまして、そういうものについて上乘せがあったのかということを知りたいわけでありまして。

○市長（宮路高光君）

基本的には、上乘せというのはありませんでした。その中に、言いましたように、それぞれの中で、ことしカットできないところに

つきましては、その翌年度、来年度については10%になっていくんだと、そういう考え方の中で各種団体にもそれぞれ説明をさせていただいているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

6点ほど質問いたします。簡潔に申し上げます。

172ページ、観光費、私は17年度の決算のときに反対討論をしたのが、とにかくむだのないようにと、削れるものは削ってというような方向でいった中で、ここが吹上町の観光協会費が405万円と1,209万円というのを見まして、あらまたさつま湖の花火大会に450万円も出すのかなとこう考えたわけです。だけど、さっき答弁で、委員長報告でさつま湖の花火大会のことはまだ決まっていなかったというようなことを聞いたんですが、この1,209万円と405万円の説明を願います。

その前に、むだを省け省けと言ったら、市長交際費が200万円が100万円に減っていますね。そして、議長交際費が100万円が20万円に減っています。これは本当にあ言ったかいがあったと。それから公用車2台もむだじゃないかと言ったら1台を売りに出ていますね。だから、本当に削ろう削ろうとしている気持ちはよくわかるわけです。

次、185ページ、土地区画整理、今猪鹿倉の公民館の昔あったところ、本当に大きく変わりつつあるわけですが、朝日ヶ丘の方に向かって橋が架かろうとして、朝日ヶ丘の人が、先生また第1朝日ヶ丘横断道路ができるんじゃないかというような心配をする住民がおります。それで、私は議員になって、たしかあれは平成10年だったと思うんですよ、凍結されたんですね。第1横通り17億円というのが。高速のあの出口へつなぐんですね。

そして、それが復活するんじゃないかと不安を持っている人がいますので、そこ辺を答弁願います。

次が187ページ、街路事業費というのが1億円ぐらい組まれているんですが、長松川のどうこうと書いてありますので、私たちもいつも長松川の河川愛護で難儀していますが、ここを説明願います。

次、189ページ、特殊地下壕240万円と150万円二つありますが、伊集院の中学校の上の愛宕地下壕、八久保地下壕どっちか忘れましたが、ここは入っていないのか。

次、190ページの住宅の問題ですが、市営住宅も相当な戸数になったと思いますが、トータルと、それから家賃の滞納者、給食の滞納者はよく何回も聞きますけど、家賃滞納者というのはどうなっているのか、そして何カ月したら、私はもう追い出されそうだからというのを聞くんですよ、ときどきね。何カ月したら追い出しの基本なのか。こんなのがあつたら大変なんですけれども、いや先生金を貸しゃいてくるのが家賃の納めちよらんとこんなのが来るんですよ。だからやはりここは確かめておきたい。

6番目最後、私は税金で飲み食いをするというのは、これは日本共産党の選挙に出る時のあれなんです、税金での飲み食いはなるだけしないと。それで、食糧費を伊集院町のころは500万円あつたのが260何万円に減った経験を私は持っております。運動会の弁当も役場職員も自分持ちになっているんなのがそうになっているんですが、平成19年度の食糧費のトータルちゅうのはどれぐらい、何百万円なんでしょう。

以上です。

○市長（宮路高光君）

2点ほど、その朝日ヶ丘に関係します道路の問題でございますけれども、今お話にございましたとおり、平成12年ごろございま

たこの道路、凍結のままでございます。今の中におきましては、このところだけの道路ということでご理解していただきたいと思っています。

○財政管財課長（福田秀一君）

食糧費でございますが、19年度が321万7,000円の計上でございます。18年度に比べまして13万6,000円の減額となっております。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

それでは、先ほどの172ページの関係でございます。観光費の関係で、まずイベント補助事業の関係で1,200万円ということでございますが、これにつきましては、先ほど市長の方も申し上げましたとおり、補助金のカットを行ってきたところで、地域の活性化をいたすためにイベント補助ということで組んでございます。

商工観光課の中で30件ほどの補助事業が市の単独補助としてございます。今回補助金を見直したということで、460万円程度が前年度と比べて減額になっているようでございます。

それと、吹上の観光協会の補助金405万円、花火を絡めての質問でございますけれども、さつま湖の花火大会、大体これにつきましては、市の方から花火の経費といたしまして330万円が計上されております。今の吹上の観光協会の補助金405万円の中に330万円の市からの花火に関する補助金を積算してございます。この花火につきましては市からの330万円、それと企業のご了解をもらいまして協賛金ということで423万5,000円をもらっております。

以上でございます。

○都市計画課長（外園信夫君）

187ページでございます。文化通り線長松川左岸護岸工事ということで、これは今、ただ今文化通り線の築造区画整理の区域内と、

あと区域を外れましてあの長松川を渡りまして、朝日ヶ丘の信号のある交差点に出るところに今まちづくり交付金事業で整備しておりますが、これの18年度に左岸側の今、橋台を明許繰り越し事業で今実施しております。これの前後の護岸につまましてこれを19年度お願いするというこの予算でございます。

それから、189ページでございます。特殊地下壕対策事業費、需用費で150万円、工事請負費で2,400万円、これは日吉地域の内門地区の18年度に調査をしました分でございますが、これの埋め戻しを実施すると。これは国の補助事業でございます。補助率が2分の1でございます。これは特殊地下壕対策事業費につまましては、平成19年度までのあの時限でありましたものが、あと4年間延長いたしまして平成23年度まで特殊地下壕につまましては、延びております。

以上です。

○土木建設課長（樹 治美君）

公営住宅の件についてのお尋ねですが、公営住宅につまましては、全部で967戸の管理ということになっております。それで滞納の戸数につままして、これにつまましては、地域別にいきますと伊集院で16戸、東市来で7戸、日吉地域で16戸、吹上地域で8戸と、市内全域で47戸となっております。そういうことで、滞納の合計額につまましては、1,186万6,000円ほどになっております。長い方で58月ちゅう方がおられます。年数はそれはかなりの年数になろうかなということでございますが。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

わかるどころもあれば、ちょっと吹上の450万円はわかりましたけれども、1,200幾ら……（発言する者あり）どんなイベントなのか。合計。405は別。（発言する者あり）はい、わかりました。

そしたら、今、外園さんがおっしゃった長松川のあすこは、松山自動車のあすこら辺なんですね、下の橋の。左岸の何とかかんとかとおっしゃる1億円かかるそこ。場所は。

（発言する者あり）そうですか。全然長松川の左岸としてぴんと来なかったんですか。

○議長（宇田 栄君）

もう一回、なら。

○都市計画課長（外園信夫君）

文化通り線、ちょうど市役所の裏を通っております。広いあの16メートル道路でございますが、これが真直ぐ朝日ヶ丘に出るところ、前、高山さんという方が一段低いところに住宅をつくっていらっしゃったあすこのところに出てきます。

○18番（坂口ルリ子さん）

わかりました。

○都市計画課長（外園信夫君）

あすこに橋台ができますので、橋台の前と後ろ、上流側と下流側、その左岸側を実施するということでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

朝日ヶ丘ストアのちょっとこちら側ですね。

○都市計画課長（外園信夫君）

そうですね、かなりまだずっと交差点側になります。

○18番（坂口ルリ子さん）

わかりました。それからもう一つ念を押しておきます。市長が答えました朝日ヶ丘の横断道路は、一応10年間と受けてあったけれども、住民が聞いたら心配ないと市長が答えたとよと言いますので。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時25分といたします。

午後2時15分休憩

午後2時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

基本的なことについて、幾つかお尋ねをいたします。

まず、233億という今回当初の額でございますが、平成17年度をもとにして18、19、20、21、22までですかね、5年間でということで大体50億円の削減をというようなふうで予定をされておりますが、その2年目ということではありますが、この233億という額全体について、市長の感想と、それからこの50億の削減目標に対しては、今のここ辺で見通しとして可能なのかどうかということをお伺いをいたします。

それから、税源移譲により、市税がこの18年度の3月補正の実績から大体4億5,000万円ふえて計上をされております。住民税で3億7,000円、固定資産税が5,600万円ほどであります。税率が10%になりまして、市民の方々にも各種特典の廃止などもありまして、重税感というのがあります。そういった中で、医療費控除というのもございますが、10万円を超えると医療費控除のその額が対象になりますけれども、所得金額が200万円をくだった場合には、その所得金額の5%を超える額が対象になるというような決まりもございます。これは例えば所得金額が100万円であると5%であれば5万円、5万円を超えた分が医療費控除ということになります。

また、障害者控除というのがございますが、障害者の判定などでは介護度がその階級によっては生活の自立度、いわゆる寝たきり度、あるいは痴呆の認知度、認知症のその度合いなどが勘案をされて、もし障害者として認定をされれば26万円の控除がありますし、さらに重い部分であれば特別障害者として

40万円の控除が受けられるはずであります。30万円ですか、市民にこの今回の市税を計上するに当たって、これまで住民税の申告指導やらがなされてきたはずであります。いわゆるこれらの制度上の特典というか、当然の権利であります。ここら辺が十分に説明をされたんだろうかという気がいたします。固定資産税の還付をしたという実績もございますので、しっかりと方法ができてこれだけの平成19年度の住民税の予算額になったのかということをお伺いをいたします。

次に、市債の借り入れであります。31億5,000万円と低く抑えた内容であります。しかし、この市債全体を見ると、いわゆる財産取得、例えば建物をつくるか、道路、橋をつくるかといったような場合の借金はまだいいといたしましても、運営資金である、いわゆる企業の運転資金であると言われるような感じの臨時財政対策債というのが、かなりふえてきております。このことは、日置市が身の丈にあった財政の運営ができてこなかった。そんな気がするんですが、いかがでしょうか。

19年度、来年度の3月末の臨時財政対策債の類型額は54億円になります。そして、これから始まる団塊世代の職員の方々の退職に対して、退職手当の支払いも出てまいりますので、それらの資金計画は大丈夫なのかということをお伺いをいたします。

もう一つ、投資的経費と一般行政経費などの削減については、予算の随所に見られるようではありますが、しかし、義務的経費の歳出についてであります。その中で最も大きいのが人件費であります。人件費の削減などについては、もちろん職員組合や、あるいは同じ国内での動き、いろんなことが絡まってくると思っておりますけれども、予算に対してやっぱり削減の努力を続けなければならないと思っております。

今、格差の問題が騒がれておりますが、実は、官民格差と言われるようなものもあるんじゃないかという気がいたします。私は、昨年も質問をいたしました職員の共済費の追加費用の問題について、お尋ねいたします。

恩給制度から移行して長年続いている官公であります。今年度のその追加費用の額は幾らでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。

また、職域加算、そういったものやいろいろあると、厳しい民間の方々との整合性、民間の現状を思えばこのままでいいのかという気がいたします。せめて日置市だけでもこの追加費用については、本市は厳しいからこれは納めることができない、何とかお願いできないかというような交渉をすべきだと思いますが、そこら辺の経費についてはいかがだったでしょうか。

次に、市民満足度調査でも改善要求度の1番でございました。職員の意識改革と資質の向上を図る、そのために平成19年度に職員の研修などに努めるというふうにあります。特にやっぱり職員の意識改革という意味では、どのようなことに具体的な研修をされるのか、お尋ねをいたします。

最後であります。教育の問題であります。

子供の本分はやっぱり勉強でございます。それぞれの子供たちの学問のレベルが高ければ、将来にそれぞれつぶしがきくのであります。我が市は小規模校の多く、それなりの小規模校としての良さもありますけれども、競争力をつけて将来厳しい社会に対応できるそんな子供をつくることも重要であります。

今回、平成19年度の学習支援指導、アシスタント派遣事業という実施もございまして、これらを含めて、日置市の児童・生徒全体の学力向上策として、平成19年度に特に取り組む内容、いわゆる子供たちの学力の底上げということについては、教育委員会

としては取り組む内容は組まれておりませんでしょうか。それらについてご説明をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘の今回の当初予算233億円をどう思うかということでございます。基本的に、今回の19年度、合併いたしまして3年目ということになるのかなというふうに思っております。17年度はそれぞれの各地域におきますそれぞれの持ち寄り予算ということで250億円台の予算でございまして、18年度が241億円程度、今回が233億円ということで、年次的に約七、八億円ずつは削減してきているというふうに思っております。

今後の見通しでございましてけれども、特に義務的な経費を削減しながら、事業費のそれぞれの継続を含め、また、新規を含め、ある程度の事業費の見直しというのをやっていかなければならないというふうに思っております。

5年間の中におきまして、私ども日置市のそれぞれ身の丈といいますか、人口規模、面積、そういうもの勘案し、また類似団体との比較もしていかなければならないというふうに考えているところでございまして、特に合併した市町村を含めた中におきまして、どのようなスタイルの中で今後各類似団体も推移するのか、そういうものもきちっと見極めをしながら、何しろ今後におきます財政需要というのは大変まだ厳しい状況が続くというのは認識しております。そのようなことを含めながら、やはり一般財源の本当に基金を含めたこの活用といいますか、このことを大事にしながら、今後とも第2以降の予算編成に含めましても削減を含めた方向の中で、予算編成をやっていきたいというふうに考えております。

○税務課長（瀬川利英君）

税制改正に伴いまして、ほとんどの方が平成

19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税がふえることとなります。このことは、税源移譲に伴うもので、所得税と住民税の合計額は基本的には変わらないものなんですけれども、今議員が言いましたように、定率減税というものが廃止されることによりまして、納税者の皆様方はやはり増税感はお持ちであることは承知いたしております。

ご質問の医療費控除につきましては、税務署の全戸配付チラシ等によりましてお知らせをしております、また確定申告や住民税申告の際に医療費控除の対象になるかどうかというふうなものを確認しながら、申告はとらさせていただきます。

また、障害者手帳等の交付を受けていない人で、福祉事務所長の発行する障害者控除対象者認定書に基づき、障害者控除、あるいは特別障害者控除を受けた人は、平成18年度で30名となっております。なお、これらの対象からの申告に基づきまして、平成18年度分の住民税として総額で7万6,800円は既にもう還付いたしております。

なお、平成19年度の申告に当たりまして、全戸配付の広報誌やお知らせ版などを通じて、この障害者控除対象者の認定書をお持ちの方は、申告の際にお示しいただき、交付されるように周知を図っているところでございます。

以上です。

○財政管財課長（福田秀一君）

臨時財政対策債の件でございますが、これにつきましては、平成13年度から地方一般財源の不足に対処するために発行されているものでございまして、普通交付税の振りかえ措置的なものでございます。元利償還金のすべては後年度交付税の基準財政需要額に100%算入されるということで、財源的には保障されているというものでございます。

この発行額の算定でございますけれども、これは人口が基礎となります。人口も生の人

口じゃございませんで、補正をされてその補正された人口に単位費用を掛けて算出されるものでございまして、18年度は7億4,600万円ということでございますが、13年度から18年度までの発行額が大体58億円程度でございます。

以上でございます。

○総務課長（池上吉治君）

まず、団塊世代の職員に対する退職手当の資金計画は大丈夫かということでございますが、現在、17年度から始まっております早期退職の制度、これによります退職者分につきましては、負担分が出てまいります、定年退職者に対する退職者負担金というのは、特に資金的には必要ないわけでございます。

それから、人件費の削減について申し上げますと、まず、各現在の予算に乗せております各会計の給与費明細書では、それぞれ各都市の特殊要件等が含まっておりますので、単純な比較は難しいわけでございますので、簡単にわかりやすく説明申し上げますと、先ほど市長も申し上げましたように、退職者に対して補充を少なくして行って、集中改革プランにあります目標を達成していきたいという方向でございます。

ちなみに、18年度におきましては、退職者が定年退職、早期退職、一般退職、現時点での見込み数が22名に達しております。それに対しまして19年度の新規採用予定を6名と予定をしております。したがって、当然その差であります16名は、職員を減らしていくんだという方向であります。

人件費を簡単に申し上げますと、その22名のいわゆる給料手当等の総額から、新規採用の6名分を差し引きましても約1億1,000万円の削減ができるの見込んでおります。そのほかに、先般提案をして可決していただきました特別職の給料、それから管理職手当の削減等で約540万の削減を見込

んでいるところでございます。

続きまして、共済年金の追加費用の関係でございまして、ご承知のとおり、国家公務員が昭和34年、地方公務員が昭和37年に恩給の制度から共済年金の制度へ切りかわったわけではありますが、その恩給期間中の給付財源としてそれぞれの地方公共団体が負担しているものが、いわゆる追加費用でございまして。

19年度の予算措置の中で、共済負担金が6億3,000万円余りでございますけれども、その中で恩給負担金、これは恩給期間中にも退職をした方の分ではありますが、それが負担金として223万円、それから恩給期間中から退職が新制度で退職をされた方の分のいわゆる恩給期間分の負担、その分が1億2,563万円というのが19年度予算に盛り込まれているわけでありまして。この件につきましては国の制度でございまして、日置市だけがその負担金を払わないというのは難しいのではないかとこのように考えております。

次に、職員研修の件でございまして、19年度も職員研修計画を策定をいたしまして、前年度以上に成果を上げるように努力をしてみたいと考えているところであります。つい先日も、先ほどありました満足度調査の結果を踏まえまして、職員の接遇研修を実施をしたところでございます。

それから、年間の中では、本市が取り組んでおります選択性の研修、いわゆるチャレンジ研修と呼んでおりますが、本年度は32科目の中から職員が手を上げてこれを研修をしたいというのを自発的に出してもらって、それに研修を組みたいと考えております。もう既に19年度を受講申し込みをとったところ85名の申し込みがございました。これは昨年からすると非常に伸びておりまして、職員の意欲のあらわれではないかと考えております。このほかにもいろいろ適時に県の研

修、あるいは人事交流の研修、そしてまた自主研修等を加えながら、市民の満足度に少しでも近づける努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○教育長（田代宗夫君）

学校の学力向上についてどう考えているかということですが、基本的には来年度は、先だって申し上げましたけれども、日置市におきましては、風格ある教育ということで三本柱を持っておりますが、1つは規律がある子供を育てるといいますと、あいさつとか礼儀とか、基本的な学習や生活の習慣、2つ目が文武両道、学問と、それから体力の面、3つ目が地域の歴史とか、教育文化、そういうものを大事にした教育と。この3番目は社会教育の方でもたくさん取り入れておりますが、この1番目は、規律につきましては予算はつけておりませんが、徹底して19年度大事にしていきたいと、いじめ等の問題から考えております。

2つ目の文武両道の方では、文、基礎学力についてはこれまで取り組んでまいりましたので、それを継続しながら、もっと効率的な学力が身に着くような方法を検討していきたいと思っております。

学力と非常に関係があるのが、やはり子供たちの生活習慣であり、子供たちの体力だろうと思っております。したがって、本年度、19年度から各学校に体力づくりの指定をいたしまして、来年度から小学校2校、中学校1校を毎年3校ずつ2年間指定をして、10年間ですべての学校が体力づくりの研究指定を終わるという計画で新しく取り組みを始めております。

それから、次には、夢づくり事業というのが今年度入っておりますけれども、各学校の特色ある活動を、どういう活動をやりたいかということで計画を出させまして、そのなか

ら優れた特色ある活動と認めるものを2校選んでこちらの方から補助金を流してその活動をしてもらうというものが一つあります。

2つ目は、先ほどご指摘がありましたアシスタント事業ですが、これは複式学級を持つ市内の学校に、鹿児島大学の学生で教育実習を終わった3年生ないし4年生の学生を学校の推薦されたものを呼んで、複式学級の担任のアシスタントをしてもらおうという事業でありまして、今、1月から試行として週1回ずつ入ってもらっておりますが、4月からは週に3回ずつ入ってもらう計画で今予算を計上しております。担任とその大学生のアシスタントが一緒になって、子供たちの直接指導、間接指導を面倒見ていくという形でやっております。

それから、もう一つは、直接的ではないんですが、私はやっぱり子供たちの学力とか体力とかいろんな問題というのは、やっぱり幼児教育の時代につくられると坂口さんもおっしゃっています。「幼稚園ではもう遅い」という本も書いてありますが、ただがむしゃらに勉強をさせることではないんですが、幼児教育の時代の生活のしつけとか、物の考え方が行動がそれからの後にずっと影響するというところでございますので、特にこの幼児の子育てについては大事にしていきたいと思っています。

昨年まで、東市来で文部省の調査研究指定を2年間受けました。幼児教育支援センター事業をやりましたが、来年度からこの事業を日置市全体に広げて、日置市全体をエリアに入れた同じような取り組みをすることで、学校に上がった子供たちがいろんな面で、学力ももちろんですが、体力、生活そのものを立派に育てていくんじゃないかなと思っています。新しくそういう形で進めております。

細かい部分については、学校教育課長の方に答弁をさせていただきます。

○財政管財課長（福田秀一君）

退職手当の資金計画は大丈夫かということでございます。退職手当組合の積立金の残高が平成18年度末で約50億円あるそうでございます。これによりまして19年度までは大丈夫ということでございます。それ以降は、負担金の引き上げを考えているということでございます。

今この運営の厳しくなった理由ということでございますが、1つ目が、平成17年度から早期退職制度を導入したことによると。もともとこの資金計画は定年退職で計画していたものを17年度から早期退職制度を導入したことによって厳しくなったと。2つ目が、退職者補充が各市町で退職者の約50%にとどまっており負担金が減少しているということでございます。それから3つ目が、給与が上がらないということでございます。そういったことから厳しくなって20年度以降負担金の引き上げを考えているということでございます。

ちなみに、この各町の負担率でございますが、これは退職者数等に応じてまちまちであります。日置市の負担率は給与の1000分の170でございます。退職手当組合全体の負担率が1000分の130から1000分の300までありまして、もう高いところはこの1000分の300負担しているところもあるということございました。平均の負担率は1000分の200ということでございます。

それから、退職手当組合は一部事務組合になりますので、退職手当債の発行はできないということになります。ちなみに、県内では西之表市が発行しているというふうには聞いております。

以上でございます。

○学校教育課長（町岡光弘君）

済みません。先ほどの教育長の答弁に少し

だけ補足させていただきます。

大卒は、教育長先生が申し上げられましたので、次のような視点で19年度は特に学力については考えております。1つは、学力テスト等が新しいのも始まりますが、さまざまな諸検査、テスト等のさらなる充実、分析を図って体制づくりを整えていくということ。2つ目は、市の指定校等の指定をはじめとする研修体制の確立指導といったようなことが2点目です。3つ目は、直接指導に関することですが、わくわく作文塾とかのびゆく塾、理数大好き事業等の各種教室の中で、直接の指導を通して、子供たちの意欲を高める活動を進めてまいります。

その次に、学校訪問と、それから学力向上推進事業というのがございますが、そのようなことを通して、教師力の指導、研修の充実に努めていくというような方向で事業の方を充実させたいと考えております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

詳細にわたってご説明いただきました。大体19年度のお考えというか、基本的な部分をお伺いをしますが、あわせて最後というか、特にまず財政についてであります、17年度の決算で歳出額、歳入額の決算は、大体230億円でした。歳入は250ぐらいで繰り越しが出たわけですが、決算ベースで言っても、その歳出がやっぱり幾ら抑えられるかということが基本になるだろうと思います。ですから、そういう意味では、割と17年度も230億円の歳出でというのは、まあまあ成績じゃったんじゃないかという気がいたしますが、この18年度の現時点で、まあ補正が出ましたけれども、歳入歳出243億ですけれども、繰り越し予想額というのは幾らぐらいになりそうですか。管財課長の方でわかりますでしょうか。やっぱり予算に対して使い切るということではなくて、節

約をしていくということが一番重要な気がいたします。

今、義務的経費の削減やらということで、市長からもありましたけれども、県内の自治体が、決算数字をもとにして経常収支比率を出しますけれども、そのときに日置市の17年度の決算で見ると、96.6というのが経常収支比率であります。しかしながら、この中に自由に使える歳入を分母として自由に——自由というか出さなければならないものを分子としておりますが、その分母の中に先ほど言った臨時財政対策債とか、あるいは減税補てん債といったようないわゆる借金を歳入に入れるというような考え方がありますが、もちろん決まった計算式ではあります、やっぱりそこ辺は抜いて一応の試算をしておくべきだろうと思います。

それを抜くと、統計資料にもありましたけれども、経常収支比率は107と跳ね上がるわけですが、そういう意味では、市長がおっしゃったようにこの経常経費の削減というのが、本当に近々の課題だろうというふうに思いますので、これは要望いたします。

で、先ほど退職手当の話がありましたけれども、県の組合の基金も少なくなっているということですが、本市は、退職手当債などを今後厳しくなったときに発行しなければならないというような状態はないでしょうか。そのことを見込みとしてお伺いいたします。

そして、最後ですが、市税が歳入面でふえますけれども、直接課税であります。これまでの所得税として国が国税としてとって、交付税としてやるというんじゃなくて、直接課税をして直接集金をしなければならないわけですので、厳しい中では滞納率がやっぱりこう心配であります。その徴収の体制を強化するというか、非常に変な言い方ですが、しっかりと納めていただくような体制がどの

程度19年度にお考えなのかということをお伺いをしたいと思います。

○財政管財課長（福田秀一君）

決算剰余金の件でございますが、例年を見ても、予算額の大体四、五％程度出ておりますので、そういったことから考えますと、8億円から10億円ぐらいは出るんじゃないかというふうに思っております。

それから、退職手当債の件でございますが、本市は組合員に加入しておりますので、独自で発行ということはもうないわけでございます。

以上でございます。

○税務課長（瀬川利英君）

税源移譲に伴いまして、住民税の税率が引き上げられますので、市民税が増額になるということはもう当然ですけれども、もちろん一方では、新たな滞納額の発生が予想されます。このような現状を十分認識しながら、職員等一丸となりまして、さらなる効率的な徴収ができるように、また最近、地公法等の改正等もありまして、徴収事務の民間委託というそういうふうなもの可否というふうなものも研究しながら、徴収事務を進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

たびたびこの市債について質問がありますが、私の方もその今後の考え方について、市長の考えを伺いたいと思います。

本年度、借り入れと償還金等をしますと、1億2,000万円のその下回ったということでもありますけれども、これまでの400数億の市債残高の中からしますと、これまで私が伺ってきた中では、交付税措置がされたのが40数％、四十二、三％程度はあるということも聞いておりますけれども、各自治体の

適正な地方債のあり方ということをどの数字に置くかで変わるとは思いますけれども、単純に言いますと、この中から100億程度をこう解消するとすると、1億2,000万円では、その100年近くかかる、その年限がかかるというようなことを考えますと、近い将来40億ぐらいのこの償還金が出てくるわけですが、それをその償還金よりも今の程度の下回ったということでは、市債の残高、この解消というのは非常に難しいということで、やはりこの1億2,000万円が今年度はここ合併して、元金が返せるのは19年度が初めてでございますので、その資金計画ということはしっかりと見据えたことを、予算をめどを説明ができるようお願いをしたいと思います。

それから、予算の方でありますけれども、教育委員会費の中で、215ページの7節賃金、それから220ページの4節共済費の中で伺いますが、最近どのマスコミも臨時パート社員の正社員化をこう取り上げられている中で、自治体のその臨時パート、これを幾らどのようにしても雇用の条件の体系は違うわけですので、何といたしますか、社会保険料のこの地域格差、それから職場間による格差は、社会保険が適用されているパート、臨時の人、それから適用されていないパート、臨時の人、それぞれ勤務数によってもその対象が違ってくると思いますけれども、同じ日置市内において、同じような職種に勤めているながらも適用される適用されないという職場があるわけで、特に学校職員においては、小規模校においては職員の配置が少ない中で、管理職としてはやはりその職員の重要度というのは非常に大きいものもあるわけで、ここをやはり統一した考え方でその対応はできるものか、伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたこの今後におきます償

還ということで、先ほど申し上げましたとおり、今の借り入れの中でそのまま推移いたしますと、21年度が一番ピークになります。今後やはりこの借り入れ額というのをどう抑えていくのか、基本的にそれぞれのまちづくりの生活基盤整備ということでそれぞれの地域におきますご要望、またはいろんなご意見の中で何をどう地域に整備をしていくのか、そういうもろもろが大きく起因するというふうに考えております。

基本的には、やはり償還金額よりも借り入れ金額は少なくしていかなきゃならないというふうなのは基本でございます。その中におきまして、特に高い利子の分は早急にある程度繰り上げ償還ができるような対応をしていかなきゃならないというふうに思っておりますし、今話のとおり、この交付税算定をしているものにつきまして、繰り上げ償還してみてもやはりそれなりの大きなメリットはないというふうに思っておりますので、十分そこあたりを精査しながら今後借り入れの金額を含めて、償還をご指摘のとおり、今回1億円程度でございますけれども、10億円とか20億円程度、この償還金額が減って、残高が減れば一番よろしゅうございますけど、何しろまだ一般的な経費の中でこのことはしていかなきゃなりませんので、まだまだ義務的な経費を減らしていかなければ償還に回せる余力がないというのが実情でございます。

もう一点出ましたこの臨時員パートを含めた中におきます社会保険の問題でございますけど、ご指摘のとおり、今民間あちこちの中におきまして、大変今昔、人不足ということでございましたけど、いろんな事業の中におきまして、この雇用の問題が改善している部分か、いい人材を確保していくにはやはりこういう社会保険等をしていかなければいい人材が雇用されないというそういう風潮もございます。私どももやはりその人におきまして、

基本的にそれぞれ扶養に入っている方等におきましては、もう自主的に幾らかの金額の中でもうこれでいいんだという人もいらっしゃいますし、それぞれ実態を踏まえて社会保険を掛けている人、今おっしゃいましたように、一概に、一様に均一というのは若干難しいのかなど、それぞれ人によっても対応が違いますので、そこを十分配慮した中で今後進めていかなきゃならないし、基本的に職員数が減る中におきまして、当分の間臨時的な職員の対応というのが今後まだ必要であるのかなというふうに思っております。

こういうことも勘案しながら、今後十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

その個々に社会保険の問題ですけれども、個々に何と申しますか、面談してその必要度をお聞きしながらその適用を決めておられるんですか。学校の校長先生にお伺いしますと、二、三日ぐらい務めの日数をふやしていただく、学校の行事等々、特に私の土橋のこともあるわけですが、その行事等を踏まえるとなかなかその難しい面があると。だから、何か社会保険の関係でこういう日数制限があるんでしょうかねという相談もあるもんですから、そして、お聞きしましたところ、ほかの地域においても社会保険が適用される職員、それから社会保険が適用されない職員で、臨時パートの方ですね、あるということですので、優柔不断にといいますか、その個々においてということでは、やはり働く側においても非常に誤差が出てくるということでもありますので、市長の考えが適正なのか、改めてその採用されている職員のパートの方々とも確認も改めてしていただけたらいいし、また、学校等も、管理職等も校長とも話をさせていただいて、そういう誤差が必要があるのか、あるいは平等であった方がいいのか、そこらあ

たりは検討をしていただきたいと思います。
終わります。

○教育次長（満尾利親君）

この臨時職員の取り扱いでございますけれども、今、ご指摘がありましたように、用務員さんだとか、あるいは司書補とか、あるいは給食調理員、そういう形で各地域によりまして、これまで市費の職員で採用される場所、あるいはもう単なる賃金で雇用されるということ等がありまして、これまで4地域のそういう方針で参ったものですから、今申し上げますように、14日勤務で社会保険の適用をしない臨時職員という方もいらっしゃいます。そこらについては、例えば学校給食の調理員あたりは、どうしても雇用を14日以上しなければならないという状況等もありますし、さらにその司書補の問題等についても、今申し上げますように、個々の問題でどうしても社会保険がつかないという職員もいらっしゃいますので、今後は今先ほどお話がありましたように、その辺を十分調査をいたしまして、この取り扱いが4地域まちまちですので今後は検討をしていきたいと思っています。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

3点についてお尋ねいたします。

まず、全体的なものでございますけれども、時間外勤務手当の問題でございます。今年度は給料の3%ということで、例年、去年と同じパーセントになっておりますけれども、時間外勤務手当、人件費の中でも大きいウエートを占める金額になると思いますけれども、ことしの当初で、総額幾らぐらいになるのか。

それと、この時間外勤務手当の中で特別率の設定というのがございます。この特別率の設定とはどのような場合を想定するのか、お尋ねいたします。

2番目、19年度の予算の策定には、細部

まで主幹課とのヒアリングをされ、ぎりぎりまで削減を努力された予算と理解するものがございますけれども、予算をつくるまでのプロセス、及び各課とのヒアリングを進める中においての問題点等がどういふのがあったのか。またその中で、合併後4町で事業の違いがそれぞれあったわけでございます。すごくたくさんこの事業以外補助金負担金というような差額等の大きいものが見られてまいりましたが、ある程度統一された、見直しをされたものがあります。でもまだ大分いろいろな事業で残っていると思います。

そういう統一されていないものがどのような検討をこの予算編成の中でされたのか、そして、今後こういう統一されていないものをどの程度あって、何年度までに一応統一がされる計画を持っていらっしゃるのか、その辺についてお尋ねします。

3点目、16番議員の質問とちょっと同じような質問になりますけれども、予算編成の方針の中で、市税における課税客体の的確な把握と着実な滞納整理の実施、そしてまた、徴収強化の内部努力による徴収の確保を答申で掲げてあります。本町の財源の乏しい今の状態を考えますと、未納金は大きい問題と考えます。ことしは、具体的にこの未納に対する徴収の方法を、どのような形でこういう方針として掲げられたのか、お尋ねいたします。

○総務課長（池上吉治君）

まず第一点目の時間外勤務手当の額でございますが、それぞれ各会計ごとに給与費明細書に示してございます。例えば一般会計でありますと、給与費明細書の中の151ページを見ていただきたいと思います。その中で時間外勤務手当が本年度が9,559万3,000円、前年度で6,446万9,000円、今年度は非常に多額の3,112万4,000円の増額をいたしておりますが、これの主なのはもうほとんど県議

会議員選挙、それから参議院議員選挙を見込んだ時間外勤務手当でございます。

○財政管財課長（福田秀一君）

まず、時間外の特別枠でございますが、これにつきましては、その部署部署によりまして、その時期的に繁忙期でございますか、そういった納付が出てまいります。例えば税務課の申告の時期とか、そういった特殊事情がある場合は、その定率以外に別途、またその時間外勤務手当を加算するというところでございます。（発言する者あり）

○税務課長（瀬川利英君）

滞納処分の強化というふうなことで具体的にというふうなことでございますけれども、もう徴収の基本というふうなものは、私は財産調査にあるかと思っております。その中でも預金、あるいは生命保険、それから給与、とにかく換金可能なものを早く見つけ出して抑えるというふうなことで、これまではどちらかと言いましたら、訪問徴収というふうな形でのやり方をとっておりましたけれども、予想される滞納額は大きくなるばかりです。本質的にそういうふうな方針を今後はしていきたいというふうには考えております。

○財政管財課長（福田秀一君）

予算編成に過程における問題点ということでございますが、3年目を迎えて、大分こう統一されてはきていると思っておりますが、まだその物価によりまして、統一されていないところはあります。それも早急にやるという方向で作業は進めているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

佐藤さん、いいですか。

○27番（佐藤彰矩君）

まだ統一されていないものを、今後その件数等はどれぐらいあるかというのを聞きたいんですけれども。今後調整する。（発言する

者あり）

○財政管財課長（福田秀一君）

統一されていないのがどれぐらいあるかということでございますが、そういう事務的なものについては、そういう項目としては上げてはいないわけでございますが、それがどれぐらいあるかということとはちょっと把握をしていないところでございますが、例えばその事業について、例えば補助金の関係とか、そういったのにつきましては、3年以内に見直すということでございますので、その期限内にそれぞれ見直しができるものというふうには思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

合併しまして、やっぱしこうして同じ市になった場合、同じサービス、そして平等な負担ということが合併の目的の一つにもなるわけでございますので、今申し上げましたこういうものを各主幹課とのヒアリングの中で、ことは特に細部におけるヒアリングをされたというふうな話も聞いておりましたので、そういう細かな点まで配慮をしながら進められたものということで理解をしておいた関係でこのような質問をしたわけでございます。

それと、税務の方でございますけれども、今、課長が言われましたけれども、最終的には、法的な手段も考えてのことということではないですか。

○税務課長（瀬川利英君）

最終的には法的な手段の前に納税等が完了すれば、それでよろしいわけなんですけれども、どうしてもそういうふうにはいかない場合等も当然予想されますので、そういう場合につきましては、現在も差し押さえをやっておりますけれども、今後はそちらの方をまだ力を入れていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

法的なものになりますと、一応市民税、そ

れから集金におきましては、市営住宅、上下水道というふうな形で一応税収という項目が入ってまいります。そういう中で、法的なものまで入る覚悟があれば、行政としましても、それなりの根拠というものは必要になってくるだろうと。そして、法的なものに入る前に、それなりの裏づけというようなものもし、そして職員がそれまでの経緯についてのやっぱし裏をちゃんとしっかりして臨まなければ、法的なものになったときに訴えた行政の方が負けると、今、法的に問題が——住民の方のウエートが高く見られるような法の裁きのような気がしますので、そういうものについては、どのような考えでいられるのか、再度お尋ねします。

○税務課長（瀬川利英君）

税務課のいわゆる税の滞納分につきましては、地方税法に基づきまして、滞納処分というふうなものをやるようになっていきます。今、ご質問がありました例えば住宅の家賃とか、あるいは水道料とかそういうふうなもの等は、直接税の部分の地方税法は及ばないところでもございますので、そちらの方の部分とは、もちろん人によりましては同じような未納があるかもしれませんが、税の部分については、法的な差し押さえ滞納処分というふうなものまで、十分視野に入れて対応していきたいというふうに思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○25番（谷口正行君）

ちょっとわからないところがありますので、聞きたいと思いますが、説明資料で申し上げます。52ページの財産管理費の委託料、これは先ほど田畑議員の方からも質問がなされたわけでありまして、市有地の不動産関係業務及び庁舎ビル管理業務委託、これは同じ委託料ではありますけれども、これはもうやはり形が全然違いますから、これは説明

資料で分けていただいた方がよかったのかなと思うわけでありまして、これなぜ今、その市有地を不動産鑑定業務、不動産鑑定士に委託するかと思いますけれども、なぜ今、何のためにするのかと。ちょっと疑問に思っております。

それと、4町が合併しましたので、相当のこの市の公有地、これがふえただろうと思っております。私なんか、旧町の市有地は大体わかっているわけですがけれども、4町の全部のやつはもう全くわからないわけでありましてけれども、ここに対してはこういった公有財産の財産の調書ができていっていると思っております。それをできたら私ども議員にも写しをいただけないかとこれは思うわけでございます。

そうしていただけたら、大体ああどこの町にどういった土地がどれぐらいあるんだなというのがわかるわけでございますけれども、これがどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、この下の18の備品購入費で、中古公用車購入5万円というのが出ております。これも余りにもちょっと5万円という中古車、車を買うんだらうと思っておりますけれども、検査かれこれ保険代にしてもどうやっても10万円は超えるんじゃないのかなと思いますが、これ何のためにどういったところに使うのか、ちょっとこれも見当もできないので、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、162ページ、これ市有林でございまして。これも同じく4町が合併しましたので、相当のこの山が市のものになったんだらうと思っておりますけれども、大体そこらあたりの合計額、わかりましたら教えていただきたいですけれども、もうわかりませんでしたら、その先ほどお願いいたしました財産調整の中でいただいたらいいのかなとこのように思います。

それと、この町有林に対して、節の12の役務費が出ておりますが、その保険料、労災保険料というのはもうわかるんですが、森林国営保険料、これどういったものなのか、本庁の分が0.36とか、東市来の分が4.88ヘクタール、たったこれっぽちの山林じゃないと思っております。火災保険のかなと思ったりいたしますが、なぜこの一部の地域だけ掛けることになるのか、一部の地域だけ掛ければみんな全面積に該当するのか、ちょっとこれを聞いておきたいと思えます。

それともう一件、給食センターのところの263ページ、ここに使用料及び賃借料というので、F B—W E B、ウェブというんですか、サービス使用料というの、これは専門用語かと思えますけれども、これは何なのか。そっちの方は十分おわかりかと思えますけれども、私どもはもう全然わかりませんので、教えていただきたいと思えます。

以上です。

○財政管財課長（福田秀一君）

不動産鑑定委託の件でございますが、なぜ今処分するのかというお尋ねでございますが、財源確保の面から、いわゆる遊休地について、処分をして、財源の確保を図るということで不動産鑑定を行うわけでございます。これを行って処分をしていくということでございます。

それから、財産調書の件でございます。これにつきましては、現在まだ旧4町の統一した財産調書はできておりません。今、作業は進めておりますけれども、なかなか膨大な量でございますので、まだできていない状況でございます。またできたら議会の方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

それから、中古車の購入ということでございますが、現在、本市の公用車は台数的にも不足をしておりますが、現在あるのもかなり

年数が経過しておりまして老朽化しております。年次的に今更新をしているところでございますけれども、ここに上げた経緯は、県なんかは公用車の払い下げをいたしております。そういった中で、こういった安い値段で買えるのがあればということで、一応計上したわけでございます。

以上で終わります。

○農林水産課長（熊野一秋君）

市有林の関係ですけれども、全体面積で562.43ヘクタールとなっております。

それから、役務費の森林国営保険料の関係ですけれども、この関係につきましては、火災保険が主体ということで5年置きを更新と、保険の期間が5年置きを更新ということでこういった面積で随時更新をしているということで予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（山之内修君）

説明資料の263ページで、使用料及び賃借料、給食センター費についてのお尋ねでございますが、F B—W E Bサービス使用料と申し上げますのは、19年1月より、伊集院地域の給食費の徴収につきましては、これまでの給食センターへの納付から、学校が中心になって集めるという形に改めております。この際に、やはり口座振込を採用しましたが、ケーネットサービスというのをどの学校も利用いたしております。そういった関係で1月から6月まではまあ試行期間ということでサービスになっておりますが、7月以降について、その分を一応ケーネットの使用料として市の方で負担しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時35分といたします。

午後3時23分休憩

午後 3 時 35 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○20番（長野 瑛子さん）

説明資料の168、170ページの7款1項1目賃金等のところではありますが、新規事業です。消費生活相談員設置事業とありますが、この算定の根拠と具体的な内容。

あと、7款1項2目の薩摩焼のパリ伝統美展開催事業、この実行委員等のここに仮称となっていますけれども、この内容ですね。あとどういう目的でされるのか。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

それでは、新規事業で消費生活相談の賃金でございます。これは、以前、一般質問の中でも出ましているいろいろと協議した中でございまして、19年度より、消費生活相談員の専門員の設置を行うということで、今回19年度の当初予算の中で計上してございます。この金額につきましては、時間単価900円の7.5時間の14日の12月ということで、1カ月大体半分の出勤を考慮しております。

内容につきましては、消費生活相談と、それとまた老人等の老人クラブ等につきましては悪質商法にかからないための研修等を行っていきたくと考えております。

それと、パリ展の方でございます。薩摩焼のパリ伝統美展実行委員会負担金ということで、これは、県の実行委員会が設置されておりまして、実行委員会メンバーとしては、市長が委員になっております。

これもことし初めての事業でございまして、セーブル美術館の方から県の方に依頼がありまして、薩摩焼を博覧会をやりたいということで、薩摩焼の関係の出展のための事業でございまして。負担金として930万円を計上してございます。

以上でございます。

○20番（長野 瑛子さん）

この実行委員会のメンバー等はもう決められているんですか。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

パリ展の実行委員会のメンバーでございますけれども、行政の部分で鹿児島県の方から入っておりますのが、鹿児島市、指宿市、加治木町、こういう部分で入っております。あとにつきましては、陶芸組合とか、そういう部分で実行委員会がなされております。事務局につきましては、鹿児島県の方が事務局をやっております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○15番（田丸 武人君）

先ほど22番、重水議員の補助金関係について、ちょっと重複してもうよかったなと思ったけど、質疑の内容、答弁がちょっと私の質問と変わりましたので、一言お願い申し上げます。

市長が、19年度の予算編成方針、資料要求、要領などでされておりましたが、削減の目標を2,500万円ということでございまして、我々行政財政改革特別委員会にも294件の補助金の見直しということで示されておりましたが、これについて、目標の2,500万円に達したか、それと見直しの件数が幾らあったか、先ほどから5%、あるいは10%、あるいはできなかったものがあったそうですが、その金額の合計と、それからカットできなかった件数。それから、新しく補助事業を始めた件数があつたら、その件について、お知らせください。

それから、説明資料の150ページの負担金補助金の中で、補助金及び交付金の農道等施設整備事業2,910万円、これ農道維持補修等のかかわる自治会への補助金、その下

にまた10行ばかり下に、同じ数字で同じ文言で388万円とありますが、この中身が所管委員会ではなかったものですから、よく知りませんので説明いただきたいと思います。これは、4地域に各旧町にまたがっての補助事業か、その点をお知らせください。

以上です。

○財政管財課長（福田秀一君）

補助金の見直しの件でございますが、見直した件数というのはちょっと把握できておりませんが、金額では総体では新規事業ができた関係で若干ふえております。既存事業につきましては、約1,000万円程度の削減ができたと思っておりますけれども、新規の補助事業は約10件、金額で2,200万円程度出てまいりました。そういった関係で、差し引きはふえたというような結果になっております。

○農林水産課長（熊野一秋君）

150ページの農道等施設整備事業の関係ですけれども、この中では、補助金と、それから投資的経費のものということで、2カ所で予算を計上しているところでございます。

補助金につきましては、伊集院、東市来、それから吹上地域の分でございます。

そして、投資的経費のものにつきましては日吉地域の分ということで、1カ所で予算計上すればよかったですけれども、こういうことで投資的経費のものに日吉地域の分を入れてございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（漆島政人君）

1回事業がスタートすると、なかなかその事業は消えていきません。そういった観点から、10款教育費にかかわるものについて、3点ほどお尋ねいたします。

19年度予算では、地区公民館に配置する

社会教育指導員、それに主事補の数もふえて、そのために人件費もかなりふえています。社会教育というのは、最初の段階では行政支援も必要だと思いますけど、年々支援度数を減らして、最終的には住民の主体性や自立を促していくこの役割にあると思うわけです。であれば、当然今後は公民館スタッフも減らしていく方向にあるべきだと思うわけですが、こういった考え方で人をふやすことになったのか、この点が1点。

2点目は、住民が参加する社会教育事業、例えば公民館講座、子供たちが参加するような研修事業等、毎年同じような、同じ事業が計画されています。しかし、参加される顔ぶれは、大体同じではないかと思えます。また、参加される人数も全体割合からしてわずかなものではないのかなとそういうふうに思えます。したがって、こういった事業については、こういった考え方で事業成果目標値を設定されているのか、お尋ねいたします。

3点目が、行政の役割はどの事業に限らず必要と思われる事業を対極的に、また間接的に指導、啓発、支援をしていくことが基本だと思いますが、今年度も事務局費中にのびゆく塾事業が計画されています。また、社会総務費の中に、ふるさと学寮事業が入っています。行政がここまで入り込んでやる理由、このことをお尋ねいたします。

そして、この事業については、事業計画される段階で、やはりこういった教育はそれぞれの家庭の日常生活の中で育まれるよう、間接的なサポートをしていくことが行政の役割という認識はなかったのか、この3点についてお尋ねいたします。

○社会教育課長（神之門透君）

お答えいたします。

今回、公民館費の中で、各地区公民館に配置いたします社会教育指導員26館ございます。新しくできる館も含めまして30人――

26館等各支所の社会教育課に指導員が一人ずつおりますので30人ということになります。

それと、この社会教育指導員の役割は、各地区公民館において社会教育事業、公民館事業、それから地区の自治活動等の援助という形をとっております。

主事補につきましては、今度証明書等の発行とか、それから将来地区を中心にいろんな事業等の取りまとめ、それから周知徹底、そういうことが方針で出されておりますので、官庁を中心に社会教育指導員とともに、そういう仕事に当たるというふうになっております。

今、委員の方から質問がありましたけれども、やはり共生・共同の社会をつくるためには、住民の方々が十分行政の仕組みを承知して、その上で動いていただくことが大事だろうと思います。したがって、まだその過渡期にあると。特に地区公民館、4つの地域がそれぞれの違いを持っておりますので、4つの地域を一緒に事業を統一して行うためには、こういう体制が必要であろうと思います。

それから、2番目の講座とか事業、参加人数が一緒、それから数も限られているのではないかとございしますが、このことにつきましてもやはり成果の目標、多くの方々が生涯学習を通してそういう地域の課題に気づき、そして地域の課題を解決するための学習をしていく、その手伝いをするのが私は公民館であり社会教育であり、その役割を担うのが指導員の役割であるというふうにとらえております。

3番のふるさと学寮事業ですが、これもモデル事業として取り組んでおりまして、一旦吹上の方では終わった事業でございしますが、対象者が年々変わってまいるので、今回吹上と東市来は新たにこのふるさと学寮

事業を立ち上げたわけでございます。これを家庭の問題だというふうに片づけることはできません。家庭の問題とすれば、そういう対象には家庭教育学級とかそういう対象者を祖父母学級とかそういう学級も持っておりますので、そういうところでこういう課題に気づいていただく手立てはとっております。

ただ、この子供たちのふるさと学寮事業について申しますならば、その年代にある子供たちが一つの施設に集まって生活をして、そこから学校に通うそういう共同生活を、かねて得られない体験を提供するものでございしますので、やはりモデル事業としての価値はあるんじゃないかと思っております。

終わります。

○学校教育課長（町岡光弘君）

のびゆく塾についてのことがございましたので、お話をしたいと思います。

まず、のびゆく塾についての目的でございしますが、これは算数の学習につまづいている児童で、学習意欲のある者を対象に学習支援を行い、確かな学力の定着を図るというのが1点でございします。

2点目は、週休日における主体的な学習態度の形成を図るという目的でございします。ご指摘のように、確かに名前が「のびゆく塾」ですので、家庭やあるいは個人の問題と帰してもよろしいのですけれども、この子供たちにとりましては、まさにこの行政がやはり手を差し伸べてあげた方がよいと判断される学習習慣や学び方、学ぶ意欲もともに個人、少人数の中でさらに培っていかねばならないという状況の子供たちを対象にということではしておりますので、そのような視点から、人数を十二、三名、もう少しまだ実際には学び方を学ばせる中で、もう少し減らした方がいいのですが、ぎりぎりの人数のところで一応このようにということを進めております。毎年閉塾式のときに、子供たちや親からの意見

をお伺いしますと、大変喜ばれているのも事実でございます。そういうことで、進めているところでございます。

○11番（漆島政人君）

まず、1点目のことですが、既に吹上は三層構造の公民館体制で、指導員の先生方も配備されてるわけですが、でも現状は公民館長になり手がなくて、その人選に何か月も苦労しているのが現状です。そういった現状を踏まえたときに、そういった状況が行政と地域との協働体制が確立されているかと、そういうふうに認識、今の現状を認識されていますか、そのことをお尋ねいたします。

それと、あと先ほど事業成果目標値をどういった考え方で設定しているのかということですが、これ参加者が多ければ事業成果は得られたと認識されているのか。

それと、あとふるさと学寮、これについては5日間の、ですね、本当1年間の中のわずか5日間で、やはり縦割集団の、そういった異年齢層の縦割集団の教育がどの程度子供たちに身につくのか、やはりさせる教育より自分で考える教育の指導というのが本来社会教育にあるべきではないかと思うんですけど、このことについてもう1回お尋ねいたします。

それと、のびゆく事業、これは行政が手を差し伸べなければならない子供たちに対してと、そういう子供たちを対象にと言われたわけですが、本当に手を差し伸べなければならない子供たちが来ているのか、やはりこの目的は基礎学力を上げるということに本来の目的があると思うんですけど、やはり学習意欲のある子供、したがって普段から教育のレベルが高い子供たちが来るとして、実際勉強を、学力を上げないといけない子供たちは来てないんじゃないか、要するに教育の意欲、やはりそれは塾があるから伸びるとかであって、家庭環境、いろんなものが影響して、そういう状況分かれていると思うんです。だから、

そういうことについてはどういうふうにお考えなのか、そのことをもう1回お尋ねいたします。

○社会教育課長（神之門透君）

公民館長の件の話がありました。ご承知のとおり、条例公民館としての公民館事業と、もう一つは、地域の活動としての公民館活動、この2つがあることはご承知と思いますが、公民館事業は市が、教育委員会が責任を持っていると事業をやるものでございます。それに対して公民館活動は、今地域の方々の英知を集めてやられる。したがって、まあこれは吹上の場合は特別なんですが、公民館長さん方に負担が重くのしかかっているというのは事実だろうと思います。地域の専門部をまとめたり、いろんな課題等をまとめたりすることで、必要以上のご苦労をいただいているというふうには思っております。ただ、なり手がなく、まあしかしそういったことは地域の方でいろいろと話し合いをしていただいて、館長を選んでいただいておりますので、これはまた地域の方で、地区の方でお話し合いをいただきながら、館長の仕事の役割をもう少し専門部で担うとかいうような話し合いがなされてもいいんじゃないかなというふうに思います。

2つ目の成果目標値ですが、人数が集まればいいのかと。まあ、人数が集まることも一つの目標、成果値でございます。だれも集まらなければ、そこに教育活動というのは起こらないわけですので、ただ集まられて、集まらないことには事業は進まないと思います。例えば、高齢者学級の時に、幾らいい話があっても、それを聞く人が少なければ波及をしていかないわけでございますので、まずやはり数を集める、人数は一つの要因である。その次には、内容の問題とかその発達段階に応じた学習内容であったかということも対象になると思います。

3番目のふるさと学寮事業ですけれども、あくまでもモデル事業としてやっておりますので、一年中子供たちの面倒を市で見るとはまいりません。その中の5泊6日であっても、子供たちに自分たちで料理をさせたり、それからみんなで一緒に奉仕活動をやったりと、そういうような体験の活動を、機会を与えてやるというのは、行政の仕事、役割であろうと思います。

終わります。

○学校教育課長（町岡光弘君）

先ほどののびゆく塾についてでございますが、目的の中で申し上げましたように、算数の学習につまずいている子供たちを一つのベースとしております。もちろんすべてではございません。この算数の学習につまずいている子供たちの中には、さまざまな要因がございます。この子供たち、学校でも一生懸命やっているのですけれども、まだそれでも十分でないところがございます。その中で、家庭の保護者もこのことを知り、何とか学び方を身につけさせたいとは思いつつも、家庭でも十分でなかったりすることもございます。そういったところをどこがやるかというところですが、行政サイドとしても何らかの形で、少人数で、ノートのとり方から道具の持ち方、そういったもの、そして学年枠を越えて、つまづいているところに戻った時間を設定するなどして、カリキュラムの進展とは別にしながら、その子に応じたものをしていく。その中で、また保護者と連携できるものがあればということで、子供たちの学習習慣形成の向上を図っていきたいというような部分でのウエートを置いた算数を中心にしたやり方ですので、このことにつきましては、私たちが子供、保護者の閉塾式でのご感想を聞きますと、非常に有効に役立っているのではないかと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○24番（地頭所貞視君）

28ページ、20款4項4目指定管理者納付金480万円の件について、ちょっとお伺いいたしますが、これは補正でも4カ月分の実績、3カ月分の見込みということで、利益2,731万531円掛ける5%の136万5,000円が納付されておるわけですが、今回800万円掛ける12カ月0.5%、480万が返納されるわけですね。この返納金の額の算定については、一応補正でも聞いたんですけど、この説明、それをお示ください。

○農林水産課長（熊野一秋君）

この指定管理者納付金の関係ですけども、これにつきましては、19年度の見込み額ということで、一応利益、いわゆる余剰金の800万円に対する12カ月の5%ということで、今回480万円計上いたしたところでございます。

○24番（地頭所貞視君）

8,000万円の根拠。ただ積み上げた、800万円。

○農林水産課長（熊野一秋君）

これは、収益からもろもろの経費を差し引いた残りの利益に対する5%ということでございます。

○24番（地頭所貞視君）

補正の席で、その根拠については資料を出せということで、今先ほど言いましたように、4カ月分の実績、それから残りの3カ月分が見込みだということで、出た金額が2,700万余りなんです。ところが、私はこれ予算措置対しての基本的な姿勢についてただしたいと思うのは、このときに、利益2,700万円で、見込みは100万円ずつしか見てないんです。この1月、2月、3月。その見込みの300万円足して2,400万円にしたと。

今回の当初の予算は最初から800万円を——いや、月800万円ですね、800万円を計上してあるわけです。そういう予算の計上の仕方でもいいのかと。あくまでも見込みはこっちは100万円、当初は800万円と。そして、この資料も、議長、議員に全部配っていただきたいんですよ、というのは、この数字を見ればすごくおもしろいですよ、UF〇みたいにこんなことになってますから、だからこれをもって今後のまた審査に役立てるためには、各議員にこの資料は出してもらいたい。だから、その800万円と、見込みである800万円の見込みで出したならば、何で補正のときに、計算すれば100万円になってますよね、100万ですよ。だから、そうして当初と補正との予算がそんなに違う予算を提出するという事は、承知するという事は、もうてげてげだと、こういうふうにとられてもしようがないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○農林水産課長（熊野一秋君）

補正で、納付金として136万5,000円計上した分の関係につきましては、9月からの指定管理への移行ということで、7カ月分の利益、いわゆる2,731万535円に対する5%ということで計上したところでございます。19年度のこの納付金につきましては、一月800万円の利益と、それに対する12カ月ですから、それに対しての5%ということです。今回計上したような状況になります。

○24番（地頭所貞視君）

だから、私が言うのは、800万円を今回は当初では計上したと。ところが、補正のときも、提案したのは4カ月分の実績をもとに、あと1月、2月、3月は見込みで上げているわけです。その見込み額が100万円しか見てない、ありませんよと。だから、予算を編成するときは一貫性はないのかということな

んです。

それと、もう3回目ですので、またその件と、それとこれをしますと、この予算書で、あとはもう、今の意見はこっち、あとは市長に。800万円掛ける十二月掛ける0.05で480万円、これ約9,600万円の利益が出ると。そして、返納金は480万だと。9,000万円以上の利益が指定管理者に入ってるわけです。それも、もう契約したから、そりゃあしょうがないことはしょうがないんですけど。こういうことであれば、委員会のときに私は言ったんですけど、このような組み方をしたのであれば、1年ぐらい過ぎたときに、再度それを、契約を破棄しろとは言わないけども、もう1回検討して、するべきものであろうということ、部長にもちゃんと行ってありますので、もう行ってきたと思うんですけど、それをこの9,000万円という利益が出るということは、0.05%ですから、9,600万円のうちの480万円を返納という格好ですから、こういうことで市民が納得するかということと、こんなに利益が出るのであれば、何で市で管理しなかったかということも当然出てくるし、またこういう予算の組み方をすれば、ほかのところに委託金を出してるのも、何をやってるかわからないというような不信感を市民に与えるのもまたこれは当然のことだと思います。それと、それに対して今後どうするか、市長の考えを聞きたいんですけど。

それと、議長には、この資料を議員全部に配っていただきたい。

これで3回目ですので、終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました、この納付金の問題でございますけど、これは江口蓬莱館だけ書いてございますけど、基本的に今回管理指定した場合につきましては、チェスト館もございます。おっしゃいますとおり、ちょっとこ

の額が月800万円というのが妥当なのか、ちょっと私の方も精査をしなければならぬというふうに考えております。今後、数字的なものにつきましては、もう1回精査いたしまして、議員の皆様方に、今までの3月までの実績を踏まえ、また今後の見通しという中におきまして、その数字を精査した中で皆様方にお配りをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後4時08分休憩

午後4時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業建設部長（外園昭実君）

ただいま江口蓬莱館の指定管理者の納付金のことになっておりますが、3月補正時の段階で説明を申し上げましたが、9月から12月については実績額と、それから1月から3月につきましては、まあ細かいことではございますが、チリメンの水揚げが少ないだろうということで、月100万円の見込みを出したということで説明をしたところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○市長（宮路高光君）

今後の5%ということでございますけども、このことにつきましても、1年間いろんな実績をしながら、またいろいろとこのことについては、その都度また相手と協議をしていかなければならぬというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） これにて質疑を終わります。

次に、議案第40号から議案第53号までについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） これで、総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、各常任委員会に分割付託します。議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第47号、議案第48号、議案第51号及び議案第52号は、環境福祉常任委員会に付託します。議案第43号、議案第44号、議案第49号、議案第50号及び議案第53号は、産業建設常任委員会に付託します。議案第45号及び議案第46号は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後4時17分散会

第 3 号 (3 月 9 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（7番、2番、6番、13番、14番、9番、27番）
-------	-------------------------------

本会議（3月9日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 務 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	久富木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下水道課長	宮 園 光 次 君
水道課長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山之内 修 君
学校教育課長	町 岡 光 弘 君	社会教育課長	神之門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	出 納 室 長	奥 蘭 正 名 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、並松安文君の質問を許可します。

〔7番並松安文君登壇〕

○7番（並松安文君）

皆さん、おはようございます。本日から3日間、平成19年度の一般質問が始まりますが、私がたまたまトップバッターを引かせてもらいました。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）頑張らせてもらいます。

質問する前に、きのうですか、春の火災予防運動が終わりまして、その中で先月の25日ですか、日吉地域で発生しました人家火災、そのとき幼い子供が1名焼死しました。心からお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、私はさきに通告しておりました消防団の充実・強化と消防設備や消防機材の均衡について、消防団員の立場からも質問をさせていただきます。

消防団の歴史は古く、江戸時代におきましては火消し人と、これを我々は今まで受け継ぎながら今日に至っております。この消防団は、常備消防と同時に市の消防機関でもあり、その構成員でもあります。消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員と同種でもある一方、ほかに本業を持ちながらボランティアとしての性格もあわせ持っております。消防団は地域の密着性・要員動員力・即時対応力など特性を生かしながら初期消火や残り火の処理、焼け跡の片づけなども行っております。また、災害時には住民の避難誘

導や災害防御も行っており、地域の安全確保のために果たす役割は大きく、平常時においても地域に密着した活動をしており、消防防災力の向上や地域の活性化に大きな役割を果たしております。

しかし、近年、社会情勢の変化を受けて、団員数の減少、また団員の高齢化、サラリーマン団員の増加などの課題にも直面しており、消防団員の充実・強化が必要であると思います。現在、団員の定数は613名ですが、現在の団員数は549名、欠員が64名となっております。この中には31人の多数の市の職員の方が団員として含まれております。31名の中の内訳は、東市来の方面団6名、伊集院方面団3名、日吉方面団19名、吹上方面団3名となっております。市は、総務省から募集のポスターやパンフレットを各分団に配付しております。市長はこの欠員をどのように認識され、また団員確保の啓発をされているかお伺いします。

また、本市は合併してまもなく2年となろうとしています。そろそろ消防団に関する問題点も改善していかなければならないと思います。その中でも消防車庫の管理や修繕費などであります。伊集院地域は小型可搬車を配備されるときに、車庫は各部で建設し、現在まで管理も各自治会で負担しております。他地域はどのような状況かお伺いします。

それから、消防機材ですが、昨年我が地域で人家火災が発生し、1名の方が焼死されました。火災が発生したときは夕方暗く、その上停電になり、発電機もなく消火活動しましたが、何とか消防署の発電機を借りて、団員が安全に作業をすることができました。夜間に災害が発生したときに、安全に作業ができるように各部に発電機を配備できないかお伺いします。

それから、水利についてお伺いします。地震や災害はいつどこで起きるかわかりません。

平成7年1月17日発生した阪神淡路大震災では、消火栓や防火水槽が使えなくなりました。そこで、河川などの自然水利が有効であったと聞いています。その教訓を生かすために、市は消防署、また各関連機関と検討会などを行っているかお伺いします。市内の河川ではそのような準備がされているのか伺います。また、市内には河川もなく、水利の悪い地域があります。そのために市内27ある小中学校のプールを水利として利用させてもらっています。そのプールは危険防止のために出入り口にはかぎがかかっています。そして中に入ることはできません。それに周りにはフェンスで囲まれているため、消防ポンプを持ち上げるのさえ困難です。そこで、プールから配管工事をして、フェンス外に水の取り出し口を設置できないかお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消防団の充実・強化と消防設備や機材の均衡についてのご質問でございます。

ご指摘ございましたとおり、消防団員は定数613に対しまして、3月1日現在で549名、64名の欠員となっております。特に消防団員の確保につきましては、消防団を初め、消防後援会や自治会をお願いをしているところでもございます。消防団員募集につきましては、市の広報紙でも消防団の重要性を広報しながら団員募集に取り組み、国が進めている機能別団員・分団制度や消防団協力事業所表示制度の検討を進めてまいりたいと考えております。この中におきまして欠員が64ということでございまして、それぞれの各方面団におきまして欠員の状況は違うようでございます。このことにつきまして、やはり消防団、ご指摘のとおり地域のそれぞれの活動に対しましても、大変いろいろと側面からご支援しているということを認識してお

ります。市の職員も31名ということで団員になっているわけでございますので、市の職員を含めましてそれぞれのところにおきます、また方面団長と十分この募集を含めた中で論議をさせていただきたいというふうに考えております。

特に、今合併いたしましても2年ということになりますけど、消防団におきますそれぞれの消防車庫を含め、機材、こういうものが違っておったということは否認しません。特に、今ご指摘ございましたように、伊集院方面団におきましてそれぞれの分団部ということでございまして、小型ポンプを要する中におきまして、伊集院方面団の中におきましてはそれぞれ活動しておりまして、ほかのところにおきましては、特に分団を中心とした考え方の中でそれぞれ施設整備をし、ほかの3つの地域につきましては、市の方でそれぞれの車庫を含め、機材を含め、いろいろなものにつきましては市で対応しておる。伊集院方面団につきましては、特に車庫等につきましては地元のそれぞれのボランティアを含め、自治会を含めご遠慮いただいております。市の所有ではないということでございます。特に、そのようなことを考えまして、ちょうど2年を過ぎた中におきまして、それぞれの分団を含めた組織の見直しというのもし始めていかなければならないというふうに考えております。その組織体制を考えた中におきまして、今後年次的に、特に伊集院方面団におきましては、その後の分団でいくのか、そこあたりを十分検討させていただきたいというふうに考えております。

ご指摘のございました、特に夜間におきます消防活動、この発電機の問題でございますけど、ほかの分団におきましてはそれぞれ発電機があるところもございます。そういうことを含めまして夜間対応ということにおきまして、伊集院方面団におきましてもそれぞれ

分団っていいですか、5つの分団があります。地方分団の方には発電機が整備されておりますけど、ほかの分団には発電機がないということでございますので、このことにつきましては、とりあえず分団の中におきまして、一基ずつでも整備をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、このプールの水利の問題でございますけど、基本的には水のないところにおきまして、高台等を含めた中におきましては、プールのその活用というのも考えて、水利の一つの大きな場所として位置づけをしております。工法的にプールから、どういう工法的なものができるのか、そこあたりも十分今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。特にこの水利の問題を含めまして、先般、伊集院地域におきまして、特に河川からの放水を含めた中におきます訓練を行わせていただきました。延長が大変、100メートル、200メートル、長いところ300メートルという川からの水利の扱いと、このことが一番大きな課題でございますので、特に中継、こういうものにつきましても、先般も分団と消防署、その合同の訓練をさせていただきまして、こういうものを教訓にしながら、その河川からの水利のあり方というのも十分検証してまいりたいというふうに思っております。

○7番（並松安文君）

市長のお答えが出ましたが、団員の確保のことについてお伺いたします。

最近は少子・高齢化や仕事の関係で、若者が地元になかなか残っていないため、団員の勧誘となりますか、消防団に、また、先ほど言いましたように自治会長、会長さんたちが大変苦労しております。今、31名の職員の方が消防団に入っているわけですが、また、市長は他に、その職員にもまたアンケートをとりながら、現在、東市来地域に2名の女性

の団員がいらっしゃいます。今、世間でよく言われてる男女共同参画という基本計画等もあります。そしてまた、サラリーマン団員が増加してなかなか地元にはいないということで、今昼間家にいるのは女性が多いということで、女性の団員でも何か、消火だけじゃなくて高齢者とかそういう人たちを守る仕事があるんじゃないかと思われまして。

そこで、こういう女性とか、また職員以外の、今入ってる31名以外の方のアンケート等をとりながら、その推進をする考えはないか伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、女性団員、東市来方面団の方に2名入っていらっしゃいます。基本的にはやはりそれぞれのところにおきまして、女性の役割というのも大変大きな役割があるというふうに思っておりますし、今それぞれの地域におきましては婦人防火部と申しますか、そういうものもある地域もございます。特に、今後やはり組織的なものにおきまして防犯部、自治会におきまして防犯部の体制と申しますか、火災等そういうものじゃなく、やはり消防を含めた中で各自治会ごとにやはり防犯部の設置を含めたそういうコミュニティーを今後組織づけて、やはり行政と協働と申しますか、そういうものを構築していかなきゃならないというふうに考えておりますので、今ご指摘ございましたとおり、市の職員31名ということでございますので、また市の職員等もアンケートもとりながら、なるべく不足している地域におきましては、そういう補充というのはいかに考えていかなければならないというふうに思っております。

○7番（並松安文君）

その補充の件に関しては、わかりました。

次に、消防団と消防署というのは、ともに協力し合っていかなければならないと思っておりますが、今、東市来の支所に何名の消防団

員が勤務されているか、おわかりでしょうか。

また、その団員が勤務中に火災が発生したときに、今北分遣所ですか、北分遣所に10名の署員がいらっしゃるようで、その中で常備5人の方が勤務されてるということで、その東市来署に勤務されている団員、職員がですね、もし火災があったときなんかには、今配備されてるポンプ車とかそういうのに一緒に同乗して現場に行けないものか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ちょっと手元の資料に、東市来支所におきますその消防団員、今ちょっと把握しておりませんが、東市来の方に6名ということでございます。ご指摘ございましたように、消防の職員と一緒にいけないかということでございます。

特に、今までもご指摘ございましたように、北分遣所10名という大変少ない中で配備しておりますので、基本的に4月1日付でこのところにおきます署員の増というのをやっていくつもりでございます。その中におきまして、今後どう対応していけるのか考えていかなきゃならないし、特に4月1日からこの消防団員の管轄といいますか、この管轄も消防署の方、本部の方でやりますので、そこあたりの方につきましているいろいろと研究をやっていかなければならないというふうに思っております。

○総務課長（池上吉治君）

東市来支所の職員の団員数が6名でございますが、今の、現在の勤務地は東市来署が4名、本署が1名、日吉支所1名となっております。

○消防本部消防長（田上規夫君）

北分遣所の職員は10名ということで、5、5という体制を現在っておりますけれども、実質的には24時間体制ですので3人あるいは4人というのが現状であります。そうした

場合に、3名だった場合には救急車の出動があった場合には、もうゼロになりますので、本署から常に4名は確保できるように現在実行している、補勤という形をとっております。

それと、現在4名おりますけれども、もし災害があった場合に支所の消防団員と協働できるかということなんですけれども、ちょっと組織体制がちょっと異なるんで命令系統も異なるということで、法的には若干無理があると。ただ、現場に行ったら協働できるという体制が現状ではないかと思えます。

○7番（並松安文君）

わかりました。今4月1日から、市役所から消防本所に統括されるということで、先ほど言いました命令系となりますと市長なのか、消防長があの一命令系になるわけですよ、そうなった場合は。消防長の命令で、じゃ出動を可能になるという可能性はあるわけですか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

任命権というのは、市長がありますし、消防については消防長があります。消防団が必要になりますと、消防長の組織のもとに消防団が入ります。しかし、出動については、同じ車両で消防団と消防職員が行くというのはちょっと無理があるという考えでおります。

○7番（並松安文君）

わかりました。先ほど言いましたように、火災が発生したときには救急車は出動できないということで、いつでも本署から出動できるような態勢にしてるとということでわかりました。

じゃそれでは次に、先ほど市長も答えられましたが、管理費、修繕費の問題です。

今、先ほど言いましたように伊集院の場合は、小型可搬車を導入するときには各自治会で消防車庫をつくりました。そのときからもう管理費、修繕費等はもう自治会でやっております。今、部の問題、分団の問題がありま

す。伊集院は部が多すぎるんですよ。20何ぼありますから、そこに全部車庫があるわけですから、これを先ほど言いましたように分団方式にして、各校区ごとぐらいの分団に分けて、またそしたらまた車庫をつくり直してポンプ車か何かを導入しなきゃいけないと思うんですよ。とりあえず今、部があるわけですから、その部の管理費、管理は水道代と電気代ぐらいですよ。それを、じゃ市の方で当面の間は見てもらえるものかどうかお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、今までも、合併いたしまして、特に車庫の問題で出てまいりまして、たとえば、今年、下神殿の車庫のつくりかえを含めた中で出てきたときにおきまして、当分車庫につきましては2分の1の限度額の中で助成はさせていただいたということでございます。先ほど申し上げましたように、3地区におきましては、それぞれ維持管理については市でやっておりますので、できる水道、電気、こういうものにつきましては最低限の中、市の方で対応していかなければならないというふうに思っております。先も申し上げましたとおり、その前に早く組織の見直しということを、きちっと方向づけを早くしていただいて、やはりあるべき姿を、日置市としての消防団のあり方というのを、やはりほかの地域と同じ形の中でしていけば私はいいのかなというふうに思っております。ご指摘ございましたその分につきましては、対応していかなければならないというふうに思っております。

○7番（並松安文君）

わかりました。じゃ次に、先ほど言いました自然水利の利用について。

市内においては、河川、以前は水利が利用されたところが多数あったと思います。今、都市計画とか道路整備等で歩道ができたり植

え込みができたりしてポンプ車がなかなか川のそばに行けないという事情があります。そこで、河川のその整理に対して、市と、もちろん県の河川課等の話もあると思いますが、そのような、そういう道路、歩道なんかを常に車が、消防ポンプ車が行けるような場所です。そういうのをつくる考えですよ。今は入らんですよ、ポンプ車等が。だけど、消火栓、防火水槽等が壊れたときに、自然水利が、本当河川が大事だと思います。そこで、いつでも入れるような場所ですね、を設けたらどうかと思うんですが、市長どう思いますか。

○市長（宮路高光君）

この水利の確保ということで、今までもそれぞれの消防団の中におきまして、河川を含めましてその場所の位置というのをそれぞれ状況的に、人家を含めた中でどの位置が水利が一番しやすいということで把握はしてるといふふうに思っております。何カ所かにつきましては、県との土木事務所を含め、それぞれ防災という意味を含めた中で乗り入れができる場所もつくってあるところもございませうけど、今後やはりその水利の確保ということを含めまして、十分これは土木とも協議しなきゃならないし、大事なことでございますので、十分その分については検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（並松安文君）

じゃ次に、先ほど言いましたプールの水利の利用について。

これ、私もほかの消防団員の方からもちょっと話を聞きました。あのプールにポンプを持っていかなきゃいけないんですよ、もし火災があった場合は。本当、出入りがかぎがかかったり、フェンスを持ち上げなきゃいけないんですよ。50キロぐらいあるポンプですから、2人ぐらい持ち上げられない状態なんです。もうそれをできるなら、配管工事

をしてフェンスの外に吸管ですか、差し込むことができたなら少人数ですぐに対応できるんじゃないかという意見ももらいまして、今ここで質問させてもらっているんですが、まず、教育長もここにいらっしゃいますが、市長のお答えをお聞きしたいと思いますけど。

○市長（宮路高光君）

学校のプールがどういう場所にあるのか、このことのやはり現地調査をしながら、可能である場所であれば、そのような設置もしなきゃならないし、特に学校という一つの場の中におきます施設の問題を含めた中で、これは十分検討する必要があると。特に吸引のところを整備しなきゃならない。これがプールでございますので、常時ずっと水がたまっているのかどうか、そこあたりも、たまってないときもある部分もございます。夏の時期なんかについては水はたまっておりますけど、冬場はそれぞれ常時水もためてない状況もございますので、十分そこあたりは教育委員会等を含めながら十分検討させていただかなければならないことであるというふうに思っております。

○7番（並松安文君）

わかりました。わかりましたと言わなきゃ。どうでしょう。どうしてん、お願いをすると、お願いはいけないんですけど、このようなことは本当消防団でなければわからないと思うんですよね、周りの人は。河川の水利もそうです。このプールの、いつ本当火災が発生するか分らず、1人であの一軽の可搬車なんかを、1人で乗ってゆくこともあるんですよ。もうみんな仕事へ出ていますから。もうとにかくいち早く現場に行かないといけないということで、もう軽可搬車なんかは本当1人で乗っていきます。そういうときにポンプはできない、そうなった場合、そういう取り出し口があれば、もうすばやくできると思うんですよ。それは、今言いましたように場所もあ

ります。車が大體、グラウンド内には車が入れない状態になってますから、もうこれは経費がかかる問題なんですよ。経費もかかります。もうこれは、先ほど言いましたように、もう水利の悪いところ、順番に検討しながら、年次そういう建設をしていただきたいと思えます。今、何ですか、ことわざで、何ですつけ、備えあれば憂いなしですね。もう準備をしておけば、何も問題ないと思えます。これは本当にお金がかかる問題ですが、とりあえずこういうのを検討していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

それでは、さきの質問通告に従い、一般質問をいたします。

市長の施政方針演説の中にもありましたように、合併後3年目の予算編成を迎え、いよいよ旧4町時代から引き続いてきました事業、各種制度、そして組織機構の見直しをし、住民にしっかり指示される安心感を与えられる自主性の高い、自立性のある財政運営のもとで、日置市一体としてのまちづくりにかかるときに入ってきたと思えます。

さて、ちょうどこのとき、北海道夕張市が3月6日に財政再建団体に移行し、実質約353億円に上る借金の返済のための財政再建計画の内容が報道されました。それは、歳入を確保するために市民税、固定資産税は全国最高水準、下水道使用料や各種手数料が上がる中、行政サービスは、集会施設や養護老人ホームの廃止、その他の住民生活に密接にかかわる、例えば子育て支援センター設置経費や防犯灯設置補助金等56の事務事業の廃止が盛り込まれた内容でした。まさに、全国最高の住民負担で、全国最低の行政サービス

といわれるゆえんを感じました。

この夕張市財政破たんの報道は、全国の自治体に再建団体転落への危機感を与え、同時に我がまち、我がふるさとをそのような状態にしてはならじという思いを強く抱かせました。そして、このことは自治体だけではなく、広く住民の財政に対する真剣な関心を引き出しております。それだけに、これまで以上に住民の理解が得られるような説明責任を果たさなければならないと考えます。

そこで、これまでも行政コスト計算書を、バランスシートを作成すべきだという議論もあり、19年度の当初予算の中にも財政管理費の中のシステム委託料として計上をされておりますが、それはそれとして、今手持ちの資料の中でできる住民の関心に対応した財政情報提供の方法があるのではないのでしょうか。

住民は財政危機を乗り越えていくためには、歳出カットだけでは限界があり、さらなる負担増がなされるのではないかと危惧しております。それだけに住民に身近な公共サービスの内容を事業ごとに説明した事業別予算・決算の作成をすべきではないのでしょうか。そうすることにおいて、本当にその事業を執行する上でむだがないのか、もっと効率的なやり方はないのかを検討していくよすがとなり得るのではないのでしょうか。

さらに、財政運営に住民の理解がより行き届くためには、財政状況を1年間の財政収支の健全性（資金繰り）と長期における財政運営の持続可能性、いわゆる償還能力に分けて明示することが重要なのではないのでしょうか。

新規の起債の発行を抑制する代わりに基金を取り崩せば、それは純起債の増減額では同じであるのに、公債費の比率は下がり、指標としては改善したこととなります。つまり歳出としての公債費償還が歳入としての起債よりも多ければ、債務が減っていると感じます。しかし、そこに財政調整基金からの繰り入れ

があれば、将来の償還能力が低下し、基金が枯渇すれば資金繰りに詰まって財政再建団体に転落する危機があります。そのことをよく認識してもらうためには、バランスシートまではいかないまでも、経常会計と資本会計の二重予算化を導入していくことも意義があるのではないのでしょうか。

住民に債務の水準がどうか、経常歳入と経常歳出の差額である経常余剰が出ているのか、判断しやすい、より理解しやすい財政情報を提供できるのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

次に、2番目の質問に入ります。

そうした財政状況の中で、市政が執行されているわけですが、それが末端まで反映されるためには、今回示されている三層構造の中でも一番下層、すなわち自治会活動に寄与するところが大きいと思います。毎日の日暮らしの中で、助けられたり助けたりしながら生活をしていくわけですが、その自治会活動もこれまでどおりの活動をしようとする予算が立たなくなっている状況になっているようでもあります。かといって、自治会費の値上げをするにも年金生活のお年寄りのことを思うとすぐにはできない状況であります。こういう状況を市長はどのように認識されておられるのでしょうか。

3番目の質問に入ります。

18年度のイントラネット事業が確実に進んでいるのは、道路わきの工事を見ていきますとよく理解できます。しかし、それ以上のスピードで、国策である地上デジタル放送に対する準備の方が進んでおります。今は、鹿児島の場合、紫原からだけ電波が飛んできておりますけれども、本年度の8月から10月の間には枕崎からも試験放送が出るということで、2月の13日に県庁で説明会がございました。それを受けまして、おのおのの共同受信施設を設置している自治会において、共

同受信施設を取りつけた当時の業者を招いて説明会が開かれております。現在の共同受信アンテナの状況を一番よく知っていますので、地上デジタル放送への対応する改修工事費まで予測でき、自治会においてはその負担とケーブル加入した場合のずっと続く利用料金との比較も始まっております。これまで市当局の説明されてきたとおりにいかない状況が出てくるやに思われますが、国策ですから当然改修に対しても、市、行政当局を通じて補助金もあります。今後の対応についてお伺いをいたします。

4番目の質問に入ります。

日置市は歴史的遺産が、ことに島津家ゆかりの、例えば城跡でありますとか神社でありますとか、またいろいろなイベント行事も大変多くあります。これを全部管理し、活用していくとなると、それも一過性でなく、そこにかかわる人たちの心を損ねないように管理をしていくということになると大変なことになります。しかし、日置市一体としてのまちづくりをしていく以上、一度は検討し、整理をしなければならないかと考えますが、市長はどのように臨まれるつもりでありますか、お伺いをいたします。

最後に、観光資源も日置市にはいっぱいあります。その中で、今現在一番注目されているのが、吹上地区にあるさつま湖公園であります。どうなるのだろうというのが市民の思いではないでしょうか。今まだ相手のある交渉中でありますから、慎重にお伺いをし、できる範囲の回答、答弁で結構でございます。

昭和33年鹿児島県条例27号県立自然公園条例によりまして、吹上浜県立自然公園特別地域に指定をされました。その第1条に、この条例は県内にある優れた自然の風景地を保護するために、その利用を増進し、県民の保健休養及び強化に元することを目的とすると、利用の増進を図ると、1条に述べられて

あります。そして、13条には、知事は自然公園の空気を維持するため、公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定できると。この特別地域というのは、ご承知のとおりいろいろな開発制限等がございます。

そういう中にありまして、新聞等によれば、安全管理上の措置として周囲に有刺鉄線を張り、立ち入り禁止の看板を立てたという報道になっております。これは、先ほど述べた条例からいうと条例違反にはならないのでしょうか。それとも、そういうことの行為に対して県知事の許可があったのでしょうか。県知事の許可があった行為なのでしょうか。そこらを最初の質問としてお伺いをいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

行財政改革に伴う住民負担ということでございまして、1番目のご質問の中で、事業別予算・決算の明示、二重予算化はできないかということでございます。

予算及び決算の市民への周知につきましては、広報ひおきを通じまして周知を図っているところでございます。予算につきましては、年度初めの4月の広報によりまして、社会基盤生活環境の整備、産業経済の振興、保険・医療福祉の充実、教育・文化の充実等の項目を設けまして、わかりやすい表示により掲載をしたところであります。それから、決算につきましては、12月の広報の中で、円グラフ等の表示を使いまして公表しているところでございます。また、地方自治法により義務づけられております財政状況の公表につきましても、5月と12月に、年2回の公表を行いまして、収入及び支出の概況、住民の負担の状況、公営事業の経理の概況、財産・公債及び一時借入金の現在高等について公表を行っております。

続きまして、今ご指摘ございました経常収支会計と資本会計の二重予算化でございます。

自治体の予算編成につきましては、地方自治法に定められているところでございますが、人件費や扶助費等の経常的な経費に対する市税等の収入の状況や普通建設事業などの経費とそれに伴う補助金や市債などの収入を加えた収支状況、また市債残高にかかる交付税措置等につきましても、市民の皆様方に理解できる内容での周知を図っていきたいというふうに思っております。

今ご指摘ございましてバランスシート、このことにつきましては、今回の予算にも計上しているところでございます。私どももやはり市民にわかりやすい予算書ということでございまして、今年度におきましても議員の皆様方を含め、また報道の皆様方に対しても、また概要版というのも今回新しく作成をさせていただきました。

また、特にこの二重予算化といえますか、基本的に、ご指摘というのは、今私どもの予算と企業会計ですから、企業会計におきます収支の会計、そういうことができないかということでございますけど、私どももやはり両方のこの会計予算書という作成は必要であるというふうに思っております。

現実的に、今の自治法にのっとったこの予算書の作成でございますけど、今後バランスシートの含めた、成果を含めまして、今後このような会計処理の中で予算書を作成していけばいいのかどうか、今後このことについては十分検討もさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の自治会、ご承知のとおり自治会は任意団体でありまして、性格から言いますと、本来は行政指導の及ばないものであるという認識はしておるところでございます。特に、合併いたしまして、自治会運営の中におきまして、旧4町それぞれのやり方が違いまして、それぞれ自治会におきまして今現在、自治会の育成交付金と自治会の活性化補助金、この

2本立てで助成しているところでございます。特に、今回を含めまして、この自治会活動におきます中で公民館活動もですけど、三重構想といえますか、その中におきまして今回取り組んでいるのが地区の公民館のあり方ということで、それぞれ今回いろんな予算措置をしているところでございます。

基本的にこの自治会活動の中に、合併した当初270ぐらいの自治会がございまして、現在215程度ということでございます。この自治会の統廃合というのも考えていかなければならないこととございますけど、自主的な統合ということも含めて、今させてもらっておりまして、今後やはり過疎・高齢化を含めた中におきまして、この自治会の統合というのも基本的に行政としても推し進めていかなければならない、大きな課題であるというふうに思っております。

その中におきまして、自治会におきます負担っていいですか、自治会費っていいですか、これもそれぞれの自治会でばらばらであるというふうに認識をしております。それぞれの金額的にも、平均460円から、高いところ1,200円ぐらいまでと、月ですね。そういうふうにはばらつきがございます。このばらつきの中におきましても、いろいろと中身があるようでございまして、特に自治会費の使途の中におきまして、社会福祉協議会の会費とかみどりの羽とか、自治会でそれを賄っているところもありますし、それを個人的に会費でそれを賄ってやっているところ。もうそれをしないで、会費だけもらって、その分については個々ですよと。これはさまざまありますので、平均的に今、約780円程度の自治会費で、月なんですけど。これ一概には言えませんが、それぞれやっぱり差があるというのは十分思っております。その中におきまして、大変自治会におきます運営費、行事におきましても大変いろいろと、大きな行

事をしていただき、市民の皆様方におきます安心・安全を含め、また活性化ということでやっておるというふうに思っております。その中におきまして、今後住民負担というのをどう考えていくかということでございますので、私どももやはりこの自治会の再編のあり方を含め、こういうことを十分認識しながら、今後、さっき申し上げました、この市におきます交付金、また補助金等につきましても見直しも十分やっていく必要があるというふうに考えております。

3番目のイントラの事業のことでございますけど、今後のケーブルテレビの整備につきましては、平成23年7月24日に現在のアナログ放送が終了することから、地上デジタル放送へ対応をするということになります。

今ご指摘ございまして、特に共同アンテナをご利用している組合がそれぞれ市内にございます。そういうところを含めまして、特に私ども今イントラ整備をしたわけでございますけど、基本的にこれを各戸にきちっと整備をしていけば、いろんな活用というのはできるというふうに考えてはおりますけど、これには大変大きな財政負担を伴ってくるということでございますので、十分このことは議員の皆様方、市民の皆様方と論議をしていかなければならないというふうに思っております。

それにあわせまして、特にイントラを含めた中で、行政の、防災行政無線、今言いましたようにアナログから地上デジタル、このことを含めまして、この地上電波の改正によりまして、23年度におきまして、この防災行政無線の統合というのもやらなければならない。そういうことを含めまして、今後このイントラ整備の中におきました、今、ことし整備をしたものをどう活用していくのか、やはりそこあたりを含めて十分防災行政無線とあわせまして論議をし、また経費的なコストをどうあるのか、こういうものも十分論議をさ

せていただきながら、次の展開をやっていきたいというふうに考えております。

4番目のことでございますけど、日置市内には国指定の文化財が1件、県指定の文化財が12件、市指定文化財が79件あります。そのうち史跡等の有形文化財は、県指定が4件、市指定が26件あります。これらは市全体の文化財でもありますが、主にその地域の歴史と生活に密着にかかわっている独特のものでありますので、その地域の方々と一緒に保存・保護ということを検討をしていかなければならないというふうに思っております。それぞれ地域が、それぞれいろんな文化財を守っていただき、またボランティアでそれぞれ清掃を含めてやっているという事実も認識しております。そういうことを含めながら、今後地域の皆様方と十分歴史的遺産をどう守っていくかということ話をしていかなければならないというふうに思っております。

その中で、特にさつま湖の問題をご指摘ございまして、このことにつきましては、特に昨年の10月23日の全協の中で、経緯と今後の方針ということで皆様方にご説明申し上げ、いろいろとそのときのご理解いただいたというふうに思っております。そのような状況の中、昨年の12月をもって公園は閉鎖ということになっておる状況でございますけど、ことしの1月になって鹿児島交通の方が有刺鉄線を張ったということで、新聞で報道されたとおりでございます。その後、会社の方ともいろいろと話をやっていこうということ、今協議をさせていただいておるところでございます。その後からの一つの、まだ大きな進展はないということでございます。大変、相手もあることでございまして、このことにつきましても大変大きな課題は抱えておるわけでございますけど、今後とも十分会社と協議をさせていただきたいと。

基本的には金額面からいきますと、会社の

方は3億5,000万円、こちらは評価を決めて5,000万円、大変大きな隔たりがあるということの中におきまして、市民の皆様方を含め、議会を含めて取得するには、価格的にはどこが適当なのか、まだ十分むこうとも協議をしていないということをごさしまして、今の中におきましては、私どもは5,500万円という一つの表示を出した中に対して、これにはノーということ突きつけられたということは、こういう状況を含めてこのような理解をしていかなきゃならないというふうに思っております。今後十分まだ、このことにつきましては、会社と私どもが協議をしていくことで、ちょっともう少しまだ時間も必要とすることであるというふうに認識しております。

以上で終わります。

○2番（上園哲生君）

私の質問に対して一応ご答弁いただいたんですけども、ちょっと的を外れてるのもいっぱいありましたんで、改めてちょっと最初の質問からさせていただきます。

結局、私たち議会におきまして、ここの公共サービスが本当にどうなのか、そういうチェックができないんですよ。どうしても議会でやっても、そうくくりで来るものですから、ですからやっぱりこの事業、ときに住民に密接な事業は本当に、こないだの満足度、重要度調査じゃありませんけれども、本当に対象となる人たちにとって一番いい、何ていいですか、方法を、ぱちっと焦点があった行政サービスになっているのかどうか、ちょっとそこら確かめるすべがあってもいいんじゃないかと。そのためには事業、事業の中の予算、決算というものを事業ごとに見つめて、本当に、ああ、むだがないな、ああ、もう本当これは負担が出てきても仕方がないというような状況まで、やはり住民が納得するようなところに持っていかないと、この財政の厳

しい中で負担を求めていくときに、なかなか理解を得がたいんじゃないかなと思います。

それと同時に、今度の補正予算を、あれをいただきましたけれども、その補正予算の減額補正にいたしましたけれども、例えば事業をやっとして落札率の関係で執行残の減額補正が出てきたちゅうのわかるんですけども、職員の方々が、一生懸命いろんな経費を節約をされて、そしてそこに出てきた減額補正、その職員の努力のたまもの、そういうものが見えてこないんですよ。そういうことでこういうご提案をしたんですけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、国の事業の進め方の中におきまして、道路の整備でもございますけど、今はこの事業費の云々じゃなく、やはり効果と評価といえますか、やはりそれを通したときに、基本的には5年後、どういう形態になっているのか、それでいろいろと今後のそれぞれの事業のあり方というのをやっております。

今ご指摘ございましたとおり、それぞれの事業ございますけど、中におきます事業存続、今後していけばいいのか悪いのか、こういう判断につきましては、やはり5年後を含めた中で整備をしたときに、道路にいたしますとどれだけの、それぞれの道路を含めた中の車両がして、どれだけの物流がし、地域にどれだけ貢献したのか。やはり今はそれぞれの細分化した中におきまして、そのような数値目標を示していかなければならないということでございますので、全体的にいろいろと無理な部分がございますけど、今ご指摘ございましたそれぞれの事業を含めた中におきましての評価、効果というものは事業ごとに私どもも集計をして、また議会の皆様方にもそれをお示しをし、また市民にもこのことにつきましては部門ごとにおきまして、事業ごとにおきまして示しをしていかなければなら

いものだというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

今後の検討課題ということで理解をさせていただきます。

もう一つの方の経常会計と、それから資本会計ですね。これは、やはりここに座っている議員の人たちはみんな民間ですから、民間であれば事業をやるときには、そういう損益決算書と、いわゆる単年度のですね。そして経年のやっぱり財務諸表、バランスシートを持っていつも眺めてるものですから、経営を。そうしましたとき、例えば、きのうもちょっと議員の方から議論が出たと思いますけれども、財政の硬直性を見るために経常比率なんかを出しておりますけれども、ここにやはり、経常のところは元金の償還分が義務経費の中に入ってくると。これ元金の償還分は、本来これ資本会計の部分じゃなかろうかという思いは我々はするわけです。

そういうことで、結局基金も取り崩して繰り入れたのであれば、そこがやっぱり歳入の一つの資本会計になりますし、また、歳出の方でいきますと、そこに積み立てがあると、きちっと次の事業のための準備が始まるなというようなふうに、やはりその資本の会計を見ながら、ああ、どこまで借金ができる、まだいけるというのをやっぱり見るよすがになると思ってるんです、本当は見えませんが。それは後でちょっと質問しますが。ですから、きのう、同僚議員の中からも、例えば日置市が持つて普通財産ちゅうのもどれくらいあるかと。旧町ごとにもっと体制を合わせれば、すぐ出る話じゃないかというような質問がありましたけれど、やはりそういう思いがするわけなんです。

そこで、市長がよく言われるんです。事業を進めるときに、補助事業をまず、いい補助事業を探す。そして、その後を有利な起債、すなわち交付税措置のある起債で事業を進め

ていくと。適切な表現かどうかわかりませんが、ある意味じゃ人のふんどしで相撲をとれやと。そして、自分とこの大事な基金は、自分とこのふんどしは大事していこうというような感じで、私もこれは同感であります。ところがですね、実際交付税措置を見たときに、あるいは当初と、そして最後の補正のところに出てきたときに、あまりにも数字が違いすぎる。確かに、需要額の中に算定はされているんでしょうけれども、本当にそういういろいろな有利な事業の後年度負担、あるいはそういう交付税措置でやりますと言うたものが入ってるのかどうか。これどういうふうにして確認をされているのか、わかるのか、そこらをちょっとお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたように、起債におきます交付税措置という一つの中で表現されておりますけど、基本的にはこの地方交付税のあり方といいますか、これで大分変わってまいるといふふうに思っております。特に、また19年度から、また交付税の算定の、需要額の算定にどうあるのか、どういうものを入れていくのか、これが変わってまいりますし、国におきまして、私どもがやはり交付税をいつも算定するわけございまして、国の動向といいますか、法人税、国税におきます割合の中で交付税の額が決まりますので、この額がそれぞれの都市によって差異があります。その中におきまして、全部交付税の中で見られるのかどうか。私どももやはりどの、どの、どのという形じゃ一つも出てきておりません。見ておる需要額の中には見ておりますけど、やはり交付税の中が需要額と収入額を含めて、税収等いろいろなを見れば、それだけ減ってまいりますので、そこあたりの部分がやはり交付税の需要額、これには算定されておりますけど、本当に交付税額と、それとは違っておるといふふうに思っておりますので、そ

こあたりも十分検証していかなきゃなりませんけど、今後この地方交付税の制度というのがどうなってくるのか、今の時点でも、先もちょっと読めない部分もございますので、特にこの一、二年というのは、まだまだいろいろと変動して、議会の皆様方にもこの数値のあり方で、大変当初と補正で違うから何でかという大変大きなご指摘もございますので、十分計上するときは精査した中でやっていきたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

それでは、きのうもちょっと出ました臨時行政対策債ですね。これは、いわゆる需要額の中に算定をされていると。ですから交付税措置をされているということなんですけれども、これに対しましても今年度幾らぐらいそれに見込みとして入るということは、わからないということでございますか。ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

この臨時特例債につきましては、交付税とセットでございまして、交付税が、これだけことし交付税来ますよと。ですけど、その足りない分について臨時特例債がこれだけですよと。もうこれはもう本当は臨時特例債を出さなくて交付税に入れればよろしいんですけど、これは国もお金がないから地方でもこれだけ借りなさいという、これはもう本当は一緒に、地域におきます需要はこれだけあるんだけど、国の方もお金がないから、お金の件ではこれだけ交付税で見ますけど、臨時特例債については、市の方もこれだけ借りてくれと。そうじゃなければ、市の需要は賄えませんよということでありまして、この中におきまして、今ありましたとおり、この財政債につきましては、後年度交付税で見ますよと言いますが、これも、さっき言いましたように額なのか、需要額の方に見ているという、需要額には、それだけ毎年返還する場合につい

ての額は需要額で見るということでございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

何か、市長のお話を聞いておりますと、あんまりこれは使わん方がええんじゃないかなと思ったりするようなどころもあるんですけども。

それでは、ちょっと視点変えまして、他の市町村におきまして、合併特例債でまちづくりの基金をつくっているところがございますね。そのことについて市長はどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

この特例債を借りて基金を造成ということでございますので、これにつきましても、基本的には、この特例債につきましては財政措置があるというふうに思っております。このことにつきまして、やはりこれも基本的には起債の残高に累計してきますので、基金を持っておるけど、その分は逆に起債が多くなるということになります。なるべく私としては、この特例債を活用してまで基金を積み立てようと、そういう考え方は今のところ持っておりません。この中において、今の変動利率、利率の中において、それだけ利率がして高くなってきたらその活用もありますけど、もう低利率の中において、そこまで借りてでも基金を造成してどうこうということは、大変今の財政状況を考えたときには特例債を借りて、そこまで基金を積んでいっても、また後年度に起債を返していかなきゃならないということでございますので、今のところ考えてないというふうに理解していただきたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

今、特例債使ったの基金ということにつきましては、よくわかりました、理解できまし

た。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

今回、三層構造ということで、随分二層のところの、地区公民館のところに視点が集まっておりますけれども、やはり一番基本になるところは自治会ですよね。その自治会活動がしっかりしていて、そして初めて二層目の地区公民館活動がかなうと思っております。自治会が協力しなかったら地区公民館の稼動なんじゃできません。

そこで、まず、先ほどちょっと自治会との話も出ましたんでお聞きをしたいんですけども、やはり旧町時代には納税報奨金でありますとか、あとのもろもろの報奨金等も大きくて、それなりの事業をこなしてきたわけですよね。そして、合併をし、財政が厳しいですから、そのことも理解をしながら自治会の育成交付金でありますとか、あるいは活性化交付金、その中で何とか皆さんやりくりをしておりますけれども、例えば、自治会長は、今行政嘱託員の面を一つ持っておりますね。そして、行政嘱託員だけの報酬でやってる自治会長さんもおられれば、あるいはやはり自治会の、あるいは小さくて、そしてやっぱり自治会の皆さんのその会費の中からそういう役員手当といいますか、人件費は充ててる自治会もあろうと思っておりますけれども、ここの比率をどういうふうに認識されておられますでしょうか。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時20分といたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

今ご質問の中で、それぞれの集落、自治会におきます手当の自治会長の問題でございますけど、実際的に215の自治会におきます、把握はしていないわけでございますけど、行政連絡員の手当だけでしている自治会もあるのかなど。そのほかにおきましては、特に、さっき言いましたように、月の会費の中におきまして、それぞれ自治会におきましては予算を計上しておる中におきまして、自治会長だけでなく、また会計さん、またそれぞれの専門部長さん、そういう手当も中で、会費の中で運営しているところもあるのかなどというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

市長、本当に世帯数が多くて、今1万円プラス100円掛ける世帯数が行政嘱託員の月給ですよ。それで済むところもあれば、結局済まないところの自治会長さんたちは結局自治会の会費の中からそういう役員手当でいただいているわけですよ。そうしますと、実に自治会長さんたちにとっては不愉快な思いする場面がいっぱいあるわけですよ。一方で、行政からもろうとるのに、何で我々の会費から貰うんじゃないかと、現に言われてる自治会長さんたちもおられると聞いております。また、今度地区公民館の、今ことが出ておりますけれども、吹上浜地区公民館もやってきました。そして、地区公民館長へも市から手当は出てますよね。ところが、あわせてやはり今度はその、支えるところの自治会の中から、私どものところでありますと1世帯数1,000円という形で、自治会がそれをまとめて地区公民館に持って行く。そして、またその中で地区公民館長への手当が組まれていく。何か一番末端のところは、いろいろ自治会の財政も厳しくて、いろんな事業の、歳出の見直しもされていく中において、何か割り切れない住民の方々の思いもあるわけです。

先ほど活性化交付金の中で、2万円の上限で3つの事業までというようなことで、大体どこの自治会でも敬老会をやっけてこられました。ところが、その敬老会もなかなか今までどおりじゃ難しいということで、というのは、吹上地区はそういう補助事業ありましたけれども、それもなくなりましたし、そうすると、今までの延長線上の考え方ではいなくなってきたと。そういう形で、じゃその敬老会の2万円を食糧費とか何とか使ってはならないということであると、どういう形で多いお年寄りに還元をしていくかなと。やはりそういう中で、やっぱりみんなが集まって、そしてここの自治会の中に功労があった方々、功労があった人たちだと。そして、いつまでも元気で長生きをしてほしいという願いを込めてやっぱりやりましようやというのが、今の現状の自治会のいろいろ行事ごとの話し合いのところだろうと思うんです。

そういう中におきまして、例えばいろいろあるとは思いますが、例えば、市長と去年一緒に招待受けた山の中の小さな集落がございましたね。あそこは自治会の中に仏像を安置しとって、そしてその自治会にいろいろお世話してくださった先祖の供養をしようということで、お坊さん呼んで木魚をあげると。そういう費用に使ってると。そしてその後、食糧費を使えないから、ゆうべから川に山太郎蟹のあれを仕掛けてきたということで、山太郎蟹をどんぶりいっぱい、それこそ1人ずつおもてなしをしてくださいましたね。何かかんかやり方はあるんでしょうけれども、それを見ておきますと、これは本当に自治会の運営あるいはそういう行事への積立方、大変苦勞しているような気がして仕方がないです。

そういう中であって、今度地区公民館の中で三層構造でやっていくわけですけども、やはり末端の自治会のところからの会費の、何といたしますか、納入というのも考えていら

っしゃるんでしょうか。そこらをちょっとお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

地区館のあり方ということで、今それぞれの館と人の配置ということでございますけど、今までやっているところ、また新たにするとところございますけど、基本的には運営方針というのはその地区でいろいろと決めていかなければならないことだというふうには思っております。

その中におきまして、今ありましたとおり、自治会から上納、上納ちゅうか、各負担金して、自治会、地区館の活動、これどうするか。それはそれぞれの地区で内容は若干違うと思っておりますけど、基本的に今回、この地区館の整備ということにおきまして、自治会活動を含めた中におきまして公民館講座もですけど、今後やはり行政と一体化なって、それぞれのまちづくりを主体的にもして行ってほしいという、そういう願望を含めた中で、今後自治会のあり方、その中におきまして、特にその地域におきますまちづくりのビジョンを含め、またそれぞれ行政サービスの中で相談にできる、そういう機能というの、今後地区間の中でできていったらいいのかな。ことは初めてでございますので、まだまだいろいろと勉強課題含めてその充実を図っていかなくちゃならないというふうに考えております。

ご指摘のとおり、この自治会におきましても、大変戸数的にまだ大変ばらつきがありますので、そこあたりの部分をやはりこの自治会の中に、地区館の中におきまして、この自治会の統廃合を含めた中でどうあるべきなのか、やはりきちっとそこでも話をしていただいて、自治会と地区館というのが同じような形の、立場は違うけど、連立をしていただかなければならないのかなと思っております。

そういう中におきまして、この運営費とい

う中におきまして、また運営費までどうするかというのは、今までしてるところはそのままの継承でいいと思いますけど、新たにしていくなるところにおきましては、またその地区においていろいろと十分この運営費を含めた中におきましては、さっき言いましたように指導主事を含めまして、いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

基本的に、今合併してちょうど2年過ぎまして、今ご指摘ございましたように、この行政連絡員の手当の計算方法、今、あと育成交付金、また活性化補助金、これもやはり今後それぞれの見直しといたしますか、やはり自治会、また地区館を含めて、どうあるべきなのか。やはりその配分というのも、今後やはり検討を進めていかなければならないというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

ぜひいろいろな観点から見直しをして検討していただきたいと思います。

市長の方から自治会の統廃合のことがちょっと触れられましたので、ちょっとお尋ねしますけれども、それぞれのどんな小さな自治会でもそれなりの歴史を持ち、そして愛着を持っております。そういうことで、住民の中からの動機といたしますか、そういうことで合併を進めていくというような当初のお話でございましたけれども、今、日吉地区のやつは大体整理がついたと認識しておりますけれども、ほかの地域、そういうところは今どういう進捗状況なのか、お知らせいただきたいと思います。

○社会教育課長（神之門透君）

自治会統合の話し合いの進捗状況についてお答えいたします。

まだ、正式な返事が来たわけではございませんけれども、伊集院地域で今度の4月から4つの自治会が一つになる方向であるという報告は受けております。伊集院は、そのほか

にも7対象地域で話し合いが進んでおりまして煮詰まりつつあるというふうに聞いております。

東市来の方では、もともと東市来は一つの自治会だったのが2つに分かれている自治会があると、そういうところが今度一つになるという話があるというふうには聞いております。

吹上の方では、今坊野とか平鹿倉とか、それから浜田が中と後と天昌寺が一緒になるという話は先ほど決まりました。ただ、時期については、いつからというのはまだ決まっておりません。そういうふうにして吹上の方でも今あちこちで話し合いが進められておりますので、進んでいる状況でございます。

ただ、日吉地域にありまして18の自治会になりましたが、まだそれでも小さい自治会が残っているということで、話し合いをしようという機運があるというふうには聞いております。

終わります。

○2番（上園哲生君）

進捗状況におきましては了解をいたしました。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

このイントラネット事業、いろいろな角度から18年度は97の公共施設、そしてその後は、ちょっといろいろアンケートをとったり調査をしてというようなお話で、そしていわゆる事業の目的といたしますか、先ほど市長言われましたように防災の関係、そして一番は地上デジタルテレビへの対応だったと思うんですけれども、あとは地区公民館におけるいろんな証明書の受け取りであるとか、そういうものに使われるというようなことでケーブルということで、一つの考え方というものを理解をしとったわけですがけれども、現実問題として、こういう地上デジタル放送に対応

します共同受信施設の修繕費への補助金があって、なおかつそこまでの高額な修繕費用は出ないというような見積額が出てきますと、住民の中にはケーブルテレビに加入して、そしてこれからずっと利用料金を払い込むよりも、最初少々自分らで家に、いろんなチューナーであるとか、あるいは衛星デジタル放送に対応するためにはそういうアンテナも立てなきゃなりませんけれども、そっちの負担の方がいいんじゃないかというような空気が、ま、そういう考え方の空気が強いというのをいろんな自治体でお聞きをしております。これは逆に言いますと、ケーブルテレビに加入する人たちが少なくなってくると、加入のその後の料金等のその維持管理等の、前は1,500円とか2,000円とかの、その間ぐらいでお話があったわけですがけれども、そういうところを見直しをしなければならぬような状況になるんじゃないかと思うんですけれども、そこらについてお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

19年度におきまして、先ほど申し上げましたとおり、今後のこのケーブルテレビの整備と、さっき申し上げましたこの防災行政無線、この両方をどうしてもどういうふうにしていくのか、これを19年度中に早い時期に方向づけをしていかなければならないというふうに思っております。今、言いましたように、最初の初期投資、初期投資の金額が両方大変大きな金額になります。これを含めまして、本当に市民の皆様方にとって、どちらがどうなのかということも含めながら、またそれぞれの、両方した場合に、どれだけの設備投資になってくるのか、ここあたりの試算も十分していかなきゃならないし、今ご指摘ございましたとおり、それぞれの加入、加入に当たっても基本的に市民の負担といえますか、やはり加入、また維持費含めた中で、市民負担というのも今後継続的に出てくる問題でご

ざいますので、なるべく早い時期に、やはりそういう試算表というのを私どもの方が作成して、やはりわかりやすく、議会を含め、市民の皆様方にできるこの資料を今年度中に十分つくっていきたいと。そこからいろいろと論議をしていかなければならないことであるというふうに思っております。もう時間的な余裕というのがないというのは否めません。今言いましたように、23年の7月に、今このような状況でテレビの放送も変わってまいりますので、早く、早い時期に、19年度内にそういう試算も含めて私どもは検討をしていききたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

本当に時間がなくなりましたね。もう若い、公営住宅なんかへ入ってきた方々の意見を聞くと、いつから見れるんですかと。ちょっと待って、まだアンテナが直つたらんがというような話で、早い人たちになりますと、もう自分ところのテレビの買いかえですね、それとあわせてもう考えてる人たちも多くございます。ですから、やはりこれは急いでいただきたいなという思いがいたします。それでなければ本当にもうケーブルテレビなんていうのを、かえっても負担が大きくなり過ぎて頓挫するような気がいたします。

それに、また反するようなことを言うように恐縮ではございますけれども、そうはなりましてその共同アンテナ受信施設の修繕でいこうと、うちのちょうど受信施設管理組合はこれを改修をして、今までの積立金もある程度あるからこれを使って、そして修繕でいこうということになったときに、これは国策でやる事業ですから当然国庫補助がございませよ。そうしたときに、やっぱり窓口は、今、ケーブルテレビの加入の方に一生懸命になりたい、担当課がこっちの方の補助金の窓口にもなっていたかきかならない場面が出てくるかと思っておりますけれども、そこらをどういう

ふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今、市内におきまして、共同アンテナの方が50、ちょっと数字ははっきりしていませんけど、50何カ所あったのかなとは思っております。その中におきまして今回のこのデジタル化を含めた中で一般の皆様方はチューナーをしたりいろんな中でやらなきゃならない。その50の中におきますその団体だけにそれぞれ補助金をしていいのか、おっしゃいますようにこれは国策でこのような中になりましたので、その中でございますけど、やはり私も行政、市としても、これは国がしてあげれば一番よろしいわけでございますけど、今の中におきましては国が全部そうなったから、そういういろんな維持費を含めて国が面倒見ると、見ると、そういうことは聞いておりませんので、ここあたりの分につきましては企画課の方が窓口になりますので、特に共同アンテナを含めたそういう方々におきます説明会、いろんなことも今後私どもの方も率先してやっていきますし、また、そこでいろいろとご意見もいただくような形を本年度内の中で早くやっていきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

2番。先ほどから、私は、住民の負担のその1点だけでいろいろと質問をしてきたわけなんです。今までテレビを見るのにそこまで負担がかからなかったと。けども、このテレビを見るのにもそんなに自己負担が強いられるのかと。ケーブルテレビだとその後の利用料金がそんなに死ぬまで続くのかというような状況の中にありまして、やはりその取りまとめをする、そういう管理組合の役員さんたちにしましても、やはり負担が小さな方へ詰めていかざるを得ないような状況になるかと思っております。そして、そういうことになりましたときに、また、少しでも負担を減らすた

めに補助金の申請ということにも相なろうかということで、実に担当課としては、その推進と、そしてまた推進を阻害するようなまた助成もしなきゃならんというところで大変だろうとは思いますが、最終的には住民の方々が決めることですので、そういう住民の方々あるいは管理組合で決まったことの意向を尊重していただけるようお願いをしております。

それでは、次の、最後の質問に移らせていただきます。

先ほど、ちょっと、その日置市におけます歴史的遺産、殊に私は島津ゆかりのと申し上げたんですけれども、大変多くの歴史的遺産を持つてるまちなんだなということを実感をいたしました。

ちょっと具体的に簡単でいいですからお聞きをしたんですけど、市に79の歴史的遺産があるということでしたけども、具体的に説明いただけませんか。

○社会教育課長（神之門透君）

指定文化財のことでありまして、市が指定しているまたは国・県が指定している、国が指定している文化財、この中には記念物とか無形民族、有形民族、そういうものがございまして、議員がお尋ねの史跡というふうになりますと隠れ念仏とか城跡とか神社、そういうものがありまして、史跡に限って申し上げますと26件、26件ということになります。

○2番（上園哲生君）

今、ちょっとご説明いただきましたけれども、これをその中でどういう管理の仕方がなされておるんでしょうか。それぞれさまざまだろうと思いますが、やはりそこらからきちっと整理をしていかなければ、地域の方々にとっては大変大事なものであったり、ところがそこまで市としては評価はしてないというものもあつたり、まちまちだろうと思っております。そうしますとどういう管理の仕方

をやってるか、そこらあたりでやっぱり軽重のあれが出てくるんじゃないかなと、やっぱり大事に重く市としてもとらなければならぬというものも出てくるんじゃないかと思えますけれども、ちょっと管理状況を教えていただきたいと思えます。

○社会教育課長（神之門透君）

文化財、特にこういう史跡とかいうのは、原則、所有者の管理義務がございます。国・県・市は、そういう文化財が適正に管理されているかどうか、そういうのを指導・監督する立場にあります。しかし、自分たちだけで管理できないどうしても大切なものがありますので、そういうものについては国が、県があるいは市が補助金を出しているのもございます。この補助金につきましても、吹上と日吉は補助金という形をとっておりますが、東市来委託金という形、それから、伊集院については施設公社、管理公社ですね、そういう所に委託をして管理をしている所もございません。原則的には地域の方々が自分たちでこれまで培ってきた歴史と生活に密着したものでありますので、一義的には地域の方々の責任ということでございます。

○2番（上園哲生君）

よくわかりました。実は、先日、吹上の和田校区にあります田中城ですね、田中城という所に行ってまいりました。はっきり言いまして今まで私も全然認識をしておりませんでした。ところが吹上町の最後のときに出きました文化財基金ですね、あれを使って住民の方々が大変きれいに整備をされて、そして、こういう所にこういう城があったのかと。それもその城は、ご承知かもしれませんけれども鎌倉時代の前ですよ、1190年ということになっておりますので。ですから、そういうまあ、いうなれば島津家の地頭職が来て、そして制圧をされたような、そういう前の城であっても地域の人たちに至っては大事な歴

史的資産として、そして、去年の11月5日にそういう整備をされております。やはり、時代の流れがあるんだろうと思えますけれども、その前にやったときの史跡のその記念碑を見てみますと、紀元2600年というときに、当時の伊作町の町長でありました川越半蔵さんという町長が石碑を書いておられますけれども、やはり廃れたとかあるいはまたそういう何かの拍子に持ち上がってくるというようなことはあるがと思えますけれども、こういう今出てくるようなものも、田中城みたいなものも先ほど言われるような対象に入っているんでしょうか。

○社会教育課長（神之門透君）

入っております。

○2番（上園哲生君）

余りここを具体的にしていく時間はないんですけれども、和田地区から伊作の方に入りますと、そこに妙見神社というのがございます。ご承知だとは思いますが、それこそ日新公が加世田攻めをやる時に戦勝祈願をやった所です。そして、現在はそこでやっぱり、一時、大汝牟遲神社の方に合祀されたもんですから、明治時代にですね。その後、昭和25年に今、合祀前の現在の所に戻ってきまして、そして、また地域の方々がそれこそその神社を大事にしながら、11月の九州場所の後、奉納相撲をやっています。それに対して補助金もついております。そこちよほど私が体育部長をするころに、そこで相撲をとっていた子供たちが今大相撲の方に2人入っております。大けがをしたりして大変難渋はしておりますけれども、まだくじけずに一生懸命精進、頑張っております。

そういうふうに、やはりそういう神社と島津ゆかりの神社と、そして、そこにいろんなイベントがあり、そして、そこでまた次の時代の子供たちが育っていく、こういう生かし方というのはやはり最高の生かし方じゃない

かなと思うんですけれども、ほかの地域でもやっぱりそういうこともあるんじゃないかと思うんですけれども、市長、どういうふうに感想をお持ちになりますか。

○市長（宮路高光君）

日置市におきましては、大変、歴史的といえますか、無形、有形かかわらず大変多くのものがあるというふうに認識しております。特に、保存会を含めまして、いろんなそれぞれの団体が一生懸命、青少年にそういう伝統を教えている地域もございます。まあ、言えば、伊作におきます太鼓踊りを含めまして、やはりこういうものを含めた中におきましては、私ども行政におきましても、そういう団体についてはやはり育成という中で今も助成をしておりますけれども、今後とも助成をしていかなければならないというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

もう1点紹介をさせていただきます。先日の新聞に大河「篤姫」登場ということで、郷土の偉人ということで小松帯刀の理解を深めようという記事が出ておりました。市長もお読みになったかと思っておりますけれども、大変その地元の方々、そういう人たちの熱気を感じるわけですね。ちょっとその新聞を読ませていただきますけれども、「日吉地区の住民らは大河ドラマ放映を支援する会を組織した。勉強会の前日には墓の草払いをするなど今後もさまざまな活動を計画する」と、大変住民の方々の熱気を感じるわけです。で、その後、日置市のことがぼんと出る。「日置市は案内看板の設置などを予定している」。余りにも住民の方々と、確かに12月議会の中でこの話が出まして案内板を立ててという市長の答弁をお聞きしたわけですから、やはり時代のスポットに当たった物にはもう少し強い支援があってもいいのではないかと思うんですけれども、市長の感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

篤姫の問題につきましては、大変、今、鹿児島県の大きな一つのPRの材料というふうにして、観光協会を含めてやっているのは事実でございます。そういう中で先般も答弁いたしましたとおり、私ども行政の中でできるところがどこまでなのか、先般の特に吉利地域のご婦人の皆様方がやはりこのことについて勉強しようということで、NPOの方が説明をしたというふうにお聞きしております。私どももやはり行政とそのようなNPOの皆様方とも今後とも連携をしながら、どういう形で今後この一、二年の中におきましてPR的なものができるのか、行政だけでなく今NPOの皆様方が携わっている部分がございますので、そういう団体の皆様方とも十分連携を深めながら、この機に日置市というPRもできればいいのかなというふう思っております。

○2番（上園哲生君）

ぜひ前向きにやっていきましょう。

それでは、もう時間がなくなってきましたので最後の質問とさせていただきます。

先ほど、さつま湖公園のその県条例のことをお聞きしたんですけれども、そのところがちょっと抜けていたような気がするものですから。結局、これは県立、鹿児島県の条例と県立自然公園条例の中で、やはり公園で、そして、それだけの景観を持っておると、それだけの管理を、適正な管理をなさいたいということで特別地域にも指定されておるかと思うんです。それがです、公園だからこそ先ほど1条で、ちょっと読ませていただきましたように、利用の増進を図りという条文をうたいながら、一方では管理が大変だから立ち入り禁止の看板を立てて、その撤去網を張っているというような状況なんですけれども、これは条例違反とか、あるいはこういうことに対して県は認めているのか、そこをちょっとお

伺いをいたします。

○吹上支所長（坂口文男君）

お答えをいたします。

県立自然公園ということで県の管理でございまして、県の方に問い合わせをいたしました。ご承知のように県条例で特別地域内のいろんな公園には知事の許可が要するということが規定をされております。反面、規則の中で91項目ほどでしたか、知事の許可あるいは届け出を要しない行為というのがあるということで説明を受けました。

で、どういうことがあるのかということを知りたいんですけども、保安の目的で広告物の設置というのについては問題はないと。看板を立ててございます、立ち入り禁止という。で、一番最後に、これらの行為に附随する、附随する行為と、これも許可不要という判断なんですけれども、必ずしもこの最後の、じゃあ附随する行為であるのかどうかというのは県としてもまだ明確に答えをいただけないと。場合によっては必要であるのかもしれないということですけど、まだはっきりと明確には県の方としての回答は得られておりません。

以上です。

○2番（上園哲生君）

やはりそれだけの景観を持った公園ということで、これまでも管理に対して大変やかましかったと思うんですね。それがこういう状況で管理がなかなか届かないからこういう形で管理をさせてくれと、県も知らなかったということは逆に言うと何の届け出もなせずにやられとる可能性もあるわけですね。そういうことを含めると、やはり公園としての、地区公園として特別地域までいろいろな制限をかけながら現状としては、ましてやこれから夏草や何や生えて草ぼうぼうになっていくようなときに公園としての様相を呈しているのかどうか。そこはやっぱり管理責任者

として県がしっかり責任を問われる場面もあるかと思うんです。やっぱりそういうものを含めてやはり県との協議をこれからも続けていってほしいと思います。場合によっては特定地域を解除するというのもあるかと思えますけど、そういうことについてはどういうふうに認識されておられますか。

○吹上支所長（坂口文男君）

お答えをいたします。

まあ、県の方、先ほど申しましたように県の条例でございまして、私どももこの風致という観点から私の方もそういうことで県の方には、これは問題ないのかということでお話をしたところでございます。ですから、まあ、今後また県とはそういう話をしていきたいと。ただ、県としても今交渉中であるというような認識も持っておったようございまして、そこらあたりの微妙な問題とかということもあつたんじゃないだろうかというふうに思っております。

それから、特別地域の解除とか見直しとかというようなことで、これも以前ちょっと県の方に問い合わせをしたことがあるんですけども、自然公園ということで、見直しとか、定期的な見直しはない。あるいは自然を守るという立場の方からそういった解除とか何とかというのはないというような考えを県の方は持っておったようございまして。

以上です。

○2番（上園哲生君）

やはりどういう管理状況になっていくか、場合によってはやっぱりそういう知事の方が解除を検討する可能性もないわけではないですね。そうした場合に民間会社は関係ありませんから、意見を聞くのは関係市町村並びにその環境審議会の所で答申出すわけですから、そういう意味で言うと日置市として発言をする場を持ってるということございまして、そうしますと今後の負担金ぐらいを、

今後の維持管理のための負担金ぐらいを生み出すことのできるぐらいの行政であれば利用方法もあるやに想像するわけですけれども、そういうことも含めまして、市長の最後のそういうことに対します感想をいただきまして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

詳細につき言いました支所長の方が話いたしましたとおり、私どもの方も県とも十分このことについては協議をしていかなければならない項目でございますし、また、今後におきます、あそこの状況といいますか、いろいろと私どもの方も閉鎖をするに当たりまして、やはり今後維持管理というのを十分配慮してほしいという一つの1項目を入れた中で閉鎖ということでも鹿児島交通の方にもそのような要望もやっておりますので、今後、景観条例を含めたそのような状況の中におきまして、いろんな状況が変わってきた中におきましては鹿児島交通公社の方にもそのような申し出というのをやりながら、まだ県とも十分この条例等に突き合わせた中におきまして打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。花木千鶴さん。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました2点について質問をいたします。

まず、1点目は、行財政改革について伺い

ます。

本市は、平成17年5月1日、旧4町が合併し、新制・日置市となりました。合併は、国が推薦した行革であり、効率的な自治体運営が求められた結果であります。したがって、合併した自治体が基礎自治体としての基盤強化を図り、効率的な財政運営をしていかなければ合併した意味、効果が得られないのであります。そこで、本市は、平成18年を行革元年と位置づけて、行革大綱、アクションプランなどを作成し、行財政改革に着手いたしました。私は、この間、政務調査や行政視察などで合併をしたまち、しなかったまちなどに行ってまいりました。まさにどのまちも生き残りをかけて行財政改革に取り組んでいる様子をつぶさに見てきました。

合併しなかったまちは、合併特例債や合併特例交付金など国からの支援はないので、より一層の努力をしなければなりません。しかし、財政的には苦しいが単独自治体なのでみずからを律することが比較的容易だと感じました。

一方、合併した所は、合併特例債など国からの支援もあるが、合併に伴う経費も多い。さらに、旧自治体のさまざまな事情を引きずって一体的な取り組みを進めるのに大変苦勞をしていると感じました。そのような困難を乗り越えて成功している所は必ず強いリーダーが存在し、ぶれることのない確固たる政策と改革、すなわち新しいまちづくりを熱く語る職員の姿がありました。私たち日置市も自治体破綻、自治体間格差が叫ばれる時代の生き残りをかけた自治体運営を迫られています。決してたやすい道のりではないでしょうが、未来の日置市のために官民一体となって取り組んでいかなければなりません。

そのような中で、最近、日置市の財政は大丈夫ですか、夕張のようにならないか、市民税や下水道料が上がるのは合併したからです

かなど住民の方々からたくさんの問い合わせがあるようになりました。市民の関心も非常に高いことがわかります。

そこで、市民から日置市の将来を託された市長には明快な答弁をいただきたいと思えます。①日置市の中期的・長期的財政計画を示す必要があると思うが、どのように考えているか。②アクションプランについては、各課連携し順調に進められているか。③職員研修を積極的に進めるべきではないか。④起債と償還計画のバランスは適切か。⑤特別会計の考え方は。(1)一般会計との連動、(繰入金など)。(2)国保・老人医療会計などの今後の予測と対策。(3)公共下水道事業の現状と今後のあり方について。

2点目は、現在、全市統一に向けて検討中の資源ごみ収集について伺います。

私が毎回この質問をするようになってから1年がたちました。この間の質問からは大きな進展は感じられませんでした。記念すべき1年目の答弁はどうでしょうか。前から言っておられたごみ分別検討委員会もやっと立ち上がり、2月15日に第1回の委員会が開かれたと聞いています。まずはその委員会の設置状況と今後の進め方、役割などについて。次に、ごみ分別収集のコスト節減についてどう取り組んでいるか。また、袋収集・コンテナ収集のデメリット対策は検討されているか。最後に、住民への周知徹底をどう進めるか。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行財政改革について、その1でございませうけど、日置市の中期的・長期的財政計画は、本年度から行政改革大綱行動計画により行財政改革を進めておりますが、歳出削減と自主財源確保に努めながら、安定的な基盤整備を確立する必要があると考えておりま

す。日置市総合計画及び日置市行政改革大綱に沿って、中期的・長期的な財政計画の策定とする必要がありますが、国の税源移譲や国庫補助金改革等、十分検討した上で計画を策定していきたいというふうに思っております。

2番目、昨年5月に策定いたしました日置市行政改革大綱に基づく行政改革大綱行動計画、いわゆるアクションプランは、今後5年間の日置市の行財政改革の指針として、市職員だけでなく、市民や議会の皆様方にもご理解とご協力をいただかなければならない内容となっております。

アクションプランを構成する各プログラムは、大きく2つのタイプに分けられます。一つは、関係課で取り組む方針等を策定し、独自に粛々と実施していくプログラム。もう一つは、所管する課で方針を策定し、全市的、また、全市的な運用を図っていくプログラムであります。また、行政改革専門部会で方針を策定し、行政改革推進本部で決定後、全市的に運用するプログラムもこの中に含まれます。後者のプログラムについては、予算編成方針を初めとして、パブリックコメント制度の導入、市民にわかりやすい文書作成基準、補助金等の見直し等、所管する課において積極的に取り組み、それを全市的な取り組みとして展開するなどアクションプランは順調に進んでいるものと考えております。今後におきましても行政改革推進本部の開催や部課長会の連絡会等も活用しながら職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

③番目でございますけど、経済社会の動向や市民意識の変革に的確に対応し、活力ある行政を推進していくためには、実際に行政を担う職員の能力開発、人材育成が不可欠であることは十分認識しているところでございます。このため従来から職員の自己啓発を促進するため、職員研修計画に基づく階層別研修、専門研修、そして、みずから学ぶチャレンジ

研修を体系的、計画的に実施してきたところであり、その成果につきましては着実に上がっていると認識しております。

チャレンジ研修につきましては、18年度の実績が50名程度であったのに対し、先月末で締め切りました19年度受講生案内には85名の応募があり、これは職員がみずから学ぼうとする姿勢のあらわれであろうと考えております。また、若手職員の意見を行政経営に取り組む目的で設置いたしておりますまちづくり研究会におきましても研究会に属する職員がみずからテーマを設け、そのテーマ実現のため先進地研修も実施しており、18年度は兵庫県の小野市の行政改革や南あわじ市の子育て支援等を視察してまいっております。今後につきましても19年度の研修テーマであるみずから学び新たな時代への新たな負託にこたえられる自立型職員の育成に努め積極的に研修派遣を行ってまいりたいと考えております。

④番目でございます。日置市の市債残高は、一般会計の18年度末の現在高見込みで約355億円であります。市債の借入額と償還還付金との関連で申し上げますと、元金償還額よりも借入額を少なくすることが公債費を抑制することにつながります。平成18年度までは元金償還額よりも起債借り入れ申し込み額が多い状況にありました。平成19年以降の起債借り入れの計画では、事業の厳正により借り入れ見込み額を元金償還額以下に抑えることにしております。今後も厳しい財政運営が予想されますので、必要最小限の市債借り入れにより市債残高を年々減少させることで公債費の抑制を図っていきたいと考えております。

特別会計の予算につきましては、各特別会計の設立の趣旨に沿って予算を編成しております。一般会計繰入金は、特別会計の予算不足等に対応するものですが、一定の基準に沿

って繰り入れを実施しております。

さきの医療制度改革により国保・老人医療会計が20年4月より大きく変わってまいります。まず、現在50歳以上を対象とする老人医療特別会計が3月1日設置されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合で20年4月より運営されます。財政の概要につきましては、現在の医療給付の負担は、国・県・市町村が50%、これは変わりませんが、医療保険の各保険者の50%が、本人保険料10%、保険者支援金40%となっております。現在、概要の段階で、これから細部について詰めていきますが、老人医療会計につきましては今まで社会保险の不用額と保険料を払わなくても済みましたが本人負担が出てまいります。財政的には現在と大きく変わってこないだろうと考えております。

国民健康保険については、後期高齢者広域連合の設立に伴い、現在の75歳以上の国保老人が移行します。現在は老人拋出金で国保老人医療費を払っておりましたが、今後は保険者支援金で支払いますが概算でしかわかっておりません。また、現在、老人保健事業で検診等を行っておりますが、これが廃止され、各保険者で健康診査、また、健康指導を進めていくこととなります。これも具体的なことは今現在協議中でございます。ほかに70歳以上の一般及び低所得者は現在1割負担でございますが、70歳以上75歳未満の一般及び低所得者は20年4月より2割負担になります。国保・老人医療会計の大きな改革が20年4月のため、現段階での予測は難しいところもあります。ご存じのとおり日置市におきましては高医療市町村に指定されており、財政的にも厳しいものがあります。本年度は元気な市民づくり運動推進計画を策定中でございます。これをもとに今後検診、健康づくり運動を中心に進めてまいりたいと考えております。

下水道事業でございますけど、52年12月に妙円寺団地が開発されて以来のことございまして、現在の整備状況は区画、区域面積が457ヘクタールの整備が完了し、面的整備率は83.2%であります。距離許容開始人口は1万4,695人で伊集院地域の下水道普及率は60.9%になっております。施設面では終末処理場の汚水処理場第3系列が平成18年度に完成し、処理能力が大幅にアップしました。事業費は、これまで歳出で109億2,400万円、収入金額は国庫補助金で42億9,600万円、地方債で42億8,800万円、受益者負担金6億900万円、住宅公社負担金8億800万円、一般会計繰入金9億2,300万円となっております。財政面では使用料約1億5,300万円下水道維持管理経費を賄っており、資本費、公債費については一般会計繰入金と地方債等に対応しております。これにつきましては平成19年度より使用料の値上げ、また、平成16年度からの平準化債という起債を利用し、一般会計よりの繰入金を少しでも軽減しているところであります。なお、一般会計には下水道事業に対する経費について交付税算定に導入されているところでもあります。

今後のあり方ではありますが、現在の区域をこれ以上拡大する要素は少ないようございまして、つつじヶ丘団地について平成18年度で基本構想策定を現在策定中ございまして、この関係を含めまして都市計画変更の見直し等の作業に着手していかなければならないというふうに思っております。

2番目の資源ごみ収集についてでございます。ごみ分別検討委員会につきましては、各地域の自治会長連絡協議会の代表4名、地域女性連絡協議会の代表4名、PTA連絡協議会母親委員の代表4名、高齢者クラブ連合会の代表4名、衛生維持団体連合会の代表4名の合計20人を委員として2月に委員会を開

催しました。委員会では、まず、合併後のこれまでの経緯、コンテナ収集、袋収集場への経費積算、伊集院衛自連理事会で出された意見、リサイクルセンター見学で出された意見、コンテナ収集・袋収集の問題点、利点、県内各地の状況、リサイクルセンターの現状などの説明を行い、それぞれの委員から質疑・意見をいただきました。今後につきましては、委員全員が組織の代表でありますので持ち帰ってご協議いただき、次の会でそれぞれご意見を伺う予定になっております。

2番目でございますけど、コストにつきましては、コンテナ収集・袋収集に限らず、収集運搬経費における単価や収集区域、収集日数の見直しなどを行っております。単価につきましては、ごみ品目など委託業者が違う地域すべてのごみを1社で賄っている地域、入札・随意契約による違いなどがあり、もう少し検討が必要であると考えております。また、収集区域や収集日数につきましても地域性や住民の要望がありますので、それらを踏まえながらさらに検討を重ねていく必要があると考えております。

3番目でございます。それぞれのデメリットについての対策はこれまで検討しておりますがなかなか難しい状況にもあります。ただ、一番重要なことは分別に対する正しい認識を一人一人が持っていただくことであり、そうすることでコンテナ収集における指導員、補助員を減らすことは可能ですし、また、袋収集におけるセンターでの選別時の労力も緩和されると考えております。

4番目でございますけど、分別に対する意識を持っていただくことが大切でありますし、また、分別方法のあり方につきましても住民へ周知していく必要がありますので、今後もパンフレットを作成したり、広報紙等を活用して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。また、高齢者や障害者への周知につき

ましても各種会合の席に担当者が出向くなど幅広く周知または説明会を行っていきたくと考えております。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、順を追って質問してまいりたいと思います。

まず、財政改革のことからですが、中期的・長期的財政についてお尋ねしたわけですが、市長の方からは国の方針といいますか、そういうのを見てからつくらなければならないとお答えになったわけですが、それはこのところ昔と比べると非常に三位一体改革からこっちに来て交付税の算定も変わってきたりするわけですし、新しい算定方式が出たりしまして難しいことはわかるわけですが、その都度、都度はですね。ただ、国のそういった方向が変わって数は変動はしていくでしょうけれども、正確な数字をそれを出したからといってその数字で国の方針が変わっても変えてはならないということではありませんので、方針が変われば都度、都度少しは変わるでしょうが市の財政計画というものはきちんと事前につくって、それをもとにして計画を立てていかなければならないのはもう当然のことではないかと思うわけです。

で、合併する前に私たちは、行政の方から合併後の財政計画というものを説明があったわけですね。で、それを見て財政的にはこうなのかという説明を散々受けてきて財政計画はあったわけです。で、しかしながら、合併してみますと随分とその数字は違ってきます。もちろんあのときは組合が加わっていませんでした。ただ、それでも予測と大幅に違って旧町それぞれが思っていたよりたくさん持ってきて、そして継続費も多くて、なかなか思うように進まないという状況になっていると思います。

しかし、私も改めてそれを見てみたら、

この日置市が、身の丈に合った財政規模というものを、190億円ぐらいだと言ってるんですけど、そう言われているんですが、合併前の財政計画の26年度が192億だったのでしょうか、193億円でした。ああ、大体それぐらいのところでは一緒になるんだなということを考えれば、あれは10年計画で大体まあ217億円を193億円に減らすというそれぐらいの数だったんですけど、合併する前の財政改革をしていくという10年間で何億円か減らすというのと、5年間で50億円減らそうっていう、現実には厳しいものだなとも思っているわけですが、その辺のところをまず市長はどのように考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

財政計画を合併前におきましても、ある程度の指針という中で10カ年計画の財政計画を作成したところがございます。また、合併いたしましたして、今、2年が過ぎる中におきまして、それぞれの経費的なものもある程度つかめてまいりました。この間一番大きく変わってまいりましたのは、地方交付税の改革によります財源の補充という中におきまして、先般からいろいろとご質問がありますとおり、大変この地方交付税を取り巻いている環境というのが大変前からすると変わってきたというのがございます。

また、19年度からおきまして、三位一体改革におきまして税原移譲と交付税の問題、こういうものがある程度、ことしそれぞれ試算的なものが出てまいりましたので、基本的にやはり激しいいろいろな改革の制度の中でございますけど、とりあえず私ども日置市の5年後の財政計画と、また3年後、やはり3年後の中におきまして毎年3年が中期だと思っておりますけど、この3年間のローリングというのをやっていく必要があるというふうに思っておりますので、今後この19年度

になりまして、まあ、今後の3年、5年という財政計画をきちっと作りまして、また、議員の皆様方にもお示しをし、また、そのことが今アクション計画にのっっておったものとどれだけの差異があるのか、こういうものもお互いに検証をしていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

長いスパンではつukれないが3年か5年ぐらいのものはできるだろうということですね。で、3年、5年ぐらいのことはすぐやって来る年ですので、それぐらいは長期を見ても見なくてもわからないといけないところです。ただ、こういった経済財政状況になってまいりますと、長い意味で健全な市の財政はどうなっていくのか、償還はどうなっていくのかというのも見えなければ、それはやっぱ困るんじゃないでしょうか。そういった意味では非常に国の動向を見ながらでないといけないというような、まあ、お立場としてわからなくもない内容でもありますが、市民の立場にしてみますと、やっぱり大丈夫なのかと、議員にとってもやっぱりいろんなのを考えるときにはお示しをいただきたいと、そのように申し上げてもおきたいと思ひます。

で、国も地方も金がないと言われ、景気も悪くなって負担ばかりがふえると市民が感じ始めますと、ちょっと先ほど市長も触れられたように、やっぱりニーズは逆に高まってくるわけですよ、あれもしてくれ、これもしてくれというニーズはそりゃ高まってまいります。そんなときにやっぱり事情はこういうことなんだと、こういう路線でやっぱり財政を立て直していかなければいけないんだと市民にも理解をさせなければいけないわけです。そのためにもこういった財政計画が非常に大事なんだと思うんです。市長もいろんな集まりのときでよくおっしゃいますが、それじゃなくて、雰囲気ではなくて、計画書とし

てきちんと提示する必要があると思ひますが。

それと、19年度予算にバランスシートとコスト計算書作成のシステム委託料が計上されています。で、幾らかこのことについては私たちが話を伺ってるわけですが、公表はいつごろになりそうかお答えいただけませんか。

○財政管財課長（福田秀一君）

19年度予算に一応計上させていただいております委託料の関係ですけれども、なるだけ早くこの委託をいたしまして、作業を進めれば19年度中には18年度分あたりまではお示しできる段階までいくのかなと、それを目標に作業を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

これも大変朗報だと思う次第ですが、特別委員会の中では、まあ、遅くとも21年度までには出せばというような感じで伺ったと思うんですが、18年度について19年度中に出したいと、ぜひ急いでやっていただきたいと思うわけです。

で、これまで言われてきました行政は親方日の丸だと、まあ、役所仕事は親方日の丸だとよく言われましたがもう通用しなくなりました。で、財政計画もただ数字を並べるだけでは説得力はないし生かし切れないわけですので、裏づけされたイニシャルコストとかランニングコストとか減価償却、そういうものを認識して作成された予算と財政計画が一体になって初めて財政計画がきちんとうまくいくんだと思うんですよね。そういうことを考えれば1年でも早くそのバランスシートのコスト計算書を出して、説得力のある予算をつくっていただかなければならないだろうと思ひているところです。

で、合併プロジェクト室の連携、各課の連携についてですけれども、まあ、特別委員会の中でも私は申し上げたんですが、財政課がつくった19年度予算向こう3年間のものと、

そして、合併プロジェクト室が提示した数が違ったことがありました。で、同日に議会の方に提出された資料でありましたが、その数が9億円ほど違っていたことがありました。で、それはもう過ぎたことで調整もしていただいたと思うんですが、ただ、そのときに本当に各課が連携して、最も大事な改革プログラム、アクションプログラムをつくっていきこうとしている改革室と管財財政課の方が連携がとれていなかったというのはある意味ショックでありました。その辺のところはどのように市長が認識しておられ、改善していく取り組みをなさったのかどうか、その辺わかっていたら市長お答えいただけますか。

○市長（宮路高光君）

特にお示しをした中におきまして、ある程度の数字が違ったということでございまして、財政計画を含めた中におきまして、18年度それぞれの企画会議をする中におきまして実施するものと、予算要求の中で上がっている、企画会議の中で今後19年度以降を含めた中での事業費と、また、それを削減していく部分との差異というのが若干あったというふうに思っております。今後におきましては、やはりさっきも申し上げましたとおり3過年計画というのをきちっとつくった中におきまして、それを毎年それぞれ3カ年ずつローリングをしていきたいというふうに思っておりますので、今後こういう差異がないような形で各課の連携を深めていかなければならないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

私たちは、このようにして一般質問等でいろんなことを市長にお尋ねするわけです。で、そのたびに前向きに検討する、やっていくということをご答弁いただきながら、実際にかねがねの中ではあれと思うことがたくさんございます。で、1回限りのこういった場での答弁に終わることがないようにぜひやってい

ただかないと、本当に行政に対する不信が募っていくようでは、こういった問題を乗り切ることができませんので、ぜひやっていただきたいと思いますが。

で、各課が連携していくということでは、私が政務調査に行った、ある大変大きな市でありましたが、その行革担当課長との話の中で、常に財政課と連携をして、議会の行財政改革特別委員会と連携をしてやっていかなければとてもじゃないけど改革はやっていけないですよとおっしゃいました。それと、また、各課長の所に財政課長と一緒に行って、そして話し合っていると。どのようにしてそれぞれの所管課の事業をしていくのかというのはもう三者一体にならなければできないので、改革室と財政課が行くんだと。そして、そのときの話で、担当課はですねと、できるだけ自分の所の予算は削りたくないものなんですよ。まして改革なんていうのはしんどいので、やっぱり現場の末端にいる人はしたくないんですと。そこを粘り強くやっていかないと行革というのはできないように思いますねとおっしゃいました。行政内部の改革が本当は一番難しいんですよと、そういうふうには大変強くおっしゃったのが印象的だったんです。はあ、そんなもんなのかと私は思いました。で、そのこととか、またそのこと本市がどうなのか、そして、支所にも足を運んでおられるのか、財政課と改革室の方がたまには、たまにはという言い方はあれですが、支所にも足を運んでいって、で、一緒に改革を進めていく共通認識をつくらうという努力しておられるのかどうか、その2点について答弁いただけますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今、庁舎内におきます連絡調整会議というのが、一つは、区長会というのを1週間に1回やっております。また、1カ月に1回部課長会というのを支所長を集めて

1回やっております、その中におきましてもそれぞれの予算を含めた、また、それぞれの懸案事項というのをそこで調整をさせてもらっているところがございます。また、支所におきましてそれぞれの支所長初め、それぞれで1週間に1回、また、2週間に1回課長会というのをしておりますし、また、両助役がまたその会に行きまして、それぞれの本庁におきます意向というのも伝えておる状況でございます。今後におきましてもやはりこの横縦の連携というのをきちっとした形で伝達ができるよう、また意思統一ができるような形を進めていかなければならないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

私たちがいろいろ担当課の方にまいります。支所の方にもまいります。で、そのときに市長は精いっぱいそれなりに連携をとっていきようにと思っていらっしゃるのかもしれませんが、やはり世帯が多くなっていますとなかなか共通認識をつくることとか、旧町のやっぱり吸収とかそういうものがあって連携がとりにくい状況になっていると思います。私たちがそのように、いや、あそこが、ここがという声が聞こえてくるわけです。ですから、もっと今以上にその辺のところに取り組んでいただかないといけないんじゃないかなとも感じるところで。

そして、アクションプランの中に組織機構の見直しもうたわれてはいるんですが、それを早急にやっぱり取り組む必要があるんじゃないかと感じます。指示系統が多過ぎたり、責任の所在がわかりにくくなったり、また、一般質問も後であるようですけれども、そういうところも早急にやっぱり取り組んでいただきたいと思う点です。

で、職員研修のところにも移らせていただきますが、先ほど実施の状況がありました。で、やっぱり職員は自治体の宝でもあります

ので、仕事は一生懸命していただかないと、市民の手足となって仕事をしていただかないといけない大変な戦力なわけですので、で、昨年から提案制度を取り入れていろいろされているわけですが、去年のたしか応募があった人たちが兵庫県に研修に行ったのが、もう応募した人数みんなで集団でたしか行ったんじゃないかなかったですかね。その辺はいかがだったでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

ご質問いただいたのは、まちづくり研究会のことかと思えます。職員の中から採用後15年以下の職員で14名応募がございまして、それが7名ずつに分かれて行財政と福祉の部会でそれぞれ研修に行かせていただいたところがございます。

○6番（花木千鶴さん）

そうでした。私も前にそのように伺ったように思いました。

で、私は各地に政務調査に行ってるわけですが、そこでいろんな職員にも出会いますし、ときにはほかの自治体から研修に来たという職員にも会ったりします。で、おもしろいなと思いましたが、お一人で見えてましたが、やはりうちのように研修制度があるんだそうです。で、それを一人一人提案型にして、そして募集をするというんですかね、行政の方が応募をかけて、こんなことを研修するためにこんな所にこうやっていきたいというのを提案するんだそうです。それを委員会があって、ことしはどれとどれを採用して行かせるみたいなのがコンテストみたいなのがあるんだそうです。で、何年かかかってやっと採用されたんですと言って来ておられました。実におもしろいなと思ったんです。毎年、毎年、行きたいから応募してみる。毎年、毎年いろんなアイデアを考えるでしょうし、そういった、お金は多少かかるのかもしれませんが、そういうふうにして積極的に職員は採

用してもらったら職員の人たちも非常におもしろいんじゃないかなと思うんですが、その辺、市長、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

この研修につきましては、それぞれ旧町におきましてそのようなことを実施している、私ども合併した旧4町でもあったようでございます。それぞれ個人的にそれぞれのテーマを決めて、その委員会で年次的に1人、2人、3人やらせていく、そういうことも今までも経緯的にやってきておりました。今後につきましてそういうことを含めながら、まだ職員研修ということでいろんな方策を探りながらやっていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

ぜひ考えてみてください。職員の皆さんも外に行っているいろんなことを勉強してきたいでしょうし、で、また、どんどんどんどんそういった提案型になっていくとやる気も、またいろんな面も出てくるだろうと思うので、熱く、研修先で出会った職員の方が熱く語るのに会うのはうらやましいなと思うほどのものがありません。ぜひ検討していただきたいと思えます。

それから、次に、起債と償還について伺いたいと思いますが、昨日の19年度の当初予算の総括質疑でもいろいろありました。で、先ほどの2番議員の中でもいろんな話が出ていましたけれども、平成21年が本市の返済のピークであると市長が答えられたときに、償還を超えない額で起債ができれば何とかなるんじゃないかというような認識でおられるように思うんですが、そういった受けとめ方でいいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

償還をする額よりも借入れを少なくしていけば数字的には市債残高というのは少なくなります。ですけど、急激に市債残高を減らしていくには、やはりいろんな繰り上げ償還

等もやっていかなければ現在の起債残高というのが大きくは減ってこないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

繰り上げ償還でもしなければということですが、もちろん繰り上げ償還をしなければ予定額は減っていかないわけですので、償還計画は出てますのでね。ですけども、長い目で考えてみますと、償還金が元金ですよ。で、横ばい、1億円ぐらいずつ下がるんだということで同じように起債後31億円償還して、30億円が起債だったというところで1億円幾らの減りだというふうになるんですけど、借金と返済と償還だけを考えるとですね。しかし、30億円借りて31億円返済したといっても6億円、7億円は利子で払っていますよね、それが公債費となって出るわけですが。ですから、単に償還金と起債額と余り違わなくてもいっても、将来全体的な財源が不足するかもしれないというのに確実にその元利分はのっかってくるわけじゃないですかね。で、そうなってくると公債費比率は高くなっていくんじゃないかと思うので、繰り上げ償還はできるうちに早くした方がいいんじゃないかと思うんですが、市長はいかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

きのうの総括質疑の中でもちょっと答弁いたしましたけど、償還の中におきまして、特に利子の高いものにつきましては、やはりこれは早急にしていかなければならないというふうに考えておりますけど、この問題が高利な資金というのが政府資金ということでございまして、縁故資金は銀行とかいろんなものについてのものについては簡易に相対でできますけど、この政府資金というのが財務省、またいろんな協議が必要になって大変ちょっと難しい部分もございまして、やはりその政府資金におきまして返済ができるよう私ども

はやはり今後国と協議をしていかなければならないというふうに思っております。

ご指摘のとおり、借入れ金額と元金、償還元金、これを返済するのは元金と利子でございますので、19年度におきましても約、元金だけが32億8,000万円程度、それに利子が6億円ぐらい、で、39億円ぐらい、利子が絶えず6億円かその程度ついてまいっておりますので、そこあたりのこの利子の部分をどう減らしていくのか、やはりそういう部分も財政状況、また今後の起債残高を含めた中におきまして必要なことであるというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

私も大変その財政の話というのは、みんなきのうからやっているわけですので、同じことを繰り返すようではありますが、やっぱり財政難だからいろんな問題が出てきてる。いろんな地域の住民の人の暮らしも影響を受けているというところからすれば、やはり借りるお金、返すお金、そしてその利子、そして本当に自分の所に十分使えるお金はどれだけあるのかということが説明ができなければ、やっぱり何を我慢して何を願いますればいいのかわからなくなっていくますよね。そういった意味で私はお尋ねしています。

それから、先ほどもちょっとありましたが、担当課ともいろんなお話をしますときに、交付税措置があるからこの借金は有利なんだというのがあります。先ほどのやりとりの中で2番議員ともありました。一体、では交付税の中に幾らその交付税措置された借金の部分がのせてこられているのかというのを聞けば明確に答えられる人はいないであろうと言われております。総務省の役人さえわからないかもしれないよと言われてます。そういったお金ですので、結局起債するときにはもちろん有利だっていうのを選ぶのはそりゃ当然でしょうけれども、そういうふうにして借りたとし

ても結局使うときには交付税は一般収入として考えて、償還は返済金として考えるわけですね。で、そういうのから言いますと決して簡単な状況ではない。で、その一般会計のところ非常に厳しいということを私は感じて申し上げているんですけど、火の車とまではいかないのかもしれないけど、たやすくはない。

そこで、特別会計について医療費のことを伺うわけですが、医療費が先ほど、今度改正になるということでした。平成17年度が176億円、そして、18年度が186億円、そして、19年度の予算は196億円ですね。医療費だけで196億円、一般会計の総額が230億円で、そして、あと何年かすると私たちは190億円の一般会計になろうかといっている。大変な医療費の状況だというのはもうわかるわけですが、それでも改正をしていくから何とかなる、なるのかなと思っていればやっぱり負担は変わらないであろうということです。その辺のところでもう一度伺いますが、医療費が一般会計を上回るということが出てくるのでしょうか。予測としていかがですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、医療費の中におきましても国保、老人保健、特に介護保険、これが大きな3本柱であるというふうに思っております。基本的に制度上のあり方といいますか、国保、老人保健、介護、それぞれの負担のあり方、これがそれぞれ違ってまいりますので、一般的にどうなのかと言われてみても大変難しい質問でありますけど、一般会計よりその部分が大きくなったらどうするのかということでございますけど、一般会計の基本的な考え方というのが基本的に市民税、交付税、こういうものが一番大きな主でありますし、この国保、老人、介護保険につきましては、国県の含めた市町村負担金、それと受益者負担金、保険者、ちょっといろいろ制度上が違いますので一概

には申し上げられないんですけど、基本的に今後10年間を含めると、この3つは今後とも伸びていくということは間違いないというふうに思っております。それだけ高齢化率というのもまだ非常にこの10年間以上はまだまだ伸びていきますし、そういう中におきまして一般会計からの負担金率は上がっていくというふうに思っております。

特に一番大きく、このポイントといたしましては、国の方が医療制度改革を、この社会保険制度、これをどう今後一つしてくるのか、やはりこれも国が一番大きな改革の中でございますので、私どもはそのパーセントを含めまして見守っていかなければ、今は市町村の中でこの3つの部分がどうなるかという論議は大変難しいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、この財政運営というのは私どもこの日置市におきましても大変3割以下の自治体といえますか、市民税というのが約40億円、基本的にそれが200億円程度としても、やはり市民税の方が多くなる形じゃなければどこの市町村も大変厳しい形である。さっきもちょっと予測できないというのは市民税で全部自分たちの財政需要を賄っておればある程度の計画性はつくられるわけでございますけど、やはり3割ぐらいの自治の中におきましては7割以上を国のいろんな制度上の中で変わってまいりますので大変予測というのも難しい状況があると、そういう認識をしながら、やはり今ご指摘がございましたように厳しい部分でありますけど、やはりそれぞれの中で対応していかなければならないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

今の状況でも18億ぐらい医療費にやっぱり繰り入れてるわけですね、私はそこを言いたいわけです。で、今後厳しくなる中で、そしてまた一方は膨らんでいく中で一般会計から20億円も本当に出さないといけない日

が来るのは大変だよと。で、それをやっぱりみんなに知っていただかないといけない。

そして、ただ、この間もテレビに出てましたが、一生懸命高齢者の人たちが元気になるように、本市でも元気づくりっていうのでやっていますが、テレビでも今取り組んでいる所を紹介したりしています。で、私はよく上勝の話をしませんが、あそこは葉っぱ産業が大変、おばあちゃんたち、おじいちゃんたちが元気になりました。医療費は1人当たり44万円から20万円に下がったと聞いています。やっぱりそういった新しい発想の転換もしていただくように、こういった面でも若い職員の人たちにもいろんなところで宝の石を拾ってきてもらえるような、そんな進め方をして考えてみていただきたいと思います。

次に、公共下水道も大変です。で、公共下水道が5億3,000万円ぐらいの中で2億3,000万円は一般会計から半分ぐらいは繰り入れています。そして1億円は借金をしています。そして、歳出はといえば2億2,700万円が借金返済だとなっています。本当にこの数字だけを見れば火の車の状態ですけれども、こういった状態の中でつつじヶ丘団地を公共下水道事業を始めるということでもあります。で、水質保全是大変重要な問題でありますので何とかしなければいけません、あそこはたしか76%がコミュニティプラントになっていて、7%が合併浄化槽、残りわずか16.6%、93軒の単独槽と3軒、合わせて96軒が合併浄化槽になれば100%整備地域になるんじゃないでしょうか。私たちは旧町時代そのように伺ってまいりました。そして、合併浄化槽については推進するということで、市長は、平成19年度から国県の補助の上に市の単独分の10万円を上乗せするとなりました。私たちがそのつつじヶ丘地域についてその方向でやっていくと聞いていたこととは急展開で、全

区域を公共下水道に指定していこう、含んでいこうという基本的なお考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

つつじヶ丘の下水道の問題につきまして、まあ、いろいろとつつじヶ丘の組合の皆様方と話をしてきたわけでございますけど、これを合併浄化槽にするのか何をするのか、そういうまだ今までそういう結論づけは一回もしたことはございません。まあ、今、コミュニティプラントということで大変年数的にも来て大変な状況であるという認識の中で、やはり今まで管理組合がございましたので、管理組合の意見統一というのをきちっとしていかなくちゃならない。そういう中におきまして今後この処理をどうしていくのか、そういうことを組合の方から上がった段階で考えていかなければならない。基本的に今話の中でコミュニティプラントを約75%ある中におきまして、基本的に合併浄化槽を設置するのは現実的には難しいと。と申し上げますのも、やはり合併浄化槽を設置にしては、もう既存のいろんな状況の中で掘り起こしをしていくには大変、その家を含め、また、車庫を含め大変な負担が出てくる、こういう試算がある程度出てまいりましたので、基本的には、今、組合との交渉を含めながら下水道区域の中でできるのかどうか、これは都市計画法を含めた中で変えていかなきゃなりませんので、今後十分そこあたりを考慮した中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

市の政策として、合併浄化槽を推進するということが前々から市長の話の中にあっただけですから、そこのところとの整合性がつくのかどうか、そして、財政状況を考えたときに公共下水道の事業をこれ以上膨らますことができるのかどうか、その辺のところはわかりやすいようにもっと説明をしていただきたい

と思います。

で、郡山に甲陵団地というのがありまして、同じようにコミュニティプラントでやってきました。しかし、老朽化が進んで改修しようかというときに、あそこは全戸合併浄化槽に切りかえたと聞いています。そういうこともありますので、私も平成16年度の調査をしたときのことを、所管の委員会でしたので聞いていますが、そのときには非常にやっぱり公共下水道は難しいだろうと聞いていたわけですが、今回このように市の方が推進していくような形で進められているやに聞いていますので、そこら辺のところはもう少し、まあ、きょうは時間がありますので伺いたいと思います。

で、ただ、これを進めていこうとするときに、水質保全のことは大変大事であります、今後事業を拡張するようなことがあるのであれば、イニシャルコストとかランニングコスト、そういうものをきちんと説明していただかないと、もう住民が賛成しているからというようなことで、こういった大きな事業が進められるとか、合意が得られたからこのように進めてきたので段取りが整いましたので議会は承認をいただけませんかというような流れでは後の祭りだったりすることが多いわけですね。ですから、そのようなことを説明してほしいと思うのですが、今後はどのように市長はそのことを進めていかれるおつもりですか。

○市長（宮路高光君）

この問題につきましては、さっきも申し上げましたように、つつじヶ丘自治会の中におきましても一番そちらの方も協議をしなくちゃならない、また、さっき申し上げました。今ご指摘がございましたランニングコスト、また今後の経常経費をどうするのか、そういうものも出てくるというふうには思っておりますけど、やはりきちっとしたそれぞれの資料

は皆様方にもお示しをしていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

みんなで財政改革には議会も取り組んでいるわけですので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

そして、次は、ごみ収集の問題について移らせていただきます。

検討委員会が設置されたとのことであります。で、これまでよりは具体的に検討しようかなという方向に進展していると思います。本当の進展はまだまだだと思えますが、まず、その中でコストに対する委員の皆さんの意見はどのようなものであったか教えていただけませんか。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、コストにもいろいろな考え方はあるかと思いますが、まず、コンテナ収集の場合で非常にコスト的に検討してまいりましたのが、前日配付の、コンテナ収集にはどうしても前日配付とかそういうものが経費としてかかるわけなんです、できたらこの前日配付等を省く方法はないかとか、あるいは収集運搬経費の中でこれらをもう少し安くする方法はないかとか、単価的な例えば収集運搬コストの単価の見直しとか、こういうものできないものかとかいろいろな形で一応検討はしてまいりました。

○6番（花木千鶴さん）

そこでコストのことと、メリット、デメリットの解消というんですか、で、それをするために薩摩川内市はコンテナ収集の場所に15万円助成をして、そしてプレハブ小屋を建てているわけですけど、で、それはステーション数全部そうしているんだそうです。それより上等の物を建てたい人は自治会で建てなさいということらしいんですが。それをしておきますと、ストックヤードにしておきま

すと朝、何曜日の朝6時半から7時過ぎまでとかというのを決めなくていいわけです。館があるわけですので、生ものではありませんし、自分たちの都合のいい時間帯を自分たちの地域で決めて集めてかぎをかけておくんだそうです。集めるのは自分たちの、収集するというんですか、持っていくのは自分たちの都合のいい日。そうしますと集めに来る行政は行政の都合によって集めに来るだけだということなんです、そうすると地域の持っていく人も、まあ、自分たちで決めた日ですし、収集する行政も前日配付もしなくていいということになると思いますが、私はそのことで積算をしてみますと、15万円でしますと4,400万円ぐらいにかかります。その辺のところは高いですか、安いですか、その辺の意見を伺えないでしょうか。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

薩摩川内市の今のことにつきましては、私どももお話をいただいて、実際、薩摩川内市の担当課の方に出向いて実際の内容等を聞いてまいりましたが、大体1坪当たりのプレハブみたいな小屋を建てるのに補助金等を出しております。1坪タイプで大体10万円ぐらい、それから大きいので2坪タイプで15万円ぐらいを限度として補助を出しているということですが、実際にこれらを設置するには18万円程度かかるということで自治会の負担も若干は出てくるというようなことでもございました。で、そういう形で今おっしゃいましたようにこういう形をとりますと確かに資源ごみですの中身については何日か置いても別に問題がないような物がほとんどでございます。ですから回収にきたときに次の品物、ネット等を用意できるということ、確かに前日配付は省くことができるということでもございましたので、そういう意味で今おっしゃいました4,600万円ぐら

いということでしたが、そういう経費は比べてみたら、従前の経費と比べて非常に安くなると。ただ、ほかの地域の所、あるいは自分たちの日置市の場合とで詳しい比較はまだ今のところいたしておりませんので、今後検討してみたいと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

私は、この間からデメリットの検討をしてくれとお願いしてあったけど、なかなか検討していただかなかったのでこれを提案させていただきました。そういうふうにしてやっていきますと比較ができると思うし今後の検討ができると思うんです。9月に結論を出すということでありました。大いにほかの地域のやっておられることを勉強していただきたい。そして、積極的に委員会の方に提示をして自分たちの地域の方法を一日も早く解決できるように、統一の道が開かれるように努力をしていただきたいと思っております。

それから、住民が自分たちで搬出日を決めてやるわけですので、大変、今よりは、市長、やりやすくなるんじゃないでしょうか。そうすればコンテナ方式という言い方はどうなのかと思いますが、さつま市、川内市ではそのやり方をネット方式と呼んでいるそうであります。ですから、これまでの伊集院町のやり方でもないわけですので、新しい方式としてお考えいただきたいと思っております。

ここにきて、伊集院地域の日曜収集が大変問題になってきているそうであります。そこで、伊集院地域だけでも、市長、説明会をもう一度開いてみたらどうですか。その辺のところ、お考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、全地域を含めまして、それぞれ自治会を含めた中で、今後いろいろ説明会をしながら、また、いろんなご意見を伺いたいということで、そのような説明会等は実

施していきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

それはよかったです。ぜひ説明会をしてください。地域の住民の人たちが、やっぱり、いろんな理由があるのですが、合併する前までは一番きれいだったと言われた伊集院町が、合併をしてもう一番悪くなって、まあ見に来てくださいと言われるようになった。大変いろんな複雑な思いをしていると思います。ぜひ伊集院地域の住民の皆さんにいろんなお話をしてください。そして、前向きに取り組んでいくようにご指導をいただきたいと思うのであります。

私は、主にきょうは財政を中心にしてたくさん質問をさせていただきました。けさ、テレビで福岡県や福岡県の旧赤池町、今は合併していますが、再び再建団体に落ちるおそれがあるという報道を聞いてまいりました。日置市の平成19年度の予算編成方針の中に、このままでは再建団体に陥るとも書いてありました。本当に人ごとではありません。目標とする財政計画書、コスト計算に裏づけられた事業、情報公開や市民の声を聞くパブリックコメントなど、行政と市民が一体となって進めていくしかもうありません。それはもう何度も、みんなが言っていることです。

私の今のごみの質問も大変小さな質問のようではありますが、ごみに関する総事業費は数十億円となっています。ちっとも小さなことではありません。住民の生活のたったそこにある小さな事業が、ほんとは財政全部に大きく影響している問題だということを私はこの質問で市民の皆さんにもわかってほしいなと思ったところなんです。市の運命は全部市長のリーダーシップにかかっています。

最後に、きょう伺った質問の多くの課題解決に向けて、市長のはまりというものを私は伺って、最後の質問にしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、私の一番大きな使命として、この4年間の中、ほんとに行政改革といいますか、このことをしていかなければならない。あるいは日置市としての身の丈のそれぞれの歳出を含め歳入、やはりこのことにどう近づけていけるのか、市民の皆様方にも今後やはり私、説明責任といいますが、いろんな情報も流し、できなけりゃできない方の説明責任というのを職員ともども今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を14時20分といたします。

午後2時11分休憩

午後2時22分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、本市の財政状況についてであります。これまでの質問と一部ダブる面もありますけれども、私は別の観点より質問いたします。

まず1番目、総務省は、2008年度にすべての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうち1つの指標でも基準を超えて悪化すれば財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査を義務づけます。第三者が財務内容を点検し、改善に向けた意見を表明することで、自治体に早期の立て直しを促します。それでも財政悪化が進んだ場合は、第2段階として、国の強い関与のもとで

増税や歳出削減の計画策定を義務づけます。

自治体の財政悪化に歯どめをかけるルールは、総務省が今通常国会に提出する地方財政健全化法案（仮称）に盛り込んで、この新しい自治体の再建法制で財政悪化の初期段階から再建を促す早期是正措置が導入されることとなります。昭和30年に制定された地方財政再生促進特別措置法に基づき、自治体が国の管理下で再建を進める財政再建団体制度をほぼ50年ぶりに抜本的に見直します。

公表を義務づけるのは次の4つの指標です。

1つ、実質赤字比率、これは単年度の収入、支出の健全度を図る指標で、税金や地方交付税などの収入に締める普通会計などの赤字額の割合です。

2、連結実質赤字比率、これは新たに導入するもので、観光事業や宅地造成事業も加えた全会計ベースでの赤字額の割合、2008年度以降は連結ベースの赤字比率も公表させ、観光事業や宅地造成事業等の不振で財政が悪化していないかが一目でわかるようにします。

3番目、実質公債費比率、これは債務残高の重さを図る指標で、税金や交付税に対する地方債などの負債の大きさです。一般財源に締める地方債の元利償還費の割合に自治体が公営企業などに補助していた金額を足したものです。この比率が18%を超えると財政年度の硬直化が大きくなっていると判断されます。

4つ目、将来負担比率、これは新たに導入するもので、差いわゆる残高の重さを図る指標です。公営企業や第三セクターを含めて、財政規模に対する負債の重さを算出、将来、自治体の負担する可能性が高い実質的な負債の大きさを示します。

総務省はこれら4つの指標について、それぞれ財政の立て直しが必要だと判断する数値基準、早期健全化基準を設けます。2008年度決算のまとまる2009年秋からは、この

基準に1つでも抵触すれば財政悪化を食いとめる歳出削減などを盛り込んだ財政健全化計画の策定と外部監査を求めます。

外部監査は地方自治法で都道府県や政令市、人口30万以上の主要都市、中核市に義務づけていますが、その他の市町村ではほとんど実施されていません。財政が悪化する自治体は、監査委員や議会によるチェックが働いていないことも多いようです。公認会計士らが財政内容を精査することでむだ遣いなどの問題を洗い出すとともに、財政再建に向けた方策を立てやすくします。

4つの指標のうち将来負担比率を除く3指標には、より深刻な状況を示す第2段階の基準（財政再生基準）の数値を設定します。自治体の財政がこの基準を超えて悪化した場合は、職員の給与カットなどの歳出削減策や増税策を盛り込んだおおむね7年以内の財政再生計画の策定を義務づけます。計画には、国の同意を求め、内容を総務省が精査します。総務省が必要と判断した場合は、予算の変更なども勧告します。財政不足額を埋め合わせるための再生振替特例債も再生計画期間内に償還することを条件に発行を認めます。銀行からの短期借入れだけでは金利変動リスクが大きく、再建が進みにくいと判断しました。

このほど財政破綻した北海道夕張市は、現行制度のもとで財政再建団体に移行しますが、3月6日、総務省が正式に認めました。新法が施行されれば新たな基準が運用されるため、特例債の発行もできるようになる見通しであります。

このような国の流れにあるこれからの地方自治体の財政状況をめぐる環境の中でまず市長にお尋ねいたします。

上述しました総務省が2008年度からすべての自治体に公表を義務づける4種類の財政指標、1実質赤字比率、2連結実質赤字比率、3実質公債費比率、4将来負担比率の本

市の実態はどうであるか。できるだけ具体的にわかりやすく、まずお答えください。

2番目、これら4つの財政指標のほかに地方自治体の財政健全化にとって非常に重要な指標に次の2つがあります。1つ目は、地方債残高の動きを注視し、借金の累積額の増減を把握することです。今までもよく話が出ましたが、本市の財政管財課は、2007年度末の本市市債残高見込みは354億4,289万円で、市債を年30億円程度に抑えることで償還額は2009年度、平成21年ピークに減少に転じるとしております。2つ目は、経常収支比率でありまして、この比率は経常一般財源に占める人件費、扶助費、公債費の占める割合のことです。都市では80%、町村では70%を超えると財政の硬直化が高くなっていると判断されます。つまり、経常収支比率が100%を超えている状態では、日々の行政サービスの提供が困難になってくることを意味します。

以上を踏まえて市長に質問いたします。

本市の地方債残高の具体的な動きと経常収支比率の過去の実績、実態と今後の予想はどうであるのか、明確なる答弁を求めます。

3番目、北海道夕張市の財政破綻を受けて、国の管理下に入る財政再建団体に転落する前でも自主的な財政再建に取り組む地方自治体がふえております。353億円に上る累積赤字を抱え込んだ同市を教訓に、「第二の夕張を回避しよう」という動きであります。先ほど述べましたように、総務省は今国会に提出します新しい自治体の再建法制で、財政悪化の初期段階から再建を促す早期是正措置が導入されることも自主再建の動きを後押ししております。夕張市の破綻を教訓に、知恵を絞って自主再建に取り組み、各種リストラ策を打ち出している自治体が全国に広がっているのは紛れもない事実であります。その取り組み事例はここでは一々申しません。

本市の2007年度一般会計当初予算で歳出は普通建設事業費が51億9,456万円、前年度比14.6%減、人件費は職員給与などを1億円圧縮し、総額46億3,626万円、前年度比0.7%減、公債費は39億4,981万円、前年度比3.7%増となっております。

今後とも再建団体を回避していくためには、国が後押し次々施行した公共事業の具体的きめ細かな検証、点検と見直し、市民らの反感を買いがちな市職員給与のさらなる見直し、適正化、その上に市民も痛みを伴う歳出・入改革等が考えられます。

そこで市長にお尋ねいたします。市長は上述1と2で述べたこれらの指標をどう考え評価して、本市が近い将来、財政破綻しないように、本市の財政健全化に向けて実際の行政運営、市政をどのように進めていくつもりであるのか、当初予算に対する感想も含めて教えてください。

4、上述しましたように、自治体の破綻法制が検討されたり、具体的に地方財政健全化法案（仮称）の中で、総務省が2008年度から財政悪化時の財政健全化計画の策定や外部監査を義務づけようとする現状があります。私は、予想されるこれらの国の施策を前向き積極的に受けとめこれらの動きを先取りして、今後とも日置市総合計画や行政改革大綱とそのアクションプランなどに沿って日置市政を進めていく中で、あらゆる手段、あらゆる手だて方策を積極的にどんどん講じていき、本市の財政健全化に全力を傾注していくべきであると考えます。市長は、上述の現状をどうとらえ、これらにどう対処していくつもりであるのか、市長の率直な見解と方針をお聞かせください。

第2点、農林水産業などの第1次産業の振興についてお伺いいたします。

平成18年度日置市課等経営方針の中で、

農林水産業課は次のように述べております。課が目指すものとして、一つ、まちづくりの計画に基づいた農林水産業の振興を推進します。一つ、農業の振興を推進し、担い手育成、経営の高度化と生産基盤の充実に努めます。

課を取り巻く現状として、一つ、農林水産課では、昨年まで取り組んできた各種事業と新たな事業をより具体的なものにするため、人づくり、物づくりを主体に、農林水産業が働きやすく所得向上につながる環境づくりに取り組んでいます。一つ、特に品目横断的経営安定対策の推進、集落営農組織の取り組み、ポジティブリストの推進、地産地消の推進を図ることにより農地の適正管理に努めます。このように述べております。

鹿児島県の就業者数では、圧倒的に第3次産業、つまりサービス産業などに従事している人々が多く、基幹産業である農林水産業などの第1次産業従事者は1割に満たないのが現状であり（日置市でも約1割）、さらに高齢化も進んでおります。しかし、県土の大部分を占めるのは山林や田畑であり、県土の景観保全や安全確保のためにはこれらの地域の保全が重要な施策となります。第1次産業は、本来どれも人類の生存にとって欠くべからざる最も貴重な産業のはずであります。第1次産業に関連する国の施策も大きく変化し、持続可能な可能性を重視する循環型構造が構築されようとしています。

国は、食料自給率約40%の極めて不安定な位置を少しでも引き上げようとして農林水産業に関する技術革新を積極的に支援しようとしております。世界市況の変化、国策の動向などを踏まえ、我々は第1次産業の重要性を再認識し、これを増強する方向を目指すべきであると思われれます。世論調査によれば、第1次産業への就業希望者の数はふえ続けていると言われております。

そこで、市長にお伺いいたします。（1）

農林水産課の経営方針にあるまちづくり計画に基づいた農林水産業の振興を本市では具体的にどのように推進していますか。(2) 同じく経営方針にある農業の担い手育成、経営の高度化と生産基盤の充実を具体的にどのようにしていますか。答弁願います。(3) 鹿児島県は2007年度から従来の「新・農村振興運動」を衣がえし、「人と自然と地域が支え合う、みんなで創る農村社会」を目指す「共生・協働の農村づくり運動」を推進します。2007年度当初予算案で農林水産業の新規事業として「共生・協働の農村づくり運動」総合推進事業に1,095万円を計上、現在の新・農村新運動を衣がえして都市住民らを巻き込んだ県民運動として展開します。

県は1977年度から住民参加による話し合い活動を基本に、活力ある農村社会の建設を目指す「農村振興運動」に着手、93年度からは重点地区を指定し、ソフト面を重視した「新・農村振興運動」を展開してきました。

現運動は、市町村の申請をもとに県知事が重点地区を指定、行政支援を集中してきました。2006年3月末時点の重点地区は493地区、構成集落数は2,079、県内の農業集落に占める割合は4割弱となっております。重点地区は集落道や排水路などの環境整備、集会施設や農産物直売所の整備などで有利になる一方、県知事がかわるたびに農村振興のテーマも変わる。運動というより事業になってきたと指摘する声も出ていました。

近年、農業集落内でもライフスタイルの多様化や過疎化・高齢化・混住化が進み、集落機能が低下、都市住民や民間非営利団体(NPO)など多様な主体との連携を進め、農山漁村を活性化し、集落機能を底上げするためにも同運動の再構築が必要となってきました。

「共生・協働の農村づくり運動」は、農村振興運動の「自立自興」の考え方を基本に、NPOなど地域外の活力導入や都市部からの

定住促進、新たな産業おこしの推進などを通して、農業集落の再構築を図ろうというものであります。2007年度事業として同運動の推進協議会を設置して広報・啓発に取り組むほか、実践集落のリーダーやNPO法人などの派遣を通してむらづくり活動のノウハウを支援します。また、集落の実態に応じた活動を提案してもらい、うち10集落程度に対して活動を2年間継続して支援します。県農村振興課は、協議会を通じて県民運動として展開し、新運動をリーダー育成や集落営農推進につなげ、農村集落の全体の底上げを図りたいとしております。

現在は、週末に野菜づくりをする都市住民や、定年退職を機に農業を始める人がふえており、彼らを農村に呼ぶ仕掛けが必要であり、各集落が都市住民やNPOの意見を聞く場を設けることが重要となります。また、新運動で各集落は活動の自由度が高まる一方、理想とする農村に向けた発想力や実行力などが今まで以上に求められることとなります。

本市では昨年12月、農家での民泊を組み入れた修学旅行や農産物の収穫体験などグリーンツーリズムを推進しようと農家や観光関係者が推進会議を結成しました。上記新運動とこれらの推進会議を緊密に連携協働させながら、本市に都市住民を呼び込み、何とか定住までしてもらおう仕掛けをつくっていくのも一方策かとも思われます。

市長は、上記推進運動に本市としてどのように絡み、本市に都市住民を呼ぶ仕掛けをどのようにつくっていくつもりであるか、明確に答えてください。

(4) 農林水産省は、農業に利用されずに放置されている耕作放棄地(遊休農地)の解消に本格的に取り組めます。耕作放棄地とは1年以上農作物を作付しておらず、今後も耕す計画や見込みのない農地のことを言いますが、市町村に耕作放棄地の集約などの地域農

業振興策をまとめるよう、このほど指示しました。都道府県による耕作放棄地の買い上げや強制借り上げの積極的な活用も促します。農業補助金を一定規模以上の農家に重点配分する制度との組み合わせで農業経営の規模拡大と生産性向上を目指します。

農水省は経済連携協定（EPA）の推進や世界貿易機構（WTO）の農業交渉で、農産物貿易の自由化が進むのは避けられないと判断、国内農業が海外との競争に負けないようにするには農業の経営き方を大きくして生産性を高めることが不可欠だと見ております。規模拡大を後押しするねらいで、4月からは補助金の一律のばらまき配分を改めて、一定規模以上の農家への重点配分を始めます。2015年度までに原則4ヘクタール以上の個人の農家を2005年比で7割増の33万から37万戸に目標を設定、合計20ヘクタール以上の農地を共同運営する農家の集団も最大4倍の2万から4万件にふやす考えであります。

現在、全国の市町村は、4月からの補助金改革に先立ち、地域の耕作放棄地の集約化や作物ごとの農家数、経営規模などを具体的に盛り込んだ地域農業の基本構想を策定中だと思われま。農水省は2月中にこれらの計画を整理、農業の経営規模を拡大させるため強制借り上げも視野に入れた制度の運用を市町村に指導することにしております。

以上を踏まえて市長にお伺いいたします。本市は耕作放棄地（遊休農地）の解消にどのように取り組んでいるか答弁願います。

（5）昨年12月に施行されました有機農業推進法は、国と自治体に対し、有機農業を推進する責務を課した点で画期的とされています。生産者が有機農業に取り組みやすくし、消費者が有機農産物を入手しやすくすることなどを基本理念として掲げています。国と地方自治体が取り組むべき責務も定めています。

政府は、有機農業推進のために必要な法制上、財政上の措置を講じます。農林水産省は基本方針を定め、同方針に即した推進計画を都道府県が策定します。3月にも決まる基本方針には、有機農業を新たに始める人への相談窓口設置など市町村レベルでの取り組みを促し、害虫駆除などで官民の研究を強化することなどを盛り込まれる予定であります。

現在は、生産者の顔の見える安心安全な農産物を求める消費者ニーズが高まる一方、有機農業が行われている農地や市場で流通する有機農産物がまだ少ないことなどが同法制定の背景にあるとされています。

以上により、市長にお尋ねいたします。市長、本市は現在有機農業支援をどのように行っているのか教えてください。

第3点、最後であります。本市の子育て支援策について質問いたします。

（1）厚生労働省の人口動態統計速報によりますと、2006年度の出生数は前年より約3万2,000人がふえ、112万2,278人となり、6年ぶりに反転しました。2005年度には過去最低の1.26まで下がった合計特殊出生率も1.3台に回復する可能性が強いと言われております。人数の多い団塊ジュニア世代が生産年齢を抑えたことが出生数増加の背景にありますが、少子化の流れを多少とも変える好機と受けとめ、子育て支援を加速させたいものです。

これまで空振りの印象が強かった自治体や企業の少子化対策もじわじわときいてきたようです。出生率反転の研究モデルとなった静岡県長泉町は、乳幼児の医療費を無料にし、保育園への全入運動を推進してきました。子育てをしやすいまちづくりに励む自治体もふえつつあります。女性が働きやすい職場づくりに向け、企業も重い腰を上げ出しました。しかし、こうした政策に即効性があるわけでは必ずしもなく、出生率向上との直接の因果

関係は見えわめにくいのが実態であり、今回の出生数反転についても一過性との見方があります。政策効果を検証しながら、引き続き強い意思で育児支援を推し進めることが必要であると思われまます。

本市における少子化対策、子育て支援施策の現状はどうか。また、その課題は何であるか、市長の率直な見解をお知らせください。

(2) 本市が昨年3月に策定した合計10年間の日置市子育て支援計画の概要、特色をお知らせ願うとともに、行政の役割をどのように考えるか答えてください。

(3) その後、昨年6月、政府は新しい少子化対策を策定しましたが、時間の都合でその詳細は省略します。政府はさらに一歩踏み出す子育て支援、働き方の改革などの統合的な対策を進めようとしております。一方、地域の人口減少に直面する自治体では、既に子育て支援を中心に積極的な取り組みが進んでいます。少子化の流れが変わるのか、非常に注目されるところであります。

市長は、政府のこの新しい少子化対策をどう受けとめ、今後の本市計画にどのように反映させていくつもりかお尋ねいたします。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

本市の財政状況についてということで、大変議員の方がいろいろ詳しく、いろいろと説明をしていただきましたので、私の方ではもう簡潔に答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

4つのそれぞれのことにつきましてはもう今ご説明がありましておりでございますので、本市といたしましてはこの4つの指標につきまして、現段階では明確な一定の基準が

示されておられません。また、自治体が出資する土地開発公社や第三セクター等を含めた起債総額の比率により財政状況をチェックするものでありまして、1つでも一定の基準以上に悪化した場合は財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられることになっておりますので、今後とも健全な財政運営の維持に努めてまいりたいというふうに思っております。

2番目のことにつきましては、起債残高につきましては今までも皆様方にもお話ししておりますとおり、18年度末に355億6,983万円というふうになっているというふうに思っております。今後におきましても、借り入れ額について十分精査をしてやっていきたいというふうに考えております。また、経常収支比率でございますけど、その中に含まれます人件費、扶助費、公債費、この義務的な経費というのが一番大きなウエートをしておりますので、この削減に努めてまいりたいというふうに思っております。ちなみに日置市におきます17年の決算統計でございますけど、96.6ということで、県の平均が95.4ということで、若干高いことがございますので、この改善に努めていきたいというふうに思っております。

3番目でございますけど、基本的に本市の財政状況、ほんとに自主財源が乏しく、財源のほとんどが地方交付税の依存度に頼っているところがございますので、今後ともやはり財政改革を進めながらやっていかなきゃならない。今、いつもテレビ報道を含め、議員の方もおっしゃいましたとおり夕張市のことをみんな、どんな方も例を挙げてそのまちをどうあるかということについていつも私の方にも声が届いております。本市といたしまして、やはりこの財政状況という状況を十分認識しながら、今後とも行政運営を進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、総務省におきます健全財政化計画の

策定、外部監査の義務づけということでございますので、やはりこのことにつきましては十分私どももこの数値を、実態を把握しながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

2番目の農林水産業のことでございますけど、特に新しく2007年から農業の基本的な構造と申しますか、国の施策が新たに変わってまいっておりますので、本市につきましても第1次産業の占めるウエートというのは大きゅうございますので、このことにつきまして国の計画に基づいたことに加味しながら、また市の単独事業等も導入しながら、農業振興に努めさせていただきたいというふうに考えております。

特に担い手の育成でございますけど、このことにつきましても、特に認定農業者と集落営農組織の充実ということが大きな課題でございます。このことにつきましてはそれぞれ校区ごと、また集落ごとにも説明会もさせていただきまして、今後とも認定農業者、また集落営農ができるような組織体制を構築していきたいというふうに考えております。

また、農村づくり運動の総合推進事業ということで今まで県におきましても県単の農村振興運動ということの中におきまして、本市におきましても幾多のいろんな事業を取り入れてまして、特に公民館の施設、加工センター、こういうものにつきましても、やはり特に話し合い活動の済んでいる地域から整備をさせていただいたところでございます。特に、今後におきましても県の財政的な逼迫の中におきまして、この県単事業というのが大変取りにくいというのもございます。そのような中におきまして、本市におきましては、特に話し合いと申しますか、ソフトの、ハード的な面整備というよりもソフト的なことに重点を置きながら、集落の形態維持ということを進めさせていただきたいというふうに思っております。

りますし、特に都市住民とのふれあいという中におきまして、本市におきましても特に修学旅行の受け入れ体制、このことにことしから力を発揮しているわけでございますけど、来年以降におきましてもこの修学旅行の受け入れ体制を、特に農家の皆様方と一緒に進めさせていただきたいと思っておりますし、本年も10月には奈良県の高等学校、10クラス400名の方がもう決定しておりますので、いろいろと農家の皆様方をお願いして受け入れ体制をしていきたいというふうに考えております。

耕作放棄地の問題でございますけど、市内に約200ヘクタールぐらいの荒廃地があるというふうに考えております。その荒廃地をふやさないために今、中山間地域等直接支払制度ということにおきまして、地域の皆様方が共同作業でそれぞれの管理をしております。また、今後におきましてもこの中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、地域の荒廃地域を解消していきたい。また、特に農業委員会におきましても農地パトロールということで、それぞれ農業委員の皆様方が実態を把握しておりますので、農業委員会と連携を進めて今後ともいきたいというふうに考えております。

また、有機農業の支援でございますけど、このことにつきまして、今までそれぞれ自然循環機能と申しますか、そういう中におきまして、農業におきまして化学肥料、農薬を使わない農業のあり方ということで、本市におきましてもそれぞれ米、米を含めまして実証圃をつくっている農家もたくさんおるようでございます。特に本市におきましては、特に病害虫を含めた中におきまして、特にこの対策というのが難しい部分がございますので、特にこの問題につきましては関係機関と連携を深めながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

3番目の本市の子育て支援対策でございますが、日置市におきまして支援計画約180の具体的施策を上げまして各種の事業に取り組んでおるところでございます。特に、本市におきまして子育て支援計画というのを策定しておりまして、この計画に基づきまして各関係機関がこのことに鋭意努力をし、やはり本市におきまして子育てをしやすい環境をつくっていかねばならないというふうに思っております。

それぞれの国の事業等もたくさんございますが、私どもも国の事業等を活用しながら、また単独事業でどういうものができるのか。今までもございましたとおり、妊婦さんの健診等にも助成したり、また保育料の減免を含めたりいろんな事業等を単独でもやっておりますので、今後この支援計画に基づきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

特に新しい政府の少子化対策ということ、政府の中を議員の方が述べていただければまだわかったんですけど、まだ私の方も理解してない部分がございますので、この部分につきまして大きな考え方はないわけでございますが、さっきも申し上げましたとおりこの少子化対策でございますので、子育て支援計画に基づきまして実施をしていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それぞれお答えいただきましたですけども、私はちょっと第1問目に時間を取り過ぎましたので、今度は全然1問目とは別の観点からまた市長にお伺いしますので、よく聞いて的確に教えてください。

まず、財政状況についてですけど、1年前のちょうどこの3月議会の一般質問で、バランスシートとそれから行政コスト計算書をつくるべきじゃないかということで申し上げましたが、20年度に策定したいということで、

先ほども話がありました当初予算で170万円計上しております。それで、先ほどの答弁でもありましたように、19年度を目指す、実際に。それで、これはできるだけ早い方がいいんですけども、このほかに、例えばこういうのがあるんです。自治体の活動から生ずる1年間の資金の収入と支出を行政活動、建設活動、財務活動の3つの区分にあらわしたキャッシュフロー計算書というのがあるんです。これと、それから今度は第三セクターなど関係団体まで含めた自治体全体の財政状況を示す連結貸借対照表という、こういうのもあるんです。だから、これらもぜひ全国の各市町村の自治体ではつくろうかということ、今一生懸命検討しておりますので、本市でも、少しでも早くこれを検討していただいて、つくる必要があるというふうに考えますので、まずその点、市長、こういうのがあるのかどうか、知っておられたか。非常にご無礼な質問ですけども、まずそれを答えていただいて、どうするつもりか教えてください。

○市長（宮路高光君）

2点のキャッシュフローチャートと連携資産でございますが、基本的にキャッシュフローのことにつきましては、現金の中におきましてどうそれぞれ試算等、また運用ができるかということじゃないかなと思っております。特に、今2番議員の方もきょう質問がございましたとおり、企業経営、資本的貸借対照を含めた中におきます、また不動産が入った中でどうあるのか。やはりこの試算づくりというのは大事なことであるというふうに思っておりますので、特に私ども一般会計を含め、また公社の問題もございますので、そういう試算表づくりというのはやっていきたいというふうに思っています。

○13番（田畑純二君）

次に、次のような考え方を申し上げますので、市長はこういう考え方にどのように思われて

どういった感想をお持ちか、ちょっと申し上げますので、ちょっと後で教えてください。

こういう見方です。地方自治体の現在の財政危機と地方分権について、次のような考え方があります。まず、バブル崩壊後、国は景気対策の一環として全国の地方自治体に公共事業の拡大を求めました。だが、国には自治体へ補助金を出す余裕がなかったため、かわりに地方債の発行条件を緩和し、さらに事業費の一部を地方交付税で手当するという措置をとったのである。これで公共事業がやりやすくなり、また割安感も広まり、全国のこの自治体は公共事業拡大に邁進していくことになる。

しかし、少し考えてみれば、容易に理解できるように、国が財政支援をしてくれることとはいっても、それは事業費の一部に過ぎず、残りは自治体の自己負担によって賄わざるを得ない。こうして多くの自治体は豪華な箱物を乱造してその維持運営に苦しみ、巨額の借金を抱えることになってしまったのである。国の誘導にまんまと乗ってしまった自治体も情けないが、自治体の財政責任と財政規律を麻痺させ、自治体を借金漬けにしてしまった国の責任も大きいと言わざるを得ない。

国はこれまでの事務面では機関委任事務、財源面では地方交付税や国庫補助金などを通じて地方自治体をコントロールし続けてきた。その結果、自治体は自主的に国の下請機関となり、県民や市民ではなく、国の顔色ばかり伺って仕事をする体質がしみついてしまったのである。

現在、三位一体改革を初めとした地方分権改革が進行している。地方自治体にとって地方分権改革は財政面から見ると中心的財源である地方交付税や国庫補助金を減らされることになるため、かなり痛みを伴うものとならざるを得ない。しかし、同時に地方分権改革は地方自治体が国から自立し、国ではなく市

民の方を向いた市民のための地方政府へと変革を遂げるための好機でもある。地方分権改革は意義あるものとしていくためには、我々市民が主権者、納税者として市の十分な情報公開のもと、市の行政に関心を持ち続け、しっかりと市を監視統制していくことが欠かせない。地方分権改革はさらに行財政面の改革というのにとどまらず、我々市民の意識改革、市民力の向上も問うているのである。こういう見方があるわけです。

だから、こういうことに力を入れて、市長の、どのように考えられるか、感想。そしてこれを踏まえて、今後どのようにして進めていくつもりか、さらにもう一度はっきりと教えてください。

○市長（宮路高光君）

今までの経過の中におきまして、それぞれの国におきます施策の中が大変今厳しい形の中でご指摘があったようでございます。今、地方分権の一括法というのができまして、地方の方に財源と権限を与えていくということの中でございましたけど、実質的に財源の方がおくれをしているというのが今の現状であるというふうに思っております。今後、やはり私ども基礎自治体というあり方におきましては、財源と権限が一緒に伴ってこなければ市民サービスというのとはできないという認識を持っておりますので、やはりここあたりを十分踏まえた中で国にも折衝していきまわし、また今ある限られた財源の中でどう市民の方にサービスをしていくのか、このことを十分肝に銘じて進めていきたいというふうに思っています。

○13番（田畑純二君）

じゃ次に、今度はこういうこともございますが、まずは市長よく聞いてください。埼玉県和光市市議会議員である38歳の松本氏は、自著「自治体連続破綻の時代」という本の冒頭で、自治体の置かれた立場を次のよう

に述べています。すなわち「夕張市がやってしまった失敗の小型版のような出来事は、今もどこかの自治体で起こっているのではないだろうか。何より親方日の丸の本家である国が夕張市を笑えない状況だ。夕張市の人口を1万倍にすれば日本の人口である。そして、夕張市の借金——これは630億円とかあります——630億円を1万倍にすれば630兆円である。ちなみに国の借金は700兆円、隠れを加えると1,000兆円などと言われている。皆さんが今後考えるべきは、自治体を選ぶかあるいは皆さんの手で改革させるということである。自治体をこれから選ぶ人は、住もうと考えている自治体の現状や今後をしっかりと検討し見きわめなければならない。また、もう引っ越せないという方は地元の自治体に働きかけて改革させるしかない。危険な自治体も積極的に再建すれば延命回復できるし、破綻やサービスの相対的な大幅引き下げは避けられるかもしれない。根本的な地理的位置、産業構造という条件は変えられなくても多少は状況がよくなるだろう。分権改革で制度的にも自治体の自助努力が実を結びやすくなりつつある。少なくともどこに住んでいても今までのようにお任せという姿勢でいるわけにはいかない。自分の身は自分で守るしかない時代。自治体もまた自分で監視するしかない」こういうことをこのように述べていますけれども、これに対して市長は、この感想、それから現在の日本の中で自治体の置かれた立場、それから日置市という自治体、どのように考えているかお答えください。

○市長（宮路高光君）

それぞれの自治体のあり方の中で、今どこの自治体におきましても財政的に大変厳しい状況であるというふうに思っております。そういう中におきまして、今までも答弁してきたとおり、それぞれの市民の皆様方にもやはりきちっとした情報公開をやりながら、やは

りこの厳しさを認識していただきながら、この日置市のかじ取りをやっていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、今度は、総務省は3月2日、2007年度からの地方交付税総額約15兆2,000億円の約10%に導入する新型交付税——先ほども話があったんですけれども——新型交付税の影響について、都道府県と市町村別の変動額の試算発表、全体の約30%で地方交付税は減額する見通しであると。

それで、鹿児島県関係は、国が8,200万円減った。ほか29市町村で増額、19市町村で削減、1町で増減なしとなったと、こういうことを報道されているんですけれども、本市の場合はどうだったのか、総務省からどういうあれがあって、実際の新しい形における交付税はどうなりそうなのか、それをちょっとお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

本市におきます新型人口と面積約10%でございますけど、これは18年度の状況の中の試算の中でした中でございますけど、本市におきます約2,800万円程度、財政需要額の中で見られるということで、本市にとっては増になりますけど、これが直接的に2,800万円程度という形でございますけど、これがそのまま交付税がふえるかということはまた財政基準額がありますので、収入金額がありますので言えませんが、財政需要額の方で新しい新型でいきますと2,800万円程度需要額がふえると（「2,600万」との声あり）2,600万円程度ということで、総務省のホームページの方に載っておりますので、また皆様方も総務省のホームページをごらんいただければいいのかなというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それから、農林水産業の第1次産業の振興についてですけれども、本市は農林水産業など第1次産業の重要性、市長は今人口比で約1割なんですけれども、本市の第1次産業のは。ここでまず第2次産業、第3次産業との比較において第1次産業をどのように考えておるのか、どういう位置づけでどのように振興されるか、もう一回見解と方針をお聞かせください。

ちなみに第2次産業は31%、本市の場合は。これとは人口比ですので。第3次産業が59%と、こういうふうになっておりますけれどもどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

人口比率的にいきますと、今後10年を含めた中におきまして、恐らく10%は切っていくという基本的な見方を持っております。その中におきまして特に日置市におきます農地の維持管理をどうしていくのか、基本的にはやはりさっきも申し上げましたとおり担い手の育成というふうになってくるのかなというふうに思っておりますので、やはり私も日置市にあります田畑というのを守りながら、またそこから出てきます産物をいかにしてまた所得のあるものに変えていくのか、そういうことを踏まえていきますと、やはりこの1次産業、特に農林水産業というのは行政として手を入れていかなければならない分野だというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

ちょっと具体的に、今度日置市といちき串木野市の女性農業団体の組織であるアグリロマン日置というのが、自分たちの集落の人口や農地を点検して地図をつくる集落点検に昨年10月より取り組んでいると。それで実態を的確に把握し、集落の5年後、10年後の姿を変える参考にしようという試みだと。点検を通じて見えてきた課題を整理し、4月から解決に向けての具体的な検討と実践に入る

という動きがあるんですけれども、市長はこういう動きをどう受けとめて、市としてどのようにバックアップしていくつもりなのかちょっとお答えください。

○市長（宮路高光君）

先般、伊作田の公民館の方でこの開催がございました、私も出席をさせていただきました。その中で、それぞれの皆様方がやはり自分たちの自治体を自分たちで調べ、また自分たちの地域をマップでしようと、そういう試みをし、またアンケート調査もしておったようでございます。やはりそれぞれ農家また農村地域の皆様、市民でも結構でございますけれども、やはり自分たちのそれぞれの集落の実態というのをみんなが把握し、今後、やはりこの10年、20年後に自分たちの集落はどうなっていくのか。基本的にいろいろとございましたけど、地域から子供の声が聞こえないとかいろんな形の中の意見があったようでございますけど、まずもって自分たちがそういう実態把握、また自分たちの足でそういうマップをつくっていくことはほんとにすばらしいことであるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、有機農業についてお伺いしますけれども、有機農業推進法では、有機農業の定義を合法的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業というふうに規定し、したがって、この環境問題とも絡めて、市長はこの本市農業の中で有機農業の意義、どういうふうにしてその重要性、意義を考えておられるか答弁してください。

○市長（宮路高光君）

環境的な観点から見ますと、大変、化学肥料、農薬を使わないでおれば大変汚染の問題

が少なくするというふうに考えております。今この農業問題につきまして、今大変難しいといえますか、農薬の使用の問題とかいろんな問題がございます。特に有機農業のあり方の中で一番大きな点というのが、それぞれ農家についても価格といえますか、この価格の問題であるというふうに思っております。1本のキュウリをたとえますと、普通の中でつくった人が10円したら、有機農業でこれが20円、それぐらい有機農業をした場合いろんな経費を費やしてしまう。やはり今の中におきましては有機農業と普通の農業の中におきまして価格がそれほど差異がないということで、大変これを本格化して経営的に安定していくには大変経営的に難しいものであるというふうに思っております。ですけど、環境に優しい一つの進め方というのは本市としても取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、今度は、農業についてですけども、今度は農業のビジネス化というのが考えられるんです。農業は有望ビジネスの1つであり、そのために今求められるのは農家の自主性は自立性であり、本当に必要なのはそれぞれの農家が作物の種類や経営規模などを自由に選択できるような環境を整えて、彼らを緩やかに支援していると。こういうことが重要と言われて、考えられているんです。市長はこの農業のビジネス化についてどのように考えてどのような見解をお持ちなんですか。また、市としてどういう方向づけをしたいと思っているのか答えてください。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。田畑さん、1分です。

○市長（宮路高光君）

農業のビジネスという言葉が適するのかわりとわかりませんが、やはり農家経営と

いう中におきまして、やはりそれぞれの所得を得ていかなければならない。そういう中におきまして、やはり基本的に、先ほども申し上げましたとおり価格安定というのが第1の条件になってくるのかなというふうに思っておりますけど、今価格にいたしましては世界的なグローバル化の中におきまして価格も決定されますので、大変今の日本の農業というのは厳しいというふうに思っております。ですけど、やはり担い手の農家をつくりながら、その農業一本で経営ができ、また所得的にも安定できるような担い手をつくっていくことが大事であるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

あと一分ですのでこれで最後にしますけれども、まだちょっと時間はあると思うんですけど、今度子育て支援についてちょっと。今子育て支援世帯が買い物割引などのサービスを受けられる鹿児島県の鹿児島子育て支援パスポート事業というのが1月から薩摩川内市など本県7市町村で始まっております。それで、妊婦や18歳未満の子を持つ世帯が対象で、パスポートを提示しますと、各協賛店が決める割引や乳幼児器具の無料貸し出しなどが受けられますということで、本市でも商工会と連携してこの事業を検討して、実施していった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、どうお考えになりますか。もうあとこれで終わります。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては各市町村も実施しておりますので、またそれぞれ関係機関と打ち合わせをしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を15時30分といたします。

午後3時19分休憩

午後 3 時 30 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、西園典子さんの質問を許可します。

〔14番西園典子さん登壇〕

○14番（西園典子さん）

お疲れさまでございます。私は、本市の最高レベルに大切な少子化対策次世代育成について質問をいたします。

平成17年、1人の女性が生涯に産む子供の数合計特殊出生率が1.25を割りましたが、少しは改善の兆しが見えたとは言え、団塊世代の子供たちが結婚、出産の年齢にある今、これを乗り越える勝負のときであると言われております。しかし、2055年には、1人の高齢者を支える現役世代は1.3人という予測になっております。厚生労働省が大幅に下方修正をするという少子化であります。2004年の年金改革においては1.39までの回復を前提としてつくった現役時の約50%の年金を維持することは、このままでは破綻の道を歩んでいるということが言えます。安心は大きく揺らいでおります。

政府は1995年のエンゼルプラン以来、何回となく少子化対策を打ち出してきました。2007年度予算として少子化対策に12.3%増の1兆7,064億円を計上しておりますが、少しは成長の兆しがあるかと期待もしておりますが、同時にきちんとした家庭と仕事の両立支援がかぎを握るとも言われております。

しかし、現実には、女性の結婚退職は減っているものの、改善されつつあるとはいえ出産による退職はまだ多く、多くの女性が職場を去っていくという現実もあります。女性たちはいまだに出産・育児か仕事かという二者択一を迫られているという現実があります。

育児休業制度などの基盤整備が進みつつあ

りますが、一方でパートや臨時、派遣社員、請負などの非正規労働者などが労働者の3分の1を占めるまでに増加しております。20歳から34歳までの結婚、出産時期におきましては2人に1人がパートというし現状であります。賃金格差はそのことによって広がっております。結婚においても同世代の正規雇用の男性の結婚率は4割であるのに対し、非正規男性は1割も結婚していないという格差社会が家庭をつくるという根本的なところを揺るがしております。たとえ正規雇用であっても男性は仕事優先を得ず、家事、育児は1日わずか45分という総務省調査が出ております。女性だけに負担が重くのしかかっている現状であります。

幼い子供を抱える母親の多くは、地域の人間関係が希薄な中、核家族の中で赤ちゃんをちょっとだけでもだいてかまってくれる人もなく、悩みを話す相手もなく、1人子育ての負担を閉ざされた家庭の中で抱え込むということの多い状態があります。子育てにはもっと、働いている、働いていないということにかかわらず、もっときめ細かな地道な一人一人に合った支援が必要であらうかと思われま

す。

日置市でも昨年3月、日置市子育て支援計画を策定し、多方面からの分析と取り組みで少子化対策をしようとしております。

1番、支援の基盤整備状況と今後についてお尋ねをします。病後時保育、地域子育て支援センター、ホームヘルプサービス、子連れでも外出しやすいまち整備、ドメスティックバイオレンス、虐待対策などお示してください。

2番、全国的に産科医不足が言われております。日本の分娩が可能な病院や診療所は3,000カ所、赤ちゃんを取り上げるのできる医師は約8,000人というふうに急減していると昨年6月、日本産科婦人科学会が発表しました。日置市内にも以前は数カ

所ありましたが、伊集院の施設がなくなっ
てから、出産できる産婦人科がなくなりました。
安全、安心な命の誕生を迎えるために救急体
制などを含めどのように考えどのように対処
しようと思っておいでかをお尋ねします。

3番、昨年末、その年をあらわす言葉とし
て命が選ばれました。最も根源的なものであ
りながら、あえて選ばれたことは、それだけ
命が危うい状態にある。軽んじられていると
いうことをあらわしているのではなかろうか
と思っております。

特に子供たちが核家族や地域の連携の希薄
化が進む中で、生や死という最も尊厳たる根
幹に触れる機会が少ないままにゲームやメデ
ィアなどのバーチャルな世界にさらされてお
ります。ちまたでは、正視することができな
いものが多数あったと警察庁報告でされるよ
うな暴力や性描写があふれるコミック雑誌や
ビデオ、ゲームソフトなどが子供たちのすぐ
手に届くところに混在しております。

また、インターネットや携帯電話では、指
先でほんの少しくリックすれば直接その現場
へ誘導される危険なわなが用意されておいま
す。精神的に未熟な状態でそうしたものに触
れていくうちに現実との境界線を見失い、ま
た誤った興味本位の情報を受け入れてしま
うという危険性の隣り合わせで子供たちは毎
日を過ごしております。そうしたことを反映す
るように、若者の性行動は低年齢化しており、
また性感染症、エイズ、望まぬ妊娠などもふ
えております。

感染症法に基づくエイズ患者感染者情報に
よりますと、平成18年12月31日現在、
国内のHIVですね。人免疫不全ウイルス感
染者男性6,487人、女性1,819人、計
8,306人、エイズ患者後天性免疫不全症
候群男性3,523人、女性511人の計
4,034人となっており、平成18年新規
感染者患者は1,304人と毎年1,000人

以上の新規感染患者を生み出し、急激に増加
しております。先進国の中で日本だけが増加
を続けているという現実を目をしっかりと向
けるべきであります。

また、社団法人全国高等学校PTA連合会
の平成16年度全国高校生の生活意識調査に
よりますと、性交経験のある高校3年生は男
子29.7%、女子38.6%となっております。
2003年、財団法人私学研修研究会福
祉会、高校生の性に関する調査によりますと、
今まで性交渉をした相手の数は1人というの
が男女ともに4割ほどであります。6人
以上が12%、特に高校2年女子は6人以上と
上げた女子生徒が15.5%という驚くべき
調査報告があります。

このような現状に対してどのような人生を
歩むかという最も大切な命や性に対するきち
んとした教育が早急に充実されるべきであり
ます。特に性教育は、子供の発達状況に応じ
て、またマスメディアの判断が多い中で、教
える側の姿勢が問われ、現状にあわせた学習
が早急に望まれるものであります。男女のお
互いの尊厳と敬愛によって命を生み出す最も
人生の大切なこと、その価値の重大で厳粛で
貴重な生きるすべであることをきちんと教育
の現場で教えていくべきと考えます。その充
実をどのように進めていかれるかお伺いしま
す。

4番、有害なマスメディアから子供を守る
手だてをどのようにしていられるかをお伺い
します。その中で、パソコン、携帯電話など
のネット上の有害情報から青少年を守るため
のフィルタリングの義務づけが平成18年
7月、鹿児島県青少年保護育成条例改正でつ
け加えられました。フィルタリングの決定を
いかに図られるかお尋ねします。

5番、昨年6月、政府は少子化対策に職業
生活と家庭生活の両立支援が重要な課題であ
るという方針をつけ加えております。現状の

認識と具体的施策の推進をどのように図られるかお尋ねします。

6番、健全な次世代を育成するためには多種多様な課題の累積をどのように解決していくかが問われております。それは男性と女性がともに助け合い協力し合って、それぞれが尊重し合って築く社会、男女共同参画社会をいかに築いていくかで少子化対策は進むことがヨーロッパなどの先進国を見てもご理解いただけるものと思います。そのためには多方面からの分析、検証が必要であり、各部、各課を横軸に通す生活の視点を入れていくことが求められております。

そのような重要な男女共同参画の職務を兼務でしていくことは非常に困難を極めます。専任の担当者を置くことが重要で、必要であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、次世代育成に関して、日置市子育て支援計画と政府が示した少子化対策の指針に基づいて質問をいたします。明快なるお答えを期待して、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の次世代育成支援についてとご質問でございまして、支援の基盤整備状況については子育て支援計画に基づき、各施策の充実を図っていますが、平成18年度において放課後児童健全育成事業13カ所、一時保育事業10園、地域子育て支援センター3園、乳幼児健康支援一時預かり事業1園、休日保育園1園、延長保育19園、障害児保育3園等を実施し、また妊婦また新生児、乳幼児訪問指導、育児相談、親子教室などにより発育・生活環境・疾病等についての適切な指導、相談などの育児支援を行い、多様な保育ニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めております。

ホームヘルプ派遣事業については、吹上地域で実施しておりますが、昨年のアンケート

調査の結果では、利用したい方が2割程度と低く、18年度はまだ利用がないのが実情であります。さらに制度の周知を図り、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

子連れで外出しやすいまち整備については、公園、病院等の場所等を掲載した子育てマップ等を作成し、市内の商店等に置いて、子育て家庭の方々にご利用いただきたいと思いますと考えております。

DV対策については、相談相手があった場合は、企画課、福祉課、健康保険課、建設課、警察等、関係機関との連携を密にし、必要に応じてケース会議を開催し、また一時保護等の必要が生じた場合は、母子寮への入所及び公営住宅への一時避難のために入居などの対応を図っております。

2番目のこととございますけど、少子化や昼夜を問わない激務のため、産婦人科医が全国的に不足している状況があります。幸いにして日置市は鹿児島市に隣接しているという地理的利点もあり、妊婦の約7割が鹿児島市内の産婦人科に通っており、残りの約2割がいちき串木野市、さつま市、1割が南さつま市、そのほかという状況でございます。

現在、保健所に開設届け出のある開業助産婦師は、日置市に3人おり、うち1人が助産可能であります。緊急時においては、消防署が迅速に対応して、万一の出産に備えて救急車に出産用の物品も完備され、急な出産に対しても救急隊が対応できるようなシステムになっております。

平成18年には11人の妊婦を緊急で急遽搬送していますが、いずれも無事出産している状況でございます。

3番目と4番目については教育長の方に答弁をさせます。

職業生活と家庭生活の両立性については、子育て支援計画にも掲載しておりますが、昨年8月に公募委員6名を含む委員18名で男

女共同参画推進懇話会を設置し、研修会を含む協議会を3回開催しました。

また、市民意向調査のためのアンケートを市民2,000人に対し実施したところであり、その調査結果をもとに日置市男女共同参画基本計画を策定する予定であります。

育児休暇取得率の向上についても、市内各事業所等に対し、育児休暇が取得しやすい職場環境構築のための働きかけを行い、育児休業の推進や男性の育児参加等家庭環境づくりを推進することとしております。

就学時における子育て講座の充実についても、1校1講座ということで県の委託事業を取り入れ、全小中学校で入学説明会等の保護者等が多く集まる機会を利用して開催し、今後もより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

男女共同参画に関する専従職員の配置でございますけど、昨年12月に申し上げましたけど、現在のところ専従職員を配置するという考え方ございません。今後やはり事務的な事務量の見直しを含めながら、各課の再編をしていく中におきまして検討をしてみたいというふうに思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

性・いのちの教育の充実をどう進めるかということですが、性教育については、学習指導要領に基づきまして児童生徒の発達段階に応じた体の成長、それから男女の特質などを学ぶことはもちろんですが、生命誕生につながる内容を扱うことも大切であると認識をいたしております。

また、いのちの教育についても、道徳の時間における生命尊重の内容を中心としながら、国語、理科、交通安全教室、避難訓練などで自分の命や誕生と結びつけながら学習がなされております。すべての小中学校で性教育、生命尊重に関する全体計画を作成し、その充

実に努めております。

さらに、幾つかの学校では、いのちふれあい体験教室を実施しております。これは保健師、助産師、妊婦等を講師に、妊婦体験や赤ちゃんを抱く体験、赤ちゃん誕生についての妊婦の話聞くなどの活動もしております。これらの活動を通して、自分の誕生のときを振り返ったり、命を考えたりする機会としております。

次に、有害な図書、ビデオ、インターネットなどから子供を守る対策をどうしているかということですが、有害図書につきましては、青少年問題協議会で対策が話し合われております。

去る2月20日に開催された第2回協議会でも話題になり、実態が報告されております。それによりますと、市内には有害図書等の販売書店、ビデオレンタル店、コンビニ店等が25店舗、有害図書自動販売機は1件あり、そのうち有害図書の管理が不適切なものが3件あったようでございます。

県でも昨年7月1日に県青少年保護育成条例が改正されまして、有害図書や情報への規制が強化されました。中でも特にインターネット上の有害情報を青少年に閲覧、視聴させないための努力義務について対策が求められており、市内の学校ではフィルタリングソフトを利用し、有害サイトにアクセスできないような制限を設けております。

また、携帯電話の出会い系サイト等へのアクセスに対しては、その危険性について学校や市外、市校外生活指導連絡協議会、市青少年育成連絡協議会等でも指導啓発をしているところでございます。

さらに、フィルタリングサービス利用についても、保護者等に対しまして、アクセス機能制限付きの携帯電話の利用やフィルタリングソフトを活用するなどについて啓発指導を進めつつあるところでございます。

○14番（西園典子さん）

まず、市長にお聞きしたいと思います。

先ほど柳沢厚生労働大臣が「女は産む機械」という言葉がありました。市長はそのことについてどうお考えになられるかお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

大変不適切な言葉であるというふうに認識しております。

○14番（西園典子さん）

大変不適切な言葉であるということは、どのように不適切であるというふうに市長はお考えになられたか、もっとわかりやすくお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この機械という言葉はどう解釈していいのかわかりませんが、やはり女性という人間的な中におきまして、女性という立場というのを尊重していない言葉じゃないかなというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

私は、女性という立場だけでなく、産むということ、命を生み出すというこの非常に大切なことをですね、女性だけでなく、人間として本当に不適切な、命の尊厳というものがないがしろにした言葉であるというふうに私は感じました。私は、この場をかりて強く抗議したいというふうに思っております、これをお尋ねしたところでございます。市長も同じようなお気持ちであるというふうに解釈いたしましたし心強い限りでございます。そういう気持ちで今後も子育て支援、また女性の立場もよくご理解いただけるようお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

先ほどのいろいろの整備の状況をお答えいただきました。

私は、これをお尋ねしたいと思ったのは、やはり本当に先ほどもるる申し上げましたけ

れども、守られているようで、なかなか守られていないところに子供たちや母親たちが、不幸なときがやっぱりあるということが現実にあるというのを感じるわけです。それは東市来でも昨年ありました、お母さんが2人の子供を連れて心中をして自分だけが助かったという事件がございました。それは私だけでなく、ほとんどの方が、なぜ救ってあげられなかったんだろうかと、なぜ気づいてあげることができなかったんだろうかというふうに思うんじゃないかと思いますが、そういうときに、本当にそこに手を差し伸べることができなかったと、そこをどうにかこうしてきちっと何らかの手立てをするのが行政の役割ではなかったかというふうに思うわけです。

そこで、そういうような手立てというのが、いろいろと先ほどからおっしゃいましたいろんな事業になるわけでございます。そういう事業の中で幾つかいろいろありますが、病児、病後児保育などがよく言われております。来年も1園ということではありますが、これは改正によって、今まで全国で600といたところが1,600というふうにふやすと。それから、今まではかねて通う保育、その地域で1つ持つとか2つ持つとかって、そういう状況であったのが、来年度から通っている保育所で、その保育をふやすという形であることができると、そういうふうで養護室というか、それからベットなどを置くということにも補助を出すというふうで、かねて通っているところでそれができるというふうになるようでございます。そういうようなお母さん方が子供がぐあいが悪いというときに非常に困ると。そういうときにそういうことができるというふうに改正されるということですが、そういうことは検討なさろうという気持ちはおありでなかったかどうかお尋ねいたします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

病気の回復期になります病後児保育の件でございますが、まずこの県内の状況をお知らせしたいと思うんですが、現在県で8事業所、私の手元の資料ではあるんですが、その中で保育園が実施しているのは志布志市と日置市の2事業所、あとは小児科医とかクリニックさんとか、そういう状況なんです。それで、これが看護師及び保育士、そういうスタッフを置かなければならないということもあって、なかなか実現しないと。ただ、そういう中で、本市は早い時期から取り組んでいるわけでございます。

それで、今お尋ねの来年からの改正分については、申しわけございませんが、まだ資料の方を私確認していませんで、それで子育ての行動計画の中に、また計画として盛り込んで動いておりますので、また機会があればそういうことをどんどん取り入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（西菌典子さん）

看護師のことが出ましたが、看護師は登録した看護師が子供を自宅に連れて行って看病するというのも可能であるというふうな法の改正になっているようでございますので、やりやすい形であるようでございますので、検討をしていただけたらと思っております。

それから、学童保育、放課後児童健全育成事業ですが、これは鹿児島県が財政難によって2%カットということが打ち出されておりますが、そのこちらへの影響というものはいかなるもののでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

きょう現在では、まだ確認しておりませんので申しわけございませんが、そういうことで、現時点では県からの正式なそのカット部分についての措置はいただいておりません。

以上でございます。

○14番（西菌典子さん）

これは大口市、西之表市、知覧町は、その2%部分を補てんすると、自治体ですね、そういうふうな結論を出しているようです。逆に、曾於市は2%をもう自分であわせてカットしてしまったというような、そういうところもあるようでございますが、できたら、もう子育て支援は日置市最高レベルの課題でございますので、絶対にそれに倣うようなことがないように、カット部分を補助するぐらいの気持ちでやっていただきたいと思います。

行財政と言いながらこういうようなことも言って、非常に難しいところではございますけれども、長い目で見ていただきたいと思います。

それから、ホームヘルプサービスのことでございますが、充実と周知を図っていきたいというようなお答えでありました。これもなかなか周知がどうなのかという思いがあります。

また、アンケートをとられたということでございますが、アンケートも本当にその世代の子供たちの親のアンケートであったかというような疑問も残ったりいたしますが、ファミリーサポートセンターというのが前に10番議員もちょっとおっしゃいましたが、そういうふうなお互いに支援するものと、支援をもらうものとの提携によるという、そういう活動もございます。いろんな形でいい形、子育て支援がしていただけたらというふうに思っております。

そこで、一つだけちょっとお尋ねしたいことがございますが、いろんな事業がまた介護法、包括支援センターなどにつきましても、保健福祉、それから健康増進課のそちらの方にいろんなものが行きます。

先ほど私も冒頭に申し上げました心中、そういうような事件とか、そして子育ての真っ最中の家に閉じこもらざるを得ない母親支援、そういう子供たちをどうするかというときに、

やはり保健師さんや助産師さん、在宅の方々などの協力も得ながら、やはりそういう人たちを見守っていく、指導をしていく、そういうようなことをしていらっしゃるようでございます。しかし、いろいろな事業がその辺にこうしてその課、その担当課の辺にこうして行くために、なかなか人が足りないんじゃないだろうかというような心配をしておりますが、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

人的な配置の中で、特に今保健師の問題が一番取り上げられているのかなと思っております。専門的な職種の中で、だれでもできないわけでございますけど、今私どももやはり総体的な人員の削減というのをやっております。その中におきまして、どういうふうにして保健師の皆さん方を効率的に市民サービスができるのか、そのことを十分検討していかなくちゃならないということを思っておりますので、ここで人がたくさんおればいいというふうには思っておりますけど、やはり人件費の問題も考えながら今後構築しかなければならないというふうに思っています。

○14番（西菌典子さん）

そこは人の命を大事にするか、経済を大事にするか、やはりちょっと難しい問題ではありますが、十分な検討がなされてほしいというふうに思っております。

委員会でもいろいろとそこ辺の委員長報告の中でもあったと思います。そういうしわ寄せが住民の皆様方、またそうした子供たちの大事な子供たちの命、また妊産婦、また高齢者、そういう弱い層にしわ寄せが行かないようにということを願っているところです。そこは十分にご検討をいただきたいと思います。

次に、2番に参ります。

市内の産婦人科がないということで、私もいろんな方から言われたりしまして、いろい

ろと心配をいたしました。ほとんどが鹿児島市内に行って、7割が行っているということで、またどちらかと言えば東市来は串木野でしょうか、そして吹上などは加世田と、そういうふうな状況であるのではなかろうかと思っております。

救急にこうして離れているところに運ぶならば、救急車がどういう体制をするかということが非常に心配したわけでございますが、うまく救急車の方でも対応がなされているということをお聞きしまして、その分は安心しております。しかし、いろいろとこうして産婦人科が少なくなる現状であるということが問題になっていることは新聞などでもご存じだと思います。少なくなったら結局周知をせざるを得ない。周知をしたらどういうふうになるかということをお考えになったことがありますでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、それぞれのこの病院、特に産婦人科等、それが市内にあれば一番いいというふうには考えております。この問題につきましては、やはり民間経営の中でそれぞれの経営スタイルの中でやらなければならない。特に一番問題は、この少子化の問題と産婦人科の数の減少、これは本当に比例した形の中で減少したということでございます。

私ども市といたしましても、やはりこの産婦人科を公立でできれば一番よろしいわけでございますけど、これも大変難しい一つの課題でございますので、先ほども申し上げましたとおり、緊急なときにどう対応していけばいいのか、そういういろんな連絡網、妊婦さんを含めた中で、そのときはどういう手順の中でという、そういういろんな説明といたしますか、そういうフローチャート、そういうものはきちっと市民の皆様方に、また妊婦の皆様方にはお示しをしていかなければならない

というふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

妊婦の皆様方は、その10カ月、そういうように臨月に入ったら、すぐこうして入院などできるように体制を準備していると、そういうような現状であります。こうしてやはりいつ、距離が離れていけば計画出産をしなければならないというところになるわけです。また、病院においても、人数が多くなったりすれば計画出産をさせるという現状があるわけです。

今低体重児が日置市でも、鹿児島県内でもですが、全国的にもふえているというふうに統計が出ております。日置市でもふえております。やはりそういうような低体重児の出産がふえているということは、本当は自然な分娩をして、こうして自然に陣痛が起こってきて、自然に産まれるのを待ちたいんだけど、行き来のことなどを考えれば心配だから早目に入院して陣痛促進剤を打って出産をさせると。すると、させるですね、そういうような現状があるということがあります。そういうことは非常にやはり母体にも影響があったりするということも聞いております。

私がこうして申し上げるのは、そういうことの心配、それから、ある市民の方から言われました。市立病院に行くと、鹿児島市立病院に行くと。そしたら、「あなたは鹿児島市民の方じゃないですよ」って、そんなふうに言われたということですが、いろんなのが多くなれば、集中してくれば、やはりそういうような可能性が出るのかもしれないと。そういうときにやはりこうしてないということは非常に寂しいなというような思いがします。

そこで、そういうような子供たちを、ここがないですから、なければお母さんたちが病院に行く、そういう病院に串木野は久米さんでしょうか、そして加世田は有馬さんとか、

鹿児島市内はどこなのでしょう。提携をするとまではいかないまでも、よろしくというように、そういう手立てをして母親を守るといようなお考えはないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、それぞれの妊婦の皆様方の意向というのもあるのかなと思っております。これ医師会との問題も大変大きな問題があるのかなということを思っておりますので、ご意見が出ましたことについては医師会とも十分相談しながら、郡の医師会がございますので、その措置法につきましていろいろと検討させていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

医師会とも連携をとって、お母様方に本当に安心して安全な出産などができるようによろしく取り計らっていただきたいと思っております。

それでは、次の性・いのちの教育をどうして進めていくかということですが、日置市の子育て支援計画の中に、領域ごとの目標数値というところの中に自分のことが好きな子供の割合というのが載っております。小学生が42.6%、中学生が27.4%となっております。それを増加させたいということですが、この特に中学生の27.4%、逆に言えば62.6%、それは自分が嫌いだということになるわけですが、好きになれないと。教育長はそのことに関しまして、どうお考えになりますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

なぜこういうことになったのか私もよくわかりませんが、やはりこういう時期の子供たちというのは、自分の体の顔の容姿とか、体の形とか、身長が高いの低いのか、こういうのを多分気にする時期ではないかなと思います。そういう意味から、そういう形的な、容姿とかそういうことで自分が好きと

か嫌いとかという判断を多分しているのではないだろうかなど、そんなふうに思います。ということは裏を返しますと、その子供がどういう形でお母さんとお父さんの思いの中に生まれてきたのか、そういうことを十分理解していないからではないかなと思います。

その意味で、先ほど私答弁の中で、子供たちが中学生が妊婦さんの体験をしたりしているというお話をしましたけれども、ここに上市来中学校の子供が家庭科の時間に保健福祉課の職員の3名の方、妊婦さん、赤ちゃん、本当の赤ちゃんです。お母さん5名が来ていただいて、いのちふれあい学習をして赤ちゃんを抱っこしたり、実際に。それから妊婦さんになったつもりでおなかの大きい、何キロか知りませんが、そういうのを体に巻いて歩いてみたり、そういう体験をした子供たちが、こういう感想を出しております。赤ちゃんに触れ、妊婦さんやお母さん方の話を聞く機会を得て、命の尊さ、大切さ、母親の思いなどを学ぶ大変よい機会となったようですと、このようにこういう体験を通すことで本当のこの命というんですか、その意味がわかってくるのではないかなと、そんなふうに思います。

○14番（西園典子さん）

私もそのお答えを期待しておりました。本当そのとおりであるというふうに思っております。命の大切さ、自分が生まれてきたことに関するいろんな感謝、そして親や家族への思い、そういうことが自分を大切にする、自分の価値をやはり再認識するということであると思っております。それが自分を好きになると。自分を好きになるということがやはり一番生きることに関して大切なことではないかと。市長もにこにこ笑っていらっしゃいますので、そうですね、同感だと思っております。

それから、もう一つ、これは今度は市長に

お聞きしたいと思いますが、鹿児島県の保健福祉部の調査でございます。平成16年の死産数、鹿児島県内の死産数が総数が581でございます。その中で自然の死産が180で、人工が401、日置市は16年ですから旧4町、総数が8、自然の死産が2人、そして人工の死産が6人であると、そういうような結果が出ておりますが、これを市長はどのようにお受けとめになられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いつも何か西園さんから、この数字の感想をいつも言われるわけでございますけど、基本的にこの死産というのは大変かわいそうな数字だというふうに思っております。元気で生まれてくるのが一番当たり前のことでございますけど、やはり死産というのは大変母親、父親にとって大変残念なことであるというふうに思っております。その環境が何だったのか、いろんな死産で出てくる原因というのがそれぞれあったのかなというふうに思っておりますけど、行政としてはやはりそこまで来る前に早くそういう相談といいますか、そういうものの相談的なものができればいいのかなと。また本人にとっても早くそのような状況というのは医者に見てもらえれば早い形の対応ができたのかなというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

この数字で問題なのは、人工の死産の方がずっと多いということが問題だというふうに思っております。県でいったら自然が180に対して人工は401と、そういうように2倍以上であるという。やはりそれは望まぬ妊娠、そういうものが起こした結果だということであるのではないかと思っております。これはやはりいろいろな問題が含まれているというふうに思っております。

また、HIV患者のことを先ほど申し上げました。18年の県内のHIVの患者は感染

者が25人、エイズの患者は18人、そして1年間に県内の保健所で抗体検査を受けた人が914人、相談数が1,369件であったというふうにあります。そういうような非常にエイズなどの危険性というものはらんだ状況が今私たちのこの周辺の状況にあるということをおわかりいただきたいと思います。

そこで、私は先日、養護教員の先生方を中心とした性教育のところに学習会に行きました。そのときに講師の先生がおっしゃった言葉の中で、虐待の中で「ネグレクト」という言葉がございます。「ネグレクト」というのは「養育放棄」という言葉でございますが、「教育放棄もネグレクトだ」という言葉でございました。私は本当にそうだと思います。

今こうしていろんな数字を申し上げましたが、これは実態が社会がこういうふうにご子供たち、青少年の周囲がこのようにいろんな厳しいというか、いろんな難しい、そういうようなものがあふれている中で、そういうようなきちっとした教育がなされないということがどんなものであるか、それはもう教育放棄としか言えないというふうに感じたわけでございます。そういうことを講師の方もおっしゃいました。

そこで、その会に私は一般、また高校生などの分科会に入っているいろいろと一緒に先生方と一緒に話をいたしました。その中で感じたことは、先生方が性教育ということをご指導できないと、なかなか指導できないというので悩んでいらっしゃるということを感じたわけ。で、それは先生方自体がそういう指導を親からもされていないという、それはそういうようなリンクというものではなからうかというふうに思ったりしております。そして、そういうところに子供たちが誤った情報などがいろんな新聞とか、いろんなテレビとか、そういうのでどんどん入ってきて、興味本位のそういうものにさらされてしまっていると

いう現状を私は感じました。

それで、本当にしっかりとした形の指導がなされないといけない。だけど先生方から聞いてみれば、十分な、いろいろ先ほど教育長がおっしゃいました、いろんなことをしているとおっしゃいましたが、実際それが子供たちにきちっとした形で伝わっているかとなったら、やはりこういうような先ほどからの申し上げたような現状ではきちっとした教育というところまではつながっていないように感じるわけでございます。

そこで、やはり先生方はもっと研修の場、また模擬授業というものをなさったりしているところもあります。そういうふうで連携を、きちっとした教師自体が、指導者自体が教えられるような状況になるべきだということをご先生方がおっしゃっていらっしゃいました。いい加減な、恥ずかしいというような、ちょっと嫌だなというような形で指導をすれば、子供にもそういうふうに移るんだそうです。これは大事なことだよと、あなたの人生を左右する大切なことなんだよと。あなたの人生を、今からの人生をきちっと見定める、決めるための教育だよというふうで、大切だというふうで子供に接すれば、子供はそうなんだと、わかったというふうで理解してくれるという先生方の話でした。

ぜひそうした、今年度はカリキュラムがずっと中学校であったみたいですが、1校ができなかったというところでございますが、私はエイズの鹿児島市の会にもちょっと行ったときに、中学生から性教育を始めることは手おくれだということをご100%の産婦人科は思っているという声も聞きました。きちっとした形を担任の先生方、養護の先生方、またそして保健の担当課ですね、保健師の方々と一緒になってよくしていただきたいということをご希望いたしますが、その辺のところは教育長お答えいただきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

性教育につきましては、せんだっての議会のときもちよっとお話申し上げたと思うんですけれども、今おっしゃったように、中学校からというよりは小学校1年生からもう計画の中でやっております。初歩的なものからいきますと、手足、体をきれいにするというようなものが1年生、低学年のものです。それが全学年に応じてやっていきまして、小学校でいきますと、まずは清潔な体とか、男女仲良くしましょうとか、それから体の仕組み、それから第2次成長あたりが5年生ぐらいになるかなと思うんですが、6年生から心、体の成長、体育、保健の領域等で、これがすべて理科の学習から保健の学習、体育の保健、これを全部位置づけてまして、一応一通りの流れというのはどこもでき上がっていると思います。それで近くに來ましてから先生がおっしゃったように、そういうエイズの問題、小学校の6年生の場合ですが、エイズの問題とか、性感染症の問題とか、ずっと段階的に県の方で指導計画のモデルというんですか、そういうのもできているようですので、一応計画はどこもあって、小学校のときから一応は一通りの計画はできて、どの程度、学校によって内容の深まりは違うかもしれませんが、とりあえずはそういう形で指導がなされているものと思っております。

○14番（西菌典子さん）

一応はなされていると思っておりますと正直にお答えになられました。一応は子供たちは習っているわけでございます。しかし、それが習うということは、それが身につくかどうか、本当にその子供が理解されるかどうかということであるかと思しますので、そこはやはりそういうような形にならないと、やはり本当に今のこういうおそろしい——おそろしいと言いましたら何ですが、いろんな危険性をはらんだ世の中、子供たちを守ることは

できませんので、ぜひきちっとした形でそういうふうに一生涯懸命取り組んでいらっしゃる先生方、養護の先生方、また悩んでいらっしゃる先生方もいらっしゃるようでございますので、研さんを進めていただきたいと思います。

次に、有害図書に関しましては、フィルタリングのことですね、フィルタリングはきちっとよくしていただきたいと思います。ここは父親の出番であるというふうにも思ったりもいたします。そういうような機械には、お父様方がこうしてインターネットとかいろんなには詳しい現状でございますので、親子、父親と子供の連携をとるためにも、とれるようにというためにもいいんじゃないかと思ったりいたしますので、学校、またそういうところでもぜひその辺の啓発をよろしく願いたいと思います。

次に、5番の職業生活のところに行きますが、日置市におきまして、日置市は特定事業所という形でやはりきちっとした形でしなければいけません。先ほど各事業所に対しても推進を図るように心がけるとおっしゃいました。そのためには、やはり日置市自体がきちっと手本を示せるような形であってほしいと願うわけです。じゃないと言えませんが、女性はその取得者がおりましたでしょうか。前はお聞きしたときはゼロでございましたが、どうでしょう。

○総務課長（池上吉治君）

先般お答えしたとおり、その後も男性のそういういった休暇等の申請は出ておりません。ただ、私どもは一つの事業所といたしまして、やはり市役所といたしましても、まずはその近年のこういった制度をかなり充実しておりますので、その制度の内容の理解を図るために、役所内での職員向けのパンフレット等

をつくりまして、職員が制度の理解度が高まるような方向で努力はいたしております。

○14番（西園典子さん）

退職者がきのうも出ましたが、四、五十代の方々が早期退職があると思っておりますが、そうした方々が若い職員に対してしわ寄せが来ないかということをお尋ねしたいと思っておりますが、そこ辺のことは検討なさったでしょうか、市長お答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回も早期退職ということで、40代、また50前半の方も退職するというごさいますけど、総体的に同じ年代の人もまだいっぱい残っていらっしゃいますので、早期退職をした人はまだ限られた人のごさいますので、そんなにやめたからしわ寄せが来たということはないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

日置市の職員の方々の合計特殊出生率、時にはとってみてもおもしろいんじゃないかなと、そういうので日置市がどういう状況であるのだというのがわかるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

今のところそういった数字は出しておりません。

○14番（西園典子さん）

とっていらっしゃらないというのはわかっておりますが、そういうような計画を今後してみたらどうだろうかということをお聞きしたわけでごさいます。ぜひしてみたら現状がわかるんじゃないかと思っております。

次、男女共同参画に関しまして、現在のところ考えていないということでごさいます。こんなにいろいろこの子育て支援からも高齢者の問題から、非常に難しい問題をたくさん抱えているのがこの男女共同参画の問題でごさいます。やはりこれをきちっとしていくためには、いろんな立場から研修などもして

いただかないといけません。私が県のいろんな研修会に最近行ったりしておりますが、職員の方、どなたともお会いすることがないんですよ。やはりそういうところからこうして市長みずから勉強に行ってほしいなと思ったりいたしますが、職員にも行けど、自分も行くからとおっしゃってくださいませんか、市長どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

そのような研修会につきましては、職員の方に行かせるような形はしていきたいというふうに思っております。私もこの男女共同参画の県の委員会の一人として、いろいろとそういう会の中で、今県としてどう向き合っているのか、委員として入っておりますので、私もいろいろと勉強していきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

県の委員会の委員として入っていらっしゃるということですので、私は非常に心強く大変うれしく存じます。お互いに——お互いにと言ったのですが、本当に今からの時代を乗り越えるために、きちっとした形で進めていけるよということをお考えたら必要ではないかと思っておりますが、市長、再度その辺の考えはいかがでしょう。

○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、今後それぞれ事務分掌のそれぞれの見直しもやっておりますので、特に男女共同参画を含め、また子供育ての中におきますいろいろ子供課をつくってくれとか、いろんなご要望というのがあるといのはお聞きしておりますので、基本的にそういうものを含めまして、今後の係、再編を含めた中で検討させていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

再編の中で検討をしていくということでごさいますので、よろしく前向きなご検討を期

待いたしまして質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時45分といたします。

午後4時35分休憩

午後4時45分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間を議事の都合上、午後7時まで延長いたします。

次に、9番、靄園秋男君の質問を許可します。

〔9番靄園秋男君登壇〕

○9番（靄園秋男君）

私は、通告いたしました日置市安全安心のまちづくりについて5問の質問をいたします。

この条例は、犯罪、事故、災害を未然に防止し、市民が安全して暮らせるまちづくりについての基本理念を定め、市と事業者及び所有者などの責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもとに安全安心まちづくりを推進し、地域社会の実現を図ることを目的としております。

我が国は、戦後世界で最も安全な国の一つと言われてきましたが、その水準は年を増すごとに悪化しつつあります。

近年の犯罪情勢を見ると、全国的に犯罪件数が急速に増加しており、犯罪が身近になったことを感じずにはられません。このような中において、本市における大きな犯罪、事件等は発生していませんが、広域圏内においては、広域暴力団の抗争、組織的な窃盗事件、高齢者を対象とした振り込め詐欺など、全国的な治安と同様の傾向が及んでおり、決して安全安心とは言えないのであります。

また、最近社会環境の変化によって、住民の価値観や生活様式が変化し、地域社会における犯罪抑止、事故防止などの機能が低下し

ていると言われております。また、自然災害の面から見ますと、本市は台風の常襲地域に位置し、東シナ海に面した日本3大砂丘の一つである吹上浜海岸線を有し、内陸部にあつては鹿児島特有のシラス土壌が災害をうけやすい自然条件のもとにあり、過去の例もあるとおり、一たび災害が発生すれば多大な被害が予想されるのであります。

このような情勢の中で、過去に類のない子供に対する虐待、事件、凶悪事件など、これまで認識や想像をはるかに超えた事件が発生しており、私たちの生活を脅かしているのであります。このような情勢を踏まえ、第1回日置市安全安心まちづくりの推進会議が開かれたが、今後の取り組みについて5問の質問をいたしたいと思ひます。

まず、1番目に、第1回安全安心まちづくりの推進会議が開かれているが、今後の取り組みについてどのように考えているか、市長の答弁をお願いします。

2番目に、各自治会活動の中に防犯部組織があると思ひますが、防犯部の設置状況はいかがか質問をいたします。

3番目に、子供、女性、高齢者に対する安全対策についてどのように考えているか。

4問目に、活動推進団体などへの支援についてどのような内容であるかお答えください。

5番目に、子供たちの安全を守るスクールガードは市内に何人ぐらいいるのか。

以上、5点について質問をいたします。

終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市安全安心まちづくりについてということでございまして、1番目の質問の中で、安全で住みよい地域社会を実現するため、お互いに呼びかけ合つて、防犯意識の高揚を図つたり、犯罪を未然に防止したりする防犯活動を協力して進める体制づくりや犯

罪の機会を減らすための生活環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

第1回の推進会議では、それぞれの機関や組織における取り組み状況や課題等について協議していただきましたが、今後はこの会議を中心として具体的な施策を進めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。日置地区防犯協会では、市内全域に地域安全モニターを委嘱し、防犯活動を推進しております。自治会の防犯部組織は、伊集院地域では全自治会73に防犯組合があり、伊集院地域では防犯組合連絡協議会を設置しています。また、日吉地域では6自治会で防犯部、防犯消防部の設置、吹上地域では2自治会で防犯部、消防防災防犯部の設置になっております。このことにつきまして、それぞれ防犯協会におきまして、以前旧南さつま市、またいちき串木野市の警察の管轄の中におきまして、昨年日置警察署が誕生したわけございまして、4つの地域がそれぞれ防犯体制におきます取り組み方が違ったということでございますので、特にこの日置地区におきます防犯協議会が設立されておりますので、今後日置警察署を中心にして、この各自治会におきます防犯の設置ということを進めさせていただきたいというふうに考えております。

3番目でございます。子供、女性、高齢者などに対する防犯を防止するために、道路や公園は周囲からの見通しの確保を図り、市や自治会等が設置管理する防犯灯による照度の確保などを確保するなど、犯罪の防止に考慮した構造や整備にする必要があると考えますので、関係機関、関係課と連携しながら安全対策を進めてまいります。

子供の安全確保をするために、学校での安全教育の充実や安全確保についての校内体制の整備を図り、通学路での安全な環境の整備や地域住民との連携が必要となりますので、

教育委員会やPTA、自治会と連携をしながら、子供の安全確保を進めてまいりたいと考えております。

市民の安全福祉向上のための防犯活動推進事業補助金交付要綱を定めておりまして、各地域防犯組合等に対して防犯灯の設置工事及び防犯標語看板設置、防犯運動チラシ印刷に要する経費を補助対象経費として交付しております。地域防犯ボランティアの組織につきましては、日置地区防犯協議会で取り組んでいただきまして、さっきも申し上げましたとおり、まだそれぞれの自治会で取り組んでいない自治会もあつたりいたしますので、特に防犯協会におきます下部組織として自治会に防犯灯を設置いたしまして、ここ日置地区の防犯協議会を通しましてそれぞれの団体等にいろいろとご支援をしていただきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

子供たちの安全を守るスクールガードは市内全体で何人ぐらいいるかということですが、今年度から組織されましたスクールガードの4月当初の人数は、市内全体で168名です。その後、各学校で継続して依頼をしたために、3月1日現在では319名がスクールガードとして活動してもらっております。

○9番（靄園秋男君）

それでは、順次質問をいたしたいと思いません。

この条例の基本理念は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識のもとに行われる市民事業所所有者など、自主的な活動を基本としているのであります。市の果たす役割は、相互理解のもとにそれぞれの連携及び協力により推進しなければならないとなっているが、今後この基本理念に沿ってどのように進めていくか、お答え願います。

○総務課長（池上吉治君）

先般、まちづくり推進会議におきましては、20名の委員にお願いをいたしまして、それぞれこれまでの取り組みの状況、それぞれの組織、あるいは団体等における状況を報告をしていただき、それらの問題点をいろいろ出していただきました。今後19年度中におきましては、さらにこれらのことを具体化しようということで先般の推進会議は終了いたしましたわけですが、鹿児島県も既に防犯対策に対する指針を出しております。そのような中では、それぞれ日置市としましては、できることはまだこれからやらなければならないことがたくさんございます。防犯面では特に公共施設の見通しの確保、あるいは照度の確保——明るくすると。夜の照度の確保、そういったことが主体になりますが、いろんな施設でそういった対策が必要になりますので、これは総務課だけではなくて、日置市全体でそれぞれできることを取り組んでいきたいと思っております。

それとまた、ほかの団体等でできることを今後具体的に上げていただいて、推進会議を中心にして今後の方針を決めていきたいと考えております。

○9番（靄園秋男君）

安全安心のまちづくりを推進するためには、必要な安全に関する知識の普及及び情報の提供、広報啓発運動についてどのように考えていますか。

○総務課長（池上吉治君）

その点につきましても、先般の会議の中でもそのような意見が出されまして、それぞれ市としてはこのような形でやりますと。そして警察、あるいは他団体といろいろ協力をしながら広報にも努めていきたいと。それらを含めて具体的な方策を今後協議会の中で決定をしていきたいと考えております。

○9番（靄園秋男君）

安全安心まちづくりを推進するためには、活動を支える人材の育成活動とありますが、この意味はどういうことですか。

○総務課長（池上吉治君）

どんな活動でも非常に大事な分野でございます。それを主体的に進めていく、もちろん行政も主体的にならなければなりませんけれども、特に今回のこの安全安心まちづくりのための施策といたしましては、これまでいろいろボランティアとして活動をしていただいております団体、そういった団体の方々にも一応メンバーになっていただいて、特にメンバーの中では妙円寺守り隊とか、自転車みつけ隊、あるいはいろいろな防犯パトロール隊、あるいはチャリンジャー、そういったメンバー、団体が日置市内にもございますので、そういった方々にもメンバーになっていただき、今後そういった活動団体をふやしていくことも一つの目的だと思っておりますので、そういったことの育成という意味でございます。

○9番（靄園秋男君）

青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境排除についてですが、これは日置市内に何件ぐらいあるんでしょうか。それともこういう雑誌とか、そういうのを売っている箇所は何カ所ぐらいあるんですかね。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、有害図書の販売書店が、あるいはビデオレンタル店、コンビニ店等含めて25店舗あるようです。それと有害図書児童販売機が昨年は2件ありましたが、1件はもう取り除かれまして、吹上の方の1件だけ残っております。

以上です。

○9番（靄園秋男君）

こういうことなんですが、防犯性の向上をさせるには、まずその地域の防犯意識が高い

かどうかで決まると思っているんですが、この情報収集、パトロール上の留意点の指導とか、一般への広報などの関連からして、警察署、防犯組合、住民との密接な連携が必要と思うんですが、このようなことをどのように進めていくかお尋ねします。

○総務課長（池上吉治君）

もう基本的なことはそれぞれ認識ができていると思っておりますが、具体については先ほども申し上げましたように、この推進会議の中で今後協議をして決定をしていきたいと思っております。

○9番（靄園秋男君）

それでは、2問目に入りたいと思います。

2問目は、各自治会活動の中に防犯部の組織があると思うが、防犯設備状況はということなんですが、各地域にはそれぞれ今さっき答えがあったようですが、妙円寺の場合の例をとると、今現在妙円寺守り隊が結成されたときのことを申し上げますと、――妙円寺のことより先に、安全安心なまちづくりは、過去のよき日本の姿を現在に復活させようという運動が全国的に展開しているわけですが、すべて地域住民が自分たちの地域の安全は自分たちの積極的な参加によって守るという趣旨のもとに自主防犯組織を設立し、活動を推進することについてどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

特に自分たちの地域は自分たちで守るという、大変大きなことであるというふうに思っております。警察署の方におきましても、やはりその地域のPRといいますか、犯罪といいますか、窃盗、そういう方々に対しましても、この地域はやはり防犯体制がしっかりしている、そういうことがPRできれば、その地域は窃盗も少なくなるということを警察署の方も言っておるようでございます。

警察にいたしましても、やはり限られた人

数の中でいろいろと見守りをしているわけでございますので、やはり今後におきましては、さっきも申し上げましたとおり、自治会におきまして防犯部を設置し、それぞれ見守り隊等を設置しながら、自分たちのできる範囲の中で活動し、また基本的には情報を早く警察等に入れていく、その体制が大事であるというふうに思っております。

○9番（靄園秋男君）

今、守り隊のことを言う前に質問しましたけれども、妙円寺守り隊は、平成16年10月に妙円寺団地を守り隊という組織をつくり上げたんですが、これは地域の自治会長を初め、防犯部の方が中心となっていたんですけども、妙円寺団地は自治体が8つありますので、防犯部は8つのうちに2人ずつです。二八、十六人ですね、16人いるわけですけども、それに自治会長を加えて24名で妙円寺守り隊というのを立ち上げたんですが、これは最初自主防犯組織として防犯部と自治会長とあわせてつくったんですけども、今の守り隊の人数は、隊員が80名、それからスクールガードが、これはPTA関係なんです。高齢者とあわせてちょうど50名ぐらい、130人で守り隊を形成しているわけですけども、中には守り隊の中にも高齢者部が入ってきますので、大体130人になっているわけですが、それで最近この立ち上げるときは犬の散歩やウォーキングとか買い物とか自治会行事の帰りにということであったんですけども、昨年12月に青パトが来まして、防犯体制が強力になったということなんです。まず一番ビックリするのは、中学校と小学校の生徒が皆さんによくあいさつをするようになったというのが一番の特典じゃないかと思うんです。特に、伊集院の北中というところは国道3号線にあるんですけども、妙円寺団地までに来るのは大体450メートルぐらいあるんで

すが、そこに防犯灯が立っているんですけども、もういまだって言いますが、電気もほとんど切れております。それで暗い格好なんです、あっこを私たちはよく青パトで待機して保護しているんですが、特に中学校の部活動は教育長——後からでもいいですけども、（笑声）教育長は後からでいいんですが、そういうことで非常に防犯性能が広がってきまして、住民からのご苦労さんご苦労さんということであるんですが、とにかく前の犬の散歩とかウオーキングをする時代と違いました、本当に活発になってきたんですが、こういうのを地域につくってもらえることが、だれかみんなが協力してつくればできないということは、なんですが、このつくったときは市の方からお金を10万円ほどいただいて、ジャンパーとか帽子とか、それからいろんなことをもらいまして、それで行動をしよったんですけども、今度警察署の方からやっぱり帽子とか腕章とか、そういうのをいただきまして本当に助かっているんですが、また今度青パトが来たときに、これはしよっちゅう動くものですから、燃料代もないということだったんですが、どうにか地区館でどうにかしようやという話も出ているんですが、こういうのを自主的企業、だんだんつくっていくことに市長はどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に大変すばらしいことであって、特に妙円寺守り隊の隊長さんであります議員の方も一番大きな見本となられるというふうに思っております。ぜひこのような守り隊を各集落ごとできなければ校区ごとでもできる体制の中でし、さっきも言いましたように支援体制というのもやはりこの防犯連絡協議会の中におきます一員としてまた位置づけをしていただければ、市としてどこまで援助できるのか具体的に検討もしていきたいというふうに思っております。

○9番（靄園秋男君）

そういうことであればいいんですけども、できるだけ地域にそういう防犯の何が設置されれば私たちも力強く思いますので、ひとつよく考えていただきたいと思います。

それでは、3つ目の子供、女性、高齢者に対する安全対策についてどのように考えていますか。日置市内にひとり住まいの高齢者は何人ぐらいいるか。またそれに対する危険を知らせる防犯設備対策は万全でありますか、お尋ねします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

一人世帯は4,200世帯ということですのでよろしく願いいたします。

○9番（靄園秋男君）

4,200世帯ってありますが、これに防犯設備対策があるのが4,200世帯ですかね。そうじゃないでしょ。独居老人が4,200世帯、そして防犯設備をしてある、防犯設備とかひとり住まいの……

○市長（宮路高光君）

課長の方からちょっと説明ございましたけど、この防犯設備なのか、緊急通報の設置をしているところが、ちょっと私も数字は持っておりませんが何カ所かあるというふうに思っております。

全体的に独居世帯4,200世帯の中で、全部そういう防犯体制はなっておりませんが、それぞれ福祉システムを含めまして、地域で見守り活動とか、そういうことを含めながら地域で活動してもらっているということが実情でございますので、今議員がおっしゃいましたとおり、特にこの守り隊を含めた中で、独居老人の安否確認を含めて防犯までそれぞれの役割をしていただければ一番ありがたいというふうに思っております。

○9番（靄園秋男君）

そういうことにしていきたいと思うんですが、高齢者に対しては皆さんが考えてい

るとおり、やはりいろんなことで、私たちも高齢者に対してはいろんなことで相談が来まして、中には高齢者でもう歩けない人も一緒なんです、何というか危険を知らせる防犯設備等があったら取り組みがいいんじゃないかと思うんですけれども、高齢者に対する安全対策については、いろいろ交通事故とか、そういうのの何で防犯協会がよく免許証の何かをしたりすることがあるんですが、ひとり住まいの高齢者に対しては、何らかの手助けをするように、私たちも守り隊としてそのように取り組みたいと思っております。

それでは、次に入りたいと思いますが、この活動推進団体等への支援について市長から答えが出ましたけれども、看板とかボランティアに対する何ということですが、この内容についてはもう一回教えてください。看板とボランティアしか記録しませんでしたので、もう一回お願いします。

○市長（宮路高光君）

防犯活動推進事業補助金交付要綱というのがございますけど、基本的にはこれは各地域の防犯組合、各自治会でございますけど、防犯灯を設置しているわけがございますけど、その中におきます電気料におきます半額補助とか、また防犯等におきます標語の設置看板、また防犯チラシ、こういうものについて一応市の方では補助をしていくというふうに思っております。

これは自治会を含めた中でございますので、今おっしゃいましたとおり、それぞれのボランティア団体ですか、そういう組織団体については、今後やはりこの防犯組合連絡協議会の一つの下部団体の中に入れていただいて、そこでいろいろ活動する、目的を含めた中においてまた要綱の中できちっと整理をさせていただきながら補助金を出していかなければならないかというふうに考えております。

○9番（靄園秋男君）

それでは、5問目の質問に移ります。

子供たちの安全を守るスクールガードは市内に何人ぐらいいるかということでしたが、319人ぐらいいるということなんですが、子供をねらった最近の事件から、学校に防犯カメラを設置したり、児童生徒に防犯ブザーを持たせたりするだけでは安全対策としては不十分ではないかということが浮き彫りになっていますが、これを教育長はどう思いますか。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおりだと思います。やはり一番大事なのは先ほどから話題になっておりますが、地域の方々が子供たちを守ってくださることが最大の防御になるのではないかなと、そんなふうに思っています。

○9番（靄園秋男君）

次に、文部省が進めるスクールガード養成にも、学校周辺の危険箇所があるわけですが、危険箇所の積極的にあぶり出し、地域住民も巻き込んで子供を守っていくという発想が新聞で見たことがあるんですが、この件について教育長はどう思いますか。

○教育長（田代宗夫君）

すべての小中学校で校区内の安全マップというのが現在でき上がっております。

○9番（靄園秋男君）

わかりました。

それで、安全マップがあるということですが、次に、被害者の命は加害者の人権より重いと、これも新聞を見たわけですが、死に至らなくても犯罪に遭った子供が一生引きずる苦悩を思えば、日本の対策はおくれ過ぎている。学校頼み限界ということを経験に載っていたんですが、このことについてどう思いますか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどからおっしゃるとおり、学校だけで子供たちの安全というのはもう絶対にこれは

守れないわけですので、学校の登下校——登下校については地域の方に守ってもらい、学校内ではまた学校の職員等も守っていかなくちゃならないし、また家庭に帰って家庭で生活するわけですので、やはり家庭の子供の安全に過ごす過ごし方とか、そういうものをきちっと家庭、地域社会、学校という三者が連携をとって、それぞれの立場で安全を守るような指導なりをしていかなければいけないんじゃないかなと思っております。したがって、学校だけで子供を守るといのはとんでもない話だと思っております。

○9番（靄園秋男君）

わかりました。それでは、次にまいります。

鹿児島県警の治安に対するアンケートを私もらったんですが、防犯パトロールに参加したいとする回答が65%であるそうです。昨年の調査より大幅に伸びていることがわかっておりますが、全国的に子供をねらった犯罪が続発し、県内でも声かけ事案が増加、危機感から県民みずから防犯に取り組もうとする姿が浮かび上がっておりますが、これについて教育長、どうでしょう。

○教育長（田代宗夫君）

大変ありがたいと思っております。特に妙円寺の団地につきましては、平成16年から、事件等が始まる前から地域の見守り隊がスタートして、その後のいろんな事件の後のモデルになっているようでありまして、登下校に妙円寺小学校の子供たちの見守り隊の方々が4人、青パトが4台いるそうですが、それにスクールガードが連携して子供の登下校の安全を守ってくださっていると。特に見守り隊は下校時を中心に青パトで巡回しながら守っていただいているということで、大変ありがたいと思っております。

こういうことがモデルになって、ほかの校区でも美山小学校でも週交代でスクールガードの方が必ず同行をして子供を低学年、3年

生以上と分けて送っているとかあります。

それからもう一つは、うれしいことにこういう事件がありまして、本市の市老連の会長の大西会長から、「おいどんがいっぱい暇やったで、パトロールをするが。」と言って市老連の会長、役員さんと私どもと提携というのか、約束をいたしまして、そして市老連の方々は各校区に帰って、学校からの要請に応じてシニアスクールガードとして頑張りますということで確約いただきまして、各地域でそのような活動を今、させていただいております。まだなかなかまとまらないところもあるようですが、本当に一般のPTAの方はなかなか昼間は仕事等でうまくいかない面もあるんですが、シニアスクールガードの方々は、どちらかという時間的には余裕の方が多いということで、したがって、小中学校では大変地域の高齢者の方にはそういう意味でもお世話になっております。そういう市民の方々がたくさんいらっしゃる事が、こういう守りにつながっていると思って感謝をいたしております。

以上です。

○9番（靄園秋男君）

よくわかりました。

次に、市民の目で防犯活動をして地域ぐるみで登下校をする小中学生を見守ろうと、鹿屋市の教育委員会は昨年7月からスクールガード事業に取り組んでいると、これは単独事業であるそうですが、子供の安全安心のために、各校区の警戒すべき場所を確認し、学校と連携しながら活動を続けたいとしているが、こういう制度はいかがでしょうか。こちらに、日置市につくる計画はないでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私どもとしては、直接教育委員会としてこうしなさいというんじゃなくて、先ほど言いましたようにスクールガードの高齢者の方々と学校と話し合いをさせていただいて、現在そ

ういう形でおかげさまである程度でき上がっているんじゃないかなと思います。

ただ、これまでは県のスクールガード・リーダー、県が委嘱しているリーダーの方がこの地区に2人、そしていちき串木野に1人いらっしやって、日置市区を3名で七、八校の学校を見てもらっているんですが、そういう方の研修会、スクールガードの研修会もあるんですけど、今度は、来年は新たに市として、教育委員会の方で今度はそのスクールガードの方寄っていただいて、県のは防犯のための危険個所の見つけ方とか、そういうのを研修するんですが、私どもはスクールガードとしての情報交換をするような研修会にしたいと思っているところです。

○9番（靄園秋男君）

もう私の質問はこれで終わりたいと思うんですが、まだ時間もあるんですが、後の方が佐藤さん、待っていらっしやいますので、もう私の質問はこれで終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、27番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔27番佐藤彰矩君登壇〕

○27番（佐藤彰矩君）

きょう最後の質問者となりました。皆さん方も非常にお疲れのところだろうと思いますけども、もう最後でございますので、おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

では、早速、さきの通告しておきました2点についてお尋ねいたします。

まず、伊集院駅周辺の整備と駐車・駐輪場の管理運営についてお尋ねいたします。

まず、伊集院駅周辺の整備につきましては、合併協議会の中で伊集院地域の最重点事項として伊集院駅周辺の整備が計画されております。この地域は、市内においても人口も多く、行政機関が集中しているほか、商業集積も進んでおり、今まで行政、経済の中心として自

然と歴史を生かした「風格ある教育の町」を基本理念に、伊集院町づくりの中心的地域でありました。

新市におきましても、伊集院駅は1日乗降客が4,500人を超えるぐらいの乗客があると言われておりまして、県内の駅でも中央駅の次に二、三番目に乗降客の多い駅だと言われております。でも新幹線が開通してから、この乗降客も1日200人から300人ぐらい減ったという話でございます。

さて、その伊集院駅でございますけども、現在鹿児島市との隣接している関係で、ベッドタウンとしての機能を生かしております。新市におきましても、駅周辺の整備や渋滞緩和などを図り、交通の拠点として、また駅前周辺の商店の活性化を図る上からも整備を図り、都市機能を高める必要があると考えるが、市長はどのような計画をお持ちか、市長の考えをまず伺いたします。

また、この地域には、駅西市有地がございます。現在の駐車場の土地であります。この土地は、国鉄清算事業団用地の無秩序な開発を防止し、計画的なまちづくりを進めるために、公共用地先行取得等事業により、平成6年3月に日本国有鉄道清算事業団より7,118平方メートルを4億5,460万円で旧伊集院町の一般会計で買い受けたものであります。支払いは合併前に済んでおります。

でも、この土地の償還につきましては、平成6年から15年までの10年間で利子を含めて5億6,000万円かけております。でも、利子分の1億1,000万円は国の裏打ちがございまして、たしか70%ぐらいは交付税で処理されたという記憶を持っておるような気がいたします。

さて、この土地の利用方法につきまして、合併前に数年かけまして合併前の駅西検討会が行われ、検討会の中では、PFI方式導入による定期借地権つき分譲マンションやビジ

ネスホテルの提案、そしてまた歴史伝統文化をはぐくむゾーンとして、さらに駅前の商店の活性化も念頭に入れながら合併後に計画をされたいという提言も受けておりますが、市長として、今後この土地の計画をどのような考えか、お尋ねいたします。

次に、同じ項目の中で、3カ所の駐輪場、また2カ所の駐車場の管理運営をお尋ねしております。この件についても市長の考えをお聞きいたします。

次に、今後の指定管理者制度の進め方についてお尋ねいたします。

現在、市民ニーズの増大と多様化の対応が要求される中、国や県の関与が縮減されるようになってまいりました。そのような中で、日置市が自主的、主体的に決定し、処理することのできる分野が拡大しました。

そのために、非合理的な事務処理の有無を検討して、実情に対応した創意工夫をしながら市民サービスの提供と施策の展開に努めなければならないと考えます。

また、事務事業の見直しについても、各種住民サービスの実施においては、市民の意見をよく聞き、また説明を行い、市民の立場に立った事業となるように努力し、内容についても単に市の財務状況にあわせたものではなく、成果、結果を的確に想定し、有効な内容としなければなりません。

外郭団体や各種施設については、市が関与すべき分野かどうかを検証しながら、民営化、すなわち、指定管理者制度へと移行しなければならないわけであります。

本市におきましても、昨年1回目で22件導入が図られ、経済的にも公募分として約9,000万円の経済効果がありました。市長は、19年度当初予算案の概要の中で、指定管理者制度のさらなる導入を推進すると計画されているが、19年度におきまして、指定管理者制度への推進について、市長の考え

をお聞きし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の伊集院駅周辺の整備と駐車場、駐輪場の管理運営についてのご質問でございます。

伊集院駅周辺の整備については、これまで駅西の広場の活用策など、平成10年からいろいろと協議を進めてきた経緯があります。

そのようなことから、まちづくり計画から引き続き、第1次日置市総合計画の中でも伊集院地域の課題として出させていただいております。

そこで、今後どのような取り組みをするかということでございますけど、これまで駅前地域については、街路整備事業で、また駅裏地域につきましては、区画整理事業でそれぞれ整備を行いました。現実的には、駅前の交通停滞も起こっており、小さな事故もあるようです。また、駅裏の皆様や妙円寺団地の皆様方など、駅の裏口整備のニーズも高いようですから、今後、自由通路の設置や駅舎の整備など、一体的に検討していかねばならないというふうに考えておりますけど、JRとの協議が最優先してくるというふうに今後思っております。

2番目の駅西の駐車場のことでございますけど、ご指摘ございましたとおり、それぞれ検討委員会等やってまいりましたけど、財政的な大きなものもございますし、その中で当分の間駐車場の中で置いていこうという一つの結論づけをしていただきました。今後の課題の中でございますけど、やはり民活といえますか、民間の皆様方を含め、どのようにしてあの土地を有効にして、その地域が活性化し、また日置市のためにどうなるかということでございますので、いろいろと財政事情も厳しい状況でございますけど、議員を含め、また市民の皆様方と知恵を出しながら、この

場所については検討していかなければならないというふうに思っております。

3番目の駐輪場のことでございますけど、現在、市管理の駐輪場は都市計画課の管理分として150台、財政管財課の分として180台、合計330台の台数のスペースがあります。放置らしいものは自転車で15台、バイクで4台ぐらいと思っております。放置車両の増加に対しまして、十分検討していかなければならないというふうに考えております。

特に、放置対策として、条例等の整備が必要であるのかなというふうに考えておりますので、各それぞれの団体等含めた中で、この放置自転車に対します条例等の整備も今後検討してまいりたいというふうに思っております。

2番目の指定管理者でございますけど、昨年9月、本市の公の施設の一部に指定管理者制度を導入し、6カ月が経過しました。導入施設におきましては、指定管理者の適切な管理と経営努力により、利用者との大きなトラブルもなく順調に推移しております。

きのうも若干いろいろとご質問もございまして、まだいろいろと十分でない部分もございまして、1年経過した中におきまして、お互いに精査しながらこの推移を見ていきたいというふうに思っております。

今後の導入でございますけど、今後におきましても、できるものからまた指定管理者の制度の検討等をとっていききたいというふうに考えております。

特に、それぞれのあり方検討委員会、今、病院の検討委員会、またスタートいたします保育園の検討委員会、そういう検討委員会の中におきましても、今後、指定管理者制度を含めた中でどうしていけばいいのか、十分論議もさせていただきたいし、また、そのほかにまだ体育施設の部分におきまして、この指

定管理者制度を導入していかなければならない場所等もございますので、19年度の中におきまして整備をさせていただきたいというふうに考えております。

手続等におきましては、特に、それぞれ年度当初にスタートするには、議会への関係の施設の条例改正というのは通常9月ごろに議案提出をし、また指定管理者の指定議案というのは12月、そのような中でしたときに、ちょうど4月からスタートができるということでございますので、逆算しながらその手順に間に合うようにいろいろと検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

まず、駅的环境整備の方からお尋ねいたします。

現在の駅前、駅裏の環境を見ますと、雲泥の差があるようになりました。旧伊集院町及び戦後の伊集院を支えてきたのは駅前及び本町の商店街が中心となってやってきたわけでございますけども、今の環境からすると非常に差が出てきたような気がいたします。

そういう中で、行政としても現在の駅前周辺の駅西市有地を含めた整備というものは、伊集院町の均衡のとれたまちづくりの中の一つとして大事かという気がいたします。そのような声が非常に大きいわけでございます。ですので、伊集院町の合併前の協議会の中で、一応そのような形でうたわれているし、検討会の中でも合併後なるべく早く検討し、結論を出すというような形で検討委員会の中でもあったかという気がいたします。

そこで、今後、市長として財政的にも難しいというような話もございまして、この件について取りかかるという、そういうタイミング的なものをどのような形で考えていらっしゃるんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的にさきも申し上げましたとおり、駅

裏との取り口道路を含めまして、その部分をどうしていけばいいのか。さきも申し上げましたとおり、駅舎の問題もございますので、この問題につきましては、駅西の駐車場だけで済まされないというふうに思っております。基本的に先ほど申し上げましたとおり、ある程度の整備をしていけばそれだけの財政的な負担というのが必要でございますので、この負担の額という考え方につきましても、議会、またいろんな市民の皆様方のいろいろ考え方というのが多々あるというふうに思っておりますので、十分そこあたりをくみ上げてやっていかなきゃならないと。基本的には民活でどうできるのか、最終的に行政がどうしていく、そういうスタイルも大事であるかと思えますけど、民活をどう活用して駅周辺をしていくのか、このことも一つの研究材料として考えていかなければならないことじゃないかなというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

今市長が答弁されました駅舎という話も出ますけども、私としましては、駅舎の一部だけで解決する問題じゃなくて、駅舎を含めたあの駅西の面、辺も含めて駅周辺のレイアウト的なものを面で計画し、そして一つ一つ進めていかなければならないんだろうと思えます。駅舎だけを解決して、これが駅前周辺の整備というわけにはいかんだろうと思うんです。

ですので、最終的にこのような形になるんだという絵を描いた状態で進めなければならない、駅舎についてもそういう形の第一歩であらうという気がするんですけど、その辺についての考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

特にこの駅舎の問題につきましては、JRとの問題が一番大きな課題でございます。私どもの方で駅舎どうこうというものではございませんので、基本的には今議員がおっしゃ

いましたとおり、青写真をかきながら、その中でどれだけの財政的な投資ができるのか、さきも申し上げましたとおり、そこに民間的な投資がどう来るのか、その整合性もきちっとしていかなければならないというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

市長に言われるとおり、財源の難しい本市においては、PFIという、もうこれは前から言われておりましたPFIを通じたさらなる民間活力の活用も検討会では指摘されております。

また、日置市行政改革大綱の4章の中にも、3番目にもPFI手法の適切な活用を計画しというようなふうになってあります。ですので、このようなPFI的な事業を導入し、民活を生かした計画、財源ですね、財源の一つとしてする必要もあると思えますけど、このPFIについての認識、また進め方について市長はどのような形で考えてでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般、検討委員会を開催したときにおきまして、PFIの中の導入、このことにつきまして視察等にも行かれた経緯もございます。特に例えを挙げますと、あそこに土地は賃貸する中におきまして、マンション経営を含めたり、いろんな経営をやっているところもございましたので、このことにつきましては民間の皆様方が本当に必要として、それだけにペイ合うのか、民間は民間の考え方の中でそこあたりの試算を持ってくるのかなというふうに考えておりますので、私は、そのような試算を持ってくれる民間の皆様方とは十分ひざを交えながら協議を進めていきたいというふうには考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

この件につきましては、今すぐというような問題じゃなくて長期的に時間のかかる事業だと思えます。ですけれども、ある程度の時

期においては、取り組みを始めると、何らかの形から取り組みを始めるということも大事かという気がいたします。

ですので、今JRの方も、JRの鹿児島の支店長が大隈という方だそうでございますけれども、こういう方とも協議をしながら、そして駅、そして駅西の問題、そういうものを検討する会等の組織等もまた立ち上げて、そして、この問題に対する長い目のスパンで取り組んでいく一つの問題ということを考えますけれども、そういうやつを市長の方も早く取り組んで企画の方で進めてほしいという気がいたします。

それから——ということになりますと、駅西の駐車場の件になりますけれども、まだまだ当分時間がかかるということになります。現在、この駐車場は1月130台ぐらいの利用がございまして、そして年収480万円ぐらいの収入があるんですね、使用料が。非常に本市の収入としては大きい収入の使用料になっております。しかも、この管理費が人材センターの方で管理していただいておりますけれども、53万円ぐらいで済んでいると。53万円の投資で480万円、そうすると、実はこの駐車場の裏の奥の方にまだ空き地がいっぱいあるんですよ。ですので、この空き地等も、もう今こういうまだ時間がかかるような状態であれば、駐車場として再度利用ということは考えられないのか。

というのが、今この駐車場を利用するために待ってる方が43名いらっしゃるんだそうです。こんなに、43名いらっしゃれば、これを全部入れた場合、年間150万円ぐらいの使用料になるんですよ。この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、周辺部の駐車場を経営している人等をも余り圧迫しない中で台数的なものも考慮してきましたので、今おっしゃいましたとお

り、市としても駐車場の整備ということにおきます投資といいますか、どれぐらいの金額で整備ができるのか、ここあたりの試算を含めながら、また周辺部の駐車場経営している方々にもご理解をいただきながら、その両面の中で今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

じゃ、そちらの方は協議のほどお願いしておきたいと思います。

次に、駐輪場、駐車場の件に入ります。今、実は駐輪場が3カ所あるんですよ。派出所の前がJRの駐輪場でございます。また派出所の裏の方が市で、それから吉村タクシーの奥の方が臨時の駐輪場になっています。今、放置自転車の件数を言われましたけど、私は3月1日の午前10時30分、調べに行きました。台数を1台1台数えてまいりまして、市の駐輪場、これは派出所の裏の方です、105台自転車がとまっております。単車が69台、合計174台、そして放置自転車と思われる自転車が30台ありました。そして、単車が3台あったんです。それから、派出所の前のJRの駐輪場、これは派出所のすぐトイレの後ろです、駅の、ここに自転車が90台ありました。そして放置自転車と思われるものが40台ありました。山積みになっています。大体全体のここだけでも45%が放置、半分近くが放置自転車というような感じでございます。それから、吉村タクシーを入れていきました奥の方が、ここは少なくとも27台ありまして、放置自転車、もう使えないようなもうパンクしたり、リームの曲がったようなやつが17台ありました。

ということで、全体の中で自転車だけで309台あって、その中で87台が放置自転車という感じになっていました。非常にもうめちゃくちゃな駐輪場という形で、特に問題になるのが、吉村タクシーの裏に入ってい

たところが、道路に駐車禁止の看板があるんですけども、単車がいっぱいとまっているんですよ、50台ぐらいとまっています。そして、この臨時の駐車場の方は割にあいているんです。ちょっと聞いてみましたら、単車はとめるのに足を立てるとき斜めになるとき、舗装していないからあそこは使えないということでした。

そういう事情もあるかもしれませんが、このような現在87台あるこの放置自転車というものに対して、どのような処理を考えていらっしゃるのか、今までどういう指導をしてこられたのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

数年前、この放置自転車の整理ということで、駅前をやった経緯がございます。基本的に法的なものに基づかない形であそこの処理をしたということもございますので、基本的にさきも申し上げましたとおり、条例等の整備をしながらやっていかなければ大変難しいことであるのかなと。特に、警察とも十分この放置自転車に対します措置の問題を含めまして、今後検討していかなければ、さきも申し上げましたとおり、スペースが少なくなってきております。

そのような状況の中で、放置自転車の処分というのを行政としてもきちっと考えていかなければならないことじゃないかなというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、3月、高校生が卒業します。3月の過ぎた時点で毎年放置自転車が約30台ふえるそうです。派出所、駅員の方の説明でした。また、これに30台ふえますと100台を超える自転車の数になると思いますけども、原因は何だと思いでしょか。

○市長（宮路高光君）

それぞれあるのかなと思っておりますけど、あそこを通勤、また通学、特に通学の子供た

ちが多いのかなというふうに感じておりますけど、家に持って帰る形が、なくても裕福であるのか、そこあたりは私も何が原因なのかちょっとまだ究明はしておりませんが、子供たちにしてもそういう物を大事にしようというか、その意識の欠陥のあらわれもあるのかなと。親としてもどうあるのか、そこあたりの詳細についてはわかりませんが、自分の乗っておる物に対します責任というのは子供であっても、また家族であってもやってほしいというふうには思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、不要になった自転車の処分料というのが要るんだそうです。1台が800円から1,000円かかるそうです、処分料が。これをみんなが払わないために新しい自転車を買ってもあそこに放置すればただだそうです。そういう原因があるんだそうです。でも、これはどうしようもないと思うんです。というのが、だれの自転車かわからんというのが現状でございます。

数台登録された自転車もございました。登録された自転車は所有者がわかります。こういう自転車はそれなりに——先日ある自転車屋さんにお問い合わせして、連絡していただきました、この際。あとの登録されていない自転車、この問題につきましては、どうしてもJRの駐車場の、駐輪場のものも、市としてどうしても管理後処分というものをしなきゃならんと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げたとおり、法的に、もしいろんな中で起きたときが大変でございますので、十分ここあたりについても警察、また私どもも弁護士等も相談しながら、この処分の状況についてやっていかなければならないと。そういう法的な問題も抱えている部分がございますので、この処分について、弁護士

とも十分相談しながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

次に、駐車場の問題です。交番の横の駐車場のところですが、この駐車場は汽車からおりる人を迎えに来た人、それから、送りに来た人が短時間利用する駐車場であります。ところが、今回、朝夕——交番の人の話も聞きましたが——の状況ですね、私も1週間調べに行きました、ナンバーを。長期、連続の車が何台かございました。こういうような車を防止するために、装具としてパークアンドライドという、時間が来れば鹿児島中央駅の駐車場をごらんになったと思いますけども、ああいう機械が、機器がございます。本市としましても、秩序ある駐車、短時間の、そういう駐車のマナーを守る一つの手段として、このパークアンドライドというものをつける必要があると思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

台数を含めまして、平等に駐車してほしいという一つの観点の中でおきましては、やはり設置をしていかなきゃならないというふうには思っております。

何しろ、しかし、単価といいますか、設置する費用というのも大変相当な費用がかかるというふうに思っております。そういうことを含めた中で、今後、あそこの場所だけの中で費用をかけてまでいいのかどうか、都市計画の方でも絶えずちょっといろいろと監視をしたり、今までも張り紙をして長期的なものについては呼び出しをさせていただいたり、そういう対策もしてまいりました。特に費用と効果の対面の中におきまして、どうすべきかということが大変難しい状況であるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

駐車・駐輪場及び駅周辺の環境美化のため

にも、早くこういうものを処理し、正しく利用される人のためにも、秩序正しい利用方法を改善するように、が必要と思いますので、今後、早急に改善方を検討していただきたいという気がいたします。

次に、指定管理者制度の方でございます。

指定管理者制度において、まず、きのうもちょっと問題になりました納付金の問題でございます。江口浜荘の問題でございますけども、江口蓬莱館の管理に関する年度協定書というのがございます。この中に、3条に18年度の納付金ということであってございます。この納付金の納付について、きのうもある程度いろんな話が出たんですけども、市長の今後の考え、並びにこの中で18年度の納付金という、18年度を入れてある理由をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この納付金のものにつきましては、17年度を含めた中におきまして、その金額が基礎になったというふうに思っております。その中におきまして、特に18年度を含めまして利益の5%という形にしております。いろいろこの中にはいろいろな意見があったということ、委員会でもあったというふうにはお聞きしておりますので、基本的には18年度のそれぞれ決算状況というのをきちっと私どもの方にも出していただき、前年度とどうあったのか、そういうことを比較しながら精査をさせていただき、このことについては議会の方にも資料は、決算状況はおわかりになったらすぐお渡しいたします。

そういうものを1年間利益がどう前年から推移したのか、ここあたりも十分検証しながら、次のときにおきます土台にしていきたいというふうに思っております。18年度となっておるかもしませんが、19年度もそのような中でやっていきたいと思っております。基本的にさきも申し上げましたように、1年

間収益状況を見た中において判断をしていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

この協定書の中で18年度の納付金となりますと、また年度年度でこの改正をしていかなければならないんじゃないかと解釈するんですけども、この辺についてはどのような考えでしょうか。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず、基本協定書と年度協定書がございますので、年度協定書につきましては、その年度年度の指定管理料に関する部分が掲載されることとなります。

○27番（佐藤彰矩君）

それと、今行われております、進められている指定管理者制度の中で、ちょっと気になるのが、修繕費と改修についてでございます。ことしも指定管理者制度に導入された施設から修繕費、非常に多額な修繕費、またいろいろ出てくるんですけど、今後非常に問題になるのが、この修繕費じゃないかなという気がいたします。

19年度の中でも Chest 館がドアの修繕で160万円、それから、これは修繕の場合、前ある程度金額的なものが説明があったような気がするんですけども、蓬莱館の景観維持修繕というのがたしか19年度に出てると思いますけども、これが8万円なんですよね。ですので、この修繕費についての考え、うちの日置市の場合は、管理施設の改修費等ということで第15条に一応決めてありますけども、大体大まかな決め方なんですよね。この辺についてどのような考えか、再度基本的なものをお示し願いたいと思います。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず修繕費、それから改修費、それから更新のため修繕、改修、その2つがございます。修繕は劣化した部位、部材、機器類、それらの性能または機能を現状あるいは実務上支障

のない状態まで回復させ、機能低下の速度を弱め、長持ちさせることをいうというふうになっておりますので、それから、改修の方は劣化した部位、部材、機器等、それらの性能または機能を原状回復を超えて改善することをいうというふうに用語の定義でいたしております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、川内市の、先進地として川内市の修繕料についてちょっと資料を見させていただきました。ここによりますと、利用料金の制度についてとかいろいろ使用料についての、この修繕費については細かくアからオまでという感じで、もうこれは時間の関係で読みませんが、金額等も指示されて載っているんですけども、本市の場合は金額等の指示的なものはどのようになっていましたか。また、説明があったかやに思いますけども、再度お尋ねいたします。

それと、もう一緒に市長にお尋ねしますが、今後、指定管理者制度の導入をまだまだ図っていかねばならない問題でございますけども、現在、この指定管理者制度というものは行政改革と正比例していくものだと理解しているものでございますけども、職員が560名ぐらい、今ですね、そして5年後80名減になりますと480人になります。そして、仕事量としては国県からの権限移譲等も考えますと、今の仕事量よりもふえるんじゃないかという気がするんです。

そういう中で、5年後で480名の職員が仕事をされた場合、果たして今の仕事量の1.2倍から1.3倍ぐらい1人で抱えなければならないような状態になると思うんです。そういうものを1人分の仕事量にし、その余分な分は指定管理者制度に回すんだというのが私考えているんですけども、その辺について最終的に何名を、この80名を5年後ですけど、最終的に何名ぐらいをめどにして職員

を考えていらっしゃるのか、そして、それを何年後ぐらいに最終的の問題として設定されているのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

この人員削減につきましては、5年間を含めた中で約80名程度というふうになっております。その中におきまして、指定管理者制度の中と行革を含めた中で正反する部分があるんじゃないかなというご指摘もありましたけど、指定管理者制度をしていく中におきましては、今現在、民間でいろいろとやっているものについて、行政がなくても市民サービスが低下しないんじゃないかな、そういう意味の中で指定管理者制度に移行し、経費的にも削減できれば一番いいことじゃないかなというふうに思っております。

今、削減の定数の関係でございますけど、合併した中におきまして、それぞれの本市の5万3,250平方キロの中におきます行政を仕事としていく中におきます、類似団体を含めた中におきます職員定数と、こういうことを考えれば、さきも言いましたように約80名程度は多いのかなというふうに思っております。

そういう中で今、お話のとおり、今後分権社会の中におきまして、国からの移譲が来るということは否めませんが、これはほかの市におきましても一緒であるというふうに思っております。そういう中におきまして、合併した中でまだまだ事務的に効率をしていかなければならない部分がございますので、事務分掌化も本所、支所を含めて、また、各関係課も含めた中で精査をしながら人の削減を図っていきたいというふうに思っております。

若干ほかのものについてはまた担当課長の中で説明させます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

修繕費につきましては年度協定書、基本協定書、それから募集要項、それから一つ運営

業務指針、その中で示しているのが、大規模な修繕については甲乙協議するというふうになっておりまして、大規模でない修繕につきましては、これまで指定管理料等計算する際に、前年3カ年の実績から見まして修繕料を含んだ計算で指定管理料計算してございます。ですので、平均的な修繕料は指定管理料の中に入っているという感じでございます。

それから、先ほどの蓬莱館の管理に関する年度協定書、この中で平成18年度の納付金ということで、第3条でございますけれども、前年度の事業収益金に5%を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を納付するものとするというふうになっております。ですので、これは年度年度の収益の5%ということで、額についてははっきりは言っておりませんが、納付の方法はこういうことだと思います。

○27番（佐藤彰矩君）

これから今後の問題についてお尋ねいたします。

1回目の指定管理者制度を昨年導入されましたが、残りの市有施設のアウトソーシングをどのようなふうに進められているのか、してあれば、現市有施設の管理形態方針の概要はどうなっているのか、説明を求めます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず、昨年——昨年といいますが、18年の7月に第1回目の指定管理者の制度を採用したわけですが、その後の採用につきましてどうするかということで、それぞれの施設の担当課の方に照会をいたしております。そのときには18年度以降5年間、平成22年度までの見込みを上げてくださいということで、それぞれの施設の、例えば管理の方向で廃止するのか、払い下げするのか、直営でいくのか、指定管理するのか、民営化するのか、そういうものをどうするかということで、それぞれの施設の所管課の方に照会を

いたしております。

それで、一応そのときで上がってきたのが、平成22年度からというのが指定管理者の方で3件は上がってきました。しかし、原課の方の意見はそういうことではございましたけれども、4月からは、さらに合併プロジェクトの行革推進の方で、施設のあり方について投げかける形でどうするかということで前に進めていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

その中で、一応施設の数、どれぐらいの数をアウトソーシングされて、どのような区分をされたのか、そして区分の全体的なものは幾らで、その中で指定管理者制度への導入の数をどれぐらいにアウトソーシングの中で統計的に資料として出てきたのか、その点についてお尋ねします。

川内市あたりによりますと、560のうち388件がもう導入に入っているということなんです。残りが172件、もうこれで全部指定管理者制度に導入が進むというような段階になっております。全国的にもこれはもう川内が一番先進地なんですけれども、そういう中で私も心配しているのは職員は減るわ、残った職員がさっきも申しあげましたとおり、人の1.2倍とか1.3倍とか仕事量がふえ、残業もふえる、そういう環境にならないように早く今こういう手だてを打つ必要があるんじゃないかということで、こういう質問をさせていただいておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

平成18年の7月に実施しました施設につきまして、上げてあるのは331施設でございます。これは、今回指定管理をした施設も含まれます。この331の中には、例えば公園とか住宅とかございます。それから、学校関係とかも含んだ施設の数でございます。公園であれば53とかという数字がございますの

で、また住宅であれば74とかという数字もございます。この数を1つとすれば、まだ200足りないぐらいの施設になるんじゃないかというふうに感じております。

しかし、年次的な計画といいましても、現時点ではございませんで、今後民営化、民間委託、どういうスタイルでいけばいいのか、それも今後見ながら検討をしていきたいということでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、今年度の予算を見てちょっとがっかりしたところあったんですけども、というのが、指定管理者審査公認会計士委託料15件分が組んでございますね。ということは、15件前後、まあ業者が2つ、3つ委託してくれば件数はもうちょっとふえますけれども、15件ぐらい分しか考えていないのかなあというようなことで、がっかりした点もございます。

そういう中で、施設区分別のアウトソーシング及び休止、廃止について、施設区分のアウトソーシングを何施設され、更新を決定された件数はどれぐらいかというのを今さっきお尋ねしましたので、その件の後でもいいですから、資料をいただきたいと思っております。

それから、区分別のアウトソーシングをした方針を決めるとき、主管課と担当課ですよね、打ち合わせ、詰めはどのようにされたのか、そのここまでの、されたとすりゃプロセス的なものを説明していただきたいと思っております。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず、資料として合併プロジェクト室の方からそれぞれの施設につきまして、この種類の中でどうされますかということで、どのぐらいいくか、パソコンの中の掲示板の方で照会をそれぞれのところにいたしまして、それから、回答をいただいております。

○27番（佐藤彰矩君）

指定管理者制度を進める中においては、室と、それから担当主管課との連携というものが非常に大事になってまいります。そういう中の主管課の協力というものがなければできません問題なんです。ですので、主管課からの資料の提出、協力というものが非常に大事でございますので、その辺の連携は密にとりいただき、進めていただきたいという気がいたします。

それと、前回、導入にかかわる業者説明会、すなわち市役所事業参入勉強会、川内で言やあそういう形になっていきますけども、これをやったときに、業者の集まりが日置市は非常に少なかったと思うんです。なぜ少なかったのかと。向こうの場合は広告、広報、それから業者、あらゆるところに訴えて、たしか345社集まって、説明会も3会場に分けてするぐらい業者が集まったということです。

我が市においては、40数社だったですかね、たしか、そういうことでは公募しても競争相手がなければ経済効果が出てこないんですよ。ですので、この辺の取り組みというものを再度今度されるときは、もうちょっと検討して、多くの業者がこの勉強会に集まていただく、そういうような環境をまずつくるのが大事だと思うんですけども、その辺についての取り組みについてはどうお考えですか。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってくださいね。もう1時間半になるんですが、休憩とらんでいいですか。

（発言する者あり）いいですか。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず、事前説明会というのを今回も——今回といたしますか、次のときにも開催しようと思っております。それにつきましては、事前の周知、それが一番大事だと思います。今回、どういう施設をまた出していくかわかりませんけれども、ただ指定管理者として受ける側

からしますと、どういう業種のもので出てくるかでそれぞれ興味を示すものが違ってくるんじゃないかと思えます。そういうことで、出してみないとわからないんですけども、事前に事前説明会をするという周知をしっかりしていきたいと思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

まとめて議長も気を使っておるようですので、まとめて時間短縮いたします。

現在、委託員または臨時職員で対応している事務事業のアウトソーシング、それから東市来、吹上にある公社、こういうものに対する対応について、今後どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お尋ねします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

施設の管理公社がございます。これにつきましては、当初の指定管理者をしようとするときに、指定管理者として受けられるものであるかというのが問題になりました。その結果、今回、指定管理者として広報にはその施設分については今回は見送ったわけですけども、今後、その施設、例えば施設管理公社、こういうものも指定管理者となれるような組織にできれば変わってほしいという気持ちであります。

○27番（佐藤彰矩君）

今後、指定管理者制度に行く、導入する中においては、これは行革の一つにもなりますけども、各課各部署の業務や決裁のフローを総合的に分析の上、類似業務機能等の重複を排除し、むだむらを排除した方で業務委託が最も効果的と考えるが、こういうものに対する主管課との話し合い、その辺についてまで入り込んだ打ち合わせを主管課とされている必要があると思うんですけども、こういうものに対する取り組みを今どのような形でやっていらっしゃるのか、今の主管課の仕事のいろんな業務の類似業務機能等の分析、そういうものまでされているのか。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

今、指定管理者として7カ月目に入っているわけですが、それぞれの実績等につきましては私どもの方にも合い議等で書類を回していただくようにしております。

また、今後のその施設の選択に当たりましては、最初の前回の指定管理のいろいろな経験を積ませてもらいましたので、そういうことをいろいろ検討課題もいっぱいありましたので、次回のときにはそういうものを生かしていくように主管課とも協議を密にいたしまして進めていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

もう最後の質問といたします。

行政改革と指定管理者導入は正比例していくと考えております。職員だけ削減し、残った職員が今までの1.3倍とか1.5倍の仕事をし、その上残業までとなるような環境は許されないと思うんです。

民間にも仕事を与え、そして市民と行政がともに協働、ともに働く協働、こういう環境をつくり、新しい日置市をつくるのが大事かということを考えますけども、市長の最後の答弁を期待し、終わります。

○市長（宮路高光君）

議員のおっしゃるとおりでございますので、行政改革につきまして、指定管理者制度のあり方を含めまして、議会の皆様方と一緒に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。3月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後6時22分散会

第 4 号 (3 月 1 2 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（25番、18番、26番、28番、1番、5番、22番）
-------	---------------------------------

本会議（3月12日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥蘭正名君
監査委員事務局長	芝原八郎君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、25番、谷口正行君の質問を許可します。

〔25番谷口正行君登壇〕

○25番（谷口正行君）

おはようございます。2日目ではありますが、まだ先が長いようであります。

私は、これまで議員生活5期16年であります。この間、常におかしいことはおかしいと、間違っていることは間違っているとはっきりものの言える議員でありたいと努めてまいりました。きょうもその信念のもとに、住民代表の議員として質問をさせていただきます。

農業振興について伺います。

平成19年度は、これまでの戦後農政市場から見ても大転換の年だと言われております。新生産調整、品目横断的経営安定対策、その中での担い手認定農業者対策、集落営農、日置市での集落営農の取り組みはどうかということであります。

我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、また農村では、都会以上のスピードで高齢化が進行いたしております。一方、日豪EPAやWTOの農業交渉では、国際ルールの強化などの交渉が行われております。

このような状況の中で、現在の日本では、今後の農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手を中心となる農業の構造を確立していくことが、待ったなしの課題になっているわけであります。一向に

上がらぬ食料自給率、これまでの打ち出す施策とは裏腹に、どんどん衰弱していく日本農業、なぜ今国が集落農業に取り組みねばならなくなったのか、そこには、集落農業での農機具の共同利用による効率化、コスト削減、農用地の保全や生活環境の整備、あるいは農村集落の活性化など、さももっともらしい表現でPRされておりますが、しかしながら、基本的には、徹底した担い手を早急に育成しなければならなくなったことから、集落農業の名前を借りた新たな担い手政策と思っております。

要するに、これまでの自立経営農家の育成とか、多様な担い手育成の政策が思うように伸びなかった、いや、これはもう破綻したと言っても過言ではないと思います。思い出していただきたいと思います。昔から日本の農業は家族農業でありました。しかしながら、国がこれまで取り組んできた農業構造政策は、これまでの家族経営農業の農地をはがして、流動化させる、そして、担い手に農地を集約化させて規模拡大を図らせるとの方法であったわけではありますが、30年たった今でも成果は上がらなかったわけでありまして。むしろ、逆に、農業、農村は衰退してきたわけでありまして。

よって、そこには、やはり日本農業の特徴である昔型の集落の組織を母体とする家族型経営農業の整備としての構造改革、すなわち、集落型の農業を進めることがもっともな姿であると今気づいたのであります。

そこで、現在の本市の品目横断的経営安定対策の一環としての集落農業への取り組み状況を伺うものでありますが、ただ、今回の私の質問では、この制度が本当に日置市の農業発展につながっていくものなのかどうか、ここに対して幾らか疑問を持っております。行政としては、国がこのような方向を示した以上、取り組まなければならないのかなと思っ

ておりますが、果たして、スムーズに取り組むことができるのかと、また取り組むにはどうしたらいいのかと、基本的なことは何なのかと、どんなことが問題になるのかと、通告いたしました9項目について伺うものであります。

①であります。19年度からの新しい農政化における地域農業を振興策としての県内の状況が気になるところであります。

②であります。現在当局としてもいろいろ手を尽くされた地域農業振興策をとっておりますが、現在、市内の状況はどういった状況であるのか伺います。

18年度、市内2カ所のモデル地区を設立されましたが、その進行状況を伺います。

④は、いろいろ調査などもされたようですが、じゃあ、モデル地区以外どうなっているのかと、やれそうなどころはないのかと伺います。

⑤は、緩和措置のことです。そこに対しては、やはりこの私どもの日置市は、全体的に考えて、規模は小さいですけれども、果樹や園芸、あるいは畜産等の専業農家が主かと思っております。したがって、品目横断作物と余り関係がないのかなと、また中山間、棚田状の割と小規模な田んぼが多いことから、条件が不利ではないのかなと、こういったことから緩和措置に期待をかけるわけです。どういった緩和措置があるのか伺います。

⑥は、集落営農を推進することで、担い手としての個別の認定農家に、いろいろなことが覆いかぶさってくるのではないかと思います。そんなことにならないのか伺います。

⑦中山間直接支払い制度と新しく始まります農地・水・環境向上対策事業です。品目横断とは車の両輪であると言われておりますが、地域のいろいろな方が参加できる農村地域活性化の協働の活動です。中山

間制度との関連やその取り組み状況を伺います。

⑧は、耕作放棄地の問題です。農地・水・環境保全対策事業、この取り組みいかによっては、さらに耕作放棄地が増大することも考えられることから関連性を伺うものであります。

⑨です。集落農業、なぜ法人化が必要なのか、法人化ができなかったらどうなるかということになります。

以上、9項目伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

農業振興についてのご質問でございます。

1番目のことですが、品目横断的経営安定化対策が19年度から始まりますが、これ以前に、集落営農組織を立ち上げたのは、川辺町の「どんどんファーム古殿」が1集落です。平成18年度集落営農のモデル地区として県内で31カ所が取り組みをしております。集落営農の組織づくりを実施し、19年度から品目横断的経営安定化対策に加入意向のある地区は、県内で15カ所となっております。現在これ以外の集落でも、集落営農の組織づくりが進んでおり、品目横断的経営が安定対策に加入意向のある集落は増加していくものと思われま

す。2番目です。東市来の田代地区と日吉の吉利北区地区の2カ所になっております。

意向調査の結果ですが、現在の経営耕地面積や農業機械の所有台数を初め、後継者の問題、労働力、農業をあと何年続けられるか。また、作業委託をする部分が作目別どの程度見込まれるのかなど、約10項目について意向調査を実施しております。

その結果、高齢であり経営面積が少ないにも関わらず、乗用田植え機やコンバインなどの大型機械を所有している農家が多く見られ

ました。同時に、あと何年農業をやれるかという質問については、5年以内の農家が多かったことも農村地域における深刻さを物語っている結果となっております。

3番目でございます。2地区とも地域の農地権利者の3分の2以上の同意並びに地域の3分の2以上の利用集積を受ける同意を得たことにより、2月中旬に集落営農に向けた農用地利用改善団体と農作業受託組織としての特定農業団体の設立総会を開催し、農用地利用改善団体と特定農業団体の設立をしたところであります。

4番目でございます。集落営農並びに品目横断的経営対策の説明会を要望のあった地区15地区でございまして、伊集院地域が2地区、東市来地域が5地区、日吉地域が2地区、吹上地域が6地区、計15地域が説明会をしてほしいということでございましたので、そのモデル以外につきましても、今後の集落農業に対します意欲等を含めた中でおきまして、今後どうしていけばいいか、そのような説明会を開催させていただきました。

5番目でございますけど、特に、緩和措置がどうなのかというご質問でございますけど、特に、本市におきましては、中山間地域が多く、耕地面積も小さいということで、国の条件でございます中におきまして、認定農業者で経営面積が4ヘクタール、集落営農組織が20ヘクタール以上、これが、国が示した面積でございます。

今申し上げましたとおり、本市におきましては、中山間地域、また耕地面積の少ない地域ということにおきまして、特例として認定農業者で経営面積が2.6ヘクタール、集落営農組織で10ヘクタール以上である場合におきましてできるということで、若干、国の制度からいたしますと緩和されているということでございます。

6番目でございます。今後も集落営農にお

いて、農地を管理していく上で、認定農業者は機械の共同利用や作業受託において、今後も地域を守るリーダーとして重要な存在であります。ただし、集落営農で集落の農地を一元的に管理し、集落の農地を守っていく体制を進めていくことで、認定農業者の経営を圧迫しないようにすることは必要であります。

7番目でございます。中山間直接支払い制度は、今まで行っている制度で、新たに19年度から農地・水・環境向上対策、これが新たに始まるわけでございます、両方の制度におきましては、やはり農地の荒廃を防止する事業でございます。特に、19年度から始まります農地・水・環境保全向上対策につきましても、これまで各地域で対象地域の範囲や取り組める内容について説明会を開催し、地域ごとの意見調整をしているところでございます。

特に、8番目でございますけど、このような対策の中で、耕作放棄地が歯どめがなるのかということでございますけど、基本的に、この利用面につきましては、集落におきます共同経営、また、それぞれの管理ということを共同ですということでございます、その面積に応じまして、それぞれ交付金を交付するわけでございます、特に、この交付金制度を利用した中におきまして、集落全体で取り組みますので、農地の荒廃というのは防げるというふうに感じております。ですけど、やはり、集落におきましても高齢化している部分がございますので、この制度が何年続くのか、また今後どういう形態になっていくのか、私どもも、この推移を見ながら考えていかなければならないというふうに思っております。

9番目でございます。法人化をする前提として、集落営農実施地区において、農用地利用改善団体と特定農業団体の設立することが条件となっております。特定農業団体は、設

立段階で、規約、規程のほか、法人化するための計画書などが必要となります。また、農用地の利用集積目標が、地域農用地の2分の1以上になることも必要となっております。

以上で終わります。

○25番（谷口正行君）

重要なところだけ再度聞くこととなりますが、もう市長今言われたとおり、国、県、市町村、農業団体、もう今全国がこの集落営農組織の立ち上げに躍起になっているところがあります。加入数は現在31、これ特定団体、法人が幾らあったのか、このことも後で聞きたいと思いますが、これは当然、この集落農業、地域に温度差があると思っております。でも、最終的には、言われたように、相当数の集落農業が立ち上がってくるのかなと、このようにも思うわけですが、しかし、この日置市、特に、こののこぎり状の地形でございます。そういったところからしても、日置市は非常にこの条件が悪過ぎると、私はこう感じております。その辺を考えると、なかなか日置市の集落農業、ほかの地区と比較すると取り残されることにはならないまでも、やはり相当難しいのかなと、このように思っております。

今、田代のこと、日吉町のことおっしゃいましたけども、市長は、このあたり、私は難しいだろうと思っておりますけれど、どう考えておりますか。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘ございましたとおり、私どもの日置市におきます農家の形態、また農地の形態を考えるに至りまして、大変国が施策を打つ中といたしますと、大変難しい地理的な条件の日置市であるというふうに認識しております。

特に、今後高齢化、また私どもこの地域、兼業農家、この比率というのが大変多いということも否めないというふうに思っております。

この国の施策がございますけど、できるところは、このような集落営農を含めた中の体制的なところをやっつけていかなきゃなりませんけど、さっきも申し上げましたとおり、モデル地区2地区ということでございます、ほかの地区におきましては、大変いろいろと取り組み方の温度差があるというふうに思っております。そういう取り残されたところにおきましても、やはり農業の農村地域の活性化というのは大事なことでございますので、また本市といたしましても、それに類似するような、いろいろな手法を、新しい手法を考えながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

わかりました。この田代と吉利北地区ですか、このモデル地区のことです。話を聞く限りでは、順調に進んでいるのかなと、このようにも思っておりますが、言われたように、やはり集落農業、本当みんなと一緒にやろうということになれば、どうあっても、この若者、担い手が必要になってくると思っております。

でも、市長も言われましたが、認定農業者が、集落農業が、認定農業者の経営を圧迫しないようにするというようなことをおっしゃいました。私もそれを心配をいたしております。これまでも認定農家の方々、精いっぱい自分の経営をなさっているわけでありまして。

したがって、その人の経営の主体、あるいは作目等がまた違えば、この集落営農には、何か参加しづらいところがあるのかなと、このように思っております。田代地区は、ご存じのように、茶の農家が多いわけでありまして。そこに対してもやはりなかなか集落農業に、こういった茶の精いっぱいの農業をやっている方々が、参加するという事は、なかなか難しいものじゃないのかなと、でも集落農業の場合は、期待をしてしまうというようなこ

とになるかと思っております。

私はそういったところを考えれば、相当無理がくるのかなど、それこそ、認定農業者の方々の経営を逆に圧迫することになると、そこからあたりを心配をするわけであります。

それと、土地の問題、これはこれまで集落内の農地を担い手にどんどんどん寄せ集めてきたわけであります。そこで全国的にもこれ集落農業は認定農家の土地はがしになるのではないかというようなことも言われております。結局、私はこういったことを考えると、認定農家の方々に対すれば、この集落農業の設立が、自分の経営の邪魔者以外の何者でもないというようなことになりはせんかと、このように思ったわけでございます。市長が圧迫しないようにやっていくということでありますので、それなりの方法もあるかと思っております。

そこらあたり、その圧迫しない、どっちもいいようにする方法、そういったこと、どういったことを考えられますか、それちょっと。

○市長（宮路高光君）

基本的に、認定農家、まあ認定農家と言いましても、業種的にいろいろと、畜産、またお茶、水稲、いろいろな問題があるというふうに思っております。基本的に、この集落営農と申しますのは、基本的に大変難しい状況といえますか、取り組み方といえますか、特に、集落内が農村振興運動を含めて、きちっとした話し合い活動ができていない地域でなければ、私は基本的に難しいというふうに思っております。

と申し上げますのも、今後、それぞれ収益が上がってくるものにつきましては、1つの通帳といえますか、個々の通帳じゃなく、集落営農をする幹事団体の1つの通帳に全部収入が入っていきます。それと通していかなければならない、そういうことでございますので、今田代方面につきましては、お茶と水稲

が、また吉利北区におきましては大豆、これは2つが、今までもそのような状況の中でおった地域でございましたので、モデルとしても入りやすかったというふうに感じております。

やはり、今さっきも申し上げましたとおり、この認定農家のすみ分けでございませうけど、認定農家は、それぞれその集落におきましても、作物のつくり方というのが違いますし、認定農家で、時間的に余裕がある方は、それぞれのこの集落営農におきます受委託の作業オペレーターこういうものにいろいろと位置になっていただければよろしいし、自分の経営は自分のものできちっとしていけばいいのかなというふうに考えております。

今後19年度から取り組んでみて、今ご指摘がございましたとおり、まだ利点、欠点、いろいろとまだ見えてまいりますので、ここあたり、見えてきた中で、きちっとしたすみ分けをして、今後推進体制をやっていききたいというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

ここの問題が、非常に心配されるわけであります。実際私も聞いております。ここに対して、私思うには、作業の方法でありますけれども、集落農業に従事する方々、高齢者の方々になるかと思いますが、こういった方々が担い手農家、認定農家の方々に忙しいときは加勢に行ってやる、これ私は大事だと思っております。どうあっても集落農業の場合は、収穫とか、植えつけ、そういった方は、若いオペレーターに仕事を依頼しなければならないと、こう思っているわけでありませうけど、逆に、個人認定農家の場合は、農繁期に、労働力のこの確保に、大変苦慮しているのが事実であります。なかなか、ここに対しては機械でできない仕事が多いんです。例えば、たばこ等の収穫にしてもあるいはカンショ等の植えつけにしても、収穫にしても、なかなかそ

こに対しては、労働力の確保というのに苦慮しているわけであります。これはやった者でないとわからないわけでありますけれども、本当に切実なるものがあります。

よって、ここらあたりをうまく調整することで、私はお互いが助かるようになるということが大事なかと、賃金あるいは時期の問題もありますけれども、昔の意義ですよ、お手伝いをもらって、そして、またそれを返してやるというようなこと、お互いに労働力でカバーし合うということで、お互いに協力し合う体制になるのかなと、このように思っております。指導の場合、どうあっても、そういった指導をお願いしたいと、このように思っております。

それから、4の関係でございますけれども、大分意欲のある地域があるんだなあと、このように思っております。日置市15地域、私そんな簡単なものじゃなかろうかと思ったりもいたしますけれども、意欲のある地域があるんだなあと、それこそ基本的には、農家自体が本当どう考えているのかということになるかとは思っています。やはり、農家がやるということであれば、やはり行政も手を携えていかねばならないだろうと思っております。

5の関係であります。いろいろな問題があるわけでありますが、県庁にも私行かせていただきましたけれども、ほかの県の農業地帯とすると、鹿児島県は畑作中心であります。私は、これは品目横断は、水田中心の施策であると、このように感じております。よって、先ほどから言うように、この日置市は、そういったところからすれば、余りにも環境が違い過ぎる、悪過ぎると、そのためにも、先ほど言われました面積など緩和されることができるのかなと、このように思っておりますが、言われたように、個人、認定農家で2.6ヘクタールでしたか、団体に10ヘクタールでした。その緩和策であります、ほかの作目

に対しては、該当しないのかなと、このように思います。また今後該当されないのかなと、この制度はくるくるくる変わるようになっていくようであります。

よって、この日置市におきましても、いろいろな基幹作物があるわけですが、そこらあたり、ほかのものも変わることはないのかなと、可能性がないのかなと、たしかでん粉用のカンショ、これは、50アール以上は該当すると、しかも認定農家でなければならないというようなことでもありますけれども、ちょっとこのことを聞きたいと思っております。

現在の、これは課長の方になるかと思っておりますけれども、植えつけ面積、カンショのですね、植えつけ面積と生産者の数、それと、焼酎用とでん粉用の割合がどうなっているかと、これはでん粉用でなければ該当しないわけですよ。その割合がどうなっているかということ。それと、またカンショなど、これは該当しますよね、該当するとすれば、げたとならし、この対策ですね、ここらあたりはどうなるのかということ、まずこれだけ聞きたいと思っております。

○農林水産課長（熊野一秋君）

カンショの栽培の状況ですけれども、でん粉用のカンショで170.1ヘクタール、それから、焼酎用で56.5ヘクタールといった面積になっております。それから、栽培戸数につきましては、ちょっと手持ち資料がありませんので（「一体の価格でいいです」と呼ぶ者あり）一体の価格が37.5キログラムになるわけですが、1,100円といった価格になっております。

それから、対策についてですけれども、先ほど議員がおっしゃりましたように、品目横断の関係におきまして19年度から1戸当たり50アール以上の栽培でないと、国からの交付金が支給されないということでもあります。

で、それからしますと、50アール以上と

なりますと、その未満の農家につきましては、もう全く原料代の価格でしかもらえないということですから、今1,100円で支給されていた価格が、200円から300円の価格でもって農家の方には1俵に対して支給されると、交付されるということですから、これにつきましては、農協の方で、今カンショ部会を設立いたしましたところでございます。それに基づいて、国の方から経営安定対策における交付金と、それから、原料に対する200円から300円のお金、これをあわせて現状並みの1俵当たりという交付がなされるということになってきます。ですので、このカンショの関係については、農協の方で全て取り仕切って作業を進めているというような状況でございます。

○25番（谷口正行君）

今、当初は、カンショの方は50アール以上、認定農家でないといけないということだったわけですね、結局、でも今は、課長おっしゃいましたけれども、50アール未満あるいはその50アール未満と認定農家外でもいいのかなと、そこに対しては、JAの、JAは特定団体になるんですかね、これは。そういった形になるのかなと、そこに加入するというので、これはいいですね、それで。

そうした場合——そうした場合に、これはいいことだと思うんですが、3年以内の特例というのが出ているようであります。これはどういうことなのかなと思いますが、これをちょっと答えていただきたい。

○農林水産課長（熊野一秋君）

このカンショ政策の関係につきましては、一応19年度から3年以内ということになっているようですけれども、これにつきましては、私の方もちょっと勉強不足でありまして、なぜその期限を切っているのかということについては、まだ把握をし切っていないというような状況でございます。

○25番（谷口正行君）

はい、わかりました。

それと、先ほども言いましたが、研修先で、吹上の長野議員とも一緒になりました。そこで、先ほども言いましたけれども、この日置市は、なかなかそういった作目に対するいろいろなあれが合わないというようなことで、そこに対しては、吹上の方の今アスパラガスに取り組んでおりますけれども、そういったのが品目横断に作目に該当、これから先ならないのかというような意見も出されておりました。私もこれはもっともだなあと思ったわけですが、課長、そういったところの、今後の可能性ですね、それはいいですか、そういった地域の特産を品目横断として該当するようになる、陳情をかれこれする申請もいたしますけど、そういったところはどうかですか。

○農林水産課長（熊野一秋君）

今のところは、はっきりとしたこういったものが品目横断に載りますよという分では、水稻あるいは麦、大豆、そういったものをしていとしてはっきり打ち出されているというような状況でありまして、まだこういった野菜とか果樹という分については、こういったものが品目横断に載るところまでまだ指示が来ていないというような状況であります。

ただ、認定農家が、2.6ヘクタールのその栽培規模っていうのは、まず品目横断の条件になっていますので、その中で、例えば、水稻を1ヘクタール、それから、野菜とか果樹とか含めて2.6ヘクタール以上というのが、これは当然クリアできるということになるわけですし、ですから、今指定されている作物以外の野菜、あるいは果樹、そういったものについては、この面積の要件の中でカウントされるということでございます。

今のところ、現状としてはそういった状況

であります。

○25番（谷口正行君）

わかりました。引くくめて、面積の中でくくめることができるというようなことでもありますけれども、7の関係であります、中山間直接支払い制度と19年度から新たに始まる農地・水・環境保全向上対策のことです。

品目横断的経営安定対策が、担い手に対する支援ならば、この農地・水・環境対策は、担い手以外を支援するというようなことで、車の両輪と言われております。私は、これ自然を守る、農地を守るという点では、この事業が一番大事じゃないのかなと、このように思っております。

でも、いろいろ制約もあるようでございますが、これはもちろん集落農業の中でできれば、一番効率的なのかなあとと思いますが、なかなか難しいと思います。でも市長も、ここに対しては、当初大変意欲的であったと思います。当初は日置市でも23カ所でしたか、782ヘクタールを取り組みたいと、意気込みであったと思いますが、市長が当初思っていた意欲と現在の心境をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど来、出てきておりますこの品目横断と集落営農、基本的には両方も価格保証を含めて、いかにしていくのか、そういう政策の中から、この両面が出てきたというふうに思っております。

特に、自給率といいますか、品目におきまして自給率を上げていかなきゃならない、特に、大豆も、こういうものを含めた中で今回国の方が設定し、価格保証して大々的に振興を図っていききたいと、そのような考え方であるのかなと思っております。

今、直接支払いと、農地・水・環境の問題でございまして、特に、この直接支払いにつ

きましては、中山間地域を含めた中の制度でございまして。また、農地・水・環境というのは、平地も含めた、畑も含めた中でやっていると、そのような状況の中で、本市におきましても、今田代の方で、モデル地区という中で取り組みをさせてもらっております。

今、本市におきまして20数カ所の地域が、この新しい19年度の取り組み方をしている状況でございまして、県下におきましては、約500地区程度の、今計画でございまして。

この問題につきまして、19年度から本格的に始まりますので、本市につきまして、それぞれ説明会をしながら、それぞれの団体をつくったわけございまして、このことにつきまして、それで満足なのかどうかというご質疑でございますけど、やはり地域との絡みもございまして、私どもも精いっぱい説明した中におきまして、地域の方から、これだけ20数カ所出てきたということで、県下が500カ所ぐらいございまして、そんなに見劣りのしない日置市であったのかなあと、うふうに考えております。

○25番（谷口正行君）

これはどうなんですか、市長、20数カ所と言われましたけれども、課長、現在も20数カ所が取り組んでいるというようなことで考えていいわけですね、全然減っていないというようなことになるわけ、後で一緒にお答えしていただきたいと思いますが、この制度は、たしか国が2,200円でしたよね、それで、地方が同じく2,200円出すということで、計4,400円と、これはもう間違いありませんね。

それから、今後の取り組みですが、中山間地に対する農地・水・環境保全事業の取り組みはどうなるのかということでもあります。たしか、これは中山間地も該当するということであったと思いますが、私は該当するのであれば、一刻でも早い時点で取り組むべきでは

ないのかなあと、このように思っておりますが、これ確か該当いたしますよね、それちょっと伺いたいと思います。それと、箇所ですね、現在の取り組んでいる状況。

○農林水産課長（熊野一秋君）

まず、中山間地域の、該当するかということですが、これは該当します。

それから、現在の取り組みということで、先ほど面積につきましては23地区の農地・水の関係につきましては23地区の782.2ヘクタールということでございまして、今現在、この23地区の関係につきましては、随時取り組む地域について説明会あるいは協議を進めているということでもあります。

今後のやはりスケジュールにつきましては、3月いっぱいに一応協定締結をとということになっておりますけれども、どこの市町村におきましても、ちょっと作業がおくれているというようなこともありまして、4月中には、この23地区における協定というものを締結していきたい、進めていきたいというふうに、今作業を進めている段階でございます。

○25番（谷口正行君）

その中には、そしたら、中山間地は、今のところ入っていないわけですかね。

○農林水産課長（熊野一秋君）

中山間っていいますと、直接支払いのことでしょうか。

○25番（谷口正行君）

入っていない。

○農林水産課長（熊野一秋君）

中山間の直接支払い地域と、それから農地・水の地域、先ほど農地・水の関係につきましては、面積を申し上げましたけれども、中山間の直接支払いにつきましては、76地区の574ヘクタールといった面積でございます。

この中では、既に17年度から中山間地域直接支払いについては、取り組んできており

ますから、その後19年度から、今度、農地・水がかぶさってきたということでありまして、やはり事業の内容からしましても、いかに農地を保全していくかということが、一番大きな目的であります。そしてまた、この2つの事業も共通している点であるわけですが、やはり考え方としては、直接支払いで取り組んでいる、その地域については、やはり直接支払いで頑張っていたらこうと、そのほかの地域について、農地・水の、この事業でもって進めていこうということで、中には、地域によっては両方が、網がかぶさって事業に取り組んでいくといった地域もございまして。

そういったことで、一概に、もう中山間と、農地・水とはっきり仕分けてっていう部分までは至っていないということでもありますから、水田面積で、全体で1,589ヘクタールありますけれども、この2つの事業を足しても1,290ヘクタールということで、最終的にはこの2つの事業でやっていきますと、大体81%の水田が、この2つの事業でもってカバーされると、取り組みがなされるというような状況でございます。

○25番（谷口正行君）

大体わかりましたけれども、この中山間直接支払い制度と、この農地・水・環境、これ非常に似ているんですよ。私はややもすれば、これはもう補助金としてのばらまき政策じゃないかと、ここに対するしっかりとした目的がはっきりしていないというような気がいたします。どっちも農地を守る、どっちもその自然を守るというような格好になっておりますけれども、でも国が決めたことでありますので、それはそれでいいと思いますけれども、ただ、今中山間地の場合、ここに対しては、もう既に一般的ないろいろな保全活動、これはもう土地改良団体がやっておりますよね、どこもこれはやっているかと思えます。

そういったところがこの事業の、事業主体ですよね、これをそのまま土地改良団体がする、もう現にやっておりますので、ここらあたり、その土地改良団体でいいのではないかと、こう思ったりもいたしますが、それは該当しないんですか、どうなりますか。

○農林水産課長（熊野一秋君）

この中山間地域の直接支払いの関係につきましては、これは土地改良団体でやってもよろしいわけですが、今のところは、それぞれの団地ごとにくくられて、その中で共同作業というものを実施しているというようなことでございます。

ですので、やはり共同作業といいますと、かね日ごろ、水路の清掃とか、あるいはまた農道の整備、補修、そういったものも含めて共同活動をしている中で、その一部について、共同活動に使いなさいよというようなことで国から示されておりますので、それについては、当然地域によっては農道の補修工事とか、そういったものにも充てているというようなことでございます。

今現在のところは、そういったことで各団地ごとに、水田を団地ごとにくくって、そして、組合を、任意組合をつくって、そして、市の方と協定を締結しながら、今現在共同活動がなされていると、保全活動がなされているというような状況です。

○25番（谷口正行君）

大体わかりましたけれども、この事業、中山間直接支払いと似ているわけで、非常に疑問をいろいろ持っておりますが、であれば、この中山間直接支払いの場合は、傾斜配分がありますよね、その山間地とか、そういうことによって、でも、この農地・水、これはどうなるのかなあと、そこらあたりと、それと、今課長が言われたように、地域をくくってしまうこととなります。そうした場合に、例えば、割と市街地が振興してきている地域、結

局農地もあれば、住宅地もあるというようなところ、それを一遍にくくってしまうわけがありますけれども、そういったところの対処、支払いの対処、そういったのはどうなるのかと、これもちよっと聞きたいと思います。

○農林水産課長（熊野一秋君）

やはり、中山間地域の直接支払いと、それから、農地・水の関係については、非常に農地を保全していく上で、共通した事業内容という部分があるわけですが、この直接支払いの関係につきましては、先ほど申し上げましたように、団地ごとに水田の、あるいは畑の団地ごとに、その傾斜率によって活動を進めていくと、共同活動を進めていくということになってくるわけですが、この農地・水の関係につきましては、その地域、いわゆる集落であっても地区であってもいいわけですが、そこに所在する水田、畑の面積でもって、先ほど出ましたように10アール当たり4,400円、あるいは畑については3,800円という交付金がなされるということになります。

ただ、内容については、農地・水の場合は、やはり農家の方々が、やはり年々高齢化してくる、そうなりますと、その農地をいかに保全していくかという部分について、なかなかもう農家だけでは保全していくというのは、なかなかこれからは困難になると、そういったものを対策として講じていくには、やはり地域の協力をもらいながら、そういった農地、あるいはまた地区の活性化を図っていくと、保全していくということが一番大きなこの事業のねらいでありますので、ですから、そこがやはり直接支払いとちょっと違った内容になっているのかなということになります。

ですと、例えば、農地の保全に要する活動はもちろんのことですが、そのほかには、地域活動で何ができるか、地域の美化

とか、あるいはまた生態系の保全、そういったものを含めた中で、地域と一体化した中でこの事業を取り組んでいくと、そういった内容でございます。

○25番（谷口正行君）

いろいろ伺いましたけれども、いろいろな問題もあるようでございます。でも、何に取り組むにしても、最終的には農家のいわゆる、それが大事なかなと思っております。

そんな中で、私が現在の高齢化した農業者に感じていることでありますが、確かにこれ、中央の農業家計の方々は、今の日本農業に大変危機感を持っております。でも、それとは裏腹に、末端の地方農家の方々はどうかと、そこは皆さんもよくご存じのように、全く現在は採算を度外視した趣味の農業になっております。今のお年寄りも、大変お金持ちであります。口ではどうのこうのと言われますけれども、それこそもう田植え機、トラクター、年に一、二回しか使わないわけでありまして、何百万円もしますけれども、平然と買っていらっしゃる、簡単に買っていらっしゃる、趣味の農業になっているのかなと思いません。

そこには自給率が高かろうが、低かろうが、耕地が荒れようが荒れまいが関係ないといったことで、たまに息子や孫が帰ってくれば、田んぼで一緒にご飯を食べて、それこそ憩いのひとときっていうんですか、そういったことを楽しみにしている方が多いわけでありまして。もちろん、そういった方々ばかりではないとは思っておりますが、そこで、こういった現在の農家の、こういった高齢化した農家の方々の意向、私はこういうふうに見ておりますけれども、市長はどう思っておりますか。細かいことは、これ課長に聞いた方が早いのかなと思っております。横から市長に聞けということでございますので、市長にこの農家の方々の意向を、現在の意向をどう感じ

ていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、今の私ども日置地域におきます農業を考えた場合につきましては、そのような状況であるというふうに思っております。基本的に、私どもはやはり地域の農地を荒らさないで、そのような状況です農家の方々もいらっしゃるというふうには思っております。日置市の農地を荒らしてもらえないことが、一番大きな前提でございます。

さっきも申し上げましたとおり、その兼業農家の中におきまして、大変所得的な関連よりも、やはり自分の農地を守り、自分の機械等を含めて自分のものとするんだと、まだ多くの農家の皆様方が、そのような意識が強いというのも十分把握しているところでございます。

今後におきましては、やはりこの農業の中におきまして、自立、農家経営の中でひとつの大きな所得向上をしながら、この地域におきます産業といいますか、そういうものになっていくべきなことであるというふうに考えておるところでございますので、そこあたりを十分把握しながら、今後の農業のあり方というのを追求していきたいというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

法人化の問題であります。法人化、いろいろ難しい中で、法人化をしていかねばならないかと思っておりますが、集落農業の場合、5年以内に法人化をするんですよということになっております。でも、果たしてどうなのかなあと、あと何年農業をするんですかという意向調査もされたと思っておりますが、5年もたてば相当の方々が集落農業から外れていくことになるんじゃないかと、このように思っております。これ課長の方がいいのかな、市長の方がいいのか、なぜ5年以内に法人化をしなくちゃならないんですか。これは。

○市長（宮路高光君）

基本的に5年以内ということでございますけど、やはりこの今過渡期でございます、法人化の設立、5年以内の中に、一応目安を見ようというのが1つの大きな課題でございます。

先ほども申し上げましたとおり、この集落営農、大変今後の兼業農家と申しますか、さっきも言いましたように、面積要件に認定農業の皆様方に該当しない、それぞれの農家の皆様方を救うというのが一番大きなこの集落営農の目的でございますので、基本的には、5年以内の中で法人化、きちっとして、そこでそれに加わっている農家の皆様方の価格保証をやっていこうというふうな考え方の中でございますので、この5年以内でっていうのは目標でございますので、その後なったらどうなるかというのは、まだ今後の課題でございますので、私ども基本的に、この法人化の立ち上げというのを5年以内という形を考えております。

ちなみに、この農業法人というのがいろいろございまして、農業生産法人と農業法人ということで、今市内の方に26の農業法人がございまして、それぞれ種目でいろいろ違うようでございますけど、やはり基本的に、今後安定的な経営をしていく、そういう法人というのは1つの会社でございますので、そういう農業にありまして、そのような会社の申しますか、そういう仕組みをつくり、また、収入、経営、そういうものに、どういう精査をしていくのか、やはりそういう感覚を持って農業をしていくというのが大きな目的でございますので、こういう意味の中で5年というのを1つの目標に立てているというふうに認識しております。

○25番（谷口正行君）

わかりました。これ認定農家の方々は、当然これはいずれ法人化を目指す、これはも

う当然だと思っております。確かに、ここは、今の農業経済、本当日本国内だけでは済まないわけでありまして。外国、社会経済の中で位置づけがなされていくというような状況であります、そこにはどうあっても外国農業との差を縮めることが必要から、こういった法人化になるのかなと思っておりますが、であれば、もしできなかつたらどうなるのかと、5年後にできなかつたら、それまでの助成金、集落農業に対する取り組みに対する、そういったところは返還することになるんですか、どうなるんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に法人化ということもございまして、集落営農の要件を満たしておけば、そういう1つの価格保証にいたしましても、それは存続するというふうに思っております。それは罰則ができなかつたからどういうことではなく、基本的には、先ほども申し上げましたように、今回の場合につきましては、これに免責保険がございまして、そういうものにクリアしておれば、補助金返納とか、そういう価格保証の中におきまして、それを返還する、そういうことはないというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

であれば、最終的に法人化はできなかつたとすれば、もう仕方がないということになると思っております。

それと、年金をもらっている方の参加、ここに対してもちょっとどうなるのかなと疑問を感じておりますけれども、農業者年金をもらっている方の法人への参加、これは年金をもらっている方は、農業再開ということになれば、即年金がとめられることとなります。したがって、そこに対して集落農業への参加、ほとんど田舎の方は農業者年金をいただいているわけでありましてけれども、農業者年金プラス経営移譲年金ですか、これは参加できる

のかどうかということであります。そこはどうかになりますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、ちょっと年金の価格はちょっとわかりませんが、考え方として、この農地の管理の問題を考えていけばいいのか、それぞれ2反、3反、その農地を持った中で参加して、その収益的なものにつきましたは、この農業集落の中で収入も計算されますので、基本的には、その年金を持っているとか、何とかという問題じゃなく、その集落におきまぬ農地の段階の中で入っていけば、私は構わないというふうに考えております。

○25番（谷口正行君）

市長、集落農業の場合、参加できるということですか。普通の農家の場合は、農業再開ということ、即年金はとめられますよね、返還せんにゃならないというようなことになると思います。それは間違いはないですか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと、そこあたりは、ちょっと詳しいことはわかりませんので、またいつかご答弁申し上げますけど、年金、いろいろな問題を含めて、今回の集落営農につきましたは、先ほども申し上げましたとおり、土地の集約を含めてやっていくということ、理解しておりますので、そこあたりの部分は給料ももらって入れないのか、年金ももらって入れないのか、詳細につきましたは、また追ってご説明申し上げます。

○25番（谷口正行君）

わかりました。なぜこういうことを聞くかといいますと、今の農家の方々、ほとんどがもう農業者年金をもらっている方が多いんですね。だから、集落農業を設立するとなると、どうあっても、元農業者の方々に参加していただくことになるのかなあと、このように考えるわけですね。であれば、当然これは農業者年金との関係があるので、そ

ういった方々を外せば、集落農業が成立するかなあと、このようにもちょっと考えるわけであります。だから、お聞きした、まあ大事な問題であります、またわかり次第、これは教えていただきたいと、このように思います。

○議長（宇田 栄君）

課長わかってる、今の質問、わかります。

○25番（谷口正行君）

市長が向こうに言わんな、私に言うなということでしたから。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましたは、課長の方に答弁させます。

○農林水産課長（熊野一秋君）

この集落営農の関係につきましたは、この集落営農の取り組みというのは、あくまでも5つの要件がありますけれども、その中で、やはり最初の要件っていうのは、農用地利用改善団体っていう組織を立ち上げなければならないということになります。その農用地利用改善団体につきましたは、その例えば、田代地区にあります農地、これを所有者、これ条件設定をしている農家も含めてのことなんですけれども、その農地を保有している農家の3分の2以上の同意が必要であるということ、それから、いわゆる下部組織、その農用地利用改善団体から受託を受ける特定農業団体、これにつきましたは、その田代地区の農地——農地に対して、この特定農業団体が保有する、いわゆる受託する、その面積が3分の2以上の同意が得られて、初めて、この集落営農の取り組みというのがなされるということになってきますので、市のもう明確には言えませんが、この農業者年金のかかわりにつきましたは、これは息子さんに経営上、受給をされている農家にとっては、もう子供さんに、その経営を移譲しているということでありますので、その農家によっては、子供さんの名前をもって申請がなされる

ということになるかと思えます。

○25番（谷口正行君）

わかりました。私が課長に言えば、こっちから市長に聞けということですので、市長に聞くわけでありましたが、いろいろお聞きいたしましたけれども、結局いろいろ難しいところもあるようでございます。市長の方にも、いろいろ農業に関する思いを語っていただきましたが、私は、農業が好きでありますけれども、市長は、人が農業に取り組む、その気持ち、理由は何なのかということ、農業に人が取り組む、その農家の農業者の基本的な気持ち、これはどう思っているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、こういう農業でございますので、その地域に生まれ、また地域を愛し、土地を愛し、そういう気持ちも持ちながら、やはり農業というのはやっているというふうに思っております。特に、昨今のこの農業の中におきまして、またUターンとかIターンとか、帰ってきて自然といいますか、そういうものに対します気持ちの強い皆様方がやはり農業というのを、やはり営んでいける、そのように思っております。

○25番（谷口正行君）

市長、そのとおりだと私も思います。農業は本当好きでないといけないんです、これは。それこそ先日も、田畑議員の方から出ましたが、最近本が一時的な興味で農業に従事する方も幾らかはいます。しかしながら、これはもう長くは続きません。私が見ておっても、本当長くは続かないんです。

市長も知っていらっしゃると思いますが、農業という職業、何よりも経済効率が悪い産業であります。特に、台風とか、自然に翻弄されるわけでありましたが、もうとてもじゃないが、この農業の経営というものを安定したビジネスととらえることは、もう絶対に、これは、

私はできないと思っております。

農業とは、そういうものか、そういうものであると言えば、もうそれまでですけれども、でも、そんな中にありますが、でも幾らかは、やはりその誇りとやりがいを持って農業に従事する方もいるわけでありまして。そこには、農業の持つ魅力というんですか、収穫のときなど、本当にそこに対しては、感無量の気持ちでありますけれども、自然に感謝する気持ち、これはまた格別のものがあります。

私は思うんですけれども、今現在、国があの手、この手であめをまき散らす、このような農業をすれば、助成をしますよというようなことで、担い手を育てようと思しますが、結局うまくいかない、親の時代から余り農業という職業は、楽しくなかったわけでありましてけれども、自給率が低くなったとか、あるいは農業者が高齢化したとか、あるいは田畑が荒れてきたとかいって、それこそ躍起になっておりますけれども、そんな急に後継者というものが育つものではないと、このように思っております。

ともに、私は今回のこの政策、品目横断あるいはこの集落農業、もうだだっ広い平野部、そして、それこそ北陸や東北のそういった米どころだけを視野に入れた施策になっているのではないかと、このように思っております。そこには、こういった経営をすれば、手厚い助成をしますよと、そこについて来れないものは、置いていきますよというようなことに、私はなっていると、このように思います。

そこで、やはりうちはうちの農業のやり方が検討をしていくべきだと、もちろん、幾つかのやりたいという意向もありますので、それはそれでやっていくのが当然と思うわけでありましてけれども、私は、しかしそんな一部の区域じゃこの集落に取り込んでも、とてもじゃないが本市の農業の活性化にはつながらないと、このように思っております。

日置市内、あちこち特産品売場があります。私は、これなどは、それこそ日置市に合った農業のやり方じゃないのかなあと、このように思っております。蓬莱館では、農産物の売り上げが1億円以上ございます。ここに対する生産者、ほとんどが高齢者農業者の方々ばかりでございます。それこそ、これまではゲートボール、グラウンドゴルフ、あるいはもう毎日病院通いといった方々、それこそ、もう蓬莱館ができた当初から、野菜づくりに一生懸命になっているわけでありまして。国保の面からも、相当医療費の抑制に貢献しているなあと、私は思っておりますが、やはり、こういったことが大事じゃないのかなあと、チェスト館にしても同じことだと思います。ほかのところも幾らか差はありますけれども、やはり地域の活性化、農村集落の活性化に、これはもう十分つながっていると、やはりこういった地産地消、こういった農業振興のあり方が、私は日置市に合っているんじゃないかと、このように思っております。

何か、今回のこの集落農業は、国にもう乗せられた形になって、何か難しい方向に農家を引っ張っていくような気もいたすわけですが、私の勘違いであればいいんですけども、市長は本当、ここらあたり、最後に伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、私もそのように感じております。特に、国の施策を含めまして、国の施策でいろいろと今説明があるわけでございますけれども、そういう方々にのっとり人は、のっとりの中で、私はそのような救済は、やはりしていかなくちゃならない、それをほかの農家に全部押しつける考え方を持っておりません。

先ほど申し上げましたとおり、やはり兼業農家を含めた中で、また高齢者の農家含めた

中で、差別化していかなくちゃならない。今ご指摘がございましたように、私ども地域、この特産品店がありまして、地産地消、やはり1畝でも2畝でもそのような荒廃をしないで野菜をつくって販売できる、やはりこういう側面的な分については、日置市らしさの農業のあり方があるというふうに考えておりますので、やはり、ここあたりの差別化した中で、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時20分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、女性議員の立場から市民の要求に基づいて次の6点について質問いたします。

1番目、全国学力テストです。なぜ、私が全国学力テストにこだわっているかと言いますと、私は教師になったのは昭和31年です。戦後11年目、もうそのころから、教育はアメリカや財界の要求で、いろいろな方向に曲げられようとしてきました。私が一番初め、学校の先生たちに引っ張られて集会に行つて、その集会は教育委員公認制が任命制になる戦いでした。次が勤務評定でした。先生方の通知表をABCでしようということになりました。これも反対、おかしいということです。その次が学力テストだったんです。全国学力テストが行われ、今から35年ぐらい前で

が、どこの学校も点数を上げようとおかしなことが起こりました。全国一になった香川県などは、おくれた子供は休ませたり、本当なんですよ、それからできる子の左側にちょっとおくれた子を座らせて右側の回答が見れるように、自分の学級の点数を上げることが、その教師の評価にもつながり、県の平均にもつながっていったわけでございます。そして、いろいろな問題が、親の中からも教師の中からも行政の中からも起こりましてやめになりました。それがまた復活する、ことし4月24日、小学校6年生と中学3年生に全国で学力テストが行われ、あちこちの自治体でお母さんたちが反対したり、いろいろなところで教育委員会に申し入れに行ったりしております。

なぜ私がこれに反対するか、35年前と、今度は違うんです、目的が。その目的というのは、教育産業と国が子供の情報をつかむためなんです。テストのときに70何目かによって、アンケートがついているんです。92項目にわたり生活習慣や人間関係、あなたのうちには本が何冊ありますか、どの教科が好きですか、自分が今住んでいるところをどう思いますかとか、とんでもない学力と関係のないことをアンケートに書くようになっていまして。だから、国と教育産業がデータを、子供たちのデータをつかむのが目標、これが何に使われるか、私は、戦争体験者ですので、ああ、これはきな臭いと思うわけですが、本当にこんなことが起こったら大変なことです。

今、私も教師をやめて11年ぐらいになりますが、私は、平和はずっと続くものかと思っていました。こりゃ大変と、平和が崩されそうだと危険を感じております。というのも、教育基本法は変わり、また憲法を変えようとして国民投票法案を今持ち上げてこうしております。どういうことでしょう。子や孫

の時代に、どんな時代が待っているのか、きのう、おととい、3月10日は東京大空襲の日でした。それがニュースで流れておりました。相当の子供たちが死んだわけでございます。

私がこんなことをなぜ言うかといいますと、過去に目を閉ざす者は、未来を踏み間違えという言葉があるんですね、過去をしっかりと反省しながら、見つめながら進んでいかないと、過去のことを目を閉ざしたら未来を踏み間違え、今そういうところに来ているんじゃないかということを感じます。メディアもだんだんおかしくなっています。私が前の町議会で言ったことがあります、君が代、日の丸問題が大々的に騒がれたことがあります。そのときに、国民の目をよそへ逸らそうと思って、白装束軍団というので、相当テレビが一生懸命放送していました。それが通ったら君が代、日の丸問題が通ったらずっと白装束軍団のことは言わなくなりましたね、だから、大事な法案がかかったときには、必ず国民の目をどこかに移させるわけですね。そういうメディアの世界もあるわけですね。だから、私はSOSだと思っております。

全国学力テストを6年生と中学3年を受けますが、この結果は全部梱包して、小学校はNTTデータとか、もう1つ、小学校は教育産業に丸投げです。そして、それに教育産業が使うお金は66億円とか言われています。大変な時代になったんだと思うわけですね。ベネッセコーポレーション、旺文社関係ですね、小学校はNTT、こうなっているようです。私も教え子を戦場に送らないということで、ずっと戦ってきました。教師は戦うなという時代があります。だけれども、本当に黙っていたら、今何が起こっても先生たちが反対運動をしないようなもう雰囲気できてしまっているんですね。ノーが言えなくなった、これは大変、私は、もう一生懸命反対をしてき

たのはむなしい気がいたしますが、本当に父母や先生やいろいろな人たちが平和を守るために頑張っていかなければならないんじゃないかと思います。

それで、最終的には、今の財界が考えているのは、公教育をつぶし、民営化へ持っていく、金のある人はいい教育が受けられる、金のない者は受けられないという方向になっていく、これを教育バウチャー制度というんですが、切符制度ですね、そんなふうになっていきます。だから、教育委員会に、そこに書いてある3点について質問をいたします。

次、2問目、準要保護家庭の枠の拡大を。準要保護の執行残が402万円ありましたので、生活が苦しい人は格差が開いているから、この402万円を、枠を広げてほしいというのがこの問題ですが、本当に生活の格差が開き、私たちは生活格差が開いていると思うんですが、教育長や市長はどう思っているか、施政方針演説の中にも格差はなかったなあと思って読んだわけですが、やはり本当にもてる者ともてない者が開いていて、ある県では中学生が修学旅行にも行けなかったと、そして行けない子が30人おったと、そして、父母や学校が話し合っただけでその中の20人は行けるようになったけど、あと10人が図書室で2泊3日過ごしたと、その子供たちが、あと集団で暴れ出して、いろいろな事件を起こし、とうとう卒業式にも出てこなかったということがあります。これは静岡県、3月9日ごろの国会演説で日本共産党の志位委員長が発言したことでございます。私が勝手に言ったことではありません。

だから、我が町にも、修学旅行に行けないような人がいたのかなということ、それから給食費の滞納も全国的に22億円、本当に払えないのかな、そこ辺、日置市は大分よくなったようですが、そこ辺を。それから、児童扶養手当を削減されたり、母子加算が廃止に

なったり、本当に国は弱い者いじめをやっております。この準要保護の基準というのは、市町村において枠の拡大は大きくやら小さくやらできると思いますが、その基本的な考えもお知らせください。

次、3番目、空き家対策です。私は、お正月に「明けましておめでとうございます。日本共産党でございます。」と言って4町を回りました。本当に空き家が多い。特に、私は吹上が、こんなに広いのかというのを体験したわけですが、1,736戸という、この間、報告がありました。そして、2月20日の南日本新聞に、県が新事業に「おーい、団塊の世代集まれ」っていうようなホームページに何か載せたそうですが、そのときに、ほかの市町村も載っていたのか、我が町は、これについてどんな考えを持っているのか、そこを聞きます。

次、4番目、昇格試験の結果を受けて。昨年3月1日、南日本新聞に大きな記事として日置市昇格試験というのが載りました。私はびっくりして3月議会では反対をしました。まだほかに二、三人も早過ぎるんじゃないかとか、自治労との話し合いは済んでいるのかということもありましたが、一応決まり、昨年10月試験が実施され、12月末に合格者が発表になったと聞きます。課長が5人、係長が11人ということでした。

自治労は、これにかかわってアンケートを全職員にとったようですが、結果をちょっと教えてと言いますと、これは内部資料なのでということで、教えてもらえませんでした。大体話す中に傾向がわかってきました。こんな制度はない方がいいという人が70%を超えたと、テスト問題も難しかったということですね。それで、これにかかった費用も相当あるだろうと思いますが、この学校の管理職試験が導入されてから職員がばらばらになるんですね、あの人は管理職試験を受けて合格

したってよ、どこに行ったらろうか、今度は教頭やろうか、校長やろうかかって言うんですよ、ああ、あの人はね、サツキが飛んだたちよって、サツキってわかりますか、花のサツキですよ、サツキの鉢が飛んだんだってよ、何が飛んだんだってよ、だからねって、管理職になったって、疑心暗鬼、職場に連帯感がなくなった、私はだからしない方がいいって言ったわけですが、ここの市庁舎内にも試験のあと、何か変わった雰囲気なんかはないのかということ伺います。通った人は何で通って、僕は通らんだらうかかっていう人がやっぱり出てくるわけです。やる気を失う人も出てくると思うんです。

今学校という職場には、管理職試験を受ける人がいなくなった、ほとんどいなくなったそうです。何でっち、こげな教頭という仕事が、朝早う行って学校あけて、最後みんなが帰ってから戸締りして、そして、何か事件が起これば大変なことですよ、だから、教頭になりたくない、なった人でも教頭を解任して平で転勤したいという人も出てきているのが現実でございます。

そういうことで、市長は自治労のそのアンケート結果か何かを見られたのか、その後何か、発表後ですね、何か話し合いがあったのか、ぜひ来年度は、何か1年おきにするとか、2年に1度とか、私はこんな制度はやめてほしいと思います。

次、第5問、シルバー人材センターのあり方について質問いたします。私も議員になって10年目ですが、シルバーセンターのことを取り上げようとも、どうやろうと思ったこともなかったんですが、私にこんな手紙が来たんですね。全部は時間がありますので読めませんが、人材センターのことについて調べてください、センターの目的に反した仕事の割り当てをして、不満があります。普通は、1週間交代となっておりますが、若い人は

20日、仕事が20日も仕事ができる人たちがおります。なぜでしょうか。事務所の人の中には、両手に花とか、高齢者には言葉もかけずに、若い人のところばかり行ってという話もあります。事務所内も乱れているとの話があります。老若によって差別されていることは市長は知っているのでしょうか。私たちは老後の最後の働き場と思って、10日ぐらいしか働くことができないゆえに、雨の日も風の日も頑張っています。体のことを考えると、何を好んでこんな雨の日にもと思うこともあります。また、少し言葉を返すと、あしたは休みとか休めと言って、働く日数が少なくなるので、何も言えずに、はいはいと言うのみです。

2枚目もあり、1枚で終わりますが、いじめられて仕事をするよりも、センターはなくなった方がよいと、こんなこともまでよっぽど何かあるんですね。だから、明るいセンターになるようにという。だから、みんなが公平に明るく働けるセンターにしてほしい。働く人を主人公にし、いろいろな要望を聞いて、あそこで働く人がにこにこするような方向に持って行ってほしい。

それから、その下に天下り問題というのは、あそこの局長が余りにも長過ぎると。私も前に言ったことがあるんですが、大体5年と、天下りは5年、総務課長でした。えっ、まだいるの、10年を超えてるみたいです。だから、こんな特例的な天下り、ここも考えないといけないのじゃないかと思います。

次、6番目、緊急小口貸し付け制度について。

私もこんな制度があるとはわかりませんでした。だけど、日置市民がある別な自治体に行ったら何か言いよったら、日置市にはこげな制度はなかとと言われて、私もびっくりしたんですが、調べてみますと17市のうちに、ほとんど13ぐらいはこの制度を設けている

んです。金額が違いますけれども、一番多いのが薩摩川内市で10万円、鹿児島市が6万円、あと2万円とかいろいろあります。私がおんなことを言うのは、どうしても金を借りるところがなく、サラ金というんですか、伊集院に幾つあるかさっき調べてもらったら、ポケットバンク、アイフル、アコム、武富士、ほのぼのレイク、この5社がありました。だから、こんなところに走って行って、その後はどうなるか。債務多重者というんです。たくさんサラ金をあっちこっち借りて、もうゆくゆくは自殺、ゆくゆくは夜逃げ、いろんなことに自己破産ですか、いろんなことにながっていくと思うんです。だから、ほかの市ができることを日置市でもぜひしてほしいと思うのです。これは大体社協がやっているみたいですが、それについて市長の答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目と2番目は、教育長の方に答弁いたします。

3番目の空き家対策についてのご質問でございます。市内に1,700余りの空き家があることは、もう説明したとおりでございます。この活用策についてでありますけど、あくまでも空き家がすべて個人の所有物ということでございますので、所有者の理解が得られなければ、借家にすることはちょっと難しいというふうに思っております。ただし、所有者との相談については行政が行うこともできませんので、特にその地域を含めまして、自治会も中心になって相談にのっていただきたいというふうに考えておりますし、またそのような状況の中で自治会とも十分、市といたしましてもコミュニケーションをとってまいりたいというふうに思っております。

団塊の世代のごとでございますけど、広く情報を発信していく、鹿児島県に興味を持っ

ておられる方からの問い合わせをいただくことも想定をされます。行政の立場としては、できるだけこのことにつきまして、日置市の状況等をホームページとかいろいろなものに載せていきたいというふうに思っております。特に、今私ども日置市におきましても、修学旅行等の受け入れ等の態勢の中で、薩摩半島の中で提携を組みながらやっておりますので、今後におきましても一つの市で受け入れというのも大変難しゅうございますので、薩摩半島全体の協議会等も設立しながら、またいろんなNPOを含めた皆様方と締結しながら、この団塊の受け入れのことにつきまして検討させていただきたいというふうに思っております。

4番目の昇格試験の結果ということで、昨年、課長と係長の昇格試験をいたしました。職員は初めてのことで、大変戸惑っているといひますか、困惑している部分もあったというふうには思っております。ですけど、今後やはり職場内におきまして、それぞれ意識の改革ということを含めまして、やはりこのような制度というのも一つの手段ではないかなというふうに思っております。それぞれ住民で目指す形の中で、課長また係長ということ個人差があるというふうには思っておりますけど、それぞれ自己決定の中でこのことは目指していくべきなことで、強制をするわけではございません。やはり基本的にやる気のある雰囲気はどうつくっていくのか、これも私の務めであるというふうに思っております。

今、結果的に課長5名、係長11名の合格を発表いたしました。その中で庁舎内の中におきまして、大変なぜ落ちたのか、いろんなことを思っらっしゃる方もいらっしゃると思っておりますので、そのときはいつでもその情報公開といひますか、本人におきましていろいろなものについては、きちっとお示しをいたしますからということも、最初の発表する

ときにそんなに連絡しておりますので、ぜひそのような疑問に思われる職員については、総務課の方にいつでも見に来ていただければよろしい。これは個人情報でございますので、人のことはございません。自分のことについては、いつでも見に来ていただければいいと思っております。

この制度の見直しということでございます。今後、この二、三年、いろいろと試行する中でやっていかなければどんな結果に出るのか。その後を見た中で見直して、いろんなことも出てくるのかなと思っておりますので、この3年程度の中では続けていかなければならないというふうに思っております。

5番目のシルバー人材センターについて。ご指摘の手紙が議員の方に来られたということで、私の方もその手紙の内容をちょっと見ておりませんので、今いろいろとその個人の方々が中であったのかなと。直接的に私の方にもお手紙をいただければ、一番幸いかと思っておりましたけど、議員の方に来られたということでございます。

基本的に、このシルバーにつきましては60歳以上の皆様方の高齢者の生きがいということを含めた中で仕事をしているわけでございます。特に60歳以上の方でございますけど、人のそれぞれお元気な方を含めた中もいらっしゃいますし、やっぱり人の体でございますので、それぞれ程度が幾分か違う部分があるのかというふうには思っております。いろいろご指摘をいただきましたので、また事務体制の中でもきちっとそこあたりの把握をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

基本的に事務局長のお話も出まして、それぞれ局長する中で大体5年程度ということでございましたので、通常、今回シルバーにつきましても、合併とかいろんな問題ございました。基本的にはことしの3月いっぱいとい

うことで、局長の方は考えております。

次に、小口貸し付けのことでございますけど、このことにつきましては、私ども行政でしているわけじゃなく、社会福祉協議会の方でやっております。特に、日置市におきましても今まで東市来、吹上地域におきましては、この小口の貸し付けをやっておったというふうにお聞きしております。特に東市来につきましては、限度額が10万円、吹上が2万円ということでございまして、ほかの日吉、伊集院につきましては、県の社会福祉協議会におきます5万円というのがございますので、これにいろいろと相談ののってやっておったということをお聞きしております。

今、社会福祉協議会につきましても4町、4地域ばらばらでございましたので、これを統一していくということの中で検討しているということで、お聞きしておるところでございます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

全国一斉学力テストの実施についてどう思うかということでございますけれども、全国学力調査は、本市の児童生徒の全国的な学習到達度や理解度を把握いたしまして、教育委員会及び学校等が広い視野で教育指導及び教育条件の整備等につなげる検証結果を得ることができる大変よい機会だととらえております。

2番目に市の予算はということですが、全国学力テストに係る市の予算は必要ありませんので組んでおりません。

3番目に結果をどうするのかということですが、学力テスト結果につきましては、学校間の序列化や過度な競争につながらないようにという配慮から、県教委が個々の市町村名や学校名は明らかにした公表を行うことはございません。市町村あるいは学校が地域や保

護者等に説明責任を果たすために、自己の結果を公表することは認められております。現在のところ、日置市は市全体の結果を十分な配慮の上に公表する予定でございます。

次に、準要保護家庭の認可の枠を広げてということの一つ目に、給食費の滞納者の分析をしてみたかということでございますが、18年度の未納者の状況を見てみますと、9割のほとんどの方は納付できる方々であるにとらえておりますけれども、残りの1割程度の方々が経済的に困っておられるのではないかと考えて、とらえております。

2番目に修学旅行へ行けなかった子はいないかということですが、修学旅行の参加対象者は1,073人のうち9人が不参加で、その理由の内訳は、病気、けがが4名、不登校の子供が5名、したがって経済的な利用で参加できなかった児童生徒はいなかったと把握しております。

3番目の生活格差の実態を教育の面を通して感じないかということですが、日置市における生活格差の実態が、教育の面において直接影響しているという実態については、今のところ把握しておりません。と申し上げますのは、生活の格差、すなわち特に経済とかあるいは所得、消費、資産などの面の格差と教育の面、つまり学力とか体力、社会性、あるいは学用品、修学旅行への参加等の比較が困難であるからであります。本市の全小中学校の学校長に聞いてみますと、家庭の経済格差が学力格差を生んでいるという実態は、余り聞こえてきません。また、生活格差が学習に必要な用具や日常生活の服装などに影響を及ぼしているかということに関しても、大きな影響はないと思っています。ただ、一部に服装の乱れなどが見られる子供がいたり、収入はあるけれども借金などが多くて支払いに滞るといふ家庭が見られたりするようであります。

○18番（坂口ルリ子さん）

どんなことをしても午前中には終わらませんので。市長の方から答弁を先にもらいましたので、まず空き家対策についてですが、個人の所有物なのでわかります。だけど、あのままほっといていいのか。本当に私、そんな家なんか大分ありますので、地域公民館と話し合っただうかしていくということはありません。私はそこには大きな耕作地、畑などもありますので、本当に団塊の世代がUターンで帰ってきて農業をしたら人口もふえるし、自分で安全な野菜をつくって食べる、健康にもいいし、だからぜひ自治体としてはこれを推進してほしいと思うことです。

だから、市長の言葉に真剣さが足らなかった、私の受け取り方として。個人のもんじゃってな、いけんもしやならんというような感じですので、それをやはり市として、何か市にもう少しアイデアマンがおればね、て私も思うんですが、何かそんなところが物足りないんですが、ぜひ前向きに団塊の世代、日置市へ海もある山もある畑もあるというふうにして、ホームページでも宣伝して、ぜひ日置市にUターンしてくるような人をふやしてほしいと思いますが、その点どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に日置市の状況につきましては、日置市におきます県人会への情報提供やホームページ等には掲載をしております。今からそれぞれ団塊の世代があと1年中で、それぞれ退職するわけでございますけど、私、それぞれ受け入れ態勢の中におきまして、また来られる方も特に自治会組織を含めた地域コミュニティー、基本的にはこういう受け込みのできる方々が一番よろしいのかなというふうに思っております。

二、三の例で挙げますと、今までも空き家の中におきまして、二、三の集落には自治会

長さんのところに来たり、私どもに来たときにもご紹介した部分もございまして、自分たちで手入れをしながら入っておられるということもございます。

この1,700戸ありますけど、現在ぱっと見た中におきまして使えるといたしますか、というのは1割もないのかなと思っております。というのが、やはり空き家であっても、その中にその所有者を含めて荷物等が大変入っていて、その所有者も我がのふるさとは家をやっぱり残しておりたい、何かそういう思いが大変強いのかなというふうに思っておりますし、また一つのもの、景観から考えたとき、ひとつ大変屋根が落ちたり、いろんなしてるところもございますので、そういうところについては、景観上の中で行政としては、そういう状況等は所有者の方に管理といたしますか、お願いしてほしいという考え方は持っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

ちょっと関連して税務課長に1,736戸のこの空き家は、固定資産税は納まっているんだろうか。納めないでもいいんだか、税関係を知りたいです。すいません。

○税務課長（瀬川利英君）

基本的に課税はされていると思っております。課税がなされていると思っております。ただ、家屋の免税点が20万点になっておりますので、それ以下になった場合には課税がかからないというふうになっております。

○18番（坂口ルリ子さん）

納まってるんですね。はい、わかりました。

次、昇格試験について質問いたします。これにかかわる予算は幾らぐらいだったんでしょう。

○市長（宮路高光君）

その辺については、総務課長の方に説明させます。

○総務課長（池上吉治君）

昇格試験にかかわる費用でございしますが、その試験を委託いたしました金額が21万1,050円でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

面接者の日当やら、そんなのも入っているだろうと思いますが、大した金ではないじゃないかと思われるけれども、私は教育でも公務員でも、そんな競争をさせる必要はない。やはりと思って、試験制度には反対しているわけですが、試験が済んでから後、何か不服のある人は市長室に来てくださいと言うても、だれも来なかったようですが、それは私だって行きたくないですよ、落ちれば。だから、余りこんな方法はよくないと思うんですが、自治労の市職労がアンケートを取られた、その結果や何かについて、何も申し入れはなかったんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのことは私は何も聞いておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

いまからあるかもしれませんが、やはりこんな制度はない方がいいという人が七、八十%に大部分に達したというのを私も耳に聞いておりますので、やはり職員の意思是尊重してほしいと思うんです。だから、はっきり続けていくと言われましたが、続けていくかいかないかも検討の材料にしてほしいと思います。

ある管理者から聞いて、「坂口さん、おまんさあが言うたごつ、やっぱりな落ちたしやら何やら雰囲気がおかしいど。やる気を失うようなことも出てくるよ。僕は通らんで受けんやった」とかいろんな人がいて、余り市の職員の庁舎内での雰囲気は、私はよくないということを感じ取りました。

そういうことがありますので、やはりこんなことは鹿児島県下ではもちろん初めて、全国的でもこんなことは初めてだと思っております。だから、ぜひ一、二年してみて1度、2度し

てみて考え直すようなことも言われましたので、ぜひ考え直してほしいと思いますが、絶対するちゅうんじゃないでしょうね。検討していくか、そこ辺をお答えください。

○市長（宮路高光君）

今の段階でどうこうということじゃなく、3年ぐらいした中でどういう傾向になってくるのか、そういうものは把握した中で検討はしていかなければならないというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

そのときは議員も市長もかわってるかもしれないし、自治労もまたいろんな考えがあって、反対もあるかもしれませんが、やはり世の中は民主主義ですので、上から押しつけて何やかやすることはやめてほしいと思って、このところは終わります。

次、緊急小口貸付制度についてですが、私もびっくりしました。東市来町が10万円、吹上も2万円、日吉もあったのに伊集院町だけこんな制度がなかったのか。どういう冷たい伊集院町だったのかと、私は腹立ちますよ。長距離自転車補助も伊集院町だけなかったでしょう。みんなもろうてた、ことし初めてもらった人が卒業していきましたよ。いつも議会で言うても通らない。本当にこれもほかの3町あったのに。だから伊集院の人は不幸だと思うんですが、東市来町でこんな貸し出しをして、この小口制度が焦げついて困ったというようなことを湯田平助役でもいいんですが、お聞きしたいです。

○市長（宮路高光君）

このことは社会福祉協議会が、それぞれ独自でやっておるということでご理解して、行政の方はこのことは実施しておりません。ご指摘のとおり、伊集院町の方はしてありませんでしたけど、伊集院町は伊集院町の中におきまして、それぞれの小口じゃない形の貸し付け事業というのは実施しておりました。

○18番（坂口ルリ子さん）

社協の両方とも社協で東市来町も吹上も社協でしょう。伊集院町も社協ですればいいわけですよ。私はいつも言う。いいことは他に学べと、学ぶとは真似することなりと。真似することが学ぶにつながるんです。いいことは真似する。それでないと、どこはしちよって、これは社協だった。それは言いわけです。

だから、本当に伊集院町の人たちはこんなのを知らない。小口の社協で何か貸しているのを知らないでサラ金へ走って、多重債務に陥ったりする人がいたんじゃないかと、私は本当に伊集院町民は不幸だったと。私も10何年議員をしながら、こんなのにも気づかなかった自分も反省しますが、やはり私たちの目は弱い者の人に福祉、地方自治法の第1条は福祉じゃないですか。住民を守る、命と何かを守るために生活を守るためにあるのに、こんなこともなかったかと。本当に遠距離の通学費も初めて出たんですが、ことしはもらい損ねた人は、あと追加で4人ももらいました。私は教育委員会を高く評価しました。だから、やはり弱い者に光を当てる自治体でなければいけないということをつくづく思います。

今度は4町一緒に検討していくという答弁でしたので、この社協の理事は市長なんでしょう。違うんですか。すいません。社協のメンバーには入っているんですか。どこに言えばいいのかしら。社協に申し入れますけれども、だけど市長が一応4町を統一して検討していくと言われましたので、社協にも私も言いますけれども、市長も言ってほしい。こんな制度が4月からできるように、金額は10万が今のところ私が聞いた中で最高ですが、そんな制度をぜひ設置してほしいと、ここは要望しますが、市長、そこをもう一言。

○市長（宮路高光君）

社協の会長でも私も何もございませんので、

さっき言いましたように、これは社協の方で運営することをごさいます、理事会等いろいろございますので、議員から意見があったということは、会長の方に私の方も述べていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

○18番（坂口ルリ子さん）

市長答弁のところで、一つまだシルバー人材センターのことを1問1答で残してありましたので、そのことについて。シルバーセンターの中身やら何やらについては、議会で取り上げることがどうかと疑う面もありますが、やはり市民が明るくて公平で働きやすい職場になるために、これは大事なことじゃないかと思って取り上げたわけですが、この局長の天下り問題は、ここにも関係あると思うんです。だから、その答弁をさっきいただいたんですが、私は途中でも町議会のとき、余り長くはないかと、これは市民の声なんです。私に電話やら何で、ないごてあいは長かと。だけど今度3月でやめるということでしたので、ただ、町内支持者ですのだからだれかわかりませんが、手紙が来た人は、電話が来た人はわかっていると思いますので、今度は3月が最後だということだけは伝えておきますが、何であんなに長くいたのか、そこを10年ですか11年ですか、前の局長の天下り年数、そこを長かった理由だけは聞きたいです。

○市長（宮路高光君）

それぞれの関係いたします仕事の中で、天下りという言葉が適切なのか、ちょっとそこあたりの部分を理解、それぞれあると思って

おります。基本的にシルバーセンターを運営する中で、やはり事務局長という立場の中におきまして、ある程度いろんな仕事の精通した方が、やはり一番いいのかなというふうに思っております。

その中で、特にこのシルバーにおきまして、合併とかいろんな事務の流れがいろいろな問題が、課題がこの3年間ほどございました。そういうことがありましたので、局長という立場の中で残っていただいたということでございます。シルバーの方も合併がもう終わりました、ある程度落ち着きが来ましたので、局長という職は辞していただきたいというふうに、私の方からもお話をしているところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

10年もしないと精通しないんでしょうか。精通した人というのは言いわけであって、やはり基本線だけは守ってほしい。公民館長、いろんなところが5年で潔くやめている例がたくさんあるわけですから、今後もありますので、そうしてほしいと思います。これはもう希望で終わりますが、やはりあそこに行って人によって差別されて、えさつがよかったり悪かったりすりゃ、面白くないという人がいて、その手紙にはもうシルバーセンターはなか方がよかというまで苦しんだ人ですので、そこはご理解していただきたいと思っております。

それでは、次の教育長のところへ移ります。

全国学力一斉テストですが、やはりこれは全国するから、今度も教育再生会議で国や県の力が教育委員会へすごく介入する力が強くなるということを聞きましたので、教育委員会としても我がまちだけできないということも言えないだろうと思いますが、全国的に愛知県の犬山、犬山城のある犬山市ですか、あそこの教育委員会は議会でこの学力テストを拒否している例も出てきております。親たち

もこんなテストをしないでくれという声もあります。

それで、教育長は私が言った35年ぐらい前にあった学力テストが、35年ちゆうたら先生はまだ教育長は先生になっていたか、全然体験もないだろうと思いますけれども、何でやめになったのかご存知でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私も資料等で読ませていただいて知っておりますが、たしか当時、学力テストがありまして、そういう競争が限界に達しました。ある県あたりが、大変そういう面では力を入れたりして、学校現場がちょっとおかしくなったという話を聞いております。したがって、その後調査は中止されたという経緯は知っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

よく勉強してらっしゃいます。そのとおりです。父母もPTAいろんなところで子供たちの競争が激しくなって、ぎくしゃくしましてやめになったわけです。それがまたこれが復活するわけですからSOSなんです。私はこの間から学力世界一のフィンランドの本を2冊借りて読みました。図書館にあります。1冊は吹上から、1冊は伊集院からですが、「競争をやめたら学力世界一」という題の本があります。だから競争をさせないと。1クラス少人数で、わからない子にはわかった子が教えてやる。そして、みんなが高まると。みんな仲よしと、そういう学校づくりが始まっていると。

日本の場合は、例えば通知表が5、4、3、2、1なんです。5をもらう人は学級の7%、次が28%、32%、決まってるんです。それで、ことしは7%の5を多い40人の学級なら3人ぐらいですけれども、四七、二十八で2.8ですから3人はくれるんです。頭のできる子が転校したりなんかすると、ああ、今度は僕が自分が5がもらえるとか、だれか

がけがする、だれかが病気になる、ああ、今度が僕が5がもらえる、4がもらえると。本当にそんな中で友情は育たないんです。私も心を苦しめながら、本当に同じぐらいなのに、大体7%と決まったりや5を7%やらんならんわけです。最後は通知表を校長に出すわけですから、校長が見りゃ、おまさあ甘かど、5があんまい安売いじゃとか言われる担任なんかもいるんです。ただし、芸能教科の体育、図工、家庭、そんなのは余りそのパーセントにとらわれなくてもいいというあれだったんです。

そんなにして友情も育たない。だれかが転校したら喜ぶような、そんなおかしな日本の教育なんです、今でも5、4、3。今5、4、3、2、1か、優良可かちょっと、5、4、3、2、1かもしれません、そんなふうにして各学校がまた競争を始めるのか。今度の場合は一つ違ふとさっき言ったように、全部教育産業が資料を手に入れるわけですから、教育長、このことを国会で質問したら、3月21日のころ伊吹文部大臣が、こんなに教育が教育産業でお金を税金を使ってするようだったら好ましくない、という談話を出したんですがご存知でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

そのことは私、まだ聞いておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

今から何かに出るとは思いますけれども、伊吹大臣というのは割と穏やかな感じを受けます。何かではちょっと追求されているみたいでしたけれども、教育産業に税金がこんなにつき込まれることは好ましいことではないという談話を出しております。後で新聞記事があったら、私も教育長さんに届けたいと思います。

そういうことで、教育長は結果発表すると。学校と学校のまさか比べるような結果発表はしないと思いますが、どんな結果発表を計画

しておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まず市の方で発表いたすものは当然ですけれども、学校ごとの発表はいたしません。学校ごとに発表しますと、そこに競争というのが序列化がありますので、市全体の平均、そういうことについては発表したいと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

ちょっと安心しますが、その出した書類には個人名が入っているようですか、氏名を書いてあるのかなのか。中3と小6のあれです。個人がわかるわけでしょう。記名させて、教育産業に丸投げされますか。

○教育長（田代宗夫君）

小学校の子供につきましては、氏名で答えさせますが、中学校の子供についてはIDの番号等で結果を出させるようにしております。多分、小学校の子供にはそういう記号的なものは間違いやすいから、個人名で書かせるようにしているのだと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

それは県からの指示なんですね、小学生は名前。日置市だけのことじゃないんですね。ああ、そうですか。私はこれ以上、子供たちが競争競争で、ある人は言いました。学校は競馬場かち、家庭は厩舎かち。もう競争競争で疲れ果て、精神的にいらいらしたのがいじめに走ったり、いろんなことが起こっているわけです。だから、この全国学力テストもことしまた初めて復活しますが、来年度からどうなるかわかりませんが、財界や教育産業、国のあれですので、農業問題にしても何にしても、国が言うことをまともに聞いていたら大変なことになると。私が心配するのは、この行き着く先に何かあるかということです。

ちょっと長くないようにしますが、花木さん、何の笛吹きだったか、ハーメル

ン、ハーメルンの笛吹きち童話があるんです。ある国にドブネズミがペストか何かはやったときにドブネズミがいっぱい出て、このドブネズミを退治してくれた人にはごほうびをあげると。ハーメルンという人が笛を吹いてドブネズミを全部退治してくれた。それでも王様は何もくれなかった。そしたら、その人は腹ば立てて、その町の子供を全部引き連れて海へ連れていくという童話があるんです、だまされたからちうて。黙っていたら、上が言うとおりにしてたら、子供たちが大変なことになると、私はメルヘン、（「ハーメルン」と呼ぶ者あり）ハーメルンの笛吹きの童話を思い出しましたので、何年かたつて、坂口さんが言いよって、あげなふうにならせんけち思われるかもしれませんから、絶対に子供たちが昔に返って、いつか来た道へ行かないようにということを心配するので、こんなことを質問しているわけです。予算はもう全国で66億円と決まっていますのであります。

次、要保護の2番目、要保護家庭の認可の枠をひろげてという、これで給食費滞納分の分析は大分よくなって、1割ぐらいが経済的に苦しい人ち。だから、この人たちは納めない苦しい人たちは、要保護でも準要保護での枠に入れられないのでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在の準要保護の認定につきましては、これまでは国の補助がありましたけれども、現在はありませんので、準要保護につきましては、市の単独で行っておりますし、その認定の基準につきましては、これまでの国の補助がある時代の基準をもとにして決めております。したがって、大体现在、全児童生徒数の8.3%が認定をされているという状況ですので、この枠を広げるということについては、税制上も大変厳しいと思います。

ただ、認定されるような段階で、本当にそ

の子供がそれほど経済的に困っているのかどうかということについては、学校並びに民生委員の方と、あるいは個人の意見等も十分聞きながら認定をしていきたいと思えます。

○18番（坂口ルリ子さん）

国の基準が切られた。市としては大変ですけども、教育長は教育の中に格差は余り感じ取られないとおっしゃいますけど、もう金がないから高校はあきらめたりする子もいるわけです。行きたい学校に行けない子がふえているんです。もう今から先、金がなければ学校にも行けない。金がなければよい医療も受けられない。そういう世の中にどンドンどンドンなっていくことに感づかれないんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在、私どもの市におきましても、奨学金制度等というのもきちっとありますし、本当に学ぼうと思ったら、今の時代はある程度、育英会の奨学資金とかいろいろなものが準備をされておりますので、それを使って学校に行くということとは不可能ではないと思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

最後です。やはり風格ある教育のまちの教育です。やはり教育委員会も子供の弱い格差の生活の苦しい子供たちに光を当て、そうしていかないと、本当に子供たちに未来がないって言えば余りいい切ったような言い方ですけども、そういうことがないように、日置市に住んでいてよかったというような子供たちです。あした卒業式ですが、子供たちの顔が明るいかと思います。だから、そんなふうにして子供たちが明るい顔で登校し下校し、そういう児童生徒であるように、私たちも議会も当局も努力していかなきゃならないと思えますが、やはりこれは地方の教育委員会じゃなくて、国の制度がこんなふうに強く変わっていきますと、ああ、私はいい時代に先生

をしてたわ。10年したら免許証の切りかえとかいろいろあるでしょう。今から先、先生しっちゃ大変だというような、こんな世の中じゃ困るわけです。

だから、教育長、今の日本の教育制度をこのままでいいのか、何か感じられたことを聞いてから終わりにします。

○教育長（田代宗夫君）

今、国の方からも全国の方からも教育制度、あるいは教育については、かなりの関心のある問題で、特に教育再生会議あたりの結論、それから教育審議会の審議の結果等については、テレビや新聞等で毎日のように出ておまして、やはり国民の皆さん方が教育にかける情熱というのか、気持ちというのか、大変大きいことを身をもって認識をいたしているところです。

したがって、いろんな制度、新しい制度、バウチャー制度とか学校選択制とかいろんなものもいっぱいあるようですけれども、そしてまた地方と都市とは私は大分環境が違っていると思っております。例えば、東京は高校を例に取りますと、私立が約半数だと聞いております。そういう都市部の学校の実態と、私ども鹿児島県のこの状況の中での環境とは、本当にもう大きな開きがあると思えます。そういう中であって、公教育がどうのこうのといろいろありますけれども、私どもは鹿児島県の特に日置市の教育、当たり前ですけども、経済の格差が子供たちの学力格差につながるようになっていくことが大事だと思っております。都市部ではいろんなことを言われますけれども、都市部で言っている方々と鹿児島県の皆さん方が学校見ているものとは、大分開きがあるんじゃないかなと、そう思います。

これからもそういうことのないように努力をしていくつもりでおります。

○議長（宇田 栄君）

次に、26番、西峯尚平君の質問を許可し

ます。

〔26番西峯尚平君登壇〕

○26番（西峯尚平君）

私は、通告いたしました給食費の滞納、公営住宅の家賃未納、水道料金の未納等について、市長、教育長に伺います。

昨年11月27日の読売新聞の一面トップに、給食費滞納18億円、現在は20億円を突破しているみたいですが、2005年度に全国の滞納率で0.53%、滞納総額で18億2,035万円、鹿児島県の滞納率で0.52%、滞納総額で2,608万円という記事が載っておりました。

給食費については、学校給食法等で保護者が負担するよう定め、経済的に支払いが困難な世帯には、自治体などが基本的に補助する制度があるようである。経済的に苦しくても、ちゃんと払う家庭は多い反面、理由なしに払わない家庭、勝手に給食を食べさせられたとか、義務教育であるから払わないでよいという自分勝手な考えの保護者がふえているということである。

滞納の背景には何かあるのか。現代社会研究所の古田隆彦所長は、消費拡大により経済を発展させ、個人の欲望を満たすことが奨励されてきた結果、自分のことしか考えない人がふえ、保護者の規範意識やモラルが低下したと分析されておられます。

また、2月23日の時事日報に、大阪市で教員、職員15人が給食、授業料、市営住宅家賃などの滞納が発覚したと載っておりました。いまや滞納については、大阪、広島、北九州、全国で社会問題となっております。

委員会また8日の総括質疑、また前の18番議員の質問でも数字も出ましたように、重複するとも思いますが、せっかく執行部で準備されておりますので、私なりに質問いたします。

給食費の未納についてでございます。①本

市の小中学校の滞納額を各地域別に、また全部でどれぐらいか。②徴収についてはどのような方法で行っているか。市で統一できないか。③未納で不足する給食費は、徴収分でやり繰りし、献立のメニューや食材に調整している現状であるらしいが、本市の場合はどうか伺います。

2の①公営住宅の家賃未納についてでございます。地域別に未納戸数と人数は、全体的では何人か、また合計額は。②どのような徴収方法をしているか。

3番目、水道料金の未納について。①これも一緒に地域別に未納戸数及び全体では何人か、また合計金額は幾らか伺います。

4番目、職員の公共料金等の支払いについて。以上、3問中に本市職員は含まれていないかを伺うものでございます。この4番については、先ほどの大阪市の教員、職員、15人が滞納と申しましたが、そのうちの授業料を滞納した教員は市立中学校の男の先生で、子供の市立高校の授業料を26カ月分、37万4,400円が未納で、現在も支払いに応じていないという記事が出ておりましたので、この4番を私、設けました。

以上で、私の第1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目については、教育長の方に答弁をさせます。

2番目の公営住宅の家賃未納についてということでございます。市営公営住宅の戸数は、17年度末で伊集院地域が375戸、東市来が223戸、日吉地域が197戸、吹上地域が172戸、計967戸で管理しております。また、市営の一般住宅は17年度末で東市来地域8戸、日吉地域3戸、吹上地域39戸、計50戸、合計市の方で管理している住宅が1,017戸ということでございます。

17年以前の滞納繰り越しについては、地

域別滞納戸数は公営住宅につきまして、伊集院地域16戸、東市来地域7戸、日吉地域16戸、吹上地域8戸、市内全域で47戸となっております。また、一般の住宅につきましては、東市来地域1戸、吹上地域2戸、計3戸となっております。

滞納の合計額でございますけど、公営住宅が1,186万6,669円、一般住宅は55万5,400円、計1,242万2,069円となっております。滞納の内訳については、47戸中13戸の滞納者が分納中で、また16戸はもう対象者となっております。

市営住宅使用料の徴収については、文書による督促、催促状の発送を行い、納入されない方々については電話、また戸別訪問による滞納徴収を実施しております。また、納付誓約による分納での納入、連帯保証人への納入督促の納付指導をあわせて実施しているところでございます。

水道料金の未納についてお答えいたします。水道料金の未納につきましては、2月末現在の全体で未納者387名、未納件数1,759件、合計618万6,370円となっております。地域別では、伊集院地域が未納者で177人、件数で648件、金額が314万120円、東市来地域が39人で104件、金額で32万4,550円、日吉地域が99人、513件、金額で163万3,050円、吹上地域が72名で494件、金額で108万8,650円となっております。

未納分の徴収方法につきましては、月末の納期限から1カ月経過した後に督促状を送付し、さらに2週間後に催告書を送付しております。それでも未納が3回分を超える場合は訪問徴収を行い、給水を停止するとの警告をおこなっています。警告までしましても納入いただけないときは、実際に給水を停止しまして、未収金の回収に取り組んでいます。

4番目の職員の公共料金等の支払いについてということでございますけど、市営住宅、下水道、給食、税、保育料と、そういうものろについて調査いたしましたけど、現在のところ職員で滞納している人はおりません。以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

給食費の未納についてですけれども、本市の小中学校の滞納額を各地域別に、また全体で幾らかと。1番目に各地域ごとの給食費の未納額は、平成18年4月から12月まで、未納額は東市来が10人の20万1,945円、伊集院が44名、90万5,460円、日吉が4人、14万4,072円、吹上が9人、24万7,591円の合計67人、149万9,068円となっております。

徴収方法についてですが、東市来地域は各自治会ごとにPTA会員が集金し、給食センターへ納付をいたしております。伊集院地域は18年12月までは給食センター口座への個人からの振り込み、または直接納付でしたけれども、滞納者が多く、平成18年7月に徴収対策会議を開き、先進事例を参考にして学校単位で徴収することが望ましいと決定いたしました。そして、今年の1月より各学校長が徴収するように切りかえ、各学校が給食センターへ納付するように改めました。その結果、保護者の給食費に対する関心や意識の高まりとともに、着実に納付実績が上がってきているようでございます。なお、日吉地域、吹上地域は各学校長徴収であります。今後、東市来地域におきましても、学校とかPTAとか、あるいはセンター関係者等で十分協議をしていただいて、徴収方法を検討していきたいと考えております。

3番目の未納で不足する給食費は徴収分ですけれども、各地域とも学校給食の栄養基準を満たした献立はで

きるように努力をいたしておりますが、子供が楽しみにしている果物とか、あるいはデザート類の副食を出す回数等に影響があると思われま

す。なお、最後の質問で給食費の未納について、本市の職員にはそういう未納している者はいないと認識をいたしております。

○26番（西峯尚平君）

市長、教育長、数字細かく教えていただきました。

まず、教育長の方からお伺いいたします。給食費については、口座振り込みというところはもうないわけですね。完全に校長先生の方で学校自体でされるわけですね。

○教育長（田代宗夫君）

そのような意味ではございませんで、これまでは例えば伊集院地域でありますと、保護者が給食センターのセンター長へ振り込んでここをやっている。そして、センターの方では未納がありますと学校に連絡をして、そして電話してもらったりしてたんですが、今回からは学校長が責任を持って集める。つまり、保護者は学校長口座に振り込むと。振り込み先がこれまではセンターだったのを学校長の方に振り込むように変えたということなんです。したがって、学校が責任を持って徴収するという体制に変えたと、そういう意味ですので、振り込みでなくなったということじゃ、振り込みでほとんどのところは同じような振り込みで、やはりやっております。よろしいでしょうか。

○26番（西峯尚平君）

非常に給食費の収納率がよくなったようなんですが、今の振り込みでやると悪いということ。以前、子供たちが学校に現金を持っていけば、人の子供にわかるようにとか、振り込みであればそれが親にわからないということで、安易な気持ちでそれを延ばしているというような話も聞きました。これはもう

現金というか、学校に直接持っていった方がいいんじゃないかということも聞いております。伊集院が今そういう式であれば、これが少なくなったということで、非常にいいんじゃないかと思っております。

それから、先ほどの献立のメニューな食材で不足分を調整しているという件で、回数等に何か影響があるということですが、これはどういうあれですか。回数等に影響があるということは、それだけ回数が少なくなって、子供に与える栄養とかそういうのが少なくなるんですか。

○教育長（田代宗夫君）

とりあえず献立そのものは変更がないような、きちっとした形で一応努力をいたしております。ただ、予算の範囲内で副食の回数等については、やはり品物等購入しますと安く手に入ったり、時期的にいろいろありますので、集めたものは全部子供に返すということが建前になっておりますので、そういう意味で副食を出す回数が少々少なくなったりとか、そういう部分はあると思われま

す。だから、栄養とかそういう面では特にはないと思います。

○26番（西峯尚平君）

栄養とかそういうのに影響ないということですが、回数が減るということは、やはり栄養度も落ちるはずですよ。そういうのがないように、ひとつ回収には力を入れていただきたいと思いますが、徴収率はどれぐらい見ておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ99%程度見ております。

○26番（西峯尚平君）

99%というのは、本当に立派な数字だと思うんです。それじゃ17年度と18年度はどれくらいあったんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

教育総務課長に答弁させたいと思います。

○教育総務課長（山之内修君）

給食費の未納状況につきましては、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、伊集院地域はこれまで問題が多かったようです。99%ちゅうのは、伊集院地域の数字でございますが、ほかの地域については未納されている方が限られているというか、そういうことで、そんなに大きい率ちゅうか、それはないようでございます。

ですから、今申し上げました99%というのは、伊集院地域の数字を申し上げているところです。ほかの地域については、もう本当数えるぐらいかなと思っております。

以上です。

○26番（西峯尚平君）

よくわかりました。できるだけ子供たちの給食ですので、そういう徴収率には十分努力していただきたいと思っております。

次に、公営住宅の件について市長にお伺いいたします。これも滞納額というかこれを見ると、まだ非常に多いようでございますが、この中で未納と滞納というのはどういう違いでしょうかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましては、土木課長の方に答弁させます。

○土木建設課長（樹 治美君）

滞納は1年間たったものといえますか、1年過ぎたものというふうに認識しています。未納は滞納分の徴収と本年度分の徴収という形でやっておりますので、その使い分けでというふうに認識しております。

○26番（西峯尚平君）

滞納は過年度の分です。そして未納は今年度の分。今年度というても、もう1年近くなるんですが、昨年18年の4月から今3月まで、これも未納の方に入るんですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

先ほど市長の方から申し上げました数字、

これは滞納分です。滞納繰り越しの分でございます。

○26番（西峯尚平君）

それでは、これに先ほどの市長の数字に未納の金額を入れると、まだふえるわけですね。

○土木建設課長（樹 治美君）

はい、18年度分につきましては、まだきちっとした精算されておりませんので、ふえる可能性はあります。

○26番（西峯尚平君）

またふえるということらしいが、この家に住んどって家賃も払わんというのは本当に不届きなものだ。払える人が払わないというのがおかしいんです。そういうあれじゃないんですか。回収不能というのは、大体これは5年ですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

年限は特に決まっておりません。

○26番（西峯尚平君）

年限が決まってくなくて回収不能で、5年とかち設けてないんですか。この前の説明で、長い人で58カ月という説明がございましたが、これはもう約5年になるんです。こういう人たちは、また回収不能とはならんわけですね。そういう回収不能というのは出てこないんですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

58月ちゅうこないだの数字は、今、入居されている方ということになります。古い人になりますと、もう退去して住んでない方もおります。そういうのを入れますと、かなり前の部分から滞納も残っているという状況でございます。ここに手元にある数字でいきますと、平成3年から11年までの分で67万8,740円ちゅうのが残ってます。これをつけますと、これは10何年たってますので、私が質疑の中で出した数字は、現在入って滞納をされている方が58月でしたか、だということでございます。

○26番（西峯尚平君）

ちょっとわからなかったですけど、入居するとき、もちろん契約書が必要だと思うんですが、この契約書には保証人をつけるんですよ。

○土木建設課長（樹 治美君）

当然、保証人を立てて入居するということになっております。

○26番（西峯尚平君）

保証人は何名つけますか。それと、保証人の基準というのがございますか。

○土木建設課長（樹 治美君）

保証人は2名です。入居者と大体同じ同等程度の人であればいいと。特に厳しいしぼりというのはございません。

○26番（西峯尚平君）

年齢の制限はうたっていないですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

はい、年齢は特にございません。市内の居住の方ということになっております。

○26番（西峯尚平君）

あるところで滞納が続いて、そして保証人をしたら、保証人がもう亡くなっているということです。年配の方を立ててあったみたいですが。年齢の制限というか、もう年配だから先に死ぬということはないと思うんだけど、やはりその辺のもう死んだから保証人はいないし、どうしようもないということらしいんですが、こういう例はないと思うんですが、もしこの回収不能となったときのあとのあれはどのような処置されますか。もう不納欠損で落とされるわけですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

税の制度と違いまして、そういうのが取り決めがされておられませんので、永久に出し続けるというか、ちゅう話になると思います。ですから、そこらを含めて今度、家賃滞納の関係の条例といいますか、そこらを規則等、きちっと整備しようやということで、今進め

つつありますので、そこらについては今後はきちっとした形が出るんじゃないかなというふうに思います。

○26番（西峯尚平君）

今、条例の見直しみたいなことを言われましたけど、ぜひこういう条例というのは、確実な条例を見直ししてみてください。

それから水道料金についてです。これもさっき説明がございましたが、1カ月おけると督促を出すとか、2週間おけると催促、督促とかそういうことでございますが、あとは訪問しているということです。バブルをとめると聞いたんですが、これは何カ月ごろとめられるんですか。

○市長（宮路高光君）

このことについても、詳細なことがございますので、水道課長の方に答弁をさせます。

○水道課長（岡元義実君）

お答えいたします。先ほど答弁がございましたように、納期が経過して1カ月で督促状を発行すると。その督促状で入ってこない分につきましては、2週間経過後、催告状を出すと。そしてその後、3回分たまった時点で訪問しまして警告をします。それでも入ってこない場合は、またお伺いしまして止水栓をとめるという措置をとっております。

○26番（西峯尚平君）

その止水栓をとめるということは、何人かいらっしゃいますか。

○水道課長（岡元義実君）

はい、最近で12月にそういう措置をとりましたが、約20名とめております。

○26番（西峯尚平君）

12月に20名と聞きましたけど、これは本当、水がなければこれは生活できないんですよ。井戸水か何か自分のそういうのがあるんでしょうか。どういうあれで払わないのかわからないけど、こういう方々はどうしても払えないということなんですか。また、

来月から水道代も上がるんです。20人もいたということにはびっくりしました。たまと払いにくい面もあろうかと思うんです。

徴収率はどれぐらいの、来年度から思っ
ていらっしゃいますか。

○水道課長（岡元義実君）

徴収率の関係でございますが、過年度分、先ほど市長の方で答弁いたしましたのは618万円というのは、これは過年度分の滞納ということでございます。この滞納率を上げますと、約0.9%ということになりますので、過年度分に関しましては99.1%程度は料金徴収していくと。

あと、毎月月末が納期ということで、毎月毎月の時点で滞納額が変わってまいります。現年度分では2月末で約1,400万円、現年度分が滞納があったということでございますが、今度の予算書で未収額を約予定貸借対照表の中で、約2,700万円ほど見込んでおります。そのうちの約2,000万円が現年度分、そして約500万円が過年度分、あとの残りが個人負担金等などの未収金ということでございますので、約2,500万円程度は未収金として繰り越されるということを考えております。

○26番（西峯尚平君）

市長にお伺いします。今まで質問してきました給食、それから公営住宅並びに今の水道なんです、これに加えて税務課とかいろいろと徴収するのに、職員の方大変だと思うんです。この際、この際じゃなくて臨時の職員を採用して、もう徴収専門員というのをば考えておられないか伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの部門におきまして、この滞納整理というのは大変大きなエネルギーが要ることであるというふうに思っております。後ほど別な議員の方もこのことについてお尋ねがあるのかというふうに思っておりますけど、

この徴収態勢の人員の配置というのを今後検討しなければならないというふうに思っております。

特に、水道とかこういうものにつきましては、それぞれのいろんな手法がございますが、一番課題はやっぱり税関係の部分が、大変いろいろと意識的なものを含めまして、大変いろいろと市民の皆様方に理解していただかない方もいらっしゃいますし、また税、また公営住宅、水道、いろいろと共通している人もいらっしゃるようでございます。そういう方々を含めまして、本当に病気とか倒産とか、いろんな条件の中でこういう滞納をしておることが、やはりもう少し私どもの方も選別していかなければならないというふうに考えております。

今後、やはりこの滞納対策につきましては、全般的に市としていろんな手法をとりながらやっていかなければならないことだというふうに思っております。

○26番（西峯尚平君）

4番目の職員の公共料金等の支払いについて、これには全部該当する者はいないという説明でございました。これで安心いたしました。職員というのは、我々もですけど、模範となるべきことだと思っております。こういうのは続けていっていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（宇田 栄君） ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時5分といたします。

午後1時53分休憩

午後2時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（岡元義実君）

先ほどの西峯議員のご質問に対しまして、私の方で舌足らずでございましたので、皆様

方の方で誤解があるといけませんので、ちょっと申し述べさせていただきます。

水をとめるということをして20件ほどやりましたということを発言いたしました。そのことにつきましては、先ほどもお話ししたように、給水警告、「あなたはこうこう未納があります。これまで再三再四請求するけれども納めてくださいませんか。よって、水をとめますよ」という警告をいたします。そして、それでも何日までにに入れてくださいということで納めてくださらなかった。それに対して、じゃ、この前約束をしたので、納めてくださいませんかからとめますよということでとめます。その時点で困りますから、私はもう一遍約束をさせてくれと。何月何日までに必ず入れるから、それまでは水をあけてくれということで、そういうところはその場で一応停止をしたわけですので、それも停止というふうに数えます。しかしながら、現実的にはあけたままで帰るというケースもございますし、不在のところもございます。不在の場合は、こうこうして約束をしたとおり、本日までにお金が入っておりませんので停止します。停水しますということで、手紙を入れて水をとめて帰ってまいります。

そうしますと、その日は私どもも生活がありますので、すぐ5時に帰るというわけにはいきませんから、ちょっと遅くまで残っておりますして、電話が入るなりしました場合には約束をしまして、じゃいつまで入れてくださいませんかということで、その時点でまた開栓をして、生活には困らないような配慮をしているということでございます。

なお、本市の給水条例の35条の中にも、水道料金が入らない場合は、これは水をとめると。それから水道法の中の15条にも、そういうはっきりとしたことがございますので、それにのっとって今、対応しているということでございますので、給水停止の件につきま

して、先ほどのことで誤解のないようにお願いいたします。（発言する者あり）すいません、失礼いたしました。

○議長（宇田 栄君）

次に、28番成田浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

さきに通告してありました特産品の活用についてを、三つに分けて質問いたします。

まず第1に、各地域を代表する産物、産業があるが、うまく生かして地域の活性化に利用できないのか。どこの地域も地場産品を利用して盛り上げていきたい。少しでも収益を上げたいと願っているはずですが、これとして打つ手が見つからないのが現状ではないかと思えます。

今回、飯牟礼に物産加工センターができましたが、このような核になるような施設がそれぞれにあるわけでもありません。このような状況を市としてはどうとらえているのか。どのようにしていきたいのか、市長のお考えを伺います。

2点目、日置瓦の生産、利用が衰退しているが、地場産業育成の上からも、よい方策が見い出せないのかということでございます。

「時代を越えて美しい、いぶし銀の風格ある日置瓦」、高温多湿そして降灰と自然環境の厳しい鹿児島にあって、優雅さと丈夫さを誇る日置瓦は、日本建築には欠かせない屋根材として、確固たる地位を築いてきました。

日置瓦の歴史は古く、明治17年に地元にあるお寺、日置の明信寺と吉利の清浄寺が建立されるとき、東市来の伊作田方面から瓦職人を招いて、良質の地元産の粘土を利用して瓦製造を初め、江口、神之川、鴻山の人々がそのもとで働いたのが、日置に根づいたものとされております。

最盛期には56工場、事業員数300数名を数え、九州はもちろん、阪神京都方面まで

販売されていたころもありました。繁栄と衰退を繰り返し、手づくりから機械化、量から質へと推移してきました。

ところが、ここにきて住宅の洋風化はもちろん、県外大手の粘土瓦の進出、さらにはセメント瓦や陶器瓦などの進出、労力不足、燃料問題などから、転廃業者が増加して、現在は3工場まで減ってはきていますが、月産3万枚の製造を機械化によって生産性の向上と製品の均一化を図っており、組合では日置瓦粘土処理工場をつくって現在に至っております。保証期間も30年を設け、一般住宅を初め、西本願寺、鹿児島別院や明治百年記念事業の県歴史資料センター黎明館などの屋根をふいております。

市長はかねがね産業おこしを提唱されておられますが、伝統と品格を誇る日置瓦の現状をどのようにとらえているのか、名産日置瓦の復興を願って、市としての今後の活用策についても伺います。

3点目は、すぐれた瓦の維持発展のため、県営、市営の住宅建設に日置瓦を利用できないのであろうかということでございます。いろいろの方策を使って、施策を使って、単価としては高くなるやもしれませんが、これは地場産業の育成としての役目もひとつあると思いますので、どうか市としての、また、市長としての答弁を求め、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

特産品の活用についてということでございます。各地域を代表する産物、産業があるが、うまく生かして地域の活性化に利用できないかというご質問でございます。

日置市には薩摩焼、日置瓦、茶、焼酎、伊集院まんじゅう、イリコ、ちりめん、緑竹、アスパラなど、さまざまいろんな特産物がございます。また、吹上地域においても、吹上

浜の海水を利用いたしました「渚のあま塩」とか、いろいろなものをそれぞれ地域で開発しておるようでございます。

本市におきましても、特に農産加工センターを中心といたしまして、それぞれの地域でいろいろと取り組んでいるわけでございますけど、まだそのものが商業ベースといたしますか、また、それが大きな流通の体制の中にまだ今の現状で乗っかっていないというのが実情でございます。今後そのようなものを含めながら、本市といたしましてもいろいろ地場の産物を使いながら育成を図っていききたいというふうに考えております。

日置瓦の生産利用のことでございますけど、日置瓦の歴史は、今、議員の方からお話したとおりでございます。大変古くから歴史的ある地場産であるというふうに認識しております。最近、個人住宅の屋根材の様相がえと、また、いろいろと近代的な外国の産業におきます住宅、そういうもろもろが日本の方に入ってきてまして、近年、大変この日置瓦を使ってくださる皆様が少なくなってきたというのが実態でございます。

当初50以上の工場がございましたけど、今現在3戸の中でやられているということで、特に日置瓦工業共同組合という、その組織団体がまだあるようでございますので、日置市といたしましても一つの日置瓦という大変歴史のある商品でございますので、今後ともPR等をやっていかなければならないと思っておりますし、また、日吉地域におきます商工会長、観光特産協会長、また、瓦組合の理事長さん等からにも、この日置瓦についての活用ということで市の方にも陳情書が上ってきているのが実情でございます。今後、日置市としての特産として、ホームページ等でも紹介をしていきたいというふうに考えております。

また、県営、市営で使えないかということ

でございます。なるべくこの木材を使いまして建物、住宅におきます市営住宅の建設等につきましては、地元の日置瓦でございますので、それぞれ設計の中で組み込んでいけるようしていきたいと思っております。

何しろやはりこの日置瓦にいたしましても、やはりどれだけの価格がするのか、やはりお互いが組合におきましてもいろいろとある程度の値段的なものも左右されるのかなというふうに考えております。

また、量的な確保ができるのかどうか、そこあたりも十分私どもの方も組合とも交渉しながら、特に、今後できます県営、市営の中におきまして、そのような構造的なものを建てる時につきましては、十分活用できるような形の中で進めさせていただきたいと思っております。

○28番（成田 浩君）

ただいま各地域の特産品を少々上げていただきました。私の方も調べておりますので、ダブるかもしれませんが、とりあえず言ってみたく思います。

各地域の特産品なるものが我が日置市にもたくさんあります。東市来地域では美山の薩摩焼、海産物としてイリコ、ちりめん、バシヨウカジキなど季節ごとの魚類、食べ物としては湯之元せんべい、さつま揚げ、ブドウ、ミカン類、ドラゴンフルーツその他となっております。

伊集院地域では、伊集院まんじゅうを初め、自然薯、太鼓づくり、竹炭、木炭、牧場のアイスクリームまで入っております。

吹上地域では、焼酎、海産物、アスパラガス、先ほど言われました渚のあま塩、ショウガ、ミカン類、ソリダゴ、日吉地域では焼酎、菓子類、焼き物、しんこだんご、緑竹、そして日置瓦、全体的にはお茶、みそ、イチゴ、黒毛和牛、温泉などとなっております。

市としてはどこまでこれを特産品としてと

らえておられるのか、まだほかにも今私の言ったほかにもあると思いますが、十分な把握がされているのか、特産品マップなるものがあるのか、あるのなら、その配付はどうされているのか、市内の人にも、また、市外の人にも渡るようにしなければ、この特産品が生かされないと思いますが、どうされるのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれのマップというまではいっておりませんが、観光関係のパンフレット等におきましては、特にそれぞれの地域におきます特産物を掲載しております。

また、特に生活改善グループの方で、おふくろの味という、宅配と申しますか、そういうものにおきまして日置市にできております特産品を市内外、県外の方にも送付しております。こういうもろもろも含めながら今後やはり私どもはPR活動をしていかなければならない。

その中におきまして、やはり加工センターを含めた中におきましては、安いコストの中でよりよいものをつくっていく、基本的にはある程度長持ちがする、そういういろんなことの課題はたくさんございますので、そういうものを今後とも研修をしていかなければならないことだというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

いろんなグループが、それぞれの立場、グループで活動をしているようでございます。これも季節ごとに食べ物、また、あるいは果物、とれるものが違ってくるわけですから、地域ごとの全市的なイベントをするような形なども考えていかれたら面白いんじゃないかなと思っております。

点ではなく線、あるいは面となるような施設はできないのか、例えば陶器類の焼き物ルートマップみたいなものをつくって、日置市内の全部をめぐるような形、窯元をつない

でいけないものなのかと思っいるところ
でございます。

その中には、窯も窯ですが、日置瓦の方
の窯もひとつ入れていって、観光にも役立
てていってもらえば幸いかなと思っ
ておりますが、各地域の窯元の把握は
されているのか、そして、ふえてい
るのか、減っているのか、お伺い
いたします。

○市長（宮路高光君）

薩摩焼のことにつきまして、4つの地
域にそれぞれ窯がございますので、18
年度内におきましてこのマップの作
成をさしていただき、また、それぞ
れのところにもう配付もさして
いただきました。日置瓦につきましては、
さっきも言いましたように観光のマ
ップの中におきましてそれは位置づ
けをしておりますので、その観光マ
ップの中で掲載をされているとい
うふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうものがあるらしいですが、私
の質問の中で、この窯元が各地域に
幾らあるのか、また、ふえているの
か、減っているのかを伺ったわけ
ですが、わかったら説明してくだ
さい。

○市長（宮路高光君）

詳細については課長の方に答弁を
させます。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

薩摩焼の窯元の関係でございます
けど、先ほど市長が申しましたと
おり、薩摩焼のマップをつくりま
して、場所と窯の写真を入れ込
んだ形をつくっております。件数
的には26件あったのではないかと
思いますが、当然この中に趣味で
始められた方もたくさんいらっしゃる
と考えれば、今後についてもいろ
んな趣味をもとにして窯元が
みんなに愛されていくのではない
かと思っております。

○28番（成田 浩君）

今の26件というのは全市的な数
と把握してよろしいでしょうか。
もしそれだったらそ

れでやっていきますけど、この26
窯元を一番いい方法で回るよう
なルートの整備やら矢印なんか
を書いたような形でマップをつ
くっていただけると思っ
ておりますが、どうですか。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

18年度でつくったマップがござ
いますけれども、その中に全部場
所を入れ込んでございます。4つ
のマップを全部入れてございま
すので、その中に各窯元も全部
入れ込んでございます。当然その
中にほかの温泉とか、また、特
産品とか、そういう部分とまた
つなげていかなきゃならないと
思っております。

以上でございます。

○28番（成田 浩君）

そういうことで、この窯元、焼
き物は、ぜひ、日置市は県でも
強い味方というか、特産品です
から、よろしくお願ひしたい
と思います。

日置市内には2品目、県の安心・
安全の認証マークをもらっている
農産物があります。一つは吹上
のアスパラガス、もう一つは日
吉地域の緑竹であります。緑竹
は県では串良のピーマンに次
いで2番目に指定されてお
ります。

生産組合は30数名で、今後の
生産に意欲的に頑張っており、
宮崎、熊本、長崎など、産地
競争に打ち勝つためにも認証
マークは絶対に必要であるが、
新年度予算に緑竹の安心・安全
の認証取得に必要な経費の計上
がされていないような気が
いたしますが、これは毎年
の更新をしていかないと認
証がもらえないということ
でありますので、ぜひ入れて
もらいたいのですが、どう
でしょうか。

○市長（宮路高光君）

経費的なものもござ
いますけど、特に日置市にお
きまして、緑竹、アスパラにつ
きましては、県の認証の称号
をいただいておりますので、
この詳細については農林水
産課長の方

に答弁をさせます。

○農林水産課長（熊野一秋君）

県の認証制度と、農林産物の認証制度ということで始まったわけですが、日置市におきましては、緑竹、これが一昨年の5月、そしてまた、吹上のアスパラガス、これにつきましては昨年の2月に認証を受けたということでもあります。

そうした中、それぞれ補助金を交付しておりますけれども、緑竹の関係につきましては、やはり昨年度予算を計上した中で、特に契約栽培、これは業務用の出荷体系ということになるわけですが、それに基づいて非常に業者から、あるいはまた、個人を含めてだと思っておりますけれども、試供品として送ってこないかというような中で予算を計上し、そして、それでもって対策を講じたという言いさつがあったわけですが、一応、昨年度、またそれとあわせて緑竹の周年出荷体系というものをとるために、県単の補助事業でもって冷蔵庫の設置、そういったものも整備をしてきたところであります。

今、議員がおっしゃいますように、平成19年度の緑竹に対する予算措置という分ですが、これにつきましては、19年度は一応緑竹部会に対する育成補助ということで計上をさせていただいているところであります。

以上です。

○28番（成田 浩君）

緑竹部会の育成補助という形で入っているらしいですけど、私の目を通した中ではまだ届かなかったわけですが、そういう形でどうしても入れていってもらわなければ、認証マークを取得していい産物としてやっていけないと、こう思っております。

日置市の暖かい地理的条件をうまく活用して、今は吹上、東市来、伊集院にも生産が波及しております。消費についてはまだ未開の

商品作物の感が強いわけですが、もっともっと宣伝、PRの必要があり、消費者開拓のためにもある程度でこ入れをしてもらいたいが、市長の特産品育成の方針、見解をお願いします。

○市長（宮路高光君）

あした、特産と申しますか、日置市でございます都市と農村の交流ということで、あした鹿児島の方から約30名近く参ります。それぞれの地域を含めまして、あしたアスパラの会場にも行きます。そのようなことも、私どももやはり絶えずいろいろとやっている状況でございますので、今後ともやはりPR活動を含めながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

どうかそのような形でこ入れをしていただければと思っております。

不動の日置の特産品として緑竹をやっているのもうまい、こう思っているところでありまして、栽培農家も努力しておりますが、今後の市のいい取り組みを期待してこの問題は終わりいたしますが、その期待度はどれぐらい期待したらよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

期待度という大変難しい言葉が出ましたけど、やはりいろいろと、今上げただけでもたくさん種目もございますので、それぞれ生産組織を含めて、それぞれの団体、そういう方々とも十分話し合いをしながら今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そのように、どうしても緑竹をお願いしたいと、こう思っております。

変わらしまして、瓦の方に移ります。

今まで旧町時代には地場産業を育てる意味合いで、日置瓦工業協同組合に育成事業補助金としてだんだん減ってはきましたが、平成

16年度は13万円、商工会青年経営者育成日置瓦二世会とありますが、事業に2万円、これが合併でなくなり、後継者づくりに先進地の視察研究に販売開拓の効果的な宣伝活動、市場開拓に他の用途開発、新商品開発、技術支援などに会議を開くことも難しくなり、これから先のことについて役立てていきたいのですが、今年度と来年度予算の農業振興費、商工業振興費などの中にも漏れているんじゃないかなと、こう思っておりますが、見直しはできませんか。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘いただきました瓦組合に対します補助でございますけど、17年度まではそれぞれの瓦組合の方に補助をしておりましたが、18年度から日吉商工会の方に補助をして、そこから流れていくということでございますので、予算上に言葉があらわれていないということで、商工会の運営補助を含めた中で入っております。

○28番（成田 浩君）

そのようにして一生懸命頑張っている瓦製造の人たちにも、少しでも支援になっていてもらいたい、こう思っております。

瓦組合では、民芸品、工芸品として置物、皿などに、小規模的につくって、地元物産館などに並べておりますが、市長も目にしたことはあると思いますが、そういう努力も日置瓦にこだわってやっているからであって、その努力を見殺しにはできませんが——これは差別用語かな。そのときは消してもらいたいです。集客の多いチェスト館、蓬莱館などに売り場の確保などができないものなのではないかということ伺います。

○市長（宮路高光君）

日置にも瓦を主にした中におきますこの土台をして工芸品ということで、それぞれいろんな工芸品があられるというふうに思っております。

特に私ども日置市内にございますそれぞれの物産館におきまして、このことにつきましては、それぞれの物産館とまた十分話をさせていただき、それぞれ特産におきましても競合をしない部分であるのかなと思っておりますので、今後それぞれの団体を含めて話し合いをした中で展示、または即売ができるような方向の中でしていけばよろしいのかなと思っておりますし。

また、それぞれの物産館におきましても、どれだけの面積的なもので位置づけをしているのか、そこあたりも十分把握した中で進めていかなければならないことだというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

検討をされて、それでは少し日置瓦のスペースをつくって見てみようかなというような形で、市長がほかの団体等も話の中に入れてくださったら幸いかなと、こう思っております。

日置瓦の組合員の人たちは、工芸品から工業品までつくるのを進めており、屋根瓦だけではなく、建築用品のタイル用にも受注製造しておりますが、使える手段がたくさんあると思っております。指定料など、市の事業の中に利用できないものだろうかと思っておりますが、例えば、先ほども言ったように、市営、公営の住宅などに、瓦だけではなく、ほかの面でも使っていただけないものだろうかと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、市営住宅等を含めた中におきまして、それどの部分が見えるのか、先ほども申し上げましたように、ある程度の価格的なものも出てくるのかなというふうに考えておりますので、設計の中に入れて、そこあたりにも算定の中で、価格を含めた中で検討をしていかなければならないことだと思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことで、製造元の人たちもいろいろ試行錯誤して、いろいろなものに挑戦しております。これはほんの私の思いつきみたいな形ですが、全国瓦割り大会など、この日置市には空手の本部もありまして、そういう奇抜なアイデアでつくっては消費していくというのが一番割がいいような感じもしますが、行政の中にもアイデアマンもいると思いますが、日置瓦に限らず、特産品の利用のアンケートをとるなど、そういう利用の方法、皆さん方の知恵を願う方法はないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に日置瓦だけの特定ではなくて、やっぱり全般的にそれぞれ適材適所といいますか、そういういろんな問題があるというふうに感じておりますので、そこあたりは十分配慮した中で今後進めさしていただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

行政の支援、つまりバックアップを前向きに考えていただきたいと願っています。なくしてはいけない産業でありますので、最善の方法を模索しながら伝統を守っていきたいと思っております。その辺を考えて、これからの市の方の援助をお願いしたいと思います。最後に、温かい援助の方法の答えを聞いて終わりとしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にこの日置瓦については3戸ということで、大変私ども寂しい部分がいたします。やはりこの伝統的な工芸という部分の中におきまして、大変残していかなければならない。特に今後におきましても、瓦組合の皆様方と、また、後継者、こういう方々と十分お話をしながら、このような私ども日置市にごさいます伝統工芸の部分の中におきまますことを残せられるような形をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

私は、さきに通告をいたしておりました3点の事項について質問いたします。

まずは1点目、地域交通のあり方についてでございます。岩崎グループの路線バス問題は、昨年9月議会でも私は質問をいたしましたが、その後、市の企画課と県の交通政策課、そして、岩崎側で協議した結果、昨年の11月8日から新しいダイヤで運行をされています。

当初は朝夕の通勤・通学の利用の多い便が廃止の予定でしたが、双方が歩み寄り、運行費用の赤字を補てんする形で朝夕の便は守られました。しかし、通院、買い物の利用が多い、昼間の便が少なくなり、特に妙円寺団地から改善を求める声が多く上がりました。

妙円寺については、3月18日のJRのダイヤ改正にあわせ、昼間の便を増便することで、当分の間は住民の利便性が確保され、一定の成果が出せたものと思っております。

しかしながら、市全体の交通体系を考えますと、鹿児島市と国道3号線を結ぶ路線の確保、各地域のコミュニティバスの利便性の向上、過疎地の交通弱者への対応、ベットタウン化に対応したJRとの接続など、抱える課題は多く、対策を講じなければなりません。

19年度の施政方針で、バス路線等検討委員会を設置し、市内における生活交通手段の総合的な活用を協議して、コミュニティバスや廃止代替バスの運行について検討することが打ち出されました。今後の協議の行方が気になるところであります。

そこで、3点伺います。①昨年11月から現在までの岩崎グループのバスの運行・利用状況はどうなっているか。②19年度設置が

予定されているコミュニティバス等の市内交通に関する検討会、いわゆるバス路線等検討委員会（仮称）の内容、メンバーをどうするのか。③日置市内の交通並びに日置市と鹿児島市を結ぶ交通のあり方について、市長の基本的な見解を伺います。

2点目、つつじヶ丘団地の住環境についてでございます。

伊集院地域のつつじヶ丘団地は、昭和40年代後半から50年代前半にかけて、複数の民間業者によって3工区に分けて宅地造成・販売され、平成18年4月1日現在581世帯、1,640人が居住をいたしております。

民間が造成した団地ですので、公社が造成した団地と違い、道路や上下水道の整備の方法に問題があり、団地の住民は長年苦勞をしてきました。原因は、当時の造成業者のいい加減な工事と、その造成を認めた行政の監督不行き届きにあり、つつじヶ丘の住民には何の責任もございません。

平成16年、つつじヶ丘1区・2区の上水道が町に移管され、現在のつつじヶ丘簡易水道整備事業につながっていますが、老朽化した下水道や、いまだ移管されない3区の上水道、急傾斜地崩壊危険箇所にある公民館、人口増加や車社会に対応できていない複数の出入り口道路など、決してよい住環境とは言えない状況にあります。

団地住民は、旧伊集院町時代から団地の環境整備を求めてまいりました。特に下水道問題では、3区上下水道管理組合から陳情も出されましたが、当時の議会は継続審査とし、当局も先送りしてきた経緯があります。団地住民の声は本当に反映されてきたのでしょうか。住民の中には、つつじヶ丘を「伊集院町の陸の孤島」と評し、「同じ税金を払っているのに、なぜ町の中心部や妙円寺団地だけが整備されるのか」といった不満が出ておりま

す。こうした団地住民の長年の不満を踏まえ、2点質問いたします。

①下水道問題の今後の見通しはどうか。②安心・安全な住環境にするには何が必要か。市長の見解を伺います。

3点目は、行政組織機構の見直しについてであります。

行政改革行動計画、アクションプランも2年目に入ります。昨年9月議会と12月議会で、このアクションプランの確実な実施のために、具体策を示すように私は再三再四訴えてまいりました。前回は22年度までに50億円削減という数値目標を議論してきましたが、今回は個別テーマを具体的に質問いたします。

アクションプランでは、事務組織機構の見直しの中で、本庁と支所で重複する事務や本庁への事務のシフトなど検証し、効率的で迅速な行政サービスを提供するために組織の改編を行うとし、執務時間の算出や事務事業の見直し、グループ制等検討委員会の設置、永吉出張所の廃止を行う計画です。

前回の質問では、事務事業の見直しのために事業仕分けの導入を提案しましたが、今回は組織の改編がどうあるべきか、グループ制の導入をどうするのか、本庁と支所の関係はどうあるべきか、また、市民にわかりやすい組織体制はといった観点から考えていきたいと思っております。

「市役所」という字は、「市民のために役に立つ所」と書きます。市民が利用しやすい、市民のために職員が仕事をしやすい市役所を目指して、以下の2点を伺います。

①アクションプランでの目標である22年度までに40課以下を実現するために、どのような具体策を講じるのか。②柔軟性のある組織にするためにグループ制を導入すべきだが、どう考えるか。

以上、3つの質問事項について、市長の明

確で誠意あるご答弁をお願いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の地域交通のあり方についてご質問でございます。

昨年11月7日に岩崎グループが路線バスを廃止するということが打ち出されてから、市といたしましても、朝夕の通勤通学の時間帯に、廃止路線代替バスとして運行を続けておりますが、その運行状況につきましては、県と市で廃止路線代行バスとして運行している分におきまして、鹿児島交通分で、枕崎市発着の空港バスが1日8往復と伊作と伊集院高校を結ぶ朝の1便、林田分で、いちき串木野市発着の空港バスが1日5往復であります。

それから、市が単独で補助を行う路線が、鹿児島交通分で伊作と鹿児島を結ぶ1往復と、林田バスが、鹿児島駅と湯之元を結ぶ1往復、それから、妙円寺団地を結ぶ10便、上神殿の段と湯之元、段と伊集院駅を結ぶそれぞれ1便、それと、日置と湯之元を結ぶ1往復あります。

利用の状況につきましては、鹿児島交通の空港バスが月平均4,800人、伊集院高校へが月平均190人、林田バスの空港バスが月平均2,389人という状況でございます。市単独の分として、鹿児島交通の伊作鹿児島線が月平均595人、林田バスの鹿児島駅、湯之元が月平均1,023人、妙円寺団地の分が月平均2,903人、それと、段の関係が月平均230人という状況になっております。

2 番目のご質問でございますけど、現在運行しております市内のコミュニティバス、ご承知のとおり、運行の形態がそれぞれ違うことや、市全体での周回していないことから、何とか市全体の路線として確立することや、できるだけ市民の皆様方に毎日利用していただけるやり方はできないのか、検討する委員

会を設置したいと考えております。委員のメンバーといたしましては、各地域の代表の方や陸運支局の方など、約30名程度を予定しております。

公共交通のあり方をどう考えるかということでございます。日置市内で完結する部分と、隣接する市と関係する部分、大きく2つに分かれるのではないかと考えており、複数の市にかかわる系統については、特にJRとか民間の路線バス業者にこれまでどおりできるだけ担当していただき、市ではそれを補完するコミュニティバスなど、地域交通システムをつくる必要があるというふうに思っております。

特に、鹿児島市と日置市、隣接している中におきまして、特に鹿児島市の交通体系の中におきまして、市の方も、鹿児島市も独自で方法をとっておるようでございますので、この独自の路線と、また、私ども日置市におきます完結をする中におきましても、その路線がそれぞれ市境を含めた中で競合するのかどうか、また、ここあたりも十分鹿児島市とも協議をしていかなければならないことだというふうに思っております。

2 番目のつつじヶ丘団地の住環境についてということでございます。汚水処理は、ご存じのこととは思いますが、つつじヶ丘の場合につきまして、76%がコミプラ処理、16%が単独浄化槽、7%が合併浄化槽があります。コミプラ利用の管理組合により、長年により町下水道への移管を強く要望され、その都度団地全体の要望とするよう指導してきた経緯がございます。

平成18年度中に3区上下水道組合を中心に団地内住民に対してパンフレットの配付、下水道設置についての説明会が実施され、近々団地全体の要望を提出されると伺っております。

そのような状況を踏まえまして、市といた

しまして、18年度、基本構想の策定を現在策定中であります。これらの結果によりまして、市としての方向性を示し、それぞれの関係団体と協議しながら都市計画変更の見直し作業等にも着手していかなければならないというふうに思っております。

2番目の安心・安全な住環境は何かということでございますけど、今ご指摘ございましたとおり、つつじヶ丘団地におきます整備については民間で開発した部分でございます、その中におきまして、特に道路部分につきましても町の方に移管をしていただき、それに基づきまして、それぞれ年次的に、また、路面補修、側溝の改修等を行ってきたところがございます。

特に、出入り口等におきます部分の中でも、まだまだ十分な出入り口の整備というのはされていないということは認識しておるところでございます。年次的にそれぞれできるところから整備をしていかなければならないというふうに考えております。

3番目の行政組織機構の見直しについてということでございます。課の統廃合につきましては、本庁、支所の業務分担の精査、定年退職等による職員数の推移を見極めながら、効率的で迅速な行政が進められるよう段階的に実施していきます。

平成19年4月には、本庁合併プロジェクト室を企画課に、東市来支所の都市計画課と支所の土木建設課を統合いたします。20年以降におきまして多くの定年退職者が集中する時期に当たりますので、このときにまた次の課の統合というのを考えていきたいというふうに考えております。

また、特にグループ制のことでございますけど、基本的に縦割り社会の中の行政ということによって言われておまして、グループ制でし、それぞれの課を含め、いろいろと横断する中で仕事をしていけば一番大きな成果が上がる

というふうには考えております。

近隣市におきましても、このグループ制を導入するところもございます。特に日置市におきましては、今申し上げましたとおり、基本的にやはり課の統廃合というのが私は先であるのかなというふうに考えておまして、ある程度の課の統廃合をいたしまして、その後この係といいますか、係のグループ制を含めた中の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

その間に、本所と支所におきますそれぞれ事務分掌の見直しも、課の統廃合を含めた中におきまして、ただグループ制を導入することじゃなく、もう少し支所、本所を含めた係ごとにおきます事務分掌といいますか、そういう見直し等も今後、課の統廃合を機にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、1番から順に追って、一問一答で質問をいたします。

まず、1番目の岩崎グループの状況なんですけど、先ほども数字を出していただきました。この数字というのは、岩崎側が集計した数字なのか、市が集計した数字なのか、まずそちらの確認をいたします。

○市長（宮路高光君）

詳しい数字については、企画課長の方にもう1回説明をさせます。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問いただきました数字の問題でございます。これは、グループの林田バスの方から、また、鹿児島交通から出された数字でございます。

○1番（出水賢太郎君）

妙円寺団地の増便のときの問題、協議の中で、やはり数字の問題というのが非常に、全協でもお話が出たわけですが、ある程度やはり、これからその検討委員会もできるのであ

れば、岩崎側の数字をよりどころにするのではなく、やはり市の方で独自に調査をされるべきだと思うんですが、その辺のところは、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後それぞれ、後々という言葉はおかしいんですけど、日にちを設定いたしまして、それぞれの利用者状況、そういうものは調査をし、今後検討いたします。論議しています検討委員会の中で、自分たちの独自の数値も出していききたいというふうには思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それから、空港バスの方なんですけど、特に串木野から出る空港バスに関しましては、企業の利用、特に日置市でいえば松下電子の利用がかなり多いかと思うんですが、企業からの苦情というか、減便の影響というのに対する苦情というのは、市の方には特には届いていないでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

11月8日以降の見直し後、そのような問い合わせは今のところ聞いておりません。

○1番（出水賢太郎君）

ということは、重立って苦情が多かったのは妙円寺団地ということだと思んですけども、この妙円寺団地の場合は、自治会の方で皆さんでアンケートをとられて、利用状況とか要望点、それから人数、この辺が細かくわかった。これが結果的に岩崎グループの増便を後押しした形になっているのではないかと思うんですが、その辺の見解は、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特にこの団地の住民の自治会を中心に、いろんなアンケートもおとりになり、また、住民の中におきます意見の集約、こういうものをきちっとした部分があった中におきまして、林田バスの方におきまして今回のご要望というのを

やはりきちっと認めていただいた。そのように考えております。

○1番（出水賢太郎君）

2番目の検討委員会です。メンバーが30人ほどということなんですが、ぜひこれは、各地域からもですけれども、やはり地域でも利用者の方を優先して入れるべきだと思うんです。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、去年、自治会の方に路線バスに対するアンケートをとられました、市の方が。時間がなかったとはいえ、結果的にアンケート結果というのを見ますと、余りにも利用状況というか、自治会の方々の、自治会長さんがアンケートを答えたと思うんですけども、開きがあるのではないかなと思うんです。

特に路線バスの利用について、「利用する」というのが9.5%、「利用しない」が90.5%という結果で、これは215自治会中、回収率が92.1%で、198の自治会長が答えています。これは自治会長だけのいわば見解ということで答えているんじゃないかなと思うんです。実際にこれが利用者の声ではなかったと思うんです。

やはり今度の検討委員会には、そういった利用者の声、例えば、検討委員会で独自に利用者へのアンケート、校区ごとのアンケートをとるなどするべきだと思うんです。先ほどの妙円寺団地のアンケートも、そのアンケートの結果があったからこそ、バス業者もですし、行政もですし、議会も動いたわけです。動かざるを得なかったと思うんです。

やはりアンケートのとり方とか、こういう検討委員会の議論、意見の集約の仕方には細心の注意を払われるべきだと思うんですが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このメンバーの選定というのは十分気をつけて、利用者の側も語った中でやっていかな

きやならないと思っております。

特に今回、このコミュニティーの検討委員会を立ち上げるということにおきまして一番大きな課題でございます4つの地域が、大分いろいろと形態が違っておる。基本的にはこの形態も、やはりある程度日置市としての一つの統一的な見解をしていかなきゃならない。そういう部分もこの中に含まれておるということも大きな要因でもございますし、今ございましたとおり、このコミュニティバスと、今までの路線との補完をどうすべきなのか、いろいろと大きな課題もございます。

そういう大きな課題もこの検討委員会の中には方向性というのをを出していただきたいと、今申し上げましたとおり、4つが余りにもいろいろと日数も違ったし、金額も違ったし、いろんな問題を抱えておりますので、十分やはりある程度知的な見解を持った、そういう、こういう公共機関に精通している人も入れていかなければ、やはりそこの整理というのが難しいと思っておりますので、そういうことも含めた中で今後検討をしていただき、また、その検討委員会でアンケート等が必要であるという、そういうご意見もいろいろなものが出てくるというふうに思っておりますので、そういう検討委員会に出されたことについて、それぞれいろんなことを実施していかなければならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

曾於市がバスの廃止問題の後、地域公共交通会議というものをつくって、そして、交通事業という新規の事業を立ち上げて、コミュニティバス、それから、路線バスの補てん、そして、乗り合いタクシー、これをうまく使って、新しい交通体系をつくろうということでやられております。

その交通会議のメンバー、曾於市のそのメンバーを見ますと、バス協会の代表であったり、タクシー協会の代表、それから、鹿児島

運輸支局、そして事業者、そして、道路管理者、警察署長、そして、それから、曾於市長が指名する学識経験者という形になっております。この学識経験者の中に地域の代表の方が入ってくるものだとは思うんですけども。

どうしてもバスの利用者というのは、通勤・通学の利用をされる方と、もう一つはお年寄り、言えば買い物と通院で利用される方、この2種類に完全に分けられると思います。この辺の人選というのは非常にしっかりと選んでいただきたいというのと、もう一つは、今言ったこの会議を、伊集院とかこの本庁だけで開くのではなくて、それぞれの地域、各支所で、持ち回りでしっかりとやっていただきたい。

やはり、その各地域の事情というのは、先ほども市長が言われたように、形態も異なっています。利用状況も異なっていますので、持ち回りでやっていただきたいんですが、そして、できればバスにも乗って、その現場も見ていただくようなことも必要かと思いますが、その辺のところは、市長がどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今からの検討委員会の中で、いろいろとそういう部分も出てきますので、一応現地も見なければならぬし、バスにも乗らなきゃならない。また、いい、曾於市にても、そういう視察もしていかなきゃならない。言えばいろいろとまだそういう問題点というのは出てくるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、4つの形態も違っておりました。また、路線バスもこういう状況になりました。また、今、高齢者のタクシーの問題、こういうものも総括して、今回の中でいろいろと整備をしていただく。曾於市がしましたそのような状況の中で、日置市に合ったものをどうすべきかということを検討していかなきゃならないというふうに

思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、妙円寺の方から要望が出ていたのは、伊集院駅との接続もでございましたが、鹿児島市との3号線の直行便です。これの要望も出ておりました。今回は、その直行便に関しては林田側からは打診はなかったわけですが、私の個人的な見解というか、考えがあるんですけれども、串木野、上川内発の特急バスが午前中3便、国道3号線を走っております。とまる場所が、湯之元の次が野田です。そして、下神殿のところですか。そして北小前、つづじヶ丘というふうにとまっていくわけですが。

野田から下神殿の間はとまらない部分がありますので、この部分を生かして妙円寺団地に上げるといことも考えていくべきではないかなと、そうすれば、新たなバス系統をつくることなく、既存の系統を利用して鹿児島直行便をつくることのできる。時間的なロスも5分ぐらいだと思います。

もし必要であれば、もう一つ、上川内発になっておりますが、川内から鹿児島までバスに乗っていく人はもういないと思うんです、今。新幹線がほとんどだと思います。ですから、串木野か、串木野始発でも結構です。湯之元でも結構ですが、始発地の変更をして、その上で妙円寺を経由して3号線におりる直行便、こういうものをやはり市として岩崎側に要望をしていくべきだと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このバス路線についても、それで1年間、いろんな形態の中で、先ほども申し上げましたとおり、1年間の収支を見た中で、それぞれ赤字補てんというのが発生してくると思っております。

そこあたりの1年間の経過の中でどうあるのか、そういう試算等も十分した中で、今ご

指摘ございましたこの特急バスの問題につきましても、私どもの方もある程度の、今のこの中におきましては、1年間、今してきた補てんする路線バスを十分検証をさせていただき、その中でまた次の課題は出てきますので、そのときにやはり交渉をしていかなければならないことだというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

3番目の今度は市内の交通、それから、鹿児島市との結ぶ交通路線のあり方についてなんですが、私は思うんですが、やはり路線バスで残す部分、それから、コミュニティバスで走らせる部分、乗り合いタクシー、もしくはデマンドタクシーという予約制の、ドアツードアのタクシーです。こういう形でやる部分、この3つに分けられるのではないかなと思うんです。

これを地域の特性にあわせて割り振っていくと、言えば国道3号線湯之元から鹿児島市の路線、それから、妙円寺と伊集院駅を結ぶ路線、これと、あとJR接続ですけど、これに関しては路線バスと、そして、コミュニティバスは主要の県道です。主要地方道や県道を走るような路線はコミュニティバスと、それ以外は中山間地域、過疎地域、山奥の方のちょっと道が狭いといったような、そういったところは乗り合いタクシーであったり、また、戸数が少ないところであれば予約制のデマンドタクシーを配置すると、こういった形に分けられると、こういうすみ分けがされるべきだと思うんですが、市長はどのような交通体系をお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの目的を含めまして、いろいろすみ分けをしていかなければ、それぞれ論議も出てこないというふうに感じております。特に今、隣接するところの路線バス、これは今、県が空港バス等についてはいろいろと県と一緒に補てんをするということになっておりま

す。

そういうことを含めながら、今後におきましてもやはりいちき串木野市、また、鹿児島市とも十分このことは直結でいける部分、いちき串木野市でも部分に入っていない路線もございましたので、今後その利用状況等を含めながら、また、それぞれの市町村の意見も含めて検討をしていかなきゃならないと思っております。

今ご指摘のとおり、いろんすすみ分けをした中で、この検討委員会の中でいろいろとその方向性というのを、ただ、国道だけでなく、伊作から谷山に行くいろんなまた、そういう部分もあると思っております。そういう部分の中を1年後を含めた中で、検討委員会もその時期にありますので、私どもはやはり、今後におきましても検討委員会を含め、また、その中で出たご意見というのを、それぞれの市町村、または事業所に持っていきながら整理をしていかなければならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

今言われたように、市長、鹿児島市との連携ということで、やはり、3号線、それから、伊作から谷山方面、これは、やはりバスしかない部分ですので、非常に、廃止とか減便になれば影響が大きい部分でございます。

私も鹿児島市役所に行きまして、企画部長、それから、交通政策課課長ともにお話を伺いました。やはり日置市としてももう少し密に連絡をとっていただきたいというお話を聞いております。これは、森市長からもそういうお話を伺いました。

せっかく、去年、おとどしでしたか、私が提案したんですが、鹿児島市との2市の協議会をつくってほしいということで、実際一、二回されていると思うんですけども、そこで、やはり集中的にお話を進めていただきたいと思いますが、開催の予定、それから、ど

ういうふうに進めていくか、市長、具体的な考えは持ちでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、鹿児島市のいろんな事情もあられるというふうに思っております。基本的には、やはり私ども行政の中で、それぞれ市とそれぞれの交流をしていくのは当たり前のごとでございますので、いつどうというのは、向こうの都合もあったりいたしますので、今後とも鹿児島市の行政とびしっと私どもの行政、それぞれの関係課を含めた中で交流というのは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を15時20分といたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（出水賢太郎君）

あと地域交通のあり方ですが、もう1点、例えばコミュニティバスとか乗り合いタクシーを初め、新規でまた始めるといった場合に、例えばバスとか車両の購入を、市が購入して、そして運行を業者に委託するという形も考えられると思うんです。

曾於市の場合は合併債を何か使っているという話もお聞きしました。ちょっとこれは定かでないんですが、もしこの交通会議、検討委員会の中でそういった話が出た場合は、市長はどう対応をされますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にはコスト的なものも、その検討委員会を含め、購入をして委託したときが安くつくのかどうか、それとも全面的に委託したらいいのか、やはりこの検討委員会の中でそういう資料がきちっと出てくると思っており

ます。なるべくやはり安い中で運営ができる。その方策をやはりとるべきなことであるというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

なぜ私はこのようなことを申したかと言いますと、実際コミュニティバスを運行するに当たって、やはりバスの改造とか初期投資が非常にかかるということで、やはり今の林田、岩崎グループしかやはり受けることができないうんじゃないかというような考え方がありません。

市内の業者に新規に算入させてはどうかという意見もございしますが、いいことだと思うんですが、ただ、一つネックになるのが、今申し上げました設備投資の金額の問題、1,000万円とか2,000万円というようなお話も聞いております。かなりそういう面では皆さん手が出ないのかなというような気がするんですが、市長は、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことは、それぞれの業者の方で、恐らくきちっと試算をして、自分のところも経営的なことは考えてくるというふうに思っております。

私どもは、やはり基本的にそれぞれのいろんな試算があるというのは思っておりますので、そのことにつきましては、行政として試算をし、また、そのことに業者がどういうふうに反応するのか、それは業者の中で考えていただかなければならないことだというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、2番目のつつじヶ丘の住環境ということで、下水道の問題について質問いたします。

コミュニティプラントが利用者のほとんど、76%を占めているわけですが、これは市長もよくご存じのとおり、2区、3区、そして、

1区の一部51件、これが含まれております。先般議論もありましたけれども、単独浄化槽のことが問題になっているのではなくて、私は、このつつじヶ丘の下水道問題の一番今、根本になっているのは、コミュニティプラントの老朽化、これによってどうするかという問題になっていると思うわけでございます。

これは市長も同じ考えだと思うんですが、このコミュニティプラントの老朽化がどれぐらい進んでいて、かつ、あとどれぐらい使えるか、大体その試算というのは市の方ではされていますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

2年前ぐらいだったと思いますけど、このコミュニティプラントを含めまして、それぞれの耐用年数というの、基本的な考え方の中で試算をさせていただきました。すぐ修繕しなきゃならん分と本体に係る部分ございまして、いろいろと修繕しながらしていく中におきましても、そんなに長い時間の中におきまして、処理場のプラントの処理施設が維持できるということは大変難しいという報告も受けております。

そういうことを含めながら今、それぞれの中におきまして、どういう方法が一番いいのか、私どもも、さっきも申し上げましたとおり、基本構想を作成しながら考えておるところでございます。

○1番（出水賢太郎君）

この基本構想ということで、県の方も、鹿児島県の公共下水道と基本構想という形で出されていますが、これは18年度に策定をするということで、見直しをするということで伺っているんですが、それに連動した市の動きというのは、どれぐらいまで、例えばこの地域の下水道はどうないといけないとかいうような、その大まかな目標というのを立てられていると思うんですが、それに基づいて、その公共下水道をするのか、どうするのかと

いう話になっているのか、まずその基本線を伺います。

○市長（宮路高光君）

このことの詳細については、下水道課長の方から説明をさせます。

○下水道課長（宮園光次君）

ご質問がありましたとおり、平成18年度に県の下水道構想を策定する予定でございます。それにつきまして、平成18年度に各本所、支所の環境係のご協力を得まして、この地区は集合処理でした方が安くつく、単独合併浄化槽でした方が安くつく、そういうやつを卓上で計算したわけでございます。

その中で、日置市は18カ所が集合処理でした方がいいだろうという計算が出ております。これはあくまでも卓上でございますので、現地の工程表というのは加味してございません。今、その中につつじヶ丘団地も集合処理をした方がよいというふうに出ておまして、その報告は県の方にしております。

ということで、県の方も各市町村の県の下水道構想を策定するために、各市町村から今とっておりますので、県の方も今それをまとめ中でございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

この問題は、さかのぼること平成4年、上下水道の問題が起こって、同時に問題になったわけございまして、これは市長が1回目、町長に出られるときからの問題であります。私、そのとき中学生だったんですが、つつじヶ丘公民館で市長が、「この上下水道の問題は私が絶対に解決します」ということで公約をされたというの覚えております。

その当時、1、2区の準備委員会というのがあったんですが、そこと3区の上下水道組合、団地全体になって、上下水道の問題を検討するその合同会議というのを、二、三カ月に1回ぐらいしておまして、そこには県の

方の当時の環境政策課だったと思うんですが、それから保健所の方も、伊集院保健所、そして市、そして組合の役員、それぞれ出席して、いろいろお話を、協議を重ねてきたという経緯があります。

それがやっここまできて今につながっているわけですが、その間に、県も国もこういう集合住宅地、密集地です。いうところはやはり、先ほど言われたような個別処理よりも集合処理を進めてほしいということであったわけですが、具体的に環境省並びに国交省及び県の方からそういった指導とか、アドバイスというか指導です、そういうのは具体的にあったかどうか、それはあったのかどうか伺います。

○市長（宮路高光君）

今、県の方も、この公共下水道を含めた中で県の見直しといいますか、計画書をつくるということでございますので、やはり、それぞれの国の基準に基づき、また、県としては県の一つの公共下水道事業におきます計画をつくっていかなきゃならないということでございますので、私どもの市町村におきましても、県におきますこの下水道計画の中の一員として入っていく、そういう一つの縦の流れの中で下水道計画というのはきちっと進んでいかなければならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それと、先ほど下水道課長の方から話がありましたが、そのコストの考え方です。建設コストというふうに考えていきますと、確かに公共下水道はコストがかかります。そして、償還もかなりの額になる。一般会計からも繰り入れなければならない、非常にそういう問題があつて疑問を呈される場合もあります。これは確かだと思えます。

ただ、ランニングコストを考えたときには、特につつじヶ丘の場合は、例えば農村地域の

ような離れた、家が離れているとかいうわけではありませんし、もう一つはコミュニティプラントの本管は適切に処理されているというか、現状はいい状況ですので、そのコミプラの本管に接続をすれば、普通に、言えば簡単に工事が終わるわけでございます。

要は、集合地帯、集合住宅地での合併浄化槽と、コミプラであるのと、そして、公共下水道であるときのランニングコストの差ということまで考えなければならぬと思うんですが、先ほど机の上でお話ということがあったと思うんですが、具体的に、簡単でいいんですが、大体どれぐらいの差があるのか、建設コスト、ランニングコストを含めて、答えられる範囲で結構でございます。市長か下水道課長、お願いいたします。

○下水道課長（宮園光次君）

お答えします。

ランニングコストですけれども、ここに日置市全体のやつは持ってきておりませんけれども、つつじヶ丘団地につきましては、平成18年度の基本構想の中で、現地に処理場をつくった場合とか、それから、現地から圧送方式で現公共下水道に接続する方法、それから、現施設のところにまた改修していく方法、そのようなものを検討してございますけれども、これにつきましては、今、18年度の基本構想の中で作成中でございます。

なお、打ち合わせの中では、この試算をするに当たりましては、30年スパンで考えております。その大体のまだ打ち合わせの金額ですので、ここでは公表できませんけれども、3月の時点でこれが上がってきますので、これに基づきまして市当局と協議し、お示しすると、さきの9日の一般質問でも市長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

あと、先々月、1月30日、つつじヶ丘の

公民館で公共下水道の整備についての説明会という形で、これは3区の上下水道管理組合が主催で、下水道課長以下、下水道課の職員の方にご足労いただいて、ご説明をいただきました。

出席者は70人ほどいたわけですが、ほとんどが下水道に関しては推進ということで、具体的な質問の中身というのは、幾らぐらい負担金を払えばいいとか、自分の家の工事はどうなるのかとか、そういうお話になりました。

その中で、後からも私のところにもいろいろお話があったわけですが、ほとんどの方々が、もっと市の方からそういう具体的な説明がほしいと、例えば単独槽の場合はこういう工事です。こんだけの負担があります。合併層の場合はこうなります。こういうプランの場合はこうなりますといった、そういう個別具体的な説明がいただきたいと、そうすればもっとわかりやすくなる。それをやはり、あと総会も含めて何回かしてほしいという要望もございました。

それから、もう一つ、住民の方からは、もっと、もう少し強く市役所の方が推進について話をしてほしいと、もっと強く押してほしいという意見もありました。いろいろそういう事情が、財政的な事情もあるから、もう少し待ってくださいということで、私もお話をしたわけですが、やはり長年待たされているというか、もう15年近く時間がたっていますので、高齢化も進み、いつなるんだろうかと住民の方々は非常に心配をしているわけでございます。

その点、市長はどのようにこれから、このつつじヶ丘の下水道について取り組んでいけるか、ご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、今までにもいろいろと論議をしてきた経緯がございます。それぞれ

一歩一歩進んでいかなきゃならない。先ほどもちょっと申し上げましたとおり、基本的にはつつじヶ丘全体の中におきまして、一つのまとまり、こういうものがやはり私は第一の前提の中でつつじヶ丘全体がまとまっていたと、こういう全体条件がやはり必須であるというふうに考えております。

そうする中におきまして、今ご指摘ございましたとおり、市といたしましても今、県と、いろいろとコミュニティプラントでいけるのか、公共下水道でいけるのか、それとも合併浄化槽か、やはり、この下水道にいたしましても、県との中におきます補助事業、基本的にはある程度補助事業でしていかなきゃなりませんので、そういう確約も県ともきちとした中で進めさしていかなければ、ただ地元だけの問題では済みませんので、ここあたりは慎重にいろいろと対応をしていかなきゃならぬ。

基本的に、さっきも申し上げましたとおり、やはり地元の推進体制というのがひとつきちっと、これでやっていくんだと、こういうことで要望をするんだと、やはりこういう形が私は一番大事なものであるということで、地域の皆様方が本当に、さっきも申し上げましたように団結していただくようお願いしたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、2番目、安心・安全な住環境にするには何が必要かということで、具体的に言いますと、今、簡易水道の工事も布設替えの工事もしていただいております。非常に、いろいろ聞くとによれば、管も老朽化して、当時の設計というか、造成工事のずさんさというのがあらわれてきた。中には管の中に貝殻が入ったとかなんとかいう話も聞いております。

この辺のところ、この上水道の簡易水道の整備を行って、どういうふうに効果があった

かというのを市長にお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

効果ということよりも、基本的には安心・安全で地域の皆様方がやはり水をきちっと供給できていく、こういう安心といいますか、そういうものが一番大きな一つの目的の中で簡易水道ということで今回されたというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、以前の工事の中でどうあったのか、その前の業者の問題、特に、この一番大きな問題といたしまして、昭和50年という一つの時代を振り返ってみますと、やはり国におきましても、県におきましても、私ども市町村におきましても、この土地開発の要綱といいますか、規則にも要綱、法律、こういうものが整備されていなかったというのが一番大きな問題であったというふうに思っております。

さっき議員の方が指摘されまして、そういう行政との中におきまして、行政も悪いんだと言われまして、そういう中におきまして、この法整備の中でされた後につきましては、きちとした条例、規則等でも、それぞれ行政としての指導ができましたけど、つつじヶ丘の団地の昭和50年以前の部分から入っておったということで、その当時、そういう部分的な開発要綱というのもなかったというのが、今まで大きな、ここまできたそれぞれの課題を抱えてきたというふうに思っております。

さっきも申し上げましたとおり、簡易水道でありましても、行政的にできるものから早く、これもやはり市民の皆様方が一致協力した中でできたことであるというふうに思っておりますの、今後もやはり住環境整備していくには、地元の理解といいますか、道路にしてもいろんな問題にいたしましても、地元の理解がなければ、それぞれの環境整備というのは難しいというふうに思っておりますので、

市長としても今後、地元の理解が得られたところから、いろんなどころの整備をやっていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

今、道路の問題ということでおっしゃったんですが、つつじヶ丘の出入り口というのは、通常が国道3号線、麦生田東に出ます三州橋、これが1カ所です。あそこが渋滞するというところで、国道の右折レーンできましたし、それから、小中学生が通ります歩道橋、これも整備されました。

ただ、やはり580世帯、車の台数が恐らく1人1台換算しても600台近くはあります。うちは車が3台ありますので、結構車の台数は1,000台以上じゃないかなというふうに思うんですが、この車が毎日あの橋をずっと渡るわけでございます。

以前から団地の住民の方から要望が出ていますが、中川方面、鹿児島方面の出口、細い道があるわけですが、その改良並びに土橋から横井線に出るあの方面の道路、これは旧町議会のところでも質問があったと思うんですけども、これは非常に、早くしてほしいという要望も強うございます。

最初は、つつじヶ丘団地の中に、コミュニティバスは今入っていますが、路線バスも入る予定だったと伺っております。私の父が土地を買ったころは林田バスが中に入ってくるからということで土地を買いました。ところが、30年近くたって全然そういうことはない。

ただ、今、どうしても高齢化が進んで、団地の入り口のバス停まで歩いていけないお年寄りも非常にふえておまして、これが本当に早急に対策を講じなければならないなと思っておるわけでございます。

それともう一つ、8・6水害のときに3号線が通行どめになりまして、ちょうど日之出の下あたり、結局、三州橋から鹿児島方面へ

出れなくなってしまうと、中川方面の細い道だけで出入りをしなければならない状況にあった、これも14年くらい前の話、15年前ですか、8・6水害の、これぐらいたつわけですが、1,700人近くの人口がある団地で、出入り口がこれだけしかないという、非常にお粗末な状態でございます、その点は市長は、長年この問題もご存じかとは思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘いたしましたように、三州橋の一带の改良、また、中川集落との、集落の境のところからの侵入路、国道から、また、土橋方面に抜ける道路、3本のある程度の抜ける道路はあるというふうには思っておりますけど、この2本につきましては、大変狭い部分であるということも思っております。

ことし、18年度ちょうど国道に、中川境の方に出る、その路線の中で、地域からご要望がございまして、その側帯を含めた中で広げさせていただき、そういうこともさせていただきました。いろいろと基本的な計画書というのはつくりましたけど、いろいろとまた財政的な大きな課題も残されました。

今後におきましても局部的な部分を含めながらも、ある程度それぞれいける道路の中におきまして整備をしていかなければならないというふうには思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと二、三年しましたら、今度、麦生田上神殿線が開通というか、全部工事が終わるわけですが、結構東市来方面から田代を抜けて、上神殿を通過して麦生田に出る、結構使われるんです。これが今度はずつつじヶ丘を通過して土橋方面に出て武岡に出るとかいう、そういう流れも出てくる可能性があります。

実際今の団地の車以上に団地の中を抜け道として通る人も多ございます。本当ならば、

逆にそのまま整備をせずに、車の入り込みを少なくすればいいんでしょうけれども、実際のところそういうような状況にはごさいません。やはりそれに応じた、車社会に適応した道路整備をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、公民館が急傾斜崩壊地の危険箇所の下にあります。これも市長もご存じかと思うんですが、やはり、避難はするわけではないですが、つつじヶ丘の場合は、北地区公民館が避難所となっているわけですが、これが5キロ近く離れているわけでごさいます。果たしてこれが避難所として適切なのかとなると、ちょっとはてなマークがつくわけです。

橋がかかっているわけですが、例えば地震が起こって橋が壊れてしまったら、正直言って団地は孤立するわけでごさいまして、どこに避難のしようがないわけです。かといって公民館に避難しようとするれば、後ろはがけが迫っているということで、非常に危険な状態にあるわけでごさいまして、自治会長さん方もその点は非常に苦慮をされているわけでごさいます。その点は、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

つつじヶ丘の公民館の方が急傾斜、急傾斜のところの場所が恐らく筆界未定か、いろんな形の中でなっておったのかなという部分は思っております。いろいろと急傾斜におきまず事業等のごさいますけど、基本的に公民館を移設しなきゃならない、そういうときに、今の急傾斜の移転の中におきまして、土地の方はしますけど、そういう場所の移転というのは大変難しい状況であるというふうに思っております。

このつつじヶ丘だけでなく、まだほかのいろいろと日置市全体的に避難所の開設をしている。今ごさいましたとおり、5キロぐらいのところもあたり、私どももやはり事前に

どうみんなに避難の警告をしていくのか、これも一つの防災体制の中で大きな課題でもあるというふうに思っております。

特につつじヶ丘の場所につきましては、急傾斜地であるということは十分認識しておりますけど、今あそこをどう整備していけて、いろんな事業がどうあるのか、また、地元としてどう思っているのか、そこあたりもまだ、地元の自治会長さん初め、いろいろとお聞きしたこともありませんでしたので、今後大きな課題として考えていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

次に、では3番目、行政組織の機構の見直しについて質問いたします。

アクションプランでは、40課以下を実現するためにということで、22年度までに40課以下ということで、今、先ほども市長がご答弁いただいたように、まずは、その合併プロト、それから東市来支所の都市計画土木建設統合すると、課の再編統合が先じゃないかということでおっしゃっています。全くそのとおりかとは思いますが、ただその前に、私、前回の一般質問でもお話ししたように、やはり事務事業の見直し、事務量の作業量の見直しをした上で課の再編統合をするべきであると。今は市長が恐らく市長のお考えは、人員の再編統合ちゅうか、人員の数で団塊の世代が退職されて、その数によって再編統合をするというお考えだと思っておりますが、私はそうではなくて、仕事の量によって課の、事務分掌と先ほど言われましたから、その見直しもした上で量にあわせて再編統合すべきだと思っておりますが、市長はいかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

私どもも人員の中も頭に入れていかなければどっちが先かというふうな、両方を一緒に並行してこれはやはり事務分掌の見直しを含

めて課がどう存続していけばいいのか、基本的には事務量も大事でございますし、人の今後の削減していく両面を見ていかなきゃどっちが先かというふうなことでは、私は両面を見ながらそれぞれ年次的にできるところから、課の再編というのをやっていくべきなことだというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それと、支所のその課の配置、機能をどうするか、これは大きな問題でありまして、私たち議会でも行革の委員会でもこれは大きな課題であるというふうにして認識をしておりますが、静岡県の牧之原市というところがあります。ここもたしか日置市と同じぐらいに合併をした、人口規模も同じぐらいの市なんですけど、ここは分庁方式をとっていました。今までは。昨年の10月1日から組織を変更しまして、どういうふうに配置したかといいますと、まず総合支所方式でそれぞれ分かれていたような形なんですけど、それをすべて課を廃止して、この市民サービス・スタッフという市民の窓口というか総合窓口、これのグループと、もう一つはその言えば農業・土木といった関係の地域づくりのスタッフ、スタッフ制で二つ分けたと。ある点で言うと全部の課を統合して、今支所にある全部なる課を統合して再編成を二つに分けたという形になっております。これによって、やはり市民にとってはここに相談すればいいというのが、非常にワンストップでできるということで、わかりやすくなったという評判が出ているようでございますが、市長は、その牧之原市の例をまだ詳しくはよくはわからないと思いますが、お聞きしてどのように思われますか。

○市長（宮路高光君）

課という名前がいいのかどうか、ちょっと今お話の中でそれぞれ窓口いう、あと事業課、どういう事務分掌の中でそういうものを設置すればいいのか、それはそれぞれの市の中で

あるというふうに考えております。

基本的に今おっしゃいましたとおり、市民の窓口で済むもの、また今後それぞれ事業課の中におきまして、農林・土木そういうものが支所のグループ、基本的には大きく分けると今後はそのような方向の中で進んでいくのかなという考え方を持っております。

○1番（出水賢太郎君）

グループ制をもし導入するとなった場合、そのメリットとデメリット、どのようなものがあるか、市長はどこまでお考えになっているか、伺います。

○市長（宮路高光君）

私の所見でございますけど、このグループ制、大変一つの中には、同じ課同じ係で全部いろんなものが住民が来たときは、一人みんながそれぞれ対応できるという大変多面的でいい一つのセクションであるというふうに思っておりますし、もう一方からすればデメリット的にいけば、グループ制の中で責任といたしますか、だれがどの部分を責任をとっていくのかどうか、やはりこの両面を考える中でこのグループ制の導入というのをして、やっぱり組織的な命令形の中で本当にだれが最終的に一つの責任をとっていくのか、そこあたりいろんな問題を明確化していかなければならないのかなと。今後やはり先進地いろんな中でありまして、このグループ制の導入については、いろんな角度から勉強を今後させていただきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

本当、市長も今おっしゃったとおりですね。責任の所在が明らかにならないところもあります。

あと、簡単に市民にとってわかりやすいんですが、結果的にそういうような形でどこが責任とるのかでわからなくなったりすると、やはり市民サービスにとっては低下するよう

な形になります。やっぱりこういう問題点をしっかり出して、アクションプランでは18年度に1回は設置して、19年度から検討するというふうな形になっておりましたが、アクションプランの目標にとらわれることなく、しっかりと地道な検討をされていってほしいというふうにお願いいたします。

それから、あとこのグループ制と絡んでいるのかどうか分からないんですが、その組織の見直しとして、一つ前から私も言っていたんですが、就学前児童のその窓口、児童の今保育園が福祉課、幼稚園は教育委員会というふうになっているわけですが、これを一本化して、子育て課とか子供課とかいうような形で設置を新しい課に再編統合してまとめるべきではないか、子供窓口を一本化するべきじゃないかと思うわけですが、市長、そして教育長はその点はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この組織の再編の中におきまして、その新しいその課の設置、特に今少子化の中で子供を含めた中で大変大きな課題としてなっております。その一つの課の中で対応できる事務分掌にきちっとなっていくのか、ただ、単なる相談窓口の中でその課が振っていくのか、私どもはやはり教育委員会含め、福祉課、また保険課、この3つのいろんな形がございますので、いろんな事業等も絡んできますので、ただ窓口で済む問題なのか、その事務分掌の補助事業を含めていろんな実施するのをその課であるのかどうか、いろいろと新しいこの課を設立するときにつきましても十分連携をとっていかなければ、さっきも申し上げましたとおり、どこの課が責任をもって全部やるのか、今はそれぞれ今の段階につきましても、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、いろいろ分かれておりますので、やっぱり行政としては市民から見たときにこのことがわかりにくいということがございますので、今後この組

織再編をする中におきまして、私どもも十分その問題につきましても検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

課の設置につきましては、今、市長の方から答弁があったと思いますけれども、私はこの前から申し上げておりますが、日置市の子供支援センターを今年度から設置するということですので、この支援センターは、大体教育委員会、それから保険、福祉、この3つの課等と一緒にいただいたものでございます。したがって、子供の教育に関する——子育て等に関するものは大体ここで何とか連携とれるのではないかなと。例えば子育てに困っていらっしゃる方の相談とか、あるいは支援を必要としている子供に対する相談とか、そういう子育て、あるいは教育制度に関するものは、大体ここで何とか連携がとれるのではないかなと。そのほかまた子供の援助の問題とかありますが、そういうものはまたちょっと別だろうと思うんですが、そういう意味でこれからはやはりそういう横の連携をつないだものにしていかなければならないという認識は持っておりますが、ただ課とかその設置については、また全体的なバランスという面もありますので、市長の方が答えたとおりでと思います。

○1番（出水賢太郎君）

私と同じ世代のお母さん方からよく質問を受けるんですよ。何で保育園が福祉課で幼稚園が教育委員会なのかと、よくわからないということがありますので、もう少し市長のその見解というのは非常によく行政的な見地から見ればわかるんですが、市民から見ればやっぱり縦割りなんじゃないかと思われても仕方がないわけですので、また、柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、これは埼玉新聞、昨年12月7日の記事なんですが、埼玉県

秩父市、こちらの教育委員会が機構改革をしまして、教育委員会の学校教育部門と生涯学習の部門、この二つのうち生涯学習部門を市長部局に移すと。そして、教育委員会は学校教育に専念する。そして、それからスポーツ振興に関することは市民生活部の方に移管するというような形で記事になっております。日置市としても今、今回の議会でも議論になっておりますが、地区公民館の件ですね、地域づくりの部門、それからその市民の窓口の部門、そして生涯学習、社会教育の部門、これがやはりごちゃごちゃになっているからわかりづらくなって、皆さんの理解もなかなか得づらいような形になっているのではないかなと私は考えております。そういう地区公民館を担当するような部門は、市長部局で一本化して所掌した方がよろしいかと思うんですが、市長、そして教育長はその点はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたその教育委員会のそれぞれの部の再編の中におきまして、そういうとっている市町村もございます。今、教育委員会のあり方ということで、いろいろと今国の中におきまして、いろいろとこの教育委員会の委員の選任を含めまして、大変国としても問われている時期だと思っております。私もやはり教育委員会であろうが、市長部局であろうが、やはり市民にとってはどちらもそのどっちということはありませんので、ここあたりの部分につきましては、やはり市民にわかりやすい形の中で私は考えてもいいのかと思っております。

特に、今地区館の問題が出ましたけど、やはり今後、どちらかの教育委員会かどちらかということがございますけど、基本的には今までしてございました教育のそれぞれ市民の皆様方のこうだこうだの部分、地区館の問題、私は今後やはりこの問題に地域はコミュニテ

ィ、または行政としてどう役割をして共同するのか、やはりそういう部分を含めた地区館のあり方と、こういうことを今後の大きな目標の中で充実していかなければならないことではないかなとそのように考えております。

○教育長（田代宗夫君）

今、市長の方からもございましたけれども、教育再生会議でいろんな議論がされていることはご承知のことと思います。

極論を申しますと、教育委員会は要らないのじゃないかと、廃止した方がいいんじゃないかという論もあります。そういう中であって、市長部局の中に教育部というのを置いてやっていくという方法論等もいろんな意見がたくさんこう出されております。ですから、それぞれのやはりメリット・デメリットというのがそれぞれあるわけで、これまで教育委員会制度でやってきた中の、それから教育委員の制度につきましても、公推薦等の中でやってきた経緯もずっとありますので、それぞれこれまでの経緯を十分踏まえながら、今後どういう形で教育委員会とその市長部局の同じような内容というんですか、そういうものを整理していくかというのは、もっともっと議論をしていかなきゃならないのではないかなと思います。

また、地区公民館につきましては、これはもう最初から申し上げておりますように、地域づくりと、それから生涯学習というこの二つの両面をしながら、とにかく地域のためにどうしたらいいかというその地域の大きな先端になるものだと思います。したがって、これをどこにどうするかということではなくして、これがそういう形で動くようにするにはどういう役割が行政の方として、していけばいいかという面から考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

最後に、これは栃木県の矢板市の市役所の

組織の再編成ですね、政策立案部門の設置ということで、今まで企画課が担当していた重点施策とか総合計画の策定とか、市の根幹にかかわる政策の策定、実施、展開については、政策室というものを設けてそこでやると。例えば、私、茨城県の方に政務調査で何回か行ったんですが、市長公室というところがあるんですね、どこの市に行っても。何をするといいかなと思ったら、要は企画課とその市長秘書と、そういう政策機能が一緒になった部分になっているわけでございます。市長のブレーンとして、そして市長の手と足となり動ける政策室なんだろうなというふうに思うわけですが、市長は、そういう政策室の設置とか、それからそういう政策立案機能の強化というふうなものをどのようにこれから進めていられるかお伺いいたしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

今後、職員として、やはり企画、立案、政策、これはみんな私はそれぞれの部門でも持ってほしいというふうに思っております。それを取りまとめをどこがしていくかだけのことであるのかな。それぞれ今おっしゃいましたとおり、それぞれの室、内閣で言や内閣府におきます官房の中におきます、大変総理におきますその周辺をそれぞれ政策の集団ということで固めている。これも一つの大きな中で行われているというふうに思っております。今後、私ども市町村の中でどういう形が一番大きくその機能を発揮できるのか、ここあたりも今はそれぞれの先進地事例を付しながら、またこのことも勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

通告に従って質問をいたします。

最初に、今社会で大きな問題となって経済的な格差の問題について質問をいたします。

現在、開かれております第166通常国会でも、野党議員や格差政策を推し進めた政府与党の国会議員までが、今の格差の問題について認め議論しているようでございます。私はこれまで社民党の地方議員という立場で、今の経済格差の問題、地域間格差の問題を指摘してまいりました。勝ち組と言われる富裕層、経済的に裕福な人と、負け組と言われる日々の生活さえも十分できず、満足に医療や教育、雇用の場さえ確保できない人たちが増加しております。また、社会構造激変の広がりにより心配するところであります。そもそもこの経済格差の広がり、単にそのときどきの好景気・不景気だけの判断で判断できない現状があります。この格差社会の広がり、正規雇用が拡大してからと言われております。

1990年後半から働く雇用形態が大きく変化し、派遣労働者や請け負い偽装など低賃金労働者の激増が、富を持つ者と持たない者の分岐点となったのではないかと思います。

また、高額所得者の最高税率の軽減、大企業の法人税の軽減などが、高所得者に追い風になっている反面、低賃金で働く人の増加、消費税をはじめ、庶民の納税は確実に負担がふえております。結果として、最低保護レベルの生活をしなければならない状況になった人が増加しているわけでございます。経済格差社会の本市の実態と考えるについて質問をいたします。

格差社会について、考え方と本市の経済格差の実態はどうか、本市の生活保護世帯、就学援助数、国民健康保険税の未納状況は、学校教育の現場での格差社会の実態はどうか、市長と教育長にお尋ねいたします。

次に、多重債務者の相談機能の充実と救済

について質問いたします。

我が国におけるサラ金の利用者は1,400万人を超え、クレジットの発行枚数は2億7,000万枚を突破しております。クレジット、サラ金利用者が増加する中で返済困難になる多重債務は増加しております。全国で推定200万人を超える多重債務者がいると言われております。また、鹿児島県では弁護士会の調べで2万人を超える多重債務者がいると言われております。その原因は、事業の失敗、事業の不振、また、失業やギャンブルなどさまざまな原因が予想されます。その結果、自己破産、夜逃げ、自殺など本当に悲しい結末になるケースもあります。深刻な多重債務者問題を生み出しているのは、まさしくクレジット、サラ金の高金利であります。

サラ金の大手業者のプロミスは、三井住友信託銀行の資本が入り運営されております。大銀行はこの低金利で預金者から低利でお金を集め、関連するサラ金業者にお金を回し、庶民から高金利でお金を貸すというスタイルをとっております。ことしから、貸し金業法が本格実施されることに伴い、200万人を超える多重債務者を減らす対策が国で始まっています。本市では多重債務者が相当いるのではないかと思います。多重債務者は当然ながら日々の生活に困窮するような状況が予想され、当然ながら税金の滞納、公共料金の滞納、国民健康保険税も支払えない状況になっております。これまでも一部の自治体で多重債務者の相談窓口を設け、多重債務者の実態把握をし、業者へ払い過ぎた利息を弁護士や司法書士などと連携し、過大利息の変換をさせて残りの滞納金に充てたという自治体もあります。そういう意味を含め質問いたします。市民からの多重債務相談について、市はどうか対応しているのか、本市において多重債務者はどの程度推測されるのか。

3点目であります。本市における臨時職員、

嘱託職員の待遇改善についてお聞きいたします。

働く人の雇用形態が年々変化しております。働く人の3人に1人がパート、アルバイト、派遣社員と言われております。今、国会でもパート労働法について議論されております。今、正社員は年々減り続け、その一方で、パート、アルバイト、派遣社員が激増しております。かつて、パート、アルバイトは、正社員の補助的な位置づけでありましたが、今では管理職や店長などの重責を任されるほどになりました。しかし、最近では、都市部を中心にパート、アルバイトを募集しての人が集まらないなどの問題も起こっております。本市でもさまざまな職場で正職員ではない嘱託職員、臨時職員を目にします。また、専門的な職場で専門の資格を持ちながら働く嘱託職員を目にします。こういう厳しい財政でございます。本来ならば、正職員がしなければならない内容を嘱託臨時職員が働く現状がございます。

今、国会でも正規職員の待遇改善についても議論されております。本市と実態と待遇改善について質問いたします。現在、嘱託職員、臨時職員の人数は何名いるのか。職種においては正職員と同じ仕事をしているのにボーナスも昇給もないこのような待遇で人材確保、人材育成という点で問題はないのか。保育士、保健師、ケアマネージャー、介護福祉など知識や資格、経験を持っている嘱託職員は待遇面で十分反映されているのか。臨時職員や嘱託職員は時間外勤務があるのか。また、時間外手当は支給されているのか。

以上、市長にお尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の経済格差社会の本市の実態と考え方ということでございます。

所得格差、消費格差、資産格差など経済格差については、バブル期以降競争社会の到来や成果主義の影響により拡大しているという見解があり、その要因は世帯人員数の減少など家族形態の変化要因、あるいは高齢者世帯の増加という人口動態要因などによるものとする考え方と、格差の拡大を示す明確なデータはないとする見解もあります。しかし、本市においても、フリーター、ニートなど若年層の雇用問題や生活保護法の対象者が少しずつふえていることなどについては、新たな課題としてその実態と要因を十分分析し、対応していく必要があると考えております。

格差社会においては、格差そのものよりも、格差の固定化が問題されています。活力ある地域社会を創造するためには、市民一人一人がその能力を十分に発揮でき、夢や希望の実現に挑戦できる環境づくりが重要であり、努力したものが正当に報われる仕組みが必要であると思っております。

しかし、これには、失敗しても再挑戦できる社会の仕組みや高齢者、障害者など社会的に助けが必要な人たちに対するセーフティネットが用意されていることが重要であります。このため、未来を担う子供たちがしっかりとした人生観、学力、他人への思いやりなどを身につけることができるよう、家庭における親の役割の重要性を訴えていく、また産業面では、企業誘致、農業の支援等さらに推進し、本市の若者がチャレンジ精神を持って働き、住むことができる環境づくりに努めるとともに、フリーター、ニートなどの就職社会参加を支援することが必要であると考えております。

さらに、高齢者の介護予防や在宅サービスの充実、障害者で援助を要する方の環境整備の充実など、きめ細かな福祉政策の推進を図り、市民一人一人が日置市に住むことに希望と誇りを持っていただけるよう、活力ある安

定した地域づくりを進めていきたいと考えております。

本市の生活保護の世帯数でございますけど、平成19年の1月末現在、現在でございますが、243世帯、これが合併時11年の5月末ということでございますと、それから比較いたしますと25世帯増加しております。この生活保護世帯のことにつきまして、ふえていくことにおきます要因もさまざまであるというふうに思っておりますけど、大変生活保護世帯がふえていくことにおきまして大変危惧している部分もございます。また、就学援助については教育長の方に答弁させます。

国民健康保険の未納状況について、19年3月8日現在で、現年度課税分で未納額が1億2,743万円、滞納繰り越し分で2億5,871万円となっております。現年度課税分で91.0%、滞納繰り越し分で12.07%というふうに徴収率がなっております。

次に、多重債務の相談について、市民からの多重債務相談について市はどう対応しているかということでございますけど、消費生活に関するトラブルは、都市部、郡部を問わず増加を続けており、また、複雑多様化し、適切な事前の情報提供や助言が求められ重要になっております。本市として多重債務者の窓口としては、市といたしましては消費生活相談窓口で対応しておるところでございます。窓口では、相談者が多重債務に陥った経過や借入金の状況を聴取し、解決の方法として借入金や相談者の収入の状況を踏まえて、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産の方法等を助言し、基本的には県の弁護士会や、また10月に設置されました「日本司法支援センター」、こういうところを紹介しているのが実情でございます。

本市におきまして、どれぐらいの多重債務者がいるかということでございますけど、このさっき申し上げましたように、相談業務に

来られた方で、17年度が1件、18年度2月末で5件、そのような方が相談には来られたということでございまして、特にこれはプライバシーを含めた中でございまして、私どもの中で多重債務者が日置市に何人おるかということは、今実態はつかんでいないというのが状況でございます。

臨時職員、嘱託職員の待遇改善についてでございます。本市で雇用している臨時職員につきましても、これまでの例から申し上げまして、業務の忙しいときへの対応や職員の出産、病気休暇により対応しております。そのような状況に臨時職員を対応しているということでございます。また、現在、臨時職員数については、いわゆる人員的に約420名程度おります。

臨時職員の待遇でございますけど、賃金等を決定するときには、近隣市町との比較及び各職種間での均衡を考慮した上で決定しておりますので、待遇、人材育成という面で何ら問題ないと考えております。

また、保育士・保健師等の資格職に対する待遇につきましては、そのほかの職員と同様に、やはり近隣職員等の均衡を図りながら、また経験や事業内容を考慮した上で賃金等を決めております。

また、職員の時間、臨時職員の時間外でございますけれども、原則的に臨時職員の場合は時間外は認めておりません。どうしても必要とするときにつきましては、その都度その当事者とも話をしながら、了解を得た中で手当等を決めて払っているということでございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

経済格差社会の本市の実態と考え方について、学校教育現場での格差社会の実態はどうかということですが、これは、18番

議員にお答えしたこととほぼ同じ答弁となりますが、日置市における経済格差の実態が教育の面に直接影響しているという実態については、把握しておりません。大変難しい問題だと思います。

調査結果はございませんけれども、本市の全小・中学校の学校長に聞いてみますと、家庭に経済格差が学力格差を生んでいるという実態は余り聞こえてまいりません。また、経済格差が学習に必要な用具や日常生活の服装などに影響を及ぼしているかということに関しても大きな影響はないと思っております。ただ、一部に服装の乱れなどが見られる子供がいたり、ある程度収入はあるけれども支払いに滞るという家庭が見られたりすることは把握いたしております。（「就学援助数」と呼ぶ者あり）

本市の就学援助費受給対象者は現在423名で、全児童・生徒の9.3%に当たります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時35分といたします。

午後4時22分休憩

午後4時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長が公務のため退席の旨、連絡がありましたのでお知らせをいたします。

○5番（坂口洋之君）

答弁いただきました。格差の問題、これ非常に難しい問題です。なぜかという、年収300万円以下の方がここにいらっしゃいませんから、実際実感がわからないのは当然だと思います。

昨日の新聞にも「今回の統一地方選挙の争点」ということでアンケートがありました。

1位が少子高齢化の問題、2位が財政の問題、3位が景気雇用の問題、4番目に格差の問題

がありました。当然ながら、格差の問題というのは、3位の景気と雇用と当然リンクするわけでございます。多くの国民が格差がありながらなかなか実感がわく層とわからない層があるから、なかなかこの問題は非常に難しいんじゃないかと思っております。

再び質問いたします。格差について、先ほど市長にさまざまな格差を答弁していただきました。例えば所得の格差、教育の格差、土地と地方の格差などがあると思います。そのあたりについて、市長、先ほど答弁いただいたんですけれども、十分認識されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さきにも答弁いたしましたとおり、この格差というのはいろいろ角度を変えれば、いろんな形の中で格差というのはあるというのは認識しております。特にこの所得格差という中におきまして、近年大変この格差が前からすると大きくなったということを言われております。特に大企業を含めた中におきます経営的なものにおきまして、大変企業におきましても努力をした中で、今それぞれの企業収益というのとはよくなっているということも言われておりますし、実感が来ないというこの日本の経済の形を考えてみますと、そのような企業は、ある程度大企業はそれぞれ今の経営的によくなってきたと。一番今、私どもそれぞれの給与を含めた、それに給与に跳ね返っていないこういう中におきまして、この所得の伸びを含めた中で大変みんな実感がわいてこないということも言われておるようでございます。

この所得格差というのは、今までも若干それぞれあったというふうには思っておりますけど、特にこの若い方々が就職につけなかったこの時期が大変あったというふうに思っております。そういう中におきまして、なお一層そのような格差といいますか、所得の少な

い方が広がってきているというのが実情でございます。私どもこの市だけで解決できる課題でもございません。市の中におきましてもそれぞれ所得、大変格差をいただいている方、また少ない中で生活をしているいろいろさまざまでございますので、私もそれぞれ市長としてそれぞれの自分の町にどれぐらいのそういう層の方がいらっしゃるかということは、実態的にある程度わかった中で今後市政を運営していきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

例えば、雇用と所得の問題があります。鹿児島県の有効求人率が、2月現在で0.61倍であります。愛知県や東京などは有効求人倍率が1.5倍を超えまして、求人を出してもなかなか働き手がないというそういった実態があります。その一方で、鹿児島をはじめ、北海道、青森、秋田、高知、沖縄などは、有効求人倍率が0.7倍以下ということで、なかなか正職員としての働き口がないという状況でございます。1週間ほど前に、全国の都道府県の県民所得が発表されました。1位が東京で440万円、鹿児島県がこしは昨年と比べて1位、一つが上がりました。43位で220万円という数字がございました。数字を見渡しますと明らかに都市部と地方の格差がはっきり出てきております。そういう意味で、都市と地方の格差の是正を市長としてやはり国に訴えるべきではないかなと思っておりますけれども、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

所得推計の中で今おっしゃいましたとおり、東京と鹿児島は大変大きな開きがあります。これは給与だけの所得ではなく、この所得の推計の手法というのがそれぞれ企業製造業を含めましてその出荷の金額とかいろんな問題が入っております。そういう中におきまして、必然的に東京大都会の方がこの所得の換算については、大変金額的にも上がっているのが

実情でございます。

その中で、私どももこの自治体を含めた中で、やはり均衡ある発展といいますか、また所得の格差をなくすということで、私どもが一番行政としてもこの一番地方交付税の問題等も取り上げて、国の方にもいつも要望している状態でございますし、また、今後それぞれ均等できる就業機会、こういうものに含めまして、国としての大きな施策をとっていただきたいと。特に、鹿児島の場合におきましても、大きな企業もなく、大変第一次産業、農業に頼っているというのが一番大きな要因でございます。

先ほど来いろいろと議員の方からも質問がございましたとおり、私ども鹿児島県、また日置市としても、その所得からいきますと、大変裕福な所得じゃないというのを実感としてわかっておりますので、今後とも県・国の方にいろんな施策の中を含めまして、ご要望はしていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

この前も新聞の中においても、大企業が多い時期ははっきり数字にあらわれるということでした。大企業がもうかって法人税が4割近くあったものが、今は34%ぐらいまで下がっているという数字も出ております。やはり今の景気というのは、大企業だけを優遇するそういった政治にやはり私は問題があるんじゃないかなと思っておりますけれども、そこら辺についての市長の考え方をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この税制の中の仕組み、こういうものが一番大きな要因の中でもあるのかなと思っております。特に、本店を含めた中の法人税のあり方の中で、鹿児島の方で仕事をしていくけど、その法人税のは東京といろいろとある中におきましては、そちらの方に吸い上げられていくとか、やはりそういうや

はり税制を含めたそういう改革というの、やはり今後やっていかなければならないことだというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

格差の問題というのは昔からあったものです。問題なのは、格差が固定され努力しても報われない、そういった社会になってきているのではないかなと思っております。全国的に見ますと、年収が300万円に満たないそういった世帯がふえております。そして1,000万円から3,000万円の世帯が増加しております。億万長者が昨年度で140万人、1年前に比べて7万人ふえたということです。鹿児島県の県民所得が220万円程度でございます。本市の市民所得はどの程度なのか、また、高齢化率が高いということで一概に判断できない状況でございますが、所得分類をしたとき、どういった所得層なのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この詳しい推計につきましては、課長の方に答弁させますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（富迫克彦君）

平成16年分の所得推計が先日発表されました。これは合併前の旧町単位にそれぞれ示されておりまして、本日手元にその資料を持っておりませんので、数字をお答えできませんが、あともってまたお示したいと思えます。

○税務課長（瀬川利英君）

所得分類をどういう所得層なのかというふうなことでございました。平成17年度、18年度の課税分に当たりまして、本市のいわゆる総所得、これが課税上では498億9,762万円ということで、こちらに対する納税者、税がかかる人ですけれども、2万1,213人おります。そうしますと、平均しますと1人当たり235万2,000円の

課税所得があるというふうな形であるよう
あります。

それから、今企画課長の方から答弁しまし
たけれども、ちょっと古いかもしれませんけ
ど、15年度の市町村所得推計、人口1人当
たりの所得ということですが、旧東市
来町が177万7,000円、旧伊集院町が
221万7,000円、旧日吉町が184万
6,000円、旧吹上町が168万4,000円
というデータが出ているようでありませ
ぬ。なお、日置市の分についてちょっと
まだ統計がまとまっていないでござい
ます。

分類の関係でしたけれども、平成19年
度の課税をするに当たりまして、今、税
の計算関係をしているんですけれども、
そうしたときに、いわゆる所得割の納税
義務者というものが1万8,665名程
度おります。これを1人に、いわゆる所
得が、課税所得が200万円以下の人
が1万4,574人、所得が200万円
から700万円の人、3,890人、い
わゆる課税所得が700万円超の人が
201人というふうな分類で数字的に
はそういう形で上がっております。

○5番（坂口洋之君）

鹿児島県の伊藤知事が、平成19年
度の予算案の評点としてフェアな社会の
形成を上げております。2月14日の南
日本新聞の社説の中でも、小泉政権で
広がった地域間格差や個人間格差を
意識しての主要政策と論拠されました。
県の当初予算の中身としてフェアな
社会の形成が提案されております。大
きくは地域間格差の是正、障害者を
持つ方の自立支援、男女共同参画
社会の形成、就労支援、雇用機
会の拡大が上げられております。つ
まり、県として格差社会が今後大
きな問題になるということを想定
して、県内の格差をなくそうと
具体的に対策をとっております。そ
して、予算措置として、行政がサ
ポートするということが決ま
っております。

本市の19年度予算の中において、市
内の格差社会をなくす、そういった意
識をした予算措置をどういう事業を
考えているのか。先ほど答弁をいた
だいたんですけれども、ちょっと早
くて聞きとれませんので再度質問
いたします。

○市長（宮路高光君）

私どものこの地域を含めまして、合
併して4つの地域がございまして、さ
きも申し上げましたとおり、所得に
おきましてもそれぞれこれはいろ
んな要因の中で差があったという
のは否めません。19年度の予算
の中におきましても、基本的にこの
生活関連道路整備という一つの例
を挙げますと、やはりこういう
ものにつきましては、やはりきち
とした中で対応といたしますか、
やはり地域に実情にあった形
の中で対応させていただいてい
るということで、いろいろと
新しい新規事業を取り入れるに
しても、同じように平等な中で
対応をさせていただいていると
いうことでございます。

○5番（坂口洋之君）

次にまいります。生活保護のこ
とについて、再び質問いたします。

生活保護の受給世帯が240世帯
あるということです。日置市の生活
保護の受給率を見ますと、全国的
に比べれば非常に低いという
数字があります。しかし、全国的
に見ますと、生活保護の世帯が
100万世帯を超えて、その生活
保護の支給についても2兆5,000
億円を超えるということで、
非常に国も生活保護の激増分
に苦慮していると思われま
す。生活保護の伸びの最大の
原因はやはり高齢者の生活保
護の増加が第一にあるという
ことでございます。この高
齢者の生活保護予備軍をどう
実態把握しているのか、お尋
ねいたします。

○市長（宮路高光君）

詳細については、課長の方に
このことにつ

いても説明をさせます。

○福祉課長（豊辻重弘君）

生活保護の実態の中で、今議員が質問ありました高齢者世帯の増加、これが本市におきましても、19年1月現在の数値でございますが、約50%を占めているということでこの分が及ぼす影響というのは、大変高い数値を示しているところでございます。次が、2番目に申しますと商業関係とかそういうのがあらわれているようでございます。

以上でございます。

○5番（坂口洋之君）

日置市もやはり高齢者世帯の生活保護予備軍ということでございます。生活保護をもらわなくても、それに近い方が非常に日置市内も多いそうです。昨年もNHKで「ワーキングプア」というこのテレビがあったと思います。生活保護レベルの方が非常にふえて、生活保護を申請してもなかなかもらえないという方も実際にいると思われま。当然ながら、いかにして生活保護レベルの方をフォローするか、やはりそういった対策を市としても十分対応すべきではないかと思っておりますが、市としての考え方をお尋ねいたします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

生活保護の考え方ということになりますけれども、生活保護費そのものが市民の命にかかわる最後のセーフティネットということもありまして、このことを十分踏まえまして、窓口に来られる方に対しましては、丁寧に生活の実態をお聞きするという対応等をとっているところでございます。

また、受給している方に対しましては、生活の安定と就労時支援を促進するために、相談指導体制の充実に努めまして、制度の厳格な運営を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここで、本日の会議時間を議事の都合上、19時までと延長いたします。

○5番（坂口洋之君）

今後、生活保護レベル世帯の方々も、やはり市として実態把握を十分して、生活保護に陥らないようなそういった体制ををぜひつくっていくべきではないかなと思っております。

次、国保の件にいきます。国民健康保険税、非常に未納がふえております。例えば、世帯主が自営業で年収300万円、奥さんが年収100万円、そして子供の2人世帯、公営住宅で住んでいる場合、国民健康保険税が年間30万円です。そして、介護保険税が2万7,000円程度、そして、国民年金がまた34万円も支払わなければなりません。それに、所得税、住民税、地域県民税が課税されるわけでございます。そういう状況でありますので、低所得者にとっては、非常に国民健康保険税は重い課税ではないかと思っております。

今、国民健康保険税に関しては旧4町間の保険料を徴収しておりますが、当然ながら、今後合併によって旧4町間の統一ということが出てくると思っております。そういう意味でも、国民健康保険税、医療費が上がりまして非常に厳しい会計であります。支払い能力や滞納層などを十分実態を把握しながら、今後の国保の金額については設定をしていくべきではないかなと思っておりますが、その点についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

健康保険につきましてですけれども、今もおっしゃいましたように、非常に厳しい実態もあろうかというふうには考えております。たしか最近霧島市の方で、子供のいる家庭については減額にしたり、あるいはいわゆる借金と申しますか、そういうふうなものを処理するために財産を売ったりした場合には、特別に控除をするというふうな制度も新聞に出

ておりましたけれども、基本的にはそういうふうな制度もあるということですが、低所得者の方々につきましては7割・5割・2割という軽減の制度もございますので、それに対象になる方については、こちらの方の軽減の方で対処をしていきたいというふうに思っております。基本的にはやはり税の立場から言いますと、どうしても医療費の伸びが激しいというふうな部分で、国の負担分、県の負担分、市の負担分、それからいわゆる国保の加入者の負担というふうな形で制度を堅持していかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

わかりました。教育の現場の格差についてです。

先ほど18番議員からの答弁がございました。今のところ、学校現場については教育の格差が見受けられないということをおっしゃいましたが、やはり、就学援助費をもらえなくても、日置市の場合は年収が300万円に満たない世帯が非常に多いわけですので、どうしても子供に不自由をさせたくないということで、支払いなどは保護者の方も十分納めていらっしゃると思っておりますけれども、やはり現実的には、小さいときから学習塾に行き、よりよい環境でより上を目指す子供もいれば、本日常々の生活に手いっぱいでもう子供の面倒もしっかり見れない、例えば最近ふえているのは母子世帯が非常にふえているわけですので、昼も夜も仕事をしながら子供の面倒を見ると。当然夜も子供と一緒に食事をとらずに子供だけで食事をとるといった事例もたくさん聞いております。そういう意味でも、今後教育の場の格差の問題については、先ほど教育長の答弁では、就学援助費をもらった子供が400人いると言われております。就学援助も日置市

の場合、年1回、4月に就学援助の調査があると思っておりますけれども、鹿児島市などは学期ごとに調査をしまして、常に就学援助の問題については即座に対応しております。

また、鹿児島県は、公立高校が多いので、東京とは若干違うかもしれませんが、高校に行きたくても非常に経済的に厳しいということで、親も出しづらい状況もありますので、ぜひ就学奨学金なんかの面でも、やはり充実をさせる必要があるんじゃないかなと私は思うわけですが、その奨学金と就学援助について、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

就学援助準用法の認定につきましては当初は当分はあつたとしても、途中で何か転校生があつたとか、いろんな事情においては一応出されて結構だと思っております。

それから、奨学金につきましては、年1回、審査会、委員会を開いて審査をしておりますが、どのレベルで合格したか、もらえるようになったかどうかじゃないですが、一般的に状況を見てああ大変だなと思うところには、奨学金ですから対応していると思っております。

○5番（坂口洋之君）

就学援助の点について再度質問いたしますけれども、4月から4月の末にかけて就学援助の申し込みがあるんですけども、日置市の場合は支給が7月ごろということで非常に遅いということを聞いておりますので、比較的、ほかの町村に比べて就学援助の支給が遅くなっておりますので、ぜひ早急に就学援助世帯に支給をするべきじゃないかなと私は思うわけですが、教育長の考えをお聞かせ願いますか。

○教育長（田代宗夫君）

大体就学援助費につきましては、学期1回ぐらいつつ支払いを期ごとにしていると思っております。

今、ご指摘の1期目の7月が大変遅いということですので、できる限り早くすることは事務を急げばすればよろしいですので、努力はしたいと思います。

○5番（坂口洋之君）

次に、多重債務について再度質問いたします。

私も、実は身内の者が、昔、知り合いにお金を名義貸しをしました。金額はサラ金の名義貸しでした。私の弟なんですけれども、知らずに身元引受人の印鑑を押しました。そして、その借りた方が夜逃げをしました。そして、たまたまその方は総額で800万円のサラ金を借りていたそうです。私の弟は3人の方と一緒にその800万円を支払うことになりました。ちなみに、300万円近くを私の弟が100万円、その後残りを200万円を家の家族の者が払いました。確かに、サラ金の問題ていうのは非常に難しいものです。ただ、借り入れだけの方もいっしょにゃれば、名義を貸して貸し倒れたというそういった例も非常に多いそうでございます。

その点については再度お尋ねします。これまで、サラ金の多くが貸し出し金利が29%でした。10万円借り入れば1年後は2万9,000円の利息がつきます。しかし、法律上の利息制限法によれば100万円以上の貸し出しが15%以内、100万円以内が18%、10万円以内が20%と決められております。サラ金の29%の貸し出しというのは違法でございます。この29%は出資法に基づいて計算されております。出資法の29%と利息制限法の20%以内の利息、その間がグレーゾーンと今まで言われておりました。それをグレーゾーン金利ということでございます。市長は、このグレーゾーン金利そのものについて、ご存じだったでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このグレーゾーン金利につきましては、国

会の中でも今それぞれ論議をされているところでございます。私もこの言葉自体はよく聞く言葉でございましたのでわかっておりますけれども、この中で違法とか違反とか、今国会の中でもいろいろと審議をする中で決定されていくということで、法律の中でありますので、私もこのことはやはりこの法律に従った中でいろいろと理解していきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

多重債務者の本市のどの程度推測ということなんですけれども、全国でサラ金を現在借りている人が1,400万人と言われております。鹿児島県で多重債務者、サラ金業者4社以上から借りている人が約2万人と言われております。人口比で判断しますと、日置市でも推定500人から600人が4社以上からサラ金を借りているんじゃないかなというそういった数字が出ます。私もこの前、伊集院町内のところを回りました。伊集院町内のサラ金業者が皆さんご存じのとおり大手と言われるところがございます。武富士、プロミス、レイク、アイフル、三洋信販、こういった大手の無人販売の無人の無人貸出機がございまして。日置市で500人から600人というその数値を聞いて市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ事情がありまして、サラ金を借りていらっしゃる方は何名、何十かいらっしゃるといことはお聞きしておりますけど、市としてこれを実態的に把握する手法はなかったというのがございます。特に、日置市におきましても大手のサラ金のその無人の機械を設置しているところが数カ所ありまして、私も通ったときに何人か出入りしているのは見た経緯もございます。そういう中におきましてこの500から600名いるのか、どれだけの金額なのか、ちょっと私の方も把握は今

のところしていないというのが実態でございます。

○5番（坂口洋之君）

これまで、多重債務についてはなかなか実態把握が難しい状況でございました。国もサラ金と自殺の問題は直接的にはもう社会問題化してもなかなか国としては腰が重い状態でした。自殺に関しても年間3万人を超えるということで、自殺対策基本法ということでこれから国が自殺をなくすということで力を入れます。また同時に、多重債務者を国が少しでもなくそうということで、1月に有識者会議が開かれまして4月には国としての結論が出るそうです。そして、全国1,800の地方自治体に多重債務者の相談窓口を法律をもとに設置しようという動きが今、始まっているところでございます。

全国的な例がございます。この多重債務の相談機能の先進的な例としまして、まず岩手県です。岩手県も多重債務者が非常に多いということで、県単位でさまざまな弁護士協会とか、司法書士協会、また地方自治体と連携して弁護士などや司法書士などを相談員として配置して、多重債務者の相談機能を充実させております。

また、奄美市なども、奄美市は非常にサラ金を借りる方が多いということで、市役所内に市民相談課を設置しまして、福祉や税務、また水道など未納者を対象に、相談、多重債務の実態を調査しながら、最終的には弁護士、司法書士を通して利息制限法に基づいてサラ金業者に払い過ぎたお金を回収して、そのお金で税金の滞納とかさまざまな各種公共料金の滞納に回したというそういった実例がございます。

日置市もことし4月から、消費生活相談員を配置するという答弁でございましたが、多重債務の相談機能について先ほど答弁がありました。もっと詳しく説明を願いたいと思

います。

○市長（宮路高光君）

この多重債務の方々の救済ということでございますけど、基本的に多重債務するということで大変いろいろな事情があられるというふうには思っておりますけど、やはりこれもやはり個人的な一つの大きな見解の中で義務という中で、やはりこれも個人責任ということが一番私は大きな素因じゃないかなと思っております。

今、おっしゃましたとおり、その中におきまして、保証人の倒れとか、いろんな形で多重になったのか、もう基本的にはその浪費といえますか、そういうギャンブルとかそういうものでなったのか、やはりいろいろとその実態というのも私は必要であるのかなと思います。

そういう実態もきちっとした中においてやはり相談業務ということをして、それぞれの行くべきところに紹介していく、そういうことをやはり重ねていかなければ、余りこの多重債務だけをみんなが救っていくんだという意識の中でやっていく中においたら、まだまだいろいろと若い子供たちを含めカード化いろんな問題で走ってしまう。特に今裁判所ていいますか、この自己破産という一つの問題が大変大きな問題になっております。それぞれ借りっぱなしをして裁判所の中におきまして自己破産する、もう借りたそういうものはちゃんとする、そういう意識の中で大変これがまた逆に、こういう債務を強くいろんなことで救ってあげるという形の中でいく中におくのも、大変恐ろしい部分もあるのかなという両面も私、考えておきまして、とりあえずこういう相談業務というのはきちっとやりながら、またさっきも申し上げましたとおり、弁護士会とかそういうところにご紹介していく、そういうことしか市として対応というのは難しいのじゃないかなというふうに考えて

おります。

○5番（坂口洋之君）

これまで多くの自治体においても多重債務の相談窓口がありました。しかし、多くの相談に対して、せいぜい弁護士を相談するとか司法書士を相談する程度だったんですよ。ですから数字として、日置市の多重債務の相談件数がこれまで5件しかなかったという実情でございます。

先ほど申したとおり、滋賀県の野洲市は、弁護士や司法書士を月に1回程度、相談員という形で対応させて、さまざまな市民からの多重債務の相談がありました。また、当然、これまでも日置市の税金の未納や、さまざまな未納のことが語られたと思いますけれども、多くの方が多重債務のサラ金にお金を返すことをまず先にした結果、どうしても市町村の税金とか水道料金が後回しになっているというそういった状況でございます。利息制限法によって、サラ金の清算をしようとしたら相当数のお金が返ってくるそうです。奄美市も多重債務の相談窓口を設けまして弁護士などと連携しました。そしたら、サラ金業者に払い過ぎた奄美市でいくと4億円近くがサラ金業者から取り戻したというそういった実績がございます。

そういう意味でも、市も消費生活相談員を置くわけでございますけれども、やはり弁護士とか司法書士と連携して、せめて月に1回程度、専門家の相談機能をつくることなどはできないのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この中におきまして、弁護士、その大変予算的なものも必要でございます。今できる中で私どもができていっているのは、この多重債務だけじゃなくいろんな消費生活を含めた中でやっていくということでございまして、そういういつも市の中で予算の中で弁護士をしてやることもやはりそれは一番いいことかもしれ

ませんが、やはりこの多重債務だけを重く見た中の取り組み方というのはいかがかなというふうには私は考えております。私どもも基本的にいろんな行政を含めた中で、今後それぞれ弁護士とかいろんな方々がいらっしゃいますので、そういうものはまた本人たちの相対の中でやっていかなければならないことかなと思っております。

今言いましたように、この金利の問題におきまして、それだけ勝ち取れる部分につきましては、さっきも言いましたようにグレーゾーン金利の中でそのような法的にきちっとできる部分があるというふうには思っておりますけど、やはり今後市としてどこまでサービスができるのか、やはりこのサービスの限度というのはやはりきちっと考えていかなければ、やはり不平等さというのも私は出てくるのかなというふうには思っております。

○5番（坂口洋之君）

わかりました。次に、嘱託職員のことについてお尋ねいたします。

厳しい財政ですから、正職員の方々は年々削減されるということです。その一方で、嘱託職員の方々が特に福祉や教育の現場にどんどん配置されております。その点について問題ないのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

根本的にそれぞれの現場の中で、同じ仕事をしながら、正職員、嘱託職員、大変いろいろと現場の中では恐らく戸惑いもあるのかなということは思っております。ですけれども、採用する時期におきまして、やはりきちっとその人に対しまして、こういう条件の中ですからという一つの説明をした中で採用をしておりますので、そういう働く中で見た中に同じ仕事をしているという部分は出てくるかもしれませんが、やはりこういう行政改革を含めたこの時期の中におきましては、そのようなことが現場の中では少しは出てく

るかもしれないというふうには思っております。

○5番（坂口洋之君）

今、特に、福祉の現場では、非常に人手不足が問題になっておると思います。日置市も福祉の施設として青松園や、今度4月から稼働いたします包括支援センターなどがあると思います。正職員を当然配置すべきなんですけれども、厳しい財政ということですべて嘱託職員対応ということなんですけれども、人材確保という点で問題はないのか、そのこと、そこら辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

人材確保という中におきましては、大変そういう正規の中におきます待遇を十分した中であれば、私は十分そのように確保はできるというふうには思っております。ですけど、やはりこういう財政を含めた人件費率の中でどうあるべきなのか、やはり同じ職員の中で最初のうちはよろしゅうございますけど、10年20年30年したときに、やはりこの企業体系が変わっていくのか。やはりそこあたりも大変おそろしい部分もあります。

そういうことを含めた中におきまして、十分とは言えませんが、特に福祉におきますケアマネージャーの資格を持っているとか、やはり社会福祉士を持っているとか、やはりそういう資格を持っている中におきまして、やはり今ご指摘ございましたように、現場の中では、やはり賃金体系が変われば、何かいろんな課題は持っているというふうには認識しております。

○5番（坂口洋之君）

例えば、青松園も今嘱託職員がどんどん入っているわけなんですけれども、なかなか採用、募集をかけても人が集まらない。入っても賃金体系が民間に比べてもかなり低いということを知っておりますので、なかなか続かないということを知っております。実際どう

なのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、青松園の場合につきましては、やはり収支計算を含めた中におきまして、トータルの中で人件費率を考えていかなければならないと思っております。最初の中におきまして、その臨時の方に対します賃金体系を、やはり一般的な事務とは違いますので、やはり民間の中におきますその賃金体系、そういうものを比較した中で賃金体系を決めていけばいいし、要は要するに、そのような青松園を含めたのは、特別会計を含めて収支予算を含めて、やはり経営的にきちっとあう中におきます人件費率、やはりこの人件費率がどうあるのか、そういうこともやはり精査した中で、その臨時体系の皆様方の体系というのは決めていかなければならないことかなというふうには思っております。

○5番（坂口洋之君）

市長は、これまでも人件費のことをよく触れたと思います。しかし、日置市の青松園の場合、嘱託職員がどんどん入っていくんですけれども、1日の賃金が6,000円程度、ボーナスも交通費も全く同じでないというそういう実態でございます。当然ながら、なかなか募集をかけても来ない、入っても続かないというそういった実態があります。そういった点について、利用者にとってサービス低下につながらないのか、単に人件費削減だけで判断していいのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

その人権削減という言葉が適切なかわかりませんが、正職員ということになったときに、そしたら10年後の青松園の経営というのが赤字になったときに、一般財源からそれだけ補てんできるのか、やはりそういうことも市としては考えていかなきゃならない。

基本的に、その特殊な職務でございますの

で、民間の中におきましてどれぐらいの給与体系があるのか、やはりそういう特殊な職務の中で今行政で行っているものについて、やはり民間とどう比較があるのか、やはり民間のそれぞれの働いている賃金体系、そういうものも比較しながら今後決定していけばいいのかなというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

わかりました。それと並行して、4月から包括支援センターが開設されるということです。昨今、担当福祉の委員長の一般補正予算の報告にもありました。なかなかケアマネジャーが集まらないということを聞いております。そこら辺について実情はどうなのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

募集した中におきまして、それぞれ全部が集まっておるとは限りません。今後運営している中におきまして、またそれぞれ募集していかなければならないというふうに思っております。この包括支援センターという中におきまして、やはり一つの事業所の経営体でございます。報酬があつて国庫補助をもらつて経営的な中を考えてやっていかなければならない。今後この包括支援センター、私も何年続くのかちょっとわかりませんが、一たんいろんな形で入れてしまいましたら、大変こういう制度の改革する中におきまして大変難しい部分があるというふうに思っておりますので、その処遇の待遇を含めまして、募集で足りないときにつきましては、またそこあたりの体系的なものも十分考慮した中で、また募集をしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

私も厳しい財政ですので、すべてを正職員で決してとれというわけじゃございません。結果的には正職員で雇えないわけですがけれども、少しでも正職員の待遇に近づけるそうい

った努力が今必要じゃないかなと思っております。

ちなみに、民間のケアマネジャーの職員の賃金が大体25万円から30万円と言われております。ベテランの経験のあるケアマネジャーがそこをやめて日置市のケアマネジャーに移るとは決して思いません。そこら辺を含めて人材確保という点を考えても、今後嘱託、たとえ嘱託職員でも正職に少しでも近づける努力をして、そして嘱託職員でもずっと働き続けられるそういった職場環境をつくる必要があるんじゃないかなと思っておりますが、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、福祉部門につきましてその職場のあり方の中におきまして、やはりこの民間の中におきますその職場、それぞれいろんなケアマネジャーを持っておりましても、在宅を含め、また居宅を含めましていろんな方法で実施されていると。大変この最近、何ですか、福祉におきます職員の移動が民間を含めまして大変激しいということもお聞きしております。それだけ基本的に民間の中で働いておれるということは、大変環境的にも厳しい状況が私はあるというふうに思っております。また内容的に、またどういう行政の中で今回立ち上げる包括支援センターを含めた中で、どういう内容にするのか、やっぱりその仕事の内容度にもよってきた中において、その金額という報酬を決めていかなければ、ただ、民間がどうであるとか行政がどうであるとかそういう部分だけの金額だけじゃなく、しかし仕事内容も含めたそういうものも精査した中で、臨時の皆様方に対しましてもやはりきちっと決めていくべきなことであるというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

賃金に関しては、市長の先ほど答弁があつたとおり非常に厳しいという答弁でございま

した。今から先は、特に日置市も福祉の分野については、嘱託職員が非常に多く配置されるのではないかなと思っております。今後、正職員に負けないぐらい十分研修をして、また、いい人材を育てながら、ほかのところに流れないような均等待遇を目指すことを最後にお願ひしまして、私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

今回は小トリになりました。皆さんも大分お疲れのところと思いますが、私もあさってですか、最終の一般質問ですが、これにつながるように一生懸命頑張っていきます。よろしくお願ひします。

今回は、市長に4問の質問をいたします。

まず、1問目の市内の活性化、人口増対策について、市長に伺います。

長引く経済不況、少子高齢化に大型店進出による商店街の不況、農産物の自由化による農家経済の圧迫などにより、市内の町部の商店、農村部の民家など後継者がなく、空き家の状態が長く続いているところが目立つようになりました。私はこの対策を急ぐべきだと以前から思っておりました。2月の全協で市内の空き家の状況は報告がなされました。そのときには対策などは示されませんでした。午前中の坂口ルリ子議員への答弁で市長の考えは大体理解できましたけど、それになような部分だけ後ほど質問いたします。

次に、2問目、建設業の入札制度について、市長に伺います。

私は、過去何回も建設業に関しましては質問をいたしました。それはなぜかといいますと、市の限られた貴重な財源を有効活用することにより、市長がいつも言われているように、市民が安心して安全に暮らせるような環

境整備、施設整備が必要不可欠であります。また一方、建設業者には、その業務をなすことにより、地域経済社会に大きく貢献していただくことが重要であり、双方によい結果が求められます。本市におきましては、過去不幸な出来事があり、行政も業者も改善に向け大変な努力をなされ、現在はよい形で推移していると思います。

そこで、質問であります。市長は、以前から言われていた受注希望型指名競争入札制度の導入を試行されようとしておりますが、このことに問題なるようなことはないのか、国は、2月17日のマスコミ報道で、全市町村に一般競争入札制度を導入することを発表しました。このことについて市長はどのようにされるのか、伺います。

次に、3問目、江口浜荘の温泉源の活用について、市長に伺います。

この件につきましては、17年の6月、9月の2回質問を行いました。当時は指定管理者制度の対象施設として考えておられ、市長の的確な答弁が得られませんでした。今回、指定管理者制度に移行され、双方とも幾らか落ち着いてきていろいろな改善などの要望やアイデアが出てくるのではと思います。

私の質問は、旧町時代に東市来町が湯之元球場近くに温泉源を確保してある。この温泉源をなぜ活用しないかということの質問であります。

市長は、国民宿舎運営審議会で幅広い論議をしていただき、また今後この温泉を核とした市民を含め、また市外からも来訪者という形の中で十分活用をやっていくような努力をすると答弁がありました。繰り返すこととなりますので本旨だけ申しますが、今、江口浜荘は、年間大体1万9,000人の温泉利用者がいます。現在使用している泉源は温度が低いため、大体40度を割っていると思いますが、重油ボイラーで追い炊きを行っており

ます。この燃料代が月30万円ぐらいかかるそうです。年間にしますと300万円以上かかるわけです。

私も調べてみましたが、16年度で191万円、17年度で248万円、18年度は見込みで300万円前後かかる見込みと私は思っております。新しい泉源を利用したら、たしか66度Cだったと記憶しておりますが、燃料代はほとんどかからないと思います。短的に計算したらお湯の量も2倍使えるわけです。こんなよい話、民間だったらすぐに利用すると私は思いますが、市長はどう思われますか。市長の考えを伺います。

次に、最後4問目、旧町で補助事業などで構築した建物、機械等の利活用について、市長に伺います。

市長に通告していましたように、運動施設等は市民に等しく開放されていると理解しております。私が今回質問いたしますのは、それぞれ4町が合併した今、農業用施設、機械、関係します加工センター、物産館などにおいて、市民であればお互いだれでも利用できないものであるか伺うわけであります。なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、旧町時代、それぞれの町が補助金でできたものであり、当然町内・町外の利用、使用に制限がありました。これを合併した今、市民の権利、義務は皆同じではないかという観点から伺うものであります。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市内の活性化、人口増対策についてということでございます。

この空き家問題につきましては、先ほど18番議員の中でも答弁したとおりでございます。市内約1,700軒程度の空き家だったということでございます。その中におきまして、特にこの活用につきましていろいろ

と自治会長さんたちとまた話をしていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

2番目の建設業の入札制度についてのご質問でございますけど、公共工事における入札制度においては、宮崎をはじめ全国で啓発が相次いだ談合事件を受け、先月下旬に総務省からだれもが自由に参加できる一般競争入札をすべての自治体で導入することを柱とした入札制度改革に関する報告が通知されたところであります。

本市においても、これまで取り組んでまいりました予定価格の事前公表や指名業者の事後公表など入札手続の改善に加えまして、このほど受注意欲のある建設業者に十分な受注機会を与え、競争性の向上を図る目的から、市内業者を対象に5,000万円未満の一部の工事について、入札参加希望者の中から指名業者を選定する受注希望型指名競争入札制度で実施していきたいということを、先般、業者の皆様方を集めて説明会もさせていただき、本年度中に1件だけこの制度で発注をしたいというふうに考えております。

基本的には、やはりこのさきも申し上げましたように、市内限定という形になりますけど、一般競争入札の中におきましても、やはりそれぞれの市におきましても条件つきというのをやっておりますけれども、条件つきというのは、その金額に応じましてそれぞれ地域を限定しているということが一つ大きな要素でございます。本市におきましても、この受注希望型という指名競争入札制度でございますけど、この内容的には、条件付きの一般競争入札と私は何も変わらないというふうに考えております。

この工事の中で、一番説明会の中でいろいろ意見が出てきたのが、一番現場代理人といえますか、こういうものをきちっと置いていかなければならないということに対しまし

て、工事が完成したときに検査が遅いとか、
いろんなことでこの現場代理人のあり方とい
うのが大変この問題について大きく言われま
すので、そういう質問があったぐらいでござ
いました。今回、このことにつきまして、発
注した後にまたいろいろと意見をお伺いして
進めさせていただきたいというふうに思っ
ております。

3番目の江口浜荘の温泉源の活用について
ということございまして、このことにつき
ましては、今まで同議員が質問もいろいろと
ございました。昨年の9月から指定管理者を
導入させていただき、イシタケさんの方がこ
れを運営しているというのが実情でございま
す。この中におきまして、この温泉源の活用
というのがございます。この中で一番温泉源
の活用の中におきまして、やはり施設の配
管等をしていかなければ使えないという実情
もございまして、イシタケの方からにつきま
しては、この温泉を活用したいということ
を申しておりますけど、私どももやはり1年間
いろいろと収支を含め、またいろんな形態を
含めた中で、このことについて十分協議を
していきたいというふうに思っております。や
はりこの投資的な経費がどれだけかかっ
てくるのか、これをどっちがどう思っ
ていくのか、いろんな問題もまだ課題も残
っておるようございまして、また、1年間
の収支計算を見た中で、今後このことにつ
いては検討をしていかなければならぬ問
題だというふうに思っております。

また、旧町で補助事業等で構築した建物、
機械等の利活用、それぞれ農業用施設を含
めまして、今までの機械導入につきま
しても、それぞれの生産組織が含めて機
械導入したのもございますし、また、農
業公社の中で機械を導入した部分もござ
いますし、また、農協が事業主体にな
って機械を導入した、いろいろと今
までの経過の中で機械導入にしても

事業主体がそれぞれであったのかなとい
うふうに思っております。

また、機械の導入もございますけど、特
に、物産館等におきまして、いろんな補
助事業を使って設置をいたしました。今
ご指摘ございましたとおり、それぞれ物
産館に利用できないかということござ
いますけど、これは、市民みんな一緒
でございますので、どこでもそれぞ
れ参加することは可能であるというふ
うには思っております。

ただし、それぞれの今管理運営とい
うことでしておりますので、やはり管
理運営の中におきまして、やはり十分
協議をさせていただかなければ混乱す
るのかなというふうに思っております。
そこあたりも十分、今指定管理者を
含めた方々と、また、それぞれの中
で運営している団体とも十分協議を
させた中で、こういう加工センター等
につきまして、物産館等の利用につ
いては、今後、開放をしていくべき
なことだというふうに思っております。

以上で終わります。

○22番（重水富夫君）

今、1回目の答弁をいただきました。順
を追って質問をいたしたいと思いま
す。

市内の活性化、人口増対策について、
空き家対策についてであります。本
県、過疎がふえて87%になったとい
う報道がございました。これは、合
併前は全99市町村の中で71.9%
が過疎でありましたけども、今回
は49市町村中43で87.8%を占
めたことでもあります。これには、
ちょっと数字のマジックがありますが、
鹿児島市も、本市も、伊集院は違
ったけども、過疎の市になったとい
うことでもありますから、数字的
にはこれよりまだ少ないと見てい
るんですが。

おとといの新聞だったでしょうか、
日置市の吹上町中原の商店街、えび
す通りにある物産交流館「伊作えび
す家」は、吹上町商工会が商店活
性化を目指して古民家を再利用オー

ブンさせたということがあります。

ちょうど、4月末で開店1年半を迎えるということでございますけども、今までは何とか、月に7万5,000円の純利益を出していたということでございますが、2年間続いていた市の事業費補助、これが打ち切りになり、合併で4月に日置市商工会となり、商工会からの運営補助も1割カットされたら、これは、市の補助金がカットだったからこういうふうになったんだらうと思うわけですが、通り会の空き店舗も、4年度は12.4%、6年度は13.9%、だんだんだんだん空き家がふえてきてるということでございます。

県の連合会も、こういった活動を、空き家を何とかならないかというようなことで、いろいろモデル的に宅配をするところをつくったり、私も1回はえびのの方に見に行きましたけれども、これも2年ぐらいでとんざしたということがありますが、吹上の方では、今後、この「えびす家」に各店の商品を集めて、独居老人宅へ宅配するという事業を始めるといことで、いろいろ頑張っているところですが、東市来地域におきまして、以前、衣料品店が閉店になり、そこを商工会が核になり公衆浴場の近くでありましたので、「湯上がり館」と称してずっと休憩などを受け入れていたわけですが、今またほかの団体が利用しているようではありません。

これも、最初は、商工会を通じて町の補助でありましたけども、補助金の事業で、国の事業もありましたけどもやって、そういったことをやっていたというのが事実でありまして、いろいろと商工会を中心にしてやってるわけですけども、だんだんだんだん財源が厳しくなり、市の財政もそうもありませんので、こういうことがだんだんだんだん補助金打ち切りになるんですけども、私が、公共性の強

い団体等においては補助金はふやすべきじゃないかというのは、こういうことも意味してるんですが、市長、このことについてやはり市の支援ということは考えられないか、まず伺います。

○市長（宮路高光君）

大変、空き家対策の中で、それぞれの商売と申しますか、それを成り立たせていく、大きな一つの問題であるというふうには思っております。市の中におきまして、やはりこの補助金、補助金がなくなったら経営ができないと、そういう部分がどういう意味なのか、とりあえず、経営的に大変難しいから、私どもの補助金を当初出して、どうにか自立した形の中でやってほしいというのが、この補助金のねらいだというふうに思っております。

そういう中におきまして、お互いがこのことについては努力をしていかなければ、いつまでも補助金というのは続く形じゃない。また、経営的に見て、補助金があるから経営が成り立つと、そういう形ばかりを追求している中にしたら、一つの商売にしても、いろんな形は大変難しいのかなと思っております。

今後、やはりこの補助金を出す中におきましても十分な論議をしながら、また、地域のそれぞれの団体と、皆様方と話をしていかなきゃならないということを思っております、今言いましたように、まだ今以上にこの補助金を出せというのは、若干私は今の時点じゃ難しいというふうに思っております。

○2番（重水富夫君）

非常に難しい問題かと思いますが、東市来の湯之元では、また、もう1件、今月いっぱい大きなスーパーが閉めますけども、やはり今後、最初の立ち上がりだけでも、市が関与した形で商工会を通じて、そういったものの活性化にさせていただけたらと思います。

農村部の方に入ります。農村部の方では非常に空き家が、まだ商店街以上に多いわけで

すけども、坂口議員の方からの答弁でもありましたが、私は、ただ家に住むだけではないということで、やはり田舎ということを利用した水田、畑、あるいは、樹園地、そういったものの市民農園的なもの、こういったものをつくりながら、そこに週末利用してもらうとか、あるいは、永住してもらうとか、先ほどもありましたが、団塊の世代のUターン・Iターン、いろいろありますが、定住化をするには、ぜひ行政が何らかの形で関与してやらないといけないと思っておるところであります。

今、東市来の方は、市民農園と、前は町でしたけども、平成15年度に、諏訪原、湯之元球場の前につくってありますけども、33区画つくってあります。これが、何となくずっと今まで、全部埋まっているということです。18年度も全区画契約ですが、この中で、旧町内の人たちと町外の人たち、鹿児島市も私の同級生が一人おりますが、必ず鹿児島市も何人かいると思うんですけども、そういった方々が、毎週来て農園をやっているというようなことではありますが、これをやはり田舎の方にも、先ほどの答弁では、個人には難しいということでありました。もちろんそうですが、自治会あたりで幾らかそういう団体をつくってやる方法はないか、そこを市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

鹿児島県で一番すばらしい事例をしているのが、柳田自治会というふうにして鹿屋の方でございます。ここの先進事例を見中におきまして、大変すばらしいリーダーの方がいらっしゃいまして、それぞれ自分たちの地域のよさをいろんな中でPRし、また、さっきも話ございました地域におきます集落営農を含め、やはり国がしている先進的な自治公民館がございます。

特に、今ご指摘ございましたように、この

農村地域の皆様方のこの空き家の状況でございますけど、強いていろんな中におきますと、家にまだ物を置いているというところもございまして、このうち、本当にあけて、できるという家というのは、もう1割もないのかなというふうに思っております。実際使えるものがですね。

こういう使えるものについては、先ほども言いましたように、特に入ってこられる方々も、やはりこの自治会機能、やはり農村部のしきたりを含めた中でどう対応していただけるのか、やはり私はこのこともやはり大事なことで、来て一、二年したとかまた出ていくとか、いろんな形が今までもこの農村地域に入ってきて、よかから入ってみやんせという形もした、また、いろんな悪い事例もたくさんあっちこっちでお聞きしております。

そういうことを含めた中で、行政的に強制的なものもできませんので、特に自治会とも、特に自治会長さんとも、また、集落のみんなとも十分話をした上で、そういう受け入れ体制というのもしやっていくべきなことであるんじゃないかなというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

市長のおっしゃるとおりだと思います。それには、まず、私も二、三軒はそういう紹介して、今現実住んでいるのがおるんですけども、まだまだ、いい家で住めるのはたくさんあります。やはり、そこで一番問題になるのが、やはりリフォームしないと入れないというような、トイレ、台所、風呂ですね、こういう水回りの整備がまだ済んでおりません。家主さんも、それだけ金をかけて家賃を取っても、かけた金が返らないというぐらいが実態なんです。そこを後の人が修理して最低限自分で住むだけ住みやんせと、あとは家賃はただですと、例えばですね。

そして、幾らか、市の補助があるというような形もおもしろいんじゃないかなと思うん

ですが、ただ、言われることは、都会の方々との混住ですね、これによってやはりいろいろあったりもいたすようであります。ここがまあ、難しいところでありますけども、そこはお互い話し合いの中で住まわせていき、いい方を誘致する。それだと思っておりますが、私は、例えば、吹上の新規就農ですか、この人たちなんかには、そういうのを改善するのに150万円ぐらい払ってますよね。そりゃ、払うなということじゃないんですけども、やはりそういったことも含めて、こういう方にも伸ばした方がいいんじゃないかと思うんですが、市長どうですか。

○市長（宮路高光君）

吹上地域で行ってきておりましたその家の改修、それぞれ行政の中で負担したところもあったようでございます。これは、やはりその地域の特産物を広めていこうという大きな大義名分の中で、このような形であったというふうに思っております。

今後、やはり市としてどういう形の中で、ただ人口増を目的の中でそうすべきなのか、いろいろとそういう一つの農業施策の中でそういうものやっていくのか、農村地域におきます活性化のためにするのか、やはりいろいろとこの仕分けをしていかなければ、単純にただリフォームするから来てくださいというだけのものに対しては、大変、大きなまた問題点も残るのかなというふうには思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。最後に、まとめとなりましょうかね、この空き家対策について非常に懸念されるのがあるんです。市長も記憶にあられると思いますが、もう七、八年前でしょうか、東市来は連続放火というのがありました。十二、三軒だった、多分だったと思います。町内だけではなくてですね。

そういったことも、これは全部空き家だけ

だったんです。懸念されるし、また、青少年の健全育成という意味から非行という温床になりかねない。まだ、今事例としては大きなはありませんが、やはり地域の方が見守ってくれてるからないんですけども、それが、もし、やはりそういった温床になるというようなことも懸念されます。

そこで、やはり景観ということもありますけれども、先ほど、固定資産税はどうかということもありましたけども、個人の財産ですので余り制限はできませんけれども、やはり市でそういった条例でも制定して、管理上のこともやってもいいんじゃないかなと思うんですが、これについて市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

市で管理をする。空き家をする。今後どれだけの数がふえてくるのか、私どもも予測はできません。基本的には、この地域におきます防犯対策の中で、大きな一つの要因にはなっておるということは否めませんが、これを個人財産の中におきまして、市がどれだけ条例化して強制的なものがあるのかどうか、そこあたりはちょっと疑問視するわけでございます。

やはり個人が財産の中で、やはり自分の私有物は自分でやはり管理をしていただく。そういうことも、ただ行政だけでそのことを解決すれば易しいことかもしれませんが、やはりまだまだいろいろと多くのそういう個人所有というのがございますので、ここあたりの見解はやはり、きちっと差別化した中で今後進めていかなければならないというふうには思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を18時といたします。

午後5時52分休憩

午後6時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（重水富夫君）

ただいまの答弁、ちょっと、市長、私の言い方悪かったのか、勘違いされたみたいですよ。市の条例の制定など考えられないかということで、結局、市が管理せえということじゃないんです。市として、個人の責任で撤去するなりどうかできるような方法を考えるべきじゃないかという意味なんです。

それには、まず、幾らかの市からの援助も支援必要ではないかということですが、やはりこれは非常に難しい個人の財産ですから、難しい問題もありますけども、そういった事件、事故、犯罪等に関係するようなことになったらつまらないということで、市はやるということでの質問であります。

○市長（宮路高光君）

今の問題で、それぞれ所有者におきます環境公害条例ですかね、その中におきまして、基本的にそういう空き家、また、カヤ等、いろいろなものがぼうぼうしているときについては、やはりきちっとした整備を、そういうところからの中でも、今現時点である環境審議会条例ですか、その条例の中でも通知ができます。

今おっしゃいました新たにまた一つのこういう条例をつくって、それでいいのかどうか、今のある条例等を運用した中でも、そういう一つの所有者に対します通知もできますので、今のところはそういうもので対応をしていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次に、2問目の建設業の入札制度についてであります。

市長は、昨年7月にマスコミで報道され、議会にも報告がなされました。そのときの南日本新聞の記事であります、昨年5月の日

置市発足直後に明るみに出た町職員と町内業者の贈収賄事件、以来、市は競争促進に主眼を置いた入札制度と談合防止策を模索し、業者を受注意欲でふるいにかける「受注希望型指名競争入札制度」の年度内試行を決めたとありました。

それで今回やられると思うんですけども、市財政管財課は、受注希望型を募り意欲のある業者の参加機会を広げるシステム、できるだけ多くの希望者を競争に反映させると説明、年度内に数回試行し、希望者に極端な多くの応募があった場合の運用などを検討するとあります。

また、市は、談合防止効果があるとされる一般競争入札の拡大や業者の技術力も加味した総合評価方式も検討した。しかし、事務量の増大や審査体制づくりなど、市町村レベルでの対応は困難と判断、導入は見送った。

以上のようなことでありますが、入札等監視審議会などで簡単にはいかなかったと思いますが、時間をかけていろいろ問題点の指摘などあつての答申がなされたものと感じますが、どういう問題点が予想されるのか、提起されたのか、また、それをどのように解決されていこうとされるのか、お尋ねをします。

○市長（宮路高光君）

このことについてはまだ、課長の方に、いろいろ経緯等がございますので、課長の方から答弁をさせます。

○財政管財課長（福田秀一君）

受注希望型の入札の件でございますが、まだ、今年度で1件試行ということで、先ほど、市長も答弁しましたように、来週の16日——あっ、今週ですね、今週の16日に一応1件入札を予定をしております。これにつきましては、一応制度の概要を入札等監視委員会の方にも一応説明をいたしまして、試行をやってみるということをお話ししましたところ、そういうことで一応了解をいただいて、今回

試行に踏み切ったところでございます。

この問題点というのは、今後数回試行いたしまして、その経緯を見て、この制度を継続していくのかどうか、また、どういった形に改めていけばいいのか、これは、今後の問題だというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

そのときに、記事の中に入っていたんですが、入札の結果、東市来が92.26%、84件、伊集院が87.41%、190件、日吉が97.06%、82件、吹上が94.03%、121件ということで結果が出ておりますが、伊集院だけについては非常にこの落札率が低いんですね。

だから、その影響だったとこう見るんですけども、市長は、この結果を見てどう思われるのか、ただ、安いだけでよかったのか、工事の手抜きなどなかったのか、あるいは、原材料の品質の低下、例えば、鉄筋などが不足がなかったのか、ここはどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

その結果から想定いたしますと、その土木建築、また、その特殊なもの、特に、今ご指摘ございました18年度におきます入札結果、運動公園のトラック改修の問題とか、特殊な業種の方々がおったと、また、電気関係を含めた中で、それぞれ安い落札であったということであるのかなど。それぞれの業種の中でいろいろと差異があって、総体的に伊集院地域におきます落札率が低かったということと言えるのかなというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

市長は、そういうことはなかったということに理解いたしましたけれども、例えば、工事を受注するため不当な手段ですね、例えば、土木技術監理士とか、そういった人が幾らいて入札の資格があるとか、いろいろありますよね。そういった者の、ただ名義だけ借りて

仕事をどんどんとって、自分のところでは仕事ができないからそのまま丸投げをする。例えば、あるようなんですよ、こういうのが。市長が、どのくらいそういうことを知っておられるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

先般、説明会をしたときも、この現場代理人の任期といいますか、そういうものの質問がございました。特に、それぞれ受注してる中におきまして、それぞれ現場代理人とか、そういう資格を持った人を選任したときに、自分ところはもういないから、そういうものに参加できないと、そういうときに次の入札参加のときにペナルティーがあるのかどうか、こういうご質問もあったようでございます。

今後、やはりそれぞれの入札の中におきまして、そのような代理人を含めたチェックというのは、この入札制度のあり方以前に、やはりそういうものもきちっとチェックをしながら、報告等を含めて精査をしていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

ちょっと、重ねて質問しますが、今までそういうチェックが薄かったのか、あるいは、チェックしてあったのか、その辺の事実はどうですか。

○財政管財課長（福田秀一君）

その辺の確認につきましては、それぞれ工事の主管課の方でやっていただいております。今後、今後といいますか、この受注希望型の場合は、一応参加申込書を出してもらいます。その中に配置技術者も記入するようになっております。それをもとにいたしまして、この受注希望型につきましては、財政管財課の方でその申し込みを受け付けた時点で、詳細なチェックをしていきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

よくわかりました。

次に、業者の方からよく言われて、これは、自分たちのいいようにしか言いませんので、どっちが本当かよくわからないんですが、格付によって、金額によって、Aクラス、Bクラス、C、D、決まっていますよね。入札指名が、そこで、例えば、Aクラスがたくさん出るときもあるし、Aが薄いときもあります。そういうときで調整はされると思うんですけども、大体、工事量を見て、そしてまた、業者の充足率、とった率ですか、そういうのを見られて、もちろんされると思うんですが、その辺の基本的なことはどこでやられるんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には原課の方で、そういう道路にいたしましてもつくる場合について、その距離的なもので分割できるのか、また、建築を含めた中でそれぞれ分割できるのか、やはり原課の、現場のサイドの中でそういう判断というのはやって、それが私どもの方に伺い上がってくるというシステムでございます。

○22番（重水富夫君）

わかりました。小さなのを大きくするのはできませんけども、Aクラスが例えば多いときは工区割りをして、Bが何件もとれるようにするといったような調整はされているようですが、今後も、やっぱりバランスよくそういうことをやっていただいたら、そういう文句が出ないんじゃないかなと思います。

次に、業者の育成という面から、これは、適正な利潤があってこそ企業も続くわけですけども、その辺が非常に難しいと思うんですが、ただ、ダンピング的なもので、非常に安くしてただ入札をとるというのもありそうなことですが、そのために最低制限価格を設けるということで、余りよろしくないと言っていましたけども、今はかえって、そっちの方がいいというようなふうに指導が変わってきている。

市長も、これは、長く私が言ったことですが、拒み続けてきておられるんですが、この最低制限価格を設けるということについては、市長はどう考えていますか。

○市長（宮路高光君）

18年当初も最低制限価格は設けておりませんでした。それぞれ入札監視委員会等を含めながらいろいろと協議をした結果、それで、ダンピングを防ぐために最低制限価格を設けた方がいいという一つの中間的な報告をいただいたものですから、今その試行という中におきまして、今それぞれの業種、設計とか、物品とか、そういうものには設けておりませんが、普通、構造物をつくるものにつきましては、最低制限価格を今のところ設けておりますので、そこあたりの状況も、入札の結果を見ながら、また、このことについても、最終的に監視委員会等とも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。

次に、価格だけではなく、技術力、また、その企業がボランティアに参加しているとか、例えば、今消防団員が不足しておりますけども、団員数によってポイントを評価している自治体もあるようであります。そういった総合的な評価をしながら業者を選定するということは、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

この総合評価ということで、この間も、説明会の中で、今後この総合評価も導入していくということも説明会の中で説明しておりますので、このことも、やはりこの価格もございませぬけど、それぞれ今まで来ましたそれぞれの業者におきます技術力を含めた中で判断をしていくべきなことであるというふうには思っております。

○22番（重水富夫君）

今、せっかく受注希望型をされるという

ころで、こういう質問は悪いとは思いますが、先ほど、管財課長の方は、二、三回やってみるということでありましたが、国は一般競争入札をなささいという、先ほど、市長の公告があったということでもありますけども、今後はどういうふうはこの制度の移行を考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも、管財課長も、私の方も申し上げましたとおり、また、4月から19年度新たに始まりますので、この受注型につきまして、約半数ぐらいはこの受注型を持っていきながら、また、それぞれ一般競争入札というのがございますので、ここあたりの加味を含めた中でしていかなきゃならない。とりあえず、災害とかそういうものについては、やはり除いていかなければならないのかなと思っております。

また、基本的に、今後、電子入札というのを私ども市も、県と一緒に、来年度以降、努めて実施できるような形の中でやっていきますので、やはり建設業界の皆様方にも、新たないろんなこういう制度が、私ども市だけでなく、国、県の中でも起こっておりますので、やはり情報公開をしながら、きちっとお互いが、このことについて対応できるような方向の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

最後で電子入札を聞くつもりでしたが、今市長が答えていただきました。

次に、3問目に入ります。江口浜荘です。

市長のいろいろ話を聞く中で、私は、まだはっきりしていないなということを感じたんですが、泉源を利用しない理由、こういうのが今わかったような気がするんですけども、今、泉源は確保してあるんです。で、今、江口浜荘はその泉源から500ないでしょか、400でしようかね、はかつてもないんで

すが、近くに泉源があるので、それから山を越えて江口浜荘に送ってるんです。その泉源の近くに今まで使っていた泉源、ぬるい泉源の近くにあるんです。そこまで入れたら使えるわけです。

例えば、市長は、投資的経費をどうこうと言われましたが、江口浜荘の存続を考えておられるんじゃないかなと、私は思うんです。江口浜荘がもしやめるようなことになったら、むだになるんだらうかということを考えていらっしゃるんじゃないかと、これ、全然むだにならないんです。今ある泉源を1つのタンクに運ぶんですから、それはまた、もし江口浜荘がやめたら、ほかの温泉に必ず活用すると思うんです。泉源を2つあるのを捨てやしないですよ。

だから、それは何もむだにならない。今300万円、年間捨てた金なんです。これは。早く2年ばかり前入れておけば、もう300万円、あるいは、150万円、400万円ぐらいもう要らないですよ。おわかりですか。そういうことで、ひとつ今したら、結局、様子を見ながらするというのが、私は意味がわからなかったんです。市長は、その辺の見解はどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

この指定管理者制度をする中におきまして、それぞれの新しい投資をする場合につきましては、それぞれ協議をしていかなければならない。これが、全部市の中でするのか、業者がするのか、いろんな問題も抱えておるというふうに思っております。

今ちょうど、まだしまして半年程度の中で収支はどうか、そこあたりもやはり経営者として、ほんとに1年ごとの決算等を見ながらまた指定管理者と私ども行政といろんなことを話をしていくということでございますので、その受けたところも、1年後の中において、もう大変かなという部分が出てくるの

か、ちょっと、そこあたりもわからないという状況でございますので、とりあえず、1年間を経過した中において、このことについて考えていかなければならないと、おっしゃいますとおり、それぞれ配管をどれぐらいの中で、費用的にもどれぐらいかかるのか、300万円浮くといいますけど、また、配管の中におきまして、そういう試算もまだこちらの方もしたことございませんので、やはりそういう試算ももし話し合いの場に行くときは、そういう試算等しながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

きのうは、私も江口浜荘にちょっと用事があって行ったんですが、湯之元球場で大阪の履正社大学というのが今来ております。これは、キャンプ張っておりますが、約40人ぐらいです。いろいろ私も聞いたんですが、サービスはどうですかちゅうたら、まあまあ、サービスはいいですねと、ふろが狭いですねえと言われました。たった10人ぐらいしか入らないんですね、1回に。まあ、言やあ、4サイクル銭湯用に入らないわけですよ。ほんと、そう言うはずだなど、私は思ったんですが。

1年たってから、市長は検討されると思いますが、経営の状況を今心配されておりますが、今、企業努力で去年からずっとふえております。どっちもふえております。だから、私は大丈夫だと思っておりますが、ただ、先ほど、繰り返しますが、泉源まで入れるのは、後やめても何かに活用したら何もむだにならないんですよ。

それと、今市長がおっしゃいましたから、私も言いますが、イシタケさんが支店長さんになってから、自前で1,500万円ぐらい投資されたでしょうかね、リフォームされております。いろいろなトイレとかですね。これも全部、自分とこでしてるんですよ。だ

から、私はここだけでどうこうと決定は言えませんけども、おまんさあが引きゃんせよち言や引くかもしれませんよ。このぐらい熱意があるんです。

だから、市が許可をすりゃ、引くぞと言うかもしれません。これは、私が今聞いてないんですから、感じではそういう感じ、とにかく、ほんとに思ってるんですよ。何とか温泉のせんないかんと、サービスが、温泉が悪いんです。宿舎の規模からしたときに。皆さん、また利用してみてください。そこを私は強く言いたい。

それによって、まだどんどんどんお客さんふえるんです。まだ、湯の量が、もう1本入れると、1分間に40のところを80リッター使えるようになります。まだまだ、もしふやしたら浴槽もふやせる。何でも利用できる。そういうことで前向きに市長、ひとつこの問題については最後ですから答えてください。

○市長（宮路高光君）

さっきも何回も言っていますとおり、1年後を含めた中でこのことは検討させていただきたい。向こうがどう思っているのか、そこあたりも、何もこの場でどうこう私が申すものでもないというふうに思っておりますので、特に、今おっしゃいましたこの施設のものにつきまして、基本的には本体を含めて大変老朽化している。こういうものもやはり危惧していかなければならないというふうに思っておりますので、1年後になったときに、指定管理者と十分そこあたりも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

最後、4問目であります。

先ほど、農産物の加工センターとか、いろいろあったんですが、今加工センターが、ちょっと聞いたんですが、東市来、伊集院は大体90何%、低くても85%利用してるんで

す。日吉と吹上の方がちょっと利用率が悪いようですが、私は、これを悪いからどうこうと言うわけじゃありません。多いところは待たないとできない状況にあるみたいなんです。そういうところは、ちょっと、あいてるところに行って使えるようにしたら使えるんだがなということなんです。

これを繰り返すようですが、町で補助金を出したから町内と町外、利用に制限があったんですけども、今はもうなくなったということで、市長は答えられましたので繰り返しませんけれども、これと、いろいろなものを含めて質問をいたします。

センターがありますね。それと、今度は農産物の直売所と、これも一緒の形でつくりました。今回の飯牟礼だけ市の金でつくったわけですけども、もう飯牟礼のは市民同様だと思うんですが、今までつくったのはいろいろ経緯がありますので、農産物の販売をしたくても、お願いしますと言っても、町内でないとだめですということまであったんです。今も、それがやはり管理者に任せてるということではありますが、もうこれはやっぱり同じ市になったから、私はお互いの相互の利用をやるべきじゃないかと。

ただ、ただですね、何でもかんでも入れさせるという意味じゃないんです。そこの物産になかったら、例えば、蓬莱館、こけけもありますけども、吹上のアスパラガス、これも言われています。何で請け負いをしないのかと、私は言いたいんですよ。そういうのは、また例えば、緑竹、日吉にあったら、売るか売らんか知りませんよ、そういうのを売ったかったら、そういうところに売ってもいいんじゃないかということで相互乗り入れを、市長は先ほどそういう、らしい答えでしたので、もう1回、そこを確認しておきます。

○市長（宮路高光君）

1番目の加工センター等につきまして、こ

れは、市の中でございますので、市内、そのあいてるところについては、だれでもご利用していただければいいのかなというふうに考えております。

今、この物産館に対しますそれぞれの生産組織の体制の中におきまして、今ご指摘のとおり、その地域、やはり農産物、野菜等を中心とした即売所でございますので、同じ作物であったら大変なのかなと、そこでとれてないものについては、それぞれ相乗りすればいいと、基本的にはやはりそこに持っているスペースもあると思うんです。基本的に、このスペースをどう確保していけるのか、やはり管理運営の方々を含めまして、やはりこのスペースの確保の中で、その部分を確保できて相乗りできる。やはり、私の方もやはりそういう協議会ともまた十分話をしていきたいと思っておりますので、そこあたりの十分精査をしながら、今後進めていけばいいのかなというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。市長が、今そうしたら売場のスペースがどうかということですが、もちろんそういうことが問題があります。ぎりぎりであったら置けないということもありますけども、そこは何かお互い譲り合ってコーナーをつくれればできるんじゃないかなと思いますので、管理者にそういった形でのお願いですね、市から、そういうことはしていただきたい。

それに関連しますが、やはりここにはいろいろ問題がありまして、例えば、レジの問題ですね。生産者がもういっぱいなんです。蓬莱館にしても、こけけにしても、チェスト館はわかりません。だから、お願いしたら、いっぱいだからだれかやめやれんな入やならんぞということで、いつも待ちなんですよ。

そこで、レジを大きくしたり、また、蓬莱館はありますけども、バーコードの発券機で

すね。こういったのなんか、小さいところありません。そういったのを入れたら、やはり月にコストまで入れたら月に4万円かかるんです。入れないで半分の自動のレジだけだったら2万円かかります。そういうのを今もしふやすのであれば、そこをいけんか面倒を見つくれんなしゃならないなということが、答えが返ってくるんです。そこを何とか支援する方法はないかなと、それが理由でやるわけですから、何とか市長、そこは考えられませんか。

○市長（宮路高光君）

レジを含めたパソコン等含めたその改修ということで、それぞれものすごく売上げが上がっているところ、また、そうでないところ、さまざまございますので、どこの範囲の中でそういう助成ができるのか、それを備品的なものになるのか、大変、このことについてほかのところを含めて、十分精査をしていかなければならないのかなと。生産者が多く入れたいから、バーコードのその処理能力がないからという一つのご意見もあるというのも十分わかっております。

その中で、ほかの地域といいますか、ほかの店舗も含めてどうあるのか、ここら辺も、全体的にまた農林水産課の方で十分調査させて検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次に、防除機、無人ヘリコプターですね。このことでお尋ねをしたいんですが、これは電波防除、21年ですか、でもう使えないということで更新をしなきゃいけないということになっておりますけども、今、東市来に2機、伊集院が今度2機予定ですね。それと、吹上が2機、これは、アグリサポートが受益者で出されてやっておられる。

これを、やはり水稻を例にしますと、吹上は早期ですよ。日置も早期が多いです。伊

集院、東市来はほとんど普通期なんですね。これを相互利用乗り入れをしたら有効活用ができると、私はこう思うんですが、これも、先ほどのやっぱり町の補助で云々ということで、今まで規制がありましたけども、今はなくさなきゃいけない。

あるいは、農協がこれは管理してますから、農協サイドでは、さつま日置、いちき串木野までちょっと飛んでいるところもありますけれども、そこは農協がやることでいいとしても、やはり市としては、やはりそんだけの補助金を出してやってるんですから、やはり幾らかはそういった指導的なこともあっていいんじゃないかと思うんですが。

それと、乾燥施設、これはもう最近解消されましたけども、東市来にありますけども、非常にピーク時は、二、三日はもう持っていても受け付けをしないという日が来るんです。それを前は、金峰にお願いしたりしよったですけども、金峰も普通期のときはもう電源を切って回らんということになりまして非常に困ったこともあったんですが、やはりそれを吹上とまた東市来、あるいは、伊集院には今センターはないんですが、やがてできるかもしれないませんが、伊集院の利用とか、それを今まで東市来の方には、伊集院の方には正式にはアウトでした。今は幾らか受け付けしてますけども、そういうのも先ほどと一緒にことでありますが、市長はどのように今後していきたいとお思いですか。

○市長（宮路高光君）

その農業機械施設、この事業主体がどこであるのか、基本的には、私どももそれぞれの国県補助を利用しながら、また、市の単独の中で助成をしている。これが実情でございます。農協にいたしましても1市8町、日置市以外のそれぞれの区域を持った中で、それぞれいろんな事業等を行っております。

基本的に、私は日置市の中におきまして、

市がそれぞれ助成したものについては、やはり今後も含めまして、やはりいろいろとその地域は取っ払った中で、同じ水準の中でやっていただく、そういうふうにして、またその事業主体がどこなのか、農協であるのか、一つの任意団体に機械を入れているのか、そこあたりも十分精査した中で、今後相乗り入れができる方向の中で指導していきたいというふうに思っております。

○水道課長（岡元義実君）

西峯議員の質問の中で、私、ちょっと間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

過年度分の未収金が618万円あると、これの徴収率は幾らかということで「99.1%」と申し上げましたが、正しくは「93.7%」でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
3月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後6時30分散会

第 5 号 (3 月 1 4 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（10番、8番、11番、12番、16番、20番）
-------	------------------------------

本会議（3月14日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑛や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 務 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	久富木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下水道課長	宮 園 光 次 君
水道課長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山之内 修 君
学校教育課長	町 岡 光 弘 君	社会教育課長	神之門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	出 納 室 長	奥 蘭 正 名 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、10番、大園貴文君の質問を許可します。

〔10番大園貴文君登壇〕

○10番（大園貴文君）

おはようございます。私はさきに通告してあります19年度施政方針及び予算について市長に総合的にお聞きします。

日置市当初予算編成の方針の中でも述べられていますが、国は、新たな挑戦の時代の初年度と位置づけ、成長力・競争力強化、財政健全化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という3つの優先課題として基本方針を定められたところです。

19年度から新たに導入される新型交付税は、交付税の1割程度を人口・面積を基本とした交付税措置となりますが、交付税に依存する地方自治体には、財源確保という点から、我が日置市運営にも今後大きな課題になることは間違いないと考えます。

また、総務省は、交付税総額のうち、平成19年度は2,700億円を頑張る地方応援プログラムに充てるとし、行革、農業産出額、出生率、若年者就業率等、旧指標を設定し、成果が出たところに交付するものとし、さらに20年度からは3,000億円に拡充するものとなっております。

そして、このような国の財政健全化の努力は、本市の総合計画に魅力ある日置市として独自の施策を求められ、今後財政面でも大きな影響を与え、市民の社会基盤整備に関係し

てくるものと思われま

私は、以上のことから、本市の19年度政策と予算は、鹿児島市に隣接する地理的優位性を生かし、定住促進と基幹産業の農林水産業振興策を進め、今ある資源を最大限に活用し、自立する財政運営に向かい整備を進めていくものであると思いますが、本市の現状は、国内同様、中心部や人口密度の高いところ、また行政が関与する施設や整備に予算配分が集中しているのではないのでしょうか。

最近、地域を代表する役員の方々を通して、旧町のときには身近な問題解決策で活用されていた単独補助金等が、市になってからは財源不足を理由に、減額や廃止されたりして大変困っているとの不満の声をよく聞きます。

もちろん、自主財源の少ない本市としては、当たり前であろうかと思いますが、一般会計予算案の総額は前年度より8億円減額される中で、投資的経費の活力ある地域づくりに必要な予算については、時代の変化や動向を見きわめ、国県の補助対象外であっても、200町歩を超える荒廃農地、できる範囲でと言われる河川や道路、農道、林道、海岸等の保全活動費に10%ぐらいは枠づくりをしておかなければ維持管理は困難と思います。

これらの社会環境整備は、本市にとって財産であり、財源でもあるのではないのでしょうか。過疎・高齢化の進む農山漁村の社会基盤整備は、地域にとっては重要課題であり、守り続けるための財源は必要不可欠と思います。

農村地域は、生活基盤として環境整備に住民への負担が重くのしかかり、若者がなかなか住み着かず、さらには高齢者も、利便性を求め、町中や身内のところへと移り住み、廃屋が多くなってきております。

そして、それに対して中心部は、農村地域とは違い、区画整理によってよく整備され、住民の負担が少なく、予算も都市計画費だけで10億円を上回る予算で計画されてお

すが、共同・共生の時代と言われる中で、果たしてこれで農村地域と均衡ある社会環境整備と言われるのか、疑問視するものであります。

以上のことから、本市の19年度予算は、豊かな自然環境を守りつつ、地理的優位性を活用した政策で、かつ地域条件差の適正な繁栄を勘案し、本市全体の保全と活用を図るべきではないでしょうか。

また、簡素で効率的な行政組織として、一般職、技術職採用の職員は、適材適所に配置され、専門的な能力が最大限に発揮できることにより、委託費などの経費は削減され、予算に反映されているのでしょうか。

以上申し上げ、市長の具体的な見解をお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

おはようございます。3日目ということでございますので、大変皆様もお疲れでございますけど、ひとつよろしく願い申し上げます。

1番目の施政方針及び予算につきましてのご質問の中で、特に新型交付税につきましてのご質問でございます。

地方交付税の総額の約10%に導入されます新型交付税は、算定基準を簡素化しまして、人口と面積に応じて地方交付税の配分額が決定されますが、総務省の試算によりますと、自治体の70%で交付税額がふえ、県内では29町村で増額になるようでございます。

日置市におきましても、先般の質問の中でございましたとおり、約2,600万円程度増額という試算を県の町村会より受けております。

交付税の算定には、税などほかの要素も含まれますし、また地方財政計画の中で、交付税額総額で対前年比4.4%の減額が示されて

おりますので、実際の19年度配分額の増減額につきましては、今のところちょっとわからないということでございます。

人口や面積を基本とする新型交付税は、財政力の脆弱な自治体にとっては、住民サービスの低下に直結するおそれがありまして、最低限の行政水準を国民に保証するという交付税制度の本質を損なうことのないよう、今後動向を見ながら、また国等におきます陳情等もしていかなければならないというふうに思っております。

2番目の農村地域のことでございますけど、特に日置市を全体的に見渡した場合につきましては、特に水田につきましては、基盤整備等も行われておりまして、畑につきます基盤整備率が低いという実情でございまして、特に畑につきまして荒廃化している地域が多くあらわれているというのが実情でございます。

このため、認定農業者のうちの利用集積を行うにも条件が悪く、また大型機械の利用に支障を来す面と、点在する農地のために効率が非常に悪くなり、結果として活用できないことにつながっているのが実情であります。

どの程度の遊休農地であるかという点でございまして、いろいろと農業委員会等におきましても、パトロールをしながら、また、それぞれの遊休農地の保全に努めているわけでございます。

特に今、中山間地域の交付金等を利用しながら保全等を行っておりますけど、特に担い手を中心に、また集落営農を含めた中におきまして、特に地域におきます遊休農地の確保、また改善ということを図っていかねばならない。また、市といたしましても、このような地域におきましては、地域の皆様方と十分話をしながら、それぞれの事業等も導入しながら、特に貸し農園や滞在型交流ができるような農地ということを含めて、整備を図っていきたいというふうに考えております。

簡素で効率的な行政組織ということでございまして、アクションプランにおきましても、行政改革の中におきまして数値目標をしながら、5年以内に課の統廃合ということで、40以下ということを考えているわけでございます。

2年たちまして、それぞれ本所・支所機能の中でもう少しまだ事務分掌の整理というのが一番大事なことであるのかなというふうに考えておきまして、年次的に課の統廃合、また係を含めまして、事務分掌の整理をしていかなければならないというふうに考えております。

今後におきましても、それぞれ市民にとってよりよいサービスができるような効率的な行政の組織というのをつくっていくことに肝要ではないかというふうに考えております。

以上で、終わります。

○10番（大園貴文君）

今、答弁をいただきました。

それでは、全体的にお聞きしていきたいと考えておりますが。

宮路市政は、均衡ある日置市を目指し、格差社会のないまちづくりを進めていくものと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に日置市、250平方キロという大変大きな面積の中でございまして、特に農村地域を抱えているというのが大きな実態じゃないかなというふうに思っております。

そういうことを含めまして、中心部ににつきましては、区画整理等の都市計画事業を含め、また農村地域におきましては、それぞれの事業等を展開しながらやっているわけですが、やはり特にこの周辺部をどういうふうにして維持していけるのか、そういうことが一番大きな課題でございまして、やはり周辺部が元気の出ることがやはり市としても大きな一つの魅力あるまちづくりであるとい

うふうに認識しております。

特に行政におきましても、財政的な投資を含めた中におきまして、大変中心部じゃなく、周辺部の方の目配りというのは十分今後やっていかなければならないことだというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

中心部だけではなく、この広い日置市250平方の中でできる限り格差社会のない地域づくりをつくっていききたいと、市長の考え方をお聞きしました。

それでは、市の借金はすべての市民がどこに住んでいても平等に担い、現在から将来のために日置市発展を考え、活用されると思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にそれぞれの投資を含め、私ども市民税約40億円、数億円、特にこの中におきます固定資産の中におきましても、中心部の方々には大変評価等もよく、たくさんを負担をいただいておりますが、実情でもございますし、周辺部につきましては評価等も低い部分もございまして。

そういうことを含めまして、市民それぞれ40億円、数億円の税収をいただいておりますので、やはりこの配分ということを含めながらも、十分に配慮した中におきまして、それぞれまちづくり施策ということも進めていかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、中心部と地方の間に格差はあるものの、それを認識を市長の方はされながら、今後そういった方向で使っていきたいというふうに考えていらっしゃるかとお聞きします。

市長は、日置市になってから4地域がどのように変わったと思われますか。

○市長（宮路高光君）

2年でございまして、どのように変わっ

たということはまだ目に見えたことはないのかなというふうに思っております。

一番、今議員の方もご指摘ございましたとおり、合併いたしまして、それぞれ旧町におきます単独事業等がございました。この中におきまして、大変その時点からいたしますと、いろいろと削減されたという、そういう声は大分お聞きしております。

昨今のこのような状況の中におきまして、もし合併しなかったときにおきまして、やはり今までその3年前の水準の中で一般財源の投資というのは大変難しかったというふうに私は思っております。

こういうことをやはりご理解いただきながら、やはり一般財源の使い方を含めましてやっていかなければ、市民にやはり説明責任といえますか、そういうものをきちっとしていかなきゃならん。今の現実には大変お互いにまだそういう苦しいといえますか、サービスのな一時的なそのような財源の不足を感じた中で低下しているのかなということを感じております。

○10番（大園貴文君）

私の見解は、支所化した3町は、行政サービスが低下しただけではなく、人や物が交流機能が弱化し、商店を初め、地域経済が縮小、地域の生活に必要な社会基盤整備に支障が、そしてまた、広域化した住民には、命の綱ともなる公共交通に問題が出てきているものと思います。

そこで、日置市の発展は、市長はこれから何と考えていらっしゃるのか。

○市長（宮路高光君）

日置市におきます発展ということでございますけど、基本的に、議員もいつもおっしゃっておりますとおり、やはりこの日置市におきます自然環境、こういうものをやはり熟慮した中におきまして、こういうものをいかにして魅力的に活用できて、またそこにいかに

して経済活動ができるのか、こういうことが一番大きな課題でありますし、こういうものを私も行政と、また議会を含め、市民の皆様方と取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

行政は、時代の動向を的確に見極め、住民サービスが低下することなく、改善あるいは改革を進めていかなければならないと思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今のこの時世の中におきまして、大変テンポ的に早い時期の中におきまして、いろんな法的なものも変革が早いようでございます。

私も、やはり国を含め、その動向をきちっと見据えた中におきまして、本市としてのどのような制度を確立していけばいいのか、やはり基本的にそういう見据えた中で、本市としてのあり方というのを適宜に対応できるような体制をつくっていかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

自主財源の少ない本市は、国県の政策に基づき事業を展開をせざるを得ないものであり、単に今申されました2,600万円の交付税がふえたということではないと考えています。なぜふえたのだと思われますか。

○市長（宮路高光君）

これは財政需要額ということで、交付税がふえるという単純なものではございませんけど、需要額の算定という一つの基準がございます。

そういう中におきまして、人口と面積、5万3,000の人口、また250平方キロメートル、こういうバランス的なものをしたときに、試算をした1割の新型交付税に算定したとき、これはやはり18年度の財政需要額の基準にしておりますので、ふえたといえますか、そういう算定に基づいた中でして

るということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、交付税全体はことしは4.4減っておりますので、実際の需要額と交付税額というのはそれぞれ、さきにも申し上げましたとおり、国のそれぞれの変化がございますので、単純にこれがすぐ交付税がふえたということの見解は持っておりません。

○10番（大園貴文君）

私は、今市長の言われたことと、もう一つ、鹿児島県内においてほとんどふえたということは、鹿児島県が合併が進んだということもその中に、算定の基礎の中に行革という部分で入っているかと考えております。

それから、これから段階的に導入されてくる新型交付税をどのように日置市として関係してくると思われませんか。また、市長はどのように日置市にとっていこうと考えていらっしゃいますか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

今この算定を1割程度ということで19年度いたしておりますけど、国としては、やはりこの簡素化といいますか、交付税というのは大変複雑多様化しておりますで、だれが見ても、そんなに簡単にわかるものじゃないというふうに思っております。

端的に人口と面積にすれば、もう2つのことですので、単純にわかるわけではございませんけど、国としては、これを約3割程度を単純にわかる人口と面積で配分しようとしております。

私どもはこれが1割、2割、3割になったときに、どう日置市としてなっていくのか、そういう推移というのをきちっと見きわめながら、この交付税額の予想というのを、予測といいますか、そういうものも年次的にやっていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

その中で新型交付税の試算について、全国

知事会は、国に対して補正係数やいろんなものを導入していただきたいと。単純に面積と人口だけでは困るということを要請しております。全国の中にも、そういった新型交付税に関する検討会、研究会をされておりますが、日置市はどのような対応をされていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

この新型交付税を含め、全国の市長会におきましても、地方分権の勉強会等もございします。私ども日置市といたしましても、この全国町村会の中におきますこのような部分の勉強会等にも参加させていただいておりますので、今後やはり全国市長会の流れの中で日置市としてのそのような対応というのを今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

ぜひこの研究会の中で日置市におかれる環境、そういったものを市長としては、やはり知事会の中に入って、自分たちの予算獲得のために一生懸命努力することが必要かと考えております。

それから、この交付税と似たようなもので、じゃ日置市は自治会交付金はどうなっていますでしょうか。私が知る範囲の中では、やはり基本額に世帯割という単純な計算になっていると思われませんが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今年2年たちまして、この自治会の交付金の中で2年間均等割、世帯数割、これを基本にして今交付しているのが実情でございます。

今後やはりこのことにつきましても、やはり見直しをしていかなければならないと、そのように思っておりますで、また具体的にどの方法でするのか。今後この交付金のあり方、補助金のあり方というのも、市といたしましても考えていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

そうですね、見直しをしていかなければならないと。これはやはり1年たった、2年たったということだけではなくて、やはり先ほど申しましたように、地域条件差の適正な反映を勘案するということが、これはやはり各支所があるわけですから、そういった地域の実情をきちっと把握して予算化をしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

合併する前まで、このあり方というのが、前納報奨金のパーセントによってもらったり、いろいろと各地域で違ったようございまして、日置市になりまして一つのルールをつくって交付したわけでございます。

やはりこういうこともきちっと検証しながら、また、それぞれの今後におきます自治会の統廃合も含めた中におきまして、やはりきちっとそういう流れを含めた中で今後どうあるべきかと。約1億5,000万円程度の今交付金が補助金とあるのかなというふうに思っておりますけど、そういう額というのをどういうふうにして配分して、また自治会の方が活性化できるのか。やはりこれは十分検討していく価値があるというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、検討していくということですが、19年度、特にいろいろな地域の状況を調査して、きちっと出していただきたいと、そのように考えております。

それと、今、市長の答弁の中で、自治会合併のことを話されたわけですが、市長は行政と自治会とはどんな関係にあると思われませんか。

○市長（宮路高光君）

自治会の取り組み方の中におきましては、自治会機能それぞれ、集落内におきますそれぞれの機能の中に、やはりいろんな祭りを含め、また伝統的な行事、自治会がすべきもの

ということがございますけど、やはり今から先は共生・共同、私は自治会と行政というのはやはり共生・共同、こういう関係の中できちっと行くべきなものであるというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、行政と自治会は共生・共同の時代と今話されたわけですが、共生・共同ということは、対等ということと私は考えます。なぜなら、自治会はその地域、一つの範囲を占めて、その中で自分たちの地域に対する活動を決めたり、いろんなことをしているかと思えます。決して行政の下に、配下にあるものじゃないと考えています。そしてまた、その中に行政嘱託員という、自治会長さんがなっていられちゃいますけれども、それでくるものでもないと思っております。

これから地区公民館の中でいろんな行政の作業をしていくわけなんですけれども、地区公民館と自治会を一緒に考えるのではなく、自治会は自治会、あくまでも地域の方々が困れば合併していくでしようし、そういった形の中で進めていかないと、自立ということとはできないんじゃないか。それから、強制されて合併した自治体は、市の責任にしてしまう可能性が非常に怖いというふうに考えています。

吹上の方でも、山手の方に非常に、平鹿倉の方なんですけれども、自治会が離れていると。自分たちの地域は自分たちの地域でこうして守っていきたいんだという話もあります。

そういった観点からいきますと、今、市長の言われる共同・共生というのは、決して行政の下にあるものではなく、対等の立場であり、そして自立し得る地域づくりというのは、自治会合併を強制するものでもない。それはみずからが、地域自治会の方々が一緒になってやっていこうじゃないかということ協議し、そして、その中に行政として手助けを何

していけばいいのかということだと思いますが、市長どうですか。

○市長（宮路高光君）

共生・共同という意味の中で、それを強制するとか、そういうものはないというふうに思っております。やはり自治会活動というのは、自分たちの財源で自分たちでそれぞれ活動することです。行政がそれにどう口を出すことはございません。

先ほど申し上げましたのは、この補助金とか交付金とか、こういうものがありますので、こういうものにつきます考え方は、やはりある程度の整理をしていかなければならないということでございます。

今後、地区館の機能を含めまして、やはり行政の中、地区館というのが一番大きな直結した一つの地域のまちづくりの拠点というふうに思っております。

そういうことを含めて、やはり地区ごとにそれぞれ私ども日置市におきましても、大変地理的な条件で差が大分ございますので、やはりその地区館を含めた中で、その地域を含め、自治会がどう今後あるべきなのか、やはりこれを十分自分たちの論議をしていただきたいと、そのように考えております。

○10番（大園貴文君）

今、市長の答弁されたことを、職員の皆さん方もよく理解されながら進めていただきたいと思いますと考えております。

それでは、もとに戻りますが、県は、市町村、農業委員会に対し、耕作放棄地の管理、考え方を求め、周知いたしておりますが、本市の対策は予算上どのようになされているのでしょうか。この前、農政審議会の中でも、資料の中にありました。

○市長（宮路高光君）

この詳細につきましては、農委事務局長の方に答弁をさせます。

○農業委員会事務局長（大北節雄君）

本市の遊休農地対策につきましては、農業委員会関係では、農業委員の通常活動の農地パトロールによる監視活動のほかに、県下統一のパトロール月間にあわせまして、日置市内において4地域それぞれ地域ごとの農業委員全員でパトロールを今現在実施しているところでございます。

あとパトロール後につきましては、現地室内検討会を行いまして、それぞれ遊休農地の所有地への相談あるいは指導、あっせん等についてどう進めるか協議を行いまして、それぞれ所有者宅への戸別訪問等を行いまして、解消に向けた作業を進めているところでございます。

以上です。

○10番（大園貴文君）

今、活動の内容はお聞きしましたが、予算化はされていますか。農業委員会の方にほとんど予算がないような気がいたしますが。

○農業委員会事務局長（大北節雄君）

特にこの解消についての予算でございますが、現在この解消に向けた予算化は、18年度から県単の事業を実施してございまして、この事業に伴いまして遊休農地のパトロールとか、そういった実施をしているわけでございます。

○10番（大園貴文君）

もう200町歩を超える荒廃農地ですね、やはり予算化をしていかなければならないと思いますが、市長、その辺はどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ予算化する中におきまして、どういう手法の中で予算化をしていくのか。この荒廃地でございますので、大変またお互いどれだけ程度がまたいろいろと違うと思っております。竹やぶがもう入っておるのか、草だけの遊休地なのか、基本的に今後この遊休農用地の解消ということで、どういう予算化をすべきでいいのか、これは農業委員会を含め、

また農林水産課とも十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、予算化の検討について、農林水産課、農業委員会、そういったもので検討していくということですが、やはり県の指導もそういうふうになっています。

そしてまた、それが今後問題となってくる、面積の中に含まれる宅地、農地、それから山林、原野といった部分で財源確保になると考えます。

そういった意味で、市としては、この財源を有効に活用するための計画を立て、予算を立てるべきと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この交付税算定の中におきましても、それぞれの宅地、田畑、森林、その他ということで、その係数というのが違っております。基本的に宅地が1.0のとき、田畑は0.9を見ると。森林の場合が0.25、その他が0.18。基本的に田畑であることにおいては、交付税算定の中におきまして、面積換算の中でよりよい数値にはなるというふうには思っております。

今後やはり遊休農地の解消を含めた中で、やはり私どもの担い手の農家の皆様方とどれだけのそれぞれの耕作ができるのか。やはり遊休農地解消ということにおきまして、やはりこれは認定農家の皆様方とも十分検討していかなければ、ただ解消しただけで、だれが耕作をしていただけるのか、こういうものも検討をしていって、どれだけの面積を解消できるのか、十分このことにつきましても、多面的に話をしていかなければならないことだというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

予算化はされていないということで、その中で各団体、認定農業者、私はそのほかにも

農業委員会、それからシルバー人材センター、それから地域、農業公社、これらのやっぱりせつかくあるこの組織の中でいろんな協議をして、そして、この豊かな農地をどう生かしていくべきかということを考えていくということをお大事だと考えております。

そういった面では、今数字を申されましたその補正係数の中での財源確保ということは、日置市としては非常に大事なことと思います。

そういった中から、今後、市長が日置市に取り組む産業の基盤づくりについて、やはり僕は農林水産業を中心とした観光やいろんなものが必要かと思いますが、再度その部分をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

日置市の全体を見回してみましても、いつも申し上げておりますとおり、田畑と山が多い地域、また中山間地域に畦畔が大変多い地域でございます。

そういう中におきまして、特に大きな産業というのもない中におきましては、この1次産業の振興というのが一番大きな私どもの課題であるというふうに思っておりますので、特に今後五、六年間いたしますと、もう高齢化の方々が大変リタイアしていく、そういう大きな危機であるというふうに思っておりますので、さっきご指摘ございました遊休農地を含め、今、現にある農地を含め、どういうふうにしてみんなが活用して、また一つの産業といいますか、農業におきます所得構成ができるのか、そういうものを含めながら、行政として力をどの部分に入れていけばいいのか、このことを十分検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今これからの検討課題を市長の方から話をされました。十二分にですね、ただ形だけではなく、しっかりと地域の実情を把握して対策をし、そしてまた、財源確保のために努力

することが必要かと考えます。

それから、財源確保についてお聞きします。地産地消の時代、地域経済の持続的発展と財源確保のために、徹底した地元活用が税金で補われる日置市として必要と考えますが、市長はどのように考えますか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、地元の企業を含め、地元の一つの活用、これが基本的には基本だというふうには思っております。

○10番（大園貴文君）

これまでのいろんな入札や物品購入を見てきて、私が思っている見解を述べさせていたいただきたいと思えます。

地域経済の持続的発展と地域内再投資力は、財政負担と立地条件でリスクを伴う市外に本社のある企業誘致のための公共工事や開発は、地域経済効果への波及効果は目に見えてあるのでしょうか。それより、地域経済が持続的に発展するためには、日置市内に根づいた経済主体が繰り返し地域内で再投資を続けられることが重要なことなんではないでしょうか。

毎年、再投資がなされることによって雇用が維持されるだけではなく、現在ではサービスが地域内から調達されればされるほど、その回転によって所得がふえ、当市の維持、拡大も図れると思えます。そうすれば、地域内の担税力も増し、日置市の財源もふえ、再建の道と言えるのではないのでしょうか。

地域内に再投資の投資力の主体は、地域に存在している企業、農家、協同組合、そして何よりも日置市じゃないのでしょうか。これが毎年まとまった資金を地域に投下している主体であります。

これの経済主体の投資力を質・量ともに高めていくこと、さらには、経済主体間の産業関連を意識的につくり出し、地域内循環を構築することが地域産業の要点となると考えます。

特に農林業に携わる経営体の地域内再投資力を高めるには、単に所得を向上させるだけではなくて、食糧やエネルギーの確保、国土の保全効果を生み出すべきものと考えます。

私はそのように考え、できることなら、これからの日置市の税金で補われている日置市の入札、いろんな物品購入に至るまで、できる限り日置市の企業やそういったところを使うべきと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ工事を行う物品でございますけど、それぞれの規模の問題と、要は価格の問題があると思っております。

基本的には、今議員がおっしゃいましたように、地元雇用と、地元で循環していく、それで波及効果がする、これが一番ベターでございます。

行政としたときにおきまして、その行政コスト、コストの分もやはりある程度は配慮していかなければならないのかなというふうに思っております。地元である程度のそういう価格的なものが、やはりほかのところと変わらない状況であれば、やはりそれは優先してしていかなきゃならない。この配分というバランスというのを、どういう配分をして、やはり行政運営をしていくのか。やはり一般市民にいたしますと、それぞれのやはりそれに携わらない人もいらっしゃると思います。それぞれ一般のサラリーマンもいたりいたします。本市としては、いろんな企業育成ということは考えていかなきゃなりませんけど、やはり税収をいただいているのは、一般の消費者の皆様方もいらっしゃいますので、そこあたりを十分、どういうバランスをとってそれを投資していくのか、これをやはり私どもが大きな課題として今から持ち続けていかなければならないことだというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、市長の言われた中で、価格の問題を申されました。やはり日置市としての姿勢を、やはり業者の方で私、耳にしたんですけれども、非常に適正な価格はどの部分なのかわかりません。ただ、もう市の入札には入らないよという業者の方もいらっしゃいます。

そういったことを聞いていきますと、非常にやはり育成ということで、価格がただ単純に安いということだけではなくて、育成ということも図りながら、日置市内に住む企業やいろんな方々にその努力を市としてやはり告知をしていかなければいけない。そして、そのチャンスの中で少しずつ大きくなっていただきたいということが市長の言われる誇れる産業づくりじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今もそれぞれ市内の完結できる部分については、やはり市内の方を優先してそういうくくりの中で参加していただく。やはりこういうことを数多くつくっていかねばならないというふうに思っておりますので、これはさっきも言いました、これは基本と。ここを基本にした中において、さっき申し上げたのは、そういう部分もあるんですよということをお互いが認識していただく。基本的には地元をとということが私どもやはり日置市における行政をつかさどる者については、これが一番大事であるというふうには考えております。

○10番（大園貴文君）

わかりました。今答弁中でありましたように、できるだけ地元の育成を十分検討して、またそれに対する意欲も培っていただきたいと、そのように考えます。

続きまして、簡素で効率的な行政組織についてお聞きします。

職員は、予算、制度、前例がないのではなく、時代の流れや変化を的確にとらえ、知恵と工夫を出すために、採用の段階で技術職も

採用されているわけで、特にこれからは耐震偽装などの事件・事故を考えると、専門性をさらに深めることの配置がどの課にも必要と考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、その専門職のあり方の中におきまして、特にこの日置市自治体におきましては、土木の技師、建築技師、保健師、こういう者が恐らく大きな一つの専門職と位置づけられをしているというふうに思っております。

そういう中におきまして、やはり職員の活性化というのも一つの大きな課題でもございますし、今おっしゃいましたとおり、職員を採用する中におきまして、委託というのも行っております。ここあたりのバランスをどういうふうにしていくのか、市の行政として管理・監督を含めた、そういう部分で所要の人数を配置する。また、自分で実際全部受けてそういうものをしたときに、私どもはやはりそういうふうにしたときにどれだけのコスト的にどう割合になるのか、やはり十分そういうものも配慮した中で技術職の採用というのは今後していかなければならないことかと思っております。

○10番（大園貴文君）

現在の職員の配置は、実際どうですか、技術職、一般職、それぞれのきちっとした位置に設置されておりますか。

○市長（宮路高光君）

特に技術職を含めた中におきまして、若いうちはそのような形をしておりますけど、上に上がっていく中におきまして、違う部署に行ったりするというふうな人もいらっしゃいます。

基本的に、私、行政の仕事というのが、やはり一般住民のその中におきまして、行政職という中におきましては、やはり多面的にいろんなことを知り合わなければならない。同

じ専門職だけで行政としてするのもいいかもしれませんが、やはりこういう住民と直接的に携わる職員というのは、やはり全般的に多面的にいろんなことをある程度の実施できなければ、いろんな住民サービスというはできないのかなというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、職員の配置について、多面的な部分、職員の活性化ということ、その技術職の方が全然違う場所にいるということも、今話の中では受けとめられました。

私は、簡素で効率的な行政組織、それはやはりこの時代の流れを見ますと、やはりそういった部分で専門的な知識を、せっかく支所があるわけですから、その支所内において専門的な部署で、技術職の方はさらにやはり勉強していくことが必要かと思えます。市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

合併いたしまして、それぞれの配置の転換ということで、それは幅広くなってきたとは思っております。旧町いろんな中におきましては、やはりさきにも申し上げましたとおり、それぞれ職員の活性化という、やはり職員という一つの立場の中で考えますと、いろんな問題もございましたので、そういうことができなかった部分ございますけど、いろいろとこの支所間を含めた中におきまして、技術職の配置というのは、やはり適宜にまたそういう者は戻していかなきゃならないかなというふうには思っております。

今後やはりこういう専門職をどういう形の中で確保していくのか、これは大変いろいろと課題も残っておるのかなということも思っておりますので、今後やはり総務課を中心に、いろいろとそういう部分についても検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

私もやはりこのITの時代ということで、パソコンの導入やいろんなものがどんどん進化してきております。

そういった中に、専門性を持つ人たちは、市長言われる多面的な部分で対応できる部分については、一般職の方々にいいんじゃないかなと。技術職の方々は、やはりその機械の流れ、そして使い道、そういったことをどんどん勉強していかないと、とてもじゃないけど、あっちしたりこっちしたりちゅうのは難しいかと思えます。私もそうですが、自分の好きなことはやはりうまくなっていきますよね。うまくないところにおいても、要領が人並みにはできるかもしれませんが、それ以上うまくなることはないと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

仕事に一番苦にならないということが私、一番大事なことだと思っております。仕事でいろいろ苦になって仕事をしておれば、いろんなこともうまくいかない。苦にならないければ、いろんなことを仕事の励みも出てくるというふうに思っております。そういう基本的な考え方を持っているわけでございます。

ですけど、今おっしゃいました技術職の問題を含めまして、今後まだいろいろと、昔のあり方と今の行政のあり方、私どもの入った30年昔のあった行政スタイルと今のある行政スタイルというのは大分変わってまいっております。

こういうことを含めまして、どう本当に今からの技術職の採用を含めましてやらなきゃならないのかなと思っておりますし。今の配置の中におきましても、約9割程度はその配置の専門職ということは十分配慮した中で全体的にはやっていかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

以前、USBの問題がありましたですよね。

そういったことも、結局管理するところが、そういった事件・事故を防ぐという、そういった認識が甘かったからなんですよ。だから、私は、やはり専門職のところは専門職のところにきちっと配置し、そういった事故のないように深い勉強をさせていくことが大事であり、必要かと考えます。市長がこれからいろんな時代の流れを見ながら行政を進めていく間に、事故のないようにということで私は考えます。

また、その中、一般職の方は技術職の代理はできません。技術職の方は一般職の事務はできます。そういった点からもやはり適材適所、やっぱり採用する段階できちっとそういったところを見極めて、適材適所に配置すべきだということで私は考えておりますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今この効率的な部分を含め、また私ども、やはり職員の体制の人員的なものを含めまして、ある程度トータルな部分も考えてやっていかなければならないというふうに思っております。

そういう中におきまして、技術職は一般ができない、一般が技術職はできない、いろんなそういうご意見もありますけど、私の方は行政体です。この行政というのは、市民に幅広い形の中で周知をしていかなきゃならない。やはり私は、それぞれ市民がいろんなことをお尋ねになったとき、やっぱりある程度一つの答弁というのは、私はしていかなければならない。それが専門職ですからできませんとか、そういうことは基本的に言えない。ある程度の一般的な行政の中の仕組み、また行政におきます法的なものというのは、ある程度技術職であろうが、私は習得していかなければやはり進まないというふうに思っております。

そういうことを含めまして、いろいろこの問題につきましては、まだ課題もたくさん

ございますので、十分検討させていただき、適正な配置というのをやっていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、市長の方からいろんな状況も勘案しながら、その中で職員の配置についてはきちっとやっていくということでございますので、それが宮路市政を助けていく船になるかと考えております。

そういった意味できちっと、職員がたくさんいらっしゃいますけど、職員の方の中身を精査しながら、その中で反映させていくことを考えます。

これまで質問をいたしました、単にコスト論だけではなくて、足腰の強い日置市をつくっていかねばならないかと考えます。

また、市の健全化は、市民とともに共同・共生し、地域の資源を守り、活用する社会、そして自立する地域づくり、人づくり、物づくり、活動しやすい制度や政策を策定し、改善することにより、よりよいものができ、予算化されると思います。

進化し続ける日置市を構築するためには、やはりそういったことを今後重要な課題として、それを政策予算にきちっと盛り込んでいかなないと、地域の声が課長のところでとまって、課長さんが管財課の方に打診をすれば財源がないと、それはどうしても必要なことであれば、やはり捻出するために、この簡素で効率的な行政組織の透明性というものはなかなかできていかないんじゃないかと考えています。

そういったことをしていかなないと、その中でできないものについては、やはり住民の皆さんに説明する責任があると思います。これらのことをすべて踏まえて、市長の方に総合的に、地域づくりから、そういった今地域がかかわる問題、そういったものをどうしていいのか、そして職員をどういうふうにして指

導していくのかお聞きしまして、私の一般質問を終わりにします。

○市長（宮路高光君）

大変激変していく今からの時代でございます。今おっしゃいますとおり、私ども行政というのは、基本的に市民の目線の中で立っていかなければならないというふうに、これが一つの基本でございます。

こういうことを基本にしながら、今話のとおり、財源の中におきましても、やはり事業の見直しと申しますか、いろいろとこの時代の趨勢に合う事業というのを見直していかなくちゃならない。事業の中でそれぞれの事業を見直しをしながら、そこからまた新しい財源も生まれてくるというふうに考えております。

今後やはりまちづくりにおきましては、職員と一緒にそのようなものを知恵を出しながら、やはり地域の住民と同じ目線の中で進めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、田代吉勝君の質問を許可します。

〔8番田代吉勝君登壇〕

○8番（田代吉勝君）

私は、この場をおかりいたしまして、市民の皆さんにお詫びをします。

私事ではございますが、12月議会を欠席させていただきまして、入院・手術をいたしましたことを市民の代表として申しわけありませんでした。

市長を初め、また職員の皆様にもご迷惑を

おかけしましたが、皆様の温かいご厚情をいただき、元気で壇上に立つことができました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

私は、通告に従って質問をいたします。

日置市が誕生いたしまして満2年を迎えようとしています。平成19年度に向けて振興計画も努力された様子も見られます。まだ難しい問題や新たな課題もあります。政府は、経済は上向いたと言っていますが、大都市部の景気回復はありますが、それも大企業だけが好調で、中小企業は大変だと思えます。依然として地方は、企業進出も少なく、雇用も少ない、経済的に厳しいものがあります。

政府は、地方の財源は地方で、今回の税率改正で所得税は下げ、住民税は上げて、税金は同じと言いますが、低所得の世帯は大変だと思えます。逆に税金は上がるのではないのでしょうか。

本年度の日置市の自主財源のふえる見込みでは、平成19年度予算、自主財源がふえた市税を、平成18年度と比較すると5億7,000万円増で、その内訳は、ほとんどが個人住民税が4億5,000万円ふえております。住民は喜ばしいとは思えない。

①の4地区の振興計画はどう進んでいるかを伺います。4地域の住民が自主的に活動しやすいように、地域の利益を上げて若者が定着するように、担当職員や技術指導者を交えて、住民みずから事業計画書を作成し、審査・協議して、いい事業は採用して活用したり援助したりしたいものです。市長は、施政方針で述べていますので、ぜひ実現したいものです。

②の自主的に地域の住民が作成した事業計画等を活用する考えはないか。

これで、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の地域振興計画についてご質問でございます。

4 地域の振興計画の進捗状況については、旧町時代から引き継がれた継続事業を中心に取り組んでおりますので、ある程度進んでいると考えております。

新規の事業については、道路整備を中心に、国の交付金事業を活用するなど、ある程度進めておりますが、そのほかの事業については、財政状況を見ながら進めていくこととなります。

2 番目のことでございますけど、自主的に地域で作成された事業計画については、19 年度に組織の整備をいたします地区公民館、また小学校区単位の地区で組織を立ち上げてまいります。この組織は、20 年度になりますと、21 年度以降の地区振興計画をつくっていただきたいというふうに思っております。特に地区館を中心にいたしまして、地区の振興計画をつくっていただき、このことを地域審議会等でも検討していただき、特に本市におきます総合計画の整合性、こういうものとも十分整理をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 8 番（田代吉勝君）

10 番議員とはちょっと同じような質問がありましたので、私は例を例えてやっていきたいと思っております。

私も政務調査に行かせていただきまして、いろいろと調べてきたものを参考にできないかということをお聞きしたいと思っております。

大分県の豊後高田市の田染荘というところに参りまして、宇佐神宮が開発した荘園でございますので、数多く残された文献や中世時代の開発の様子をうかがうことができる、全国でも屈指の地であるということで、平安・鎌倉時代の重要文化遺産ということで、その跡を守るには高齢化が進んでおるちゅうこととございました。

この文化財の田園を開発するには非常に難しい点があるということで、いろいろと文化関係の専門家、農政関係者、行政、地元の検討委員会と協議しながら、いろいろと研究課題やらたくさんあったんですけど、これがまとまりまして、平成11 年度、農業基本法が改正になりまして、そのときに今までの農業基本法に3 つ加わって、食料・農業・農村基本法を加えてこの開発ができたということで、農林水産省の田園空間博物館構想というのを、これはコミュニティジアムっていうものを導入して、田園空間整備事業ということで平成18 年度で事業完了予定ちゅうことで伺っております。

このような事業は、先ほどいろいろとうちの議員さん方が言われている亀丸城とか小松帯刀、いろんな……さつま湖やっても、尾木場とか、そういうのも入った全体を見る、いろんな20 種類ぐらいのものまでは使っていない予算ちゅうことで、国が50 %を補助する。いろんなこういう事業がありますので、また美しい水田や里山を守るグリーンツーリズムを活用しながら、水田のオーナーとか、いろんなオーナーを持ちながらやっていきたいちゅうことを、もうこれは事業で進めていますので、こういうのも活用したらいいんじゃないか。

一つの質問とさせていただきます、どういうふうに思っておられるか。

○ 市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、それぞれの地域におきます整備ということで、農林省の恐らく補助事業である田園空間整備事業、こういういろんな全体適用を考慮した中におきまして整備をどう思うかということでございます。

基本的にそれぞれの振興計画がございまして、私どもといたしましても、やはり国の補助事業を使いながら環境整備というのはしていきたいということとございますので、い

ろいろと国の補助事業を勉強させていただきたいというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

またこの地域は、昭和町というのは、テレビで出るように、商工会のあれも昭和町というのを、前新しく枠を張って隠しておった昔の屋号を、また改めて出しておる、テレビでよう出るとか、観光コースになっています。この田染荘も、観光ルートでありまして、その中間には富貴寺という国宝もあります。有名な延寿寺というのもずっとコースにあります。そういうのをやりながら観光コースにも今からしようということ頑張っておるところでありました。

そこで、農業審議会に参りましたところ、いろいろと農業審議会の方も、今までより進んだ新しい取り入れをたくさんされていまして、そこで、きのうあったと思いますけど、バスツアーを企画されたということで、こんなを利用して日置市を巡回して、少しでも皆さんからお金を落として経済効果が出るように、これ1回じゃなくして、今から先、いろいろと皆さんの意見を聞きながら、何回もされて、年に何回というのを月何回か、そういう方向、それは史跡めぐりとか、いろんなツアーを組んでどんどんやっていけば、活性化になるんじゃないかと思っておりますので、こういうのをどしどしやっていただきたいと思っております。

うちの自治会でも、自治会長さんがああして史跡めぐりをこの前も福祉バスを借りてしましたところ、たくさんの参加がございまして、車いっぱいでした。25人がいっぱいになりまして、巡回しましたところ、非常に好評でした。そして、食事は蓬莱館に行きまして、相当お金を使って、（笑声）何か7万円ぐらいを払ってきたそうですので、そういう経済効果があるようなことをどんどんやっていただければいいんじゃないかなと思う

おります。

それから、政務調査に行った、天草に参りましたところ、ちょっと市長が施政でコミュニティのお話で、ちょっと施政方針の説明のとき、市長が述べておられますように、まちづくり計画に、何か聞くところによると、50万円かかるような話をちょっと聞いたんですけど、これは計画書を各公民館、4地区にもありますけど、計画書をつくっていただいて、まちづくり事業が市の審議会といろいろと協議した結果、実施された場合は500万円を限度として出すということをやっているところでございますが。

こうして率先して市民がこういう事業をやりたいということをやってもらいたいちゅうことで、いつもこっちから、執行の方からいろいろと事業を探すのもいいですけど、こういうのはないかちゅう、地域の活性化をやっていなくて、いろいろ中心でやっておっても、先ほど10番議員がいろいろといいあれはやりましたけど、地区の方々が計画書をつくって、どうやろうかちゅうことをやっていかないとできないちゅうことで、利益を上げる地域ちゅうことをやっていかないと。これいろんな企業体でもいいし、商工会でもいいし、いろんな住民の人たちがいろいろ考えることがあれば、そういう計画書をつくって審議していきたいちゅうことをやっていると、これは非常に成功しているちゅうことで、まだそこは予算的な配分も、日置市であれば200億円を各課に配分して、これでできないものかというのもやっているちゅうことでした。

分庁方式も最初からやっておったけど、なかなか思うようにいかなかったとか、あるいは市役所の新庁舎を地方につくるというのも決めておったけど、これももう取りやめにしたとか、いろいろそういういい方にしても、住民の苦情は出なかったということで。そして

議会の方の議員さんも大分、市がうまくいくので、この一般質問も少なくなっただけのことです。そういうのを、一応この辺のところまでどう思われているか、どうやって。

○市長（宮路高光君）

今後、それぞれ議員の方も先進視察に行かれたようでございますけど、私ども市といたしましても、やはり地域の、先ほど申し上げましたように、振興計画をきちっとつくっていただき、それに予算的な肉づけをしていかなければならない、そのようなことを考えております。

○8番（田代吉勝君）

ぜひそうしていただきたいものです。

巡回いたしましたところ、吹上の方でアスパラ生産組合の人とお話をする機会がございましたら、たまたま会長さんだったことで、若い人の取り組みで採算はとれないかとお聞きしたら、随分頑張れば若い人でも食べていけるということでございましたので、拡大はできないかというところでございましたけど、先ほど農業委員会の方で200ヘクタールの遊休地があるということでございましたけど、なかなか圃場がないというところで、借りられる土地がないというところでございました。

そういう、いろいろ事業をする場合に、計画が決まってそういうのに圃場が提供できるもんか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域の皆様方を含めまして、そういうやる気のある方々につきましても、特に先ほど申し上げましたとおり、農業委員会、吹上地域におきますと、農業公社がございませぬ。特に今、アスパラガスの生産者のことの実例を取り上げていただきましたけど、それぞれ研修して、その後におきまして、それぞれ自分たちで実証できていく中におきまして

は、公社の方でそれぞれ土地のあっせんをやっておりますので、今後それぞれやる気のある皆様方につきましては、行政としても十分相談に乗っていきたいというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

まだまだ例を言いますけど、そういう圃場整備がすぐできるような体制があればいいですけど、まだ経済連の方にもお話をもちかけて、プロイラー方式はできないかというところで、それはちょっと難しいというところで、鹿児島ブランドの黒豚を何とかしてくれんかということは伺っています。污水处理場の方は経済連が持つということですので、その広い土地ができれば、あるいは収入差が出るようであれば、そういうのも問題にしていけないんじゃないかということも思っています。そういうことの取り入れ方はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

例を上げました、その養豚農家のことでございますけど、一番課題に残るのはし尿処理の問題だというふうに考えております。十分その場所の設置の位置とか、そういうものも、そういう生産をする方々と十分協議をしながら、また特に周辺部の住民の皆様方と養豚農家、養豚を営む場合につきましては、十分協議をしていかなければならないことだというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

今のところ農産物ばかりですけど、このイチゴ農家もいろいろとお話を聞くと、高齢化で、そして最近病気が、苗をつくるのに非常に難しいとか、病気が入るのが多くなってきたということで、土壌が悪いんじゃないかと。これは新天地に移らんと生産ができないのではないかと。そういう確保の圃場が、そういう探してあげるとか、あるいは若者が、これは収益性の上がるものだけを

私言いますので、一応採算性がとれる農家だということだと思いますので、こういう生産ができるような圃場整備がちゃんと決まれば、圃場整備ができるようにしてもらいたいもんです。

次に、畜産もいいようですので、畜産農家が高齢化していますので、これも若者が従事できるような体制をつくってってもらいたいもんです。これも地域、いろいろと計画は立っているようですので、そういう計画を地域の皆さんが執行の担当の方、技術の伊集院の方、いろいろと交えて審議して、いい結果が出るような方向をつけてやればうまくいくんじゃないかと思っておりますので、この4町になったら非常に広いですから、活性化しなくては、みんなが盛り上げてやっていかんと日置市の活性化はないと思います。巡回をしていけば、1町に集中になっているようなお話をしますが、そういうふうなことはないんですよちゅうことでもありますが、不服ばかり聞きます。税金が上がる、そういうことばかりしかない。何もいいことないちゅうことをおっしゃいますので、なるべく平等に行き渡るような施策をどんどんやっていって、収益性の上がるものをしていってほしいと思っています。どう思いますか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、4つの地域の計画を含めて、特に収益性、特に1次産業におきます、今ご指摘ございましたイチゴ、畜産、ある程度の収益性の上がる作物であるというふうに認識しております。

市といたしましても、それぞれの4つの地域がございますので、やはり適している場所と色々な問題がありますので、今後収益性が上がるような作物を重点的に推進し、少しでも農家の所得が上がるよう努めていきたいというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

それから、総体にいろいろと質問しますが、鹿屋のばら園のお話でございますけど、あそこは16年に2ヘクタールの事業を1億7,000万円でやりまして、ばら債というのを参加者が499人で1億7,000万円の事業に3億6,000万円希望者があったということで、そのとき一応5年間のあれで、利子が0.8ちゅうことでございます。そして、17年度6ヘクタールふやして、これが5億1,000万円の事業でございましたけど、その参加者が747で、7億1,000万円ぐらいの希望者ちゅうことで、これは抽せんで皆さん買われている事業です。こういうのをいろんなところに、またこっちの（発言する者あり）いろいろとこっち、さつま湖とか、例えで言えば、いろんなのがありますので、各観光地になりそうところで利用する方法もございます。これは地域の人の株でする方法やら、いろいろとあると思っております。市長のお考えをお聞きしたいと思っています。

○市長（宮路高光君）

それぞれ市町村、県におきましても、市場公募債といいますか、地域の皆様方に募って、それぞれ資金を集めて事業を展開するということであるというふうに思っておりますので、本市にどの地域が、また、どの事業が、また、どのことが当てはまるのか、こういうことも含めながら考えさせていただきたいと思っております。

特にこの公定歩合の中におきますこの利率、これが一番大きなポイントであるというふうに思っておりますので、十分このようなものをしながら、基本的にはやはり市民参加というのが一番大きなねらいであるというふうに思っておりますので、十分私どもも勉強しながら、この市場公募債については検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

四国の徳島の上勝でも、こういういろんな

事業をしているのは、あそこは町ですから、町も一緒になって企業、献金、株募集をして、全部事業が株式会社でなっているようです。これも全国ネットでいろんな、じいちゃん、ばあちゃんまでいろんな彩りちゅうことで、葉っぱを拾ったのを、あるいはちぎったのを全国で販売しているというような事業もなされていますので、そういうのが取り入れないかちゅうことも、日置市もやっていけば。あるいは企業の人も参加するとかいうのを、地域の住民だけの話じゃないですから、いろんなのをしていけば、商工会がやっても、企業がやっても、住民だっているらと、全部がそういうやる気を起こす政策を早くこういうのがありますというような申し出せばとかいうのをやっていかないと、何か来てくれるものと思うような住民では困りますので、そういう献立をあるいは住民に今こういうのをしていきたいんだがというので参加させるようなことをどんどんやっていかせないかと思いますが、どのようにして市長は進めていきたいと思えますか。

○市長（宮路高光君）

まちづくりについては、やはり市民参加といますか、企業を含めましてやはり地域が盛り上がっていかねばならないというふうに考えております。それぞれの手法等をお話しございまして、私どもの市といたしましても、やはり地域また企業を含めてみんなが参加できるような体制を含めて、今後ともいろんなまちづくりをやらなきゃならないというふうには考えております。

○8番（田代吉勝君）

全国環境自治体大会の会議に指宿に行きまして、食と農という会に行きました。市長も行かれたと思いますけど、そこで今度は始良町の柳谷自治会ということで、豊重哲郎さんという人が（「申良町」と呼ぶ者あり）申良、済みません、申良やった。申良町の柳谷自治

会とか、これ町のあれは一つもいただかないでやっているところで、124戸ということで高齢化率は36%、人口は300人。ここは全部手づくりでいろんな公民館も手づくり、いろんな遊技場、子供の遊び場とかいろんなものも全部手づくりでやっているところ。土着菌をつくっているのを生産しているということで、農薬も使わないし、全部有機農業でやって。一番最初は芋づくりから始めて、高校生などが植えたということで、みんなで取りかかれば大体1ヘクタールを3時間ぐらいで植えるということでした。それがきっかけでずっと大きく今はなっていますが、焼酎も生産しています。いろんな生産はやっていまして、これなぜいつも堆肥の土着菌でいいかということ、ぬかもふるし、堆肥もいつもふっているの、普通の作物より3倍ぐらい肉厚があるということで、病気やら虫がとりにくいということでやっているということで、この人はみんなの今講演会で引っ張りだこで、その明るく日は市来農業に行くんだということでしたけど、こういう家族全員が参加するようなところの集落もありますけど、こういうのも参考にしながらやっていけばいいんじゃないかと思っております。

総合的にお聞きしますけど、今、会長でもありますけど、異業種の中でずっと企業の拡大をするとか、新開発などのお話が出ないかをお聞きしているんですけど、異業種の方で、会合のところ。

○市長（宮路高光君）

異業種交流会を設立いたしましてもう1年ちょっとなりますけど、特に今それぞれの地域のそれぞれの企業の拡大ということで、二、三カ所協定書も結んでいただきまして拡大しつつあるところでございます。

○8番（田代吉勝君）

いろいろとするというようなお話しでした

ので、今まで言った地域活性化で、こういう地域の方々が計画をみんなと立てていく方向で、市長施政方針でも書いてあるようですので、これはもう実現の方向でいいですか、お聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、19年度市と館を含めた整備をしていきたいというふうに考えておきまして、20年度におきましてそれぞれの振興計画を策定していきたいというふうに思っております。

○8番（田代吉勝君）

さっき私も申し上げたんですが、史跡めぐりで吹上の看板は非常にいいんですけど、道路を走るときに史跡が何々がありますとか、ほかのところはそこまで行かんとあれが余り看板が目につかないんですが、そういう全体に同じように地区に立てるあれはないですか、それを伺います。

○市長（宮路高光君）

観光マップを含め観光の看板ということで、年次的にそれぞれの箇所を含めて設置はしておるといふふうに思っております。県におきましても、大きな観光ルートを含めた中で観光整備の看板等の整備というのがございますので、本市におきまして一挙にいきませんが、それぞれの4地域ございますので、整備を今後ともやっていきたいというふうには思っております。

○8番（田代吉勝君）

先ほど10番議員の方がほとんど聞かれましたけど、再度日置市を活性化する市長のお考えを、これは今リーダーリーダーというのがいろんなところに出てきましたので、市長はリーダーですので、日置市の活性化の全体像をお話くださって、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今後の日置市をどう展開する

かということであるのかなというふうに思っております。2年たちまして、4町の一つの融和を含め、またそれぞれの制度を一元化し、また今後新たな日置市の方向の中におきまして、やはり基本的にはこの1次産業を含めた観光資源を含めた事業の展開をしながら、またそれぞれ雇用の場を含めまして、やはり地域にどれだけの皆様方がとりとまっていたりするのか、こういう大きな課題を含めながら、今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

さきに通告いたしました4項目について、質問させていただきます。

去る2月24日の南日本新聞に、合併した町の住民を対象に、合併してよかったのか悪かったのか、このことに関する記事が掲載されておりました。そして、その終わりの部分に、行政側からの意見として、日置市の職員が、「合併の成否は、今後10年先を見据えて検証する必要がある」との意見で結ばれておりました。私も10年先には、合併の成否が自治体間の格差となって出てくると思います。つまりこれからの時代の流れを的確にとらえ、行財政改革を進めていく町と、従来の経営体質から抜け出せない町との違いは、はっきり成否となって出てくるのではないのでしょうか。そして、その決め手となるのは、改革の中身とスピード、またそれに携わる者の責任意識だと思います。

日置市も既に改革が始まっています。しかし、現状はまだ多くの課題が残されており、市長の任期中にどこまで改革が進むのか、不透明な部分も多いようです。

そこで、私は今回、身近に迫った課題の改

革についてお尋ねいたします。

初めに、税の徴収体制の件からお尋ねいたします。

行財政改革の中で税収の確保は重要な課題です。しかし、日置市の場合、平成18年12月末現在で、市税と国保税の累積滞納額は約6億5,000万円です。また、滞納率も年々増加しているようです。

そういった中、平成19年度は国からの税源移譲により、市民税で約5億7,000万円ほど増額する見込みです。また、国保税についても負担金の上限が3万円ほど高くなる予定です。このことを考慮すれば、新たに徴収体制を講じなければ、さらに滞納額が拡大していることが予測されます。税の徴収体制について重要なことは、私が申すまでもなく滞納者をふやさないことと、滞納額をいかに効果的に回収していくか、このことです。

そこで、合併直前まで自治会で集金をしていた割合が多かった旧吹上、日吉町の徴収率を見ますと、明らかに低下しています。また、旧東市来、伊集院町の過去のデータを見ても、同じようなことが言えます。このことは納税義務に対する意識の低下でもですが、私の家みたいに税金が引き落とされることを予測していなかった月は、やはりやりくりが大変です。仮に1回でも引き落としができなかったら、それが滞納につながっていくケースもあるのではないのでしょうか。

そこで、その策として考えられるのが、納期日前に口座振替通知書を出すことです。それによって、納税者の心づもりや納税意識も変わっていくと思われませんが、このことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

それと、滞納額の回収の件ですが、滞納者を形態別に分類すると、払いたいけど払えない、払えるのに払わない、滞納者との連絡がとれない、この3つが大きなパターンだと思います。

そこで、日置市の場合、この割合がどうなっているのか、また形態ごとにどういった手法で臨めば徴収効果が上がるのか、このことを再度調査検討する必要があると思いますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

次に、現在あり方検討委員会で検討中の市立病院事業と公立保育園事業についてお尋ねいたします。

市立病院に関する検討委員会は、今年の2月に設置され、既に5回の検討委員会が開催され、まもなく答申が出る予定です。

そこで、私が疑問に感じることは、自分たちの町の病院事業の方向性を決めるのに、なぜ三者をリーダーとする検討委員会に頼らなければいけないのか、このことです。市長自身、市立病院の今後のあり方については、既にさきの議会で、「地域に根ざした地域医療の拠点となるようにしていきたい」と、こういうことを答弁されています。であれば、そのような地域医療を目指していくためには、現状においてどういった課題があるのか、またそれらの課題を解決していくためにはどういった改革が必要なのか、専門家の相談も受けながら、みずからの考えで方針を決めていくべきではないのでしょうか。

また、公立保育園の今後のあり方についても、市長は、「公立の場合、国からの補助金が出なくなったために財政負担が大きくなった。また、私立保育園の方が柔軟性もある」と、こういうふうに答弁されています。したがって、市長自身、民間委託がいいのではという意図を持って、今回あり方検討委員会を設置されたのではないかと思います。であれば、あり方検討委員会で時間やお金をかけて検討するのではなく、最初から民間委託の方向で改革を進められるべきではないのでしょうか。つまりこういった事業については、市長の政治理念に基づく政治判断で進めていくべき改革だと認識いたしますが、市長のお考え

をお尋ねいたします。

次に、公民館での窓口サービスについてお尋ねいたします。

平成19年度からすべての地域で三層構造の地区公民館が整備され、そこで各種証明書の発行サービスが受けられる計画になっています。この事業を導入する理由として、当初は住民サービスを高めていく趣旨の説明であったようです。しかし、先日の担当課長の議会答弁では、証明書の発行だけであればさほどメリットはない。今後は、地区公民館を情報の拠点づくりとして地域活性化につなげていきたい。その一環が証明書の発行である。そういった内容の説明でした。私は、この事業を地域活性化の一環として位置づけることには理解できませんが、こういった理由づけなのか、お尋ねいたします。

また、本市では試行段階ではありますが、4月から毎週火曜日、夜7時まで窓口延長サービスが始まります。そして、証明書の電子申請サービスもスタートします。そういった中で、新たに多額の人件費を投入して利用見込みも少ないこの事業をスタートすることは、住民の理解も得られないのではないかと思います。どうお考えでしょうか。また、途中見直しをされるお考えがあれば、こういったことを判断基準にされるのか、お尋ねいたします。

最後に、今後の事務組織機構や支所機能の件についてお尋ねいたします。

現在、職員の中にも、本庁方式でないと事務事業の効率化は図れないとする意見や、これ以上支所の職員が減らされれば住民サービスを落とさざるを得ないとする意見などさまざまです。また、周辺部の住民も今後支所機能がどこまで低下していくのか危惧されています。この問題につきましては、一昨日の1番議員に対する答弁で、段階的にまた状況等も踏まえながら再編を進めていく、そ

う趣旨の内容ではなかったかと記憶していますが、このことは今後の行政運営の基軸となることだけに、少しでも早く具体的な方向性を示す必要があると思いますが、市長のご見解をお尋ねして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行政改革について、市税、国保税の徴収体制についてということでございます。

市税及び国民健康保険税の徴収事務は、現年度課税については、本庁及び各支所の税務職員が担当しており、月末の夜間徴収や電話催告により徴収を行っています。また、8月と12月には、昨年度に引き続き管理職を含めた特別夜間徴収を行い、前年度を上回る実績を上げているところでございます。

その中におきまして、市民税、国民税の口座利用者に対する口座振替通知をできないかということのご質問でございます。この口座振替通知をどうするかということでございます。口座振替通知につきましては、それぞれ各戸に配布しております広報「ひおき」等でお知らせ版等でも今現実やっているところでございまして、議員の方はその前に各戸にしてほしいということでございます。各戸にする中におきまして、特に経費的なものもどれだけかかるのか、引き落としを忘れてうっかりといたしますか、そういうことが何件おるのか、そういうまた実態も把握した中で、今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、滞納の中におきまして、特に19年度から市民税等におきます税額というのは上がってくるから、どうするかということでございます。基本的に、滞納者の分類といいますか、そういうものをしてみますと、いろいろと事情があらわれる、経済的な事情、倒産、いろんな問題があらわれるようでございます。

特に、払われるのに払わない人に対します、このことをどう私どもはきちっと徴収していくのか、これが一番大きな課題でございますので、特に今それぞれ滞納している人の実態調査と申しますか、調査をやらせていただいておりますところでございます、特に今後におきましては、財産の差し押さえ等を行っていかねばならないというふうに思っております。

2番目の行政改革の市立病院と公立保育園の中におきまして、公立病院の検討会につきましては、一応3月まで検討委員会の中で答申が出るということでございまして、市長がリーダーになってきちっともうすればいいんじゃないかなということでございます。基本的には、前もお話し申し上げましたとおり、市立病院につきましては地域に根ざした病院であるというふうに思っております。こういうことを含めまして、やはり地域の声、代表の声とか専門的なお声を聞かなければ、やはり今後の方向というのは難しいんじゃないかなというふうに考えておきまして、今回の第三者をリーダーとする検討委員会、なぜリーダーしたかということでございますけど、この病院経営というのは、私ども地域の方と大変専門を要する分野だと思っております。ただ収支がどうであるのか、ただそういう単純なものではないという認識を持っておりましたので、やはりこういうリーダーの方につきましては、やはりいろいろと経験豊富な方がリーダーになっていただかなければならないんじゃないかなという意味の中で、リーダーを大学の先生にお願いしたわけでございます。

そういうことを含めながら、今回の検討委員会の中に、今回も予算の中でお願い申し上げましたとおり、大変専門的な分野が入ってまいりますので、この分析を含めた中で今回報告書もいただいております。そういうこと

を含めまして、今月の中におきます最終的な結果が出てくるというふうに思っております。

また、保育園のあり方につきましても、きのうこのあり方検討委員会をさせていただきました。おっしゃいますとおり、政治判断の中でもう民間に委託するんだという一つの方向づけをすれば、それで済むかもしれませんが、やはりこういう大きな一つの今までの歴史的な背景もございまして、やはりある程度の論議、メリット、デメリットということも、お互いが十分認識した中においてやっていかなければ済まないことじゃないかなというふうに考えておきまして、この保育園につきましても約1年間程度、一応それぞれ立場の中で論議をしていただくということで、きのう会を進めさせていただきました。

3番目の公民館の窓口サービスの中で、ご指摘ございましたとおり、ことしの4月から始めるわけでございます、今ご指摘いただいた中におきまして、これだけの財政投資をしてそれだけのサービスがあるのかというご指摘ではないかなと思っております。特に、日吉、東市来の場合につきましては、このような構想がありませんでした。そういうことを含めまして、ある程度日置市としての統一的な中におきまして、地区館の整備ということを図るべき中におきまして、今回ある程度の人件費を含めた財政的な投資というのがあったというふうに思っております。

この中におきまして、特に先ほども申し上げましたとおり、今までの地区館活動ではなく、やはり地域のまちづくりを含め、そういう振興計画、そういう全般的なことも担っていただけるような地区館を目指していかなければならないというふうに思っております。

このサービスの利用の中におきまして、証明等が少なくなったらしないのかということ、どこを判断するかということでございますけ

ど、これもやはりやってみて行って、どういう状況であるのか、1年間を含めましてやってみなければ、今の中で基準がこうだからもう次はやめますとか、そういうものじゃないと私は思っております。とりあえず1年間こういうものをしながら、そこでいろいろな課題も出てきますので、そういう課題を検討した中で、今後のまた再編しなきゃならない分については、そういうものを再編していくべきなことであるというふうに思っております。

4番目の事務組織のことでございますけど、1番議員の方にも申し上げましたとおり、このことにつきましてはそれぞれ退職を含めていく人の人的なものを含めながら、段階的にそれぞれ再編をやっていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

○11番（漆島政人君）

初めに、税の徴収体制の件からお尋ねいたします。

先ほど市長の答弁では、振替通知書を出すことについては、財政的に経費の問題もあるので今後把握しながら対応していくとの答弁だったわけですが、ここで1点ほどちょっとお尋ねいたします。毎回振替日に引き落とせない口座の割合、それ幾らぐらいあるのか、またその中に現在滞納されている方がどれくらい含まれているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

詳細については税務課長の方に答弁させます。

○税務課長（瀬川利英君）

口座振替の振替不納の割合ということですけども、この口座振替につきましては、旧東市来町、旧伊集院町では早くからやっていたんですけども、旧東市来町時代にも3%、件数の3%程度は毎回未納になっているというふうなことがありました。日置市になりましたのまたデータをとってみましたところ、やっぱり3%から4%ぐらいは毎回振替不納というふうになっているようであります。なお、この振替不納になっている方々については、最近どうも固定化しているというふうな状況もあるようでございます。

○11番（漆島政人君）

今、課長の答弁を聞いてますと、やはり引き落とせない口座の多くのがやはり滞納者であるような状況ですね。であれば、やはり振替通知書がどこまで効果があるのか、やはり慎重に検討していくような気がいたします。

それと次に、滞納者の形態別調査、これについては現在調査中であるということでしたけど、そこでお尋ねしますけど、払えるのに払わない滞納者、この方が払わない理由は主にどういうものがあるのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことについても税務課長の方に答弁させます。

○税務課長（瀬川利英君）

いわゆる滞納者の分類というふうなことでございますけれども、具体的に滞納に至った理由というふうなものもあつたりしますし、払えるのに払えない、あるいは本当に生活が苦しくて払えない、いろんなパターンがあるかと思っておりますけども、現状ではまだそこまで詳しく分類したデータ等は持っていません。ただ、昨年夏場に県の職員を徴税吏員として併任しまして、5万円以上の市県民税、これの滞納者に対して119件選んだ形で特別

徴収みたいな形をやったんですけども、その際に119件出した中で、45人は全くもう音さたもないというふうな状況の中で、そのうち16件は完納に結びついておりますし、26件は今も分納を継続中です。そのうち12件は預金差し押さえも行いました。それから、5人については生命保険の差し押さえもいたしましたというふうな状況の中で、多分この45件ぐらいが納税の意欲というか、全くその辺が感じられないというふうな方ではないのかなというふうな形で、119件を分析した中では、そういう結果が出てきているようであります。

○11番（漆島政人君）

いろいろデータはお知らせいただいたわけなんですけど、払えるのに払わない人、こういった人の払わない理由、それぞれ私も個人的に考えれば、いろんなことにかこつけていろいろ払われない、いろんな理由があると思うんですけど、それにしてもやはりこの滞納者を相手に徴収業務をやっていくということは、やはり百戦錬磨の精神力が必要ではないかと思えます。

なぜそういうことを申しますかといいますと、やはり実績を上げていくためにはどうしても夜間徴収に集中していかなければならないと思えます。それと、生活困窮者と払えるのに払わない、意図的に払わない、そういう方のやはり対応というのは大きく角度を変えて対応していく必要もあると。それと、連絡がとれない滞納者については、いろんな角度でやっぱり根気強く追跡調査をしていく必要もあると。それと、滞納者との信頼関係というのは、やっぱり継続してずっと持つていく必要があるのではないかと。それと一番大事なのは、何が何でも1円でも多く徹底して、相手がだれであろうと徹底して徴収していくという気概、信念、やっぱりそういったプロ意識が必要だと思えます。であれば、そういう

人といえどどういう人かというのと、やはりシビアで冷酷で、極端ですけど、冷酷でその反面優しく思いやりがあって、時にはやっぱり滞納者を諭していく、心理的にいろんな対応ができる人でないと、やはり徴収実績というのは上げれないのではないかと思います。であるならば、この徴収業務に対する一つの策ですけど、やはり私はそういった人材、やはり実績の上がるようなそういった人材、例えば再雇用、やめた人を再雇用していくとか、そういう形をとって、やはりそういう人材を再雇用して、やはり特別の徴収体制のチームづくりをしていく、これもやはり一つの対策ではないかと思えますけど、このことについて市長はどうお考えか。

それと、やっぱりこういう人たちについては、給与も成果主義でやっていくべきだと思いますけど、このことについてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

以前もそういう滞納に対します意識を含めた中で、再任ということもやった経過もございます。再任者を適用してやった経過もございます。今おっしゃいましたとおり、成果主義、職員の場合はそういきませんが、今後やはりそのような部分も検討の一つは値するというふうに思っております。特に、今後市民税の増加というのがございまして、先ほどもちょっと税務課長も言いましたけど、昨年は県から3カ月程度、こちらの方に派遣していただきまして滞納整理をしたということで、そういう交流をさせていただきました。ことしから県といたしましても、やはり同じく市民税と県民税と一対でございまして、県としてもやはり滞納整理に力を入れていきたいという意向がございまして、私ども今回は県の方に出向しませんでしたが、県といたしましては市町村の職員と一緒に滞納整理をしていきたい。そういう中におきまして、やはり滞

納班といますか、そういう組織づくりをしたいということも言われておりますので、今議員もおっしゃったそのことも一つの方法、また私どもが今考えているそういう滞納組織班というのをこの庁舎だけでなく、県と一緒にそういう班体制という、そういうものつくっていく方法も一つ、いろんな手法はございますので、いろいろとこの滞納整理について今後検討していきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

今現在、夜間徴収とか管理職の方が年2回夜間徴収もされています。また、18年度の予算では、滞納額のところはただ1,000円の頭出しだけでしたよね。でも、19年度からはやはり去年の徴収実績以上のいろいろ調べてみますと、徴収実績以上の滞納額が計上されていますので、私もやっぱりこれに滞納実績を上げていかないとならないという、執行部のそういった意欲はすごく感じております。でも、どうしても税源移譲が進む、それとあと交付税制度が変わってくるとなると、やはり滞納額の割合が即自治体間の財政力の格差となって出てくるわけですよ。それと、また国保税についてもやっぱり徴収率が92%を切れれば、国からの調整交付金ですか、これもカットされるという現状があるわけです。だから、どうしてもこの徴収業務というのは、努力しましたがだめでしたでは済む問題じゃないわけですね。だから、ぜひいい人材の確保も含めて、徴収効果が上がるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、あり方検討委員会で検討されている市立病院、公立保育園、このことについてお尋ねいたします。

先ほど市長の答弁の中では、なぜあり方検討委員会に出すのか、それについては当然住民の方の幅広い意見も聞かんにゃいかんと。あと病院については、専門的な分野が多いか

らいろいろまた聞いていかんにゃいかん。保育園については、歴史的な背景もあるとか何とか言われましたよね、当然そういうのもあると思います。でも、私が思うには、やはり仮に市立病院もどうしていけばいいですかと、住民はやはり住民サービスというのは高ければ高いほどいいわけですから、やはりあれもやってくれ、これもやってくれ、こうしてくれ、ああしてくれというのは、当然住民の意向だと思います。「いや、市長はそう言われるけど財政が苦しいから、ここはやめた方がいいんじゃないですか」なんていうような観点では、住民の方はお話しされなと思います。意見は出されなと思うんですね。それとあと、専門的な部分については聞かんにゃいかんと、市長はそう言われましたけど、単純に考えても私のレベルで考えても、やはり市立病院の今の課題というのは、やはり人件費率が高い、70何%ですか、高い、あと建物が老朽化している、それとやはり規模的に本当に経営効率がいいのかどうなのか、私のレベルで考えても、そういうのがわかるわけです。であれば、当然市長も私のレベルどころじゃない、相当なレベルで考えておられるわけでしょうから、当然専門的なことはこの間12月で補正に出されましたね、いろいろ調査、そういう形で資料を客観的なデータを拾っていく。そういうものに基づいてやはりされていけばいいのではないかなと。

そこでお尋ねいたしますけど、仮にあり方検討委員会の答申内容と、市長が自分はどうやっていきたい、こういうふうにやっていかざるを得ないだろうと、そういう方針と合わなかったときは、市長の意向を優先されていくのか、それとも答申の内容を尊重されていくのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

病院のあり方検討委員会、私も出会っております、それぞれその間に市長はどう考え

るかという意見聴取はそのあり方検討委員会の中でもいろいろとされました。そういうことを含めまして、また最終的にどう結果が出てくるかわかりませんが、その結果を見た中で判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

やはりこの今回保育園事業ですね、あと病院事業、ほかにもいっぱいあるわけですが、この2つをあり方検討委員会に出された背景というのは、どうしてもやっぱり根本にあるのは、やはりコスト的にどういった改革をしていくことが、今の財政状況に応じて効率的な経営体制につながっていくのか、それをやっぱり調査していくところがこの改革の本質だと思うわけです。であれば、確かに住民の方に聞くのもいいですけど、こういうものについてやっぱり市長が住民の方や関係者の方に、今の公立保育園事業はこういった現状なんだと、しかし財政状況はこういった状況なんだと。したがって、これからはこういった経営体制でやっていきたいんだけど、住民の皆さんどうでしょうかと。それを十分説明をして、理解を得ていくような改革方法で、私はこういった事業については、そういった改革方法で進めていくべきだと思いますけど、市長はこのことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいましたとおり、私の考え方というのは、きのうも保育園におきます中におきまして、市長はこういう考え方の中でこのあり方検討委員会も設置したんだと、そういう大きな趣旨説明はきちっとさせていただいております。やはりそういうことをしていかなければならないというふうに思っておりますけど、ですけど今言ったようなそれぞれの代表でございますので、私もやはりその代表の声というの、また十分お聞きしてい

なければ、最終的な判断に大変大きな杞憂がするという意味の中で、やはりそういう考え方というのは、私の考え方はあり方検討委員会の方にもきちっとお話をさせていただいているところでございます。

○11番（漆島政人君）

確かに、市長の考えは、市長自身も当然自分の考えをやはり提案されて、あり方検討委員会には出しておられると思うんですけど、やはりこのあり方検討委員会というのは、考え方によってはものすごく民主的で、パブリックコメント精神、そういうものにもものつとったやり方ではないかと。でも、メンバーを見ると、やはり20名ぐらいですかね、またその対象者の方も婦人の代表とか自治会の代表とか、いろんな方がおられるわけです。その皆さんの考え方が聞くのはいいけど、やはりそれを一本化していくのは、一本化した形でとらえるのはなかなか難しいのではないかなど、そういうふうなことも感じます。

そこで、やはり病院事業についても、市長の任期はあと2年ちょっとですかあるわけですが、病院事業についてもトップが変わるたびに方針が変わるようでは困るわけですね。また、保育園についても、1年かけて検討委員会を進めていくようなことをおっしゃいましたけど、その後には幼稚園の問題ももう19年度であり方検討委員会に出すんだと、北幼稚園についてはもう入園希望者がだれもないんだと、だから閉鎖せざるを得ないんだというような状況なんですよ。そういった状況の中で、そういうことを考えればどうしても早く最終的な方向性というものを出していかなければならないと思うわけです。

そこで、市長の任期中に市立病院については実施計画まで出すことができるのか。それと、保育園については民間委託というような意向があるようですが、仮に民営でされるようになった場合、来年度からは民営でやってい

く体制にできるのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、私の任期は2年でございます。私は、この2年の中におきまして一つの方向性といいますか、そういうものを出していくのが自分の務めだというふうに考えております。そういうことを含めまして、やはり今おっしゃいましたとおり、だれがしているのがやはり民主主義の中において決めたことの中で進めていけば、だれがなってもその方向性には行くという考え方を持っております。そういう中におきまして、今病院につきましてはまだ最終的にそういう委員会の答申が出されておられませんので、そういう答申が出された中におきまして、それが今後どう機動的なもの、財政的なもの、そういうものに今後入っていくのかなという、そういう答申が出た後でいろいろと検討させていただきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

市長の方向性がそのまま引き継いでいかれたら、むだもないし効率性も上がってきます。でも、それが本当に人によってはいろんな考え方を、私はちょっと極端な考え方をしているのかなというのを感じるわけですけど、人によっていろんな考え方があるわけですから、やはり一貫性を持って、やはり日置市のまちづくりをしていくためには、やはり今宮路市長が日置市のかじ取り役ですので、そのカラーを出していくためには、当然ある程度の具体策まで出して方向づけをしていくのが、やはり役割ではないかと思えます。

また、保育園についても、これからは幼保一元化、こういう時代ですので、やはり幼稚園も保育園も一緒に合わせて、早い結論が出るように取り組んでいただきたいと思います。

次に、地区公民館での窓口サービスについてお尋ねいたします。

これにつきましては、地区公民館で情報サービスを提供していく、議会中継とかインターネット、あと今回の証明書の発行サービスですね、こういうことを情報サービスをやって地域活性化につなげていくんだと言われるんですけど、私はこれが議会中継であっても、議員の意識改革にはなるでしょうけど、どこまでこれが地域住民の活性化につながるのか、またインターネットであっても別に公民館で高速であろうが低速であろうが、公民館でやらなくても各家庭でもやれるわけですよ。それと、あと証明書の発行サービスなんていうのは、どう考えても住民サービスの一環ではないかなと、そう感じるわけです。このことについては、今回の質問テーマじゃないのでいたしません。

そこで、この地区公民館での証明書の発行業務について、これは私どもも余り全容がわかってないというか、私もいろいろ調査不足もあるわけですけど、わからない部分が多くありますので、幾つかお尋ねいたします。

まず、この証明書の発行業務、これの日数と時間、あと18年度と比較して19年度でこの事業に関係するものもそうですけど、公民館費が18年度と比較して新たに幾ら財政支出がされるのか、その金額ですね。

それと、証明書の発行についてはどういうものを発行していくというのは、私もいろいろ調べたわけですけど、一般に住民票、印鑑証明、こういうのについては大体私が調べた範囲では、車の売買とか土地の売買、あとお金の借り入れ、こういうビジネスに関する証明書の必要性が多いんじゃないかなと。したがって、そういう方はほとんど元気のある方ですよ。でも逆に、やはりお年寄り、交通弱者の方ですよ。こういう方が必要とされる証明書は、年金とかあと家族の中でだれか亡くなったときのそういった手続とか、あと今銀行あたりは証明書がないといろいろお金

も振り込めない、いろんな難しいのがありますよね。そういうところで住基カードを申請されるお年寄りも多いと思います。そういった状況になれば、この交通弱者の方がどれだけ利用される見込みがあるのか、この見込み率をどれくらい見ておられるのか。

それと、あと公民館での窓口対応ですね、これについてはやはりまず接客マナーというのは基本的なことです。指導員の先生がきちんとした対応でしていただければいいですけど、多分されると思いますけど、そういうマナーがどうなのか。

あと守秘義務の問題があります。私もいろいろ聞き取りをしましたけど、公民館でサービス業務があっても私は行かない。なぜですかと、知っている人だったらなんに使やっとな。いけんやっとな。いろいろ聞きやんさあよと、それより守秘義務の高い支所まで行きますという人もすごく多かったです。その守秘義務がどうなのか。

あと証明書を発行するにおいては、本人確認もですけど、当然同居確認というのも必要ですよね。そういったものについては、そういった問題です、そういったことはすべてクリアされる状況にあるのか、このことについてお尋ねいたします。4点ほどですかね。

○市長（宮路高光君）

基本的に、公民館の今回新しい人を入れて設置をしていく方向性、基本的には窓口サービスだけという見解じゃないというふうに、ひとつご理解していただきたいと。こういうことにつきましては、その一部でもあります。今後、やはりいろいろと地区公民館活動を充実しながら、やはり先ほども申し上げましたように、地域と共同でどう地域づくりをできるのか、こういうことが大きな視点の中で今後これだけの統一的な地区館設置ということをやったということでございます。そういう中におきまして、今ある各種の証明いろいろ

出ましたので、そのことについてはそれぞれ担当課長の方でそれぞれ答弁をさせます。

○企画課長（富迫克彦君）

それでは、私の方で答えできる分だけお答えをさせていただきます。

今回、地区館の方には非常勤の館長さんと社会教育指導員の方、それから主事補の方、それぞれ配置をされます。館長さんは非常勤という形になりますので、週に何日か出勤されると。指導員の方が週4日、主事補の方が週3日ということで、今回計画をいたしてございます。

それで、証明書の発行の時間帯というのは、とりあえず今年度は火曜日と木曜日の午前中という形で進めていきたいということで、今協議をしているところでございます。

それから、同居の確認につきましては、それぞれの地区館等で申請書を書いていただいて、それを本庁支所の担当窓口で住民票と突合いたしまして、申請された方が同居の方かどうかを確認をいたします。その結果、同居でないということが判明しますと、本庁支所の方からそれぞれの地区館等に、「この方は同居じゃございませんので発行できません」というようなご回答をする形になると思います。

それから、守秘義務に関しましては、今回人的に配置いたします3名の方々は、それぞれ臨時の地方公務員という肩書きの中で配置をされますので、地方公務員と同等の守秘義務を有するというところで整理をしているところでございます。

○社会教育課長（神之門透君）

地区公民館の整備を進めていくというのは、また別の規定の方針でございますので、ですから館長、それから指導員、これにつきましては公民館事業で必要な事業と、あと主事補につきましては、6万3,300円の実際ふえますのが17人でございますので、

1,290万円ほどになります。17名と申しますのは、伊集院の5地区館につきましては、主事補が児童館の厚生指導員を兼ねておりまして、そちらの方からお金が出ておりますので、実際ふえるのは今申し上げたとおりです。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

済みません、もし漏れていたらもう一回していただけますか。

○11番（漆島政人君）

答弁がないのは、基本的な接客マナーはどのようなのか、問題はないのかと。それと、交通弱者の利用見込みですね、このことはまだ回答がないです。

○市民生活課長（桜井健一君）

マナーの件についてお答えいたしますが、一応担当の方が決まりましたら、もちろん内容のとれる申請書についての研修と、それからもちろん接客、そういうものについての研修は行ってまいります。

それから、交通弱者の方という、どれだけ見込まれるかということでございますが、数につきましては、私どもが今回のことについて各地域ごとに大体どれぐらいの住民票、印鑑証明、税証明、これらを出しているかということを一応調査はいたしましたけれども、実際に先ほど議員が申し上げたとおり、ほとんどが代書さんとかあるいは車関係の事業者さんとか、そういう方々がとりに来られる方も結構多くいらっしゃいます。その中で実際に高齢者の方がどれぐらい来たかということは、なかなか数としては把握しておりませんが、実際にはそれほどこれの方が直接とりにくるということは多くはないと、家族の方に頼んだりということは結構あるかと思えます。

以上でございます。

○11番（漆島政人君）

今いろいろお聞きしたわけですけど、まず

初めに答弁を求めても、もう私もそう思いましたけど、企画が担当するのか市民生活課なのか社会教育課なのか、本当まずこの答弁で顔見合わせる状態がまず問題だと思います。責任所管というのがどこになるのか。それと、あとサービスの日数、時間については、火曜日、木曜日の午前中と言われました。これも果たして、本当これで何をされようと思っているのか。それと、利用見込みについては、私も各支所の窓口でもちょっといろいろお聞きしましたが、なかなか公民館の証明発行で済むようなものは少ないと。本当簡易的なものだけ、そういう事務処理ぐらいの証明書が多いというような、そういう意見だったです。それで、やっぱし人件費も1,000幾らって言われましたかね。

そこで、先ほど市長の答弁の中では、とにかく1年間やってみるんだと。やって、その中でそうしないとまず課題もわからないと。課題が出た段階で、その段階をまたいろいろ検討してやっていくんだと言われましたけど、実際、1年後にいろんな問題があつて、それじゃあやめようかとなった場合に、やはりいろんな施設整備だけでも相当なお金が投資されているわけですね。であれば、本当にそういう考え方がいいのか。私はやっぱりこういうのは客観的ないろんなデータを集めて、また住民のいろんな声を聞いて、そしてむだがないように、そして本当に事業の成果が上がるようにやってくべきではないのかなと、そういうふうに思うわけです。

そこで、この事業を導入するに当たって一番私が危惧するのは、大変失礼な言い方ですけど、一昨日でしたか、5番議員の質問の中でもおっしゃいました。やはり皆さん、私の家も含めてぎりぎりの中で生活をされている方もものすごく多いんじゃないかと思えます。また、今後は税金も上がります、水道料、下水道料金、国保税、こういうのも上がってい

く方向にあるわけです。そういった中で、住民ニーズに合わないようなことをすれば、先ほど市長は住民との共同というのを言われましたけど、まずこの共同体制づくりにも影響が出るのではないかと思いますけど、このことについて市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、イントラ整備をする中におきまして、このような一つの住民サービス、一番私にもしてくるのは、支所を含めまして、やはり本所、支所、地域が本当に寂しくなってしまう——寂しくなるといいますか、そういうサービスが悪くなるという大変大きな一つの提言もございました。そういう中におきまして、やはり支所、本所ということじゃなく、それぞれ小学校区単位にそれぞれ住民サービスをしていける体制というのを今後構築しなきゃならない。そういう発想の中におきまして、今回この地区館コミュニティーの整備という一つの基本的な中で整備をさせていただいたということでございます。そのようなことを含めながら、やはりさきもおっしゃいました、ある程度の投資というのはございます。基本的に、この住民サービスだけの発行だけをするだけの形じゃなく、これも活用しながら、また今話しのとおり、やはり地域の皆様方がよりどころになって、一つのこの地区館の中でいろんな相談業務とかいろんな形がつながりができればいい。そういう気持ちの中で、今回地区館整備というのをやっていくんだということでご理解をさせていただきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

市長の言われるのはわかりますけど、実際、現場の状況というのは本当にお年寄りだけの集落が多くて、まさに限界集落ですから、そう言われるような自治会もものすごく多いわけです。そういった中で、やはり地域が求め

ているのは、そういうサービスをもうちょっと便利よくしてくれとか、そういうことじゃなくて、窓口サービスを便利よくしてくれということじゃなくして、やはり地域が抱えているのは、もうお年寄りだけで地区公民館自体の機能がどうやっていけばいいのか、本当にもう難しい状況なんです。したがって、やはり地域は若い人たちをどれだけ地域に返すか、またどうすれば若い人が地域に残ってもらえるのか、そのことが大きな課題です。これは吹上だけに限った問題じゃないと思うんです。そういう課題を抱えているわけですので。

それと、やはり私はこういう言い方は本当にどうかと思いますけど、補助事業だからといって、補助事業の使い方を誤れば、補助金以上の支出が発生することもやはり予測していかなければならないのではないかなと思います。したがって、この事業については、やはり最後まで慎重に検討して取り組んでいただきたいと思います。

次に、事務組織や支所機能のあり方についてお尋ねいたします。

この件については、一昨日、1番議員が質問されましたので、2点ほど質問いたします。

現在、行財政改革が進められていますね。その改革も一応一段階としては22年度で終わる予定です。そして、その改革によって、まず職員数を合併当初とすると80名少なくしていこうかと。それと、日置市の適正な財政規模とされる200億円まで縮減していこうかと。そのために22年度まで50億円削減計画というのが出ているわけですね。そういったある程度基本的な方向づけというのはなされているわけです。そのことを考えただけでも、私は総合支所方式をいつまで続けていくべきか、当然これは予測していく必要があると思います。そこを予測すれば、今の段階で基本的な組織体系図というのは描かれる

と思います。描かれるというより、描かなければいけないのではないかなと思いますけど、このことについて市長はどうお考えか。

それともう一点、合併によって行政範囲が広くなりましたね。それによってやはり日置市のまちづくりという基本的な考え方は、やはり財政規模を縮小していく中で、本当に地域がどうやって活力を見出していくのか、やはり地域の活力があって、周辺部の活力があって、町全体の活力が出てくるんだという考え方が、これからの地域づくりのまちづくりの基本になっていくと思います。であれば、当然地域の構図、支所機能はどうあるべきか、これも私は見えてくる、また見えてこなければいけないのではないかなと思いますけど、このことについて市長はどうお考えか、この2点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

行政改革大綱の答申等を含めた中におきましても、早い時期にこの総合支所の解消ということを言われております。特に、今私どもがしております職員等の削減の大きな時期というのが、あと二、三年の中で終わると思っております。今、段階の世代を含めた中におきまして、大変この3年ぐらいの中で多くの団塊世代の皆様方が退職していく。基本的には、これが終わった後の中で一つの目安としては、そこが一番大きな起点になって、それぞれ支所機能を含めた中の改革というのが出てくるというふうに思っております。今ご指摘のとおり、やはりそれぞれの周辺部、やはりこの周辺部というのがやはりきちっとしたそれぞれのまちづくりができなきゃならない。さきも申し上げましたとおり、私は今回のこの地区館の整備というのも、支所もですけど、やはり地区館ということ、館を含めて、やはりこれを充実していくことがこの支所機能を含めた中でも一つの要因になってくるというふうに考えております。

○11番（漆島政人君）

すべてこれからのまちづくり、組織機構というのは、いろいろリンクした形でやっぱりやっていかなければならないということは理解いたします。これについては余り深くお聞きしませんけど、どうしても地域の活力を見出し、またかつ事務事業の効率化を図っていくためには、どういった組織体系図がいいのか、組織機構がいいのか、やはり今現在、行財政改革も推進されているわけですから、職員の方のそういった行革に対する意識を低下させないためにも、やはり早い時期にこういう具体的な方向づけというのをなさるべきではないかなと、そういうふうに思います。

最後に、今までお尋ねしたことを総括して2点ほどお尋ねいたします。

私はいろいろ改革、冒頭でも申し上げました改革の中身と改革のスピードがこれからの成否を決めるものになっていくんだと申し上げましたけど、これからの事業を改革していく方法として、私は2とおありあると思います、大きくですね。まず一つは、市長の政治理念に基づく政治判断で進めていく改革ですね。それともう一つは、やはり行政成果、事業成果、そういったものとか、あとコスト計算書、そういった客観的なデータを、そういう診断データを重視していろいろ改革を進めていくべきもの。それともう一つは、住民の意見やいろんな考え、そういった住民のそういう意志を反映した形で進めていく、この3つの改革が大きく3つあると思います。

そこでお尋ねしたいのが、私はいろんな事業を改革していく上において、この改革の方法を誤れば、真の改革というか、将来につながると思います。それと、やはり生き金も死に金も変わっていくのも多く出るのはないかなと、そういうふうな気がしますが、このことについてはどうお考えか。

それともう一点は、私が見る限りでもまだ

日置市にはかなり改革していかなければならない大きな課題がいっぱいあるような気がします。また、その中で、私はその中の8割は住民に嫌われる改革になると思います。その住民に嫌われる改革を市長が断行していかなければ、やはり真のまちづくりにはつながっていかないのではないかと思いますけど、この2点を最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、改革をするにして3つのこと、政治的判断、客観的データ、住民意見、これは本当にこの3つが伴って初めてそれぞれ真に改革が私はできるというふうに思っております。一つでもこのことが欠けていたら、違う方向の形の中の改革に進んでいくということでございますので、この3つのことにつきましては肝に銘じながら進めさせていただきたいというふうに思っております。今、お話しのとおり、この改革をしていく中には、内部の改革、外部の改革、内部の改革というのは、私どもこの行政組織あるいは職員含めた中でございますので、大変内部的にも厳しい一つの判断をしていかなきゃならない。住民にとってもやはり改革をしていく中におきますので、やはり住民の負担というのでも出てきます。この両面が本当に改革をしていくにはお互い痛みを分かち合いますので、今からしていく中におきまして大変大きな苦難な道だというふうには思っておりますけど、やはりこのこともある程度説明責任といいますか、これをしていくにはやはりきちっとした説明責任しかないんじゃないかなど。幾らいろんなことが数字的なのを申し上げましても、やはりきちっとしたいつも職員に対しましてもまた住民の皆様方に対しましても、きちっとしたデータを出しながら説明責任、私としてはこういう説明責任の中で今後改革を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次、12番、中島昭君の質問を許可します。

〔12番中島 昭君登壇〕

○12番（中島 昭君）

通告してありましたさつま湖公園問題についてと、財政再建に対する市職員の意識改革について、市長に質問いたします。

まず、さつま湖公園問題です。

さつま湖公園は、昭和20年代の末期に鹿児島交通が一带の公園化を進めて、12万本のツツジが咲き競うつつじヶ丘や200種類のバラが咲くバラ園を初め、飛行塔、子供汽車、またゴーカートも走る児童公園が完工しております。昭和31年には、湖を横断する九州で初めてのロープウエーや遊覧船も設置されました。ヨットやボートが行き交い、花火大会や大相撲、歌謡ショーの興行も開催され、大変モダンな公園として鹿児島県内外から多くの観光客が来園していました。また、同時期の昭和28年5月には、県立吹上高校が現在の地に移転しております。昭和40年代に入り、観光ブームは薄れてきますが、同公園周辺は旧吹上町時代に観光の拠点、吹上砂丘荘を建設、またスポーツを楽しみながら健康づくりのできる運動公園、吹上浜公園の整備が整っております。さつま湖ですが、吹上浜に点在する砂丘湖の一つで、周囲2.5キロメートル、面積12ヘクタールの淡水湖であります。昭和29年にそれまでの中原池からさつま湖と改称しています。一带は、吹上浜県立自然公園の重要な観光資源です。

平成13年の旧吹上町時代、鹿児島交通の撤退に伴い、日置市が管理運営しておりましたが、昨年、所有者の鹿児島交通に同公園を返還しています。去る9日に2番議員の質問で、協議は進展していないとご答弁されましたが、質問の①その後動きがあったのか、経過をお伺いいたします。

②所有者と協議を継続して、適正価格で日置市が購入すべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

③3億5,000万円の売却提示があったわけですが、固定資産税の評価額は幾らなのか、また適正額なのか、お答えをお願いします。

2番目の財政再建に対する職員の意識改革について質問いたします。

日置市19年度当初予算案が発表されました。一般会計当初予算233億1,350万円、対前年度比3.5%減額、投資的経費が8億9,679万5,000円削減され、物件費も2億2,121万8,000円削減されています。日置市の置かれている財政状況から考えると、歳出削減は生き残りのための方策としてやむを得ないこともあります。普通建設事業費が8億9,008万円削減され、市民のよりどころだった補助金も平均5%カット、住民サービスは低下して負担はふえる一方です。私は、それぞれの負担が住民にだけ向けられているように感じます。

ところで、日置市職員提案制度、ここから変えよう市役所の仕事は、市の行政業務に関する改善について、職員の創意工夫による提案を奨励し、広く職員から提案を求めることにより、事務能率及び職員の政策形成能力の向上を図り、もって市勢の発展に寄与しようとするものとなっております。

日置市職員の財政再建、経費の削減への取り組みに一定の評価はします。また、日置市職員提案制度もそれなりの成果が出ていると聞きます。しかし、市民の立場で見ると、まだまだ改善の余地は無限にあります。財政再建に対する職員の意識に大きな差があるようです。管理職や一部の職員だけ意識が高くても、一般職員にも徹底しなければ意味がありません。もともと職員全員の能力は高いのですし、気持ちが一体になれば大きな力になり、はかり知れないパワーになると信じます。そ

うなれば必然的に臨時で働かれる方、パートで働く方にも思いは伝わるはずですが。

これからまだまだ行財政は厳しくなります。住民に求める前に、まず職員が財政再建に対する意識をしっかりと持ち、本気で必死になり取り組んでいる姿を市民に見せる必要があります。職員の意識が低ければ、市民が意識するはずがありません。

国や鹿児島県の財政状況は破綻寸前であります。我が日置市も財政再建団体にならないか、深刻な状況です。まさに日本全国どこの自治体も非常事態です。市長は、さきの議会で日置市の財政状況は中くらいだろうと答弁されました。しかし、日進月歩、どこの自治体も必死になって行財政改革に取り組んでおります。今現在の順位は何番目だろうか、そんな悠長なことを言っている場合じゃないと思います。

私は、行財政改革に取り組んでいる自治体に政務調査に行きまわりました。どこの自治体も必死になり、死に物狂いで財政再建、行財政改革に取り組んでいます。そして、行政が一生懸命必死に努力しているから住民も一緒になり、自治体、住民総がかりで行財政改革に取り組んでいるさまを目の当たりに見てまいりました。そして、その中で住民が楽しみながら、しかし切磋琢磨しながら実のある活動も展開していることも聞きました。

熊本県では4町が合併して上天草市が誕生しています。同市では、13地区まちづくり運動を展開しています。これは「住民みずからの力でまちづくり」をモットーに、13地区ある旧村を一つの単位として住民がみずから考え、みずからの力で他に誇れるような地域づくりを進める運動です。13地区が競ってすばらしい地域づくりを展開しているようです。

また、徳島県の上勝町では、同僚が何回もお話ししていますが、彩りの里として全国か

ら脚光を浴びています。この町では、町の活性化への取り組みとして、1Q運動会というのを展開しています。みずから考えみずから行う地域づくりを目指すものです。これは町内を5地域に分け、自分たちが住んでいる地域や町をよくするため、みずから考え実行していくものです。

私は、このような方策が我が日置市においても取り入れられないか、考えてみました。合併してもうすぐ2年になろうとしています。それぞれの旧町のよさや特徴もわかってきました。しかし、広大な面積を有し、文化や伝統も違った地域を今すぐ区割りすることは時期尚早と考えます。19年度、日置市が計画推進しようとしている26の地区公民館活動を充実しての地域の活性化は大切な問題ですが、軌道に乗ってからがよいでしょう。しかし、このような競争をして高め合う制度を市役所関係で働く約1,000人の人に適用できないものか、考えてみました。職員提案制度もある程度効果があると思います。より高い意識を持って、このようなことに取り組み、こんな成果が出ていると、市民に示すべきです。市長は、同僚議員の昇進試験の質問に、「やる気のある雰囲気づくりは私の役目だ」と答弁されました。そのとおり、その気にさせることが大切です。市民に真の痛みを求めていかなければならない時代がやってまいりました。私は、職員一人一人が切磋琢磨し、より高い意識を持つため、提案制度を競争する意識を持ったグループ制にして、成果に対しては正当な評価をした報奨制度を取り入れるべきだと思います。グループ報奨制度について、市長のお考えを伺います。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のさつま湖公園の問題につきまして、その後の経過ということで、先般の議会の中でも答弁したとおりでございまして、その後の進捗はしてないというのが実情でございまして。今後、やはりこのことにつきましては、また、鹿児島交通と話し合いをできるよう努めていきたいというふうに考えております。

2番目の適正な価格ということで、基本的に全協でもお話申し上げましたとおり、評価額等を勘案した中にしておりまして私どもが、改良する申し出で5,500万円程度という形でしてございましたけど、向こうの方が3億5,000万円程度ですかね、そういう形で大変開きがあるということでございます。

今、どれだけの適正価格なのか、これは、やはり議会を含め、市民の皆様方が、やはりいろいろと適正価格というのが大変難しい部分がありますし、基本的に向こうに3億5,000万円を買えますか。じゃあ、もうそれはすんなりいくと思いますけど、やはりそれが本当にベターなのか、いろいろと大きな課題はあるというふうに考えておりまして、この適正価格というのをやはりいろいろと検討していかなければならないというふうに思っております。ちょっと時間が、いろいろと要していくというふうに考えております。

3番目の固定資産評価ということでございますけど、私どもが、それぞれ交渉する段階におきます5,500万円につきましては、まあ、評価額等、また近隣のそれぞれ吹上地域におきます公園整備をする国からの払い下げとか、いろんな問題がありました。そういう価格等を検討した結果で、5,500万円

ということで設定したということで、ご理解していただきたいというふうに思っております。

2番目の財政再建に対する職員の意識改革というご質問でございます。

本市の厳しい財政状況の中で、財政の運営の現状なども、かねてから職員の方にも周知徹底させていただき、そしてまた、職員の意識改革に努めているところでございます。そのような中におきまして、各職場におきましても、テーマを決めまして、一職場一改善運動とか、また、それぞれ行政課題研修等を行っております。

ご指摘でございます、このグループ報奨制度等ということでございまして、大変やる気のある職員の中におきまして、報奨金を上げたというご質問じゃないかなと思っております。

特に、やる気のある職員につきましては、いろんな研修等を行いまして、今回におきましても、それぞれ研修というのは、みずから行くべきなことであるということで、今まで、大方、人事の方から行きなさいという形をしておりましたけど、もう今後におきましては、みずから行きたいという方々を募りまして、そういう方々に対しまして、研修をやらしていただきたいというふうに考えております。

特に、報奨制度の問題でございますけど、職員提案規定がございまして、その中で、事務改善委員会というのがございます。特に、職員からの提案につきまして、そのようにすばらしい提案がありましたときにおきましては、規定の範囲内の中で、いろいろと実施をしているようにしておりますけど、今のところ、この中で、規定の中で該当したことは、まだないようでございますので、とりあえず、こういう規定等もございまして、こういうものを活用しながら、職員の皆さん方が、それぞれ職場の改善点を含め、また新しい一つ

の方策等を提案したら、ここの部分の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○12番（中島 昭君）

ご答弁いただきましたけれども、まず、さつま湖の問題から、再度、お伺いしたいと思います。

私は、何も、岩崎産業も関係者じゃないんですけれども、私自身は、あそこの地に、戦後、観光事業発生地として、日置市が故人になられました岩崎與八郎氏の顕彰碑か記念碑ぐらい建ててもいいんじゃないかと思っております。

質問の最初にお話ししましたように、半世紀以上前に、九州で初めてのロープウエー、こういうものが設置されています。鹿児島県の観光事業発生地、これではなかるうかと考えているんです。

大戦後のあの時期に、人々に夢や希望を、そして大きな力を、そして元気を与えてくれた功績は、非常に大きなものがあるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

ご存じのように、現在、出口付近に有刺鉄線が張られているわけです。立ち入り禁止になっておりますけれども、ご承知のように、あその場所は、吹上浜公園全体の玄関でありますし、観光に来られる方、スポーツ施設を利用される方、そういう人たちに対して非常にイメージダウンであります。

まあ、現状を見てみますと、鹿児島交通との協議の過程で、何があったかわかりませんが、客観的にぱっと見た場合に、日置市と鹿児島交通が対立しているような印象を受けるわけです。公園の開発から半世紀たっていますけれども、当時の鹿児島交通と旧吹上町は、持ちつ持たれつ、よい関係を築いてきていたわけなんです。

さつま湖は吹上浜公園全体の表玄関であり

ますし、シンボルです。で、鹿児島交通の担当者の担当者間のレベルでは、その辺のことをご存じでないかもしれない、知っているかもしれませんがでも。で、その辺のことも十分説明して、ただいま申し上げましたような提案をもって、市長が、担当者じゃなくて、みずから鹿児島交通のトップと、岩崎産業のトップと、もっと対立したような行動でなくて、お互いに歩み寄って話し合いをしなげりゃならないと、そう思いますけども、市長のお考えをお願いします。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれのさつま湖におきます経緯というのはお聞きいたしました。この鹿児島交通、また、岩崎産業、この形態部をこの30年、50年の間に、大分変わってこられたというふうに思っております。

いろいろの報道の中でございますとおり、ことしの正月も、私も、賀詞交換会に行きました。その中で、ひとつ基本的に、この観光部門は撤退していくんだという、大きな一つの声明を出しました。

そういうことを含め、昨年はこの交通問題、私の方は、何も鹿児島交通、岩崎産業と敵対している気持ちは何もございません。いつでも、そのような話をしながらやっていきますし、今までも、鹿児島南薩鉄道を含めまして、この南薩地域には大変大きな愛着ある一つの中で来られたというふうに思っております。

そういう気持ちの中で、今後、トップと話をしなげなければならないというふうに思っておりますし、今、申し上げましたとおり、私も賀詞交換会に行きまして、本人とも会い、いろんな考え方というの、先般、1月の方にもお聞きしております。

そういう中におきまして、今回、このような状況がございましたので、今後とも、話し合いをできるようにしていきたいし、向こうの方の都合もあられますので、いろいろとちょ

っと時間がかかるかわかりませんが、また、トップ会談かいろいろと連絡をとりながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

○12番（中島 昭君）

顕彰碑とか記念碑を建てる、そのようなお考えはないかとちょっとニュアンス的にお尋ねしたんですが。

○市長（宮路高光君）

今の段階で、これを顕彰碑をつくるとか、そういうことは今のところは考えておりません。

全体的に、私ども日置市ではなく、岩崎産業の方におきまして、この観光の部門、今までもいろんな例がございました。南大隅の道路の封鎖とか、いろんな形もございましたので、そこあたりも、いろんな私どもも、このことにつきましては、日置市だけで、さつま湖だけの問題でもない部分で、岩崎産業の方があるようでございますので、いろいろとそういう結果を踏まえた中において、その碑の問題については検討していかなきやならないことだというふうに思っております。

○12番（中島 昭君）

日置市の方からタイミングを図って、岩崎産業と交渉に入る準備はあると、そういうふうに理解していいですね。

待っているだけでは、まあ、そういう予定だということですからいいですけど、岩崎産業からの動きを待っているだけでは、もう何ら進展はしないと思いますので、そういう日置市からも、やはりこれもおっしゃるようにタイミングがありますので、タイミングを見ながら、できるだけ早い時期に、そういう交渉に入るべきだと思いますが、先ほど、市長、賀詞交換会で会わせて、顔会わせていると、まあ賀詞交換会ですので、それとまた、この交渉と違うわけなんですけれども、それも、もう市長みずから出馬いただくというふうに

理解してよろしいですか、もし、そういう機
が熟してきたら。

○市長（宮路高光君）

今までも、向こうの上部ともちょっと連絡
はとってきておりました。そういう経過もご
ざいますので、今後、私の方から社長とアポ
をとりながら、最終的ないろんな今後の方向
を含めた中で、話し合いは、していきたいと
いうふうに思っております。

○12番（中島 昭君）

そのような形で進めていただくということ
ですけれども、さつま湖のせっかくの機会で
すから、利用方法、活用法を私はここで申し
上げることはないと思いますけれども、子供
たちに自分の足で登った感動とか、あそこの
頂上まで、つつじヶ丘の、動植物の観察とか
いろんな、まだ生かし方があるんです。そう
いうことも含めて、これからしっかりやって
いかないと思いますし、カヌーの話も、私は
全協でもしたように思っておりますけれども、
それとかリモコンボートの件も、こういうの
もありますよと、まあ、そういう話をした。
記憶になかったら、もう一遍言いますけども、
2メートル近いリモコンボートが10隻ぐら
い、あそこを行き交っている姿も、10数年
前ですけど見ました。ですから、そういう大
会とか、それ、費用対効果も期待できる部分
もあると思います、やり方によっては。

ですから、カヌーの大会もそうですし、先
ほど、8番議員が、ちょっと鹿屋の霧島ヶ丘
公園のバラ園のことも話されましたけど、い
ろんな方策があると思いますから、多方面か
らも考えていただいて、何とか私はあそこの
さつま湖、あの一体を、もう住民、行き来が
できる、そういうふうにしてもらいたい。

市長も登られたことがあるかも知れませ
んけど、私も、去年の春、あのつつじヶ丘に登
ってみました。やっぱり、この体型ですから、
きつかったです。ですけど、登ったときの砂

丘荘とか吹上高校、あるいは公園、それから
松林、東シナ海、やっぱりああいうのは、す
ごい感動ですし、財産です。

適正価格というのは、本当に幾らかわかり
ませんが、一たん購入できれば、話し
合いで歩み寄って、これはもう市の財産です。
市民の財産です。もう10年後、20年後、
もうずっと市民の財産ですので、ぜひ、でき
るだけ早い時期を見て、そういうタイミング
を図って交渉していただきたいと、そういう
ふうに思います。

それで、鹿児島交通から3億5,000万
円での売却提示があって、市が算出した額が
5,500万円ぐらいだろうということであ
りましたけれども、固定資産税の評価額です
ね、3億5,000万円の価値あるんだって、
先方が言われているわけですし、価値がね、
売るとしたらそのくらいだと。日置市は
5,500万円だと、大きな差がありますけ
ども、固定資産税のこの辺の見直しというん
ですか、まあ3年に1回だそうですが、この
辺も必要になってくるのかどうか。必要じゃ
ないかと思うんですが、市長のお考えを。

○市長（宮路高光君）

向こうの価格の中で、その取り引き価格を
含めて、そういう形の中で向こうが試算した
額が、私ども、提示された額でございまして、
この固定資産の評価額につきましては、いろ
いろと毎年3年に1回、評価がえを含めまし
て、これは法にのっとりまして評価をしてお
るということで、この売買がこうだったから、
これをどうかするというわけにはいきません。
これは、やはり今までのそれぞれの国のいろ
んな制度上の中におきまして、評価というの
を出しておりますので、それが、そういうこ
との中で、今回のこういう形の中で、これを
変えるということではできないというふうに思
っております。

○12番（中島 昭君）

まあ簡単にはいかないと思うんですが、ただ、市が5,500万円という算出した額、これに対しての課税がされているのかどうかですね、課税、固定資産税が。市が算出した5,500万円という数字が出てきましたよ。これに対して、固定資産税が、ちゃんと課せられているのかどうかですね。で、課せられてないんだったら、今、市長は、3年に1回、見直しがあるけれどもというふうなご答弁でしたけれども、これ、その辺もきっちり算定をし直す必要があるんじゃないかと思いませんけれども。

○市長（宮路高光君）

この評価額と税額とは違いますので、基本的に、評価というのは、それぞれの土地のそれぞれの地形を含めた中で、宅地、また山、雑種地、それぞれ違いますので、このことにつきまして、さっきも言いましたように、きちっとあの土地につきましては、評価額に基づきまして、あの岩崎産業、鹿児島交通の方には課税をしております、税収もいただいております。そのような形で理解をさせていただきたいと思っております。

○12番（中島 昭君）

はい、わかりました。課税をして税金をもらっているということは、ちゃんと私もわかっておりますが、それは吹上町時代からそういう形で、幾らぐらいだというのは、もう大体わかっております。

ですから、あまりにも差があるものですから、ですから、私はそういう質問をしていたわけなんです。もう、それは、仕方がないと。言えば仕方がないでしょうけれども、もう、市長がそこを算出するわけじゃないでしょうけれども、やはり、市民感情からすれば、3億5,000万円もすったりや、ほんなら固定資産税をもうちょっと上げた方がよかたらせんかという声もあります、簡単にはいかないと思いませんけれども。

でも、やはりそれは、そういう声もありますので、それも答弁いただくわけじゃないですけれども、そういう声として、ちゃんと市長も、これからの交渉の中でも、やはり少しは頭の中に入れておいていただきたい、そういうふうに思います。

さつま湖の問題はそういうことで、私は、ぜひとも市民の財産につながってまいりますので、やはり、できるだけ早い時期に、いい時期を見計らって、交渉を再開していただきたい、そういうふうに思います。

次の質問に入ります。

先ほど、職員の意識、報奨制度でお金というふうで、さっきされたけど、私はお金だけではない、まあ、いろんな形があると思うんですが、それはそうとしまして、実際のところ、市長、これ、提案制度が幾つかありますよね、市の中で。成果が出ているのかどうかですね、そこをまずお示しいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

このことについては、総務課長の方に詳しく説明をさせます。

○総務課長（池上吉治君）

先ほど市長が説明を申し上げました、現在、取り組んでおりますことの中から、二、三、説明を申し上げたいと思いますが、まず、一職場一改善運動につきましては、職場が変われば市役所が変わるというキャッチフレーズで、全課に取り組みをしてもらっております。

やはり、こういう厳しい財政状況の中でするので、職員一人一人が、やはり行政サービスの向上を目指して、意識改革を図っていくという意味で、それぞれ各課単位で、全課それぞれテーマを決めて、取り組みをしてもらっているところであります。

それから、行政課題研修にいたしましては、やはり問題解決能力の向上、それから政策形成能力の向上を目的としまして、職場内コミ

コミュニケーションも図りながら、これにつきましては、私どもの方からテーマを幾つか出しまして、その中から各課で、そのテーマごとに選んで、それに対するいろいろな改善計画をつくってもらっている、そういった研修等も実施をいたしております。

それから、今、話題になっております提案制度の関係につきましては、もう既に実績も出ておるものがあります。例えば、臨時職員の効率的な雇用による財政の削減計画、それから、職員研修カリキュラムの追加、それから、障害者に優しい自動販売機の設置、このようなことが職員の方から提案が出されまして、もう既に実施をしておる項目でございます。そのほかにも、いろいろ職員の方から改善計画の提案が出されておまして、今、検討中のものもございます。

ただ、その報奨関係でございますが、現在の制度の中でも認められた、いい提案に対しましては、ある程度の予算化をして報奨金を出すという制度も、今あるわけですが、ただいまのところは、まだ実績はございませんが、そのような取り組みをいたしております。

○ 12 番 (中島 昭君)

まあ取り組みをされておられるのは、私も聞いておりますけれども、要は実績ですよ、どういう実績が上がってきたか。

で、私は、今、各課単位でされているということでしたけれども、これは庁舎内、私はもっと、さっき1Q運動会とかほら、13地区とかいう運動展開しているところをご案内しましたけど、もうちょっと大きな単位で競い合って意識を高めていただきたい、そういうふうに思っているんです。

これから、住民に本当にもう痛みを伴う、本当に行財政改革をやっつかないかなきゃならん。これは、市民には非常に痛みが、もう、じわじわ来ているわけです、税金も高くなりますし、それから、公共事業も少なくなりますし、

これは、で、市役所の職員の皆さんも、一生懸命努力されて、そういうのが成果が上がっていると、総務課長言われました。まあ、上がっている分もあると思います。私は、まだ足りないと思います。

で、もうちょっと、そのグループ制をわかりやすく、ちょっと私、抽象的ですので、わかりやすく説明したいんですが、私は、もう各部署単位、あるいは、教育委員会は教育委員会、学校は学校単位、それから支所は支所単位で、いわゆる経費削減につながるような提案とか、それが、本当に数字であらわれるような、我々が一生懸命努力して、これだけ提案して、そうした結果、これだけの経費削減ができたんだというような数字があらわれるような費目がありますよね。水道光熱費とか通信費とかいろいろあります。そういうのでやっぱり競ってでもやらないと、今のままでは不十分だと私は思うんです。

そして、その報奨制度の話で、さっき、まだ、今、該当者はないということでしたけど、そのグループに対して報奨、私は、もう市長賞でもいいと思ってはいたんですけども、本当は、例えば、支所なら支所で、経費削減が本当に努力して改善されたから、これだけ削減できたんだという数字が、もし出せるんで、まあ、出せるのがあると思うんですよ、出し方は。

そしたら、その翌年は、その削減された半分ぐらいは、もう支所で必要なものを購入していいと、財政管財課長、財政管財課を通さなくても、どうしても、支所で棚が欲しいとか、いすが欲しいとか、あるいは、これはもう本庁の職場でも同じですけども、そういうようなシステムというのができないものか。まあ、ちょっと難しい、今の状況では難しいと聞いていますけど、考え方は、やっぱり自分なりに持っていかないといけないんです。

どうしてそういうことを申し上げるかとい

うと、それから先、お答えいただきませんと、そういう大きなエリアで。エリアというか大きなブロックで、提案制度というのをやっていけないかどうか。

○総務課長（池上吉治君）

大きなエリアでのグループ制をつくった、まあ、そういった提案制度という提案でございますが、現在の制度でも、個人でもできるし、グループでもできる、まあ、それは、そういったグループ的なエリアを限定したものではありませんので、提案、今、議員の方からあります、そういった形でも、そういう形で必要であれば、そういったグループでの提案というのもあるかと思えます。

○12番（中島 昭君）

まあ市長、私も例を挙げたいんです。もう、ここずい出かかっているんですけども、まだ抑えてあります。なぜかと言うと、そういうこと、この専任の人たちで考えてほしいんです。私なんかより、もう何倍のすぐれた人たちばかりなんです。それをなぜできないか。今の提案制度、このものは、まだ十分浸透してないからなんです。それをやっぱり充実させるためには、いろんな方法をとらなきゃいけない。それをとるのが私の仕事だって、同僚議員の質問に、市長が答弁されているわけです。

一つだけで終わらしましょう、そしたら。

きのう、吹上中学校の卒業式に出席させていただきました。で、保護者から、体育館の時計を贈呈したわけなんですけども、本来、学校の備品なのかもしれないけれども、財政難でないと、まあ、それを、私は、子供たちの意識は、これは自分たちのときに寄附したんだと、そういう意識の持ち方というので、それはいいんです。

だけど、これからが問題なんです。その時計が故障したらどうするか、もう捨てるのか、あるいは修理ができるのか。私は、学校で節

約して、さっきちょっとお話しました節約分の半分ぐらいは、財政難で管財課を通さなくても使えるようなシステムをつくっておけば、修理代は、それから、例えばの話、出せる。今までは、それ、してないんです。学校は。少なくとも私がしている場合には、卒業記念に贈った時計なんかも、放置、これ、大分前の話ですけど、10年、15年、そのぐらいのスパンで変えていただきたいんですが、放置されたもんは、もう故障すればだめなんです。

で、学校、お金がないんですよ、あるのかもしんないです。ほいで、一輪車がパンクしたと。これはPTAが寄附したんだからPTAで修理をしてくれ、そういうところなんですよ、大分前の話ですからね。で、そういうのを使えるお金というのをやっぱり学校も恐らく持っていたいと思うんですよ。市長が、そういうので、やろうと言われれば、こっちはもう教育委員会の方に行くわけですので、あえて教育委員会の方には質問をしておりませんでしたけれども、再度。

○市長（宮路高光君）

節約、儉約の中におきまして、私どもも、必要最小限の中の経費については、それぞれ予算の中でやっております。基本的に、予算というのは、使い切るものじゃないと。基本的には、最小限の中で、やはり鉛筆にしても、消耗品にしても、余ったらというのはおかしいんですけど、儉約して予算を執行すべきであるという、そういう認識を持っております。それが余ったから、ほかの分の2分の1を次にしようとか、そういう中でしたら、いろんな大きな統制は難しいというふうに考えております。

今、おっしゃいましたとおり、数値目標を今からいろんな儉約をするときに、今まで100あったのが95になったと。やはり、お互いに一つの数値目標を立てながら、やは

り改善をしていく。この意識は、やはり植え付けていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（中島 昭君）

当然、植え付けていかなきゃならないんですが、もう、私が感じたことを、じゃあもう素直に、私は通信費のことで、これは本当にこの1つだけでお話させていただきますけれども、通信費が、むだがないかどうかを。

今、学校とか役所の中でも、なるべく切手を節約して、そして用務員さんとか届けてくださるのがありますけれども、依然、切手代、切手を張って、近くであっても送ってくる分もあります。封筒と切手を入るって、紙代、経費だち、やっぱい、1つ100円ぐらいかかる。もう今、そういうことが本当にむだではないのか、また、sonだけ余裕があるのか、日置市が。

もっと、まだいきます。その通信手段ですけども、ファクスとかインターネットとかいろいろあるわけですね、そういうのが構築できないのかどうか。できる人も要るし、できない人もいますけど、それを構築できる人が、そういうことできないのか。まあ、私ども、議員させてもらっていますけども、やはり年間、相当な数の切手を貼った郵便物が、役所関係から来ます。学校からも来ます。そういうのを自分たちで考えておる、もっといい方法があるのを考えてほしいんです。

まだこう、もうしゃべりましたから言いますけれども、いや、そんなら、もう真剣になって考えてほしいんです。まだ、真剣になってないんですよ。卒業式のきのうのことを話しました。

これ、今回は、教育委員会の方に、教育長の方には答弁求めてないですけど、市長が、そういうやる気があれば、もう教育委員会はいいわけですので、卒業式のお礼状も、また届くんですよ。案内状も来ましたよ。お礼状

が来ますよ。郵便で送るところもあると思うんですよ。来賓へ一職員はそれが儀礼だと思っているでしょう。そりゃもう儀礼的なこともあると思いますけれども、それが本当に必要なかどうか。

まだいきますよ。卒業式のあのパンフレットの中に、学校長名でお礼をちゃんと、もう入れときゃいいんじゃないかと。そういうのをこの市役所の職員が考えているんです、出してこないんですよ。

まだ言います、私はもう。これに、卒業式のお礼って学校長名で来ますよ。これを挟み込む。そのままですか。これ、半分で済むかもしれないです。これが4分の1で済むかもしれない。そこまで、やっぱり究極に考えてもらいたいんです。これは、市長がやる気があるのって。やる気をさせるため、私の役目だと、そういうことなんです。

それで、さっきちょっと環境会議の話もありましたけども、これは、私は同僚議員に、そういうことを本当言いたいんだよと言ったら、中島さん、そりゃ、環境問題の大きな問題だよ。もう、ここの中に、今、私がお話した中に、環境に対する問題が幾つも入っているんです。ですから、そういうことも含めて、もっと真剣にやるべきだと思うんです。たかが、通信のこれだけなんです、私が言っておるのは。まだ、市役所の仕事の中には、いっぱい業務があるわけで、市長、もう一遍、お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘されたとおりで思っております。そのようにして、やっぱり自分たちが気遣いしながら、いろいろと通信を含め、消耗品の使い方、やはりそれぞれの中でのご指摘の中、知っている議員だから、そう、もういろいろの中で省いていただく。みんなが、そういう意識の中であればよろしいし、また、一般住民の皆様方に、またどうするのか。

今、おっしゃいました礼等も、やっぱり職員の中に、それぞれ意識づけていいですが、やはり一つ一つの細やかな中の配慮の仕方、やはりそういうのが、小さいことからつながっていきますので、それぞれ各課長通じた中におきまして、今後とも、そのような指導をしていきたいと思っております。

○12番（中島 昭君）

終わりです。

○議長（宇田 栄君）

次に、16番、池満渉君の許可をします。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

16番。地球温暖化は叫ばれて久しいのに、一向に、その対策と動きが目に見えません。先ほどからありますように、私たちの日置市も、何か非常に厳しい状況があらわれているにもかかわらず、我々議員、執行部、そして市民ともども、危機感が不足しているようになりません。

もちろん、それらを打開するために、暗いことばかりを予想していてもいけません、希望を持って発想の転換をし、厳しさの中から知恵が出て、改善、改革されていくはずであります。そのための市民の声を聞く一つの手段として、主要施策等市民満足度調査を昨年実施されました。2,000名の方々を対象に、7項目、43の質問事項が出されました。およそ半数の982名の回答が寄せられ、その分析結果については、先般の全員協議会の席で説明がございました。

まず、この回答結果全般についての市長の感想をお聞かせください。この調査は、本市の行政改革大綱に沿って実施され、結果は、今後の施策の見直しや、予算の配分などに参考にするとなっておりますが、果たして市長は、この結果をどのように生かされるでしょうか。

さて、質問事項の中で、改善要求度が最も

高かった4つについてお尋ねをいたします。

まず、満足度が低く、改善要求度が一番の市民サービス体制の充実、職員の資質の向上や職員の接遇態度の向上について、今後、どのように取り組まれますか。

次に、改善要求度第2位となった防犯等の設置や児童生徒への防犯ブザーの配布など、地域の防犯体制の推進策ですが、市内の現状をどう認識しておられますか。また今後、改善を望む市民の期待に、どう対応をされますか。

依然として、若者が働く場が市内に不足しており、人口の減少傾向が見られます。工業団地の整備や立地企業による異業種交流懇話会の設置で、その育成が図られていますが、アンケートの回答結果では、働く場が少ないと出ております。本市の企業誘致の現状と、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

市民にとって、最も重要なことは何か、余り必要でないことは何か、このアンケート結果全体からよくわかります。日曜・休日の当番医制度や急患に対応する救急医療事業など、市民の健康保持に必要な医療体制の充実が期待されております。もちろん、民間の医療機関との連携など困難な部分もありますが、本市として、日置市として、安全・安心な市民の暮らしをどのように実現していかれるのか質問をいたします。

次に、教育長に質問をいたします。

卒業式、入学式のシーズンを迎え、市内の27の小中学校での国旗・国歌の取り扱いについて、その実態をお尋ねいたします。

最近の卒業式は、趣向が随分と変わってまいりました。私は、一方的にそれらを否定するつもりはありませんが、卒業式としての意義などを考慮すれば、「仰げば尊し」や、「蛍の光」の斉唱など、伝統的な式次第と厳粛さが失われてきている気がしてなりません。恩師に感謝して、なお一層の精進を決意し、

級友や後輩たちとの別れを惜しむ、この2つの歌の斉唱の状況は、本市の学校においてはどうか。

最後になりますが、学習指導要領にもうたわれている、国旗の掲揚や国歌の斉唱に関して否定的な動きはありませんか。もし、あるとすれば、現場の教職員の個人的な意思が、学校行事の内容に反映されていないでしょうか。

以上、2項目について、市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の主要施策等市民満足度調査の結果からということでございます。

1番目の項目でございます。今回の調査におきましては、全体で982人の市民の方から、貴重なご意見をいただいたものと考えております。全体の回答状況から、市が行っている施策に対して6割以上の方が「重要」、「どちらかといえば重要」とお答えいただいております。施策の方向としては、大きなずれはないと感じております。それに比べ、「満足」または「どちらかといえば満足」と回答された方々は、約4割になっており、それとほぼ同じ割合の方々が、「どちらともいえない」と回答をされています。これは、市民の方々が満足かどうかを判断する材料が足りなかったことによる質問表の欠陥や、もしくは常日ごろからの事業の宣伝PRが足りなかったことも、一つの原因じゃないかと思っております。

結果については、今後、施策の見直し、事務事業の選択、予算配分等を検討する、あくまでも一つの材料として活用をしていきたいと考えております。

2番目でございます。常々、職員に対しましては、市役所はあくまでも市民のためのサービス機関であり、市民の目線、立場に立

った親切的な対応を心がけるよう指導しているところでございます。

市民満足度調査によりいただいた結果は、依然として接遇の不満が多いのが現状でございました。この接遇に対する市民の満足度を上げるための改善策といたしまして、先月27日に、外部講師によるマナーアップ研修を実施したほか、4月から、部課長、本庁の職員全員が、交代で窓口案内に当たる、「やさしい窓口ひおき」を実施していきたいと思っております。

今回の調査結果につきましては、非常に残念な結果でございますが、いろいろとご意見をいただいたことを真摯に受けとめていきたいというふうに考えております。

今後におきましても、今回の満足度調査の結果から、その他の苦情等も真摯に受けとめ、一つ一つ問題要因を分析、改善し、解決していくことにより、市役所全体の市民満足を少しずつでも上げる努力を今後、してまいりたいと思っております。

3番目でございますけど、自治会で管理している防犯灯は4,586台であり、市管理の防犯灯は394台になっております。満足調査の中で、防犯灯が不足しているからふやしてほしいという意見も多くございました。

防犯灯の設置につきましては、旧町の方式を継続しており、今後、統一した形の設置推進を検討してまいりたいと思っております。特に、防犯体制の推進に当たりましては、日置警察署、日置地区防犯協議会と連携しながら取り組んでまいります。

4番目の企業誘致のことでございます。企業誘致の現状については、市が関わった誘致ということで申し上げますと、新規に誘致できた事例はございません。市内で操業されておりました企業が、工場等を増設するに当たりまして、立地協定を平成17年度に1件、平成18年度に3件締結しております。県内

におきましては、18年度に28件の立地協定がございまして、15社が新規企業ということになっておるようでございます。

今後におきましても、やはり新規の企業誘致ということを十分考えていかなければならないというふうに思っておりますし、特に今、九州におきましては、自動車関連産業を中心として、特に、北部九州の方で活発に規模拡大が行われているのが実情でございます。

そのような状況の中におきまして、私ども、南九州、または日置市に、このような関連の企業が来ていただけるよう、それぞれの各関係機関の方に運動を展開していきたいと思っておりますし、先般、熊本のこの関連のアイシン工業というのがございますけども、ここにも参りまして、今後、そのような状況のときに、こちらの方に来てほしいということもしておりますので、今後、絶えず、やはりこういう誘致活動というのは、一時的なものではなく、今後とも、一過性を含めた中で進めさせていきたいと思っております。

5番目のことでございますけど、日置市で行っております救急医療事業では、日曜・祭日の診療を日置市内の医療機関が当番で行っております在宅当番医制度事業、また、休日・夜間の救急に対しましては、鹿児島市医師会によります共同利用型病院運営事業等で実施をしております。

急患者が発生した場合につきましては、救急体制では、日置市内の医療機関を重点に選定しておりますが、重度の患者につきましては、南九州自動車道を利用いたしまして、鹿児島市市内の医療機関の方に短時間で搬送しているのが現状でございます。

最近、この日置市内におきましても、特に、多ございます脳血管の状況の緊急ございまして、現在、脳外科も設置されておるようでございますので、このような機関等も十分利用していきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

市内の小中学校の卒業式、入学式での校旗・国歌の取り扱いについて、また、伝統的な式次第と厳肅さが失われているふしはないかということにつきまして、第1点、それぞれの状況について示せということですが、卒業式は、教育課程上は学校行事として卒業証書を児童生徒に授与する儀式的行事の一つであります。毎年、市内の小中学校では、卒業式のねらいに沿って厳肅な雰囲気の中、一人一人の児童生徒が、これまでの学校生活を振り返り、自分を育ててくれた教師、保護者、地域の方々に感謝するとともに、進学への希望を膨らませ、巣立っていけるよう計画実施をされております。また、市内の全小中学校では、卒業式、入学式において、ステージに国旗を掲げ、国歌を斉唱しております。

2つ目の「揚げば尊し」、「蛍の光」などの斉唱状況はどうかということですが、「揚げば尊し」については、27校ございますので、小学校で10校、中学校で4校が歌っております。

また、「蛍の光」については、歌詞の内容が理解しにくいなどのことで、学校では歌われておりません。それに変わる曲として、感動的で卒業生を送ろうと、「旅立ちの日に」とか、「さよなら友よ」などを合唱したり、卒業生と在校生とが向かい合って呼びかけを行ったり、それぞれ卒業式のねらいに迫る工夫された取り組みがなされております。

3つ目の現場の教職員の意思が、学校行事へ反映され過ぎてはいないかということですが、学校行事のねらいから逸脱した教職員の意見が、内容等に反映され過ぎていないかというご質問については、卒業式や入学式のねらいであります、「厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよ

うな活動を行う」に迫るために、各学校では実態に応じて、全教職員で創意工夫をした取り組みを行っておりますので、そのようなことはないと思います。

最後に、国歌の斉唱、国旗の掲揚についての否定的な動きはないのかということでしたが、ここにはあるかもしれませんが、全体的としては否定的に動きについては特に聞いておりません。

○16番（池満 渉君）

16番。まず、市長の答弁をいただいた方からでございますが、私は、昨年12月議会でも、この満足度調査のことについて質問をいたしました。まず、回収率についてありますが、悪くても50から55%ぐらいを当局としては予想していたということでしたが、実際の実質回収率が49.42というパーセントでした。アンケートの集計結果については、アドオン方式とかいって、一定の数を調べれば、大体の全体の数が、似たようなものが出ると言われることもありますけれども、この49.42、つまり半分以下であったという回収率については、市長はどのような感想をお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

先ほども、ちょっとお話を申し上げたとおり、私どものやはりきちっとした説明不足もあったのかなというふうに思っております。基本的に、それぞれアンケートをする中におきましては、いろいろ参考にいたしましても、やはり50%以上の回収率の中で、それぞれ集計していくことが、一つの目安になっていくというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

幾らか、そういうアンケートの中身についてあったかもしれませんね、情報の不足した部分だ。

全体を見たときに、私は、その結果から、住民は保健、あるいは医療、環境、それから

防災・防犯、子育て支援といったような、自分たちに身近なことにやっぱり関心があり、心配をしているというふうに思います。

宅地造成事業とかありますけれども、そう満足はしてないけれども、余り重要とも思わないというような改善要求度、低く出ております。

例えば、市道や生活道路の改良、舗装及び側溝整備などで道路網の整備に取り組んでいますというふうにあっても、道路のつくり過ぎじゃないとか、交通量の少ないところを整備し過ぎているんじゃないとかというようなふうに、市民は感じております。市民の意見の中には、側溝にふたがない、未設置が多いとか、あるいは主要道路だけでなく、小さな市道を整備してほしいとかいったような、まさに切実といえるか、いいでしょうか、すぐできるところをやってほしいというような意見があるように思いますが、いかがですか、市長。

○市長（宮路高光君）

このようなアンケート調査を行うに当たっては、やはりそれぞれ自分が回答することについては、いつも身近な、自分にすぐ関係する、その部分の中に一番関係して、関与して、意見を述べていくといいますか、それぞれ記入していくということをございまして、道路、まあいろいろと大きな道路を含めまして、そういうものについては、一部分的な利用の方々になる部分もあったりいたします。

そういうことを含めまして、やはりいつも考えているのは、この生活関連道の整備をハード的なものはしていくのか。絶えず、やはりいろいろ市民のいつも大きな問題となっていくのは、今、年金とか、いろんなそういう社会保障、医療、こういう直結したものが、一番市民にとって期待といいますか、関心があるという項目であるというふうに思っておりますので、私どもも、市政の中におきまし

ても、そのウェートの的には、やはり直結、市民としていくには、身近なものからいろいろと1つずつ解決していくことが大事なことであるというふうに思っております。

その中で、やはり身近なものにおきまして、自分たちで本当にできるものと、これが行政にお願いするもの、やはりそれぞれの差異が出てくるのかなという考え方を持っております。

○16番（池満 渉君）

本来、道路の整備に一つとっても、例えば行政として、市内の大きな機関となるところをしっかりと整備して、そのことが住民の皆さんに波及していくという大きな部分の整備も当然わかりますけれども、やっぱり、小さいところにもしっかりと目くばせをしていただきたいというお願いが出ているように思います。

私は、12月議会で質問をしたときに、アンケートの内容ももちろんですが、アンケートを実施すると同時に、あるいは、それ以前に、市民に厳しい財政事情を詳しく説明する方が先じゃないですかというふうに言いました。

しかし、一たん、アンケートをとって、この結果を見れば、市民の方は、何となく財政は厳しいんじゃないかということを感じ取っているような気がするんです、具体的にわからなくても。もちろん、行政の方々、市長を初め、我々議員もそうですが、非常に厳しいよ厳しいよということをかねて言っておりますので、ニュアンスとして感じ取っているんじゃないかというふうな気がするんです。

で、それに比べて、むしろ行政の方が厳しい財政に、何か認識が足りないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この行政の職員を含めまして、やはり、このことにつきましては、職員もきちっとしたそういう意識は持っておるというふうに思っ

ております。

市民の皆様方に今、お話、いろんな機会がございまして、こういう世の中の変化の早い変化の中で、いろんなのが変わってまいりますし、また今、新聞報道を含めた中で、毎朝、毎日、マスコミ等におきまして、それぞれの地域のいろんな情報が、市民の皆様方もきちっと情報を得ているように思っております。

この中におきまして、やはり今、ご指摘ございましたように、職員の方も、きちっとしたそのような状況を心に決めていかなければならないし、また、私の方も、そのような指導を今までもたくさんの議員の方々からご指摘ございまして、そういうことは今からも継続してやっていきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

市民の方々も、感覚として、そういう意識を持っているということであれば、ぜひやっぱり市長、まあ説明責任はしながらも、自信を持って厳しいんだということを訴えながら、事業を推し進めていただきたいというふうに思います。

とにかく調査結果としては、非常にフuzzyな部分もあるかもしれませんが、しっかりと生かしていただきたいと思っております。

まず、改善要求度が一番高かった市民サービス体制の充実ですね。特に、資質向上もそうですけれども、接遇の向上ということに、かなり意見があったような気がいたしますが、先ほどちょっとお答えをいただきましたけれども、市長自身は、本市の職員の資質というのは大変失礼なのかもしれませんが、と接遇、そういった部分については、どのような感じをお受けになりますか。採点を与えるとしたらどれぐらいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

全体的に申しますと、まあそれぞれやっているというふうに思っておりますけど、個々

にいろいろと市民の皆様方から直接的に言葉遣いが悪いとか、礼儀作法が悪いとか、あえて本人はそういうつもりでない形があるかもしれないかもしれませんが、やはり市民にとって、そういうことも大変いろいろと、電話や、またいろんな手紙等をいただいております。

そういうことがあること自体につきましても、やはり、そのような接遇のあり方、まあ、一番基本的なものは、おはようございます、お疲れさまと、やっぱりそういう人を敬うこのことから、ひとつ私は始まっていくというふうに思っておりますので、やはり、みんなが大人同士、また、そういう部分でございすけど、知らない人に対しても、そういう意識をやはり植え付けていかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

市長がおっしゃるように、大方の職員は、一生懸命やっておられると、私も認識をしております。ただ、悪気はなかったかもしれないけれども、一部に、市民の方々に不快感を与えたのは事実だろうと思います。

このアンケートの中で、もっと優しい対応をしてくれとか、あるいは、職員は、まず自分からあいさつをすべきじゃないかとかいったような個々の意見が出されておりますが、先ほど、そういったような接遇などに対しての今後の研修などで、マナーアップの研修をしたとかなんとかという答弁がございましたけれども、合併してからのこれまでの2年間の間で、それではどのような研修対策をとられてきたのか、お伺いをいたします。

○総務課長（池上吉治君）

研修の中にも、現在、取り組んでおります研修も、非常に幅広く取り組んではおりますが、今話題になっております接遇の関係につきまして、外部講師を招いて、直接研修をしたのは、最近、行った研修だけであります。

ただ、そういった接遇関係につきましては、

毎年、新しい職員を主体にして、県の研修にも行っておりますし、また、それぞれ職員が、今、選んで研修に行っている項目の中にも、そういったものはたくさんあるわけでございます。

今度のこの調査結果を見まして、やはり問題になりますのは、先ほど市長が申し上げましたように、いわゆるあいさつ一つをとりにしても、あいさつをしているつもりという認識があるのではないかと思っております。幾ら、本人があいさつをしたつもりでも、相手に伝わらなければ何もならないわけで、今後は、そういったことを中心に、職員全体で取り組んでまいりたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

非常に変な言い方ですけども、個人的な資質の問題があったりとか、よくあいさつをする人がいたり、全然できない人があったりとか、そこ辺もあると思いますけれども、やっぱりアンケートの内容として、あいさつが自分からできてないとか、もっと優しい対応をしてほしいとかというのが、非常に新しい今度のアンケート内容の中の意見にあったということは、これまでの研修の成果が上がらなかったというふうに見てよろしいんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

結果的に言いますと、そういう研修のあり方が、それでよかったのかと問われる部分でございす。

このことにつきましては、本当に継続していかなければならないし、また、人間の資質と申しますか、そういうものが問われることでございすので、やはり公務員として、また、私ども公務員サービス産業として、どう本来あるべきなのか、やはりこのことは大変危機意識を持ちながら、市民の皆様方と接していかなければならないことであるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

まあ、成果が上がらなかったのかどうかわかりませんが、尺度、成果をはかるのはどうかと思いますけれども、引き続いてやっぱり目に見える形での研修をお願いしたいと、実効ある研修をお願いしたいと思います。

ご承知のように、地方公務員法の第3章、職員に適用される基準には、優しい対応をしなければならないとか、あるいは、あいさつは自分からしなければならないとかいうのは、全く書いてありません、もちろん。ただ、全体の奉仕者として、だれにも平等に接して、地方公共団体の職務に専念しなさいとあるだけです。ただ、その職の信用を傷つけ、全体の不名誉となるような行為をしてはならないとあるだけです。市民から、そのような意見があったにしても、本当は、法的にはそぐわない意見かもしれません。

一番問題となるのは、公務員としての自覚と高い倫理観であります。職員の対応の仕方によって、市民が不快感を持つようであれば、これは大変困りますし、市役所全体の評価を下げるということになるかもしれません。

先ほどからありますように、もちろん大方の職員は、一生懸命働いておりますし、私自身も、それぞれ接してわかっております。しかし、先ほどからありますように、それらを指導していくのは、市長、おっしゃるように市長でございますので、どうか何人も決意を聞かれましたので、これは重ねてお願いをしておきたいと思っております。

先日、同僚議員から、ある支所での対応の悪さについての話を伺いました。あまりにも対応がよくなかったのも、もちろん普段着で行ったんでしょうけれども、同僚議員は、議員の名刺を差し出しましたということでした、この同じ日置市内ですね。

で、あなた方職員は、市長の代理であり、その職員の態度は、市長の態度として市民は

受け取るんですよということを説教をしておいたよという話をちょっと同僚議員の中で聞きました。

私も、あいさつに関して、あるいは接遇に関して、先日、目の当たりにしたことがありました。もちろん、窓口の対応でございましたけれども、訪れた市民の方に対して、年配の方でございましたが、「あなたは本人ですか」と唐突に確認をしておりました。もちろん、合併をして、旧4つの町が入り混じって職員が異動しておりますから、初対面があって、何も面識がないわけですから、悪気もなかったらと思います。零点の受け答えではありません、「あなた本人ですか」というのは。

しかし、その市民の方は、どうも確認されたけども、とまどったような、気分が悪そうな顔をしておいででした。そういったときには、やっぱり私は、初めてこの支所に異動で配属された池満渉と申しますと。すみませんが、よく存じませんが、ご本人様でしょうかと、確認をさせていただきますというような言い方、言葉一つであります。そういったようなことが、市民が優しい対応をしてほしいと。あるいは、あいさつも自分からしてほしいと望んでいるようなことじゃないでしょうか。市長、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、いろいろと基本的にトラブルと申しますか、そういう中で起こってくるのが、やはり言葉遣いと申しますか、これから入って感情になって、大変尾を引いてきます。これは、私ども職員だけでなく、いろんな人間的な近所隣を含めまして、この言葉遣いというのは、大変大事なことであります。

今、おっしゃいましたとおり、それぞれの窓口の中で、やはり自分から、それぞれ名乗り、また、そういう趣旨をきちっと説明していけば、本人でも不愉快をしなかったのかな

と思っております。

そういうことを含めまして、やはり自分が思っている意思をそのとおりに表現できない部分のまずさがありまして、いろんなトラブルも起こっておるようでございますので、やはり十分こういう一つの言葉遣いの使い方というの、十分研修をしていかなきゃならない。

特に、若い人だけじゃなく、これはもう全体的に職員としてあるべき姿であるというふうに思っておりますので、今後、総務課長を含め、また人事係長含め、研修という内容の中で、そのようなテーマもひとつ入れながら、研修をしていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひよろしくお願いをいたします。

さて、昨年でしたでしょうか。職員の市内の各自治会に対する担当が決まりました。職員の自治会担当者が決まりました。このそれぞれの自治会を担当する職員は、災害時など、災害調査をしたりとかなんとか、いろんなことがあるんでしょうけれども、いわゆる自分たちの受け持ちの自治会に対して、かねて平時はどのようなかわりを持っているんでしょうか。今の状況をお知らせいただきたいと思っております。

○総務課長（池上吉治君）

ご質問のとおり、昨年8月から実施いたしました。それぞれ全自治会に職員を配置をいたしまして、その業務の目的は、市役所と自治会との連絡業務、取り次ぎといいますか、そういった業務と、それから、自治会からの相談業務の対応、その2つが大きな目的で、この配置をいたしたところでございます。

もちろん、勤務時間外の対応でございますので、義務化はいたしておりません。職員ができる範囲で、できるだけ、このことに対応していくようにということで、一応始めたわけでございます。そういった内容を今、担当

をしているというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

わかりました。担当の自治会とのということでありますが、それぞれの自治会長は、自分の受け持ちの職員をご存じなんでしょうか。そして、特に最近、対応が悪いとかなんとかというのは、やっぱり職員の異動によって、先ほど言いましたように、悪気はないんだけど、でも知らないから、相互話しづらいついとか、そういったことはあると思います。旧町時代がよかったとかいうのは、その声にあると思いますが、私は、職員の方々の資質の向上、あるいは市民の方々と、そういった余り知らないけれども、少しでも親しくという意味では、やっぱり自治会担当も決めたわけですので、せめて月に1回ぐらいは自治会長さんのところに担当の職員が出かけて、何か心配ございせんかとかなんとかというような儀礼的な連絡だけでなく、話をする、相談をする、たまには、集落の総会、あるいは役員会があれば、顔を出してくださいぐらいの密接な関係を築いておく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

今回の自治会担当職員の配置につきましては、全自治会に職員が、居住をしている職員がいるわけではございません。ある自治会では、職員がいないものですから、別な自治会に居住をしている職員をそこに配置をしている状況もございます。

先ほど申し上げましたように、業務としてはそのようなことでございますけれども、例えば、自治会の行事等への参加、協力、そういったことは、自分の言わば居住している自治会のところで、一自治会の市民としても、もちろんそういった参加協力はするのは、もう当然であります。そこはもちろんその職員は心得ていると思っておりますけれども、居住できないところの自治会へ担当された者について

は、行事等への参加は義務づけてはおりませんが、できる範囲で協力をするようにという形で、一応、お願いをしているところがございます。

○16番（池満 渉君）

もちろん強制ではないということですので、職員の自主性に任せてあるわけですが、以前、私、話をしたことがありましたけれども、川辺町がやっぱり担当職員制をとって、この川辺町の場合は、担当の職員が、必ず自治会の役員会などに出て、裏方として活躍しております、居住地域が違って。

その成果として、町民の方々と職員との壁が非常になくなったと。そして、そのことが、役場の職員と役場に対する市民の町民の評価が上がったというふうになっている、信頼感が生まれてきたというふうな話もありますので、ぜひ、強制ではない、あるいは居住地域ではないけれども、なるだけそういう心配りを自分の受け持ちのところがしてくれと、心配をしてくれというふうにご指導をいただきたいと思います。

職員ももちろん人間ですから、時にはおもしろくないこともあったり、ぶすつとしていくこともあるでしょうけれども、随分前の話でございました。もう旧町時代の話でございますが、職員の給与は地方交付税で賄われているから、市民の町民税だけでは足りないんだから、市民にあんまりへつらう必要はないんだという話をしていた職員の話を偶然、私、聞いたことがございましたけれども、とんでもないと、そうじゃないだろう。市民、住民がいて、初めて市役所という職場ができて、自治体ができて、初めて職場があって、そこに勤められる。だから、もっと役場があって、どうじゃなくて、住民の皆さんがあって、自分たちの職があるんだということを認識をしていただきたいというふうに、もう日置市になって変わってきたかもしれない、その

ように思いました。

今月の5日の日に、南日本新聞に、多分、読まれたと思いますが、辛子明太子の福岡のふくやの社長の話が載っておりました。接客で味の印象、あるいは値段の印象が違うという話でしたので、ちょっと見ます。

明太子の売り上げは、このふくやも右肩上がりであったけれども、競争相手が非常に多かった。しかし、そのころから、忙しい余りに、店から、「いらっしやいませ」、「ありがとう」が消えていた。心を込めた接客ではなくて、いかに待たせず、早くさばくかにか変わっていたと。そこで、接客を力を入れないといけないと、社長が銀行の応対コンクールで上位だった女性に指導に来てもらったということです。

しかし、同時に、お客さんにアンケートをとったんですね。で、アンケートをとって調査をしたら、社員のお店の従業員の接待が非常にいいときのお客さんの反応は、味は抜群、アンケートの結果、値段も普通、高くない、普通だという結果が出た。ところが、接客態度が悪いときのお客さんのアンケートは、味はまあまあだ、普通だと。抜群じゃない普通だ。で、値段は高いというような結果が出たというふうに、この話をしております。

で、そのようなことをどうしたらいいかということで、やっぱり市長がさっきおっしゃったように、みずから学ぶ、やる気を出すということをやってきたというふうに結んでおられます。

そういった意味では、昨年実施をされました、職員の昇格試験、こういったことも、それぞれの職員にやる気を出させる一つの方法だと思います。私は、実際に試験を受けた職員とその後話をいたしました。どうだったのですかと言いましたら、非常によかったと、その受験した職員は言いました。いろんな話があったけれども、面接の段階でも、いろん

な民間企業の経営者の方、いろんな方々との面接しをし、話をして勉強になりましたと、これまで、こんな生き方をしていたけれども、少し見方が変わってきましたということで、非常に感謝しておりました。

学校の管理職登用試験などにも批判はございますけれども、朝6時に、一番最初に学校をあけて、みんなが帰るまで学校に残る教頭、大変ですよ。しかし、こういう教頭がいないと学校は成り立ちませんし、むしろ言い方を変えれば、進んで苦勞をする人間がふえてこない、社会はよくなるというふうに思います。

さて、平成19年の施政方針の中でも、市長は、職員一人一人の意識改革と資質の向上を図るというふうに言っておられますが、接遇の問題など、成果が見えるような研修として、具体的にどのような研修を目玉として予定をされているのか。先ほど、マナーアップ研修なども言われましたけれども、19年度の研修としては、どのようなことを予定されているか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（宇田 栄君） ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時40分といたします。

午後3時30分休憩

午後3時40分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

特に、職員の担当制につきましては、職員は異動するわけでございますけど、基本的には職員が居住するということを第一条件の中でやっていきたいというふうに思っております。

この接遇の問題でございますけど、昨年から行われておりますこのチャレンジ研修というのがございますけど、その中におきまして、

特にクレーム対応研修また身につけたい接遇実践研修、住民満足度を向上する研修、こういう項目等もたくさんございますので、こういうところにたくさんの方々が行けるような体制を今後つくっていききたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

非常に難しい話かもしれませんが、金も要らないというか、評判を上げる、満足度を上げることで、大変厳しいですが、明るく仕事をしていければというふうに思います。大いに期待をしております。

次に、防犯体制の整備であります。これまで同僚議員から幾つか似たようなこともありましたので、二、三質問いたします。

東市来地域にはございませんでしたけれども、防犯灯の電気料の半額補助ということで、積極的な取り組みについては評価をいたしますけれども、ただ、アンケートの意見の中で、防犯灯がやっぱりない、あるいは暗がりが多いといったような意見もございました。この同じ日置市内で暗がりの中で数年前、あるいはもっと前かもしれませんが、女性が——若い女性だったかどうかわかりませんが——襲われたという事件があったにもかかわらず、その地域にいまだ防犯灯が立っていない、整備されていないという話を地元の方々にお聞きいたしました。

確かに自治会長なりが地元の声として設置を要望すれば実現可能かもしれませんが、自治会長がその行為を怠っていたとしたらどうなるんでしょうか。できれば、行政側の方でも1年に1回ぐらいは——行政だけとは言いませんけれども——防犯組織なりと市内を危険箇所を回るなどして点検をするというようなことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。そうやって、気づいたときに住民から、自治会長からだけでなく、行政の側からでもそのことを、防犯灯の設置など

を指摘するといったようなことはどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

防犯灯の設置でございますけど、基本的にはそれぞれの防犯組織のある自治会の中で運営するというところでございまして、今ご指摘がございましたとおり、それぞれの防犯灯の電気料につきましても2分の1、全市の中で決めさしていただきました。

特に、この自治会の自治会間といいますか、自治会と自治会の間です。ここがいつもいろいろと大きな課題になっております。これをどういうふうにするのか。市でするにしても大変大きな今後財政的な負担になってきます。こういうことを考えて、今のところその集落内だけを中心的に考えておりますので、特に、防犯協会がございまして、こういう防犯協会と一緒にそういう点検といいますか、自治会の中におきますその体制というのは、やはり点検しながら今後の維持管理を含めて運営するんであれば、やはり協会と一緒にそれぞれに現地調査のようなことはしていくべきなことだというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひよろしく願いいたします。もちろんだれも通らないところまでとは言いませんけれども、住民であれ、あるいは職員であれ、防犯組合のだれであれ、非常に危ないというようなところは、気づいた方がそれなりの対応をしていただけるようお願いをいたします。

昔と違って随分物騒になってきたような気がいたしますが、住民から駐在所を復活してほしいと。昔はありましたけれども、今もうどんどんなくなっていますが、そういう話もよく聞きます。新しく日置警察署が発足をいたしましたけれども、この日置市の犯罪発生件数といったようなものがどれぐらいか、おわかりになりますか。あわせて、市長自身がお感じになる犯罪体感度というんでしょうか、

昔と違って最近はどうだというようなその感覚をお知らせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この防犯体制につきましては、9番議員の方もご指摘ございまして、それぞれの自治会を含め守り隊とか、また青パトの設置とか、自治会を含めて団体でそれぞれ設置をしております。

特に、さきに申し上げましたとおり、日置警察署も昨年の10月にそれぞれの再編がございまして、今後におきましても、この防犯体制を含めた中でいろいろとやらなきゃならないと。特に、件数的にどうなのかと。特に、空き巣といいますか、そういう治安というのが大きく増加しているわけでございますけど、減少している方向じゃないというのが警察の見解でございます。特に、このことについては、警察にいたしましてもやはり人的なものもございまして、今後この防犯を低下していくには、やはり地域の皆様方と一緒にこの防犯体制というのを確立していかなければ、この件数というのは減ってこないのかなというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

安全・安心なまちにしてほしいというのが最大の願いでありますけれども、これと同じように、市民の健康を守るためにも努力してほしい。そして、その医療体制の充実を図ってほしいというのも出ております。休日の当番医とかなんとかというのは医師会との協議も必要でございますので、なかなか市長の考えだけではうまくいかないところもありますが、しかし、その急患になったときにその急患を運ぶ体制、いわゆる救急の搬送といいますか、救急業務の充実というのはやっぱりできるだろうと思いますが、昨年消防職員の増員を願うというような陳情が出されて、議会も採択をいたしましたけれども、その後すぐに対応できたんでしょうか。平成19年度の、

今度4月からの各署の人員の配置の状況はどうなっておりますか。

○市長（宮路高光君）

この消防体制の人員配置でございますけど、今ご指摘ございましたとおり、北分遣署の方が人数が少ないということでございますので、今回の4月1日の人事の中におきまして、このバランスというのを十分配慮した中で配置をしていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

以前ちょっと説明を聞いたこともありますけど、北の方も消防、救急ともに動かせる体制にということで理解をしております。

以前、東市来地域の江口漁港で2件の釣り客が転落する事故がありました。夜間でもございましたけれども、そのときの消防及び救急隊の現場への到着時間、通報から到着時間です。レスポンス時間がわかったらお示しをいただきたいと思います。

○消防本部消防長（田上規夫君）

2件の釣り人転落事故のレスポンスタイムということで、通報から到着までの時間がどうだったかということです。

まず、1件目の事故は1月3日17時55分ごろ発生したもので、車の運転操作を誤り、男性2人が乗ったまま海中に転落した事故であります。通報が18時03分、通報は近くにいた人が携帯電話で119番をしたものであります。北分遣署の消防車と救急車の到着が18時13分で、レスポンスタイムは10分となります。なお、距離は4.5キロとなっております。同時に、本署から工作車も出動しております。到着時間が18時19分で、レスポンスタイムは16分ということになります。距離は15キロということでもあります。

2件目の事故は、1月18日22時50分ごろ発生したもので、堤防で釣りをしていた70歳の男性が7メートル下の海中に転落し

た事故であります。これは死亡事故となっております。通報が22時56分で、これも近くにいた人が携帯電話で119番したものです。北分遣署の消防車と救急車の到着が23時06分で、前と同じくレスポンスタイムは10分ということです。同時に、本署から工作車と消防車と救急車3台が同時出動し、23時14分に到着しております。レスポンスタイムは18分となります。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

10分、本署からは16分、18分ということですが、私は現場の消防隊をどうこう、時間がどうこうと言うつもりはございません。すぐに助け上げられるような装備や体制が整っていたのかということでもあります。特に、合併をして日吉、吹上、東市来と海岸地域を持ってあります。もちろんこれまでの消防組合も同じような体制でございましたけれども、海浜事故に対応できる体制が整っているのかということでもあります。現場から、消防隊から不足するような装備の要求などはなかったんでしょうか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

北分遣署にない装備はすべて救助工作車を持ってありますので、それと同時に、本署からも指示をするということで、体制を整えているという状況であります。

なお、北分遣署はこの事故に関する人員は4名体制ということで、2台とも出動していますので、救急車が2台、タンク車が2台、計4名で対応しているという状況です。

○16番（池満 渉君）

この転落事故の話なぜしたのかといいますが、直接海難事故の救助にどうこうということではなくて、この騒ぎを聞きつけて集まった——私たちの地元でございますが——住民の方々の話で、自分たちに何かあったら、例えば病気でもけがでも何かあったら、すぐ

来てくれるんだろうかと。やっぱり現場にいる人間は、今か今かと待っておりますので、そういったことですぐに対応できるのかということをやっぱり心配をしております。合併をして、市独自で消防本部を持てるようになったということで住民も期待をしておりますけれども、やっぱりその期待にこたえるための体制ができていいのかということをお心配をしております。財政が厳しい、救急車や人員の配置が難しいということであれば、先般薩摩川内市が救急車の業務を民間にもう頼むというような記事も出ておりましたが、ここ辺の今後——今すぐでなくても、例えば病院と病院の転送とかなんとかといった部分については、民間の部分にもお願いするといったような検討はなされないでしょうか、いかがですか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

現段階で今救急車3台が運用しております。もう一台予備車がございますけども、この予備車の運用ができれば、当日置市はそう急激な増加というものは、今のところはありませぬ。合併してからほぼ横ばいに、ちょっと多いかなという感じでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

わかりました。消防組合と体制が同じようなふうできたから、そう大きなものはないと。しかも、守備範囲はちょっと狭まったかもしれませぬので、ぜひ救急医療ということと、救急搬送ということと、住民はそのことでの安心感、満足感というのを求めていますので、頭に入れていただきたいと思います。

さて、国旗、国歌についてであります。まず、教育長自身は国旗を掲揚し、国歌を歌うというこの行為についてはどうお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

私は、国旗は国の旗であり、君が代は国歌

でありますので、当然歌うべきであると、そのように認識しております。

○16番（池満 渉君）

私も全く同感であります。特に学校現場においてということでは、「学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てる。そして、特に入学式や卒業式は学校生活に有意義な変化を、あるいは折り目をつけるものであり、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、そして愉快的、気持ちのよい雰囲気の中で新しい生活への展開の動機づけをすると、学習指導要領にも書いてある入学式や卒業式などにおいて国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導する」と、平成11年の衆議院及び参議院の特別委員会の中で当時の文部科学大臣が答えております。

教育長がおっしゃったように、本市の小、中学校では、私もきのう東市来中学校の卒業式に行きましたけれども、国旗をしっかりと掲揚をして国家の斉唱があります。とにかく、国旗日の丸は軍国主義だとか、あるいは国家は天皇主義だとかというような話もありますけれども、オリンピックやあるいはサッカーとかいったところでは、ちゃんと揚げますし、また、表彰台に上がると涙を流す、君が代が流れると涙を流す選手がいっぱいおります。

小学校はまだいいですけども、中学校になると、どうも国歌斉唱があっても声が小さい気がいたしませんか。きのうの東市来中学校でもそう感じましたけれども、およそ300人を超える生徒がおりますが、来賓が30名ちょっとでしょうか。その来賓の方が君が代斉唱は大きいわけですね。子供たちは口をちょっとパクパクさせるぐらい、ほとんど歌わない。原因はどこにあるとお考えですか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

当然学校の指導が足りないと思います。ただ、どれぐらいの音量がいいとか悪いとか、その決まりはないと思いますが、ある程度の音量で歌うことは必要であろうと思います。

○16番（池満 渉君）

中学生は声が出ないのかと思って見てみたら、一同礼、閉会の後に、さようならとかなんとかという歌を大声で歌っておいりましたけれども、声は出るじゃないかと思っておいりました。小学校1年生の段階からまずみんなと一緒に歌えるようにということで指導をして、6年生までには歌詞の内容や旋律を正しく歌えるようにというふうに教育するわけです。

で、中学校でもこの小学校と同じように国旗・国歌については内容をさらに深めて身につけさせていくということになっているようですので、ぜひここ辺は元気を出して歌ってほしいということをやっぱり言ってほしいと思います。教育長も言うんだけどなかなか聞かないと。あるいは、口をこじ開けて歌わずとかなんとかというのはもちろんできませんから、自由はありますけれども、何とか元気に歌ってくれということをお願いしたいと思います。

次に、「仰げば尊し」と「蛍の光」の斉唱を言いました。教育長の方から、小学校が10校、中学校が4校歌っているようだというものでありました。なぜ、この曲が歌われなくなったのか、教育長はどうお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

原因につきましては、いろんなものが複合されているのではないかなと思います。第1点は、14校といいますが大体27校の半分というふうにとらえていいんじゃないかなと思うんですが、まず第1点は、歌詞の意味というのがどれだけ子供たちに理解できるかなというのが第1点であります。第2点目は、

やはりこの「仰げば尊し」ができた時代というのが、およそ明治時代になるだろうと思います。そして、この時代の国の人々の人間的な価値観というものと現代の、今の世代の中での人間的な価値観というものが変わっているんじゃないかなと、一つは思います。

例えば、「仰げば尊し」の昔の2番は、今の教科書には載せてごさいません。昔の1番と3番が載せてあるはずですが、2番には「身を立て名を上げ」という言葉が入ってまいります。当時としては当然のことであり、個人が自分の人間として高い地位について、社会的に認められるような有名な人になりたいと、そういう時代背景があったのではないかなと。

ところが、現代におきましては、それも大事かもしれませんが、むしろそれぞれ一人一人が持っているよさを生かして社会に貢献すること、そういうのを非常に大事にしております。そういう価値観が違うために、どのように指導していけばよいかというような問題もあると思います。これは今載っておりませんが、そのようなことで、やはり内容等を理解するのに、そのような問題があるのではないかなと。

それと、もう一つは、これは憶測でしかないわけですが、私どもが小学校、中学校を卒業する時代は、まだ中学校を卒業してそのまま就職へ出て行く友達がたくさんいた時代であります。したがって、どちらかというところ、別れというのを大変重要視した歌が多かったのではないかなと。

ところが、今歌われている「旅立ちの日よ」とかこういう歌になりますと、当然旅立ちですから別れもありますけれども、それよりも、むしろもっとこれから大空に向かって夢に羽ばたこうというそういう未来志向の内容が生まれております。

したがって、そういうもろもろから考えたときに、何もその「仰げば尊し」が悪いとい

うわけじゃございませんが、人それぞれ感じ方があったりいたしますので、これは学校の職員の中でどういう卒業式にするかと。大事なのは、卒業式とかそういう行事のねらいをきちんと踏まえることだと思いますので、それが踏まえてあれば、その学校のそれぞれの立場に応じて歌ったりするのはいいことではないかなと思っております。

○16番（池満 渉君）

国旗を掲揚し、国歌を斉唱するということは学習指導要領にもありますね。ところが、そのほかの卒業式などの歌あるいは行事の内容については、学校及び地域の意見を聞きながらやっていいというようなことになっていきますから、もちろんこの「揚げば尊し」などについては、私は強制とかなんとか言いません。ただ、教育長と私の見解の違いはあるかもしれませんが、やっぱり「身を立て、名を上げ」というのは、決して社長になれという意味じゃない。みんな少しずつ頑張れという励ましている意味だから、私はいい歌だと思って質問をしたわけでありまして。それぞれの学校でもあるでしょうから、強制することではありません。

先ほど教育長がこの「揚げば尊し」などについても、学習指導要領にうたわれている国旗あるいは国歌に取り扱いについて、徹底してないところもあるかもしれないということ、斉唱に関して否定的な動きはないかと。国旗の掲揚をし、国歌の斉唱はするけれども、それらの動きに幾らか否定的な動きはないかというところで、実態は定かではないけれども、個々には幾らかあるかもしれないというお答えがありましたけれども、それらの指導です。しっかりと27校そういうことをやっているけれども、不穏当な動きがあるようであれば、ちゃんとやっぱりやってほしいということの指導はどのように今後されていけますか。

○教育長（田代宗夫君）

この件につきましては、先ほど16番議員がお話なされましたように、学習指導要領の中で、特別活動の中できちんとうたわれておりますので、そのとおりに指導するようにということは当然指導できることですので、やってまいります。

○16番（池満 渉君）

東京都の小学校の入学式で、音楽の先生が君が代の伴奏を拒んだ事件がありました。この先生は個人の思想、良心の自由を侵害しているとして、校長の職務命令は不当だと主張したのであります。結局裁判では職務命令は合憲だというふうに出ました。強制的に体を、その先生を抱えて弾かそうとか、ひっぱたいて弾かそうとかしたわけではありませんので合憲だと出たわけでありまして。やっぱり、優秀な先生方を、もちろん教職員の先生方について任命権、人事権はありませんけれども、要望をする。その立派な先生方を獲得するために、教育委員会として努力をする必要はあると思います。そういったようなよい教師の獲得を願いながら、最後に、今のこの東京都の事件についての教育長の感想をお伺いして、質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

この先生は音楽の先生だったということで、自分の職務として君が代の国歌の伴奏をするというのは、その先生の職務であると思いますし、それを命令というのか、職務命令でされたということについては、当然私は命令に従って、しかも教師というのは国家公務員でありまして、公共の精神に基づいて仕事をしていかなければ、全体の奉仕者ですので、当然ながら自分の職務についてはきちっと仕事をするというのが私その仕事だと思っておりますので、当然のことだと思います。

○議長（宇田 栄君）

次に、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。長野瑛や子さん。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

トリを務めさせていただきます。体調を崩していますけど元気に頑張っています。

私は、さきに通告しております3つの問題について質問します。

第1の質問は、地域自治組織の整備についてであります。これまでは行政が主体となり、国による関与のもと全国各地で画一的なまちづくりが進められてきました。しかし、国民の最低限度の生活保障や社会基盤整備がある程度達成された今、住民が主役となったまちづくりや個性あふれる豊かな地域づくりが求められています。地域社会を創造し継承していくのはそこに住む人々であり、一人一人が思いを持って地域活動に取り組み、自分たちの住んでいる地域に愛着を感じられるまちづくりを目指してこそ、初めて住みよさを実感できるまちの実現につながることを考えます。

合併後、はや1年10カ月を経過した私たちの生活周辺においては、過疎、少子高齢化など、1自治会、1自治会長では対応できない状況や、行政だけでは解決できない地域のまちづくり、福祉の推進、環境保全、防災、教育の確立、郷土文化の振興など、課題が多くなっている実情があります。

また、行政は、地域が行うことでより大きな効果が生まれるような業務は地域に移譲し、地域のことは地域住民らが決定し、事業の推移を図るとともに、地域住民の自己責任、自己決定、自己実現の考え方を促進し、地域と行政のパートナーシップでのまちづくりが地域分権であると考えます。

そこで、市長にお尋ねします。地域と協働の分権型住民自治協議会システムづくりを急ぐべきと考えるが、どう取り組むのか。第2点目、自治の基本原則や理念を明文化し、住民参加によるまちづくりの意識を具体化して共有化し、条例で住民の意見が施策に反映

される仕組みや行政組織のあり方などを規定し、市民、議会、行政の役割と責務を定める「自治基本条例」の制定に必要について、いかがお考えか。また、取り組む姿勢についてお伺いします。

次に、市役所窓口の一元化及び対応策についてであります。

第1点目、少子化社会の急速な進行に対応し、福祉、保健、雇用、教育、住宅など幅広い分野の施策が進められる中、子供に関する対応窓口は、赤ちゃんが生まれると健康保険課、保健センター課、保育所は福祉課、幼稚園及び小学校は学校教育課、学童保育は福祉課、青少年健全育成は社会教育課、食育は農水課など多岐にわたっています。子供一人に対し窓口は1つであることで、データの一元化で手続や手間が省け、支援や情報交換など横の連携が容易になるものと考えます。

そこで、市長、教育長にお伺いします。生まれてから義務教育終了までの子育てに関し共通した情報を持つことで、子供に関する一貫した施策を展開するための窓口の一元化をし、子供政策課などの創設をしてはどうか。

第2点目、高度経済成長期以降、農業者の高齢化、後継者不足には拍車がかかり、昭和1桁世代の引退で、農業の生産基盤は脆弱化の一途をたどっている中、大規模農家に支援を集中する新対策は、戦後農政の大転換といわれます。農政改革の3本柱は、包括的に進められてこそ効果をもたらすとされており、そのためには、行政と現場の信頼と一体となった取り組みが必要であるといわれます。

日置市においても各地域で集落営農化や環境保全農業の施策などが打ち出されている状況であります。また、新規就農者事業、後継者育成事業等も推進され、担い手育成にも取り組まれてはおりますが、担い手の高齢化や産出額の減少など地域農業の低迷が続く中、これからどうなるのかと就農者の不安は大き

いものがあります。

生鮮農産物の小売形態は量販が主力となり、米の販売流通にも商社が大きな役割を演じる今日、量的にも、質的にも対応できる組織化が生産者サイドとして不可欠であります。農業者個々の主体性の基本にしながら、生産施設への投資やブランドづくり、環境保全型農業への取り組み、新品種開発に向けた試験、研究など、生産基盤や販路に向けた積極的な対応が望まれます。

そこで、市長にお伺いします。地域農業のマネジメント機能を面で支え、市と連携する農協、農業委員会、土地改良区、農業団体等とワンフロアで行う戦略推進室等の設置は考えられないか、お伺いします。

次に、教育再生会議の第1次報告に対する市教育委員会としての受けとめと、保護者等のふれあいについてであります。

政府は、我が国の教育のあり方全般にわたって抜本的な改革を目指して、有識者による教育再生会議を設置して検討を求めておりましたが、第1次報告がなされ、1月25日の新聞にその詳細が報道され、タイトルを「社会総がかりで教育再生を！公教育再生の第一歩」として報告、5月とめどに第2次、12月までに第3次報告をまとめて、それらの提言の実現に向けあらゆる取り組みを迅速かつ確実に実施すべきだと、「教育再生のための当面の取り組み」で、1、ゆとり教育を見直し学力を向上するから、7、社会総がかりで子供の教育に当たるまで7つの項目が掲げられています。

日置市初代の教育委員会として、その体制づくりをしながら、それなりの運営、活動を続けてこられ、努力されたことに対し、市議会議員の一人として敬意を表しておりますが、このたびの第1次報告の発表を受けて、5名の委員で認識や検討をされたものと考えます。

そこで、まず教育長にお尋ねします。第

1点として、日置市教育委員会としてどう受けとめて、当面どのように対応されるのか。第2点は、教育委員会のあり方、見直しの、まず1番目に、教育委員一人一人の活動状況を公表するなど、情報公開を徹底し、住民や議会による検証を受ける。教育委員会の活動状況を、原則として毎年議会に報告するとありますが、対応をどう考えられるのか。第3点は、毎月開催される教育委員会の定例会を計画的に年何回かは各地域で開催し、保護者や地域住民との触れ合いを深める考えはないか、お尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の地域組織の整備についてというご質問でございます。

市民の生活周辺では、少子高齢化、地域活性化の問題、子供の健全育成や安全を取り巻く地域教育力の問題、環境問題、生活習慣病から来る医療費の増大、健康保険や介護保険制度、農林水産業や商工業の振興、道路や遊び場などの地域インフラ整備等、課題が山積しております。

これらは、これまで主に行政の課題と思われておりましたが、最近このような課題解決に当たって市民の力が注目されるようになって来ました。身近な課題の解決に市民の方々が力を合わせてみずから取り組んでいただけるようになっていきます。こういう市民の自助努力、相互努力と行政のきめ細かい公的支援の均衡が、市民と行政の協働社会であろうと考えております。

平成19年度は、そういう意味で市内に26区の地区を単位に住民自治組織が確立できるような手立てを講じて、地区館整備に入っているということでございます。特に、地区公民館活動として定着してまいりましたら、このようなご指摘の分権型住民自治協議会システムへ

移行していくというふうに思っております。

住民基本条例の制定でございますけど、全国幾つかの都市で住民基本条例が制定されていることは承知しております。自治の担い手の役割分担や責務を明文化することで、自治の基本方針を定めるものでございます。今後の条例制定につきましては、いろいろとまだ勉強していかなければならない部分がございますので、いろんな各分野でこのことについて勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の市役所窓口の一元化及び対応策について。

特に、子供ことにつきましてでございますので、さっきも申し上げましたとおり、行政改革の中におきまして、課の統合、また事務事業の見直し、こういうことをきちっとした中において、やはり新しい課の再編というものも出てくるというふうに考えております。具体的には教育長の方に答弁をさせます。

2番目のことでございますけど、個々の担い手の経営状況に応じたきめ細かな支援を包括的に実施することができるよう、担い手が抱える経営課題等に関する相談受け付け、必要な支援を提携するに必要なことは措置していきたいと考えております。現在、県内では薩摩町が担い手支援室を設置いたしまして、市とJAの職員が一緒になって支援体制を組み、特に村づくりや中山間集落協定等の活動を踏まえた地域の推進体制を整備し、特に、認定農業者や集落営農の確保、育成を支援している状況でございます。

本市におきましても、今後JAまた農業委員会、いろいろなところ等も相談しながら、人の問題でございますので、どこに置くのか、人件費をどう見合うのか、そういうことを含めて考えていかなきゃならない。特に、吹上にございます農業公社、この問題につきましては、特に農協とのいろいろと事業分配の中

で設置をしておりますので、このような設置をする中におきましては、農協と特に十分打ち合わせをしていかなければならないというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

市役所窓口の一元化及び対応策についての1番目、生まれてから義務教育終了までの子育てに関して共通した情報を持つことで、子供に関する一貫した施策を展開するための窓口の一元化が必要であると思うが、どうかということですが、現在、子供を取り巻く環境の変化は大変著しく、子供が抱えている問題も多岐にわたっております。例えば、同じ不登校でも、その原因は、子供の間の人間関係の問題、親の育児に関する問題、経済的な問題など多岐にわたるとともに、時には、それらが絡まっていることもございます。

このような現状を踏まえたと、議員がおっしゃるように、関係する課が連携を密にして、市としても子育ての問題に関して一貫した取り組みが必要であると強く感じているところでございます。

そこで、日置市では、本年度まで東市来地域で行われておりました幼児教育支援センター事業を市へ拡大するとともに、福祉課の各地域子育て支援センターや健康保険課で行っている各種検診等との連携を強化し、教育委員会、健康保険課、福祉課が連携を密にした日置市子供支援センターを来年度発足し、運営する計画であります。

この支援センターを窓口として、運営委員会で協議されたことをもとに、支援アドバイザーを中心に、カウンセラー、教育相談員、家庭相談員等を置き、乳幼児から中学生やその保護者、教諭、保育士などを対象に、子育てに関する講演会や各種検診時の講座、育児や教育に関する相談等を実施し、さまざま

まな角度から適切な支援ができるようにしていきたいと思っております。

次に、教育再生会議の件についてですが、第1点は、この教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直すの項で、教育委員会としてどう受けとめ、当面の対応をどう考えるかということですがけれども、教育再生会議におきましては、教育委員会の閉鎖性、形式主義、責任のなさ、危機管理能力の不足などが指摘されております。教育の問題は、特に人と人とのかかわりなど、個人的な情報の問題が多くあり、なかなか表面に出しにくいという面がありますが、このような指摘があることについては謙虚に受けとめなければならないと考えております。

ただ、私どもの日置市の教育委員会は、教育再生会議が指摘しているような教育委員会の実態とは違い、おおむね適切にその機能を果たしているものと考えております。したがって、改革をしたからといって、このような問題が解決するかというと、そうでもない面が多々あるということも認識をいたしております。

教育再生会議では、教育委員のあり方の抜本的な対策として5つの提言がなされております。この中で、教育委員会の説明責任として、教育委員会をもっと開かれたものにし、情報の公開をしていくこと。また、学校の問題発生に迅速に対応していくことにつきましましては、極めて重要なことと考えております。

また、市町村への人事権の移譲や教育委員会の統廃合、国、県、市町村等との関与の問題等の制度の改革につきましましては、これまでの長い間のさまざまな経緯や地域の実態等を踏まえて慎重に検討していく必要があると思っております。これらの提言の内容は、現在の制度の中で解決可能なものも多数ありますので、それらにつきましましては前向きに取り組

んでまいりたいと思っております。

次に、教育委員一人一人の活動状況の公表等を行い、市民や議会の検証を受けるとあるが、どう考えるか。教育委員会が地域の教育に対する責任と住民への説明責任を果たすことは重要なことと考えております。したがって、教育委員会の会議は人事案件等を除いて市民への公開を原則としていたしておりますので、傍聴への案内を積極的に進めていきたいと考えております。

また、議会に対しては、これまでも必要なことにつきましましては、議会における質問に対する答弁という形で報告をしているところであります。さらに、教育委員会における議論や学校における問題等で市民の皆様に必要なものにつきましましては、広報媒体等を通して積極的に情報を公開してまいりたいと考えております。

本市の教育委員におきましましては、かねてから月1回の定例教育委員の会への出席のみならず、児童生徒の陸上・水泳記録会、音楽発表会、諸儀式などの各地域や市全体の行事へ出席したり、子供以外の生涯学習など諸地域の行事へ出席したり、あいさつや情報交換等を通して積極的に交流を図ってもらっております。したがって、今後、教育委員会全体の情報を積極的に公開していくならば、あえて現教育委員会制度の中において教育委員一人一人の活動状況を公表していくことについては、それほど必要はないと思っております。

3番目の定例教育委員会を計画的に地域で開催して、保護者や地域住民との触れ合いを深める考えはないかということですが、定例教育委員会の会議を各地域において開催し、市民の皆様には話題や協議の内容等についての情報を公開することは、教育委員会の説明責任を果たす上で大切なことと考えていますので、今後年間計画に位置づけて実施をしてまいりたいと考えております。

なお、各教育委員にあつては、これまでも特にそれぞれの地域の行事に積極的に参加していただいております、地域の皆様との交流も深められていると思っております。今後は、例えば関係機関団体の皆さんと今日的な課題等についての話し合いの場を設定するなど、より一層の交流を深めることについても検討してまいりたいと考えております。

○20番（長野瑛や子さん）

ただいまそれぞれに答弁いただきました。

2回目の質問に入っております。

住民自治協議会の件についてであります、この件につきまして、私たち市議会議長会の研修が1月にありまして、その席でも新しい潮流ということで自治体による分権型システムづくり、住民自治協議会、こういうのをやはりつくるべきじゃないかなという提案がありました。また、もう既に地方自治法が改正されて後、各地でこのことが施行されてるんですけども、たまたま合併を機にどこでもこういう自治協議会、例えば、地域審議会、どちらを選ぶかということで、うちの方は地域審議会を選ばれたと思うんですけども、やはりそれでは余にもちょっと今の時代は校区単位ですか、いろんな福祉においてもやはり校区単位が一番やりやすいと。自治組織というのが。そういうことで今ふえつつあるんですけども、例えば、市長は今回地域づくりの拠点、また生涯学習の拠点、情報化の拠点として地区コミュニティ組織づくりをと挙げておられます。私はこれを見て、ああ、いよいよこちらの方に向いてるのかなと思ったんですけど、このコミュニティ組織づくりをここに掲げられたら、やはりそういう組織づくりをされようとしていると思うんですけども、これをどのように展開されるおつもりでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたように、合併いた

しまして、その地域におきますそれぞれの大きな課題等のことにつきましては、地域審議会ということを経験済みでございます。ご指摘ございましたとおり、それじゃまだ大き過ぎるんじゃないかなと。それぞれの今後の自治活動につきましては、校区ごと、ベターは自治会ごとが一番よろしゅうございますけど、この少子高齢化を含め大変大きなこの自治会運営についてもあるということでございますので、そういうことを含めまして、今後やはりそれぞれの校区ごとにどうあるべきなのか。それぞれ今ここに書いてございますとおり、福祉、環境、教育、26の校区がありますけども、校区でそれぞれまた、この問題についてはちょっと課題解決で共通じゃない。それぞれの地域の特色があるというふうに考えておりますので、今後この地区公民館を中心としたコミュニティ組織を中心的に、私ども行政がどこまでできるのか。さっきも申し上げましたとおり、やはりこれは市民との協働でございますので、ここあたりを十分検討し、また協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

先進地のところを見ましても、やはり1年から数年かかって立ち上げ、また、合併を機に1年以内でというところもいろいろあるんですけども、公民館組織に関しては、吹上なんかはもう10年以上続いていると思うんですけど、地区公民館の整備ということで。でき上がって、そういうそこの中の組織づくり、各種団体が入って、事業所は入ってないんですけども、民間の。いろんな子供育成会とか、PTA、婦人会、そういう組織で。組織自体はそんなに地域自治協議会と変わらないんですけど、そういうでき上がったところをまた一歩進めて、一律全部一緒にというのは無理だと思ってしまうんですけども、こういうでき上がったところから移行していく必要があると思

ますけど、この件についてどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、そのようにそれぞれ組織ができ上がっているところから、いろんな問題を移行していかなきゃならないというふうに思っております。このことについて、ことしそれぞれに職員——非常勤でございますけども、職員等をいろいろと充実さしながら、さっきも申し上げましたとおり、もう公民館活動の問題もでございますけど、やはり今ございませとおり、分権型自治組織がどうあるべきか、このことも究極的に探っていく必要があるというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

やはり一度にはできないんですけども、そういう地区公民館の拠点。その前に組織づくりが私は大事ななと思うんですけど、その前にまた意識化という、そういうフォーラムとか。いきなり全然今までやってないところも公民館組織というのを入っていますので、この辺はうまく調整していければと思っております。

それと、先ほども同僚議員の何人かから出ておりましたけども、やはり課です。この課の多岐にわたると。こういう生涯学習もするし、あと、こういう自治組織はじゃどこかなと。企画課かな。総務課かなと。だから、こういうまず課の編成も、今度再編をこれからされると思うんですけど、この再編も早急に私は行った方がいいんじゃないかなと。ほかのところを見れば、コミュニティ課と、そういうのをつくって、そういう自治組織の分はそこだと。全部まとめてやっているような感じですけども、このコミュニティ課の設置に関してはどんな考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その課の設置と、行政組織の中でコミュニティ課という設置を考えていないかということでございますけど、さっきも申し上げまし

たとおり、教育委員会を含めまして、まず事務分掌の整理というのをやはりきちっとして、どこがどういう主体的にやっていくのか、そういうことが先であるというふうに思っております。さっきもちょっと議員から指摘がございましたので、どこが答えるのか、企画課なのか、民間なのか、教育委員会のを言われましたので、基本的には、その共有するものがどう、共有して仕事をしていかなきゃなりませんので、主体的に私はやはりこのコミュニティ課といいますか、課じゃなくて、仕事の的にはコミュニティということの基本にそれぞれ仕事をしていかなければならないというふうに、課を設置するという、それよりも、やはりコミュニティという基本的なものを考えて、この地区館の活動といいますか、活動内容というのを基本に推進していかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

やはり何が先かということなんですけども、それはそれとして、まずは合併して足並みをそろえるということですので、とにかく、その課がどこに当たるか、そこあたりの再編。これは事務組織の再編の中でも十分検討されて、そういうコミュニティはコミュニティ、責任がどこに行くのか、そこあたりもありますので、ぜひコミュニティ係、コミュニティ課、ここあたりも十分考慮されたいと思っております。

次にまいります。日置市自治基本条例、市長は勉強していくということですけど、私は、この自治基本条例というのは、そのまちの憲法だと思っているんですよ。だから、合併して総合計画ができて、本来ならもうこのまちづくりにも一緒に、後、こういう自治組織、また基本条例、ずっと段階的にいけば一番よかったですけども、そこあたりがちょっとほかと違うんじゃないかなと思うんですけども、やはりこれは日置市の市長のカラーを出

す一つでもあると思うんです。どういうふう
に自治の方針、また共生、協働といつもおっ
しゃるんですけど、それなら、自治組織を先
に進めていくべきだと思うんですけども、言
葉だけあっち行ったりこっち行ったり、本当
に共生協働という精神があるならば、こうい
う自治基本条例をまずは制定して、市民の憲
法だよと。そこには、ちゃんと市民憲章とい
うのもできていますので、そういうのもちゃ
んとかたどって、皆さんに知らしめしていく
という、私はこういうことが先じゃないかな
と。そして、総合計画、日置市としては、こ
ういうスタイルで行きますよ。憲法があっ
て、皆さん、こういうことを守りなさいよ。
それで、議会はこうですよ。議会もそこには
当然入らんといけないんですけど、行政はこ
うですよということを示すのが自治基本条例
だと思うんですけども、やはりここあたりは
市長は、先ほどはまだ勉強していくというん
ですけど、これは早急に私はやっていくべき
じゃないかなと思うんですけども。検討会に
ついてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいましたとおり、今、基本条例を
つくって、それで一つの日置市のいく方向性
というのを示していく。それも一つの手段で
あるというふうには思います。

ですけど、4町合併した中におきまして、
また市民も含めまして、まずそこまで意識が
みんな持っているのかというのが一番大きな
課題でございますので、今まで申し上げてお
りますとおり、そういう自治会を含めて、地
区のそのことから、また、きちっとお互いそ
の部分を整理して、そういうことで、いろん
な意見が出てきたときには、こういう条例と
いうのは出てくるのかなと。まだ4町の中で
大変温度差が大変ありますので、これを一緒
に網をかぶして、その条例ができたから同じ
ようにしなさいというのは、大変まだ大きな、

時期尚早であるというふうに思っております
ので、まだまだこの下部の自治組織のあり方
を含めて、いろいろと検討していかなくやな
らない。さっき申し上げましたとおり、
26のこの地区館をつくりますけど、この中
でも大変それぞれの存亡を含めたところ、一
部を含めたところ、大変大きな温度差がござ
いますので、それぞれの地域のそれぞれの意
見を聞いた中において、日置市が今後進むべ
き方向というのはもう少しちょっと時間がか
かって、この条例というのは制定していか
なくやならないのかなというふうに思ってお
ります。

○20番（長野瑛や子さん）

まちづくりを機にということ、それもあ
るんですけども、ぜひ、その日置市のスタイル
というのを示してほしいと思っております。

次いきます。窓口の一元化ですけども、事
業の見直しが必要ということで、市長もこれ
は再編の、子供に関する窓口の一元化ばっか
りじゃないと思うんです。先ほどからでてま
すけども、あるところでは、もう厚生労働省
と文部科学省の垣根を越えて、子供を対象と
した政策案を全部そこに、子供政策室として
やるとかですね。給食を含む学校教育分野と
保育児童福祉分野、両方を担当してやるとい
うところもあるんですけど、少子化であるな
らば、やはりこういうことを一番先に施策も、
職員も同じ共通意識で取り組めるんじゃない
かなと思うんです。また、情報の共有という
んですか。やはり、子供1人に窓口は1つで
あるべきというデータも一元化ということ
でありますので、このことは事務事業の再編が
ありますけども、早急に対応されたいと思
います。

私が、なぜこのことを出したかといいます
と、やはり先ほど市長もおっしゃいました健
康づくり計画、障害者福祉計画、その策定に
携わったんですけど、やはり子育て、また保

育、食育、教育、こういうことを子供に関し
そういう計画を策定するのに、やはり一番肝
心な教育の部門からもそこにいらっしゃらな
かったり、また、そういうことで意見が聞け
なかったり、ああ、これはちょっとまずいな
と思ったこともあるんです。だから、横の連
携が欠けている面もありました。

学童保育についても、申請とかそういうの
は全部健康福祉課、でも、行くところは学校。
じゃあ、安全対策はどうするかと。そうなっ
たときに、うちはもう関係なからとかね。学
校は関係ないですから、もうそっちの福祉の
部門で。場所は提供しますけどと、こういう
連携がとれないんですね。子供は一番罪がな
いのですのでね、もしもけがでもしたらちゅう
ことで、非常にもうこんどはそっちの方で心
配をされ、また、保護者たちもそういう問題
も聞くこともありました。だから、こういう
勘案されるものは勘案して、ぜひ見直しを早
急に図られたいと思いますけど、市長、どう
ですか。

○市長（宮路高光君）

さっき教育長の方も話がございましたよう
に、課の統廃合という中におきまして、また
子供課を、それは細分化されてしまいますの
で、当分の間、日置市子供支援センター、こ
ういう組織を立ち上げまして、ここからいろ
いろと横の連携をしていく、こういうことを
19年度からはしていくつもりでございます
ので、このセンターの機能がどう果たすのか。
ここあたりも十分見きわめていきたいという
ふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

教育長にお尋ねします。この日置市子育て
支援センターですか、子育て支援センター、
これは市のかかわりで、民間ではなくて。も
う少し内容を詳しく。

○教育長（田代宗夫君）

来年度から市としてこのセンターを運営し

ていきたいということです。

○20番（長野瑛や子さん）

この支援センター、中学生までとおっしゃ
いましたね、中学生の問題まで。これは非常
にいいと思います。志布志市にも、これはも
う市の管轄で、非常によく機能していると私
は感動しましたけども、いろんな虐待とか、
子育てに悩むお母さん方、そこに来ることで
リフレッシュするというので、いろんなま
た事業も展開されていますけど、事業内容は
どのようなものでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

内容については、学校教育課長の方で答弁
させたいと思います。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。

事業につきましては、これまでのその3課
の持っている機能をそれぞれ集合させてい
こうということの案でまいります。1つには、
教育相談、訪問相談等の事業がございます。
それから、その横を通します運営委員会と
いうのもございます。それから、先ほど申し
ました検診等がございますので、その検診等
を利用した相談活動や講演会、それから、東
市来地域で行われました幼・保・小連携事業
における講演会等々がございます。

以上です。

○20番（長野瑛や子さん）

これを全市の保護者またお母さん方を対象
に——お父さんもですけども——よく周知を
されたいと思います。

次にまいります。戦略推進室の設置につい
てであります。先ほども述べましたけど、
農家の戸数というのが、ここ10年ぐらいで
1,000戸ぐらい減っていますね。4,000幾
らが3,000幾ら、今、資料がどっかへ行
ってしまったんですけど。こういう農家戸数
が減るといことは、担い手がだから大規模
に集中して、また、そこにいろんな参入とい

うんですか、事業者の参入もいろいろ先進地ではやってましたけども、やはりこれからは、担い手の育成が私は一番じゃないかなと。集落営農もいろいろやって入ってきてますけども、やはりこの担い手の育成というのが、新規就農者が9人でしたか。今、後継者が数人ですよね。やはり、こういう状況ですので、もう少し力を入れていただきたいと。それには、認定農業者もいらっしゃるんですけども、そういう新規就農者、これからの若い人たちの担い手というんですか、そういうのも大事じゃないかなと。

また、若くなくても、この団塊の世代が今後大量に定年退職することを受けて、自給用生産中心の兼業農家の人が、今度はそういうサラリーマンを退職されて、そういう人たちの目の前にこういう人たちがいらっしゃるといことで、ほかのところも、今度はその人たちを対象に農業収益が販売農家に移行しやすい環境ちゅうんですか、そういうことで募ったりしておられますけども、そういう農家の確保というものを図るといことはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

後継者といいますか、さっき言いました新規就農者、また定年した方々におきます農業する担い手の人。本市におきましては、さっきも申し上げましたとおり、この5年間でまだ相当の農家戸数が減るといのは、もうデータの中でわかっております。そのようなことを含めながら、特に、今、担い手の確保の中におきまして、農協、農業委員会とも連携をしているわけですので、特に、この本市におきます団塊の世代を含めた退職した人がまたそれぞれに農業に携わるときの技術支援と。

特に、今、本市におきましては技連会といいますか、技術連絡協議会といことで、それぞれの作物ごとに体制をつくっておるわけ

でございますけど、この体制というのが市の職員を含め、農協、また共済組合、それぞれの関係のみんながそれぞれ専門ごとに体制もつくっております。基本的には、そのような技連会を中心とした技術の援助指導というのも十分やっていかなきゃならないというふうに考えておりますので。特に、普及センターといひますか、普及センターの再編も今後大変大きく変わろうとしておりますけど、この普及センターとも十分打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

やはり新規就農者の方々の話もいろいろ聞いたり、また、団体でそういう細かいところはいろいろあるとこでは、いろいろ話すけども、やはり営農相談とか、資金とか、また規模拡大をしたいとか、そういう相談を持っていく場所というんですか。先ほどは市長が、農業公社——私も農業公社、あそこは窓口にはなってるんですけども、そういう支援体制ちゅうんですか、せっかくよそから来てる人もいらっしゃいますので、9人という人が。この人たちが挫折をしないように、やっぱりやっていこうというやる気、やはりこれが一番だと思いますので、せっかく見えた人たちを温かく迎えて、また、よかったなど。ずっとまた自分の子供もここでやらそうかなという、そういう思いに。収益なんかも上げていけないと思いますので、そういう支援体制ちゅうのを先ほどちょっと聞きましたけども、ゆくゆくはとおっしゃいましたが、こういう、私は戦略推進室と書いたんですけど、この前も京都の方に行ってみましたが、やはりこれからは、そういう農協とか、土改連とか、そういう——土地改良区です、土改連じゃないですね。そういうとこ等も非常に連携を密にしてやって、で、農協の持っている自分の役割を十分発揮していただいて、営農指導ももちろんですけども、いろんな情報交換をす

る場、そういう戦略室というのをワンフロア一化してつくってるところがあります。やはりそこは小さい、本当1万人も満たない町ですけども、何とかやろうと。もう生産から、加工、また人口交流まで伸ばしてると。で、収益も何億と。小さい町ですけども、そういう生産から加工、6次製品ぐらいまでつくって。ああいうのを見たら、ああ、やっぱり。しかも、東北地方ですよ。こっちは暖かいから温暖なところだから、あの人たちの力に比べれば、こっちは何倍もあるなど痛感して帰ってきたんですけども、やはり気候的にも恵まれてるところだし、何か東北の向うよりもやれそうな気がするんです。

だから、やはりもう少し真剣に。ただ募るばかりじゃなくても——また、こういう団塊の世代の人たちも募らにゃいかんけども、そういう時を逃さないという、こういうことも大事ですけども、ちゃんと受け入れたからには、やはりまたその人たちのやる気を起こさせるようなこういう支援体制、これをもっと強化していただきたいと思っておりますけども、市長、もう一度お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの技術連絡協議会の部会といえますか、それもございますけど、特に、生産者のそれぞれの部会がございます。そういう生産者の部会の強化ということで、お互いに技術提供をしながら、それぞれの経営方針を勉強会等も行っておりますので、特に、ご指摘ございましたその後の支援ということも含まして、このことについてもまた部会ごとに、それぞれ経営指導ということをやっていかなければならないというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

結局は、この戦略支援室の設置は、まだされる考えはないんですかね。

○市長（宮路高光君）

この戦略の推進室という意味が、いろいろ

と考えられるんですけど、とられるんですけど、基本的にこの室をつくるかどうかということじゃなく、ここにワンストップ支援窓口の設置ということで、すぐ相談に来たられでもできるんだという、そういうものは今までもしておることございますけど、そういうものを強化していくという意味でとらえていただければいいのかな。そういう室をつかったらどうかじゃなくて、まだ今までのそれぞれの窓口を含めた相談業務や技術支援、こういうものを強化していくということでご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、本日の会議を議事の都合上、18時まで延長いたします。

長野瑛や子さん。

○20番（長野瑛や子さん）

了解いたしました。

次にまいります。3項目目に入ります。先ほど教育長にお答えいただきました。この報告の中の7項目の中で、提言の3番目「すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する」として、「教育委員会、自治体は親学を学ぶ機会を提供する」とありますが、やはり今いろいろな事件があり、これは家庭教育が一番だと。私もそれは同感するんですけども、そういう親としての親学、こういうことも本当大事だなと思うんですけども、このことについて、教育委員会、市長がそういうことを連携していきなさいちゅうことなんですけども、市長、教育長、答弁願います。

○市長（宮路高光君）

この教育委員会の設置を含めて、今、再生教育会議の中でいろいろと論議をされております。私どもも全国市長会等に行きましても、このように教育委員会のあり方がどうあるべきなのかという論議がありますけど、私、この日置市におきます教育委員会の設置を廃止

するとか、そういうことは基本的には私は考えておりません。今の機能でやはりやっていく。いろいろこの教育委員会の設置については市長部局の中であればいいとか、そうするときに、こんどは市長が独裁者になったら、教育委員会は公的な立場の中で大変教育がゆがめられるとか、いろんな問題が、この問題賛否両論がいろいろそういう会の中でも論議をされておりますけど、今の段階の中で私は日置市におきます教育委員会のあり方というのはもう少し、さっき教育長も言いましたけど、この機能の充実といいますか、教育委員会、市長部局、これが相對しているわけではありませんから、そういう中で、それぞれの機能も十分發揮していけば、それぞれの教育委員会の設置というのは必要であるというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

すべての子供に規範意識を教えると。社会人としての基本を徹底するということですが、先だって申し上げましたが、本市の教育の方針として、風格ある教育の一番目の柱が、決まりを守り、礼節を重んじる教育をするとうたってありますが、このことに本年度から特にまた力をいれていきたいと私どもは考えております。

礼節とは、つまり規範意識のことだと思います。子供たちのあいさつの問題から、日常生活の基本的な子供たちのこれまでの生活や学習のしきたり、しつけ、そういうもの等をきちっと時期時期で教えていくことが大変大事だと思いますので、学校にあったことは学校ですが、学校だけでもだめですので、PTA等お願いしながら、家庭と学校と、あるいは地域と3者がやっぱり一体となってこの規範意識は教えていかなければいけないし、親自身にそのことをまずわかってもらわなければ、このことを教えることはできないと思っておりますので、今後十分力を入れていき

いと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

私も、教育委員会は必要とは思いますが、決してなくすものではないと思っているんですけど、ただ、この報告がなされたのを機に、やはり教育委員会の、先ほども教育長おっしゃいました形骸化とか、もう少し活性化をととか、また、いろんな虐待事件がある中で、もっともっと地域に密着した教育委員会であられたらなど。そういうのは一つの起点じゃないかなと思ってこういう質問をしたんですけども、その先ほどの3項目目の親学というのを学ばせなさいと。

それと、今、やはり日置市は中世の時代から二才教育、郷中教育のもとだと思うんですけども、私は日本は風格のあるまちと、教育のまちと、市長みずからもおっしゃってますので、私は当然だと思ってるんです。だったら、一番模範を示すべきじゃないかなと。何百年も前から明治時代の教育に入った、そのまだもっと前から寺小屋式でそういう二才教育から始まっていますので、私は日本の教育は日置市から発してるんじゃないかなと、それぐらい自信を持っていいと思うんです、教育長。だから、あえてこの質問をしてるんですけども。

その中で、毎月第3土曜日は家庭の日、これは鹿児島県から発せられていると思うんですけども、私たちの小さい時代は、悪いことをするな。人には親切に。弱いものいじめをするなとか、うそをつくなとか、こういう家庭の教訓みたいなのがあったと思うんですよ。もうこれは私も旧町時代にも発しましたけども、1家庭1家訓、これも多分されてると思うんですけども。こういうことを今、昔のそういうのはもう貧しい時代で、子供たちもたくさんいて、自然に兄弟の順番で学ぶものがあったんです、教えられて。親から言われなくても、ずっと兄ちゃん、姉ちゃんから言わ

れてじっと耐えたり、また、面倒を見たり、また、下のものの面度をみたり、そういう中で、いいものがあつたんですけども、自然に教えられていく。

でも、また、今は今なりの教え方があると思うんですけども、1家庭1家訓、こういう提唱をするお考えはどうでしょうか。教育長。

○教育長（田代宗夫君）

この1家庭1家訓の運動については、県P連の方でテーマとして掲げて取り組んでおります。先だって、昨年度は伊集院町の飯牟礼小学校でも公開がございましたけれども、子供が親と書いた1家庭1家訓を体育館にいっぱい書いて並べてあつたようであります。そのように各学校、PTA等でかなり取り組みは進められていると思っております。私どもがとらえた実態におきましては、小学校20校、中学校7校ある中で、PTA等で周知徹底をしているというので、小学校では19校、中学校では6校、これからというのが、小学校1校、中学校1校。それで、家庭における取り組みがなされていると、取り組まれていると——どこまでかはわかりませんが、これが、小学校18校、中学校2校、これからというのが小学校2校、中学校5校というような結果になっております。

したがって、家庭でのきまりをつくって、お互いに守っていくというのは非常に大事なことだと思っておりますので、さらに充実したものになるように努力してまいりたいと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

ちなみに、市長と教育長の家訓を教えてくださいたいんです。

○市長（宮路高光君）

私の家にはそんなにゆゆしい家訓はございませんけど、みんな元気で働いていく、そういう言葉の中で、家の中ではそういうあいさつとございますか、そういう形の中でさしても

らっております。

○教育長（田代宗夫君）

改めて考えると大変難しいんですが、いつも心に決めておりますのは、やっぱり人をいじめたりしない、大事にして、思いやりの心を持って接していくということが大事だろうと私は思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

了解いたしました。

次です。この7つの提言のうちの3項目目にもう一つ、いろんな経験をさせなさいとあるんですけども、やはり今の子供は恵まれた環境で経験をすることによって感動を覚えたり、また、それが次のステップ台になるとかいられています。

ある学校では、農業科というのを特区をとったり、それを農業を体系的に学ぶことにより、また将来的には担い手の育成にもつながるんじゃないかなという、こういう本当にすごいことをやっているところもあるんですけども、農業とはいわずに、この前同僚議員からもありましたように、日置市には本当に昔からの、もう中世時代からいけば、紙すきとか、もう途絶えたかな。もうちょっとで途絶えるんじゃないかな。まだやってはないけど、知っている人はいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、やはり伊作は商人の町ですので、伊作商人ということで、こういう紙すきとか。あと、この前出ました日置瓦、いろんな伝統的なものがあると思うんです。野菜にすれば、吹上はハヤトウリですか。あと金柑も、うちが一番早かったみたいですね。もちろん、伊集院は伊集院まんじゅうなんかがあるんですけども、東市来は、この前教育フォーラムでお聞きしたとき、養母スイカですか。ああ、私はこれを新任の、入ってきたばかりの校長先生が6月からですか、すぐやられたと。私は感動しましたけども、こういう本当にその地域に絶えようとしているもの

を子供たちに教えていかにやいかんと。こういうことをされて、いろいろなものがあると思うんです。

だから、こういうことを特徴は探せばたくさんあると思うんです、この日置市には。野菜にしろ、そういう伝承物にしろ、伝統的なものが非常に多いので、特区は全国的に1つどこかがとったら、全国展開というのができるそうなんですけども、こういう小学校に農業科ちゅうのをとったり、いろいろ聞くんですけども、教育長はこういうことはお考えにならないでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

全国的にいろんなところで特区申請をしたり、鹿児島県でも英語の教育を特区申請でやったりするところもあるようですけれども、日置市においてそういうことをしないということではございませんけれども、まだまだ今いろんな、先ほどおっしゃったような各学校で取り組んでいます特色ある活動等はたくさんございますので、そういうことを続けながら、日置市として何を特区申請してやっていけばいいかについては、今後もう少し実態やいろんな問題を含めて検討していく必要があるんじゃないかなと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ、中世の時代に戻るんじゃないですけど、やはり先人たちが一生懸命青少年教育をやっていますので、それにならって特徴を出していただきたいと思っております。期待いたしております。

次にまいります。5項目目で、学校ごとに校長が行っている内部評価の内容を学校評議員に公開して、その校長先生がやった内部評価を学校評議員にやってもらうということもやっているとあるんですけども、市民の視点が加わるということやと。もう既に新年度から実施しましょうというところもあるんですけど、やはり今透明度とか、公開して

いかなきゃいけないとお聞きしたんですけど、こういうことは今後どう考えられますか。

○教育長（田代宗夫君）

本市におきましても、学校のその外部評価というんですか、この分については実施をいたしております。その前に、もう一つは、やはり外部からの評価あるいは学校の情報を地域の方に知ってもらうという一つの方法として、学校評議員制度というのがございますが、27校のうちで26校がこの制度を取り入れて、地域の方を学校に呼んで学校の実情、学校の経営の方針とかお話したり、あるいは地域の実態をまた学校の方に知らせていただいたり、そういう取り組みはやっております。

1校については評議員制度はしておりませんが、モニター制度といって、地域の方のご意見をいただく制度は取り入れております。

なおまた、今ご指摘のあったその外部評価ということにつきましては、例えば、外部評価というのはいろいろございますが、こういう評議員の方々に観点を決めて学校の評価をしていただくのも外部評価の一つでしょうし、あるいは、PTAの会員とすべてにわたって評価をしてもらう方法もありますし、あるいは、地域の役員の方に評価をしてもらう、あるいは、地域のPTA以外も含めていろんな方に評価していただく制度もあります。

そのような制度で実際やっておりますのは、外部評価を実施しているというのが小、中合わせまして今20校ほどそういう外部評価の取り組みをいたしております。あと、もちろん学校内での職員の評価は当然全部やっております。そういう実態でございます。

○20番（長野瑛や子さん）

それでは、その校長先生がやっている内部評価もその学校評議員の方々が見ていらっしゃるちゅうことですね。了解いたしました。相当進んでるみたいですね、期待いたしてお

ります。やはりこういう市民の視点が加わるということで、お互いに学校運営が反映させられる、また、そういう地域との密着というんですか、保護者との連携ちゅうのも図れるんではないかなと思っております。今後も続けていただくように期待いたしております。

最後です。3番目の定例委員会を計画的に各地域で実施。これは1月の25日に県教委が20年ぶり出張先で定例会という見出しを見たんですけれども、委員会の意思決定の過程を県民に知ってもらうという目的で、鹿屋市の大始良小というところですか、そういう会の終了後、PTAの役員らと意見交換をして、そのとき出た意見が、高校の未履修問題、このことに関してすごくあってはならないことで、今後真摯に受けとめて反省していくとその場でちゃんと住民にそういう反省の言葉があったと。私は、これ非常にいいことじゃないかなと。なかなか県教委とそういう住民との交わりちゅうのはないんですけれども、やはりこういう教育委員会がさらに透明度を高め、また説明責任を果たされたちゅうのは非常に評価が高いと思います。

日置市も、先ほどから聞きまして、またほかからも聞いている以上は、本当非常に一生懸命やっておられるというのは聞いていますけれども、いろんな会につき、定例会ばかりじゃなくて、出かけておられるということは。

そこで、そういう報告がありますので、説明責任とか透明度をするためには、それを達成してこうやってますよということを見せるためには、やはりこれからも極めて適切な方法の一つとして、そういう定例会を各地域で——全部とは言わないけど——計画的に開かれて、またそういう住民との、PTAの方々との話し合い、そうされたら、やはり育てる保護者のいろんな話も聞けると思うんです。いろんな家庭内の問題とか、また、子供たちの最近いじめとかいろいろあるんですけ

ども、そういうのを先にキャッチできるというんですか、そういう情報も得られるんじゃないかと思えますけれども、こういう定例会を各地域で年に何回かされる計画はないか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、大変おっしゃることは大事なことです。私どもも2年間今教育委員会を合併してからやってみりまして、大体内容がわかってまいりましたので、これからは、そういう各地域に出かけてやったり、いろんな情報を収集したり、そういうことについては十分検討しながら考えていきたいと思っています。

○議長（宇田 栄君） 本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。3月28日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後5時11分散会

第 6 号 (3 月 2 8 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1 号	議案第 2 号 日置市議会委員会条例の一部改正について
日程第 2 号	議案第 3 号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第 3 号	議案第 14 号 日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4 号	議案第 39 号 平成19年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第 5 号	議案第 40 号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 6 号	議案第 41 号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 7 号	議案第 42 号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 8 号	議案第 47 号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 9 号	議案第 48 号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 10 号	議案第 51 号 平成19年度日置市介護保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 11 号	議案第 52 号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算（環境福祉常任委員長報告）
日程第 12 号	議案第 43 号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 13 号	議案第 44 号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 14 号	議案第 49 号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 15 号	議案第 50 号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 16 号	議案第 53 号 平成19年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 17 号	議案第 45 号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 18 号	議案第 46 号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 19 号	陳情第 4 号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書（環境福祉常任委員長報告）
日程第 20 号	陳情第 1 号 医師・看護師不足対策に関する陳情書（環境福祉常任委員長報告）
日程第 21 号	陳情第 2 号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書（環境福祉常任委員長報告）
日程第 22 号	陳情第 3 号 日豪EPA交渉に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）
日程第 23 号	陳情第 4 号 畜産政策・価格に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）

- 日程第24 意見書案第1号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書
- 日程第25 意見書案第2号 医師・看護師の増員を求める意見書
- 日程第26 意見書案第3号 日豪EPA交渉に関する意見書
- 日程第27 意見書案第4号 畜産政策・価格に関する意見書
- 日程第28 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について
- 日程第29 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第30 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第31 所管事務調査結果報告について
- 日程第32 行政視察結果報告について

本会議（3月28日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 務 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介 護 保 険 課 長	久 富 木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土 木 建 設 課 長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下 水 道 課 長	宮 園 光 次 君
水 道 課 長	岡 元 義 実 君	教 育 総 務 課 長	山之内 修 君
社会教育課長	神之門 透 君	市 民 ス ポ ー ツ 課 長	妙 見 義 弘 君
出 納 室 長	奥 蘭 正 名 君	監 査 委 員 事 務 局 長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 発議第2号日置市議会委員会
会条例の一部改正について

△日程第2 発議第3号日置市議会会議
規則の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について及び日程第2、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会運営委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております発議第2号日置市議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会制度の見直しがなされました。その内容につきましては、専門的知識の活用、議長への臨時会の招集請求権の付与、委員会制度、専決処分の要件の明確化及び電磁的記録による会議録の作成であります。本案は、その改正により日置市議会委員会条例の一部を改正しようとしてご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

引き続き、会議規則の一部改正について提案理由を述べさせていただきます。

ただいま議題となっております発議第3号日置市議会会議規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、日置市議会会議規則の一部を

改正しようとしてご案内申し上げるものでございます。地方自治法の改正内容につきましては、発議第2号と同じでございますので、省略させていただきます。

改正の内容につきましては、常任委員会による議案の提出、電磁記録による会議録の作成、電磁記録における会議録署名議員等でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号及び発議第3号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号及び発議第3号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第2号及び発議第3号の2件は、一括して採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

お諮りします。発議第2号及び発議第3号

の2件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号及び発議第3号の2件は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議についてを議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は去る2月28日の本会議において本委員会に付託され、3月2日と3月5日に委員会を開催し、当局の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。本協議については、市民の利便の増進を図るため、平成19年6月1日から市内郵便局において証明書等の交付事務を取り扱わせることについて、規約を定めようとするものでございます。

事務を取り扱う郵便局は、下伊集院郵便局、吉利郵便局、伊集院北郵便局で、1、住民票の写しの交付、2、印鑑証明書の交付、3、所得証明書の交付、4、納税証明書の交付、5、公課証明書の交付、6、資産証明書の交

付事務であります。

なお、協議の相手先は、日本郵政公社九州支社と協議したいとされております。

質疑の主なものを申し上げます。取り扱い期間、平成19年6月1日から平成20年3月31日までとあるが、契約期間の延長はあるのかに対し、ことしの10月1日で民営化になるそれ以前に結ばれた契約については、6カ間しか有効期間がないので、来年3月31日までとし、継続することになれば来年は期間変更の議決をいただくことになるかと答弁。

次に、郵便局の方では、何か問題があるということはなかったか。郵便局も改革で人員の配置も難しくなるように感じるがとの問いに、日本郵政公社九州支社長と契約する。その後は郵政株式会社になる。基本的には陣容については、変わらないと聞いている。

次に、この議案は企画課で上がっているが、この事業で結びつけていくのか。窓口公民館とも結びつくが、どのように判断すればよいのかの問いに対し、経過としては、企画課としてイントラネット事業に取り組んでいるので、それで取り組みを進めている。イントラネットを市内全域に張り巡らしているので、情報格差をなくしたい。情報化の拠点として、証明書の発行、議会中継、施設予約のイントラネットの地区館でやっていただくような拠点として整備したい。また、広範な使い方をしていただきたい。将来地域づくり拠点としていかなければならないので、企画課で取り組んでいると答弁。

今後民営化されたとき、守秘義務があるがどうなるのかの問いに対し、民営化になっても、見なし公務員と法律上規定されていると聞いている。個人情報保護については、民間でも規定があると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、質疑を終了し討論に入りまして、反対討論が

あり、賛成討論はなく採決の結果、議案第14号日置市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を定めることに関する協議については、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありますか。（「議長」と呼ぶ者あり）反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○11番（漆島政人君）

この議案が提案された理由として、今後地区公民館は地域活性化を図る目的で、情報化の拠点とし、その一環として6月より各種証明書の発行サービスを実施していく計画である。しかし、その中の3つの地区については、郵便局で発行業務を代理していく必要から、そのための条例整備をしようとするものであるとの説明であったようです。

昨年の3月議会では、この事業を導入する理由として、住民の利便性を高めていくためとの、そういった趣旨の説明でありました。しかし、1年たってこの事業の位置づけが地域活性化の一環に変わってきたようです。

そこで、この議案に対する反対理由ですが、不便な地域に限って証明書の発行サービスをするのならともかく、新たに多額の財源投入をしてまで、全地域を対象に、また利用見込みの低い証明書の発行サービスを実施していくことが、地域活性化につながるとはとても理解できません。単に地域インフラを整備したために、事業目的を変えてまで強引に事業の導入を図ろうとする印象を強く感じます。

また、市長が行財政改革の中で示されている簡素で効率的行政体制の整備との整合性もとれないようです。

以上の理由をもって、私の反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○29番（鳩野哲盛君）

議案第14号について賛成討論をいたします。

この議案は、市民の利便の増進を図るため、市内の郵便局において日置市の特定の事務の取扱いに関する規約を定め、日本郵政公社九州支社と協議するためのものであります。

郵便局の民営化については、当議会といたしましても反対の態度を示した経緯もありますが、過疎高齢現象が進む地方においては、郵便局の存在はかけがえのないものでありますし、これを利活用することにより、その存在を内外に示すことは極めて有意義であると同時に、市行政の負担軽減につながるものと思われまます。よって、私この議案に対し賛成をいたします。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号に委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第39号平成19年度
日置市一般会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第39号平成19年度日置市一般会計予算について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、3月8日の本会議において本委員会所管にかかわる分を付託され、3月15、3月16日、3月19日の委員会を開催し、当局の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233億1,350万円に定めるものであります。継続費は伊集院中学校校舎改築事業平成19、20、21年度分14億2,216万5,000円となっております。

債務負担行為は第3表のとおり5件分、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表のとおり32件分、一時借入金限度額は10億円、歳入歳出予算の流用は給料、職員手当、共済費、同1款の項間の流用のできる規定となっております。

前年度の当初予算に対し歳入歳出それぞれ233億1,350万円となり、8億2,610万円の減額、3.4%の減額予算となっております。

歳入の主なものを申します。市税が定率減税の2分の1廃止や、所得税から個人住民税への税源移譲等により、5億7,564万円、15.9%の増、41億8,926万7,000円、地方交付税が前年度当初より2億円増の77億円、内普通交付税70億5,000万円、特別交

付税6億5,000万円です。国庫支出金が地域のイントラネット整備事業等の減により、3億1,949万6,000円、10.3%の減の28億506万円、県支出金が参議院選挙、県議会議員選挙の増により8,293万7,000円、5.8%の増の15億2,203万8,000円、市債が地域再生事業債や合併特例債等事業費の減により4億8,300万円、13.3%減の31億5,680万円、地方譲与税が所得譲与税の廃止により4億2,337万5,000円、55.5%の減の3億3,914万3,000円、使用料及び手数料がゆすいん等の指定管理者に移行した関係等により9,355万円、20.5%の減、3億6,298万4,000円、諸収入が湯之元保育所の移転補償費等の減により8,982万円、36.4%の減により1億5,679万6,000円となっております。

基金繰入金が4億605万円の減で、20.3%の減、15億9,295万1,000円となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

まず、1款議会費は2億2,618万2,000円で計上、議員30人分の報酬、職員5人分の人件費、議会だより、会議録反訳料、政務調査費等です。

2款総務費1項総務管理費で15億332万6,000円で、7億7,652万5,000円の減となっております。

1目一般管理費では、行政嘱託員報酬、特別職3人分、一般職37名分の人件費のほか、本庁、支所の電話交換手の賃金、法規集、例規集追録代、職員の福利厚生費、県派遣職員の負担金等が計上、文書費では後納郵便料、メール便等、公文書配付業務や郵送使送業務等です。

財政管理費、一般職12人分の人件費、バランスシート、コスト計算書作成システム委託料、県と共同開発の電子入札システム開発

費負担金等で計上。

会計管理費では、一般職12人分の人件費外決算書の作成、郵便局、銀行等の口座振替手数料等の計上。

財産管理費では、本庁、支所の電気、水道、ガス、公用車ガソリン代、公用車の車検整備、庁舎備品、修理庁舎設備の修繕料、火災保険料、自動車損害保険料、不動産鑑定業務、庁舎ビル管理業務、積立金の基金利子、積立金等を計上。

交通安全費では、ロードミラー設置60基分、防護さく設置の計上。

企画費では、15名分の人件費の外、委託料の湯之元東市来駅管理委託料、コミュニティバス4地域分の委託料が計上。

広報費では、2名分の人件費、広報日置の印刷製本費であります。

情報管理費は4人分の人件費、需用費外、電算システムの保守委託料、セキュリティ関係委託料、後期高齢者システムネットワーク委託料、合併電算システム賃貸借料、パソコン等機器賃貸借料、備品で情報システムライセンス料、パソコン購入、後期高齢者システム機器等が計上。

人材育成事業費で人材育成事業補助金等を計上。

諸費では、市管理の防犯灯電気料、自治会等管理防犯灯電気料等が計上。

次に、2項徴税費は3億5,237万9,000円の計上で、4,644万6,000円の増となっております。

税務総務費で36人分の人件費、地籍図数値化事業委託料等計上。

賦課徴収費では、土地評価時点修正、土地鑑定評価業務委託料等と過誤納返戻金等の計上です。

選挙費は6,840万5,000円で、4,406万円の増で、職員1名分の人件費と県議会議員、参議院議員選挙事務費等です。

統計調査費では、1人分の人件費と指定統計事務費です。

6款監査委員費2,027万5,000円の計上で、58万1,000円の減です。監査事務局職員等の人件費2人分等であります。

2項商工費では、1億4,976万円の計上で、3,541万4,000円の減となっております。商工総務費で9人分の人件費と、新しく消費生活相談員の設置に伴う賃金等、商工振興費では日置市商工会補助、商工業制度資金利子補給、新たに薩摩焼パリ伝統美展実行委員会負担金が計上されております。

観光費では、観光振興の事務費と4協会への補助金と、各イベントへの補助金等が主でございます。

観光施設管理費では、各観光施設の維持費と指定管理委託料等が計上されております。

9款消防費1項消防費では、7億6,302万1,000円の計上で、前年より1,716万1,000円の減となっております。

常備消防費では、職員68名分の人件費、消防車、救急車、消防器具の管理費、消防救急業務に必要な器具購入、高規格救急車購入費等が計上。

非常備消防費では、消防団員613名分の報酬、団員の出動手当、訓練手当等です。

消防施設費では、ポンプ車16台分、積載車40台分、小型ポンプ38台分の需用費、防火水槽2基設置。消防ポンプ車1台、消防積載車2台購入が主なものです。

災害対策費では、防災行政無線保守点検が主なものです。

12款公債費は、39億4,981万9,000円で、前年より1億3,980万2,000円の増が計上で、起債元金、起債利子、一時借入金利子の計上となっております。

14款予備費1,000万円の計上をしております。

以上、歳入歳出について説明を終わり、質疑を行いました。多くの質疑が出され、主なものを一部申し上げます。

まず、財政管財課では、教育債の妙円寺団地集会施設等、単独事業分の割合はどのくらいかとの問いに対し、まちづくり交付金は40%入ってくる。あとは75%の充当率になる。残り持ち出しになる。総事業費の40%が補助、残り75%が起債、残りは一般単独になると答弁。

次に、繰り上げ償還の予定額と償還に充てる財源は、また財政調整基金、減債基金、施設整備基金の残高は幾らになっているかの問いに対し、繰り上げ償還の考えているのは、皆田小学校分で元金が4,500万円ぐらい。利子が1,000万円ぐらいである。財源は減債基金を考えている。財政調整基金は1億1,584万7,000円、減債基金は3億6,296,000円、施設整備基金7,663万円であると答弁。

公債費は21年度がピークであるが、額はどのくらいになるかに対し、大体40億2,000万円ぐらいになると当分。

市長が有利な補助事業、有利な起債などと言われるが、需要額の中に算定されるのか。その中身がよくわからないと言われることが矛盾する。水道料金の上昇などの負担もあり説明責任があるがどうかの問いに、市長が言っているのは、過疎地域であれば過疎債と一般財源のみであるが、交付金事業は10分の5.5補助金が入ってくる。その残りの過疎債を充てた方がよいというのではないか。そのことを言っていると答弁。

公債費比率はどうなっているか。17年度決算では本市は18.9%、類似団体では16.7%となっていると答弁。

将来の見通しは厳しいのではないか。類似団体並みにするにはどのように考えているかの問いに、歳出削減をしていかなければなら

ない。一つの基準になるのは、他の団体だろうと思っている。それを標準としていけば、建設事業を抑えていかなければならないと思うが、急には難しい。合併算定がえのあるうちに体力をつけていかなければならない。また、物件費等にも切り込んでいかなければならないと答弁。

次に、予算編成の前に聞いていたことは、財政改革の一步の年であるから、削減を内外に示したいということであったが、それができたか、できなかったかの問いに、3月補正で243億円、19年度の当初予算が233億円程度となっているが、単年度10億円の削減で、それに近づいたのではないかと思うと答弁。

次に、庁舎の修繕料338万円出ているが、内訳はわかるかの問いに、本庁が50万円、東市来支所が58万円、日吉支所が60万円、吹上支所が170万円となっていると答弁。

庁舎の修繕料は頭出しであるが、実際ことはやられるのかの問いに、一般的な維持修繕を含んでいるが、雨漏りは入っていない。通常的な維持修繕を組んでいる。支障があれば組まなければならない。現場は見ていると答弁。

次に、総務課では、一般管理費の負担金補助及び交付金では、県から派遣職員の分で負担金を出しているが、何もならないのではないか。何で県の職員が必要なのか。来る理由は何であるのかの問いに、——2件続きます。自立していくのが基本である。何年も県の職に頼るのがどうなのか。ことしで終わるのかの問いに、保健師2人、福祉職生活保護関係1人、技術職財政管財課1人、国との交流1人、5人となっている。保健師と福祉職は合併スタートにあわせ市から要請した。入札制度では技術職を依頼している。

今後は自立させるようにしていく。3、4年ぐらいの間には日置市の職員を育てる必

要があると答弁。

次に、防犯灯のことで市内統一した設置基準、管理基準ができていないということであったが、新しく設置する場合の要領はどうなるのかの問いに、市で管理している防犯灯は、伊集院地域については昨年九電の寄贈の分が3基、日吉地域が30基、東市来地域が39基、吹上地域で332基の市で管理する防犯灯である。これの修繕料である。取りつければ伊集院は防犯組合連絡協議会で設置を進めている。東市来、吹上は1基当たり幾らの補助金で集落内の防犯灯については設置を進めている。統一化に向けては、19年度中に検討してまいると答弁。

次に、委託料の職員昇任試験の委託料の予算があるが、19年度に実施するのかの問いに、18年度、原則2年に1回することにしてはいたが、その年に何人把握できないので毎年する必要が出てくるのではないかと思うと答弁。

5年間で80人の数字の達成が思ったより早くなる可能性がある。早期退職者の方向性何か分類があるのかの問いに、個人個人の退職理由は把握していない。退職の申し出のときに面談しているが、健康上の理由とか、今後の自分の仕事のこととか、個人個人事情があり、一概には言えないと答弁。

次に、税務課では滞納繰越分について、徴収率については経験に基づくパーセントであると思うが、根拠はあるのか。また、滞納総額は幾らかの問いに、徴収率の設定は、アクションプランに基づき17年度の徴収率は0.1%を加えている。17年度は13.95%で、0.1ずつ加え18年度は14.05%、19年度は14.15%としている。一つの目標としてやっていくということである。滞納総額は旧町の額が示してある。市税の滞納額は、総額で2億6,528万6,719円、国民健康保険税が2億9,708万2,558円、

合計5億6,236万9,277円であると答弁。

次に、一般質問で滞納徴収について再雇用とかのことを言っていたが、市長の答えにはっきりわからなかったが、担当課としてはどう考えているかの問いに、税制改正により市長は滞納が出てくるのではないかと心配されている。県から職員を招いて手法を学んで効果があった。19年度から県が特別滞納整理班をつくるが、これに日置市からも職員を送ることで検討したが、今の時点では余裕がないということできなかつた。20年度は県にやって技術を磨いてくるようにしたい。滞納徴収には一生懸命力を入れたいと答弁。

税務署みたいに、市職員もイメージづける必要があると思うがどうかの問いに、旧伊集院町のときには、再雇用2年続けて行ったが、そう効果が上がらなかった。市長はそう思っていると答弁。

次に、企画課について、情報管理費の委託料で後期高齢者システムネットワーク委託料があるが、国からどのくらい補助が来たのか。配分計算方法はの問いに、後期高齢者システム構築については、県が中心となって維持管理していく。県の後期高齢者の事務局でつくるシステムがあり、そこに市町村から情報を渡す部分があるが、データの受け渡し、検索画面をつくる必要があるため予算を組んだ。それと備品が必要となるため、備品を計上している。国からの手当は今のところないという答弁。

仮称バス路線等検討委員会については、どの辺まで話を進めていくようにしているのかの問いに、コミュニティバスについては4地域であるが、サービスが高くとすると毎日運行する日吉地域に合やすことになる。それでは費用もかかるので、コミュニティバスだけでなく、乗り合いタクシー、デマンド交通など、多様な手段による交通対策があるので、その

辺まで含めて低コストで市民の利便性の高い交通体系を検討いただくと答弁。

公共バス路線について改善を求めるより、コミュニティバスについての方が主になるのかの問いに、コミュニティバスの考え方は公共交通のないところをカバーすることで始まっているので、基本的には路線バスは競合しないと思っている。現実的には路線バスと競合している部分があるので、その辺は住み分けも必要である。バス事業、乗り合いタクシーなど含めた交通の確保策について協議してもらおう。

次に、コミュニティバス委託料3,211万円について、地域ごとに教えていただきたいの問いに、東市来地域780万円、伊集院地域800万円、日吉地域770万円、吹上地域861万円であると答弁。

電算の委託料は大きい金額になっているが、入札を行うのか。業者は決まっているのかの問いに、電算の委託については、導入業者に決まってしまう。秘密性、機密性があり、他の業者には委託しにくいと答弁。

18年度イントラネット事業を進めたが、ケーブルテレビには19年度実際にどのようなことをやるのかの問いに、ケーブルテレビについては、2011年の地上デジタル放送の開始がある。それまでにケーブルテレビによるバックアップをさせたいと考えている。また、防災行政無線の統合の問題もあり、別々にやると大きな金額になる。光ケーブルを使って防災行政無線がカバーできないか、システムの構築ができないか内容を詰めていきたい。ケーブルテレビを始める際に、加入負担金、使用料がどのくらいになるか市民に示していきたい。

今後のシステムのあり方をつくって、ケーブル業者に提案もさせてみたいと答弁。

次に、合併プロジェクト室では、県の7億円の合併特例交付金について、18年度は

2億円要求して1億幾らであるがの問いに、予算的には2億円あるが、事業実績により落ちてしまうと答弁。

補助金の審査部会はどこまで決定権があるのかの問いに、専門部会で見てもらうのは、補助金の妥当性など大きく見てもらう。部会の方で補助金にそぐわないと判断された場合、内部の会で審議をしていくと答弁。

行政改革推進委員会の専門部会の構成はの問いに、補助金等審査部会は公募委員3人、企業代表2人、識見を有する方1人となっていると答弁。

次に、消防本部では、本署に高規格救急車を入れるが、実働の3台とも高規格車かの問いに、3台稼働し、1台が予備である。分遣所は高規格救急車でないが、高規格に資機材を積んでいる。1台が本署への配置となると答弁。

非常備消防の消防団は、消防庁の傘下に入るのか。指揮命令をわかりやすく説明してほしい。消防本部に消防係がふえる。消防団を動かせるのは消防団長である。消防長は直接消防団は動かさない。消防長または消防所長が消防団長をお願いして動かすことになる。責任上は消防庁の傘下になる。

救急車が1台入るが、余った分はどうするのか。救急車を購入した場合は、予備車にするかどうかであるが、原則4台であり、1台は廃車になる。公募して払い下げになるか、過去2件は下取りにしていたと答弁。

次に、出納室では、役務費の指定金融機関にかかわる公金事務取扱手数料は毎年度あったかの問いに、以前は各町で年間30万円支払っていた。東市来と伊集院は30万円ずつ支払った。旧町では吹上町も少し払っていた。町の段階で決められていなかったのが50万円となっている。振り込む場合の手数料であるが、合併により市が50万円、町は30万円などとなっており、契約を結んでいると答

弁。

出納整理期間を迎えるが、本年の資金運用状況はどうかの問いに、財政調整基金、減債基金、施設整備基金を含め28億円程度現金を持っているので、一時借入をしないで済むのではないかと答弁。

次に、議会事務局では、政務調査費については議員同士で議論が必要である。使途基準も決めていかなければならないのではないかと問いに、使途基準は明確にしておく必要がある。このことについては、議運、全協でも説明をしたが、調査研究に出向いたときの報告書など決めておく必要があると思っていると答弁。使途の透明性が求められるという答弁。

次に、商工観光課では、商工総務費賃金の消費生活相談員は、どのような人を募集するのかの問いに、消費生活相談員については、資格がなくても経験があればよいが、実績のある人を選んでいきたい。相談だけでなく、消費生活教室など開催したときに、対応できる相談員が欲しいと思っている。県の消費生活センターにお願いしていきたいと答弁。

商工会の地区別の会員数はどうなっているかの問いに、商工会員は東市来347人、伊集院372人、日吉140人、吹上222人、計1,081人であると答弁。

薩摩焼パリ伝統美術展とあるが、薩摩焼の窯元が抱えている課題は何か。さつま湖については、どのような活用策があるのかが大事である。吹上地域の方が知恵を出すべきである。さつま湖については観光診断コンサルタントの調査を委託して、今後を考えていく発想はないのかの問いに、薩摩焼については、新幹線が来たときに二次の交通機関がない。薩摩焼については日置市の薩摩焼フェスタはできないかと思うが、客として窯元まで出向いて楽しむというのがあると思っている。

さつま湖は専門家を入れて考えてみたいと

答弁。

次に、さつま湖について、取得の方向であった場合どのように活用があるのか。一つの案として提案したい。今までの延長線上ではいけない。新しい発想が必要である。地域が持っている施設の兼ね合いからいけば、テーマは健康ではないかと思う。はやり左右されない、収益が生まれるような薬草の公園にして、薬草の勉強、薬草を売って収益を上げることの一つの案として思うがどうかに対し、買う、買わないということは決定されていないが、買った場合の活用でいけば、自然公園法の中で仕切られている。官が買おうと民が買おうと、この内容は変わらない。考え方としては、ツツジ、バラ園などとして手入れするしかないと思う。眺めがきれいな観光地するしかない。また、取得となれば将来計画を立てて取得しなければならない。今は足がかりもつかめてない。粘り強くやるしかないと思ふ。

次に、日吉天神ケ尾キャンプ場については予算を組んであるが、キャンプ場は休村になっているが、天神ケ尾キャンプ場の方向性はどうかの問いに、トイレの問題で廃止ができない。近くの小学校等が遠足などに利用されるので廃止ができないと答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管課長の説明答弁で了承し、討論に入りまして討論はなく、採決の結果、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算の本委員会所管にかかわる予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。大変失礼いたしました。

先ほどの最初のところで、ちょっと数字を間違ったようでございますので、訂正いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233億1,350万円とされるもので

あります。230億と言ったそうでございます。233億にご訂正させていただきます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

先ほどの質疑の答弁で、庁舎の修繕料は当初出しているが、実際ことしはどのようになっているかという質問がありましたが、一般的な維持補修を含んでいるが、雨漏りは入っていないと私申し上げましたが、入っているというふうにご訂正願います。

それから、5款労働諸費が漏れておりましたので、歳出ですが、1,552万2,000円で、支出の主なもの日置市高齢者就業機会就業事業（補助金）シルバー人材センターの補助金ですが、1,543万7,000円が主であります。挿入していただくようお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において環境福祉常任委員会に付託されました議案第39号平成19年度日置市一般会計予算のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会における審査に当たっては、執行当局の担当者出席と本案に対する説明を求め審議いたしました。

まず、所管にかかわる債務負担行為予算額は、平成20年度までの日置市環境基本計画

策定業務委託料430万円、平成20年度から24年度までの住民基本台帳ネットワークシステム電子計算機器賃貸借料742万9,000円であり、契約に伴うものであります。

提案された予算のうち、民生費は47億3,962万9,000円、前年対比2億4,197万4,000円、4.9%の減額、衛生費は29億7,128万3,000円、前年対比1億7,331万1,000円、6.2%の増額であります。

以下、歳出の主なる事項について申し上げます。

まず、19年度に縮小した事業は敬老金支給事業、生きがい対応型デイサービス事業の半減、自治会敬老交付金の廃止、新規事業は年輪ピック鹿児島2008事業、一人暮らし高齢者火災報知機整備事業、介護予防サービス事業、障害児学童クラブ、健康づくり推進対策事業、環境基本計画策定業務委託料等であるとの説明でありました。

総務費については、戸籍住民基本台帳費の役務費では、外国人登録は16カ国90名のうち、中国30人、韓国12人、米国12人等であります。

民生費については、社会福祉総務費では、障害者自立支援事業に伴う手話通訳、点訳者派遣謝金、地域福祉計画策定業務委託料、社会福祉協議会活動事業費及び心身障害者医療費事業助成費等であります。

老人福祉費では、委託料は生きがい対応型デイサービス事業であり、登録者305人（伊集院100人、東市来75人、日吉80人、吹上50人）配食サービス事業の対象者は430人（伊集院100人、東市来130人、日吉80人、吹上120人）等であります。

扶助費は老人福祉施設入所措置費、65歳以上の一人暮らし高齢者火災報知機整備事業、

敬老金は80歳、90歳を廃止し、88歳2万円、99歳3万円、100歳5万円、101歳以上は毎年3万円にするものであります。

介護予防サービス事業費では、地域包括支援センターで作成する要支援1、2の人のケアプラン作成にかかる費用であります。

児童措置費では、委託料の子育て支援事業については、従来型指定予定施設が東保育園、美山保育園の2カ所、小規模型指定予定施設として厳浄寺保育園の見込み計上であります。

扶助費は保育料運営費、児童手当等であります。

衛生費については、予防費では各種予防接種委託料、環境衛生費では環境基本計画策定業務委託料、火葬組合負担金、浄化槽設置整備事業費等であります。

保健指導費では、健康づくり推進対策事業として計画書印刷製本200部及びダイジェスト版2万5,000部の見込み計上、乳幼児医療自動償還方式に伴う事務手数料、基本健診や各種がん検診等の委託料等であります。

塵芥処理費では、ごみ分別にかかわる自治会への謝金、一般廃棄物収集運搬委託料、肉骨粉適正処分緊急対策事業費等であります。

クリーンリサイクルセンター分では5億2,195万2,000円、前年度対比5,351万1,000円の増額であります。

需用費は光熱水費等、施設維持修繕料は溶融空気余熱器等の補償費1億1,352万円等、委託料はリサイクルプラザ施設運転業務、焼却・溶融施設運転業務等であります。

し尿処理費では、し尿、浄化槽汚泥運搬委託料、衛生処理組合負担金等であります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく分担金及び負担金、国、県からの支出金と各種施設等の使用料及び手数料、雑入が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一委員より、老人福祉センター等の指定管理施設の修繕費の協議内容はどの問いに、30万円以上の大規模なものについては市の負担となっている。東市来分については、浄化槽の老朽化のためセンター担当者と職員で協議。吹上分については、福祉センター及び公衆浴場の水道、ガス、重油の利用メータを分離するため、支所長を初め担当職員と社協で協議。日吉分については、雨どいのため金の腐食による危険防止のため、今回、緊急を要する部分の取りかえであり、センター担当者、財政課担当、職員で協議したとの答弁。

委員より、今後指定管理委託の修繕費については、全体の問題として市の負担の線引きを明確にすべきであるとの意見がありました。

一委員より、地域福祉計画策定業務とあるが、新しく策定するのかとの問いに、これまでつくってきた老人保健事業、介護保険事業、障害福祉事業計画の上に載る総合的な計画であるとの答弁。

一委員より、生きがいデイサービスの半減の理由はどの問いに、これまで補助事業だったが、100%単独となり、毎週行っていた分を隔週にした。19年度より介護保険の地域支援事業や、いきいきふれあいサロン事業など全市に広めていきたいとの答弁。

一委員より、市立保育所あり方検討委員会のその後と、県内の民営化状況はどの問いに、今後先進地視察等を行い、19年度中に方向づけをするものである。公立保育所の民営化の状況は、平成15年度より現在までで6市11町25カ所であるとの答弁。

一委員より、悪臭対策においてこれまで化成化学工場との公害協定書は守れてないが、今後の対応はどの問いに、業者との話はしたが、今後も協定書を提示し、指導に努めたいとの答弁。

一委員より、し尿処理費での伊集院、日吉分で5年間約5億円の費用に及ぶが、薩南衛

生処理組合での今後の受け入れはできないのかとの問いに、2カ所とも5年間の約束である。今回の薩南衛生処理組合の広域合併においても、施設の改修が大きな問題となっており、今後3町分について話は進めてはいるが、問題は地元住民の了解であるとの答弁。

一委員より、ごみ分別検討委員会の位置づけと地域別のごみ分別状況はとの問いに、メンバーは自治会長、衛自連の会長、PTA母親代表、地域婦人会代表、高齢者クラブの代表各4人、合計20人であり、委員会の意見を市長に答申する。可燃ごみの分別では、伊集院地域79.15%、東市来地域85.7%、日吉地域86%、吹上地域83.5%、平均82.39%の状況であるが、前回90.1%だった日吉も下がってきており、全地域での十分な取り組みが必要であるとの答弁。

一委員より、クリーンセンターの溶融空気余熱器補修の原因はとの問いに、塩素系のごみ焼却等の増加で、当初の予防保全計画を上回り、空気余熱器の老朽化が早くなったとの答弁。

委員会としては、今回の補修料の交渉などの努力は見られるが、余熱器の腐食損傷の代償は大である。市民、企業、行政それぞれのごみの排出、回収責任の周知徹底を図るため、ごみ分別減量化を強化すべきである。同時に、企業側への生産及び回収責任を自治体共同意見として述べるべきであるとの意見集約を見ました。

以上で審議を終了し、討論に入り、反対、賛成討論がありました。採決の結果、賛成多数で本案の所管に属する部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第39号平成19年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる当初予算を付託され、3月8日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け質疑、討論、採決をいたしました。

提案された予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は14億9,977万3,000円であり、前年度予算額と比較しますと2,165万1,000円の減額であります。

農業委員会で主なものは、農業委員30人の農業委員の報酬と、認定農家や担い手農家の農地集積などの農地保有合理化推進事業補助金などであります。

農業総務費では、営農指導員の雇用賃金と市農業公社の会費や運営負担金が主なものであります。

農業振興費では、新規就農者支援、中山間地域直接払い交付金補助、市単独農業振興育成事業で、施設園芸振興補助や小型ビニールハウス設置補助、また降灰対策事業でビニールハウスの整備、茶乗用型中刈機の導入、茶防霜ファンの整備、産業用無人ヘリ及び大豆収穫機汎用コンバイン導入などが主なものであります。

畜産業費では、各種畜産共進会の出品報償費や、受精卵移植技術事業委託、受精卵移植用供卵牛の導入事業が主なものであります。

農地費の工事請負費は、油田尾地区の頭首工の整備や、二石ため池改修工事、市単独事業で農道等の維持補修などであります。

負担金では、農業用河川工作物応急対策及び中山間地域総合整備事業、県営かんがい排水事業、広域営農団地農道整備事業などが主なものであります。

補助金では、土地改良区に対する運営補助、農道等施設整備事業が主なものであります。

林業振興費では、委託料で有害鳥獣捕獲及び松くい虫駆除対策事業などであります。

工事請負費では、県単補助治山工事などが主なものであります。

林業施設管理費では、伊集院森林公園の維持管理に要する経費と、城山憩いの森管理委託が主なものであります。

水産業振興費では、物産館増築整備事業での江口蓬莱館増築工事、土地購入費として物産館駐車場用地取得、また負担金補助及び交付金では、江口浜海浜公園整備事業負担金や、マダイ、ヒラメの種苗放流事業に対する補助などあります。

次に、土木費にかかわる予算は40億290万8,000円で、前年と比較しますと、6,805万2,000円の減額であります。

道路維持費の賃金は、道路維持作業員の賃金で本庁7人、日吉5人分であります。報償費は、市道愛護作業報償費として206自治会へ。均等割が5,000円で、延長割が1メートル当たり13円で、55万メートル分であります。

委託料は、市道の植栽管理及び道路維持管理業務など、シルバー人材センター及び管理公社への委託料であります。

道路新設改良費の委託料は、単独事業と補助事業の市道改良工事に係る測量設計業務や、用地測量及び登記事務などあります。

工事請負費は、補助事業の地方道路整備臨時交付金事業で10路線、まちづくり交付金事業で2路線、道整備交付金で6路線、また単独事業の一般道路整備では、下土橋尾堂線、長里市来線交差点改良のほかに舗装工事や排水路など、小工事が数カ所と、半島振興道路整備事業で2路線、辺地対策事業で2路線、過疎対策事業で4路線分の工事請負費であり

ます。

負担金補助及び交付金は、県道整備事業の地方特定道路6路線、7カ所と、県道道路整備事業1路線に係る地元負担金であります。

河川総務費では、報償費で河川愛護作業に対する報償で、前年より均等割りを5,000円、延長割を1円引き上げ、149自治会分の報償費であります。

次に、住宅建設費は7億7,370万円で、前年比1,912万8,000円の増額であります。増額の主なものは、日吉地域の榎園住宅建てかえ事業の建築設備設計などあります。

工事請負費は、紙屋敷住宅、中園団地3号棟、新宮団地2号棟の住宅建設及び設備工事の補助事業分と、単独事業で新宮団地の2期造成工事費が主なものであります。

次に、都市計画課では土地区画整理費の委託料は、建物等補償調査、測量設計、大型コピー機、パソコン保守点検などが主なものであります。

工事請負費は、湯之元と徳重の道路築造工事や整地工事の補助事業、単独事業分であります。

補償補てん及び賠償金では、建物等移転補償費で湯之元が22戸、徳重が12戸分の賠償金であります。

街路事業費は、補償金でまちづくり交付金街路整備事業の文化通り線、建物、工作物等補償の9件分であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業委員会は30名であるが、地域ごとの割合はどうなっているかとの問いに、公選での地域割が東市来が7名、伊集院6名、日吉5人、吹上5人の計23人で、残り7人が選任委員であるとの答弁。

無人ヘリ2機購入するが、市民にどれだけ還元されているか。利用実績を追跡調査してほしいとの問いに、無人ヘリの活用について

は、地域によっては基盤整備をしている場所だけを実施しているところもあるが、できるだけ農家の期待に沿えるようお願いしたい。

平成21年3月までに現在のR50が電波周波法の関係で使用ができなくなり、18年、19年で農協がRマックスという機種に更新することになっており、農協と農業公社で日置市内の防除体制を強化することになっておるとの答弁。

中山間地域直接払いと農地・水・環境の両事業を実施することであったが、どのように対応しているかとの問いに、この2つの事業の趣旨は農地保全であるが、直接払いは団地ごとに、農地保全のための共同活動などになるが、農地・水・環境は農家の高齢化対策として地域まで巻き込んだ活動になる。農家プラス自治会になる。双方とも面積に規制があるために、一つでも多くの地区を実施するために、直接払いの地区以外のところに農地・水・環境の事業を実施することになるとの答弁。

農地・水・環境は期間が5年間で、非常に有効的な補助金であるが、地区ごとの状況、内訳などの見込みはどうかとの問いに、23地区で782.2ヘクタールで取り組む。内訳は水田598.2ヘクタール、畑66.2ヘクタール、10アール当たりの交付額が水田で4,400円、畑で2,800円になり、歳入で国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1になると答弁。

和牛削蹄推進事業と肉用牛削蹄促進は一緒であるのに、なぜ単価が違うのかとの問いに、削蹄は1頭当たり2,000円である。伊集院は3分の1の補助率、東市来は2分の1の補助率であると答弁。

伊集院森林公園の利用状況と今後の計画はどうかとの問いに、伊集院森林公園の状況は18年度1月末現在の利用者は5,604人である。内、宿泊団体数は

14団体、222人である。今後はシイタケ、センリョウなどを園内に栽培し、販売をしていく計画であるとの答弁。

土木建設課では、道路維持作業員と管理公社の配分はどのようになっているかとの問いに、道路作業員は本庁7名、日吉5人になっておる。吹上、東市来は委託料の中で管理公社の委託となっておるとの答弁。

道路管理作業の賃金や委託料に差があるが、他の作業分も入っているのではとの問いに、本庁分は業者委託、シルバー人材センター、直営作業員で約1,300万円、東市来は公社委託で約700万円、日吉は直営作業員で約500万円、吹上は公社委託で1,100万円となっておると答弁。

次に、都市計画課では、湯之元地区の予算の状況と進捗状況はどうかとの問いに、今年度事業計画では9億円程度であったが、19年度予算では6億円になっております。18年度の執行は移転補償の交渉でなかなか地権者との同意が得られなくて、時間がかかった。19年度はこのようなことがないように早くから交渉したいと思う。進捗は18年度現在で面積で8.2%済んでおる。ことしは1,000平米程度を完了の予定であるとの答弁。

徳重地区の進捗率はどの程度になっているかとの問いに、総事業費が77億3,900万円を設定してあるが、この事業額では足りないので、増額する予定である。18年度までに執行額が72億円程度で、面積が78%の進捗率になる。平成21年度までの事業計画であるが、3年程度延長できないか。国、県と協議を進めている。残り10億円程度増額しないと、全体工事としては終わらないとの答弁。

なお、審査の過程で厳しい意見として、今回の予算の一般建設事業費や投資的事業が伊集院地域、東市来地域に対しては区画整理事

業、まちづくり交付金事業などで十二、十三億円の投資的事業が行われており、単独事業や交付金事業等は3地域の財政規模にあわせて配分されているようであるが、このようなことが今後続くのであれば、地域の発展は伊集院や東市来は進むが、日吉、吹上との格差がますます広がるのではないかと懸念がある。ある程度単独事業や交付金事業は、少しでもこの2町に割り振る予算にしないと、今後中心部と地方はますます格差が広がってくる。このような予算配分では納得がいかないとの意見がありました。

以上の外、多くの質疑がありました。質疑を終了し、討論に入りましたが、予算配分に対して反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で議案第39号平成19年度日置市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第39号平成19年度日置市一般会計予算のうち、教育委員会関係について教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

3月15日と3月20日、第3委員会室において委員全員出席、また執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

なお、審査は3月15日は教育総務課、学校教育課、社会教育課、市民スポーツ課の順で課ごとに説明を求め、社会教育課関係の妙円寺地域交流センター新築工事用の造成地を現地調査いたしました。そして、おのおの質疑して審査を進めました。

3月20日は、説明要員として都市計画課長と財政管財課長の出席も求めて、まちづくり交付金集会施設建設事業の妙円寺地域の交流センター新築工事費等について集中審議いたしました。

その中で、主な事項のみについて申し上げます。

教育委員会関係の総額は27億7,457万円で、全体の11.9%を占め、対前年比5,833万6,000円、2.1%の減額であります。

歳出の主なものを申し上げます。教育委員会費297万1,000円、事務局費2億4,681万円、主なものは外国指導助手ALT4名、特別職1人と一般職19名の人件費。

小学校管理費3億5,615万7,000円、主なものは学校医等の報酬と一般職23名分の人件費及び委託料、光熱水費及び日吉、吹上地域小学校図書室空調施設設備工事外870万円。

教育振興費1億7万7,000円、主なものはパソコンリース料5,869万3,000円。

学校建設費830万円、主なものは扇尾小学校屋内運動場改修工事800万円。

中学校管理費1億9,091万9,000円、主なものは一般職10名分の人件費及び委託料及び伊集院、東市来地域の中学校扇風機設置工事外1,604万円。

教育振興費5,896万9,000円、主なものはパソコンリース料3,242万6,000円。

学校建設費4億8,013万3,000円、主なものは伊集院中学校校舎改築工事4億5,302万6,000円。

幼稚園費7,639万9,000円、主なものは一般職6名分の人件費及び幼稚園就園奨励費補助金2,344万円。

社会教育総務費2億286万6,000円、

主なものは社会教育総務管理費1億4,935万8,000円、社会教育指導員費3,653万1,000円、その他成人教育事業費、青少年教育事業費及び青少年リーダー研修事業費。

公民館費4億3,080万7,000円、主なものは中央公民館管理総務費5,515万8,000円、地区公民館管理費4,812万1,000円、自治会活動推進事業費1億2,006万2,000円、地区公民館学級講座活動事業費596万3,000円及びまちづくり交付金による妙円寺地域交流センター新築工事費と1億7,405万円、図書館費7,130万8,000円、主なものは備品購入費1,265万円、文化振興費6,809万2,000円、主なものは文化施設総務管理費6,145万3,000円及び文化事業費663万9,000円、文化財費2,672万5,000円、主なものは文化財保護事業費2,128万6,000円及び埋蔵文化財費461万2,000円、保健体育総務費1億2,020万6,000円、主なものは一般職10名分の人件費負担金補助及び交付金2,920万5,000円、体育施設費2億2,592万7,000円、主なものは、伊集院総合運動公園など4カ所分の賃金2,858万円、4地域分の事業費6,246万8,000円、委託料4,278万3,000円、東市来総合運動公園テニス場整備工事6,900万円、給食センター費1億794万4,000円、主なものは東市来、伊集院給食センター賃金2,406万5,000円及び事業費1,465万5,000円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

教育使用料の保健体育施設使用料など3,727万9,000円、教育費国庫負担金1,183万1,000円で、伊集院中学校校舎改築費、教育費国庫補助金1億4,977万6,000円、主なものは、中学校国庫補助金7,154万4,000円、この中には、伊

集院中学校校舎改築工事費7,124万4,000円を含みます。及びまちづくり交付金集会施設妙円寺交流センター分7,200万円、幼稚園費国庫補助金555万3,000円、財産貸付収入のうち教職員住宅貸付収入1,743万2,000円、雑入、江口蓬莱館指定管理者納付金4,800万円、伊集院ドームネーミングライセンス料200万円、起債の教育債4億7,600万円、主なものは、学校教育施設整備事業債3億3,290万円、集会施設妙円寺交流センター等建設事業債8,100万円、東市来総合運動公園整備事業債テニスコート分6,210万円、このような説明がなされました。

続いて、質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

まず、教育費総務課、学校教育課関係。

委員より、教科書の改訂は3年に1回から4年に1回に変わったのか、また、ALTの交代期間とALTの内訳、また、今後ALTを紹介するようにしてほしいが、との質疑に対しまして、そのとおり4年に1回に変わった。ALTは1年更新で3年間までだが、日吉の女性の1名が変わる。伊集院はアメリカの女性で22歳、東市来はイギリス人の女性で22歳、吹上はアメリカ人の男性で27歳であるとの答弁。

委員より、説明資料214ページ、吹上高等学校活性化事業補助金95万円について、公立なのになぜ補助するのかとの質疑に対しまして、再編対象校から外されるように吹上町時代の分を合併後の新市にも引き継ぐことになった。効果はあって、入試も定員オーバーで優秀な学生が集まるようになっており、今のうちから、それなりのしっかりした体制を築いておく必要がある、との答弁。

委員より、説明資料223ページ、3地域中学校の扇風機はどこにどのように設置するのか、との質疑に対しまして、視察した万世

中に見なれていい、しっかりした、丈夫できちんとしたものを天井に4基ずつ設置する。吹上中の2、3年普通学級3クラスずつ、1年2クラス及び特殊クラス1クラス、合計9クラス、東市来中、10クラス、上市来中3クラス、伊集院北中13クラスに設置するとの答弁。

委員より、説明資料6ページ、日本スポーツ振興センターの個人負担はどうなってるかとの質疑に対しまして、小・中学校460円、幼稚園200円の半分になっており、以前の学校安全会でけがの保障をするものだが、負担金はきちんと集まっているとの答弁。

委員より、説明資料209ページ、吹上高等学校活性化対策協議会出会謝金に関連して、吹上高校の現状と見通しはどうか、との質疑に対しまして、メンバーは同窓会など学校関係者と行政職員だが、生徒の資格取得補助や学校の活性化と魅力ある学校づくりのため、パンフレット作成、PRなど諸広報活動を行っている。入試の応募も多く、定員充足率効果はあらわれてきているとの答弁。

委員より、旧町間で学校の備品予算配分に差があったので今後は均衡的に配分してほしいが、また、おかれていた備品の導入はどうなっているか、との質疑に対しまして、4地域のあり方を検討して、来年度からは学級生徒数を基準に平準化を図り、予算配分する。消耗品にウエートを置いて平準化し、2年間の様子を見て調整し、すべて平準化する。見積もり発注終わり、配付するのみである。関係の職員も、来年度より2人を3人体制にする予定との答弁。

委員より、説明資料214ページ、夢づくり事業について、どこの2校が具体的にどんなことをするのか、との質疑に対しまして、校長の裁量で特色ある学校づくりをさらに進めて、学校の活性化を図るものだが、4校の予定が予算の査定で2校になった。11校の

希望があったが、教育委員と関係の先生とで選定した。1校は扇尾小で、オペレッタを通しての学校づくり、もう1校は鶴丸小で、パソコン教育を充実させての学校づくりであるとの答弁。

委員より、説明資料37ページ、教育債の学校教育施設整備費事業債、伊集院中学校の改良工事分で、交付税措置分は幾らであるのか、との質疑に対しまして、過疎債、辺地債のように率は決まっていない、そのときによって違うので、確定性がない。昨年の実績はわかるが、ことしの方は保障されておらず、そのときの状況によるので、はっきりした額は言えない、との答弁。

委員より、伊集院北幼稚園の20年度からの復活は難しい状況にもあるが、建物活用をどう考えるか、との質疑に対しまして、20年度5人以上の申し込みあれば再開する。関係課内で検討したが、当分の間は、伊集院北小に管理してもらうことにした、との答弁。

委員より、説明書の222ページ、東市来中学校プール改修工事の内容はどうか、また、旧町時代から、飛び込み施設はできないかとの要望があったのだが、との質疑に対しまして、今回はろ過器と塗装全面塗りかえのみ、飛び込み用には深さが必要となり大規模改修となるが、6,300万円ほどかかる。補助は1,000万円しかなく、残りは起債となるので、財政的に難しい。競泳用はB&Gを利用してもらいたい、との答弁。

委員より、図書館の司書の勤務日数は前年と同じか変わったのか、また、勤務日数に関して、学校側やPTAからの要望はないのか、との質疑に対しまして、今まで4地域で取り扱いが違っていたが、市の財政課で統一し、特別な状況を除いて1月14日雇用とした。学校としては多い方がいいと思われるが、今のところ学校内やPTAからの不満はないとの答弁。

次に、社会教育課関係。

委員より、説明資料232ページ、青少年健全育成対策事業の中で説明のあった青少年補導センターに関連して、1、各地域との関連は、2、各地域で中断してるところを立ち上げてはどうか、3、事務局はどこに置くのか、4、構成メンバーはだれで、市での立ち上げ見通しはどうか、との質疑に対しまして、次のように答弁、1、ことし1年間は市で補助金を受ける受け皿をつくった。市の団体を立ち上げるのが目的、2、伊集院と日吉が中断しているが、どちらも19年度に立ち上げる、3、事務局は、社会教育課に置く、4、19年度1年間は、各地域の会長さんに集まっていたいて、地域でやってるのを寄せ集め、連絡調整からスタートする。

委員により、説明資料237ページ、自治会育成交付金と自治会活性化補助金の4地域の内訳を知らせてほしい、との質疑に対しまして、自治会育成交付金8,247万9,000円の内訳は、伊集院3,190万2,000円プラス統合特別交付金60万円、東市来1,628万7,000円プラス統合特別交付金20万円、日吉1,104万5,000円プラス統合特別交付金590万円、吹上1,654万6,000円、自治会活性化補助金3,204万円の内訳は、伊集院1,169万円、東市来778万円、日吉328万円、吹上929万円との答弁。

委員より、19年度はどれだけの自治会が統合しそうか、見込みはどうか、との質疑に対しまして、伊集院は小原、市来、本平、川畑の4自治体の一つに、東市来は田代東と田代西の2自治体の一つに、日吉はなし、吹上は平鹿倉、永吉地区、坊野、伊作などが話し合いの段階だが、19年度は未定との答弁。

委員より、東市来文化交流センターと伊集院文化会館は指定管理者制度になっているが、来年度のイベント講演予定はどうか、両方と

ももう少し稼動日数を上げるべきではないか、との質疑に対しまして、舞研に自主事業を以来しているが、伊集院には、来年度の計画は7つぐらいあがってきているが、3つぐらいは実施したい。東市来は、数字はまだ上がってきてないが、候補を挙げてもらい選定する予定で、ことしも昨年並みの4つか、5つの事業は実施したい。十分な使われ方をしていないようなので、貸し館としての事業などいろいろな利用を考えていき、せつかくの施設の稼動日数を上げていきたいとの答弁。

委員より、地区公民館長、社会教育指導員、公民館主事補などの選定はどうするのか、との質疑に対しまして、今までは、主に地域で選ばれた人を任命してきたが、今後は社会教育指導力のある人を中心に、社会教育課で探してきて、教員委員会に諮って発令したい。設置要綱をつくった後、今後は一部公募の形を取りたいが、地域コミュニティへ移行するための、各地の公民館組織をつくることをまず優先していきたい、との答弁。

委員より、説明資料232ページ、青少年リーダー研修屋久島行き40名は60名ではなかったのか、との質疑に対しまして、1回で40名予定だが、同じ金額で2回に分けて、30名ずつの合計60名も検討中であるとの答弁。

市民スポーツ課関係。

委員より説明資料246ページ、九州地区体育指導員研究大会は、何人がどこに行ったのか、との質疑に対しまして、体育指導員30名のうち、クラブ育成研究のため、九州地区の佐世保大会に指導員4人と職員1人、県大会の大口市へ指導員8人と職員1人が参加したとの答弁。

委員より、妙円寺詣りに関して、1、出費は昨年と比較してどうか、2、経済効果はあまり感じられないが、3、来賓用の弁当は余り必要ないように感じられるが、余った弁当

の処分はどうしたのか、との質疑に対しまして、次のように答弁、1、今年度は459万3,000円だが、昨年は441万8,000円だったので17万5,000円の増、代休は取れるが、市民スポーツ課の職員が朝早くから夜遅くまで作業しているので時間外手当を20万円をふやし、他の部分は減らした。3、予算のない夜の警備の職員に配付する、との答弁。

委員より、伊集院運動公園管理人等に長い間勤務している人がいるので、何とかすべきであり、公平平等にするため公募が必要と思うがどうか、との質疑に対しまして、長期の人は今回やめていただく、委員会で検討を、内規をつくり、上限70歳、年数5年間としてお知らせ版で募集したところ、応募者は面接に困るぐらい多い。今後とも、臨時職員の長期勤務者の整理を行い、採用は公募とし、公平公正な取り扱いをしていきたい、との答弁。

委員より、説明資料259ページ、東市来総合運動公園テニス場整備工事6,900万円に関して、今回は造成だけと説明あったが、具体的な計画図面、工事の内容、完成時期、利用者の見込み、見通し、起債の形など、一般的に説明してほしいとの質疑に対しまして、東市来町時代から、総合計画に8面の人工芝計画があった。18年度で設計を実施したところ、計画の8面で2億7,000万円がかかるということで、8面はかかり過ぎで無理で、4面に変更した。過疎債の充当率を適用し、交付税措置される。額がかさばるので、19年度は造成工事だけ4面実施し、20年度で4面だけの完成で約1億7,000万円が終わらせ、約1億円の節約となる。東市来のテニス部員は45名だが、趣味活動の人はまだいるが、利用者の見込み人数はまだはっきり把握してない。B&Gはクレートコートだったので2,000人の利用減となり、伊集

院、吹上へ流れた。人工芝の4面コート完成を考えているとの答弁。

委員より、これに関連して、1、伊集院に8面、吹上に8面あり、相対的に利用人数の増加は見込めないのではないかと。利用者の見込みも出すべきである。事業投資の効果が見えてこないのでは、効果も出すべきである。むだな判断しか下せないがどうか。2番目、風が危惧されるが、その対策はどうか、との質疑に対しまして、次のように答弁、1、東市来はテニス盛んである。45名いる東市来中のテニス部員も使う。昼間は鹿児島市民が利用、夕方は高校生がふえたり、部員が利用。結構利用されていくのではないかと。2番、風が強いので、入り口とコートは2メートルの高低差がある。風対策しながら設計した。

委員より、合併して2年近くになるが、旧町時代からの体育館が3つ、プールが2つ、弓道場が3つあり、必要なものは揃っていると思われるが、市民スポーツ課としては、今後、箱物の計画はあるのか、との質疑に対しまして、今のところほかになく、あとは修繕と維持管理費用のみであるとの答弁。

委員より、4地域の体育施設の稼働率をどう見ているか、との質疑に対しまして、4地域ともスポーツ教室が少ないので、体育指導員とも協議しながら、各種スポーツ教室を実施して、利用者をふやすようにしている。スポーツ振興審議会の意見も聞きながら、全体の施設の稼働率アップを真剣に考えていきたいとの答弁。

委員より、スポーツ公社など指定管理者の活用はどう考えているか、との質疑に対しまして、B&Gは収入が1,000万円、支出が4,000万円であり、19年度に、20年度からの実施に向けて検討していく、薩摩川内や志布志では実施しているが、夏場だけとか、限られた時期しか使えない施設があり、デメリットも考慮しつつ、検討はしよ

うと思うとの答弁。

次に、3月20日説明要員として、都市計画課長、財政管財課長の出席を求めてのまちづくり交付金集会施設建設事業の妙円寺地域交流センター新築工事費等についての集中審議、まず、都市計画課長より、まちづくり交付金の今までの経緯、全体の内容、実施と進捗状況、事業見直しの可能性などについて説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑のみ申し上げます。

委員より、まちづくり交付金事業費45億円の借金の財源内容は、2番目、45億円の振り分けはどうなっているのか、との質疑に対しまして、次のように答弁、1、交付金18億円、40%、起債額22億3,000万円、50%、一般財源4億7,000万円、10%。2、土木建設課、新宮朝日ヶ丘線歩道の整備、中園新宮住宅2カ所、98戸執行調査など、合計16億4,300万円。都市計画課、道路整備文化通り線、徳重市道清藤つけかえ、公園整備、伊集院運動公園外周回り道路、児童広場、合計12億700万円。市民スポーツ課、公園整備、伊集院総合運動公園ドーム、野球場の照明、サッカー場、多目的広場、テニスコート、合計13億7,600万円。社会教育課、高次都市施設妙円寺地域交流センター2億7,400万円、土地取得も含む、現在の進捗状況は、総体で18年度見込み60%。

委員より、期間はいつまでか、また、起債の交付税措置は10%で間違いないか、との質疑に対しまして、45億円は平成16年から平成20年度までである。箱物以外は間違いない、との答弁。

委員より、今まで3回変更したとの説明があったが、今後の計画の変更縮小はできるのか、縮小は難しいのか——これが1番目、2番目、3回もの変更の2億5,000万円の減額理由は何か、との質疑に対しまして、

次のように答弁。

1、年度ごとに設計するが、内容的に少し変わるものは最終的に2月に申請し、一部変更は可能、県とも協議するが、国土交通省の最終判断となる。内容の変更はあり得るが、どこまで認めてくれるかは、国土交通省との交渉ごとになる。事業効果も調整があり、調査があり、効果が少ない場合、それなりに返納しなければならない。2、中園新宮住宅が当初104戸から98戸に変更なった、との答弁。

委員より、1、現在ある地区公民館の利用状況はどうか——これは、妙円寺地区公民館に関してです。2番目、新館の大ホール収容人員は、3番目、現在の地区公民館の会議の回数はどうか、との質疑に対しまして、次のように答弁。

1、公民館講座は普通6、その他の自主講座2、バドミントンが1コートできる広さで16メートル掛ける17メートル、イコール、272平米、82.4坪で550名、収容予定、3、自治会関係の運営委員会、体育部関係、地区全体の話し合い、以上の答弁。

委員より、設計業務は、平成16年度に871万円で終了しているが、今から設計の変更はできないのか、との質疑に対しまして、設計変更は単独事業になる。国が認める変更建築面積は1,000平米以上だが、妙円寺の分は約700平米しかない、との答弁。

委員より、新館の会議室が3つあるがむだではないか、それぞれの収容人員と今の児童館の利用状況を知らせてほしい、との質疑に対しまして、次のように答弁。

現在は会議室が足りないので、学級講座の数を制限している状況で、今後の学習グループの増加を賄い切れない。今、使用している児童館の分は返却し、児童館としての本来の用途に戻す。1階の会議室は31.95平米で60人収容、2階の小会議室は35.75平

米で70人、大会議室は83.85平米で150人収容、妙円寺地区の自治公民館は1、2、6区にあり、県の年金施設も3区にある。兼用の児童館には、集会室、和室、図書室兼集会室などがあるが、2月までの利用人数は総数1万4,283人。このうち、子供の利用4,892人、一般人利用1,033人、地区公民館関係8,358人となっている。

委員より、小学校の体育館クラスは200名ぐらいが普通だが、新館1階大ホールは550名仕様だが、年に何回使う予定か、場所の問題もあり必要あるのか。2番目、会議室が3つあるが必要性はあるのか、との質疑に対しまして、次のように答弁。

1、大ホールは卓球等の軽スポーツ需要にこたえる。その他、文化講演会、地区公民館学習発表会、集会、イベント、各種講演会に利用する。2、小さな団体が小さな会議室を必要として、利用がふえる見込みである。

以上、ほかにも多く質疑、答弁がありましたが、それらは省略させていただきます。

質疑の後、討論に入りましたが、4委員より、要約すると、次のような反対討論がありました。すなわち、財政状況にあわせた施設にすべきであるが、予算案では、特に妙円寺地域交流センター新築工事と東市来総合運動公園テニスコート整備事業費の2つが、規模が大き過ぎる。説明要員として、関係2課長にも別途出席願ったが、納得できる説明がなかった。慎重審議の結果、今後の維持管理も考えると、今回の当初予算に全面的には賛成できない、というものでした。

採決の結果、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算のうち、教育委員会関係で、当委員会に属する案件は、4対1の多数決で、原案は否決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

まず、総務委員長に、私はいつもこんな議案を見るときに、むだな部分、むだ遣いはないかなあという、いつも気をつけて見るんですが、総務委員会の中で、これはむだじゃないかというような、そして、暮らしをどう助けていくかというような点で話し合いは行われなかったかということを質問いたします。

○議長（宇田 栄君）

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいまの坂口議員の質疑にお答えいたします。

特に、そのことについては慎重審議させていただきました。特に、管財財政課につきましては長時間にわたり審議いたしまして、むだな支出はないかと、有利な起債をしているか、有利な財源を確保しているか、起債の内容はいいかとか、いろいろ慎重に審議させていただきました。

特に、委員会総論として、むだなということはございませんでしたが、個々にはいろいろありましたけれども、例えば、県派遣の職員を何年もお願いすることはむだじゃないかというような質問はありましたけれども、特に、総務委員会全体としてのむだ遣いであるということはありませんでした。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。まだあるの。

坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

今度は、何委員長に、何委員長に、何委員長にと言わないでも、3人一緒に、私は別々と思って、今総務委員長にしたわけ。今度は環境……。

○議長（宇田 栄君）

いや、もう一緒にしてください。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいですか。

○議長（宇田 栄君）

はい。

○18番（坂口ルリ子さん）

今度は、環境福祉部長にですが、いろいろ聞いてる中に、合併したらサービスを下げないと言いながら、いろんなサービス低下の項目が、福祉の中で出てきて、私のひがみかもしれませんが、お年寄りいじめのような方向に行くのかなあと思ったりしますが、そんなサービス低下ですね、やはり、そういうこと、そして、もう少しお年寄りやら環境衛生にお金を使うべきじゃないかと、そういう審議はなかったでしょうか。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、産業と教文はないですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、ないです。

○議長（宇田 栄君）

ないですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

これで終わります。

○議長（宇田 栄君）

長野瑛や子さん。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

先ほど報告をした分の中では、縮小ということで、敬老祝い金、敬老金支給生きがい対応型デイサービス事業の半減、報告したとおりありますが、むだじゃなかったかと、そういうのではなくて……

○18番（坂口ルリ子さん）

サービス低下です。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

これ、だから、半減をされた分ですが、これはもう、合併協でちゃんと3年以内に見直す事業だということで、それは、皆了解したということころです。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。

なお、討論対象は原案しかありませんので、原案に対する反対討論から発言を許可します。討論はありませんか。中島昭君。

○12番（中島 昭君）

私は、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ233億1,350万円とし、全体的にはよく精査されていると思いますが、次の2点で反対であります。

まず1点目です。10款教育費5項2目公民館費であります。これは、伊集院地域の妙円寺地域交流センターの建設事業であります。現在ある地区公民館に隣接した鉄筋2階建て、延べ床面積763.06平方メートルの施設で、1階にステージつき大ホールは弾力性のあるアリーナ仕立て、バドミントン競技ができるもので、集会場として550名収容できるとの説明でした。また、事務所、会議室、和室、トイレ、調理室も併設されている建設費約2億円の建物であります。

旧伊集院町時代の財政状況が安定した平成10年に、陳情書が提出されています。合併前の平成16年に設計が完了しているとのことでした。教育文化常任委員会でも、慎重集中審議をして、規模が大き過ぎるが、時勢を

考慮して、もう少し縮小できないか、との問いに、今から縮小変更はできない、との答弁でした。

また、陳情書は平成10年に提出されたもので、現時点の同地域の総意なのか疑問である、との問いにも、明確な答弁はありませんでした。

次に、2点目です。

6項保健体育費2目体育施設費の15節工事請負費です。これは、東市来総合運動公園整備事業費で、テニス場整備事業であります。市単独事業で6,900万円計上され、平成20年度テニスコートを約1億円かけて整備しようとするものです。

2点の問題点につきましては、先ほどの委員長報告のとおりであります。

危機的財政状況の日置市にあって、市当局は、平成21年度から平成22年度がピークで、それ以降、財政は好転すると言っていますが大丈夫でしょうか。財政再建を目指して、平成19年度は230億円の予算目標だったはずですが、これから、老朽化した小・中学校の校舎建設が待ったなしです。庁舎の整備も控えています。特に、教育委員会など、ぎゅうぎゅう詰めの中で業務をされています。地域の皆さんには、待望久しい施設と思いますが、現状での建設には反対であります。財政が安定した暁には、最優先して建設していただくよう、願意を込めて反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。花木千鶴さん。

○6番（花木千鶴さん）

私は、本予算案に賛成の立場で討論いたします。

私は、この予算案がベストの予算であるとは思っておりません。しかし、地方自治体の置かれている現下の厳しい財政環境を考えま

すと、住民のすべてが満足できる予算を編成できるということは不可能であることは、だれもが理解するところであります。

歳入をしてみますと、国の三位一体改革による税源移譲は、市民の負担感が増したばかりでなかなか税収は伸びず、かえって、地方自治体が徴収業務に追われることになりました。そのようなこともあり、今年度は滞納繰越分を予算計上しています。限られた人数で、少しでも税収を上げていこうという努力が見られます。また、交付税なども前年の6%から10%ほどの減を見込んでいます。

歳出においては、厳しい財政状況の中で、福祉、教育分野で、また、高齢者分野で障害者子育て支援など、今日抱えている課題に対応するために、新規事業が盛り込まれています。

そんな中で、先ほどの委員長報告などにありました、そして、ただいまの反対討論にもありました、妙円寺地域交流センターにつきましては、皆さんご存知のとおり、まちづくり交付金事業であります。

これは、都市再生措置法のもと、都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、法、規則及び要綱に定めるところに従って、国から交付される交付金であります。

これまで、道路、下水道、区画整理、公営住宅など、単体の個別事業が主体であったものを、市町村単独費でしか実現できなかった事業も対象に入れて、平成16年度に創設されたものです。

まちづくり交付金事業は、確かに率の悪い大きな事業に見えるかもしれませんが、しかし、交付税措置して幾らもらえるかわからないというようなものではなくて、確実に4割は入ってくるという交付金事業を採用したいという、当時の町長の考えに、私たちも賛同いたしました。

そして、都市計画事業を進めていかなければならないまちにとっては、一体的な整備事業を、総額を超えない範囲でいろいろ使える予算があるから、この事業を採用してきたのであります。国庫補助である以上は、あいまいもことした構想段階の内容で交付金の対象とはさせず、基本計画図スケジュール、整備計画書の記述方法から提示方法、交付金の妥当性などについて、国から指摘、指示などがあるため、窓口となる担当課が中心となって、全町体制で取り組まなければなりません。

平成15年度、旧伊集院町において地域の総合的なまちづくりをしていくために、都市計画課、土木課、教育委員会などを中心に連携して、5年間かけて行う事業の計画書をつくり、事業内容について議会の承認を得たいと、私たち旧町議会は、それを、話を聞いたのであります。それを経て、国の交付採択を得たものです。

この事業区域にあった妙円寺団地は、毎年人口がふえ続けて、現在5,700人が居住しています。また、県営住宅建築も予定されているところです。児童館はあるものの、とても地域の利用ニーズに対応し切れず、困っていました。人口密度を比べてみても、1平方キロ当たり2,910人、伊集院地域で次に多いのは、伊集院小地域であります。590人です。1平方キロメートル当たり2,300人も多いのです。

先般のような地震が、また、多くの災害があったときのことをみんな心配しています。これまで、地域7つの自治会長さん方から、地区館建設の陳情書、要望書が何度も出されてきました。平成16年9月にも、私たち地域議員3人も連署して要望書を出しております。

そこで、やっと財源確保がされました平成16年の設計委託料に始まって、平成19年、20年度で建設する予定になったところです。

この交付金事業の延べ床面積はおおむね1,000平方メートル以上と定められております。しかしながら、妙円寺地区館は680平方メートルで特別認可してもらい、小さくしていただいているところです。

内容についても、地域の要望はたくさんありましたが、何度も協議しながら、当初の建設事業費を超えないよう設計されてきました。平成10年、15年、町長は妙円寺団地には農林課系の整備事業、中山間事業など何にもないので、せめて、この事業で地域の要望にこたえていきたいと明言されました。やっと確保できた財源を、精一杯有効に使う努力を地域ではしてきたのです。事業計画を粛々と何の問題もなく進めてきて、予算計上されているのに、否決する理由がどこであるのでしょうか。今の段階で縮小できる余地はないと考えます。もう一度、平成16年度の設計に戻って、国と協議をやり直さなければならないのでしょうか。これまでの設計料900万円は何だったのでしょうか。行政が費やした時間は何だったのでしょうか。そうすることが、本当に行革や経費節減になるのでしょうか。

テニスコートについては、設計前に縮小ができたと聞いています。私も、合併後の新市まちづくりに向けて、もっと配慮すべきだと感じる点がなかったわけではありません。

しかし、委員会の中で多くの意見、要望は申し述べた反対意見の多くは、合併以前の議論に逆戻りするものが多く、いつまでたっても前に進まないように思います。合併して、市民が一体感を持ったまちづくりができるようにと、だれもが願っています。そのためには、確かなまちづくりの理念と揺るぎのない政策が、何より大事だと考えます。

本予算はベストではないかもしれませんが、ベターと私は考えています。日置市の政策を信頼して、政策とともに、行政とともに新市

の未来を信じて、日々努力して暮らしている市民の信託にこたえるものと私確信して、反対討論とさせていただきます。（「賛成です」と呼ぶ者あり）ああ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（宇田 栄君）

次に、ほかに討論はありませんか。反対ですか。

○5番（坂口洋之君）

反対です。

私は、議案第39号平成19年度一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

歳入歳出予算の233億1,350万円については、厳しい財政状況を考えれば妥当な金額なのかもしれませんが、3点について反対いたします。

1点目は、妙円寺地域交流センター新築工事及び備品購入費等について反対いたします。

この事業は、旧伊集院町時代のまちづくり事業中で計画され、合併後の継続事業との答弁でありましたが、厳しい財政の中で、市民の中からも必要性を感じながら、国からのよい補助事業とはいえ、将来への住民負担を考えれば、妙円寺内の妙円寺小学校やゆすいんなどの会議室や調理室を生かし、活用する方が望ましいという声がありました。

2点目に、東市来町の運動公園費のテニスコートの工事請負費について反対します。

これも、旧東市来町時代からの計画だということですが、車でわずか10分程度のところに伊集院運動公園があり、テニスコートも8面あり、また、伊集院ドームもあり、雨天でも練習ができるわけであります。本市の体育施設は既存施設で十分であり、各地域ごとに、必ずしもつくる必要性がなくなったと感じます。

3点目に、これまでも、私は反対の立場で意見を言っておりました。職員昇任試験について、反対として、以上、3点について反対

の立場で反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論を許可します。梶康博君。

○17番（梶 康博君）

私は、平成19年度日置市一般会計予算に賛成の討論をいたします。

平成19年度一般会計予算は、市長の施政方針及び当初予算の概要で、どこに住んでも不便さを感じない都市基盤づくりを初めとする6項目の重点施策が示され、それに見合った予算編成であると認めます。

歳入では、税源移譲による市民税、地方交付税等の増額が見込まれる中、総額233億1,350万円は前年比3.4%、金額にして8億2,610万円の金額となっております。

歳出では、人件費、物件費、普通建設事業費等で減額となっております。

地方債の発行も公債費39億4,981万9,000円を下回る31億5,680万円とされ、限られた財源の中、合併3年目を迎える今、旧町からの各種事業や市民負担額の見直しを進める一方、市民ニーズにこたえる新たな事業の導入等、市民の合併効果への期待度は高いものであります。また、累積債務を初め、財務管理への市民の関心も高いところであります。

こうした中で、19年度当初予算は、市民の期待にこたえるものであると思っております。指定管理者に指定された公有施設の修繕費は、利用者に危険を及ぼす可能性のある費用の負担であっても、指定管理者と十分な協議も必要と思われまじけれども、予算に計上されている工事費は社会福祉協議会を指定管理者としており、同施設からの十分な収入が見込まれない中では、やむを得ないものであると思っております。

また、妙円寺地区地域交流センター建設費については、旧伊集院町議会において、先ほどありますように、平成16年から20年度

までの市街地及び妙円寺地域の整備をするということで、議会で採択されたものであり、総事業費4億4,500万円を予定しての事業許可であります。

その内容は、中園、新宮、両住宅建てかえ、道路で朝日ヶ丘関係2線、文化通り線の両端と、また、妙円寺地区館の建設、総合運動公園内のテニスコート、多目的ドームなど、整備するものであります。

財源は、すべてが4割補助で住宅建設については、残りの起債も100%の交付措置がなされており、他の事業についても75%の充当率となっている事業であります。

東市来総合運動公園テニス場建設事業費は、平成17年から21年度まで、旧東市来町総合計画の後期5カ年計画として整備が予定され、8面が4面への事業縮小ながら建設するというものであり、また、今後、運動公園の周辺整備事業等が残されております。

このような事業ではありますけれども、合併3年目を迎え、旧町の継続事業につきましては速やかに事業を推進し、市民、行政、議会、それぞれが認識の相違はある中ではありますけれども、説明を行い、総合理解を求め、共有と一体感の醸成に努める必要があると思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、反対討論を許可します。漆島政人君。

○11番（漆島政人君）

反対討論をする前に一言申し上げますが、我々も義務的経費が多く含まれている当初予算を否決することは、苦渋の決断です。

しかし、今後のことを考えれば、否決して、再度検討し直すことも日置市にとって必要なことだと考えますので、あえて、反対討論をさせていただきます。

そこで、改めまして、議案第39号平成19年度日置市一般会計予算に反対の立場で

討論いたします。

まず、初めに、事業費約2億万円近くかけて建設が予定されている妙円寺団地の地区交流センターにつきましては、公共施設のあり方が問われているときに、なぜこれだけの規模、また、こういったグレードの施設を建設しなければならないのか、すぐ隣にある児童館を増築することによって、地区公民館の役割は果たせるのではないのでしょうか。

2点目は、一般質問でもお尋ねいたしました、地区公民館での各種証明書の発行サービスの件です。

これからは、自治公民館も効率的な運営を図っていくために、再編統合していく必要があります。また、地区公民館の指導員制度も、地区が自立していくためには、縮小していく方向にあるべきだと思います。

そういった中で、中途半端な住民サービスを実施していくことは、逆に住民間の助け合いの精神を失い、地域コミュニティも崩れていくような気がします。

また、年間のランニングコストにつきましても、1年前の説明では約500万円程度であるとの説明でした。しかし、今回の予算を見ますと、主事補の人件費を含めれば、毎年約3,000万円近くの経費が必要のようです。公民館運営補助金はカットしていく一方で、事業成果も見込めない、この事業に、なぜ、これだけの財政支出をしなければならないのか理解できません。

3点目は、東市来地域に建設が予定されているテニスコートの件です。現在、東市来中学校のテニスコートは2面しかなく、それを多い時期は約50名の生徒が部活動に利用しています。また、コート自体も相当以前に整備されたんでしょう、凹凸が多くて、また、コートサイドの幅員もほとんどとれていない状況です。それに、テニスコートは南北につくることが基本ですが、現状は東西になって

います。

そのほか、東市来中の運動場につきましても、水はけが悪く、私が現地調査したときも天気が2日続いているにもかかわらず、まだ水が溜まってました。このことについては、子供たちもですが、先生方も相当難儀されてる様子です。

また、この件につきましては、学校サイドからも改修要望が出されているようです。子供たちの義務教育の関する学校施設整備を後回しにして、億単位のテニスコートや弓道場を先に整備していくことは、日置市の行政資質が問われるのではないのでしょうか。

4点目は、現在、行財政改革は進められています。その中で、事務事業の整理統合は、市長も強く主張されています。しかし、私が見る限り、まだまだ多くの分野で事業の整理統合の必要性を感じます。

また、事業量に対して、職員数も不足しているようです。中途半歩に、いろいろな事業に手をかけていけば、逆に住民サービスの低下やむだ金を使うことにもなりそうです。老人福祉や社会教育事業一つをとっても、基軸になるものを四、五本きちんと充実させていけば、行政の役割は果たせるのではないのでしょうか。従来のような手取り、足取り行政は、逆に住民の自立への意識改革を阻害していくような気がします。

それと、最後は昨年的一般質問でも申し上げましたが、旧4町間の投資的予算配分の件です。どこに住んでいる住民が聞いても、納得できる予算配分は、合併後の基本的なことです。しかし、平成19年度も、昨年同様著しく配分割合が違います。本庁分で約32億円、東市来分で13億円、吹上分で4億6,000万円、日吉分で約2億9,000万円、こういった状況です。

地域間や行政との信頼関係を確保していくためにも、どこの住民に対しても納得の行く

予算配分をやっていくべきです。今までのことを総括して申し上げますと、必要な部分については、たとえ補助事業や有利な起債がなくても投資していく。逆に、我慢していただかなければならないものについては、住民の方にも我慢してもらおう。そして、事業の見直しの必要なものについては、市長の政治信念で徹底して改革を進めていく、そういった考え方が、平成19年度予算編成には感じられません。分かりやすく一言で言えば、生き金と死に金の使い分けがなされていない印象を受けます。

以上の理由をもって、私の反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。賛成から行きます。佐藤、賛成ですか。

○27番（佐藤彰矩君）

賛成です。

私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

地方自治体の置かれております現状の厳しい財政環境の中にあって、執行部は自主財源を初め、依存財源の確保に最大の努力をしないと、まず、理解をいたします。

特に、本年度は、第一次日置市総合計画の2年目として、地理的特性と歴史や自然との調和を生かした、ふれあいあふれる、健やかな都市づくりを基本理念として、もろもろの計画がなされていると考えます。

歳出におきましても、本年度は5年後、50億円の経費削減の目標達成のために、管理経費の節減、財政運営の効率化、健全化を図り、また、細部においても、限られた財源の重点的かつ効率的な配分や、高齢化社会に向けた総合的な地域福祉施策、生活関連道路等の整備、市民サービス向上のための組織機構の改善や自主性、自立性の高い財政運営の確保など、行動計画実現に向けて取り組んで、

地域または本市のもろもろの工業発展に予算を編成されているものと、高く評価いたします。

また、妙円寺集合施設に関しましては、6番議員並びに17番議員が申し上げたとおりでございます。今後、妙円寺地域においては、大いに活用される施設と考えます。

また、現在、4町が合併し、日も浅い今日、それぞれの違いの多いのはあります。でも、時間をかけ、高所から見て、本市を育てていかなければならないという気がいたします。

なお、各事業については、合併協議会の中でも持ち寄り事業については、歳入の裏づけのある持ち寄り事業についてはお互い認めましょうというような話し合いもあったという気がいたします。そういうものを考えれば、本一般会計の予算につきましては、私は本案に対する賛成をするべきであるということで、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

本当に、私が議員になって、こんな活性化、活発な当初予算の議会を初めて体験するわけですが、私は町議会のときは、私が反対討論1人するぐらいで、オール賛成ですうっと行くような議会だったのに、本当に私は日置市議会の質の高さといえぱおかしいですけれども、真剣に考えている証拠で、こんな反対討論やら賛成討論が出るんだというのを、まず初めに感想を言わせてもらってから、反対討論に移ります。

19年度の一般会計予算について、反対討論であります。

日置市がスタートして3年目の当初予算です。地方自治体は、今こそどうあるべきかの本来のありようが問われてくると思います。

特に、市民の間では、格差と貧困の広がり深刻であります。かねてから、私は地方自

治体の本来のあり方は、やはり住民の福祉、暮らしを守ることにあると思います。私は、いつも予算を見るたびに、むだはないかな、どうしても必要な金かな、これがどれだけ借金になって住民に跳ね返ってくるのかな、ということを考えて見ているわけですが、そこで反対4つ、まず、妙円寺地区公民館のことでございます。

本当に、福祉館のすぐ前に、それが必要なのかな。だれが、何番かがおっしゃったように、増設するような方向はなかったのかな、総会をするときに入る部屋がないというような話もありましたが、妙円寺は便利でゆすいんがあり、ゆすの里の講堂があり、小学校の講堂があるから、入れないような総会はそこでしたらいいじゃないかという話なども出ておりました。

2番目、妙円寺詣りのことでございます。

3大行事とはいえ、だんだんこんなのは予算を私は削っていくべきだ。各町にいろんな行事があるわけですので、それが、予算が20万円くらいふえていたので反対いたしました。ふえた理由が、人件費、時間外手当でした。労働者ですので、土曜、日曜働いたら、手当が欲しいことはわかりますが、少しはボランティア精神で働いてほしい。

福島県の矢祭町という町が、合併しなくて、小さな町で輝いて生きるということを宣言した町ですが、あそこのビデオを見ますと、町長みずから、職員みずから便所掃除から何からして、自分の町は守る。ボランティア精神が本当に満ちあふれている矢祭町だと思います。日置市も、少しは、こんな考えを持つような職員も、いろんな住民も育たないといけないのかなと思ったりします。

それから、この庁舎ですね、日置市庁舎は、数年前までは周りにはあまり人家がありませんでした。もう、今はマンションやいろいろなのがいっぱいできて、私の耳によく入って

くるのは、何で、あんなに遅くまで庁舎は電気がついてるの、11時ごろまで。土曜日も、日曜だけはついてないよ、という声を再三聞きます。私は、ある係の人にも言いましたが、本当に小さいことのように思いますが、夏は冷房、冬は暖房費を入れると相当な金額になると思いますので、やはりここ辺、基本線をつくって、消灯に心がけないと、むだなことが起こっているんじゃないかと思います。今、私は議会があるから、年度末だから、遅くまでつくのを理解してくださいと言いますが、も、いってんかってんいつもついてるよと、遅うまでと。11時ごろまでです。そういうことがあります。

それから、紙1枚からもむだ遣いをしないように心がけないといけないのじゃないかと思えます。

それから、これはいつも共産党が言うことですが、税金の飲み食いはなるだけやめようと、そういう心掛けも必要じゃないか、ことしの予算を聞いたら、300万円をちょっと超えているようでしたが。とにかく、市の職員も、議員も、税金の飲み食いはしない、むだ遣いはしない。

それから、5番目に私たちの政務調査費のこともあるわけです。私は、政務調査費には反対しておりましたが、今、話し合い中でありまして、減額するかどうするかということが、世の中の目が光っておりますので、考えていかなければならないと思えます。

それから、今度の予算で、変なことばかり言いましたので、少し評価すべき点も言いたいと思えます。

扇風機がつくようになったこと、(発言する者あり)評価も言っていると思います。窓口受付時間の拡大、それから、市長の交際費の200万円が100万円になったこと、公用車を1台にせと言ったら1台になったことなどは、評価できるものだと思います。(発

言する者あり)何が悪いですか。

私は、今のような状態で、市当局と市議会是对等、平等だと思うんです。市の言うとおりするような議員が聞いたら、夕張市のようになるんじゃないかと心配をしております。

まず、収入が、市税が5億円ふえているわけです。それは、定率減税のせいです。地方交付税は6億円減っております。実に、22億7,000万円の減であります。借金のもとの返し方が、公債費は1億9,000万円もふえていて、地方債の残高は夕張市並みであります。354億4,353万円、そういうことを心にとめていかないと、夕張市の2の次になるんじゃないかという市民の声があります。泥舟に乗っているんじゃないか、泥舟はいつか沈む、そういうことを耳にしますと、私は、このときに議員であったことを本当に後から悔やまれ、憎まれないようにしたいと思って、住民の立場で反対討論をいたしました。

以上です。

○議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。反対ですか。

○14番(西園典子さん)

反対です。

私は、平成19年度日置市一般会計予算につきまして、次、3点の理由で反対をいたします。

まず、指定管理者における修繕料、管理運営費、納付金などに関して、疑問を抱くものであります。地方自治法第244条公の施設の管理を法人、その他の団体に行わせることができる、として、昨年9月より導入されました。指定管理者における施設は、公の施設の持つ公共の福祉性や透明性が求められているものであります。したがって、公立のみを追求するだけでなく、利益を出し、地域に還元し、住民サービスを向上させる必要があります。

地方公共団体が行う場合の住民福祉の増進のために、最小の経費で最大の効果を上げるようにすることが、指定管理者においても求められております。

市内、あちこちに散らばる指定管理されている公の施設におきまして、管理料以外の市から出費の妥当性、また、公の施設を使用することによって生み出される利益の返納金など、だれから見ても納得が行くものであるべきだと思いますが、基準があいまいで疑問が多々あります。市内には、市民が自分たちで建てた物産館が、税金で守られた物産館に客を取られて、青色組織というところもあります。税金の配分には、十分な配慮と基準が必要であると思います。指定管理者導入して半年、市民の納得の行く助成のあり方や市への納入についての再検討が必要であるかと思えます。

次に、資源ごみ回収のあり方についての疑問と今後の環境政策についてであります。

合併協議で、平成18年3月までにコンテナ収集に統一するとして決定されておりました。その後、伊集院を除く3地域で、半年を目標として、それぞれ3カ所ずつ試行を開始いたしました。しかし、ご存知のとおり、一、二回だけの試行をただけで取りやめになり、再検討するとして、今日に至っております。

一方、日置市は、19年度、20年度において環境基本計画を策定し、深刻な様相を見せる環境対策に取り組もうとしているところであります。言うまでもなく、環境問題は、住民一人一人が自分のこととして取り組まねば功を成さないのであって、そのためには、行政の毅然とした理念と指導力をもって、住民を動かさなければ解決できないものであります。

その最も最たるものである資源の有効活用、燃えるごみの削減、再利用という趣旨の都合

部分で、行政の市政が揺らいでいるということは、まことに遺憾であります。政策は、行政が理念でもって住民を説得し、理解を求めながら、高い理念へと進めていくべきであるものと信じております。

それに対して、合併という大切な協議で幾多の時間と労力、税金を使いながら、たった一、二回のモデル試行で簡単に取りやめてしまったこと自体、信念が疑われ、多くの政治不信と指導力を疑われる結果となってしまいました。19年度もクリーンセンター修繕費約2億円、燃えるごみに混入する多量な廃プラなど、資源ごみ燃焼における温度上昇による15年使用できる予定の機械が、7年でだめになるという結果の出費が起こっております。現在、ごみ分別検討委員会が持たれて検討されておりますが、執行として、確固たる環境政策としての理念で進められる兆しが見えないことによって、私は疑問を抱き、反対をいたします。

次に、第3点であります。

行財政改革の視点立って、納得が行かないところがあり、反対するものであります。

確かに、本年度予算は前年比3.4%減とし、投資的経費、人件費、物件費など節約がなされ、それなりの効果を上げようとして、努力の跡を見るものがあります。

しかし、昨年度は思いのほか、算定替えなどによる交付税がたくさん入ったにもかかわらず、今年目標の230億円には届かないものであり、償還と起債の差額は、わずか1億円というところであります。

住民の皆さんは、合併時に、サービスは高く、負担は低くという、できそうもない甘い言葉を聞かされて、合併した途端に財政破綻の負担におののくという現状であります。今年度市民税は、前年比5億7,500万円ほどの増であります。平成17年度から比べましても、1人当たり1万5,000円ほどの

増税であります。それに伴った、国保、介護保険などへの影響は、低所得者、高齢者などに非常に負担感を招いており、また、同額ほどの滞納の累積も起こっております。

一方で、市補助金の見直しなど、294事業、計10億9,000万円のうち、実際に手をつけるのは、わずか2,500万円あります。

また、それらのカットにしても、地域性や独自のよさを必ずしも考慮されているのか疑わしく、弱いところ、声の小さいところ、カットしやすいところからカットしてるように思えてなりません。また、10年ほど前までは、旧4町とも経常収支比率70%から80%前後と健全財政を営んでいたにもかかわらず、合併時には、伊集院でさえ86.4、その他は90%から100%を超えるという現状で、17年度日置市財政は96.6という現状になってしまったという反省が十分になされているか、疑わしいものであります。

これらは、国県の後押しで、交付税措置を期待して、どこも借金を重ねた結果であります。日置市も十分に反省を重ねた予算を取り組まなければ、第二、第三の夕張市になることは否定できません。

ことしも新たな箱物などが計画もされておりますが、本当に何が住民にとって必要なことなのか、限られた予算の中で本当に何を削るべきか、住民に納得が行く形でなければならないと、私は思います。執行も、議員も、我田引水になることはなく、広く公人として、市全体の奉仕者として、住民全体の福祉に立つという見地で財政運営がなされなければ、負担増にあえぐ住民の納得はもらえないと思います。新たな起債、助成補助金のあり方など、行財政改革に十分納得できるかどうか疑問を抱き、再検討を望むものであります。

以上、3点の理由で反対するものであります。（「そのとおりの」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。反対ですか。

○28番（成田 浩君）

賛成です。

○議長（宇田 栄君）

なら、賛成から行きます。成田浩君。

○28番（成田 浩君）

私は、議案第39号平成19年度一般会計予算に賛成の討論をいたします。

日置市は、合併後、3回目の当初予算化をしたわけでありまして。233億1,350万円、これは、総額前年度比べて8億円余りの少ない予算となっております。これまでに財政改革に取り組み、合併後の健全化に向けているわけでありまして、いまだ、合併後の時間も浅く、それぞれの4町、旧町からの継続事業を進めている中では、個々には不満の部分もありますが、第一次総合計画や過疎地域自立促進計画の推進や農協、漁協への取り組み、子育てしやすい環境をつくるための施策や安全、安心のまちづくりの推進、教育環境の整備充実、中心市街地活性化のための都市基盤整備、幹線道路の整備など、これまでの懸案事項や当面する課題を着実に実行するための予算となっております。当初予算の性格からいって、新日置市の建設には、ある程度の時間も必要になり、市の均衡ある発展を目指すべきであると思っておるところであります。

対極的見解から見ても、今回の予算は賛成すべきものと、私としては考えております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

ただいま、それぞれ討論がございましたけれども、漆島議員からもございました、義務的経費の盛り込み、あるいは、住民方々に直結した予算が多く盛り込まれているけれども、

ということでありましたけれども、私は、次に申し述べる幾つかを、今後の補正予算やいろいろなことに反映をさせていただきたいという願いも込めて、非常に厳しい気はしますが、賛成をしたいと思います。

25日は、東市来地域の皆田小学校の閉校式でございました。自治体の基本は、人であります。少子化は、早くから全国的にさげばれておりますが、やっぱり子育て支援のための施策はありますが、どうしても、独身の男性あるいは女性といったような方々を結婚をする機会というのを、民の動きはございますが、行政としても、しっかり手だてができるような動きを補正あるいは今後の、この当初予算を、1年間を通しながらも、施策を組んでいってほしいという気がいたします。

それから、定年退職者が出まして、定年者以外にも退職者が出ているようですが、逆に職務に支障はないのかということをお心配をしております。そのことが、市民のサービスに対して低下を招くということであれば、問題であります。それらを解消するために、いわゆる、筆耕賃金などを計上されておりますが、それらも、課あるいは部といったところでは、その算定の基準などに幾らかあいまいな部分を感じます。本当に、現課の現状を確認をして、その非正規の方々の労働時間日数なども算定をされたのかということなども、これも、いま一度精査をしていただきたいという願いがしております。

三層構造の公民館体制に、もちろん私は反対でありませんが、教育文化の委員会では、……（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

何ですか。（「反対か、賛成でしょう。討論ちゅうのは。条件付きの賛成になるんじゃないの。」と呼ぶ者あり）討論でしょう。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

賛成するんでしょう。最終的に。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

なら、それでいいんじゃないですか。みんな条件をつけて……

しばらく休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時58分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

池満渉君。

○16番（池満 渉君）

私は、平成19年度の当初予算の案に賛成をいたします。

大方の内容については、関係各課が精査をされてやられたことでありましょうし、住民の生活にも直結をしておりますので賛成をいたしますが、次に述べる幾つかを、今後執行部の方々にも再考あるいは努力をしていただくということをお願いをして、賛成としたいと思います。

まず、三層構造の公民館体制でありますけれども、住民票の発行とか、いろいろ地区公民館などで案が出されておりますし、郵便局との連携も出ておりますが、いろいろ討議をして審議をしていきますと、発効日が決められたりとか、何とか住民の方々にほんとに利便性が上がっているのかという疑問も感じます。ここら辺もしっかりと精査、検討をしていただきたいと思います。

それから、行政改革の推進委員会の中での取り組みであります。先ほどからありますように、やっぱり遅いと、事業仕分けの取り組みなども、今後しっかりと取り組まれるようにという要望をします。

最後になりますが、私どもの議員の政務調

査費であります。当初予算に720万円の計上をされておりますけれども、私たち議員みずからが、使途基準の明確化、そして、その使用後の審査の体制といったものをしっかり確立できるまでに、その執行を停止することができるような議論も進めてまいりたいというふうに思います。そのためのお力も貸していただきたいというふうに思います。

とにかく、算定替え、合併後の交付税の算定替えが行われるまでにしっかりと体力をつけて、身軽にしておかねばならないということをお肝に銘じていただけるように、そのことだけを祈念をして、当初予算には賛成といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。（発言する者あり）そりゃ、いいです。認められているから大丈夫です、余計なことを言わないでください。

これから、議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長の報告は可決、教育文化常任委員長の報告は否決であります。原案について採決をいたします。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第40号平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第6 議案第41号平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第7 議案第42号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第8 議案第47号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第9 議案第48号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第10 議案第51号平成19年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第11 議案第52号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第40号平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第11、議案第52号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業特別会計予算までの7件を一括議題とします。7件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第40号及び議案第41号、議案第42号、議案第47号、議案第48号、議案第51号、議案第52号についての審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会の審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め審議いたしました。以下、主なる事項について申し上げます。

まず、議案第40号平成19年度日置市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は66億9,410万3,000円とするものであり、前年度対比9億4,502万7,000円、療養給付費交付金、共同事業交付金等の増額であります。

17年度1人当たり医療費は58万4,853円、一般被保険者9,996人、1人当たり31万8,814円、退職被保険者3,303人、1人当たり41万9,344円、国保老人7,931人、1人当たり98万368円の状況である。日置市の医療費地域差指数1.212である。全国で95市町村が高医療費指定を受けており、鹿児島県においては5カ所、いちき串木野市、日置市、南さつま市、枕崎市、知覧町である。本市は県平均と比較しても老人、若人については年々差が広がりつつあり、予防体制や健康教室など充実を図っていききたいとの説明でありました。

歳入の主なるものは、国民健康保険税14億2,525万7,000円、国庫及び県支出金23億960万2,000円、療養給付費交付金12億3,683万1,000円、共同事業交付金8億9,950万円、繰入金6億5,401万7,000円の計上であります。

歳出の主なるものは、保険給付費42億8,155万2,000円、老人保健拠出金11億5,768万6,000円、介護納付金2億6,322万1,000円、共同事業拠出金8億1,890万3,000円の計上であります。

一般管理費では、委託料の高齢者システム委託料は20年4月からの広域連合への制度改正に伴うものであります。国保ヘルスアッ

プ事業費については被保険者の生活習慣病対策を重点的に行い自主的な健康増進及び疾病予防を図り、強いては将来的な医療費の伸びの抑制を図るための5年間の継続事業であります。対象者は、30歳から64歳までの約30名、平成18年度の基本健康審査及び国保人間ドックにおいてメタボリックシンドロームの疑いのある者とされています。

続いて質疑に入り、一委員より、新聞等で国保税滞納による受診が遅れ死亡と報道がなされたが、本市の状況はどうかとの問いに、滞納者の中には病気の人もおり、短期証明を出している。国は、1年以上滞納があった場合は資格証明書を出すように言っているとの答弁。

一委員より、いきいきわくわくさわやか事業など、旧町での同じようなサービス提供の場合は、事業統一をすべきと考えるがどうかとの問いに、日置市全体として見定めて事業統一を図っていききたいとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号平成19年度日置市老人保健医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は84億8,316万4,000円であります。前年度対比2億6,371万5,000円の減額であります。歳入については、支払い基金交付金、国庫県支出金、繰入金等であり、歳出は医療給付費が主なるものであり、対象者は8,835人です。

質疑においては、一委員より、一定所得課税対象者は何人かとの問いに、274人であるとの答弁。

一委員より、医療給付額通知、高額医療費算出事務での対応はとの問いに、高額医療費や重複受診者の医療は財政的に大きな負担と

なっている。月15日以上通院はレセプトから高額医療費については国保連合会が電算で出したデータによりわかるので、対象予備軍への予防対策や指導が重要であるとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は2億8,618万円、前年度対比2,274万2,000円の減額であります。

歳入については、施設介護サービス収入、短期入所介護サービス収入等であります。

歳出の人件費については、職員24名、臨時職員17名、計41名分であります。工事請負費のナースコール機器については、開設以来の老朽化に伴うものであり、入園者の緊急の確実な対応のため整備するものであります。

審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は524万7,000円、前年度対比41万8,000円の減額であります。

歳入については、給湯先7軒分の温泉使用料であります。

歳出については、湯源電気使用料、修繕料、管理委託料等であります。

質疑においては、一委員より、温泉審議会が2回組まれているがどのような審議をされるのかとの問いに、新しい泉源掘削の申請が県に出されると市の答申が求められるときや、

公衆浴場の値上げ等があった場合であるとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は118万5,000円、前年度対比934万8,000円の減額であります。

歳入は指定管理者納付金等であり、歳出は施設維持修繕料の見込み計上であります。

質疑においては、一委員より、回数券についてのその後の検討はなされたのか、また昨年との収益の差はどうかとの問いに、今月末に会を持つ予定である。指定管理になって6カ月であるが、初めは同月で30万円ほど減収しているが、値上げをしているので最終的には前年度を上回る結果になると思うとの答弁でありました。

審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成19年度日置市介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を44億2,796万7,000円、前年対比2億6,157万3,000円の増額であります。

歳出の主なものは、各種介護サービスに伴う保険給付費42億8,346万円、地域支援事業費5,936万3,000円等であり、地域支援事業費では介護予防事業費、包括支援事業、任意事業費等の見込み計上であります。

歳入では、算出基準に伴う介護保険料、国庫県支出金、支払い基金交付金、一般会計繰入金等であります。

質疑においては、一委員より、支援セン

ターへ派遣されるケアマネジャーへの給与の500万円はどのように支給されるのかとの問いに、事業所で現在受けている報酬を負担するようになっており、見込み分であるとの答弁。

一委員より、普通徴収の低所得者の滞納状況や新予防給付の今後の見通しと事業効果を伺うとの問いに、滞納繰越分については普通徴収で当初1,890件の1,400万円が、現在では1,621件の1,133万円の状況である。最終の徴収率は98.69%となる。介護予防に伴う給付については落ち着いてきている。高齢者の絶対数は増えてくるので、介護予防でこれだけの経費と人員をかけるわけであり、効果を出すためには包括支援だけでなく日置市全体の健康づくりが最も大事となってくるとの答弁。

一委員より、介護保険料の全国県平均はどの問いに、全国平均は4,090円、県平均で4,120円であるとの答弁でありました。

審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算について申し上げます。

予算の総額を収入支出それぞれ3億6,427万円、前年対比1,668万3,000円の減額であります。

収入の主なるものは、入院患者数1万5,695人、外来患者数2万4,500人の予定量等の医業収益と一般会計よりの繰り入れ分であります。

支出については69.3%が人件費にかかわるものであり、賃金については臨時職員等25人分、報償費については非常勤医師6人分であります。

質疑においては、一委員より、あり方検討委員会は3月答申となっていたが、どの程度進んでいるのかとの問いに、病院事業の再編

にかかる調査を日本経済研究所へ委託したところであるが、中間報告として2月22日の委員会に提出された。内容は、建設に係る試算、収支のシミュレーションを現状の場合、19床の診療所の場合、無床の場合、併設の場合等の試算である。さらに指定管理者に関する報告もなされた。3月29日に最終の答申が出されることになると思うとの答弁。

一委員より、現に地域医療の中核を担ってきたことや健康づくりの拠点としての役割を果たしている施設でもあり、19床の診療所ぐらいは残すべきと思うがどうかとの問いに、19床であれば医師が1人で済むので19床を基準したものであるとの答弁。

一委員より、診療報酬の改定で収入減が見込まれているが、19年度のへの影響はどうかとの問いに、一般の夜勤体制が8人ほど足りないので、診療報酬基本単価が安くなり18年度と同じぐらいの収益ではないかと思う。看護師を募集しても民間との賃金格差でなかなか来てくれない現状であるとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

47号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

52号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第13 議案第44号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第14 議案第49号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第15 議案第50号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第16 議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算から日程第16、議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算までの5件を一括議題とします。

5件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月19日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

予算は、歳入歳出それぞれ5億1,280万8,000円で、前年度比較1,950万2,000円の減額予算であります。

歳入で主なものは、下水道使用料の1億8,752万3,000円と一般会計繰入金1億7,621万9,000円と、事業債の1億2,800万円が主なものであります。

歳出では、維持管理費の委託料で終末処理場維持管理業務委託や汚泥処分委託、産廃委託などが主なものであります。

下水道整備費では委託料や工事請負費などが主なものです。公債費では、償還金利子及び割引料が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

終末処理場維持管理業務委託の委託先はどこか、また予算の積算はどのようにするのかとの問いに、委託先は日本管財である。また、積算については下水道協会に積算要領があり、それをもとに積算をしております。契約については随意契約で考えている。また、汚泥処分委託は見積入札、産廃委託、電気保安それぞれ入札である。入札については3社から5社でやっているとの答弁。

次に、全体の下水道戸数とこの下水道事業を今後継続していくには下水使用料を上げないと運営はできないのではとの問いに、経営的には一挙に使用料を上げることは無理である。今回、400円の値上げをして2,000円にしました。最終的には3,000円であるが、しかし段階的に上げていくことになるとの答弁。

基金の総額は幾らか、また償還の見通しと償還のピークはいつごろかとの問いに、基金は19年度末で8,393万円を予定している。償還については、元金償還が始まっておりますが、今現在がピークになっておる。今の状態であれば、平成46年に返済が終わることになるが、今後も借りていくのでずっと続くことになるとの答弁。

そのほか質疑もありましたが、所管課の説明で了承し質疑を終了、続いて討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第43号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第44号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月19日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

予算は、歳入歳出総額4,405万2,000円で、前年度比較57万9,000円の減額予算であります。

歳入で主なものは、使用料の農業集落排水処理施設使用料と一般会計繰入金が主なものであります。

歳出では、光熱水費や修繕料などの需用費や公債費の償還金利子及び割引料などが主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業集落排水には汚泥の処分費がないが、どのような処分をしているのかとの問いに、公共下水道は産業廃棄物になり農業集落排水は一般廃棄物になる。吹上の場合は、南薩東京社1社しかないので、ここに維持管理と汚泥処理を委託しておるとの答弁。

以上で質疑を終了、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計予算につきましては可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月19日に委員会を開催し、所管課の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

これは、伊集院町の久木野々地区の17世帯19件の水道施設であります。

歳入では、水道使用料と一般会計繰入金が主なものであります。

歳出では、光熱水費や修繕料などの需用費と水質検査、手数料などの役務費が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

19戸の水道であるが、上水道に含めて事業はできないかとの問いに、水道事業の長期的なプランで10年間の計画をつくる地域水道ビジョンを、平成20年度までに作成しないといけないので、それに盛り込んでいく必要がある。日吉地域の簡易水道が近いので、やがては統合していく考えであるとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第49号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月16日に委員会を開き、所管課長の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

この住宅資金貸付事業は、残り大田地区9戸9件、柿之谷地区5戸の7件の貸付事業であります。歳入歳出予算の総額は500万9,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金と貸付金元利収入の諸収入が主なものであります。

歳出では、公債費の償還金利子及び割引料

などが主なものであります。

質疑に入りましたが質疑はなく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第50号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、3月19日に委員会を開き、所管課の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

水道事業の概要は、給水戸数2万1,327戸で、年間総給水量546万7,000トンで、1日平均約1万5,000トンであります。本年度は、水道料金の値上げによる収入増が約3.75%程度増収となります。人件費3人分の約2,530万円が営業収益が不足するために資本的支出で支出されております。

収益的収入、収益的支出をそれぞれ7億4,074万1,000円とするものであります。収益的収入で主なものは、給水収益7億7万4,000円と他会計補助金3,423万8,000円が主なものであります。

収益的支出で主なものは、配水及び給水費の減価償却費の営業費用が主なものであります。

資本的収入は1億7,451万円で、企業債、出資金、工事負担金、市補助金などが主なものであります。

資本的支出は、5億3,391万4,000円で、建設改良費や企業債償還金などでありま

す。

次に、質疑の概要を申し上げます。
平成19年度から下神殿の水源調査や計画書を計画しているが、予算の概要と工事はい

つごろになるのかとの問いに、基本計画作成に700万円、取水ボーリングに1,000万円を予定をしておる。工事は22、23年から始まって、それから5年程度かかるのではないかとの答弁。

安全な水を安定供給しなければならないが、各地域の今後の計画はどうなっているかとの問いに、伊集院地域ではつつじヶ丘の工事については今年度終了の見込み、野田桑畑は中山間整備で行なっている分が20年度までに整備が終わる。そのほかは、道路改良、都市計画などの配管布設替などであるとの答弁。

日吉地域は市道や国道の布設替を行なっていきたい。平成22年度で山田配水池の改修を予定しているとの答弁。

吹上地域は、工事関係については中央監視システム工事で北部地区、残りが東部と湯之元地区になる。ことしの工事は土木関係の配水管の布設替、現在計画的に湯之元簡易水道の水源開発に入りたいと考えている。東市来地域は、水源確保は18年度で上市来を終了し、配水池については長里伊作田配水池の増設であります。工事負担費では、都市計画工事や県道市道の改良工事による配管替などであるとの答弁。

そのほか多くの質疑もありましたが、質疑を終了、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第53号平成19年度日置市水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第18 議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第18、議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日本会議において、本委員会に付託され、3月19日委員会を開催し、当局の説明を受け質疑・討論・採決を行いました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,051万4,000円で、一時借入金の最高限度額は5,000万円であります。

歳入の主なものは、営業収入で宿泊料、室利用料、食事料、飲み物料、諸売店売り上げ料、婚礼売り上げ料等となっております。

歳出で主なものは、経営費で職員1人分の人件費と嘱託職員等38人分人件費、11件の備品購入費消費税、消耗品、燃料費、光熱水費、賄材料費等経営費であります。

説明を終わり質疑に入りましたが、主なものを申し上げます。調理機器の入れかえは今後も年次的に出てくるのかの問いに、台所の機材については年次的に計画して出てくると答弁。

次に、予算書は商工観光課で作られるか、それとも砂丘荘から出てきたものか、砂丘荘の所管については地域振興課と連携することで効果が上がることを話したが、それを検討されたものか、職員についても成果主義を取り入れていくべきではないかについて検討するということであつたが、今の段階ではなされているのかの問いに対し、支配人を中心として作っており、商工観光課でヒアリングを行った砂丘荘からの案である。支所についても地域振興課、商工観光課係へも話はしてある。地域振興課までおろすことには至っていないが連携はやっている。直接に、早急にか

えるところまでは至っていないと答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算について、本案も同じく3月19日委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いましたので、結果を報告します。

本施設につきましては、ただいま指定管理者イシタケさんに運営を委託しているところでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200万円に定めようと提案されているものであります。

歳入では、1款繰越金200万円、前年度繰越金として。歳出では、1款経営費1項管理費1目一般事業費で、施設維持修繕料を100万円、突発的な修繕料として計上、それに予備費として100万円を計上してあります。

所管課長の説明を了承し、質疑に入りましたが質疑はなく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第46号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算は原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

△日程第19 陳情第4号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書

△日程第20 陳情第1号医師・看護師不足対策に関する陳情書

△日程第21 陳情第2号市町村管理栄養士設置に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第19、陳情第4号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書から日程第21、陳情第2号市町村管理栄養士設置に関する陳情書までの3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告

を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

平成18年第5回定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査とした陳情第4号及び今期定例会において付託されました陳情第1号並びに陳情第2号についての審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会の審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と本案に対する意見を求め、審議いたしました。

まず、陳情第4号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情について、次のとおり報告いたします。

陳情の趣旨は、18年4月の診療報酬改定により、リハビリは脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、寝たきり老人防止のための機能低下防止リハビリや脳卒中後の意欲的回復に貢献してきた機能訓練リハビリに給付日数の上限が設定され、一貫した診断のもと、適切なリハビリを継続して提供することを困難にするものであること。患者のリハビリ効果は時間的に差が見られ、日数制限によりリハビリ終了後、現状維持が困難になるのではないかと意見が寄せられており、一刻も早い改善が求められる状況にあること。

こうした動きは、患者、障害児者のみならず病院経営や理学療法士等の専門職にも大きな影響を与えることも危惧されることから、リハビリの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書の政府への提出を願意とするものであります。

審議の中で委員より、脳血管疾患患者らに対するリハビリ治療に日数の制限が設けられ、リハビリは一般的には早期に集中して行なうほど効果があらわれるとされているが、長期的に行なうことで改善が少しずつあらわれる

ことも少なくない。新聞等で緩和の方向に動きつつあることなど報道されている状況であり、改正に関する影響調査等も必要と考えるなどの意見がありました。

審議を終了、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号医師・看護師不足対策に関する陳情書については、伊集院地域の中村寛成氏ほか連盟による陳情であります。陳情の趣旨は、急速な高齢化や医療の高度化の中、医師や看護師の絶対数が少なく大きな社会問題となっている。その上に、勤務医の過労死や看護師の離職率13.1%など現場の過酷な労働実態がある。国民がいつでもどこでもだれでも安全で安心できる医療介護が受けられるように医師・看護師等の大幅増員を求め、緊急の施策を国に要求する意見書提出を願意とするものであります。

質疑においては、一委員より、市民病院の現状とはどうかとの問いに、看護師が基準に達していないので診療報酬の基準単価が安く、収入が少ない。臨時募集においては、難しくすぐやめるケースがある。今後、高齢化が進むと複雑な疾患を抱えた人が増え、少人数の看護体制では十分な看護が臨めず多くのリスクを抱え、回復にも大きく影響してくると思うとの答弁でありました。

審議を終了し、討論に入り討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号市町村管理栄養士設置に関する陳情書については、伊集院地域の鹿児島県栄養士会の山下雅世氏ほか連盟による陳情であります。

陳情の趣旨は、国が推進する「健康日本21」や「健康フロンティア戦略（介護保険・生活習慣病予防事業）」等の栄養施策の達成には、地域住民の生活習慣に対応した健

康づくり・栄養改善事業をそれぞれの市町村において実施することが重要である。効果的な健康づくり・栄養改善事業を積極的に推進するために健康増進・栄養指導の専門的な知識、技術を有する選任の管理栄養士を正規職員として配置することを願意とするものであります。

質疑においては、一委員より、日置における現状はどうかとの問いに、現在在宅の管理栄養士に来てもらっている状況であるが、1人は離職になった。鹿児島市、薩摩川内市、南さつま市など近隣の市町にはすべて管理栄養士がいる。日置市においては、健康づくり推進、食育推進計画作成中であり、その中でも管理栄養士の配置促進となっており、健康増進や介護予防には必要な人材であるとの答弁でありました。審議を終了し、討論採決に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第2号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

△日程第22 陳情第3号日豪EPA交渉に関する陳情書

△日程第23 陳情第4号畜産政策・価格に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第22、陳情第3号日豪EPA交渉に関する陳情書及び日程第23、陳情第4号畜産政策・価格に関する陳情書の2件を一括議題とします。

2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております陳情第3号日豪EPA交渉に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月19日に委員会を開き、審査し討論・採決をいたしました。

陳情の趣旨は、昨年12月12日の日豪首脳会談において、EPA交渉の開始に合意することとなり、我が国の豪州からの農林水産物輸入割合は高く、しかも我が国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目が含まれております。そのため、この取り扱いによっては我が国、農業農村に壊滅的な打撃を与えることだけでなく、関連産業や地域経済などに対しても影響を及ぼし、地域社会をも崩壊させる懸念があります。このような実情をご賢察いただき、豪州との交渉の際には次の事項が確保されるよう政府へ意見書を提出くださるよう要請します。

1、重要品目に対する例外措置の確保。2、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保。3、交渉いかんによっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと、であります。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号畜産政策・価格に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月28日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、3月19日に委員会を開き、審査し、討論・採決いたしました。

陳情の趣旨は、本県の畜産は全国屈指の規

模とレベルに達しており、本県農業の主軸としての地位を占めています。しかしながら、後継者の減少、高齢化の進行など生産基盤の衰弱化と飼料高騰をはじめとする生産コストの増大や、鳥インフルエンザなどの疾病発生と不安要素は多く、畜産基盤の維持・強化が大きな課題となっております。このような中、将来にわたって畜産生産基盤の維持や生産者の営農意欲を喚起するような仕組み、制度の確立並びにセーフティネットの充実・強化が重要であり、日豪EPAなどの国際化がより一層進展した場合は、生産者の経営安定のための万全な対策の措置が必要であります。今後とも、国の政策支援の強化がぜひとも必要であり、畜産にかかわる農家の経営安定と生産基盤の維持が図れるような施策の確立に向け、政府へ意見書の送付を要請するとのことであります。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

次に、陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

△日程第24 意見書案第1号リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書

△日程第25 意見書案第2号医師・看護師の増員を求める意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第24、意見書案第1号リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書及び日程第25、意見書案第2号医師・看護師の増員を求める意見書の2件を一括議題とします。

2件について提出者に趣旨説明を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました意見書案第1号及び第2号について趣旨説明を申し上げます。

まず、意見書案第1号リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書案の提出について申し上げます。

先ほど採択されました陳情第4号の願意が、

関係機関への意見書提出でありますので、所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、政府等へ意見書を提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

次に、意見書案第2号医師・看護師の増員を求める意見書案について申し上げます。

先ほど採択されました陳情第1号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、政府等への意見書を提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務郵政民営化大臣、文部科学大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第1号及び意見書案第2号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第26 意見書案第3号日豪EPA交渉に関する意見書

△日程第27 意見書案第4号畜産政策・価格に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第26、意見書案第3号日豪EPA交渉に関する意見書及び日程第27、意見書案第4号畜産政策・価格に関する意見書の2件を一括議題とします。

2件について、提出者に趣旨説明を求めます。松尾産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております意見書案第3号日豪EPA交渉に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第3号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14号の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、我が国の豪州からの輸入状況は米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の占める割合が高いのが実態であります。この交渉の取り扱いいかんによっては我が国の農業農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業や地域経済等に対しても影響を及ぼし、地域社会をも崩壊される懸念があります。このような観点から豪州との交渉に当たり、重要品目に対する例外措置の確保、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保など、交渉いかんによっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むよう政府へ意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、農林水産大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

次に、意見書案第4号畜産政策・価格に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第4号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14号の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますが、本県の畜産は全国屈指の規模とレベルに達しており、本県農業

の主軸としての地位を占めています。しかし、後継者の減少、高齢化の進行などにより衰弱化が進んでおり、飼料など生産コストの増大や、疾病発生など不安要素は多く、畜産基盤の維持・強化が大きな課題もある。そこで、将来にわたって畜産生産基盤の維持や生産者の営農意欲を喚起するような仕組み、制度の確立並びにセーフティネットの充実・強化が重要であります。このような観点から今後とも国の政策支援の強化がぜひとも必要であり、本県の畜産の将来が展望でき、かつ畜産にかかわる農家の経営安定と生産基盤の維持が図れるような施策が確立されるよう政府へ意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、農林水産大臣、財務大臣、外務大臣、厚生労働大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号及び意見書案第4号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第28 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。

南薩衛生処理組合等が再編され、平成19年4月1日から南薩地区衛生管理組合が設置されることに伴い、本市議会から同組合議会議員2名を選挙することになりました。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。南薩地区衛生管理組合議員に宇田栄、長野瑛や子さんの2名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄、長野瑛や子さんの2名を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄、長野瑛や子さんの2名が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

当選されました宇田栄、長野瑛や子さんの2名が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

任期の間、一生懸命頑張ってまいります。どうかひとつよろしくお願いいたします。

長野瑛や子さん。

○20番（長野瑛や子さん）

ご指名を受けましたので、一生懸命やっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

△日程第29 閉会中の継続審査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第29、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第30 閉会中の継続調査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第31 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第31、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△日程第32 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第32、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果報告については市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果報告は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は2月28日の招集から本日の最終本会議まで29日間の長きにわたりまして、平成18年度一般会計補正予算及び平成19年度一般会計当初予算を初め、日置市職員の給与に関する条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等に対しましても十分検討してまいります。

平成19年度はいろいろな機会において、ご指摘のありましたように極めて重要な年度であると存じます。第一次日置市総合計画を

基本に、日置市の一体感を助成しながら、将来にわたり人が住みたくなる町、市民が誇りを持てるまちづくりのために全力を傾注してまいる所存であります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで、平成19年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後3時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 谷口 正行

日置市議会議員 西峯 尚平